

# 國際經濟研究

年 報

VI



神戶大學

經濟經營研究所

1955

# 國際經濟研究

VI



神戸大學經濟經營研究所

# 國際經濟研究 VI

## 目次

アメリカ合衆国の貿易政策に於ける動向

——その通商条約・関税政策並びに通商協定の変遷——

アルゼンチン經濟の發展

——低開発地域經濟發展の事例的研究——

社外船の系譜 — その一 —

アルゼンチンの金融制度

——特に銀行制度の後進性と社会化について——

國際分業と國際交換

(資料) ラテン・アメリカの外貨予算

——その特徴と展望——

アルゼンチンにおける工業化

(調査) 一九四九―五三年に於ける輸入弾力性の計測

事業要録

雜誌文献目録

英文要約

柴田銀次郎 三

川田富久雄 四

佐々木誠治 一〇七

藤田正寛 一〇九

片野彦 二〇五

藤田正寛 二〇五

山本泰督 二六二

統計室

# アメリカ合衆國の貿易政策に於ける動向

— その通商條約・關稅政策並びに通商協定の變遷 —

柴 田 銀 次 郎

## 第一節 アメリカ合衆國の最惠國待遇問題

國民の國際經濟活動は、一面にはその國の國內經濟法制（例えば關稅法、輸出入統制法など）の制約を受け、他面には外國との通商條約及び通商協定の定めるところに基づいて行われるのを通例としている。而して、現在までに各國間で結ばれた通商條約の内容に於て、通商上に直接効果のある條項で共通的に重要な点は、最惠國待遇及び内國人待遇に關する約款であるといえよう。

ヨーロッパに於ては十六世紀の頃から、約定國には他國に与えた恩典に無条件で均霑させるという所謂「無条件最惠國待遇」の約定が既に行われていたといわれているけれども、現代各國間の通商條約に於て見られるような無条件最惠國約款は、一八六〇年に英國とフランスとの間で結ばれたコブデン・シュヴアリエ條約（The Cobden-Chevalier Treaty）<sup>(註一)</sup>に於て明確にこれを規約したことが、その基本となつて見られるべきである。即ち、一八六〇年以後に於てヨーロッパ諸國の間で締結された通商條約の殆ど総べては、この無条件最惠國待遇の約款を含んでいる。尤も、これが實際の適用

アメリカ合衆國の貿易政策に於ける動向



に當つては、第三国に均霑させないような特殊な手段を講じた規定を設けて隠蔽された差別待遇をなす場合も屢々あつた。即ち、関税行政上は無差別取扱の規定を設けながら、公安又は衛生上の取締に名を借りて差別待遇をなし、或は徒らに品目を細分類して無差別待遇の適用範囲を狭くすることがこれであつた。後者の極端な例として、又世界的に有名な事例としては、一九〇二年のドイツ関税率法に於て協定税率一〇三号として、「大きい斑のある山牛もしくは褐色の牛であつて、海拔三〇〇米以上の地点で飼養され、且つ海拔八〇〇米以上の地点に於て毎年少くとも一ヶ月間牧畜した<sup>(註3)</sup>もの」と規定してあつたことが挙げられる。これは、ドイツ産の牛と絶対に競争とならないスイス産の牛の輸入のみに特惠を与え、オランダ産、ロシア産等の牛の輸入を排除しようとしたものであるが、無条件最恵国待遇条約下に於て差別的取扱方策の極端な実例として屢々引用されている。實質的にはこのような隠蔽された差別待遇が多少は潜在したけれども、総じてヨーロッパ諸国間に行われた通商条約は、早くから無条件最恵国約款を基礎としていた。

しかるに、アメリカ合衆国は最初から今日まで常に何等かの形に於て条件付最恵国約款を以て終始している。一九二二年の関税率法に於て条件付最恵国待遇の規則を廃棄したといつても、これは必ずしも貿易の自由を理想とした無条件最恵国待遇の性格を持つものではなく、殊に、或る通商条約に於ては最恵国待遇の無条件均霑を約束していても、関税率法に於て又は個々の通商協定に於て除外例を設けることを常としている。

アメリカ合衆国が始めて条件付最恵国待遇約款を採用したのは、一七七八年フランスとの通商条約に於てである。これによると、アメリカ、フランス兩國は、それぞれ対等の報償を与える条件で以て総べての第三国に許し又は引続き許さんとする貿易上のあらゆる讓許に均霑することを協定したものである。<sup>(註4)</sup>一七七八年以後一九二二年までは、その関税率法に於ては勿論のこと、各国との通商条約に於ても、従つて又個々の通商協定に於ても、常に条件付でなければ最

恵国待遇を交換しないという態度を採つて来た。これは、根本的にはアメリカ合衆国の保護貿易主義の堅持を意味するものであるけれども、又、或る特別の政治的その他の關係を持つ国又はアメリカに対して特殊の恩典を譲与した国に与えた恩恵を、かゝることのない他の国であつて新にアメリカと協約する国にも均霑させることは不公平であるという理念に基くものである。しかし、特定国との最恵国協定に於て採られた交換条件の内容と等しいか、又は、これに匹敵する程度の条件を、他の第三国に要求することは、各国の經濟構造や貿易事情が異なるために極めて困難であるということや、又、無条件約定によつてアメリカ商品は却つて広汎な市場が開拓され且つ関税上有利な待遇を獲得し得るというヨーロッパ流の考え方には振り向きもしなかつた。

アメリカ合衆国が殆ど建国の当初から保護政策を以つて貫かれていることは、最初はその当時の貿易事情とヨーロッパに遅れた幼稚産業の事情から已むを得なかつたであろう。アメリカの輸出は十九世紀半までは輸出総額の凡そ八五%が原料と食料品とであつた。即ち、肉類、穀物、綿花、タバコ、木材等がこれであつて、いずれもヨーロッパ諸国（アメリカ輸出の七〇%以上は対ヨーロッパ諸国であつた）の必需物資である。この傾向は十九世紀末に及んでも七〇%を超え、二十世紀に入つても六〇%と多少の退行は見ているけれども、依然として原料、食料品輸出たる地位にあつた。これに反し、アメリカのヨーロッパからする輸入の多くは製造品であり且つヨーロッパのいずれの国から輸入するもアメリカの選択に委されていた（第1表参照）。これらの事情は、アメリカの対外交渉力を著しく高めていることであり、外国に対してかなりの無理が押し通せる事情にあつた。かゝる時代にあつては、アメリカの高関税も、条件付最恵国待遇も、又、貿易上の差別待遇も、直接にアメリカの輸出入にさして響くことがなく、保護政策も大きい実害がなく遂行されて、豊富な資源の開発と国内産業の著しい進歩とを見ることができた。

第1表 アメリカ合衆国輸出入総額に対する類別割合 (%)

輸 出				
年 度	原 料 品	食 料 品	工業製造品	その他
1830	62.34	20.97	16.38	0.31
40	67.61	18.36	13.87	0.16
50	62.26	20.43	17.21	0.10
60	68.31	16.06	15.32	0.31
70	56.64	24.65	18.62	0.09
80	28.98	55.77	14.78	0.47
90	36.03	42.21	21.18	0.58
1900	24.73	39.80	35.38	0.09
10	33.10	21.58	44.85	0.47
20	23.30	25.08	51.60	0.02
25	29.51	18.50	51.99	—
30	21.93	14.31	63.76	—
輸 入				
1830	6.72	27.16	65.19	0.93
40	11.71	31.00	56.65	0.64
50	6.75	22.75	70.01	0.49
60	10.48	25.37	63.19	0.85
70	12.18	34.46	52.20	1.16
80	19.74	32.70	46.02	1.54
90	21.62	33.17	44.04	1.17
1900	32.50	27.17	39.16	0.64
10	36.37	20.95	41.93	0.75
20	33.20	34.40	31.80	0.60
25	41.30	21.95	36.70	0.05
30	32.74	22.66	44.60	—

(註) The Statistical Abstract of the United States; 1916, 1923, 1938 による。

しかるに、アメリカ合衆国は第一次大戦を契機として工業製品の輸出国に転じ、且つ原料品の輸入も著しく増すに至つた。即ち、貿易構造が逆転したわけである。このことはとりも直さず、アメリカの貿易構造がヨーロッパのそれと似通うよう

になつたことであり、殊に第一次大戦前からアメリカ業界が企図した大量生産方式は愈々その実効を現わして来たので、ヨーロッパ製造品に対するアメリカ市場が益々狭くなると同時に、世界市場に於てヨーロッパ商品とアメリカ商品とが角逐するようになつた。このようになると、アメリカの貿易上に於ける対外交渉力は昔日のように無理押しがきかなくなり、アメリカ商品の販路のため多少の譲歩は余儀ないことになり、又、第一次大戦によつて消耗し尽したヨーロッパ諸国にアメリカ商品に対する購買力を与える意味でも、アメリカは外国商品に対して障壁を低めなければならない立場

になつた。殊に、ヨーロッパ諸国は古来関税に対しては極めて敏感であり、特にアメリカと最も密切な貿易関係にあるイギリスは第一次大戦による疲弊によつて多少歪められたとはいへ、また自由貿易を理念とする国であつたから、アメリカの貿易上に於ける差別待遇と高関税とについては最も不快に感じていた。<sup>(註6)</sup> 前述のように、イギリスは一八六〇年以來最恵国約款は無条件であるべきことを主張しており、アメリカとの外交交渉に於てもこの点について早くから衝突を見ていた。<sup>(註6)</sup> アメリカは高関税の目的を既に達成して世界最強の工業国になつたばかりでなく、寧ろ国内産業のための原料品輸入が著しく増加する段階にまで到達したのである。これらの事實は国会にも政府にも影響を与えて、自国の国際的地位を多少とも認識するようになり、一九二二年に至り漸くハーディング大統領 (Warren Gamaliel Harding) 及びヒューズ國務長官 (Charles Evans Hughes) のときに、差別的な条件付最恵国待遇の規定を廃棄した関稅定率法 (所謂フォードニー・マツカンバー関稅率 The Fordney-McCumber Tariff) を定めるに至つた。

この無条件最恵国待遇の政策は、もともと一九一六年に組織された合衆国関稅委員會 (The U. S. Tariff Commission) が、一九一八年にこの採用方を大統領に勧告したことに始まる。関稅委員會は最初は大統領から任命された六人の委員と一人の専門職員とから成る関稅に關する大統領の諮問機關であつて、大統領の諮問した関稅事項に關して調査を行い、且つ大統領及び国会に対してその結果を報告し勧告することを以つて職能としていた (但し、一九二二年に行政機關となる)。この関稅委員會がアメリカの関稅定率法に於て従来採つて来た条件付最恵国待遇の態度を更改すべきことを當時の民主党選出ウイルソン大統領に勧告し、大統領は政治的經濟的考慮からこの勧告を取上げて、その第三次立候補 (一九二〇年大統領選挙戦) のとき十四ヶ條綱領の第三条に、無条件平等待遇の政策を掲げた。しかし、ウイルソンはこの選挙戦に敗れてしまつたのでこれは實現しなかつた。これを具体化したのは一九二二年ハーディング大統領のとき

であつて、國務長官ヒューズの提唱により、一九一三年の関稅定率法を改めて従来の條件付政策を廢棄し、その翌年から無條件最惠國約款を含む通商條約のいくつかを取り結ぶに至つた。

この法律により無條件最惠國待遇を最初に交換したのは、一九二三年十月十八日付の對ブラジル通商協定に於てである。<sup>(註7)</sup>しかし、この最も典型的な條約は一九二五年二月十日成立のアメリカ・ドイツ通商條約である。即ち、この條約によると凡そ次のように定められてゐる。<sup>(註8)</sup>

「各締約國はその一方の領土内に於て成育し、生産し又は製造された物品であつて、他の一方の領土内に輸入されるものに対して課せられたる稅又は條件若しくは禁止事項は、これと類似の物品が第三國から輸入されるときに課せられる程度を超えないことを無條件に約定する。

「又、各締約國は他の一方の領土に輸出される物品に対し、同様の物品が第三國に輸出されるときに課せられる諸稅又は制限若しくは禁止事項の程度を超えないことを無條件に約定する。

「各締約國は第三國に於て成育、生産又は製造された物品に与えられる総べての特典は他の締約國の類似品にも、要求を俟たず又無償を以つて、同時に且つ無條件に適用されるものとする。

「各締約國は各種の輸出入稅の金額及び徵收について、第三國の國民、船舶及び物品に対し、今後与えられる一切の恩典、特權又は免除を、この第三國と無償にて最惠國待遇を得たと互惠有償にてこれを得たとを問わず、他の締約國の國民、船舶及び物品に及ぼすことを約定する。又、今後、第三國の國民、船舶及び物品に対して許す一切の恩典、特權又は免除の利益は、他の締約國に対しても、要求を俟つことなく且つ無償を以つて、これと同時に且つ無條件に、その國民、船舶及び物品に対しても与えられる。」

一九二二年の関稅定率法第三一七條に於て無條件最惠國待遇の用意がなされたことは、當時アメリカ政府が國際平和への寄与として大に誇つた点である。例えば、一九二四年三月十三日ヒューズ國務長官は上院外交委員長ロッシ (Henry C. Lodge) に書簡を送り、

「今や貿易競争の條件は、吾々自身の利益を擁護すると共に、不必要な經濟闘争を排して、世界平和に寄与するという基調の上に置かるべき時期となつた。吾々は外國に対して差別待遇をしないように要求するのであるから、吾々も亦これと同じ約束を与える用意がなければならない。歴史は、かかる約束は無條件最惠國待遇なる方法以外には適當なものがないということを教えている。吾々は國際貿易の根本條件として、純真と善意とを求めなければならない。」<sup>(註9)</sup>

このヒューズ國務長官の片言のうちにも伺えるように、差別待遇の廢止は相互的であるべきであり、従つてアメリカの國民、船舶又は商品に対して差別待遇をなす外國に向つては無條件最惠國待遇を与えないばかりでなく、同じ第三一七條に於て峻嚴な報復を加えることも規定している。のみならず、アメリカの無條件最惠國待遇は、當時に於ける外國の悪感情を緩和するだけの一種のジエスチュアに過ぎず、實際には依然としてアメリカの利己主義遂行に資するに役立つと見る者もある。これは畢竟アメリカが依然として高關稅を維持しているからである。即ち、「この約款が經濟福祉と國際親善とに対してなした大なる貢獻は、外國の關稅上の待遇に於ける公然たる差別を追放したことにある。これにより國際的悪感情が除かれたばかりでなく、競争市場に於て最低價格を以つて輸入することができるようになった。この約款を結べば、国はその商品を最も要求している市場で売ることができるようになつた。又、締約国はその他の外國に対してその後の交渉に於て各種の讓許を追加均霑させることができる。しかし、この約款は必ずしも低關稅を保証す

るものではない。一国が禁止的高率の単一関税制 (A prohibiting high single tariff schedule) をとつていたとすれば、総べてに平等に悪関税待遇を与えるというだけである。このことは、正にこのアメリカの無条件平等待遇の場合に実際に当て嵌まることであると多くの国は不満の意を表した。<sup>(註10)</sup>

アメリカ合衆国が永らく条件付最恵国待遇政策を捨て得なかつたのは、特定国に有償の交換条件で譲許した特典を、何等の報償をも与えてくれない他の国、又は異なる条件で約定している他の国に無差別平等に均霑させることは、不公平であるという觀念から出發しているものである。これは、最初から平等な基盤の上に立つてゐる国の間では一応の真理である。しかし、当時のアメリカのように世界最高の関税率を定めており、又、その他の貿易障壁も世界最高の線を持つてゐる国であるとすれば、たとえ外国はアメリカと相互に平等の条件で譲許することがあつても、アメリカの関税は依然として高く、その外国は徒らにアメリカのために自国市場を開放したに過ぎないこととなる。この意味に於ける平等主義は、アメリカが一九二二年無条件最恵国待遇を取入れた後も、依然として根強く関税政策の中に姿を見せている。その著しい例が一九二二年関税率法第三一五条に組まれた伸縮関税制 (Flexible tariff) の考え方である。この考え方は、既に一九〇九年の関税率法に於て各品目毎に最高最低の税率を設け、この限界内で対外駆引を行うことを定めたが、これを再びとり上げて而かも更に合理的に發展せしめ、且つ前記の意味に於ける対等觀念に徹するようになしたものと見られる。即ち、一九二二年に関税委員会が大統領の諮問機関から政府の行政機関に移行した際最初にとり上げた問題は、輸出入商品の生産費はアメリカと外国と如何なる關係にあるかということであり、これを個々の商品につき一の国について會計学的統計学的に極めて丹念に調査研究して一定の体系を築いた。これを税率算定の基礎とし、アメリカに輸入される商品の生産費とそれに類似する国産品の国内生産費とを比較し、大統領はこの両生産費を等しくする

線に沿うて一九二二年国定税率の上下五〇%の限界を以つて税率を決定する権限を有するという制度である。この伸縮関税制は明かに無条件最惠国待遇約款と矛盾する税制である。何となれば、後者は締約国の総べてに対して均一の関税待遇を与えることを原則とするものだからである。しかし、この伸縮関税制は法律にはなつたけれども、かゝる矛盾が存在するのみならず、政界は大統領に伸縮の裁量を権限づけることに難色を示したことゝ、この実施には技術的に著しい複雑性を伴つたため、遂にこれを実行する機会がなかつた。しかしこれにより、外国をしてアメリカがまだ従来の条件付最惠国待遇に強く拘泥していることを印象づける結果に終つてゐることは尤ものことゝ思われる。<sup>(註11)</sup>

一九二二年に多少とも従来の排他、独善主義を緩和した貿易政策も、一九三〇年のいわゆるホーレー・スムート関税によつて完全に逆転され、却つて排外的高関税政策に逆戻してしまつたことは後に述べる通りであるが、これもアメリカ合衆国の政界には強度の保護主義が深く下地にあることを物語るものであり、一九二二年の無条件待遇の措置も、この下地の上に築かれた気まぐれであつたと解釈されても仕方がない。畢竟、アメリカ国民には全盛期のイギリス国民に見られたような氣宇濶大な自由貿易思想は、如何にアメリカ経済が世界に君臨するようになっても、望み得ないものであるという感を深くする。

アメリカ合衆国のかゝる独善主義は、必ずしもその国民性から生れたものではなく、根底は寧ろアメリカの経済構造の上に基盤をもつものと理解される。即ち、広大な国土と豊富な資源とを擁し、その上に徹底的な合理主義に基づいて興された大量生産方式は、外国で満足されている程度の国民経済ならば、孤立経済であつても優に営み得るほどの余裕ある経済構造を持つてゐる。否、国内に於て生産統制を行わないならば、忽ち生産過剰に陥つて世界市場に向つて大なる販路を求めなければならなくなる。アメリカとしては主としてこの販路を得る手段として外国からも輸入せざるを得



ないというのが実情であつて、最近に於ける国際主義への歩み寄りの政策も、畢竟はかゝる事態に直面してから己むを得ず採られたものと見る。アメリカ国民が外国物資に依存することの如何に薄いかは第2表がよくこれを示している。

第2表 国民所得\$1 中輸入商品に費された金額 (註) 1920-1938

アメリカ合衆国	7セント
ドイツ	24 //
イギリス	29 //
カナダ	30 //
フランス	31 //
スウェーデン	34 //
オーストラリア	35 //
ノールウェイ	47 //

(註) The Chun Chang: International Comparison of Demand for Imports; Review of Economic Studies, Vol. XII (2) No. 34 (1945-46), p. 61 より摘記、同じような研究が F. Machlup により International Trade and the National Income Multiplier, 1943, p. 200, Note にもある。

アメリカの条件付最恵国待遇に対する固執は、第二次大戦後に結ばれた通商条約に於てさえ常に覗うことが出来る。例えば、その最も典型的と目されている「アメリカ合衆国・コロンビア共和国間友好通商航海条約」に於て、その第二十一条2に、

「貨物の待遇に関する本条約の最恵国待遇の規定は、アメリカ合衆国又はその属領及び属地が、これら相互に、

及びキューバ共和国、フィリピン共和国、太平洋諸島の委任統治領、パナマ運河地帯に与える利益には、これを適用しない。」

と特定国に、又は有償で与えた特惠待遇は、コロンビアに均霑しないことを規定し、又同第二十一条2に「最恵国待遇」の定義として次のように規定してある。

「最恵国待遇の用語は一方の締約国の領域内において、第三国の国民、会社、生産品、船舶又はその他の客体が、それぞれの場合に応じ同様の事態において同じ領域内で受ける待遇よりも不利でない条件で与えられる待遇を意味する。」

しかし、一九二五年アメリカ・ドイツ通商条約に見られたような「無条件」の明記は、この通商条約の全条に亘つて

どこにも見ることが出来ない。

一八八八年於けるアメリカ合衆国大審院の判決は、条件付の明文がなくても当然に条件付であると解釈すべきものとしており、これを改めるその後の判決も見られないから、法理上はアメリカ・コロンビア通商条約のように一貫して単に最恵国待遇とのみ記して、前記一九二五年アメリカ・ドイツ通商条約のように「無条件」の明記がなければ、すべて条件付待遇であると解釈される。

もつとも、アメリカ合衆国が各国との通商条約に於て、たとえ無条件最恵国約款を例外なしに採用することがあつたとしても、その交渉の基礎に世界に冠たる高関税と甚だ難渋である輸出入手続を固持している限り、それによつて外国の利するところは余り期待し得ないばかりでなく、却つてアメリカ自身を利益するに終るだらうことは前にも述べた通りである。アメリカに於ける高関税政策は結局は国内世論に基くものであり、農民及び一部工業家層の強い支持があるからである。一方に高関税率の法規を維持し、他方海外の非難を緩和して行こうとすれば、政策は勢い外国と個々の場合につき特例的に妥協して行く余地を設けるより外に途がない。又、世論が飽くまで有償条件付でなければ最恵国待遇を交換しないという取引主義を捨てないならば、この取引主義の上に立つて、でき得る限り外国の意に副うような形に協定方式を持つて行くより仕方がない。アメリカ合衆国が立法当時及びその後にも如何にも対外恩恵のように考えていた一九三四年互惠通商協定法 (The Reciprocal Trade Agreements Act, 1934) も、煎じつめれば内外政情を緩和する窮余の策であつたのである。

(註 1) J. M. Letiche: Reciprocal Trade Agreements in the World Economy, 1948, N. Y., p. 6.

(註 2) William Smith Culbertson: International Economic Policies. A Survey of the Economic of Diplomacy, 1925, p. 12.

(註 3) United States Tariff Commission: Reciprocity and Commercial Treaties, 1918, p. 483.

アメリカ合衆国の貿易政策に於ける動向

(註4) Letiche: *ibid.*, p. 6.

(註5) Jacob Viner: *The Most-Favored-Nation Clause in American Commercial Treaties*, (*Journal of Political Economy*, Vol. XXXII, Feb. 1924), pp. 101-129.

(註6) 一八八四年アメリカ合衆国と英領西印度との間で互恵通商条約の締結を計画し、両国が享受する条件付特権は、第三国がこれに相当する報償を提供しない限り、これを第三国には均霑させないという約款があることに對し、イギリスの外務卿グランヴィール (Earl Granville) は直ちにこれに抗議し、

「かかる最恵国待遇は従來の國際法の解釈による最恵國約款に違反するというのがイギリス政府の意見である。アメリカ合衆国の提案による最恵國約款の解釈では、条件付且つ有償を以つて与えた特典はこの條約によつて直ちに均霑しないとされては居るけれども、イギリス政府はこの解釈を全然否認する。最恵國約款は今や通商條約の体系上最も価値高き部分となつて地球上の殆ど總べての國の間で結ばれているものである。これは他の如何なる規定よりも、関稅率の單純化と貿易の自由化とを促進する。しかるに、現在提案された制度は、各國をして独占市場の獲得に走らせ、貿易自由の代りに束縛をもたらすものである。最恵國待遇の效果は、一二の例外はあるとしても、一定商品はいずれの國に於ても事實上一定稅率が課せられているということである。

のみならず、アメリカ合衆国の提案は最恵國約款を無用のものたらしめて居る。即ち、A國がB國と最恵國待遇を交換している場合に、A國が更にC國と有償による低關稅協定を結んだとすれば、B國はこの報償に相當するものを提供しなければC國と平等の待遇が得られなくなる。……」(Gilbertson: *ibid.*, pp. 85-87)

(註7) Gilbertson: *ibid.*, p. 93.

(註8) Gilbertson: *ibid.*, pp. 94-95.

(註9) Francis B. Sayre: *The Protection of American Export Trade*, 1940, p. 11.

(註10) Letiche: *ibid.*, p. 11.

(註11) Letiche: *ibid.*, p. 12.

(註12) 通商條約の最恵國待遇に關するアメリカ政界の解釈は、合衆國最高裁判所の次の如き判決によつて裏書された。

バーナム・ロバートソン事件 (Bartram v. Robertson Case, 122 U. S. 121) に於て、デンマークは一八二六年の合衆國との條約に基き、デンマーク産糖も合衆國に無稅で輸入さるべきであると要求した。即ち、合衆國とハワイ(注意 ハワイは一九〇〇年に正式に合衆國の屬領となつた)との間で一八七五年に結ばれた互恵協定によるハワイ産糖と同じ條件を要求したわけである。合衆國裁判所は「ハワイ島には価値高き讓許と交換して与えた特權であるから、これを無償でデンマークに及ぼすようにはデンマークとの條約は合衆國を拘束しているものではない。反

対に、同条約にはかかる特典に対しては同じような報償が与えらるべきことを規定している。デンマークによりかかる報償がなされたときには、始めてデンマーク領からの砂糖が免税されるべきであるか否かを考慮する。」という判決を一八八八年に下した。

ホイトニー・ロバートソン事件 (Whitney v. Robertson Case, 124 U. S. 190, 1888) も最惠国約款の条件付形式が欠けていたにも拘わらず、これと同じ趣旨の判決を下している。一八六七年の合衆国・ドミニカ共和国通商条約は、「ドミニカ共和国の成育、生産、又は製造にかかる物品、若しくは海産物にして合衆国に輸入されるものに対しては、他の外国の成育、生産又は製造にかかる同様の物品若しくは同様の海産物に課せられる程度よりも高い税又は異なる税を課せられることがない」と規定されていた。しかるに、前記一八七五年のハワイ島との協定に於ては、ハワイの生産及び製造にかかる各種の物品（この中には砂糖も含まれている）を合衆国に輸入する当つては、ハワイ島王が合衆国に与えた特定の譲許を考慮して免税にするという規定がある。しかし、この事件に対する判決も、ドミニカ共和国との条約に於けるこの規定は、ドミニカ共和国産の砂糖その他がハワイ島王との協定と同じように免税されることを権限づけるものではなく、且つこの事件もバートラム・ロバートソン事件と趣旨に於て何等異なるものではない、ということであつた。(Culbertson: *ibid.*, pp. 68-69.)

## 第二節 アメリカ合衆國の高關稅政策

アメリカ合衆國の關稅は、一七八九年憲法発効前に於ては、各州が区々にこれを定め各州の收入として徴収していたけれども、憲法により「総ての關稅、賦課金及び消費税は合衆國を通じて均等でなければならぬ。(All duties, imposts and excises shall be uniform throughout the United States: Article I, Section 8-1.)」という規定を設け、關稅權を中央政府に集中し、国会がその定率と徴収とを行う権限を持つこととなつた。最初は「政府財政支持のため、合衆國の負債償還のため並びに製造品の奨励保護のため(一七八九年關稅定率法前文)」(for the support of the government, for the discharge of the debts of the United States, and the encouragement and protection of manufactures, the preamble of the Tariff Act of 1789.)に關稅法を設けたのであるが、製造品保護の目的は當時はまだ重視されず、事實は單純に國家の歳入のみを目的としていた。即ち、全輸入品を平均して従價八・五%、單一國定關稅率によると定められていた

アメリカ合衆國の貿易政策に於ける動向

ことがこれを物語る。この税制はその後平均七年毎に料率改訂を行い、或る時は高く或る時は低く改められたが（第2表）、趨勢は次第に産業保護的色彩が濃厚となり、過去一〇〇年以上の間に平均五〇%以上又は五〇%に近い税率を持つたことが屢々ある。而も依然として単一固定の税制が守られた。

しかし、第一次大戦まではアメリカ合衆国は未だ世界経済の中に深く進出するという段階には至っておらず、その貿易は一般的に見て、第一表に見たように、ヨーロッパとは互に有無相通の関係にあつた。そのため、単一固定税率であつても今日ほどの国際経済上の支障とならず、高関税であつても消費者支出の増大に対する不満——しかもこの不満は国会に殆ど反映する機会が与えられていなかった——以外には、国の内外に於ける反撥を感じるものが少なかった。

第3表 アメリカ合衆国の従価平均関税率 (註)

年 度	適用された 関税定率法	従価平均 関税率 %
1821—30.....	{ 1816.4 1824.5 1828.5	49.20
1831—40.....	{ 1828.5 1832.6 1833.3	38.20
1841—50.....	{ 1833.3 1842.8 1846.7	29.64
1851—60.....	{ 1846.7 1857.3	23.99
1861—65.....	{ 1861.3 1862.7 1864.6	33.87
1866—70.....	{ 1864.6 1870.7	47.61
1871—75.....	{ 1870.7 1872.6	40.60
1876—80.....	1872.6	43.77
1881—85.....	1872.6	43.15
1886—90.....	1872.6	45.89
1891—95.....	{ 1872.6 1890.10 1894.8	47.39
1896—1900...	{ 1894.8 1897.7	46.65
1901—05.....	1897.7	48.57
1906—10.....	{ 1897.7 1909.8	42.86
1911—15.....	{ 1909.8 1913.10	38.72
1916—20.....	1913.10	22.10
1921—25.....	{ 1921.5 1922.9	35.90
1926—30.....	{ 1922.9 1930.6	40.06
1931—35.....	1930.6	50.02

(註) The United States Tariff Commission 編集の数字を Statistical Abstract of the U. S., 1936 からとつた。この従価平均関税率は、各年度の関税収入総額を該年度の課税品輸入総額を以つて除した%である。故に、免税品輸入を含まず、且つ課税品目に移された場合及びその逆の場合が考慮されていない。但し、原表には免税品と課税品との合計輸入総額に対する%も掲記されているが、この数字は関税定率の高下を見るには却つて不適當である。

しかるに、第一次大戦はヨーロッパの生産を破壊した反面に於て、アメリカをして工業生産力の著しい躍進を促したと同時に、世界経済の中へ深く進出せしめるに至つた。従来ヨーロッパから主として工業生産品を輸入していたアメリカに於て、工業生産力が増大したという事は、ヨーロッパの対米輸出を縮小又は阻止することを意味したばかりでなく、アメリカに於てこれが生産過剰に至れば世界に於てヨーロッパ製品と角逐することは当然である。それも、ヨーロッパ諸国が生産恢復の過程にある間は、寧ろアメリカ製造品に対する需要が多く、しかもドル貨が不足し、そのためアメリカ合衆国の投資又は貸与の形式で、アメリカから輸出されるものが多かつた。ヨーロッパ経済の恢復が急速となり生産力が漸く復旧するに従い、ヨーロッパ諸国の最も期待していた対米輸出が既に戦前のように行かず、生産力低下によつて輸出力の少なかつたときにはさまで問題と思わなかつたアメリカの関税も、今や頗る高い障壁のように感じ始めた。第一次大戦勃発直後一九一三年には、アメリカ関税率は一〇〇年以來の最低を示してはいたが(第3表)、それでも尚、当時世界最高の関税賦課率を持したのは、第一位がスペインであり、これと同じ程度で第二位にあつたのがアメリカであつた。<sup>(註13)</sup>これが、戦後は農産物価格の暴落による農民の窮状を救済する意味を以つて、農産物の輸入障壁を一層に高める方向へ走つた。即ち、一九一九年秋に始まる第一次世界恐慌は、一九二〇年に最も深刻な情勢を示し、第一にアメリカ農民の窮状が極点に達したためこれを救済する意味を以つて、まず一九二一年五月二十七日に緊急関稅定率法(The Emergency Tariff Act)を制定して主として輸入農産物に対する関税を著しく高めた。例えば、一九一三年の税率では免税品目の中にあつた小麦が一ブッシェルにつき三五セントとなつたのを始め、羊毛が無税から一ポンドにつき一二セントに、玉蜀黍が無税から五六ポンド建一ブッシェルにつき一五セントに、豆類が同じく無税から一ポンドにつき二セントに、馬鈴薯が無税から六〇ポンド建一ブッシェルにつき二五セントに、植物油が無税から一ガロンにつき二六

アメリカ合衆国の貿易政策に於ける動向

アメリカ合衆国の貿易政策に於ける動向

セントに、バターが一ポンドにつき二・五セントから六セントに、白米が一ポンドにつき一セントから二セントに、亜麻種子が五六ポンド建一ブッシェルにつき二〇セントから三〇セントに、というように著しく高められた。但し、これらの増税からはフィリピン、ヴァージン島及びグアム、トゥトイラ (Tutuila) の島を除外している。これと同時に、漸く能率高度化に成功しつつあつたアメリカ工業を擁護する目的を以つて、一九二二年フォードニー・マツカンバー関税率 (前出) を定め、工業製造品の関税も一層に高められるに至つた。これらの高関税は、その当時は或は一時的措置として採られた政策であつたかも知れないけれども、<sup>(註)</sup>一九一九年、一九二九年と二度の世界恐慌は、その後も永らく世界を不況に停滞させ、今日も尚世界的に漲つてゐる経済的国家主義の最初の動機となつたということ、アメリカ合衆国がその経済政策の下地としての保護主義から解放され難いことのために、アメリカの引続いての関税政策も依然輸入障壁を高める線に沿つたものであつた。

しかし、国際主義に多少とも傾いてゐる民主党が国会に於て制動力を維持してゐたときには、少しは国際的遠慮というものが見られたが (註9のヒューズ國務長官の書簡参照)、共和党が連続して政権を握るようになると些かに凶に乗ることとなり、一九二九年共和党から二期連続して大統領を選出することになるや、一九三〇年フーヴァー大統領の警告を無視して合衆国建国以来の、又、世界で稀に見る高関税を規定したホーレー・スミート関税率法 (The Hawley-Smoot Tariff Act. 正式には Public Law No. 361, Tariff Act of 1930.) を成立せしめた。

このホーレー・スミート法の前文には、「本法は歳入に備えるため、外国との貿易を取締るため、合衆国の産業を振興させるため、アメリカの労働を保護するため、及びその他の目的のために制定した。」 (An Act to provide revenue, to regulate commerce with foreign countries, to encourage the industries of the United States, to protect American labor,

and for other purposes.) とあり、ここに始めてアメリカの労働保護の目的といふことが加わつた。従来は工業及び農業の企業を保護することに強く関税目的を置いていたのであるが、この関税法以来は労働者の生活保護も亦その目的として取上げたと見られる。アメリカ歴史上未曾有の高関税法に於て新にかかる目的を附加したことは、労働者の失業防止と賃銀低下回避とを目標としたものであろうけれども、同じ労働者が消費者として、関税引上による国内物価騰貴のため、却つて生活程度が下ることがあることは考えられていないようであつた。このことは後に述べるように、多くのアメリカ経済学者から指摘され、この関税法非難の一目標となつた。

一九二二年関税定率法では課税品として掲げられた品目は三、二九六であつたが、一九三〇年関税定率法ではこのうち一、一二五品目、即ち三四%に相当する品目に対する税率に変更を見た。即ち、八九〇品目は増税され、更にその八九〇品目のうち五〇品目は無税品目から課税品目に移された。但し、減税となつたものも二三五品目あり、また七五品目は課税品目から無税品目に移されたけれども、これらはいずれも国際的に殆ど重要でない品目のみである。増税のうち最高税率は、農産品及び農産関係品によつて占められている。例えば、前に記した一九二二年税率と比較するため同じ品目をここにとつて見ると、小麦は一ブツシエルにつき四二セントに、小麦紛一〇〇ポンドにつき一・〇四ドル（一九二二年は七八セント）に、羊毛一ポンドにつき三七セント並びに従価二〇%、玉蜀黍一ブツシエルにつき二五セントに、豆類一ポンドにつき三・五セントに、馬鈴薯一〇〇ポンドにつき七五セントに、植物性油が従価四五%以上（種類により異なる）に、バター一ポンドにつき一四セントに、白米一ポンドにつき二・五セントに、亜麻種子一ブツシエルにつき六五セントに、ミルク一ガロン二・五セントから六・五セントにいうように、著しい飛躍をなしている。日本の関係商品についても、陶磁器は従量税率から従価税率に移つて各種類とも例外なく増率され最高は六二%増率とな



り、魚類罐詰三五%乃至六〇%増、帽子五九%増、セルロイド玩具五四%増、模造真珠四〇%増などとなつた。<sup>(註15)</sup>

又、一九三〇年関稅定率法に於ては、再び伸縮關稅制 (flexible tariff system) をとり入れた。これは、一九二二年關稅定率法に於て始めて規定され、しかも諸般の困難のため実施されなかつた稅制を概ねその儘踏襲したものである。この伸縮關稅制というのは、(一) 合衆國關稅委員會は大統領又は国会から要求があつた場合、若しくは委員會の發意によつて、国の内外に亘り、如何なる商品についてもその生産費を調査する權務が与えられており、(二) その結果により、もし同じ種類の内外商品の生産費の間に差異があつて、それが相当程度に達しているときは、公聽會を開催して後、内外生産費が等しくなる線まで稅率を高下すべきことを大統領に対して勸告する。(三) 但し、如何なる場合にも稅率は現行稅の五〇%を超えて高下せしめることが出来ないし、又、如何なる品目も有稅から無稅に、若しくは無稅から有稅に移すことは出来ない。(四) 大統領は關稅委員會の勸告を容れるか拒否するかは自由であるけれども、委員會の勸告がなければ稅率を変えることは出来ない。(五) 大統領が勸告を容認したときはその旨を宣言し、宣言後三十日を経過して發効する、という規定である。<sup>(註17)</sup> この伸縮關稅制は、もともとは經濟事情の變化に伴つて個別的に是正することを目的とした合理性から創意されたものであるけれども、實際の運用に當つては常に稅率引上りのみに用いられた。このため、諸外國から運用の偏頗を指摘され惡稅の非難を蒙つた。又、この法律から、アメリカは輸入價格の決定に申告主義を廢して評價主義をとることとなり、稅關の一方的評價によつて輸入品の課稅價格を定めることとした。<sup>(註17)</sup>

一九三〇年關稅定率法は、要するに、障壁を極端に高くしてアメリカの産業を保護助長することが目的であつた。ここに規定された稅率が過去に比して平均的に如何に高く、又外國と比較して如何に高いものであつたかを、数字的に精確に算定することは、有稅、無稅品目の關係、各國に於ける輸入品種が異なるという關係などで殆ど不可能であるけれど

も、合衆国関税委員会は課税品輸入総額を以つて関税徴収額を除くという方法で得た%を以つてこれを比較している。これは第2表に示しているところで明らかであるが、これは個別年次によつて見ると、一九二二年の関税率を適用した一九二三年度に於ては三六・二%であつたものが、一九三〇年の関税率を適用した一九三一年度には五三・二%となり、夥しい増税を示している。

この一九三〇年関税は、直ちに国の内外から強い反撃を受けた。国内に於ては民主党議員団からの反対、貿易及び海運業者からの強い抗議と並んで、経済学者も早くから結束して反対決議を行つた。即ち、この高関税は消費者を搾取る意味を持ち、海外の報復によつてアメリカ輸出業者が世界市場から閉め出され、外国にあるアメリカ債権の回収を困難ならしめ、関税障壁を高めることを世界化する悪税であると非難し警告を与えたのである。この決議に最初署名をした学者には、ダグラス、フィッシャー、グラハム、バターンソン、シーガー、タウシツグ、ウイルコックスの当時のアメリカ経済学の最高峰にある七人の学者であつたが、二次的にこれに加盟署名した学者は、四十六州百七十九大学に亘り三千人以上に及んだ。<sup>(註18)</sup>又、外国に於ては世界最大の消費国である合衆国がその門戸を極端に狭めたのであるから、憤激は極度に高まり、直ちに合衆国政府に対して正式に抗議を申入れた国は三十三ヶ国に及び、アメリカ國務省はこれに対し、政府は関税率制定の権限がないからこれを国会側に移牒するだけである、としか回答を与えることが出来なかつた。<sup>(註19)</sup>多くの国は単に抗議したに止まらず、報復手段を講じた。直ちに報復の挙に出た国は、カナダ、キューバ、メキシコ、フランス、イタリー及びスペインである。中でもフランスは、アメリカが主としてフランスから輸入されているレース及びダンテルに対し関税を従価九〇%から一五〇%乃至三〇〇%に引上げたことを不満として、主としてアメリカから輸入されていた自動車に対し従価四五%から従量税に改めて従価換算九〇%に引上げてこれに応酬し、宛然関税戦争の観

を呈した。<sup>(註20)</sup>又、カナダは一般税率を著しく高めると同時に、「一九一九年ヴェルサイユ条約を批准していない国から輸出される物品の随時輸入禁止に関する規定」なるものを同国の関稅定率法第十七条に附加して、アメリカ合衆国の高關稅に報復した。<sup>(註21)</sup>一九三一年になると、インド、ペルー、アルゼンチン、ブラジル、中国、イタリー(再)及びリトアニアが対米國關稅の引上を行つた。イギリスが一九三二年に設けた英領植民地特惠關稅制度も、その底意には對米報復的意義を認めることが出来る。

かくて、アメリカの一九三〇年關稅率は世界を挙げての關稅戰爭の渦を巻き起すかに見えたが、これら報復關稅よりも一層深刻であつたのは、この一九三〇年關稅が動機となつて、世界に於ける國際決濟制度が破壊されたことと國際親善が著しく害われたことであつた。即ち、諸國はドルに依存する經濟政策を立てることを避けると共に、ドル不足から来る貿易障害を打開するために無理な決濟制度によらなければならなくなり、又、反自由主義の宣傳資料に用いられてフアシスト及び共產主義の政治的武器に利用される機會をも作つた。<sup>(註22)</sup>

これら内外の不良なる情勢は勿論アメリカ国内の政治の上に反映せざるを得なかつた。一九三二年の大統領選挙戦には、このホーレー・スミート關稅が民主党の武器として最も有効に逆用され、共和党に對抗する國際經濟政策として、「ホーレー・スミート關稅に代わるに、歳入目的のみの競争關稅を採用し、行政庁の干渉を排除した実態調査委員會の設置、外國との互惠通商協定の締結、及び國際貿易の恢復と貿易決濟の円滑とを目的とする國際經濟會議の開催」を提唱した。

大統領選挙戦で民主党が勝つてローズヴェルトが選出されるや、ローズヴェルトが最初にとり上げた經濟政策が互惠通商協定法の制定であつた。これと同時に、永年アメリカが政治問題として論議し尽して来た自由港設置の問題も、こ

れを機会に一举に解決したことは、矢張り民主党経済政策の一環であつて、多少とも国際主義に傾いて来た政治的傾向と一連の關係があつたものと見なければならぬ。

(註13)

主要国に於ける平均輸入税率 (註)  
—輸入商品の価格総額に対する—

国名	全品目		工業製造品	
	1913	1925	1913	1925
合衆国	33%	29%	44%	37%
スペイン	33	44	41	41
アルゼンチン	26	26	28	29
オーストリア	18	12	18	16
カナダ	18	16	26	23
チエコ	18	19	18	27
フランス	18	12	20	21
ハンガリー	18	23	18	27
オーストラリア	(17)	(25)	(16)	(27)
イタリー	17	17	18	22
スエーデン	16	13	20	16
ドイツ	(12)	(12)	(13)	(20)
デンマーク	9	6	14	10
スイス	7	11	9	14
ベルギー	6	8	9	15
インド	4	14	4	16
オランダ	3	4	4	6
ポーランド	—	23	—	32
イギリス	0	(4)	0	(5)

(註) Tariff Level Indices, League of Nations, Economic and Financial Section, International Economic Conference, May 1927, II, (Letiche: Reciprocal Trade Agreements in World Economy, p. 10 より再録)

(註14) Emergency Tariff Act of 1921 on Agricultural Products の前文に「The provisions and rates of the Emergency Tariff Act of May 27, 1921, hold, pending a new permanent tariff law. と記されている。」

(註15) 外務省通商局編纂、週刊海外経済事情第三卷第二十六号(昭和五年六月三十日号)第一一四頁、「ニューヨーク首藤商務書記官報告」。  
アメリカ合衆国の貿易政策に於ける動向

アメリカ合衆国の貿易政策に於ける動向

- (註16) Act. Sec. 336.  
(註17) Act. Sec. 402.  
(註18) Raymond F. Mikesell: *United States Economic Policy and International Relations*, 1952, p. 78.  
(註19) 前掲、週刊海外経済事情、第三卷第二十一号(昭和五年五月二十六日号)、第五頁。  
(註20) 同右、第三卷第二十二号(昭和五年六月二日号)、第一六頁、「フランス大使館報告」。  
(註21) 同右、第三卷第三十九号(昭和五年九月二十九日号)、第三頁、「カナダ徳川全権公使電報」。  
(註22) Mikesell: *ibid.*, pp. 63, 64.  
(註23) Asher Isaacs: *International Trade*, 1948, p. 245.

### 第三節 アメリカ合衆國の互惠通商協定

アメリカ合衆國に於ける互惠通商協定(Reciprocal trade agreement)は、決してローズヴェルト大統領の創意によるものでもなければ、彼により始めて外国との間にこれを実施するに至つたものでもない。ローズヴェルトは始めてこれを国内法として立案し、政争の激しい国会から独立して、外国と機動的に協定に入ることが出来るように規定したところに彼の功績が認められる。

アメリカに於ては、既に一八九〇年に共和党政府(大統領ベンジャミン・ハリソン)の國務長官であつたジェームス・ブレイン(James G. Blaine)によつて、外国と互惠通商協定を結ぶことの必要が主張されている。即ち、ブレインはラテン・アメリカ市場を合衆國の農産物のために開放する策として互惠主義を主張したのであるが、このために国会はこの年に制定したマッキンレー関稅定率法(The McKinley Tariff Act)の中に、大統領をして互惠主義に基づく協定稅率を定め得る權能を与える規定を入れた。これが恐らく合衆國としては外国と関稅交渉を行い得ることを明確に立法化

した最初であろうと思う。しかし、このマッキンレー関稅定率法は何ら具体的規定を設けなかつたから、却つてこれが高關稅政策のために利用されるという逆効果さえ生じた。即ち、合衆国からの輸出品に対して不平等不合理な課稅をなす国からのコーヒー、茶、皮革、砂糖及び糖蜜の無稅輸入を停止し、且つこれにアメリカが互惠關稅に対する必然の反面であると考えた懲罰關稅を課する權限を大統領に与えた。この關稅定率法に基いて一八九一年から一八九二年までに一〇件の互惠條約が結ばれたけれども、これにより或る国、例えばキューバの如きは、砂糖の對米輸出につきこの懲罰を受けたことにより輸出が著しく減退するという事態を生じ、このためにその後關稅交渉に入つて合衆国に於ける砂糖自由市場を獲得する關稅讓許が与えられている。この事實は、マッキンレー關稅定率法では互惠の名を借りてはいるが、武装した關稅交渉規定であつたということになる。しかも、マッキンレー法は一八九四年には砂糖に関する新關稅が設けられたがため無効となり、外国の憤激と報復とをかう結果となつてゐる。

一八九七年には、同じく共和党によりディングレー關稅定率法 (The Dingley Tariff Act) が定められ、再び互惠通商協定が企てられた。この最初の法案に於ては、大統領に対して広汎なる通商條約に関する交渉權を与え、總べての品目につき二〇%までの減稅をなし得る條項があつたのであるけれども、この條項は上院の批准が得られず取消されてしまつた。その代りに、大統領領に対して外国と互惠通商協定を結ぶ權限と、上院の承認 (憲法により條約の締結には三分の二の賛成を必要とする) なくしてその効力を發生せしめる例外的取扱とを許した。しかし、この規定による讓許も僅かにコーヒー、茶、トンカ豆、粗酒石、ブランデー、シャンペン、その他の酒類及び繪画彫塑に限られ、合衆国の生産品に対して同等の關稅讓許をなした外国からのこれら輸入品に対して減稅をなし得るに過ぎない。いわば駈引關稅の一種である。これによる讓許は、實際には二三に止まりアメリカの貿易増進の上には殆ど効果がなかつた。

而して遂に一九〇九年には、当時までに締結された互恵通商協定は一切取消された。即ち、この年に出来たペイン・アルドリッチ関稅定率法 (The Payne-Aldrich Tariff Act) は互恵讓許の政策を排斥し、新たに國定稅率を定めた。この國定稅率は最高最低を示した限界關稅の形をとつており、立法に際しては最高稅率が一般稅率として適用され、最低稅率は讓許の限界を指示するものと理解されていた。しかし、實際に當つては最高最低の幅の中で交渉に際して駈引が行われ、そして結果として大部分に対して最低又はこれに近い稅率が適用され、最高稅率は單に合衆國生産物に対し差別待遇をなした國からの輸入に対して適用したに過ぎない。これが前掲第2表に見るように、この稅率適用年度に於ける減稅傾向として現われているわけである。即ち、事實上複關稅制をとつたといえる。

最高最低の限界關稅は、相手國にとつては予め稅率の限界が明瞭になつてゐるために駈引上に便益が多いけれども、合衆國にとつては始めから關稅交渉の余地を相手に明示してゐることになるので、折衝に當つては不都合を感じることも多かつた。このため、一九一三年に至つてアンダーウッド關稅定率法 (The Underwood Tariff Act) を成立させて互恵交渉を排し、再び自主、不交渉關稅政策に戻るに至つた。これは合衆國が保護高關稅政策を排斥して、自發的に關稅を低めた最初の定率法ではあつたけれども、不幸にして第一次大戦が勃發して、これが有効に適用される機会を失つてしまつた。要するに、第一次大戦前の合衆國關稅政策も時々法律を定めて外國との間に互恵協定を結ぶ機會を持つたけれども、殆ど悉くが失敗に歸したといえる。

互恵通商協定法は一九三〇年のホーレー・スムート關稅定率法に対する一つの反動であることは確かであるが、ホーレー・スムート法が——たとえ一九二九年世界恐慌前に立案に着手されていたとはいへ——第二次世界恐慌の対策としてアメリカ經濟の苦境を国内的に打開し得ると考え、国内物價維持のために輸入障壁を高めたのに反し、互恵通商協定法

第4表 アメリカ合衆国輸出入額  
単位 \$1,000,000.

年 度	輸 出	輸 入		合 計
		無税品	有税品	
1929	5,157	2,843	1,556	4,399
30	3,781	2,051	1,009	3,060
31	2,378	1,381	709	2,090
32	1,576	879	444	1,323
33	1,647	878	571	1,449
34	2,100	991	645	1,636
35	2,243	1,206	833	2,039

(註) Statistical Abstract of the United States, 1938, pp. 450-452 より摘録。

第5表 1929及び1932のアメリカ合衆国  
品目別輸入額比較  
単位 \$1,000,000.

品 目	1929	1932
化学薬品類	110.4	36.4
ガラス・陶磁器類	55.3	15.2
金属及同製品	154.0	32.8
木材及同製品	17.4	7.5
砂糖及同製品	156.2	45.7
タバコ類	60.1	27.3
農産物及食料品類	297.1	90.6
酒類	1.5	1.1
綿製品	42.8	19.2
麻類及同製品	129.4	37.4
羊毛及同製品	121.6	15.7
生糸及同製品	47.1	4.6
紙類及同製品	24.0	8.1
雑品類	241.0	95.1

(註) Statistical Abstract of the United States, 1938, pp. 470-472 より摘録。

はかゝる措置がかえつて益々アメリカ経済を行詰らせるものと考え、国際貿易障害を緩和するために対外妥協の余裕を十分につくろうと企てた点が、同じく不況対策としても全く相反する形となつて現われたわけである。これは、ホーレー・スミート法実施以後に於て国際経済情勢に著しい変化を生じたがためである。即ち、世界各国はいずれもその国内に於て経済的に混乱し、国際収支の逆調に対する策として外国為替統制、特惠関税制、輸入割当制、バーター貿易、清算及び支払協定などと次々に新手段の輸入制限と輸出促進策を実施し始め、これらがすべて世界貿易上に支配的役割を演ぜるようになった。諸外国に於けるこれらの貿易統制の重要な動機は、アメリカのドル供給の著減であつた。このドル供給著減の原因は、アメリカ自身の貿易が恐慌によつて著しい痛手を受けていたことにもよるが、しかし、この貿易減退が国内経済恐慌の上に、更にホーレー・スミート関税の極端な高率にも強く影響されていたという事実を見逃して



はならない。

第4表に見るように、一九二九年末期に勃発した世界恐慌によるアメリカ貿易の減衰は甚だしきものがある。一九二九年と一九三二年とを比較すると、輸出に於て七〇%減、輸入に於ても同じく七〇%減を示している。これを更に、品目別に見るとその減退が如何に由々しいものであつたかが一層よくわかる。アメリカの重要輸出品について見ると、鉄鋼輸出は一九二九年の二〇〇百万ドルから一九三二年の二九百万ドルに、各種機械は同一年度比較に於て六〇四百万ドルから一三一百万ドルに、自動車など部分品は五〇四百万ドルから八六百万ドルにと、これらを平均すると八二%減といふことになる。又、綿花は四八%減、小麦粉は七三%減となつてゐる。輸入の面に於ける品目別減退状況は第5表に見られる通りである。主要輸入品である農産物を始め、いずれも例外なしに著減を示している。

互恵通商協定法の目的とするところは、アメリカ貿易のかゝる沈衰を挽回させるためには従來の独善的関税政策から脱却してアメリカの輸入障壁を低め、これを交換条件に外国の対アメリカ関税をも低めさせて、アメリカ商品の販路の恢復を図ることにあつた、たとえ、實質的にはホーレー・スミート関税率を修正し得る余地を設けたのに過ぎないけれども、又、国定税率の上下五〇%の限界に於て実施関税率を増減し得るといふことはホーレー・スミート法にも伸縮関税制として既に織込まれてはいたけれども、大統領に広汎なる権限を賦与して国会の議を経ることなく超党派的に、行政的に容易に且つ迅速に処理し得る途を開いたといふことは、合衆国經濟政策を國際化へ一歩前進せしめたものといふことが出来よう。

即ち、互恵通商協定法の制定目的として国会に於て公表されたところを見ると、

(一) アメリカの輸出市場を獲得し、これにより国内雇傭の増大を図ること、

- (一) アメリカの農業、工業、鉱業及び商業各分野相互間の緊密なる関係を確立し、これを維持すること、
  - (二) 貿易障壁の高まり行く傾向を抑止し、差別的貿易統制及び双務貿易を抑制すること、
  - (三) 緊急を要する場合に応急の行動をなし得るために、弾力性があり自由裁量をなし得る権能を規定すること、
  - (四) 無条件平等待遇に基づく多角貿易制度を再建すること、<sup>(註24)</sup>
  - (五) 無条件平等待遇に基づく多角貿易制度を再建すること、
- と提唱されていることにより最初の意図には国際主義化が甚だ濃厚に伺える。

ローズヴェルトはこの法案の署名に当つて、新制度に対し極めて大なる希望を披歴した声明書を出している。

「……互恵協定を行い、外国の生産物に対して市場の機会を与えつゝ、合衆国の生産物の市場を拡大する政策を国会が採用したということは、広大なる知性から出た行為である。世界貿易の未曾有の縮小は現今世界情勢に於ける緊要なる要素となつている。今度の措置は、この世界動向を轉換させるに役立ち、且つこれによつて恢復を助けることが出来るであろう。譲許の権能を用いるのは、各協定が恢復に現実に貢献するだろうことを確認してからでなければならぬ。これを成功せしめるためには、協定国双方が自己の最大の利益を考慮しつゝも、尚賢明なる互譲の配慮を必要とする。省みると、多年に亘り相互貿易の障壁を高めることのみ没頭し、これがため世界総べての国は外国貿易のみならず、国内商業までも著しく害われて来た。相互障害を除去して健全なる貿易を恢復することは、時間と忍耐を必要とするであろうが、この途への前進は既に始まつた。この上は、この速度を早めることに努めるべきである。

(註25)  
……」

又、ハル國務長官 (Cordell Hull) も一九三四年十一月一日、ニューヨークに於て開催された全米外国貿易大会 (The National Foreign Trade Convention) の席上で、この法律に関し次のような演説を行つてゐる。

アメリカ合衆国の貿易政策に於ける動向

「……もし、今日のような極端な国家主義が横行するときは、遠からず世界文化の全機構は崩壊するの外はないであろう。アメリカは、今日、通商条約締結に際し過去に於てアメリカの政策が冒した誤りを、今や後悔しつゝあることを卒直に認めているのである。アメリカが曾て卒先関税障壁を設けて天下に悪例を示し、このため世界各国をも同じ過誤に引きずり込んだが、今や吾々はこの弊害除去のために世界各国の協定を要望せんとするものである。吾々は世界貿易に於ける一切の人為的にして度を越えた障害を、単に吾々自身の利益のためのみならず、他の総べての国の利益のために排除せんと欲するものである。何となれば、世界全般の経済的恢復によつてのみ個々の国が経済的に健全なる生活を続け得るからである。アメリカの高関税は互惠主義を窒息せしめて、結局、アメリカ商品を買おうとする外国をも退けてしまった。従つて、吾々アメリカこそは当然世界各国と相携えて、この高関税主義打破のため、卒先して全力を尽すべきであらう。」(註26)

一九三四年成立の互惠通商協定法は、ホーレー・スミート法の行過ぎを是正することが目的であつたが、その要領は次の通りである。

一、大統領は上院の勧告及び承認なくして直接に行政的告示を行い、外国との間に貿易協定を結ぶ権限を持つた。従来は、貿易協定は条約の一種として先づ上院の財政委員会の勧告に基づいて法案を作り、これが下院を通過したる後、上院に於ける三分の二を超える多数賛成によつて始めて成立した。しかるに、合衆国に於ては第一次大戦前百年間に上院若しくは下院、又は両院の承認を要求した通商条約は極めて多数であつたけれども、このうち大統領の批准が得られたのは僅か五件に過ぎず、しかもこのうち僅か三件の条約しか効力を発生しなかつた。カナダ、ハワイ、キューバとの通商条約であつて、これらはいずれも合衆国と特別な関係にあるところばかりである。第一次大戦を経てもこの困難は

愈々増すばかりであつた。自らの創案であり且つその成立に最も熱心であつた国際聯盟規約さえも遂に批准することが出来なかつたことは、その最も著しい事実といえよう。殊に、関税をめぐる問題は、労働問題と共に、民主、共和両党にとつて最も顕著な政見の分岐点あり、従つて国会にとつても最も格好な政争の具であつた。ローズヴェルトは微妙なる国際問題をはらむ関税問題を政争の外に置き、且つ適時適確な措置をとり得る体制を望んだわけである。要するに、この措置により通商協定に関する大統領の独裁権が確立したものと見える。

二、この法律により外国と通商協定に入る場合には、先ず予めこの趣旨を公示して、関係者が大統領に対して意見を述べ得る機会を与え、且つ大統領は予め合衆国関税委員会、国務省、農務省及び商務省の報告と勧告とを求めなければならぬ。即ち、かかる手続によつて大統領は通商協定の国内手続を完全に行政的措置だけに止めしめたわけである。但し、一九四九年これを延長するに際し、上記関係官庁を拡大して、内務省、財務省、国防省、及び経済協力庁 (Economic Co-operation Administration ; E. C. A.) の行政長官をこれに加えて、省間通商協定委員会 (The Interdepartmental Trade Agreements Committee) を組織し、大統領直属の審議機関となした。

現実に外国と通商協定を結ぶまでの手続は極めて慎重を期し、大統領及び行政庁の独善的措置を制約している。即ち、商務省の中に新たに設けられた貿易政策課 (Division of Commercial Policy) に於て常時調査をなしており、国内産業に重大な影響を与えないためには如何なる国と関税交渉をなすのが最も適當であるか、又、アメリカ経済には如何なる物資を輸入するのが最も補完のため効果的であるか、などにつき広汎な研究を行つている。そして、省間貿易協定委員会に対し、何時にても詳細な資料を提供し得るよう用意している。又、国務省も適切な報告を得るためにあらゆる所屬機関を動かしている。経済外交高級行政委員会 (The High-level Executive Committee on Economic Foreign Policy) はこの中の最も有力な機関である。これらの機関が研究の結果、最も有利な協定をなし得ると思われる国々が先ず選ばれる。そして、或る国と互恵通商協定を結ぶことが望ましいという結論に達す

アメリカ合衆国の貿易政策に於ける動向

ると、省間貿易協定委員会は国別委員会 (Country Committee) と品別委員会 (Commodity Committee) とを委嘱して報告書を作成せしめる。これらの報告書によつて貿易協定委員会が満足し、当面の外国も協定を望み、大統領もこれを承認すれば、國務長官は当面の関税交渉の趣旨と合衆国が関税譲許を考慮している生産物のリストとを公表する。公表後一定期間を置いて、省間貿易協定委員会は互恵協定情報委員会 (The Committee for Reciprocal Information) を開催して、席上関係業者及び中立団体の代表者を集めて公聴会を行う。この公聴会は単なるジュエスチュアではなく、関係商品の生産原価、競争の事情、関税譲許の影響、その他詳細な各般の事情を聴取して努めて貴重な資料を得んと努めるのが例となつている。国別委員会はこれら一切の資料をとりまとめ、当該外国に対し譲許を要求すべき品目表と譲許を与うべき品目表、並びにこれらに関する詳細な報告書を作成して省間貿易協定委員会に提出する。これと同時に、その貿易協定の形式と内容についても勧告を行う。国別委員会によつて提案されたこの取引計画と勧告とが、貿易協定委員会、國務省及び大統領によつて承認されると、これにより当該外国と最後の交渉に入ることになる。最後の外交交渉に於ては、こゝに述べた各段階に於ける審議の結果を動かすことは許されない。そして、外交交渉が結論に達したときは、この協定は大統領により承認され、國務長官又はその代理により署名され、大統領布告が行われて、こゝにその外国との互恵通商協定が発効することとなる。

三、大統領は外国との通商協定に際し、この法律が通過の際の現行税率 (ホールレー・スモート税率) の五〇%を限界として協定税率を増減することが出来る。この規定が通商協定に當つて根幹をなすものであり、裏からいへば大統領独裁権の限界を示したものと見える。この限度は、ホールレー・スモート法に於ける規定と同じであるけれども、後者にあつては国際協定の限度ではなくて、生産費の国際比較を調査した結果に基づいて関税委員会が大統領に勧告する税率の範囲を限定したものであるから、その立法の精神ばかりでなく運用に於ても異つてゐる。この上下五〇%の限界の対象は、一九四五年の延長に際して一九四五年一月一日現在実施中の税率に対するものとして改められたから、当時既に通商協定によつて減ぜられていた場合には、この協定税率の五〇%の上下が限度となつた。

しかるに、一九五五年六月、この法律を更に三年間延長する法案が決議されるに際しては、五〇%の限度を改めて、一九五五年一月一日現在の実施税率に対し、三年間継続を以つて一五%を限度として税率を引下げることの出来る権限を大統領に賦与した。即ちこれにより、もし或る国からの或る商品が一九四五年一月一日までに一九三〇年関税に対し五〇%の関税讓許を得ていたとすれば、一九四五年の延長法によつて更にその五〇%を減ぜられて一九三〇年関税に対し七五%減となり、又、一九五五年の延長法により三年間を通じて更にその一五%が讓許されるから一九三〇年関税に対し三年後には七八・七五%減となる機会があるわけである。

四、如何なる品目も無税品目表から有税品目表に移すことは出来ない。ホールレー・スムート関税に於て無税から有税へ、有税から無税へといずれへも移すことを禁止した規定を設けたことはあるが、これは立法に當つては寧ろ有税から無税へ移すことを禁止する精神の方が強かつた。本法では逆に従来の無税品目を有税品目に移す一面だけを禁止したものであり、輸入障壁を今後高める意思のないことを明瞭にした規定である。この規定はその後本法の更新の度毎に繰返されてゐる。

五、合衆国に対する外国の負債は、如何なる国も如何なる方法によるものも、関税讓許の代価としてこれを減額し、又は相殺することは許されない。これは大統領が本法によつて賦与された権限を外交上の駆引手段に用いてはならないことを定めたものであつて、この規定はその後の延長法にも常に含まれてゐる。

六、本法は批准後三ヶ年を以つて大統領の権限が終ることを規定した。即ち、有効期限付の法律であつて、大統領の独裁権の恒久化を防いでゐるわけである。これを延長する場合には、その都度国会の議を経る必要がある。一九三四年六月十二日に批准、その後、国会は一九三七年と一九四〇年とに無修正の儘で各三年間延長を議決、更に一九四三年に

二年間、一九四五年に三年間、一九四八年に一年間それぞれ延長、一九四九年には延長について多少の異論が出たため、一九四八年の延長法を廃し、改めて一九四八年に遡つて三年間、即ち一九五一年六月までの延長を議決した。一九五一年六月に再び三年間延長、一九五四年には大統領及び民主党は三年間延長説を主張したけれども、幾多の経緯の後、漸く無修正一年間延長が議決された。この延長法の満期である一九五五年六月には、前記のようにこれに重大な修正を加えた後、三年間延長を議決した。

七、一九四八年六月に一九三四年の互恵通商法を一ヶ年延長するに当り、その延長法に於て新たに免除条項 (Escape clause)、又はいわゆる「メキシコ条項」<sup>(註27)</sup> を設けて、危険点 (Peril point) を超える輸入には互恵による恩典を及ぼさず、又、必要あるならばかえつてその商品の関税を引上げることがあると規定した。これは、協定された品目の輸入価格が合衆国の農工業を害すると思われる線まで下つて来た場合、又は関税譲許によつて輸入が激増し国内産業を脅かす程度に至つたときには、大統領は協定された関税譲許の適用を中止し、又は修正することがあることを規定したものである。一九四八年延長法に於ては、この免除条項の適用は省間通商協定委員会の綿密なる調査研究による危険点に基づき一般公聴に付した後、大統領が決定することになっており、且つこれが実際の適用に当つては、関税譲許によつて或る商品の輸入が増大して或る企業が影響を受けても、その企業がその商品以外の他の生産部門に於て利益を挙げている場合には企業全体としては打撃を受けていないという理由で、この免除条項は適用されないという解釈が下されていた。この免除条項の規定は一九四九年に一年遡及して三ヶ年延長法を定めるに当り一旦取除かれたけれども、一九五一年二月の三ヶ年延長法案には更にこの免除条項を復活した。このとき、下院は免除条項の中に新たに(一)輸入農産物の価格は合衆国の支持価格以上を以つて販売されるのでなければ閉め出すこと、及び(二)共産圏の産物も閉め出す規定を入れ

ることとなつた。一九五五年の三カ年延長法に於ては、免除条項はその儘踏襲されたが、その適用条件は簡單となり、讓許によつて或る商品の輸入が増大して国内の特定生産品が影響を受ければ、それだけで免除条項を發動することが出来るものと解釈されるに至つた。即ち、免除条項の適用範圍が拡大されたということなる。

八、互恵通商協定法に基づき、合衆国が自發的に外国と交渉に入る準備として、二に述べた手續中に於て「第一位供給国方式」(Principal-supplier formula)なるものを規定した。これは合衆国が特定商品を最大量に輸入している相手国であつて(例えば砂糖についてのキューバ)、合衆国に対し減税を望んでいる国と先ず以つて互恵交渉に入るべきことを規定したものであつて、その商品はその輸入相手国にとつて国民經濟上極めて重要な生産物であるから、合衆国は減税の対価として最も有利な讓許を得ることが出来るという考えから出發したものである。しかして、もしこの第一位供給国に相當するような国が数カ国あつた場合には、これらに一樣に法定限界(五〇%)まで減税することをせず、漸減政策(The policy of seriatim)又は段階減税(Step-wise reductions)をとることがある。この讓許の方法は、法定限界より低い率で何年かに分割して減税して行くというやり方である。これらの第一位供給国方式はいずれも余り多くは適用していない。何となれば、第一位供給国が固定せずに、内外の事情により順位が変化し、又はその商品の重要性にも変化を生じる見通しがあつたからである。イギリス、オランダ、フランス、フィンランド、スイス及びカナダに対しては、第一位供給国方式をそれらからの重要輸入品に対して適用したけれども、その際、一九三〇年関稅定率法に定義されている品目を更に或る一国に特に關係の深い細品目に再分割して關稅特化を行い、他国への均霑を防ぐと共に同類他種の品目を均霑から排除するという手段を講じた。この關稅特化の手段は第一節に於て極端な事例について述べたように、關稅政策上は不都合な策として一般に非難されるどころであるが、國務省はこの手段は他に乱用したことはない(註28)と聲明している。



一九三四年の互惠通商協定法は多少の修正を加えられつゝも今日なお合衆国の貿易政策の根幹をなしている。立法の当時は、合衆国が貿易政策上保護主義から脱却して開放主義へと転換をなしたかのように伝えられ、政府も前述のローズヴェルト大統領及びハル國務長官の声明に見るように、如何にも合衆国経済が国際化されたように宣伝されたが、実際にこれを適用するに当つては如何なる品目につき如何なる程度の関税譲許を行う意思があるかが問題となる。これについては、当時の合衆国関税委員会の意見としては、関税譲許の余地がある輸入税は次の五の場合であるといつてゐる。<sup>(註25)</sup>

一、現在その輸入高が国内消費高の五%以下に止まり、国産品との競争が全然又は殆ど生じていない商品の税率。関税委員会の報告によると、国内消費高の五%に満たない輸入品で課税されているものが当時一千品目以上存在したといふ。

二、現在従価五〇%以上の輸入税を賦課されている商品の税率。当時これに属するものは五四〇品目を超え、このうち著しいものを挙げると、柱時計一〇八%、毛織物八四%、絹靴下六〇%、レーヨン六四%、窓ガラス板六二%、紙巻タバコ七六%、乾豆九八%、玉ネギ一四八%などがあつた。

三、国内消費の割合に比し近年その輸入が著しく減少した商品の輸入税。当時、関税が高くなつたために輸入が激減した品目には、陶磁器、板ガラス、柱時計、砂糖、製造タバコ、牛肉、羊肉、卵、羊毛、レーヨン、レモン、ココア、寶石などがある。

四、相当期間に亘り関税によつて保護されていたに拘わらず、その需要に相応するだけの国内生産増加を見なかつた商品の輸入税。これは最早保護しても効果がない商品と見たからである。

五、明らかに或る外国の伝統的特産物であつて、合衆国産品と競争的性質を有さない商品の輸入税。例えば、オリイグは国内では需要の二%しか生産されないに拘わらずその関税は七五%、同じ事情にあるのが縁縫リンネルの九〇%、砂糖の一五二%などであつた。この種の関税は結局国内消費税と同一性質となる。

この合衆国関税委員会の意見によれば、結局合衆国に於て保護する必要のない商品の輸入税に対してだけ譲許を行うということになる。換言すれば、當時に於て行過ぎた、又は、不当なる保護関税を単に是正するということだけであつて、一步進めて関税を低めることにより世界貿易の閉塞を打開しようという積極的意図は稀薄である。このため、当時、他国に於てのみならず合衆国内に於てさえも、この互惠通商協定法は結局は合衆国自身の経済不況打開の一策であつて、必ずしも世界の経済平和の恢復が目標となつていないと指摘するものが多かつた。<sup>(註30)</sup>

しかし、この互惠通商協定法により爾後結ばれた協定に於て、関税が次第に低められていることは事実である。即ち、初期に合衆国と通商協定を結んだ国に対しては相当多くの品目に亘つて五〇%の減税が行われ、次いで一九四五年の延長法により、その上に更に五〇%の減税を見た品目がある。即ち、品目によつては一九三〇年関稅定率法に於ける原税率に対し、七五%の減税となるわけである。一九五〇年にアメリカ輸入業者全国審議會 (The National Council of American Importers, Inc.) の副会長ラッドクリン (Harry S. Radcliffe) はこれについて、次のような報告を行つてゐる。

「最近に於て屢々述べられてゐることは、我國の税率が互惠通商協定交渉の結果として概ね一九一三年当時の水準まで引下げられたということである。この問題につき最も信すべき計算は、一九四八年に發表された合衆国関税委員会によつてなされたものである。これによると、課税輸入品に対する平均税率は一九二二年の関稅定率法の下にあつた一九二二—三〇年に於ては三八・五%であつた。しかるに、一九三〇年度に於ては五二・八%となり、一九四七年に至るとこ

れが一五・三%であると計測される。この一五・三%という数字は、一九四七年の課税輸入品につき一九四八年に発効したゼネヴァ通商協定による減税条項を反映した税率を適用したことになる。<sup>(註3)</sup>

前掲第3表につづく近年までの平均関税率を第6表としてここに掲げた。

第6表 アメリカ合衆国の従価平均関税率 (註)

年 度	適用された 関税定率法	従価平均関税率	
		(課税品輸入 額に対し)	(総額に 対し)
1931—35	1930. 6	50. 2%	18. 5%
1936—40	〃	38. 9	15. 0
1941—45	〃	32. 1	10. 9
1946	〃	25. 3	9. 9
1947	〃	19. 3	7. 6
1948	〃	13. 9	5. 7
1949	〃	13. 5	5. 5
1950	〃	13. 1	6. 0
1951	〃	12. 3	5. 5
1952	〃	12. 7	5. 3
1953	〃	12. 0	5. 4

(註) The Statistical Abstract of the U. S., 1954, p. 932. 解説は第2表(註)に同じ。

関税障壁がこのように次第に低められて来たものと見られる。そして今や合衆国の関税障壁も平均的には一応国際的水準にまで達したということが出来よう(註13参照)。

互恵通商協定法によりアメリカ合衆国が利益した点は、アメリカ商品に対する外国の関税を低めさせたというだけには止まらない。関税以外の貿易障壁もこれを排除し又は低めさせることに成功している。即ち、本法実施以降今次大戦までにアメリカが享受した利益を挙げれば、(一) 合衆国生産品に対する輸入割当の増加、(二) 外国為替統制の緩和、

このように合衆国の平均実質関税が次第に低くなりつつあることは、各国との間に結ばれた互恵通商協定が今日まで、多少の修正は受けつつも、連続的に実施されて来ているからであつて、これは又、合衆国に於て互恵通商協定法が制定されたときは既に世界景気の回復の曙光が見え始めたときであり、爾後合衆国としても経済政策が次第に容易になつて来たことと、多少とも国際主義に傾いている民主党がその後引き続き永らく政権を握つていたことと、更に、合衆国々民自身がその世界的地位の変化に対し次第に認識を深めて来たことが根底の原因となつて、

第7表 アメリカ合衆国とその通商協定国及び  
非協定国との貿易

単位 \$ 1,000,000.

	1934—35 年平均	1938—39 年平均	増加率
輸 出 額			
協 定 国	757	1,232	62.8%
非 協 定 国	992	1,306	31.7
合 計	2,208	3,136	42.0
輸 入 額			
協 定 国	774	942	21.6
非 協 定 国	772	868	12.5
合 計	1,851	2,139	15.6

(註) Trade Agreement Unit, Bureau of Foreign and Domestic Commerce, U. S. Department of Commerce, 1947.

(三) 当時免税品目であつたものに新に課税することを防ぎ、又は現行関税を将来引上げさせないための拘束条項を設けたこと、(五) 合衆国に対し数量統制によつて差別待遇を行わしめない約定、などがこれである。

まず、今次大戦までの期間に於て、関税引下によつて合衆国が利益した協定のうち重大なものは、ベルギー、カナダへの自動車及び同部分品の関税が著しく低められたこと(これによりベルギーへの同輸出が一九三四年二・七百万ドルから一九三八年七・九百万ドルに増加、カナダへの同輸出も一九三五年一・七百万ドルから一九三八年九・二百万ドルに増加した)、カナダへの獣肉及び同加工品の関税譲許(これにより同商品輸出は同右年度比較に於て〇・一二五百万ドルから三・〇百万ドルに増加した)、又、キューバへの鉄鋼製品関税引下(これにより同商品輸出は一九三三年〇・八五

五百万ドルから一九三八年三・八百万ドルに増加)などである。又、輸入割当量を増加せしめ得た重要事例としては、スイスに輸出しているガソリン、石油、潤滑油、燃料油など(これによりこれら対スイス輸出は同右年度に於て二倍乃至三倍に増加)、その他ベルギー、フランス、スイス及びオランダに向けられている小麦、ライド、豚肉、果実、野菜罐詰などの農産物もこれらの国での輸入割当量増加によつて著しく輸出を増した。これらの輸出増加の原因が全部通商協定を結んだがためであるといふのは過言であつて、世界景気の回復その他別の事由もあるには違いないが、後者の事由と結びつくに通商協定がなかつたとすればアメリカのドル

供給も多くなり、従つて恐らくこれほどの激増を見ることは出来なかつたであろう。

合衆国が互恵通商協定で得た利益に対し、合衆国が外国に与えた譲許はすべて関税引下に関する事項であつて、各国が如何に合衆国関税の引下を要望していたかが、これにより如実に知ることが出来る。同右年度に於ける協定国との輸入統計を見ると、合衆国との互恵通商協定によつて得たる利益は、協定国よりは合衆国自身の得たる方が断然大きかつたということが出来る。(第7表)

第8表 アメリカ合衆国と互恵通商協定を締結した国 (註)  
1952. 1. 1 現在

国名	調印日付	発効日付
アルゼンチン	1941. 10. 14	1941. 11. 15
オーストリア	1947. 10. 30	1948. 1. 1
ベルギー・オランダ ルクセンブルグ(2回)	1947. 10. 30	1948. 1. 1
ブラジル(2回)	1947. 10. 30	1948. 7. 31
ビルマ	1947. 10. 30	1948. 7. 30
カナダ(5回)	1947. 10. 30	1948. 1. 1
セイロン	1947. 10. 30	1948. 7. 30
チリ	1947. 10. 30	1947. 3. 16
コロンビア	1935. 9. 13	1936. 5. 20
コスタ・リカ	1936. 11. 28	1937. 8. 2
キューバ(4回)	1947. 10. 30	1948. 1. 1
チェコスロヴァキア	1947. 10. 30	1948. 4. 21
デンマーク	1949. 10. 10	1950. 5. 28
ドミニカ	1949. 10. 10	1950. 5. 19
エクアドル	1938. 8. 6	1938. 10. 23
エル・サルヴァドル	1937. 2. 19	1937. 5. 31
フィンランド	1949. 10. 10	1936. 11. 2
モロッコを除く フランス植民地	1947. 10. 20	1936. 6. 15
フランス	1947. 10. 30	1948. 1. 1
ギリシャ	1949. 10. 10	1950. 3. 9
ガテマ	1936. 4. 24	1936. 6. 15
ハイチ	1935. 3. 28	1935. 6. 3
ホンジュラス	1935. 12. 18	1936. 5. 20
アイスランド	1943. 8. 27	1943. 11. 19
インド・パキスタン	1947. 10. 30	1948. 6. 30
イタリー	1943. 4. 8	1944. 6. 28
イタリ	1949. 10. 10	1950. 5. 30
レバノン	1947. 10. 30	1948. 7. 30
リベリア	1949. 10. 10	1950. 5. 20
オランダ (植民地を含む)	1947. 10. 30	1948. 1. 1
ニュージージーランド	1947. 10. 30	1948. 7. 31
ニカラガ	1949. 10. 10	1950. 5. 28
ノルウェイ	1947. 10. 30	1948. 7. 11
パラガイ	1946. 9. 12	1947. 4. 9
ペルー	1942. 5. 7	1942. 7. 29
南ローデシア	1947. 10. 30	1948. 7. 12
スエーデン	1949. 10. 10	1950. 5. 1
スイス	1936. 1. 9	1936. 2. 15
シリア	1947. 10. 30	1948. 7. 31
トル	1939. 4. 1	1948. 5. 5
南アフリカ	1947. 10. 30	1948. 6. 14
英国	1947. 10. 30	1948. 1. 1
ウルグアイ	1949. 10. 10	—
ヴェネズエラ	1939. 11. 6	1939. 12. 16

(註) Pratt: Foreign Trade Handbook, p. 1024.

互恵通商協定法により合衆国が協定を締結した国々は既に三十を超え、これに最恵国待遇条約によつて均霑する国を考慮すると相当の数に上るであろう。一九四八年一月一日現在に於て、合衆国と互恵通商協定を結んでいる国々は第8

表に示す通りである。

互恵通商協定が一九三四年以来合衆国の貿易政策の伝統的基調となつてゐることは、この趣旨がそのまま国際貿易機関として發展し、これが多少修正されてハヴァナ憲章の中に取り入れられ、更に、関税及び貿易に関する一般協定(GATT)の中にも完全に織込まれた事実がこれを示している。いわば、一九三四年の互恵通商協定法が遂に世界貿易機構にまで發展したといえる。而して又、合衆国が外国の通商条約を結ぶに當つては、関税の問題と共に常に、通関手続、生産物及び企業の無差別待遇、輸出入割当の公平、締約国相互の内国人待遇、最恵国待遇などの諸原則が議せられ、条約の中に織込まれることになつてゐるけれども、いずれも条件付又は有償的であつて、これら関税外の協約が屢々事実上の貿易制限となることがないでもなく、時には合衆国側のみ有利な結果を招くということもある。例えば、投資の自由とか企業の内国人待遇とかは、富国と貧国との間の平等条約が単に前者を利するのみに終ることは明瞭である。又、互恵通商協定法それ自体は関税障壁を低める意図のものであるとしても、通商条約に於ける他の制約又は別の国内法規、例えば海運に於ける積取優先法(The Cargo Preference Act)、農産物等輸入割当制、アメリカ物資購入法(The Buy American Act)などの存在によつて、関税低下の実効が相殺されてしまうこともあるし、純良食品法(The Pure-Food Law)、衛生公安に関する法規、輸入手続に関する法規などの行き過ぎた運用が重大な障壁を築いている事実も往々指摘されている。

互恵通商協定法によつて合衆国の関税が次第に低められて来たことは前述の通りに事實であるが、しかし、今日に於ても、何故に一九三〇年のホールレー・スムート関税率法をまだ廃棄することが出来ないかということは、世界各国の恐らく疑問としてゐるところであらう。この基本関税率法が今なお生きているために、もし国会の気まぐれな票決に

よつて延長法が全面的に否決される時があつたとすれば、再び世界最高関税が適用されるのではないかという恐れは、各国とも多少は抱いているところである。一般的には合衆国々民の良識を信じているとはいへ、過去に於て年毎に又は三年毎に繰返えされている国会に於ける審議の難航は、甚だ危惧の念を抱かせるものがある。合衆国としては政治的機会を捕えて一挙に現行関税率法を廃止し、現行協定税率を基準とした新関税率法を制定すべきではなからうか。

(註24) J. M. Letche: Reciprocal Trade Agreements in the World Economy, 1948, p. 16.

(註25) The New York Times, June 13, 1934, p. 3.

(註26) The New York Times, Nov. 2, 1934, p. 4.

(註27) メキシコ条項 (The Mexican Clause) は一九四三年合衆国とメキシコとの間で結ばれたいわゆるハル貿易協定 (The Hull Trade Agreement) の中に最初にとり入れられた免責条項であつて、その趣旨は「もしも、予想されなかつた新事情の発生により、且ついずれかの商品に対して譲許した結果として、この商品が国内に於ける類似の又は同様の商品を生産する者に対して著しい損害を与え、もしくは損害を与える恐れがあるような状態で輸入が増加した場合に於ては、両国政府は、全般的にもしくは部分的に譲許を取消し、或は増税もしくは割当 (Quota) を課することにより、これを修正する自由を有すべきである」というのである。この条項の趣旨は、そのまゝ「関税及び貿易に関する一般協定」の第十九条と「国際貿易機関に関するハヴァナ憲章」の第六章第四十条の中に編み込まれた。

(註28) Grace Beckett: The Problem of Re-classification in Reciprocal Trade Agreements; Journal of Political Economy, Vol. XLVIII, No. 2, 1940, p. 199.

(註29) Paul V. Horn: International Trade Principles and Practices, 1951, pp. 212-214.

(註30) 国際経済週報、昭和九年七月十二日号、一四一六頁「アメリカの新通商政策」

(註31) New York Board of Trade Journal, June 15, 1950.

# アルゼンチン經濟の發展

——低開發地域經濟發展の事例的研究——

川 田 富 久 雄

目 次	
一、總 論	
二、農 業	
三、燃料及び動力	
四、工 業	
五、貿 易	
六、結 語	

## 一、總 論

十九世紀の末葉<sup>(註)</sup>より今日に至るまでのアルゼンチン經濟の發展を見るときに一九三〇年代の世界不況を境として二つの時期に區別することが出来る。第一期はアルゼンチン經濟の対外的發展の時期であり、第二期はその対内的發展の時期であるといえよう。(註——一八九〇年代に冷蔵法の利用により冷凍肉の輸出が可能となつたことと農業の發達とによつてアルゼンチンの經濟は急速に發展した。)

第一期にはアルゼンチン經濟は世界經濟組織と密接に結付けられていた。鐵道の建設によつて広漠たる沃野が開發さ

アルゼンチン經濟の發展



れ、多数の移民が入国して農業に従事し、輸出も急速に増加した。外国より巨額の資本が流入し、これらの資本によってアルゼンチン経済は急速に発展し、生産は人口増加以上の割合で増加した。時々通貨価値の切下があり、関税障壁も設けられたけれども、輸入の増加も著しかった。

しかしこのような著しい成長率はいつまでも続かなかつた。既に世界恐慌以前に成長率は低下を示した。新しい土地の開墾は以前と同じ割合では進行しなかつたし、欧州諸国のアルゼンチン生産物に対する需要も以前と同じ割合では増加しなかつた。外部よりの刺戟が不足するに従つて、これを補うべき別の刺戟が必要となつた。

第二期は一九三〇年代の世界不況によつてはじまつた。此の時期になつてはじめて輸出は下落傾向を示し、また交易条件は極度に不利となつた。しかし、人口は（その速度は以前よりおそくなつたが）増加しつゞけた。外国投資は著しく減退し、従来のように外国投資による開発の進展は困難となつた。

英国王立国際問題研究所 (Royal Institute of International Affairs) の研究「国際投資の問題」(Problem of International Investment) によればアルゼンチンが最初に外国で借款を行つたのは一八二四年であつたが、一八八〇年までは借款は極めて僅かであつた。一八八〇年代に至つて借款は急速に増加した。一八九〇年には信用恐慌（所謂 Baring Panic）が勃発したが、<sup>註</sup>その後十年間に調整が行われ、政府が州の債務の責任を引受けることとなり、アルゼンチンの信用は回復した。一九〇一年までに債務は完全に履行され、その後第一次大戦まで借款は注意深くではあるが、大規模に行われた。アルゼンチンの信用はこの時代が絶頂であつた。<sup>註</sup>（詳細はウィリアムス「不換紙幣下のアルゼンチン貿易（一八八〇—一九〇〇年）」一四頁以下を参照）

第一次大戦中はアルゼンチンは非交戦国であつた。財政が健全であつたので連合国へ二億五千万ドルを貸出すことが出来た。第一次大戦の時代にアルゼンチンは初めて米国に資金を依存するようになった。（従来は英国に依存していた。）

その後は外債の大部分はニューヨークで発行された。アルゼンチンが米国市場で最も有利に受入れられたのは一九二四—二七年の間であつた。米国企業の直接投資は一九二〇年代にも継続して行われた。

一九三〇年までにアルゼンチンに投下された米国資本は七億八百万ドル、そのうち四億四千九百万ドルは証券投資であり（七二％は国債、一九％は州債、九％は市債）、三億五千九百万ドルは直接投資であつた。直接投資は運輸通信、銀行、*meat-packing* 及び石油業に投ぜられた。一方、英国のアルゼンチン証券の保有高は減少した。米国の直接投資がいまままでの英国所有の企業を買取ることによつて増大したこと、新投資がなく、償還が行われたことによる。一九三〇年には英国の投資は三億七千万ポンド、そのうち五七％は鉄道に、一六％は政府証券に投資された。

その後一九三〇年代の不況期に入ると財政上にも困難が生じ、一九三二年には国家予算の三一・九％が公債の償還や利払に充当され、そのうち半分が外国に支払われた。このように外債の負担は大きかつたが、それでも中央政府は債務不履行をさけた。（ただし、州や地方公共団体は外債の支払を停止した。）政府は外貨を確保するために嚴重な為替管理を行つた。

外債はアルゼンチンの国際收支に対する大きな負担であつたので、第二次大戦後は戦争中蓄積した外貨で償還が行われた。〔註—戦前の外債総額二十二億ドルのうち、三分の二が償還されたと伝えられる（世界週報一九五五・一一・一）〕

米国商務省の調査によれば一九五〇年現在に於けるアルゼンチンに対する米国の民間直接投資額は三億五千五百万ドル（一九二九年には三億三千二百万ドル）でラテン・アメリカに対する米国の投資額四十七億ドル（これは米国の世界投資額百十七億ドルの約四割に当る）の七％に当る。

その直接投資の内訳は農・鉱業六千七百万ドル、製造工業一億六千万ドル、運輸通信七千七百万ドル、商業三千五

百万ドル、金融保険八百万ドルとなつてゐる。(U. S. Department of Commerce, Direct Private Foreign Investments of the United States, 1933)

アルゼンチン経済に対する外部よりの刺戟即ち、外国よりの需要は緩漫化し、新移民の受入れを続けることも困難となつた。伝統的な自由移民政策も制限的統制へと轉換した。同時に輸入依存も再調整され、工業化促進策に対応して輸入品の構成は変化し、工業は拡大され、強力となつた。その資金は主として国内貯蓄によつて調達された。というのはこの不況期には外国資本の投下は低水準にあつたからである。

不況期以来、為替管理が実施された。これは最初は一時的な措置として行われたが、後に経済政策の一環として、工業を保護し、国際收支の均衡を確保する手段として行われた。

アルゼンチンの工業化は一九三〇年代に進捗したが、第二次大戦はこの新しい工業に大きな試練を与えた。工業は試練に耐え、アルゼンチン経済は外国の経済変動によつて左右されることが少くなつた。しかし、アルゼンチン経済の弱点もまた表面化し、燃料、輸送、鉄鋼、機械及び部分品、化学品その他必要品については重大な不足が生じた。この危機はアルゼンチンの商船隊の建設がそれ以前より行われていなかつたならば一層深刻なものであつたらう。

アルゼンチンは第二次大戦中巨額の金及び外国為替を蓄積した。即ち、中央銀行の金及び外国為替保有高は一九三九年末には四億八千六百万ドルであつたが、一九四五年末には十六億六千三百万ドルに激増した(IMF調)。この資金は工業化の速かな進行をはかり、外債を償還し、生活水準を上昇させるのに役立つた。工業化促進のためには全ゆる方法がとられた。即ち、外国の競争より保護すること、信用供与を容易にすること、国家参加の拡大、資本財輸入増加の便宜の供与などがその一例である。戦時中の鬱積した需要を充たすために輸入が行われると同時に外債の償還も行われた。

外債償還は戦前から始められていたものであるが、戦後はこれが大規模に行われた。(四五頁註参照) また一億五千万ポンドを以てアルゼンチンは英国が所有していた鉄道を買取り、鉄道の国有化という年来の宿望を達した。

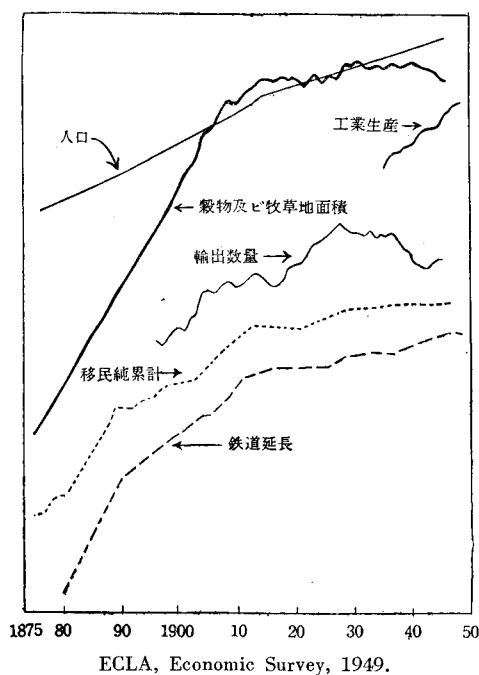
工業化など経済開発投資が進む程、国際收支の不均衡という傾向が著しくなる。国内の開発が輸入能力の増加と平行に行われない限りは国際收支に赤字を生じることが当然であり、アルゼンチンは今日輸入能力低下の問題に苦しんでいる。従つて輸入総額を圧縮し、輸入構成を変化し、輸出を増進させる方策がとられねばならなかつた。金及び外国為替準備は一九四七年の十六億九千六百万ドルを頂上として減少に転じ一九四七年十億七千万ドル、四八年八億八百万ドル、四九年七億四千七百万ドル、五〇年には七億三千四百万ドルと減少した。

アルゼンチンがその経済開発計画の速度を早くしようとすればする程投資を高水準に保つ必要があるが、過度の国内投資はインフレーションに導き経済開発に有害であるのみならず国際收支を悪化させる。従つて開発速度が適度であることが必要である。

アルゼンチンは国際收支の面で現在困難な立場にあるが、過去の経験を顧ると一九世紀の七〇年代の深刻な恐慌のときにアルゼンチンは外国から小麦を輸入することが出来なくなつたので、関税保護の下に国内で小麦の栽培をはじめた。一八九〇年代の恐慌のときには工業化への第一歩が踏出された。第一次大戦によつて新しい工業が生れ、これは大不況及びそれにつづく戦争の間にも発展を続けた。しかしながら、現在のアルゼンチンの経済開発に関連する国際收支の危機はより一層深刻である。国内にエネルギー資源の乏しいアルゼンチンは工業化に必要な燃料を輸入に仰がねばならぬ致命的な弱点をもっているからである。

一八七五年より現在に至るアルゼンチン経済の動きは次の図に示される。(第一図参照)

第一図 アルゼンチン経済の動き(1937=100)  
(半対数図)



一〇四年には百八十一万人と五倍に増加し、一九二五―二九年にはその約二倍の三百八十七万人となった。その後四百万人を突破したが、増加率は低下している。

鉄道延長は一九〇〇―一九〇四年には一万七千キロであったが、一九二五―二九年にはその二倍を越える三万六千キロに達した。その後も鉄道の延長は増加しているが、増加率は低くなっている。

輸出数量は一九三七年を基準として一九〇〇―一九〇四年には三五・四であったが、一九二〇―二四年には七三・四と二倍以上に達し、一九二五―二九年には九五・八と最高記録を示したが、その後は減少に転じている。

穀物及び牧草地の面積は一八七五年に三十四万ヘクターであったものが、一九〇〇―一九〇四年には七百六十万ヘクターと二十倍以上に増加した。さらに一九二五―二九年にはその三倍の二千二百九十万ヘクターまで増加し、更に増加

アルゼンチンの経済発展を数字的に之を見れば人口は一八七五年に二百十六万人であったが、一九〇〇―一九〇四年には二倍の四百八十六万人となり、更に二十年後の一九二〇―二四年にはその二倍の九百六十九万人に増加した。その後も人口の増加は続いているが、増加率は幾分衰えている。

移民の累計数(純計)も一八七五年には三十六万人に過ぎなかつたのが、一九〇〇

1A. アルゼンチン経済発展の指標

	人口 (百万人)	移民純累計 (百万人)	鉄道 (千キロ)	輸出数量 (1937=100)	穀物及び 牧草地面積 (百万ヘクター)
1 8 7 5	2.16	0.36	.....	.....	0.34
1900-1904	4.86	1.81	17.7	35.4	7.67
1905-1909	5.80	2.40	22.2	50.2	10.38
1910-1914	7.20	3.16	31.1	53.6	18.43
1915-1919	8.57	3.18	33.8	55.4	21.08
1920-1924	9.69	3.37	34.0	73.4	21.13
1925-1929	10.96	3.87	36.1	95.8	22.91
1930-1934	12.30	4.15	39.6	88.4	25.44
1935-1939	14.02	4.25	40.9	85.6	26.11
1940-1944	15.17	4.34	42.9	65.0	25.48
1945-1949	16.23	4.38 <sup>(1)</sup>	43.7 <sup>(2)</sup>	* 69.0	24.00 <sup>(4)</sup>
1950-1954	18.00			* 56.4 <sup>(3)</sup>	

(資料) ECLA, Economic Survey of Latin America 1949 及び国連統計月報より算出

(註) (1) 1945-47 (2) 1941 (3) 1950-53 (4) 1945-47 \* 推定

1B. アルゼンチン経済の成長率 (対前期増減率) (%)

	人口	移民純累計	鉄道	輸出数量	穀物及び 牧草地面積
1900-1904	.....	.....	.....	.....	.....
1905-1909	+ 19	+ 33	+ 25	+ 42	+ 35
1010-1914	+ 24	+ 32	+ 43	+ 7	+ 78
1915-1919	+ 19	+0.6	+ 9	+ 3	+ 14
1920-1924	+ 13	+ 6	+0.6	+ 33	+0.2
1925-1929	+ 13	+ 15	+ 6	+ 31	+ 9
1930- 34	+ 13	+ 7	+ 10	- 8	+ 11
1935- 39	+ 12	+ 2	+ 3	- 3	+ 3
1940- 44	+ 8	+ 2	+ 5	- 24	- 3
1945- 49	+ 7	+ 1	+ 2	+ 6	- 6
1950- 54	+ 11	.....	.....	- 18	.....

2. アルゼンチン貿易の諸指数 (1937=100)

	輸出数量	輸入数量	輸出価格	輸入価格	交易条件	輸入能力
1910 - 14	54	85	79	72	111	59
1915 - 19	55	48	126	137	92	51
1920 - 24	74	77	113	156	72	53
1925 - 29	96	110	97	114	85	81
1930 - 34	88	75	66	97	69	61
1935 - 39	86	85	86	100	86	74
1940 - 44	65	46	123	176	70	46
1944 - 48	59	82	257	254	101	59

(資料) ECLA, Economic Survey, 1949 より算出

を つ づ け て い た が、一 九 三 五—三 九 年 の 二 千 六 百 十 一 万 ヘ ク タ ー を 最 高 と し て そ の 後 は 減 少 に 転 じ て 居 り、増 加 率 も 低 くな っ て い る。(第 一 表 A 及 び B 参 照)

一 九 三 〇 年 代 の 世 界 不 況 に よ っ て ア ル ゼ ン チ ン の 経 済 発 展 の 時 期 が 劃 さ れ る こ と は さ き に の べ た 通 り で あ る が、こ の

二つの時期は外国貿易特に輸出入数量の動きに最もよく示されている。(第二表参照)  
即ち、世界不況前には輸出入の数量が増加したが、それ以後は低落している。

輸出数量は一九三七年を基準として一九一〇—一四年には五四であつたが、一九二五—二九年には九六となり、これ

をピークとしてその後は下落している。輸入数量は同じく一九三七年を基準として一九一〇—一四年には八五であつたが、一九二五—二九年には一一〇に増加し、これを絶頂としてその後は減少している。

輸出入価格は第二次大戦後の異常な上昇を除けば、輸出価格は一九一五—一九年、輸入価格は一九二〇—二四年に最高を示した。交易条件は一九一〇—一四年が最高であつたが、世界恐慌時(一九三〇—三四年)には輸出価格の激しい値下りにもかゝわらず輸入価格はそれほど下らなかつたので最低に達した。

輸入能力指数(輸出数量と交易条件との積)は一九二五—二九年に最高を示し、その後は下降傾向にある。この輸入能力の低下傾向がアルゼンチン経済の発展について極めて困難な問題となつている。

一九二五—二九年を一〇〇とした輸入能力及び一人当り輸入量の変化は上表に示す通りであるが、(第三表参照)一九四九年以後は更に低落を示している。

工業の発展について見れば、アルゼンチンでは一九三五年以前には工業生産の年々の公式統計がないから一九三五年以後の数字について検討する。

3. アルゼンチンの輸入能力及び一人当り輸入量 (1925-29年=100)

	輸出数量	交易条件	輸入能力	輸入数量	人口	一人当り 輸入量
1925-29	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1930-34	92.3	79.8	73.3	68.4	113.2	60.4
1935-39	89.4	100.1	89.8	77.1	127.9	60.3
1940-44	67.8	81.0	55.1	42.0	138.3	30.4
1945-48	76.2	116.4	89.3	82.5	146.9	56.2

(資料) ECLA, *Economic Survey*, 1949.

一九三五年と四八年との間に生産の増加率は人口の増加率の二倍以上であつた。即ち、人口増加率は二三・六%であつたが、生産の増加率は五三・九%であつた。この急激な増加は主として製造工業の生産増加による。

各産業部門の生産高の動きは第四表に示す通りである。

4. アルゼンチンの生産数量  
(1935年価格, 百万ペソ)

	1935-39	1940-44	1945-48
農 業	1,096 (29%)	1,280 (26%)	1,140 (21%)
牧 畜 業	900 (24%)	1,122 (23%)	1,154 (22%)
鉱 業	124 (3%)	191 (4%)	199 (4%)
製造工業	1,496 (39%)	2,106 (43%)	2,418 (47%)
建設業	216 (6%)	237 (5%)	285 (5%)
合 計	3,831 (100%)	4,932 (100%)	5,212 (100%)

(資料) ECLA, Economic Survey, 1949.

一九三五―三九年には工業の生産高は農業の約一倍半であつたが、一九四五―四八年には二倍以上となつた。農業生産は一九三五―三九年と一九四五―四八年との間では途中に上昇はあつたが、殆ど等しかつたのに反して工業はこの期間に一倍半以上に増加した。全生産額に占める割合はこの期間に農業は二九%より二一%へと下落したが、工業は三九%より四七%へと増加した。

が、全生産額に占める割合は二四%より二三%、二二%と少しづつ低下している。一億二千万ペソ、四五―四八年の十一億五千万ペソと漸増していた

鉱業及び建設業の生産額は増加したが、その全生産額に占める割合は殆ど変化していない。即ち、鉱業は一九三五―三九年の一億二千四百万ペソから一九四五―四八年の一億九千九百万ペソまで約一倍半に増加したが、全生産高のうちに占める割合は三%より四%へ増加したに過ぎない。建設業も同様に一九三五―三九年の二億一千六百万ペソより、一九四五―四八年の二億八千五百万ペソまで約三割方増加したが、全生産額に占める割合はこの間に六%より五%へと微落した。



## 5. アルゼンチンの財の供給量

(1935年価格, 百万ペソ)

	生産 (A)	輸出 (B)	輸入 (C)	供給 (A)+(B)+(C)	輸入係数 $\frac{C}{A+B-C}$
1925-29	3,118	1,582	1,758	3,294	53.6%
1930-34	3,098	1,460	1,203	2,840	42.3
1935-39	3,832	1,418	1,357	2,936	46.2
1940-44	4,924	1,073	738	4,597	16.0
1945-48	5,212	1,209	1,451	5,454	26.6

(資料) ECLA, Economic Survey, 1949.

## 6. アルゼンチンの生産と輸出及び輸入の割合

年次 (五カ年平均)	輸出高の生産高 に対する割合 (%)	輸入高の生産高 に対する割合 (%)
1925-29	50.7	56.3
1930-34	47.1	38.9
1935-39	37.0	35.4
1940-44	21.8	15.0
1945-48	23.2	28.0

次に財の総供給量(生産プラス輸入マイナス輸出)を見れば一九二五―二九年に比べて一九四五―四八年には六八・八%増加している。この間の人口増加は四六・九%であつたから、一人当りの財の供給量は増加した。しかるに一方第三表に見る通り一人当り輸入量は減少している。従つてこの財の供給増加は国内生産特に工業生産の増加によるものであつた。

次に財の供給量に於ける輸入量の占める割合(輸入係数)を見ればこの比率は低下傾向にある。即ち、一九二五―二九年の五三・六%より一九三〇―三四年の四二・三%に減少し、一九三五―三九年には四六・二%と幾分上昇したが、第二次大戦中の一九四〇―四四年には一六%への激減し、戦後は二六・六%と若干回復したが、戦前には遙かに及ばない。(第五表参照)

生産と輸出及び生産と輸入の割合を第五表より算出すれば、この比率は逐年低くなる傾向がある。

第二次大戦後ペロン政府は経済開発のための第一次五カ年計画(一九四七―五一年)及び第二次五カ年計画(一九五三―五七年)を發表した。

第一次五カ年計画は工業化の促進と国家統制の強化

とを主要目的としたものである。(計画の詳細については United Nations, Economic Development in Selected Countries, New York, 1947. を参照されたい)

工業化の達成のためには (1) 国内生産品と競争する外国工業生産物に対する関税の引上、(2) 原料について、及び国内工業の進歩に必要な高度工業品については関税を引下げる、(3) 必要な原料の輸入には為替を有利にする。(外貨一位当りのペソ貨支払を低くする)、(4) 工業製品の輸出を為替面より有利とする(外貨一単位当りのペソ貨受取りを多くする)、(5) 工場生産物の価格を世界市場価格よりも高くする、(6) 海外で競争品の生産に使用されるかも知れない原料の輸出を阻止するなどの方法がとられた。

国家統制の強化は一部は工業化計画の推進のためであるが、一部は他の理由によつて行われた。即ち国家は動力の生産、配給、及び価格を統制し、原料の生産と価格とを統制し、消費者に対して物価の安定を保証しようとした。更に金融機関の強力な統制も行われている。(註—N. A. D. Macrae, "Argentina's Post-war Experiments: Control of Banking and Finance," The Banker, May, 1949, p. 127)

しかし、このような工業化政策や、重要産業の国家管理については政府は物価問題に充分注意せねばならない。労働者優遇政策にもとづく社会保障費の増加や工業化促進のための補給金、巨額の投資などは政府の意図する低物価政策と矛盾するが、これをどう調整するか問題とされた。

また過度の工業化政策は農業労働費用の上昇と農地面積の減少を生ぜしめたので政府は一九五〇年計画の一部を変更し、農民に支払われる価格を引上げ、増産を奨励し、農業機械を輸入するなどの措置をとつた。

第一次五カ年計画は諸種の矛盾や困難のため必ずしも成功したとはいえなかつた。第二次五カ計画ではアルゼンチンの基幹産業は農業であることを再認識し、農業の振興に注意が払われた。第二次五カ年計画は一九五三年から実施され

る筈であつたが、一カ年延期され一九五四年から実施されることゝなつた。

一九五五年九月の反乱により、ペロン政権は在職九年にして倒れ、ロナルディ將軍を首班とする新しい政権が生れた。ペロン独裁のあと、新政権はどういう政策をとり、アルゼンチン経済はどう変貌するか、興味深いものがある。

## 二、農 業

アルゼンチンの農業は、穀物、肉類などの生産を主とする温帯農業であつて、他のラテン・アメリカ諸国に見られる如き、コーヒー、砂糖、バナナなどを主要産物とする熱帯農業と異つている。

世界恐慌まではアルゼンチン農業は著しい発展をとげた。これは大規模農業に好適の条件があつたからである。即ち、広大且つ肥沃な土地が好位置にあつたこと、及び自家消費のために旧式の伝統的な方法で農耕を行っている農民がいなかつたことの二点である。このような好条件に加うるに氣候が温暖であつたため、ヨーロッパの過剰人口の国から多数の移民が来航し、また外国投資にとつても好対象であつたので多額の外国資本が流入した。

このようにして資本主義的農業は際限なく発達した。即ち、作物栽培には最良の機械を用い、牧畜には最善の方法を使った。更に世界市場向けの生産に於てアルゼンチンは適当な条件をもつていた。それは世界市場の情況変化に適應する伸縮性もち、生産要素の移動性も大であるという点であつた。常に物価の変動や利潤に氣をつけていて、企業家は家畜から作物、作物から家畜へと轉換して行く。土地の耕作に労働力を多く投入するかと思えば、家畜、肉類の生産を増加するために農村の労働力を節減することがある。生産要素の移動性は大であり、労働者は土地にしっかりと固着してはいない。この労働力の移動性は国内経済のみに限られず、国際経済の部面にまで拡がつている。即ち、收穫時には、

特に第一次大戦前においては南欧から多数の労働者がアルゼンチンに渡航し、農場で働き、多額の貯蓄をもつて帰国することが常であつた。

このような好条件の下に、農業生産の拡大は著しく、世界恐慌以前には二千五百八十万ヘクターが耕作されていた。今世紀のはじめには僅かに六百五十万ヘクターに過ぎなかつたから三十年間に四倍となつたこととなる。

このようにアルゼンチンは外国需要の増大する刺激にいつでも対応出来る大きな生産能力をもつていた。しかし、大恐慌はこのような状態に終末をもたらした。今まではアルゼンチンは世界市場に供給するため穀物及び肉類の生産能力を不斷に増加して来ていたが、今後は生産が以前の比率で増加し続けることが出来ないのみならず、それが到達した生産能力は労働力に於ても土地に於ても世界の需要よりも大きいものであること、即ち、過剰生産力をいだいているといふことが明らかとなつた。

一九三〇年代の不況期において、農業から工業へと重点の推移が見られ、工業化の過程に力が注がれた。大不況期に入るや農業も牧畜も最早、人力の増加を必要としなくなり、逆に人力の一部を節減することが出来るようになった。その理由は播種面積の減少と機械力の増加に見られる。これによつて工業は農業から労働力を吸収することが出来た。しかし、戦争は農業の機械化の拡大を中断し、戦後も機械化の進歩は緩慢であつた。このような状態では農業人口が工業やその他の職業に流出することが、農業にとつて決定的に不利な要因となつた。(一九三七年と四七年との間に工業の雇用増加は六〇万人であつた。)

換言すれば、工業及び農業の間の(現在の技術的条件における)均衡状態は既に到達された。従つてさらに農業人口流出の過程が続くことは農業生産に害を与えるものである。一九三〇年代の重大な不均衡(それは農業人口の過大にも

とづくものであつたが)を是正する傾向があつた工業化及びこれに伴う人口の都市集中は、農業人口の過小という反対の方向への不均衡を生ぜしめた。<sup>(註)</sup>

各国都市人口の比率 (%)

米	国	(1950)	63.7
ベルギー		(1947)	62.7
アルゼンチン		(1947)	62.5
カナダ		(1951)	62.1
日本		(1950)	37.5
ブラジル		(1950)	36.5
メキシコ		(1940)	35.1
インド		(1951)	17.3

(註) 一九四七年の国勢調査によればアルゼンチンの都市人口 (Urban population) は全人口の六一・五%であつた。一九一四年の国勢調査ではこの数字は四七・三%であつた。最近に於ける各国の都市人口の全人口に占める割合は上表のようであるが、アルゼンチンの都市人口の割合は日本、ブラジル、メキシコなどよりは大きく、米国、ベルギー、カナダに匹敵する。(United Nations, Demographic Yearbook, 1952, p. 44 参照)

しかしながら、アルゼンチン国内の需要を考慮するとアルゼンチンが過度に工業化したと結論を下すべきではない。反対に国民の生活水準を改善し、その経済構造——外部の変動や緊急事態に対して弱い——を強化するために工業生産を増加せねばならない。この両方の目的を達成するために資本財を輸入し、輸送を改善し、動力の生産を拡大する必要がある。同時に農業設備を更新せねばならない。しかしながら、経済の現実はさきに述べたようにアルゼンチンの輸入能力が限られていることを示しているので、生産増大と産業部門の均衡という要請を充たすために必要品の重点的輸入を行わざるを得なくなつてゐる。

## 1 農業の現状

全耕地面積(穀物及び牧草地)は一九四八年には約二千百七十万ヘクタール、一九五二年には二千五百十六万ヘクタールと見積られる。一九三九年には二千八百四十万ヘクタールであつたから戦後は幾分減少している。アルゼンチン農務省は耕地は六千四百万ヘクタールにまで拡張し得ると計算したが、この増加は既に牧場として家畜の飼養に利用されている土

地を犠牲にして得られるものであつて、灌漑やその他の改良によつて得られる新しい土地は少なかつた。(第七表参照)

一九五三年より五七年に至る第二次五カ年計画では一九五七年の播種面積を三千五百三十三万ヘクターと予定している。

上表によれば全農業用地面積は一億四千四百六十万ヘクターと見積られる。この広大な面積は二つの異つたタイプの農業によつて利用されている。一つは穀物及び肉類の生産で大西洋及び国の中央部で行われ、他は工業用作物及び特殊作物の生産であつて国の北部地方及びアンデスの附近で行われている。

アルゼンチンを農産物輸出国として顕著な地位につけているのは穀物及び肉類の生産である。穀物及び肉類の生産には現在約二千五百万ヘクター(一九五二年)の土地が用いられている。こゝでは大規模生産に有利な多数の条件がある。即ち、(一) 土壌が肥沃で深いこと、(二) 年間降雨量が六百乃至九百ミリメ

### 7. アルゼンチンの土地利用

(百万ヘクター)

土 地 利 用	現在面積	可能面積	差 額
農 業 用 地	144	152	8
耕 作 地	22	64	42
牧 場	122	88	-34
森 林	90	90	—
非 生 産 的 土 地	45	37	- 8
合 計	279	279	—

(資料) ECLA, Economic Survey, 1949.

ートルであつて灌漑が不要であること、(たゞし、都市の近辺において果物及び野菜の生産を行っている小土地ではポンプによる灌漑が行われている。) 他方において或地方では排水作業も必要である。それにもかゝらず、周期的な旱魃が起つて農業に重大な損害を与えている。(例えば一九五一、五二年の不作)(三) 天候状態が順調で降霜があるのは例外である。従つて家畜は年間を通じて野外に於てグリーン・フォッダーで飼育される。(四) 地形は平坦であつて機械化に特に適している。(五) 少くとも現在の粗放農業の段階では肥料は不要である。土壌の自然的肥沃度は作物及び牧畜の輪作によつて維持される。アルファルファが栽培せられ、家畜の飼育に使用せられる土地は数年後には農作物に利

用される。(六)土地の侵蝕(erosion)は限界地域以外では甚だくしはない。限界地域では当然に牧畜に使用されるべき土地が農作物の価格の高いためとか、經驗のないために耕作に使用されるのであるが、農務省ではこのような情勢を改めるように努めている。

人口の三分の二はこの穀物及び肉類の産地に住んで居り、鉄道や道路もこの地域に集中している。

特殊作物の栽培は緯度、風土及び土地の形状の異なるに従つて種々の条件の下に行われている。これらの土地は穀物や肉類の生産地のような有利な条件は少い。或いは雨量が少なかったり、気温の差がはげしかったり、沼地や森林があるなど不利な条件が多い。灌漑によつて耕作されることとなつた不生産的な土地は九十万ヘクタールに達した。一般的に云つてこれらの地域では、生産方法は集約的であり、灌漑地では肥料が使用されている。

經濟的観点より見ればこの二つのタイプの農業(穀物・肉類の生産と特殊作物の生産)の間には著しい差異がある。穀物や肉類の粗放的耕作は主として外国の需要から發達したのに対して、工業用作物及び特殊作物の生産は国内市場を目的としたものであつた。このことは世界恐慌後穀物及び肉類の生産用の土地が減少したことに対して、工業用作物、特殊作物の土地が増加したこと(増加したといつても全耕地面積のうちでは大部分に過ぎないが)を説明するものである。この変化は移民の流れにも影響を及ぼした。移民は第一次大戦前までは当時盛大であつた穀物及び肉類の生産に向つたが、その後は主として工業用作物の生産に向つている。

## 2 農業の機械化

世界恐慌以前、特に一九二〇年代には輸出向農業に於て機械化が著しく進歩した。このような機械化の發達には多数の有利な条件があつた。(一)土地が平坦であること、(二)農業が粗放的であり、また農作物の需要が多いので出来

るだけ広い土地を耕さうとすること。(三)土地所有制度上、機械利用に適した土地の選択が可能である。(他国に見られるような小土地所有のために制限されることはない。)(四)農業が繁栄していたこと(当時では投資に必要な量の貯蓄を行うことが出来た。)などがそれである。

機械化農業は有利であるとはいえ、トラクターの使用を制限するような経済的要因もあつた。第一に数年以前まではアルゼンチンでは比較的豊富低廉な労働力が得られたこと、第二に機械を使用するよりも馬に輓かせる方が相対的に有利であることがこれである。これらの理由によつてアルゼンチン農業では打穀機、收穫機その他の機械に比べてトラクターの数が少なかつた。しかし、最近では労働力が都市に吸収されるために農場賃銀が上昇し、輓馬による方法は不経済となり、トラクターによつて置換えられようとしている。しかし、アルゼンチンは燃料不足という重大な問題がある。馬は牧草地の生産する低コストのエネルギーを消費するが、トラクターの運行には(国内の増産がない限り)燃料の輸入を必要とする。他方、馬をトラクターで置換えることは馬を飼養している牧草地を他の用途に利用し得ることもなる。農業機械化は長い歴史をもっている。第一次大戦以前に於てさえも收穫機は最初は濠州から、次に米国から購入された。しかし、機械化が普及したのは一九二〇年代であつた。三〇年代の大不況期には輸入は非常に少くなつた。しかし、景気回復期に入つて農産物価格が改善されると機械の輸入は増加した。農家は不況前の繁栄の再来を夢みただからであつた。一九三五―三九年には農業機械の輸入は全資本財輸入の七・七%であつた。一方、一九二〇年代にはこの比率は六・一%に過ぎなかつた。

一九三〇年の不況の後にさえも、アルゼンチン農業は事態が好転するや否や機械化の過程を続けようとした。実際に一九三三年は恐慌中最悪の年であつたが、この時にトラクター一台を買うのに一〇二トンの穀物が必要であつた。これ



に対して一九二八年には四七トンが必要であつた。一九三七年にはこの数字は六七トンと再び好転し、機械化への刺戟が復活した。

第二次大戦は機械化の傾向を阻害したが、戦後は農産物輸出に異常な繁栄が訪れた。しかしながら、穀物とトラクターの比価は戦前よりは不利となつた。即ち、以前と同一のトラクターを買入れるのに一九四七年には一一〇トン、一九五〇年には一九三トンの穀物が必要であつた。

農家の八五%はコムバイン・ハーヴェスターを、三〇%はトラクターを持つていと見積られる。しかし、機械の大部分は長期間に酷使されているので能率は甚しく低下している。当局の標本調査によればトラクターの三分の二は戦前に買入れたものである。鋤については八七%、コムバイン・ハーヴェスターも同様の割合であり、農業機械全体として見れば約八四%が戦前に買入れたものである。その上に部分品が不足しているのでこれが機械の陳腐化と相俟つて農業機械化の能率を低下している。

国産の機械はますます増加しているけれども、輸入不足を補うには今のところ不十分である。その上に生産者はモーター及び必要部分品を輸入せねばならない。

この不利な状態を是正するために、最近、国家は二つの方法をとつた。即ち、(一)農産物の海外販売における国家の利潤を犠牲にして農家に支払う価格を上げた。<sup>(註)</sup> (二)最も緊急に需要される機械及び部分品を輸入するために二千万七百万ドルに達する輸入許可を与えた。

(註) 後述する如くアルゼンチンでは外国貿易は貿易促進本部 I A P I (Instituto Argentino de Promoción del Intercambio) によつて国産品の大量売却 (bulk selling) 及び輸入品の大量買付 (bulk buying) の方法が取られている。

8. 耕地面積とトラクター数の変化

	耕地面積 (百万ヘクタール)	トラクター	ハーヴェスター	ヘクタール当り トラクターの数
1919-20	23.0	253	797	90,909
1929-30	26.7	16,220	28,656	1,646
1939-40	28.4	23,540	42,729	1,206
1945-50	23.7	27,000	40,000	878

(資料) ECLA, Economic Survey, 1949.

しかしながら、農業機械化には著しく巨額の費用が必要である。一九四九―五〇年に於て、約二万七千のトラクター（一九五三年には五万台）及び四万のコムバイン・ハーヴェスターが使用されているが、この十年間に四万のトラクターが必要であり、更にその補完品として鋤、耕耘機、グレイン・ドリルが必要である。その上に一万五千乃至二万のコムバイン・ハーヴェスター、一万乃至一万五千の玉蜀黍ハーヴェスターが必要である。これらの機械を輸入するには

三億乃至三億五千万ドルを要する。

国産機械の増産が企てられているが、現在は需要の八%を充足するだけである。しかし増産が成功すれば輸入の多くを削減することが出来るであらう。

トラクターの輸入計画が成功すればトラクター一台当りの耕地面積は現在（一九四九―五〇年）の八七八ヘクタールより三五〇乃至四〇〇ヘクタールに低下するであらう。米国ではトラクター一台当り八〇ヘクタールとなっている。

玉蜀黍ハーヴェスターは現在までのところ試験的に使用され、収穫は手で行われている。しかし、専門家の見解によれば、労働力不足を考慮すると、玉蜀黍輸出を継続するために機械の使用を上げることが必要である。しかし、機械使用には二つの難点がある。一はこの機械は米国で高収量の混合種 (hybrid) 玉蜀黍を収穫するためにつくられたものであること、二は米国ではアルゼンチンに普通に行われているよりは列の間隔が広いので、適当なシード・ドリルと耕耘機が必要であることである。従つて大規模な機械化を行うためには混合種の玉蜀黍の普及と耕作方法の変更が必要となる。玉蜀黍ハ

一ヴェスターの使用によつて一ヘクター当り收穫二千五百キロの場合は五〇%の收穫費用が減少出来る。そして收穫量が多ければ多い程、節約率も高い。最近国産の收穫機で実験を行ったところ満足な結果をおさめたと報ぜられている。

綿花の收穫は玉蜀黍の場合と同じく、手で行われている。このことは労働力不足のために最近懸念されている。綿摘み機械の使用の実験が行われているが、これが成功すれば労働力を節約することが大きいであらう。

### 3 農業生産の発展

(A) 穀物の生産(亜麻仁及び向日葵種子を含む)

農業生産の発展を分析する場合に、一方に於て主として海外市場の需要に応ずる穀物及び肉類の生産と他方に於て主として国内市場の需要を賄う工業作物との間に区別をする必要がある。

穀物の生産発展の変化について見れば、その播種面積は第一次大戦まで著しく増加したが、戦争によつてこの増加の勢は一時中断された。戦後一九二〇年代には再び増加したが、世界大不況によつてこれが再び中断された。

播種面積の増加は作物によつて異つていた。世界大不況まで各種作物の播種面積は増加したが、不況後、玉蜀黍は暫く増勢を保つたが、小麦はそれ以前に世界的に生産が過剰となつたので大不況後直ちに下落した。亜麻も同様であつた。一九三〇年代の後半には米国の早魃とアルゼンチン経済の一般的回復の結果、反騰が起つたが、これは一時的であつて一九四〇年代には持続的な下落があつた。

三大作物即ち、小麦、玉蜀黍及び亜麻の播種面積は減少したけれども、飼料作物、即ち、燕麥、大麦及びライ麦の面積は増加した。これは牧畜業や酪農業の発達によるものである。また向日葵の作付も増加した。向日葵は今世紀のはじめロシア移民によつて伝えられたが、現在その油は国内で食用油として広く需要されることゝなつてゐる。

9. アルゼンチンの穀物収量  
(一ヘクター当りkg)

	1925 - 29	1935 - 39	1945 - 47
小麦	883	942	1,125
蜀黍	1,987	1,760	1,982
亞麻	718	626	688
向日葵	.....	885	759

(資料) 前表と同じ。

このような新しい作物の拡大は農業の多様化を促進し、気候的、経済的要因に対する抵抗力を増し、同時にアルゼンチン国内の需要を充足するのに貢献した。

全穀物(採油用種子を含めて)の播種面積は一九三〇年代には二千百万ヘクター強に達したが、一九四八年には一千六百十五万ヘクターに減少し、一九五二年にも一千六百五十万ヘクター程度に止まっている。第二次五カ年計画では一九五七年には二千五百七十七万ヘクター(一九三四―三八年平均では二千四十三万ヘクター)に増加することを目標としている。大不況以前のアルゼンチンの特徴はその余剰穀物の世界市場への大量輸出であった。大不況と第二次大戦は売残りの堆積という重大な問題を生ぜしめた。国家は余剰穀物の輸出又は国内消費への転用が可能である限り、収穫物を買取つた。

戦時中の重大な燃料不足を緩和するために大量の玉蜀黍及び小麦の余剰は燃料として使用された。

農産物の一部が燃料として使用された程度については Comité Argentino de la Energía の示すところによれば一九四三年には十万トンの玉蜀黍、百七十万トンの小麦、百五十万トンの亞麻仁が燃料とされ、第二次大戦中に発電所では三百万トンの穀物、六十万トンの亞麻及び亞麻仁、十五万トンの亞麻仁油を使用した。

生産の数字は天候の変化より生じる変化を除けば播種面積の数字と同じ傾向を示している。一九二五―二九年に比べてヘクター当り収量の増加しているのは小麦だけである。(註)小麦、玉蜀黍及び亞麻仁の生産量は一九三〇―四四年にはそれぞれ六四〇万トン、七六〇万トン、一六〇万トンであったが、一九四五―五一年にはそれぞれ五三〇万トン、三六〇万トンとなった。

既に述べたようにアルゼンチン農業は第二次大戰終戦以來國際市場の非常な好転から刺戟をうけることがなかつた。農産物に支払われる国内價格が比較的に低かつたので、農業は労働者を確保する競争に於て工業に敗れ、また労働力を機械力でおきかえることも出来なかつた。国家は基幹産業である農業の振興をはかるために農業生産の三五%増加を提唱し、この目的を達成するために穀物の買入れ價格を二〇乃至三〇%引上げ、信用の供与を奨励し、既述の如く農業機械輸入に外貨を供与したが、その効果は未だ表われない。

#### (B) 肉類の生産

一九四〇年代に於て穀物生産に使用されなくなつた土地は牧畜業に使用され、一部はアルファアルファその他、飼料作物が播種された。それ故穀物の播種面積が減少して牧草地が増加するという傾向が見られた。それにもかゝらず、アルファアルファの栽培面積の増加は、穀物の栽培面積の減少を相殺するものではなかつた。これは土地の一部が天然草(natural grass)又は統計に含まれない飼料作物の栽培にあてられたことを意味する。

一九三七—四七年の間に牛の頭数は二四%、羊の頭数は一六%増加したが、他方に於て豚の頭数は二五%減少した。この十年間の初期には玉蜀黍の價格が安いという好条件に刺戟されて豚の飼養は非常に増加したが、一九四五、四六年には情勢が逆転したので豚の頭数は減少した。最近は豚の頭数は回復の傾向があつたが、この回復傾向は海外需要の減退にもとづく價格下落によつて阻止された。

一九三六—三七年より一九四四—四七年までに牛の頭数は約七百四十万頭増加したが、これだけの牛を飼養するために相当広い土地が必要であり、このため耕作地は一九三六—三七年の二千五百七十万ヘクターより、一九四六—四七年の千八百五十万ヘクターに減少した。その後耕作地の減少は継続したようであるが、この減少が、牧畜頭数の増加によ

11. パンパ地方の家畜頭数と耕作地面積

	家畜頭数 (百万頭)	耕作地 (百万ヘクタール)
1937	24.1	17.1
1947	31.5	11.6
1952	32.0	11.0

(資料) ECLA, Economic Survey, 1953.

アルゼンチンの自然的条件は、特にパムパに於ては、低いコストの肉類生産に有利であつた。しかし、家畜頭数の増加率は一八九五年以来、人口増加率よりも低い。国民一人当りの家畜頭数は一八九五年には五・四頭であつたが、一九二二年には三・九頭、三〇年には二・九頭、三七年には二・四頭、五二年には二・三頭となつている。センサスの数字によれば肉牛の増加は殆ど全くパムパ地域で達成されているが、これは農作物の栽培に害があつた。即ち、家畜頭数の増加とは反対に農作物の播種面積は減少した。

封度であつたが、アルゼンチンでは一二五封度であつた)を占めている。(Statesman's Yearbook, 1955 p. 793)

10. アルゼンチンの家畜頭数

(単位 百万頭)

	牛	羊	豚
1922	37.1	36.2	1.4
1930	32.2	44.4	3.8
1937	33.2	43.9	4.0
1942	31.5	50.9	5.7
1947	41.3	50.9	3.0
1952	45.3	44.7	4.0
1957(目標)	42.0	52.0	4.5

(資料) ECLA, Economic Survey, 1949, 1951-52.

つてどの程度まで償われたかを確める数字はない。一九四七年の牛の頭数四千百三十万頭は六十年前の第一回センサス以来最高の数字を示した。牛及び羊の増加した結果、畜産物(肉類、皮革、羊毛など)の生産と輸出が増加した。

#### アルゼンチンの畜産業の問題点

アルゼンチンの畜産業は一九五〇年の法律によつて、牛の飼養から肉類の製造配給に至るまで Argentine Livestock Institute を通じて国家の管理下にある。一九五三年には屠殺数の八七% (一九三七年には六六%) が国内で消費され、一人当りの肉類消費量は世界第三位(一九五一年に米国では一三八

こゝで問題となるのはアルゼンチンの肉類増産が穀物の生産に害を与えずに達成されるにはどうすればよいかということである。専門家は牧畜方法を改善し、現在使用中の飼養面積の生産能力を高めるべき種々の方策を主張しているが、しかし、これらの方策が経済的に有利であるかどうかまたそれが迅速に実行されるかどうかについては疑問がある。

肥沃なバンバ地方に於ける家畜の生産性（土地面積当りの家畜頭数）が世界の他地域と比べて低いとすれば、それはアルゼンチンの後進性を示すものである。FAOなど国際使節団の専門家はアルゼンチンの牧畜業を視察し、アルゼンチンで一頭の家畜を飼養している面積で他国ならば同様の状態の下では六頭の家畜が飼養出来ようと言明した。アルゼンチンは家畜の質的方面については最高限度に達しているが、量的方面では牧畜方法の改善が必要である旨の勧告が行われた。

これらの専門家の指摘した緊急的な問題点は次の諸点である。

- (a) 大多数の牧場は天然草だけであつて、これは栄養価値が低く、收量も少い。これらの草地を改善するための牧草の種類は既に知られているが、種子を増加する施設が少い。
- (b) 無統制な放牧方法では收量の増加を期待出来ない。
- (c) 牧場の面積が広大に過ぎて管理が充分に出来ない。
- (d) 雑草や有毒植物の侵入を防ぐための新しい管理制度や牧場経営法が充分に普及していない。
- (e) Legume の使用が充分に教えられていない。
- (f) 作物と牧草との輪作が広く知られていないので、多くの地方ではこれが無視されている。
- (g) 栄養素が土壌に返されず、草地が肥沃化されない。家畜生産に於ける化学肥料の経済的効果についての研究が

## 12. 工業作物の播種面積

(千ヘクター)

	1905-09	1925-29	1934-38	1945-48	1952	1957 (目標)
綿花	2.1	94.1	319	391.5	586	650
落花生	13.8	55.2	104	173.7	161	160
甘蔗	69.1	127.8	164	248.8	276	300
葡萄	67.7	127.6	140	155.8	177	200
Yerba Maté	0.1	20.7	57	66.0	64	94
タバコ	13.5	7.9	15	25.8	42	42
合計	166.3	430.4	899	1,060.8	1,306	1,446

(資料) ECLA, Economic Survey, 1949, 1951-52.

不十分であり、一方天然肥料の使用も適当でない。

(h) 牧場や牧草の利用についての農業拡張サービスの発展が十分でない。

これらの諸点が解決されるかどうかによつて、肉類の生産増加の程度が決定するであろう。

## (C) 工業作物の生産

穀物生産と対照的に、主として国内の消費にあてられる工業作物は著しく増加した。これらの工業作物は落花生、綿花、タバコ、甘蔗、Yerba Maté、葡萄などである。

一九五二年現在で播種面積は綿花、甘蔗、葡萄、落花生、Yerba Maté、タバコの順となつている。その中でも綿花の栽培面積は工業作物の栽培面積の約半分を占めている。

## (D) その他の国内消費作物

その他の作物即ち、馬鈴薯、果物、トマト、豆類などは国内至るところに生産されている。

## 4 農産物の輸出と国内消費

一九二五—二九年に比べると一九四五—四八年には穀物の生産は著しく減少した。しかし輸出はもつと減少したので、国内消費は約二倍に増大したのは第



十三表に見る通りである。

即ち、一九二五—二九年と一九四五—四八年との間で穀物の国内消費は一一七・四%増加した。しかし、この穀物消費の中には向日葵が含まれて居り、（これは他の輸入油に代替する食料油をつくるためにつくられて居る）また、輸入米に代替する米が含まれているから、これら二品目を除外すると国内消費の増加は八二・一%に達する。

肉類については国内消費の増加は輸出を犠牲として行われた。

工業作物の消費の増加は生産の増加を下廻したが、これは綿花及び落花生の輸出によるものであった。

13. アルゼンチンの穀物播種面積、生産及び消費  
(金額百万ペソ 1937年価格)

	1925-29	1945-48	1948
播種面積千(ヘクター)	17,096	17,635	16,110
生産(百万ペソ)	1,759	1,458	1,774
輸出( " )	1,269	575	582
消費( " )	476.6	1,036	1,191

(資料) ECLA, Economic Survey, 1949.

14. 農産物及び畜産物の生産と消費  
(百万ペソ, 1937年価格)

	1925-29	1945-48	1948
農産及畜産物			
生産	3,022	3,180	3,503
輸出	1,905	1,342	1,381
消費	1,104	1,191	2,122
農産物			
生産	1,944	1,788	2,115
輸出	1,239	654	631
消費	602	1,287	1,484

(資料) ECLA, Economic Survey, 1949.

### 三、燃料及び動力

#### 1、燃料の消費状況

##### (a) 消費見積

アルゼンチンのエネルギー問題は二つの点の特徴となっている。即ち(一)エネルギーの消費が常に国内生産より大

15. アルゼンチンの燃料消費  
(石油換算) (千トン)

	国内生産	輸 入	合 計	比 率 (%)	
				国 内	輸 入
1925	3,943	2,711	6,654	59.2	40.8
1930	4,178	3,877	8,055	51.8	48.2
1935	5,191	3,342	8,533	60.8	39.2
1940	6,140	3,342	9,482	64.7	35.3
1944	11,660	814	12,474	93.5	6.5
1948	7,200	6,300	13,500	53.6	46.1

(資料) ECLA, Economic Survey, 1949.

であること、(二) エネルギーの現在及び可能的な源泉は主要消費中心地から遠く隔つてゐることの二点である。

一九四四―四八年にエネルギーの消費は石油で表示すれば平均一千二百九十五万五千トンであり、一九二五―二九年に比べて七〇・六%の増加であつたが、この期間における人口増加は四五・九%であつた。

一九四六―四九年に於てエネルギー消費量の約四〇%は輸入燃料によつたものである。アルゼンチンはエネルギー源に不足して居り、過去二十五年間にその消費量の四〇乃至五〇%は輸入に仰いでいた。たゞし、世界不況の最中と戦争中は例外であり、この時には輸入を削減し、自国のエネルギー源を集約的に利用せねばならなかつた。

第二次大戦中はエネルギーは国内生産で消費の殆ど全部を賄つた。そのためには平時では不経済なエネルギー源泉に依存することが必要となつた。例えば、メンドーサ州の *asphaltite* や、輸出が不能となつた余剰穀物や採油用種子などを燃料に使用した。薪の使用も増加したが、これは既に減少していた森林保蔵 (forest reserve) に害があつた。

植物燃料を以て石炭や石油にかえることは技術的にも経済的にも望ましくないので正常状態に復帰すると直ちに輸入が再開された。燃料の輸入は国際收支に不利な影響を与えるので政府は輸入燃料節減の問題を第一に考慮し、経済計画でも優先的にとりあげたことは当然である。

## (b) 他国との比較

米国国務省刊行の世界のエネルギー資源 (Energy Resources of the World)

によればアルゼンチンの一九三七年に於けるエネルギー消費（薪、木炭、屑物などを除く）は一七、四五五百万KWHで、これは石油換算で七百万トンに当る。（アルゼンチン側の信頼すべき見積りによれば九百三十万トンとなつてゐる）。アルゼンチンのエネルギー消費は世界の消費（三、五〇〇、〇〇〇百万KWH）の〇・五%に当る。アルゼンチンの一人当たりエネルギー消費は一、三六六KWH（アルゼンチン側の計算では一、六三〇KWH）となる。アルゼンチンは南米では高い地位にあるが、これを米国（一〇、二三六KWH）、カナダ（八、二六三KWH）などと比較すれば著しく低く、フランス（三、六四二KWH）、スイス（三、〇九KWH）と比べても可成り低い。

前記のエネルギー消費見積は生物エネルギー——即ち生産に従事する人間及び動物のエネルギー——の消費見積をも行つてゐる。一九三七年に於けるアルゼンチンのこの種のエネルギー源の消費は六、七三六百万KWHと見積られる。生産的目的に使用されるエネルギーの合計は二〇、四二三百万KWH（そのうち無生物エネルギーは一三、六八七百万KWH）である。一人当たりの消費は一、六〇〇KWH、そのうち生物エネルギーは五二八KWH（三三%）、無生物エネルギーは一、〇七二KWH（六七%）であつた。

一九三七年における世界エネルギー消費は一人当たり一、二五〇KWH（そのうち無生物エネルギーは八七・六%）であつた。尚、米国では一人当たり六、九九六KWH（そのうち無生物エネルギーは九七・六%）であつた。

これらの数字はアルゼンチンに於ける機械化の程度が比較的低いことを示し、無生物エネルギーの使用における進歩の余地が極めて多いことを物語つてゐる。

#### (c) 消費燃料の種類

アルゼンチンの消費燃料は五つのグループ即ち（一）液体鉱物燃料、（二）固形鉱物燃料、（三）植物燃料、（四）ガ

ス及び(五)水力電気に分れる。

一九二五年以来一九四八年までの傾向を見ると液体鉱物燃料(石油及びその製品)の消費が絶対的にも相対的にも増加している。他方に於て固形鉱物燃料(石炭及びコークス)の消費は減少している。この傾向は政策の結果ではなく、

反対に全ゆるる機会に石油消費の節減への努力がなされて来たのであるが、それにもかかわらず石油消費は増加したのであった。

第二次大戦前十年に於て石炭と石油の消費割合は世界平均では石炭三・五に對して石油一であつたが、アルゼンチンでは石炭〇・五に對して石油一であつた。これは鉄道及び工業において燃料油の使用が非常に多かつたことによる。国家的見地からは石炭及び植物性燃料の使用を優先すべきであると専門家が考へる場合でも石油が使用された。他方において燃料油とガソリンとの比率は過去十年間に五・一より二・七へと低落した。他の消費国では平均は三乃至五であつた。

アルゼンチンで燃料油が多く使用せられるのは燃料の使用及び貯蔵が容易であることの外に後述するようにアルゼンチンでは経済的に採掘し得る石炭資源が少いことによる。しかも燃料油の輸入は石炭よりも便利である。これが燃料輸入政策に於て決定的要因となつてゐる。

16. アルゼンチンのエネルギー消費の内訳(%)

	液体燃料	固形燃料	植物性燃料	ガス	水力電気
1925	23.4	30.5	44.0	2.1	.....
1930	37.4	26.6	33.6	2.4	.....
1935	39.4	22.2	33.1	5.3	.....
1940	49.6	15.1	31.2	4.1	.....
1944	28.1	6.0	60.7	4.8	0.4
1948	62.0	7.0	26.0	5.0	0.5(推定)

(資料) ECLA, Economic Survey, 1949.

## 2 燃料消費の配分

アルゼンチンに於ける用途別の燃料消費の配分について完全な統計はない。しかし部分的な見積はあるから、これに

よつて配分の大要を知ることが出来る。一九二五年には Instituto de Estudios Economicos del Transporte によれば全消費量のうち、鉄道二三・二%、道路運送四・四%、残りは工業及び家庭用であつた。その後一九三五年及び三七年には鉄道は両年ともに一八・二%、自動車輸送はそれ〳〵七・八及び八・七%、発電所は七・七%及び八・三%、工業用は一六・四%及び一七・二%、家庭用その他は四四・六%及び四三・六%となつていた。

一九四二年の実績及び一九五五年の予想は第十七表の示す通りである。

17. アルゼンチンの燃料消費内訳

	1942	1955 (予想)
自動車	18.1	14.6
道 車 力 行	8.1	14.4
航 空	12.6	11.4
油田及び精油所	4.1	5.5
建 設 業	6.3	4.6
工業及び農業	3.6	9.3
家 庭	25.0	22.1
そ の 他	15.0	12.1
	7.2	6.0
	100.0	100.0

(資料) ECLA, Economic Survey, 1949.

これによつて推論し得ることは農業、工業など物資の生産活動に於て燃料の消費が最大であり、鉄道、自動車など輸送部門に於ける消費はその次となつてゐる。

### 3 石 油

#### (a) 生 産

アルゼンチンの原油生産量は年間約三百五十万トン(一九五二年)に達し(日本の約十倍)、ラテン・アメリカではヴェネズエラ(九千四百万トン)、メキシコ(一千百万トン)、コロンビア(五百四十万ト

ン)に つい て いる。

アルゼンチンではじめて石油が発見されたのは一九〇七年であつた。埋蔵地は Patagonia の Comodoro Rivadavia にあり、この地方は現在でも主要な油田地域となつてゐる。その後新しい油田が Neuquén, Salta, Jujuy 及び Mendoza で発見された。証明された埋蔵量は五千万立方メートルであるが、権威筋の一九四二年の見積によるとアルゼンチンの石油資源

は九億五千五百万立方米であつた。このうちから、既に一九四〇年までに探掘された量を減ずると、残りは九億二千万立方米となる。

石油生産は一九四三年まで絶えず増加した。この年以後、機械設備が入手困難になつたので生産は減退した。しかし、終戦後は再び上昇した。現在では生産の七割は国营企業である Yacimientos Petroliferos Fiscales (Y. P. F.) によつて行われている。その他は私企業であり、そのうち幾らかには外国資本が参加している。石油探掘に於ける国家の占める割合は一九三四年には五八・四%であつたが、その後は増加している。

Y・P・Fは当初の資本金は八百六十万ペンであるが、三億五千四百万ペンの利潤を再投資し、八億ペン以上の準備をもつことが出来た。探掘した油井の数は四、四一七、そのうち二、六九五は石油を生産し、一五はガス、一、〇二三は放棄され又は放棄されようとして居り、残りは試掘又は調査されている。試掘の速度をあげるためにY・P・Fは Drilling Exploration Company of Nevada を契約し、最低四〇の油井(三千五百米の深さ)の試掘をすることとした。

#### (b) 輸入及び消費

原油の輸入は増加する傾向にあるが、戦争中には輸送の欠乏のため、戦後は外国為替の欠乏のために輸入が円滑に行われなかつた。

輸入原油は国内産の原油と共にY・P・Fの精油所や民間会社の精油所で精製される。Y・P・Fの精油所の精油能力は一九四三年には日産八千立方米であつたが、その後一万立方米に増加し、一九五〇年の央ばには一万七千立方米、五一年初には二万二千立方米となる筈である。民間会社の精油所も考慮に入れるとアルゼンチンの精油能力は一九五一年には年間八百五十万立方米と見られる。この能力に達するまで——現在は六百五十万立方米であるが——アルゼンチ

ンは増大する消費を賄うために多量の石油生産物を輸入しなければならない。

18. アルゼンチンの原油輸入高  
(千立方メートル)

1925 - 29	294
1930 - 34	350
1935 - 39	664
1940 - 44	376
1945 - 48	1,176

(資料) ECLA, Economic Survey, 1949.

一九四九年までは石油及び石油生産物の輸入は Dutch Antilles, ヴェネズエラ、コロンビア、ペルー、米国及びアラビアより輸入され、一般にドルで支払われた。その後、イギリス・アルゼンチン協定調印後は輸入は近東（イラン及びイラク）から行われ、支払はポンドで行われることとなった。これはアルゼンチンにとって有利であった。というのはアルゼンチンはポンド為替の余剰をもっていたからである。しかし、技術的見地から見れば近東の石油は硫黄分が一・四％あり、アメリカの石油の一・〇％に比べて多い。アルゼンチン政府はこの困難を除去するために高硫黄分をもつ原油の精製に特に適した精油設備（日産四千立方メートル）を建設しようとしている。

アルゼンチンの石油生産は現在消費需要の四〇％をカバーするだけであり、生産増加率は年々四％に過ぎない。しかるに一九四六年以来消費は年々十二％増加している。それ故に石油の輸入は外国為替を甚だしく流出させるものであった。この理由及び一九五一年の英国との通商協定に定められたイランの石油の入手が国有化問題の紛糾のため困難となつたので、一九五二年には燃料の配給制が必要となつた。

アルゼンチンの石油生産の増大は一九五二年に全生産の七八％を占めた Y・P・F が探鉱計画に必要な設備を所有していないので困難であつた。その上に民間会社の生産は下降傾向にあつた。しかし、一九五二年初には政府は探鉱及び穿孔に必要な設備を買入れるため四千万ドルを支出した。

一九五三―五七年の第二次五カ年計画は石油産業開発のため五億一千万ドル（一ドルを五ペソと換算）の投資を行い、

天然ガスについては二億六千万ドルの投資を行うこととした。一九五七年には原油六百六十万立方メートル（一九五二年には三百八十五万立方メートル）の生産が見込まれている。この増加の大部分は一九五〇年に Salta 州に発見され現在最高の産出量を見ている Duran の油田から得られる。

原油を San Lorenzo に運ぶための一、二二〇キロのパイプラインが敷設され、Nequén 油田に達する四〇〇キロのパイプラインも計画されている。精油能力も年産二百万立方メートルだけ拡大され、タンカーも著しく増加されることとなっている。

天然ガスのパイプライン（一、五三〇キロ）が Duran 油田から Buenos Aires まで敷設され、現在の Comodoro Rivadavia と合せて原油にして一五〇万立方メートルに等しい熱量の天然ガスが一九五七年までに利用出来ることとなる。Comodoro Rivadavia パイプライン（一、五〇〇キロ）は一九五〇年以來使用され、現在では年々原油十五万立方メートルに等しい天然ガスを運んでいる。

アルゼンチンの第二次五カ年計画のうちに石油に関する計画はさきにしたがったが、この龐大な計画にも不拘、五カ年後の産出量はその時の需要の六六%をみたすに過ぎないだらう。それでも現在の需要充足率四二%に比べれば著しい改善となる。〔註―最近では米國資本の導入によつて石油生産高を現在の三百萬トンより、一九五八年には八百萬トンへ、そして一九六〇年には二千萬トンへ増大させることとなつた。（キール大学「世界經濟」一九五五年第一冊）〕

一九五三年には原油生産高は四百五十万立方メートルであつて前年に比して一五%の増加となつてゐる。

過去三年間 Campo Duran (Salta 州) の採掘成績は良好であり、一油井当り二五〇立方メートル産出があつた。これは採掘期間の短い割には好成績である。最近ではまた Campo Duran から十五キロ離れた Campo de Madrefriones に有望な油田が発見された。



また Mendoza 州では日産一二五立方米の油井が稼行されている。これらの油田からの産出量が増加したので輸送に困難を生じ、鉄道に接続する短いパイプラインが設備された。そこから石油は一千キロに離れた San Lorenzo の精油所に運ばれる。しかし、一九五三年中に Campo Duran から San Lorenzo 精油所に至るパイプライン及び Campo Duran から Buenos Aires に至る天然ガスのパイプラインは競売に附された。天然ガスの新しいパイプラインが設備され、Comodoro Rivadavia から Buenos Aires に至る沿線の内地地方の消費者の数が増加した。

石油産業について特に注目すべき問題は一九五三年末に通過した法律第一四、二二二号である。この法律は石油産業への外国資本の参加について基本的な規則を定めた。Y・P・Fの活動に関連する外国資本の活動については未だ充分に規定されていなかった。しかし、外国会社は下受契約者(sub-contractor)として活動し、開発活動に含まれる危険を負担し、全生産物をY・P・Fに売却するということが諒解されていた。Y・P・Fは依然として配給及び販売を担当することとなっていた。この法律はまた資本の八%に等しい外国為替利潤を持去り、十年後には投資を漸次に本国に引揚げる権限を投資者に認めている。

液体燃料の現在の供給については一九五三年八月にソ連と新しい協定が調節された。この協定により、ソ連は五十万ドルに相当する原油及び航空機用ガソリン五〇万立方米強をアルゼンチンに供給することとなつた。この協定は有効期間は一カ年であるが、ソ連の穿孔設備の多数が買入れられることを定めている。ソ連の石油輸入がアルゼンチンの燃料輸入に占める割合は不明であるが、ドル払いの石油輸入の相当量を置換えるものと信じられている。現在アルゼンチンの輸入石油の三分の二はスターリング地域から購入されているが、残りは硬貨払となつている。

## 2 その他の燃料

(a) 固形 鈹 物 燃 料

固形鈹物燃料、特に石炭に関しては一九五三年に於てアルゼンチンの生産は僅かに十二万トンで、その状態は石油よりも一層不利である。殆ど全消費量は(英国その他よりの)輸入によつて賄われている。一九二五―二九年間に於て平均一年当り輸入量は約二百万トンであり、全燃料消費の二五%を占めた。それ以前には石炭はもつと重要な地位を占めて居り、一九一三年の輸入量はコークスを含めて三百八十万トンであつた。第一次大戦中に石炭の輸入は減少し、一九一七年には六十二万六千五百トンに低落した。一九二八年以後、輸入は増加し、一九二七年には最高に達し、三百三十万トンを数えた。世界不況の結果、一九三二年には輸入量は二百三十万トンに減じたが、その後回復して一九三七年には三百万トンの水準を突破した。第二次大戦中、海外からの供給は減少し、一九四二年には五六万トンに低下した。

海外からの供給がこのように少くなつたので国内埋蔵資源の採掘が経済的考慮を無視して始められた。Neuquén 及 Mendoza には小炭鈹や asphaltic 鈹山が稼行された。石炭の産額は一九四二年の五万六千四百トンが最高でその後は下降して一九四六年には二千五百トンまで下つたが四六年には一万三千九百トン、五〇年には二万六千トン、五一年には三万九千トン、五二年には十一万三千トン、五三年には十二万トンとなつて居る。これに対して消費は年約二百万トンと見積られている。

石炭の輸入は戦後再開されたが、戦前水準には達しなかつた。一九四七年の輸入量は百二十万トンであつた。イギリス・アルゼンチン協定では石炭の輸入量は一九四七年七月より五〇年七月に至る間に於て百五十万トンと定められた。アルゼンチンの重要な炭田は遠く南西部チリとの国境に近い Rio Turbio にある。炭田は五乃至二十五度にわたる dip をもつ四つの鈹床より成り立っている。鈹床にはいろ／＼の厚さの粘土の intrusion があるが、最低一・五メートルの

19. ラテン・アメリカの石炭産出量

(千トン)

	アルゼンチン	ブラジル	チリ	コロンビア	メキシコ	ペル	合計
1950	26	1,956	2,094	1,010	912	196	6,194
1951	39	1,968	1,988	1,050	1,104	186	6,355
1952	113	1,944	2,208	1,050	1,317	224	6,743
1953	120	2,000	2,138	1,050	1,475	223	6,931

(註) 1953年の数字はチリを除き推定。

(資料) ECLA, Economic Survey, 1953.

アルゼンチン経済の発展

厚さの clean coal が各層の中にある。全埋蔵量は三億五千万トンと見積られるが、そのうち一九五〇年（この年に大規模開発が認められた）までに証明されたものは一億八千万トンである。石炭は Sub-bituminous type B であり、非粘結性である。五千七百乃至六千三百カロリで一一％の灰分と一・一％の硫黄を含んでいる。

Rio Turbio の他に石炭の露頭は東部アンデスの各地に見られ、少くとも七つの小炭田が発見されたが、その埋蔵量はいづれも百万トンを超えない。これらの石炭は地方的消費にあてられている。

更に南部 Mendoza 及び北部 Neuquén に asphaltite の埋蔵（約五十万トンと推定）が発見された。これは Rio Turbio 炭の粘結性を改善する手段として用いられるであろう。Rio Turbio についていえば一九四八年における鉱山設備費は二百二十万ドルに達した。設備の中には compressor, mechanical loader, under-cutter, conveyor belts, diesel locomotives, mine cars が含まれている。炭鉱の動力は現在二つの発電所によつて供給されている。その能力は合計五千KWである。炭鉱の最終的開発計画では完全な機械化と三万KWの発電所の建設が予定されている。Run-of-mine coal は平均十八％の灰分を有しているが、洗炭によつてこれは九乃至一一％にまで減少出来る。一時間五百トンの洗炭場が建設中である。中央アルゼンチンの市場まで石炭を搬出するために七五センチメートル・ゲージの軌道（全長二五七キロ）が炭鉱から Rio Gallegos の港まで通じている。

九五二年の出炭量は十一万三千トンであるが、これは漸次に増加して年産四十万トンに達するであろう。現在の港湾設備の取扱能力では四十万トンが最高限度である。生産増加の割合は人員の訓練と住宅建設の如何によるが、現在計画されている Rio Gallegos 港の設備改良が完成したならば、炭鉱の年産量は二百万トンにまで拡大されると見積られる。(ECLA, Economic Survey, 1953, p. 196)

一九五四年以来鉱業は国家管理の下におかれている。(Statesman's Yearbook, 1955, p. 795)  
ラテン・アメリカ諸国の最近における石炭生産高を比較すればアルゼンチンの産出量はブラジル、チリ、メキシコなどの十分の一に過ぎない。(第十九表参照)

#### (b) 植物性燃料

植物性燃料には薪、木炭及び屑(甘蔗の搾殻、ふすま、ケブラチヨの鋸屑、落花生の殻、向日葵の殻、粃殻など)が含まれている。この外に戦時中など異例の場合には小麦、玉蜀黍、亜麻仁油が燃料として用いられた。

薪は北部及び北東部の森林地帯から得られる。利用し得る森林の面積は三千二百万ヘクターと見積られ、七億トンの薪の採取が可能である。合理的な伐採と植林によつて年間千四百万トンの薪が得られる。

年間の消費量はこの数字に近いが、伐採は植林なしに行われている。戦争中であつた一九四二年には薪及び木炭一千百七十万トン(木炭は薪に換算)を消費した。このために得られたエネルギーは全消費の三一・二%を占めた。一九四三には薪炭消費量は一千六百五十万トン、全エネルギー消費量の三七・二%であつた。一九四七年には薪炭消費量は九百五十万トンに減じた。

正常な年に於て薪の消費が増加する傾向があることは二つの問題を提起する。一は輸送問題、二は森林保存問題であ

る。この問題の重要性はアルゼンチン政府も認めているが、その解決は困難である。

屑物は地方的に消費される。これらはアルゼンチンの燃料消費の六分の一に達し、石油百二十万トン分に等しい。

今一つの植物性燃料であるアルコールは政府の生産及び使用の奨励によつて増加傾向にある。現在までのところ消費量は左程多くはない（最高は一九四一年で一万五千二百五トン即ち石油換算九千百トン）。政府はアルコール燃料の使用を普及しようとしている。その方法の一つは玉蜀黍からエチル・アルコールの製造である。ガソリンに混合して（二〇％）使用し、これによつて自動車燃料の輸入を減少するために二億五千万リットルのエチル・アルコールを製造することが希望されている。米国、ブラジル及び欧州の諸会社が参加した国際入札によつて五つの蒸餾所の建設が行われることとなつた。これらの蒸餾所の費用は三億二千万ペソであるが、これによつて得られるアルコールによつて毎年ガソリン輸入に費される外貨を六千六百万ペソだけ節約することが可能となるであろう。

#### (c) ガス燃料

天然ガスは燃料消費の約四％を占めている。天然ガスとは別に石油蒸餾から得られる残滓ガス (residual gas)、液体ガス、人工ガスがある。これらのガスは燃料消費の五乃至六％を占めている。

国家がガスの生産、配給を行つている各種の会社を管理して以来、私的使用者への販売は増加した。連邦首府だけでも消費者は一九四五年（この年に英国のガス会社が取用された）の十五万五千に対して三万八千に増加した。

ガス利用の最初の方法の一は La Plata と Buenos Aires の間、及び Tupungato と Mendoza の間に短いガスパイプを設けて石油蒸餾より得られるガスを消費地まで輸送することであつた。しかし、重要な仕事は天然ガスを毎日三十五万立方メートル輸送するために Comodoro Rivadavia から Buenos Aires までガスバイプラインを建設することであつた。こ

の天然ガスは以前は地方的に消費されるか、或は利用されずにいた。このパイプラインの長さは約一千六百キロメートルで一つの再加圧工場があり、日々三十四万立方メートルを処理する能力がある。十五の中間再加圧工場が設置されると、能力は日々百二十万立方メートルとなる。

公式見積によれば一九五一年には一億八千八百万立方メートル即ち十八億カロリーが配給され、燈油、木炭、薪及び電気などの家庭用燃料をおきかえることによつて六二%の節約が出来ることとなる。

家庭消費に於て同一の熱価値を得るためには天然ガス一〇〇カロリー、人造ガス一六七カロリー、ケロジン二三八カロリー、木炭四〇〇カロリー、電気四八五カロリーを必要とする。

#### 4 電 力

##### (a) 水 力 電 気

アルゼンチンは水力電気的面では余り進歩していない。ずっと以前にアルゼンチンの水力電気の潜在力は二千万KWと計算された。この数字は新しい調査によつても証明された。その分布内訳は北部二百五十万KW、西部三百二十万KW、河川地方三百八十万KW、中央地方五十万KW、南部一千万KWとなつていて、南部が半ばを占めている。

勿論これは理論的潜在力である。水流の状態を考慮すると潜在力は三百万KWにまで減少する。一年に四千時間使用されると百二十億KWHとなり、石油換算で四百二十万トンとなる。米国内務省はアルゼンチンの水力資源を完全に利用すれば三百二十二億四千万KWHに達すると見積つている。

専門家の意見の一致するところでは、困難なく利用出来るのは百万KWであつて、四十億（四千時間として）KWHが生産されると見積つている。このように大きな資源をもつていながら、一九四五年現在の設備能力は四万六千KWで

ある。これには二つの理由がある。即ち、(一) 主要な瀑布 (Ignazu, Apipé, Salto Grande) は人口の中心地から比較的離れたところにあり、送電線を敷設するのに費用がかかること、(二) 発電設備には巨額の資本投下が必要であり、そのためにもつと緊急な要求を延期せねばならないという二点である。

政府は五カ年計画においてい／＼の発電計画をもっている。一九四九年八月までに完成又は工事中のものは十五万九千五百KWHに達する。その他計画中のものを合せれば五十九万五千KWHとなる。その電力生産量は前者の場合で七億一千百万KWH、後者の場合は二十億八千四百万KWHとなつてゐる。後者の場合は石炭に換算すれば百四十万トンに等しく、年に一億二千五百八十万ペソの節約となる。

## (b) 火力発電

前述したように、現在のところではアルゼンチンの水力電気は余り重要ではない。火力発電は燃料に含まれたエネルギー

20. アルゼンチンの電力生産量  
(百万KWH)

年次	生産量	対前期又は前年増加率 %
1925-29	1,128	.....
1930-34	1,563	7.7
1935-39	2,171	7.8
1940-44	2,803	5.8
1945-48	3,460	5.8
1947	3,576	9.6
1948	3,711	9.4
1949	4,121	5.4
1950	4,430	7.5
1951	4,718	6.5
1952	4,710	-0.2
1953	4,910	4.0
1954	5,328	8.5

(資料) ECLA, Economic Survey, 1949.  
1951-52, 1953 及び国連統計月報

ギーの変形であるが、アルゼンチンではこの火力発電が支配的(全電力生産の九割以上)な地位を占めてゐる。

第一次大戦末まではアルゼンチンの電化は殆ど進まなかつた。一九〇〇年には電力の総生産量は三千万KWHと見積られた。これは一人当り六・五KWHに当る。一九一〇年には電力生産は二億KWH、(一人当り三〇KWH)、一九二〇年には五億二千万KWH、(一人当り六一KWH)となつた。それ以後電力生産量は急速に増加した。(上表参照)

第二次大戦によつて発電所用燃料の輸入が困難となり、電力生産の増加が妨げられた。しかし、一九四五年以来、電力生産は増加に転じた。一九四九年には電力生産は四十一億二千五百万KWHと見積られ、一九三六年の生産量の二倍となつた。

公共発電の外に民間の自家用のための発電も加えねばならない。この自家発電は工業に於て特に重要である。一九三七年の工業センサスによれば製造工業において使用される電力は自家発電三億八千五百六十万KWH、(四三%)、公共事業より買入五億一千万KWH(五七%)となつてゐる。この比率は可成り安定的であり、一九四一年には自家発電五億九千三百万KWH(四七%)、購入六億七千万KWH(五三%)となつてゐる。

その後の資料は入手出来ないが、自家発電の割合が増加したものと考えられる。

一九五三年現在のアルゼンチンの発電設備能力は百八十六万二千KW(そのうち、自家用四十万KW)、電力生産量は四十九億一千万KWHとなつてゐる。出力はラテン・アメリカでは第二位を占め、ブラジル(二百二十三万七千KW)に次ぎ、メキシコ(百六十七万八千KW)の上位にあるが、電力生産量ではブラジル(一〇三億KWH)、メキシコ(五十七億二千万KWH)につき第三位にある。

アルゼンチンでは電力生産量の九三%は火力発電による。従つて外国為替事情の悪化により燃料輸入の制限された一九五二年には電力の消費規制が行われた。一九五三年には外貨事情が好転し、燃料(石炭、石油)の輸入が増大したので電力の消費規制も緩和された。

一九五三年には国有水力発電所の若干(出力合計六万二千KW)が完成した。そのうち最も重要なものは出力五万KWの Los Molinos ダム (Cordoba) の発電所である。



第二次五カ年計画では一九五三—五七年間に水力発電所三十一、火力発電所九（水火力合計七十五万九千KW）を完成することとなっている。このうちで最も重要なものは San Nicolás 火力発電所（出力三十万KW）で大ブエノス・アイレス（Greater Buenos Aires）に電力を供給するものであつて、一九五四—五五年に完成予定である。

### 5 将来の展望

アルゼンチンに於けるエネルギー供給の見通しは次のようである。

- 一、一九五五年までに全消費量は石油換算で一千六百万トンになるだろう。
- 二、一九五五年の燃料輸入は石油換算で六百万至七百万トンとなるだろう。
- 三、輸入燃料を節約するために水力電気の開発が政府によつて推進せられるであらう。
- 四、燃料消費の合理化によつて石油換算で二百五十六万五千トンが節約されるとアルゼンチン商工省では見ている。  
この方法としては機関車の更新と近代化が考えられているが、その他に次のような方法も考えられている。
  - (a) 運搬能力五トン以上の車輛にはガソリンの代りにディーゼル・オイルを使用する。
  - (b) 輸送に利用する電気の使用を合理化し、鉄道の近代化を行う。
  - (c) 沿岸に近い地方では鉄道輸送に代えるに河川輸送を以てする。
  - (d) 木炭ガス発生機の設備を奨励する。
  - (e) 固形燃料、植物燃料、屑燃料のいづれにも用いられる蒸気発生機やその他のバーナーの設備を奨励する。
  - (f) 全ての新建築物はガス配給系統と結びつけたこの種の蒸気発生機を設備することを規定する。
  - (g) 再植林をすること。

(h) 国内自動車燃料(ガソリンとアルコールの混合)の使用を強制する。

(i) 大ブエノス・アイレスに於て水力発電所の相互連結(interlinking)を行う。

(五) 全燃料において石油の使用が圧倒的優勢であり、水力電気も、ガス燃料も、全需要の八%を満たすのが最高であることから見て、少くとも来る十年間は燃料、動力政策の目標は主として石油供給を増加すること(国内生産及び)輸入にあるだろう。

#### 四、工業

アルゼンチンの工業に著しい発展が見られたのは一九三〇年代であつた。一九三一年に関税が甚だしく高められ、保護政策が強化され、更に一九三三年末に為替管理が行われたことは工業生産を刺激する有力な要因であつた。

しかしながら、アルゼンチン工業は三〇年代に至つてはじめて発達したと見るのは誤であつて、一九一四年の国勢調査では約三十六万二千三百人が工業に従事していた。この数は一九三五年には二八%増加して四十六万三千人となつた。しかるに一九三五年より四〇年に至る僅か五カ年間は工業人口は五三%増加して七十一万四百人となつた。この数は一九四七年には百四十万人を超えた。<sup>(註)</sup>

(註) 一九四七年の国勢調査によればアルゼンチンの産業別人口の分布は上の通りとなつている。農牧業、製造工業及びサービス業の人口が重要な割合を占めてい

アルゼンチンの産業別人口  
(1947年国勢調査) (千人)

農業	1,622
畜産	32
工業	1,426
建設	338
ガス	31
送電	855
パイプ	387
その他	1,374
失	201
の	178
合計	6,446

(資料) Year-book of Labour  
Statistics, 1954.

世界不況によつて輸出が激減し、交易条件が不利となり、工業製品の輸入を節減しなければならなくなつたことが工

業化を促進せしめたが、一九三〇年代に工業が著しく発展したのはそれ以前において或程度の工業の経験があつたことによる。(註—アルゼンチン工業化の詳細については Reich, E., Außenhandelsverflechtung und Industrialisierung Argentiniens, Kiel, 1953 を参照された。)

次に工業発展の要因と考えられるものはアルゼンチン政府が不況対策として農作物買入政策を採用したことである。(先進国では不況対策として公共土木事業が行われた。) 国際市場の情勢が不利なために主要穀物の輸出が妨げられたときは、(一九三〇年代及び第二次大戦中)、政府はより有利な時機を見て転売するため、或いはこれを国内市場にふり向けるために作物を買入れた。これは主として玉蜀黍について行われたが、戦争中は輸出が出来なかつたので、燃料及び家畜の飼料として用いられた。このようにして国内購買力が維持せられることがなかつたならば、新しく発展しつゝ工業は国内需要の縮少によつて甚だしく不利な影響を受けたであらう。

第二次大戦によつて工業化の過程には新しい刺戟が与えられた。海外から工業製品の輸入が杜絶したことはその一つであり、各種の技術をもつた避難民が多数入国し、技術的に貴重な寄与をしたことはその二である。これらの移民は自ら持参した設備を以て新しい工場の建設を行つた。このことは一九四六年に於て十年以前の二倍に当る約十万の工場があつたことを説明する一つの理由である。

更に戦後に於ては保護政策によつて支援せられたことや、農産物輸出売上高の一部を工業化への投資に振向けたことなどはアルゼンチン工業の発展を促進する有力な要因であつた。

アルゼンチンの鉱工業生産指数(総合)を見れば、一九四八年を一〇〇として一九三七年五六、三九年六一、四一年六四、四三年六八、四四年七七、四五年七七、四六年八六、四七年九八、と逐年増加の傾向にある。その後は、四九年九七、五〇年一〇〇、五一年一〇三、五二年九七、五三年九六、五四年一〇三と幾分停滞気味である。

## 21. アルゼンチンの鉱・工業生産指数

(1948=100)

	総 合	鉱 業	製造工業	ガス・電気	食 料 品	織 維	金 属
1937	56	72	56	55	74	42	67
1944	77	113	75	78	98	75	70
1948	100	100	100	100	100	100	100
1951	103	104	102	118	100	100	114
1952	97	109	94	117	102	82	89
1953	96	117	92	123	113	79	81
1954	103	123	99	.....	.....	.....	.....

(資料) 国連統計年報及び月報。ECLA, Economic Survey, 1951-52, 1953

## 22. アルゼンチンの工場及び労働者数

(1941)

雇用労働者数	工場数	%	労働者数 (千人)
6- 25人	11,987	72.8	134.6
26- 50	2,163	13.1	76.7
51- 100	1,197	7.3	83.8
101- 250	773	4.7	118.9
251- 500	211	1.3	73.6
501-1,000	90	0.5	60.9
1001 以上	56	0.3	113.5
合 計	16,477	100.0	662.0

(資料) ECLA, Economic Survey, 1949.

これを各部門別に見れば、部門によつて発展の程度が異つてゐる。最近の傾向では鉱業、ガス、電気などは増加が目立つてゐるが、製造工業は保護奨励にも不拘、減少乃至停滞的である。たゞし、一九三七—四四年の間をとつて見ると総合、製造工業全体及びガス・電気では約四〇%の増加であるが、繊維は八〇%、鉱業は六〇%と著しい増加率を見せてゐるのに反し、食料品は三〇%、戦後急増した金属は僅か五%の増加に過ぎない。

一九四一年の工業統計によれば、約六万の事業所のうち、七〇%は所有者自身か又は従業者五人以下の小工場である。その他の工場の従業者数は全従業者数の九割を占めてゐるが、その内訳は次の通りである。

工業労働者の約四〇%は食料品及び衣料関係に従事し、これ等産業の総生産額は工業生産全額の五五%に達してゐる。従業員数及び生産金額についてこれらの産業に次ぐものは金属工業及び車輛工業である。一九四一年以来、各産業の重要

性はどの程度変化したかは不明であるが、金属、機械、化学製品の工場が増加したことは確かである。

現在建設されつつある新設備がフルに稼働しはじめるときは食料品工業の相対的地位が低下し、繊維その他の工業の重要性が増加するであろう。

工業について重要なことは鉱工業に対する外国投資に関する法律である。外国投資関係委員会は主要工業グループのリストを作成した。この種の工業には新しい資本の投下が奨励され、第二次五カ年計画に於ても優先順位が与えられて居る。現在のところこの法律が実際上の効果を生じるには未だ時間が不足しているけれども、この法律はアルゼンチン及び海外の工業界に大きな期待を生ぜしめた。

### A 繊維工業

#### (a) 綿業

アルゼンチンの綿業は第一次大戦のずっと以前に確立された。当時は輸入された綿糸を以て *alpargatas* (*canvas sandal*) 用の粗布を織つたり、蠟燭の芯をつくつていた。後に他の種の織物も製造されることとなつた。第一次大戦中には輸入杜絶に対処するために最初の紡績工場が建設された。綿紡績は一九二〇年代に発展し、世界不況の初期には五つの紡績工場があつた。全体として見れば発展の速度はおそかつた。それは一九三〇年に国内の織物生産は消費の八・八%を充足したのに過ぎないことを見ても明らかである。

しかしながら不況が深刻化すると同時に発展の速度は早められた。第二次大戦以前には紡績工場の数は二十二を超え、更に十工場が戦時中に加えられた。その結果、全消費のうち、一九四〇年には五六・九%、一九四五年には八六・四%が国内生産によつて充足せられた。一九五〇年までに若干の細糸製品(三十番手以上)を除いては織物の需要は国内生

産によつて全て充足されることになつてゐる。

最近に至つて綿業は急激な発展の段階を終えて緩慢な発展の段階に入つたものと見られる。紡錘数は一九三五年の二十一万五千錘より一九四七年の四十八万錘へ増加し、織機は一九三五年の三千六百五十台より一九四五年の一万四千二百五十台に増加した。

綿糸の生産量は一九四六年に六万三トンと見積られるが、政府は第一次五カ年計画でこれを一九五一年には八万トンに増加させようとしていたが、この目標は達成され、一九五一年の綿糸生産量は九万一千トンに達した。

アルゼンチンでは綿業の發達が急速であつたので他のラテン・アメリカ諸国と異り、設備の陳腐化の問題を有してゐない。何故ならアルゼンチンの紡錘の九〇%は一九三〇年以後に設備されたからである。

自動機械と非自動機械の割合は一九三九年には五四・二%であつたが、一九四五には三二・九%となつた。

一万錘以下の小紡績工場は全紡績工場の半分を占めるが、生産量では一八%を占めるに過ぎない。織布では小工場は全織布工場数の九七・六%を占めるが、その生産量は全体の三分の一を占め、残り三分の二は全織布工場の二・四%に過ぎない大工場によつて生産されている。

労働の生産性についていえば一九三九年と一九四七年との間では約二〇%の低下が見られる。

#### (D) 羊毛工業

一九三五年には十四万六千五百錘であつたものが、四五年には二十一万一千錘となつた。一九四七年には二十八万錘となり、輸入機械が全部到着すれば五十四万錘に達する。羊毛工業は非常に細い糸（これは英国より輸入される）を除いては需要の大部分を充足することが出来るであろう。第二次大戦までは羊毛工業の主要生産物は紡毛織物（carded fa-

brics)であつた。今後梳毛織物 (combed fabrics) が発達すればアルゼンチンの羊毛工業は完成するであろう。

## (c) 人絹工業

アルゼンチンの人絹工業は輸入糸を使つて世界不況の前に始められた。人絹糸の製造は一九三〇年代の後半に於て企てられた。一九三七年に最初のアセテート糸の工場が操業を開始した。一九三八年にはヴィスコース糸の工場が輸入原料を使用して操業を開始した。しかし、第二次大戦勃発によつて必要な原料の輸入が困難となつたので苦境に陥つた。その際に製紙業が援助の手を差しのべた。即ち、コットンシード・リントーからのけいば (Hoss) でヴィスコース糸製造の

ためのセルローズをつくることを企てた。セルローズの生産量は四千二百トンに達したが、これでは不充分であつた。

現在ではヴィスコース糸工場の能力は拡大され、六千トンに及んでいる。ナイロン及びセロファン生産の生産も企てられようとしている。

一九四七年に於ける人絹織物の消費は八千トン弱と見られるが、これは十年前に比べて二千トンの増加である。戦争による困難のためこの増加は余り著しいものではないが、潜在的市場は甚だ大きいものと考えられている。何故ならばアルゼンチンの一人当り人絹消費量は他のラテン

23. アルゼンチンの繊維生産量  
(月平均) (千トン)

	綿糸	人絹糸
1948	2.03	0.10
1948	5.83	0.40
1959	6.39	0.58
1951	7.61	0.62
1952	6.84	0.58
1953	6.34	0.55
1954(8月)	7.56	.....

(資料) 国連統計月報  
(参考) 1953年の日本の綿糸生産量は月平均34.5千トン、人絹糸の生産量は月平均6.17トンであつた。

・アメリカ諸国における量と比較すれば甚だ低いからである。

## B 金属工業

## (a) 鉄鋼業

第二次大戦前におけるアルゼンチンの鉄鋼の年間消費量は百万トンであり、その半分は直接、間接に原材料として用いられる圧延鋼、三〇%は圧延鋼によつて作られた製品、二〇%はインゴット、製品及び機械であつた。

第二次大戦中の輸入の激減は重大な供給不足を生じた。しかし、アルゼンチンは既に鉄鋼業の経験を有していた。即ち一九三〇年代の輸入制限によつて小工場が多数設立されたが、これらの小工場の技術及び労働者の訓練は漸進的に進められて来た。大量の屑鉄は国内に蓄積されていたが、その輸出は先見の明ある措置によつて禁止されていた。第二次大戦によつて屑鉄の不足が生じたときにはこれらのストックが利用された。

圧延鋼の全生産量は一九三九年には一万八千トンであつたが、一九四四年には十五万トンに増加した。これは専ら屑鉄のストックを利用することによつて得られたことに注意すべきである。一九四九年には圧延鋼生産量は概算で二十五万トンに達した。戦後、二つの近代的圧延工場が操業を開始した。この外に引き抜き鉄線、シームレス鋼管などを加えると鉄鋼類の生産は一九五二乃至五三年には五〇万トンを超えるものと見られる。(註—圧延鉄二五万トン、引抜き鉄線七万五千トン、パイプ一三万六千トン、ドラム一万五千トン、建築用鋼材三万五千トン、合計五十一万一千トン)

このように鉄鋼業の進歩は著しいけれども、重大な困難はまだ残つている。この困難に対する方針は「鉄鋼計画」に示されている。鉄鋼計画ではアルゼンチン鉄鋼業の基礎を確立するために銑鉄の生産が計画せられている。

アルゼンチンの鉄鉱資源の調査は度々行われた。特に第二次大戦勃発直前において然りであつた。アルゼンチンに於ける鉄鉱埋蔵については全ての報告が悲観的(註)であつたけれども、圧延のような第二次的な産業は有利と見られた。これはスクラップの量が可成りあるのを利用して、液体燃料の国内生産や鉄インゴットの輸入などによつて行われることゝなつた。軍の製鋼工場 *Fabrica Militar de Aceros* はこの報告にもとづいて建設され、圧延工業はその後、拡大しはじ



めた。

(註) しかしながら、一九四九年八月に Patagonia に有望な鉄鉱埋蔵が発見されたと報告せられ、また Rio Negro にも鉄鉱脈が発見されたと報告されている。(Statesman's Year-book, 1955, p. 795)

圧延工業の発達と共に銑鉄の供給増加が、更に一層重要となつた。その結果、コストの如何を顧みず軍需工業総本部 (Dirección General de Fabricaciones Militares) は Cerro de Zapla (Jujuy) に発見された鉱山を開発することを推進した。そして採掘は一九四五年に開始された。石炭以外の必要な原料は近辺に埋蔵されていた。燃料の問題はスウェーデンで実験に成功した方法——即ち、附近の森林からの木炭を利用する——によつて解決された。

Zapla 地方に建設された熔鉱炉の年生産能力(公称)は銑鉄二万五千トン(実際は二万トン)であつたが、銑鉄の輸入量は年間十萬トン(一九四九年)と見積られた。近く、同様の熔鉱炉が二基増設され、生産量は三倍とならう。それにもかゝらず、アルゼンチンの「鉄鋼計画」ではこの熔鉱炉は単にパイロット・プラントに過ぎないと見ている。即ち、鉄鋼計画にもとづいて後に San Nicolás (Province of Buenos Aires) に建設される鉄鋼産業の先駆者と考えられている。鉄鋼計画は根本的には三つの部分より成立つてゐる。

- (一) 銑鉄の生産(熔解用銑塊)
- (二) 鋼鉄(半成品)の生産(当初は年間三十一万五千トンであるが、漸次増加して六〇万トンに達し、最終的には一〇〇万トンを目標とする。第一段階では四基のシーメンズ・マルティン炉を建設する。)
- (三) 鋼鉄半成品の加工(建築用棒鋼、板、パイプ、ブリキなど主として民間企業に依存する。)

なお、生産費と売価との差額を補償するために補給金が支払はれるが、その金額は十年間に八千五百万ペソに達する。

鉄鋼計画の実施については製鉄、製鋼会社とARMCO（技術的勧告及び設備を供与する米国の会社）の合併会社が設けられ、その資本の五一%は Dirección General de Fabricaciones Militares によつて保有されている。

アルゼンチンの銑鉄生産の将来の見通しは前頁の註に示した如く、新しい鋳床が海に近い Sierra Grande (Gobernacion de Rio Negro) に発見されたことによつて改善せられた。

一九四〇年に二つのシーメンス・マルティン炉（各能力二〇トン）が設けられたが、それまでにアルゼンチンには例外的な事情の下に設立された二つの圧延会社があつた。一つは一九〇八年に設立され、専ら double-T 型の圧延を行つて居り、九トンの熔鋳炉をもち、高関税によつて保護されていた。他は Fabrica Militar de Aceros であつて十二トンの熔鋳炉を持ち、アルゼンチン陸軍の需要を充たすために一九三七年に設立された。

一九四一年に至つて今一つのシーメンス・マルティン炉（十五トン）がその圧延設備と一緒に操業を開始した。

これらの工場の設備を整えることは困難であり、設備の一部は辛じて輸入によつて入手したが、他はブラジルやチリから部分品を買集め、アルゼンチンで組立てた。

戦前の年間圧延鉄鋼平均需要量は約五〇万トンと見積られる。内訳は鉄筋コンクリート用棒鋼十八万トン、鋼板十一万トン、針金用棒鋼七万五千トン、種々の建築用鋼六万七千トン、その他六万八千トンとなつていた。

右のように鉄筋コンクリート用棒鋼が最も重要な品目となつて居り、（初期においては鉄鋼業の主要目的はこの品目の生産にあつた。）その他の建築用の鋼材を合計すると全需要の三分の二は建築業に関係がある。

アルゼンチンの圧延工場は今尚その能力を増大しつゝある。新しい企業の設立は計画されていないが、終戦以来殆ど全ての圧延工場はその設備を更新し、近代化した。最も著しい例は二つの企業に見られる。一つは三〇トンのシーメン

ス・マルテイン炉を設け、他は二十五トン炉を三五トン炉に能力を拡大している。更に二つの同能力の炉の建設が考慮されている。これらの設備拡張を考慮すると一九五二年までに能力は三五%増加するものと見られる。

第二次五ヶ年計画では鉄鋼業の大規模な拡張が計画されている。即ち、一九五七年には銑鉄生産量は六十四万トンを目標とし、鉄鋼カスティングは現在十二万トンの一〇〇%増、圧延及び引抜用鋼の生産は現在の五〇〇%増が予定されている。この方向への第一歩は日産二千トンのヨークス工場 (San Nicolás) の建設契約によつて踏出された。圧延製品 (一九四八年—五一年間に八〇%増加して二八万トンとなつた) と引抜製品の合計は百万トンとなる計画である。シームレス鋼管の生産は年間需要四万トンを充たすことゝならう。(ECLA, Economic Survey, 1951-52, p. 183)

#### (b) その他の金属

鉄鋼の他に銅の圧延及び銅の針金の製造が外国よりの輸入原料によつて行われた。またアルミニウムの工場が最近設立せられ、六千トンに達する国内需要を充足しようとしている。更に現在一万五千トンに及ぶ亜鉛の需要はアルゼンチンの原料を用いる国内の生産によつて充足されることゝなるであらう。

アルゼンチンの金属工業は輸入原料に依存するところ多く、外国貿易の動きに対して特に敏感である。輸入原料が全需要量に占める割合は一九四一年に於て、食料品工業五・〇%、繊維工業二八・八%、金属工業六二・八%となつて居り、金属工業の輸入原料依存度が著しく高い。

#### C 機械工業

第二次大戦の初期に當つて、アルゼンチンの機械工業は簡単な機械の製造、修理、及び部分品の製造が出来る程度の進歩をしていた。刈取機やその他の農業機械の生産は輸入されたモーターや多数の部分品を用いて行われていた。この

ような機械工業の経験のあつたことが戦争中の輸入杜絶のときに外国機械を模倣し、工業や輸送の需要に適するように既存設備をつくりかえることを可能ならしめた。

このような技術の経験は繊維機械、電気モーター（三〇馬力まで）、旋盤、その他の単純な工作機械の分野で活用せられた。

この他に戦前より存在していた機械工業、例えば製粉、穀物エレヴェーター、パン焼、製糖、醸造、シガレット、植物油などに関する機械の製造も進歩した。エレヴェーター、ポンプ、内燃機関、衡器などの製造も進歩した。

なお、最近は自動車の製造が政府の会社によつて開始されることになつて居り、年産五千台の自動車の他にモーター・サイクル二千五百台が生産される予定である。またトラクターは国内需要の半分を充たすに足る生産が始められている。Mendoza では年産百台の能力をもつ機関車工場が建設中である。その他に Turbo-generator の製造を行う会社も設立された。(ECLA, Economic Survey, 1953, p. 210)

#### D セメント工業

アルゼンチンに大規模なセメント工場が建設されたのは一九一九年のことであつた。この工場は米国の会社の支社として設立された。その後セメント工業は発展をつゞけ、一九三〇年代には国内需要の大部分を充たすに至つた。現在ではアルゼンチンには六つのセメント会社があり、六つの州に十一の工場をもっている。

セメントの生産量は一九三〇年に四十一万トンであつたが、三七年には百万トンを突破し、それ以来、四三年には一時九六万トンと百万トンを割つたが、その他の年では常に百万トンを突破し、四九年には百四十四万トン、五〇年には百五十六万トン、五四年には百六十九万トンの生産を挙げていた。

一九三〇年代に於てはセメントの輸入は関税によつて完全に阻止せられている。一九三九―四六年に於てはアルゼンのセメント需要は同国産のセメントによつて完全に充たされた。しかし、それ以後は国内生産が需要に追付かず、比較的多量のセメントが輸入された。現在では需要は年間百八十万乃至二百万トンと見積られているが、供給はこれに及ばない。

セメントの需要は公共土木事業や工業建設の多いこと、戦時中のペント・アップ・デマンドがあることなどによつて旺盛であるが、一方、セメントの最高価格が低くきめられたので生産が刺戟されず供給が増加しなかつたので、不足分は輸入に仰ぐこととなつたという面もある。

セメントの生産能力は一九四〇年以来、二百万トン程度に停滞している。五十万トン拡張計画があるけれども、これだけでは最近の年間四〇万トンに及ぶ輸入を排除するには不十分であろう。

セメントの生産量及び消費量は次表の通りであるが、最近ではその差が大きくなつて居り、これは輸入によつて補われている。

### E 製 紙 業

製紙業の歴史は古く、包装紙及び厚紙の生産は一九世紀の終頃から始められていた。製紙業ははじめ最終段階の加工だけをやっていたが、最近になつて原料の生産をはじめた。従

24. アルゼンチンのセメントの生産と消費 (千トン)

	生 産	消 費
1930	412	755
1935	722	752
1940	1,049	1,050
1945	1,096	1,084
1946	1,150	1,120
1947	1,353	1,481
1948	1,251	1,593
1949	1,446	1,538
1950	1,558	2,017
1951	1,543	1,972
1952	1,539	2,022
1953	1,656	.....
1954	1,692	.....

(資料) ECLA, Economic Survey, 及び国連統計月報

来はアルゼンチンの製紙業は原料として屑紙を利用して来た。

アルゼンチンの製紙業は関税によつて保護されている。関税の保護は下級の紙及び厚紙の生産の発展に有利であつた。何故ならば関税の負担は低級品について大であつたからである。

しかし、アルゼンチンの製紙業は外国の競争なしに發展したといふことはいえない。一九一七年に新聞用紙に対して行われた免税の結果、大量の紙が輸入され、新聞用紙として用いられずに、商業通路を通じて包装紙として売られたからである。

第二次大戦中、アルゼンチンの製紙業は根を下し、スエーデンの競争にも耐えて拡大することが出来た。機械的及び化学的パルプの生産は製紙業よりはずつと後からはじめられた。もつとも *esparto grass* からパルプをつくる試みは最初の包装紙工場が設立された時に行われたけれども、この試みは一八九一年に断念せられた。一九三一年に小麦の莖とその他の国内産原料を使用してイタリヤの方法によつてパルプをつくることをはじめられた。柳やポプラの木を使用して機械的にパルプをつくることは一九一三年からはじめられた。第一次大戦で中断された後、一九一七年に第二回の試みがなされたが、これも失敗し、工場は解体されて、チリに売却された。現在ではメカニカル・パルプの製造はケミカル・パルプと結合して行われている。この種のパルプの生産が増加したのは一九三一年以来著しく高い関税によつてウッド・パルプの輸入が阻止されていることによる。

紙の生産は十八万四千トン、輸入は十六万六千トン、消費は三十五万トンと見積られる。このうち、新聞用紙は大部分が輸入され、生産七千トン、輸入十二万三千トンとなつている。印刷用紙は生産四万二千トン、輸入一万八千トン、包装用紙は生産七万二千トン、輸入八千トン、厚紙は生産五万五千トン、輸入五千トン、特級紙は生産八千トン、輸入一万二千トンとなつている。

包装紙及び厚紙は国内生産が消費需要の大きな割合を充足している。これに反し、新聞用紙は前記の通り、輸入に仰ぐ量が多く、一九四七年には輸入量は十五万三千トンに達した。一九四九年には外国為替不足のために新聞用紙の輸入は十万トン強にまで低下せしめることが必要となつた。これがため政府は新聞用紙の国内生産の可能性を研究することとなり、現在では甘蔗の搾り粕などを原料とする製紙の実験が行われている。

政府の計画によれば新聞用紙の生産を五万トン（現在の一〇八%増）に上昇せしめ、一九五一年に十万九千トンに達した消費の一部をカバーしようとするのである。他の種類の紙の生産は二十三万トン（一九五一年の五一%増）、厚紙及び paste-board の生産は十二万五千トン（一九五一年の四七%増）に増加することとなつている。現在厚紙と paste-board の消費は合計で三十二万トンとなつている。

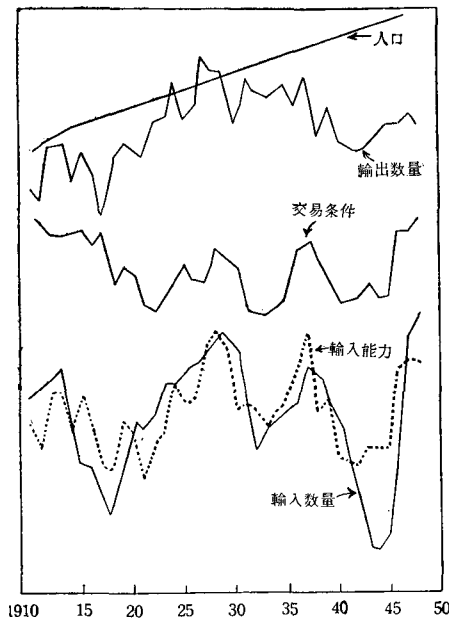
パルプについては現在七千トンのメカニカル・パルプを五万トンに、三万四千トンのケミカル・パルプを十三万五千トンに増加する計画がある。しかし、これだけでは輸入を排除することは出来ない。何故ならばさききのべた紙の生産には七万六千トンのメカニカル・パルプと二十万二千トンのケミカル・パルプとを必要とするからである。

dissolving pulp の生産を現在の五千五百トンから一万八千トンへと増加することが提案されているが、実現すれば現在の人絹工業及びその拡張計画の需要を満足させることゝなるだろう。

## F 化学及び薬品工業

全体として見ればアルゼンチンの化学工業は石鹼、蠟燭、マッチ、塗料、など家庭用品よりはじめられた。これらの産業の多くは十九世紀に設立された。多くの場合に原料は輸入されていたが、その後、産業の発展に従つて原料の国内生産が行われるようになった。こうしてアルゼンチン経済の発展は以前から存在していた化学工業の発達を促進した。

第二図 アルゼンチン貿易の動き  
(1937=100) (半対数図)



ECLA, Economic Survey, 1949

しかし、或種の化学工業では原料の海外依存は特に甚だしかつた。化学工業全体として見ても、第二次大戦前には原料の三分の一が輸入されていた。

基礎的化学品のうちで、硫酸の生産が注目せられ、アルカリの中では苛性ソーダが重要である。

硫酸の生産は硫黄の輸入に依存している。国内の硫黄は供給不十分であり、その上埋蔵地が消費中心地より遠距離に位置しているのでコストが高くつく。しかし、国内産硫黄の不足は国内産の亜鉛を煨焼 (roast) するときに生ずる副産物を利用することによつて除去されるであろう。アルゼンチン政府、米国会社 (亜鉛鉱山所有) 及びアルゼンチン資本によつて会社が設立され、この会社は電解亜鉛を生産し、その過程で硫酸を生産している。硫酸の生産量は一九五二年には六万五百トンであつた。

苛性ソーダもアルゼンチンでは電解法によつて生産される。電力を可成り消費するのでコストが高い上に、これによつて生産される漂白粉 (chloride) の需要が少いので苛性ソーダの生産増加は限られている。従つて国内生産は一九四九年の苛性ソーダ消費量四万トンのうち三分の一を充たすに過ぎない。既存の苛性ソーダ工場の拡大及び新工場の設立の計画がある。新工場としては一は Buenos Aires



二は Cordoba 州の水力発電所の附近、三は Gobernacion de Rio Negro 及び四は Tucumann 州に設置されることゝなっている。これらの計画が実行されれば、間もなく国内生産が需要を充たすことと期待される。

一九五二年の苛性ソーダ生産量は二万七千トンであつた。年産二万トンの能力をもつ工場が近くイタリヤより輸入されるので、これが生産を開始すれば需給状況は好転しよう。

薬品の生産も著しく拡大され、消費の可成りの部分を充たすものと見積られている。最近はペニシリンの生産がはじめられ、現在では国内需要を全部充たしている。

この他に最近では高度に精製されたパラフィン、ワセリン、ニュートラル・オイルの生産がこの種の工場としては南米最初の工場で生産が開始された。これによつて外国為替三百万ドルの節約が可能となるであろう。

## 五、貿易

アルゼンチンの貿易諸指数の動きは第二表及び第二図に示す通りである。貿易商品構成についてその変化を見ると、輸出商品構成<sup>(註)</sup>では小麦、玉蜀黍、肉類、羊毛、皮革、亜麻仁（又は亜麻仁油）などが重要な割合を占めているのは恐らく前も第二次大戦後の現在も大差はない。たゞ最近は畜産品の比重が幾分大となつている。

(註) アルゼンチンの輸出商品構成は、他のラテン・アメリカ諸国が石油、コーヒ、砂糖、バナ、などに集中しているのに比べれば比較的分散している。亜麻仁は戦後加工して亜麻仁油として輸出されている。

輸入商品構成は変化し資本財の占める割合が特に第二次大戦後は大きくなる傾向がある。これは工業化政策の進展を反映するものである。

26. アルゼンチンの  
資本財輸入割合(%)

1925 - 29	25
1930 - 34	18
1935 - 39	21
1945	13
1946	29
1947	42
1948	47
1949	41
1950	42
1951	37
1952	35
1953	...

(資料) ECLA, Economic Survey, 1949,  
1951-1952, 1953.

25. アルゼンチンの輸出商品構成 (%)

	1928	1937	1948	1952	1953
小麦	24	21	25	1	17
玉蜀黍類	22	26	15	8	5
肉類	10	14	12	15	13
羊毛	8	7	7	16	16
皮革	8	6	8	9	6
ケブラチヨ	2	2	2	7	5
亜麻仁	12	12	...	...	...
亜麻仁油	...	...	2	1	2
油粕	...	...	...	6	4

(資料) IMF: International Financial Statistics,  
(註) 1952年の小麦の輸出は凶作のため激減した。

個々の輸入商品群について戦前、戦後の比較を行うために、一九二〇年代最高の一九二九年と一九三〇年代最高の一九三七年、戦後最高の一九四七年(ドル表示の名目額では一九四八年の方が高いが、一九五〇年の恒常価格で示せば一九四七年は百十一億九千万ペソ、一九四八年は九十七億二千万ペソで、一九四七年の方が高い)を比較すれば、飲食物、タバコ、繊維類は減少しているが、化学品、薬品、金属及び同製品、紙、パルプ燃料、ゴムなどは増加している。特に金属及同製品、ゴム、紙、パルプの輸入増加率が大きい。燃料及び潤滑油は増加率は大きくないが、金額は大きく、輸入品目中の三割以上(一九四七年)を占めている。貿易方向を見ると戦前戦後を通じて対欧貿易が主要な割合を占めているが、戦後は対米貿易の比重が増大している。また、ラテン・アメリカ諸国との貿易も大きな割合を占めることになったのは戦後の著しい変化の一つである。

次に貿易差額を見れば戦前は出超を常としていたが、戦後は入超を記録する年もあり、(例えば一九四九年、一九五一年、一九五二年の如き)出超率も戦前に比べて小さい。(第二十八表参照)

27. アルゼンチンの戦前・戦後の輸入高の比較  
(1937年価格 百万ペソ)

	1929	1937	1947
飲食物・タバコ	143.5	108.7	77.1
繊維品	217.3	221.6	120.2
化学品・薬品	48.1	52.2	65.6
金属及同製品	58.0	54.6	94.8
紙・パルプ	66.8	79.9	110.9
燃料潤滑油	326.9	220.1	342.0
ゴム	39.6	40.4	160.0
その他	176.6	129.6	111.7
合計	1,076.9	907.0	1,082.4

(資料) ECLA, Economic Survey, 1949.

戦前は対欧大陸及び対英出超を以て対米入超をカバーして来ていたが、戦後はこのような明瞭な型は出ていない。即ち、対英貿易及び対欧貿易大体に於て出超を記録しているが、対米貿易は入超の年と出超の年とが相半ばするという状態である。戦前は通貨の自由交換による多角的決済が行われていたから、対欧出超を以て対米入超を決済することが出来たが、戦後は通貨の交換性が失われ、双務主義の下に貿易を営まねばならなくなった。米国よりの輸入を行うためには対米輸出か借款によつてドルを獲得しなければならぬが、アルゼンチンの輸出品は欧州工業国の工産物とは補完的

28. アルゼンチンの貿易方向 (%)

	1928	1937	1948	1952	1953
輸出					
米国及びカナダ	8	9	10	24	17
欧州大陸	50	42	41	32	22
英国	28	29	28	14	21
ラテン・アメリカ	5	8	9	15	19
日本	...	1 (1938)	...	...	...
輸入					
米国及びカナダ	22	11	37	17	15
欧州大陸	38	...	25	19	28
英国	20	21	13	5	6
ラテン・アメリカ	7	9	17	19	17
日本	0.6	4 (1938)	...	...	...

(資料) League of Nations, Network of World Trade.  
IMF, International Financial Statistics.  
United Nations, International Trade Statistics.

であるが米国の農産物と競合するものが多いので対米輸出増加は困難である。また、対英輸出も、英連邦諸国（例えば

29. アルゼンチンの貿易差額  
(百万ドル) (current dollars)

年次 (五カ年平均)	輸出 (A)	輸入 (B)	差額 (C=A-B)	出超率(%) $\frac{C}{B}$
1925-29	885	803	82	10
1930-34	406	347	59	16
1935-39	543	388	155	40
1940-44	536	258	278	108
1945-49	1,224	977	249	25
1950-54	1,046	1,087	-41	-4

(註) 1950~54年が入超になつているのは主として1951、1952年の凶作による輸出減退に基く。出超率が1940-44年に異例的に大であるのは戦時中の輸入減少による。

(資料) League of Nations, Review of World Trade, United Nations, Statistical Year-book, —//— Monthly Bulletin of Statistics.

濠州)の農産物と競合するので必ずしも容易ではなくなつた。従つてアルゼンチンは日本及び西欧諸国や近隣のラテン・アメリカ諸国などと貿易協定を結んで必要物資の確保に努力する一方、ソ連とも貿易協定を結び、共産圏諸国との通商の拡大をも企図しているようである。

(註1) 日本とアルゼンチンとの貿易協定(一九五三年四月調印)は一九五四年十二月二十九日に一九五六年一月一日まで延長された。一九五五年の目標額は一億八千万ドルと発表された。アルゼンチンは日本に小麦二千七百万ドル、羊毛二千六百万ドルの外に少量のライ麦、大麦などを輸出し、日本はアルゼンチンに鉄鋼、機械及び取替予備部品その他の工業製品を輸出することゝなつた。(世界資料一九五五年二月号)

この貿易計画は日本側が鉄鋼輸出を中心に(一九五五年四月十日の輸出契約実績は四八万一千トンで日本の全鉄鋼輸出量の三三%を占める)一九五五年一―七月間に輸出は四千五百六十万ドルに達したが、輸入は僅かに千三百七十万ドルに止まり、差引三千八百八十万ドルの出超を示し、著しい片貿易となつているが、アルゼンチンの物資が割高で輸入を増加することが出来ず、計画は行詰りとなつている。(日本経済新聞一九五五・九・一三及び一一・一九)

(註2) ソ連とアルゼンチンは一九五五年五月十九日、総額約一億ドル、期限一カ年の貿易協定に調印した。この協定によりアルゼンチンは肉類、皮革、羊毛、亜麻仁油、バターなどを、ソ連は鉄鋼、燃料油、レール、アルミ、石油などを輸出することゝなつた。(世界資料一九五五年七月号)

(註3) アルゼンチンとチエコとのバター協定は一九五五年二月二日に調印された。アルゼンチンはチエコに砂糖、米穀など(五〇〇万ドル)を供給し、チエコはアルゼンチンに工作機械及びその部品(一千万ドル)を供給することゝなつた。(世界資料一九五五年四月号)

アルゼンチンとポーランドとの通商協定は一九五五年一月に締結されポーランドに年間六五万トンの石炭を供給することゝなつた。(キール

アルゼンチン経済の発展

大学「世界経済」一九五五年第一冊

中共通商使節団は中共・アルゼンチン貿易の促進をはかるため一九五五年六月、ブエノスアイレスに到着した。(世界資料一九五五年八月号)

アルゼンチンは第二次大戦時中、巨額の金及びドルその他外貨を蓄積したことは既にのべたが、戦後は入超や外債償還、外国企業の買収(例えば鉄道、電話など)でこれらの金及びドルその他外貨を消費しているため、その保有額は近年減少しつゝあり、輸入能力が低下傾向にあるのと相俟つて、これが重大な問題となつてい

る。アルゼンチンの金及びドル保有高の動きは上表の通りである。(第三〇表参照)

最後にアルゼンチンの貿易に於て見逃してはならないのは、I A P I (貿易促進本部)の活動である。全ての国際貿易は勿論、国内取引もI A P Iの活動範囲に属する。I A P Iは政府の唯一の商業代理人であつて、以前に各種の政府の各庁や委員会が分

30. アルゼンチンの金及びドル保有高 (百万ドル)

1938	442
1945	1,274
1946	1,185
1947	558
1948	357
1949	417
1950	518
1951	518
1952	427
1953	503

(資料) Federal Reserve Bulletin March, 1954.

年次	小麦		玉蜀黍	
	商業価格	基 準 公 定 価 格	商業価格	基 準 公 定 価 格
1946	218	155	177	172
1947(1月)	365	170	282	145

(United Nations, Economic Development in Selected Countries. 1947. p. 49.)

担していた業務を集中的に行つてい

I A P Iは外国貿易特に輸出貿易を殆ど完全に独占している。I A P Iの受取った巨額の資金は政府がこれを自由に処分することが出来る。政府が農産物に対して農民に支払う価格と、これを国際市場で売る価格との差額がI A P Iの収益となる。

(註) 小麦及び玉蜀黍の商業価格と公定価格は右表の通りとなつてい

(いづれも一トン当りペン)この差がI A P Iの収益となる。

## 結 論

以上、われわれはアルゼンチン経済の発展を概観して来たのであるが、現下のアルゼンチン経済の主要問題点は経済開発と国際収支の均衡とを如何に調整すべきかの点にある。既述の如く、急速な工業化の進行は農業労働力を工業に吸収することによつて輸出の支柱である農産物の生産を減少せしめている。その結果、輸出数量は減少し、交易条件の不利益と相俟つて輸入能力の減退、国際収支の悪化を生ぜしめている。(註—この問題については拙稿「アルゼンチンの外国貿易の発展」(国民経済雑誌第九二巻第六号)を参照されたい。)

経済開発—工業化には鉄鋼及びエネルギー資源が不可欠であるが、アルゼンチンは鉄鉱資源及び石炭に乏しく、石油も需要を充たすに足らず、水力発電も微々たるものであるから、工業化の進展は輸入燃料に俟つものが多い。それ故に工業化の進行は燃料輸入の増大を通じて国際収支の逆調と結びつく可能性がある。もつとも工業化によつて従来輸入に仰いでいた工業製品を自給することが出来ればそれだけ輸入を削減し得るということもあるが、現段階で資本財の大量輸入が必要であらうから、貿易バランスの維持は困難であらう。

また開発投資が大規模であつて国内貯蓄を上廻り、外国より資本の援助も期待出来ないとすれば、インフレーションが発生する。インフレーションは強制貯蓄を生ぜしめるから、低開発国の経済開発にとつてむしろ望ましいとの意見もあるようであるが、インフレーションは国際収支を悪化せしめるのみならず投機的行為を誘発し、健全な経済発展にとつては有害である。従つて政府の施策の重点もインフレーションの抑制に向けられねばならない。

主要参考文献 (統計・年鑑類を除く) (\* 筆者未見のもの)

- United Nations, Economic Commission for Latin America, Economic Survey of Latin America, 1951-52, 1953.
- United Nations, Economic Development in Selected Countries, New York, 1947.
- \* —— // —— Recent Events and Trends in the Economy of Argentina (E/CN 12/217, Add. 1.)
- \* —— // —— Economic and Legal Status of Foreign Investments in Selected Countries of Latin America, (E/CN 12/166, Add. 1.)
- Royal Institute of International Affairs, Problem of International Investment, London, 1937.
- U. K. Board of Trade, Economic and Commercial Conditions in the Argentine Republic, 1947.
- Harris, S. Economic Planning, New York, 1949.
- Williams, J. H., Argentine International Trade under Inconvertible Paper Money, 1880-1900, Cambridge, 1920.
- Tornquist, E., The Economic Development of the Argentine Republic in the Last Fifty Years. Buenos Aires, 1919.
- \* —— // —— Business Conditions in Argentina.
- \* U. S. Dept of Commerce, the Economic Review of Argentina, 1947, 1948, 1949.
- \* Banco Central, Memoria Anual.
- League of Nations, The Network of World Trade, 1942.
- Institut für Weltwirtschaft an der Universität Kiel, Die Weltwirtschaft, 1955, Heft 1.
- Reiche, E., Aussehenhandelsverflechtung und Industrialisierung Argentiniens, Kiel, 1953.

(附記) 本稿は本研究所中南米研究専門委員会に於けるアルゼンチン共同研究の一部をまとめたものである。資料も乏しく、不満足な形であるが、兎も角も発表することとした。いろいろと御教示をいただいた方々に謝意を表するとともに、読者の諒恕を乞う次第である。

# 社外船の系譜

— その一 —

佐々木誠治

- 一、社外船の諸系統
- 二、北前船グループ
- 三、樽・菱垣廻船グループ
- 四、三井物産船舶部

## 一、社外船の諸系統

明治十年代後半に至り、日本郵船会社（明治十八年設立）および大阪商船会社（明治十七年設立）という二大汽船会社が出現して以来、わが国近代海運業は本格的発展段階を迎えた。通常、右両社の發達即日本海運の發達と述べられるほど、郵・商両社のわが国海運界における比重乃至地位は巨大である。両社は強力な政府保護を排他的に享受して爾後の日本海運業界に君臨した。けれども、両社以外に海運業を営むものがなかつたわけではない。従来の日本海運史上、とかく、過少評価されがちであるが、多数の帆船々主が父祖伝来の海運業務を続けていたし、郵商両社の圧迫に抗して汽船事業に乗り出すものも決して少数ではなかつた。特に、前者すなわち、帆船をもつてする貨物運送業者は、その歴史



的伝統において、或は、現実の経済的機能の点において、誠に、重要な地位を有するものであつた。種々の制約によつて汽船への転換がおくれたとはいへ、郵・商よりも古くから海運業務を営んでいた帆船々主たちは、やがて、みづからも汽船を採用して新たな発展を期するに至つた。社外船乃至社外船主と呼ばれる勢力は、主として、かゝる古くからの帆船業者を中心に形成された。彼等の開拓者の努力と発展に促されて、日清戦争以後、新に海運業を営むものが増加し、いわゆる社外船勢力は次第に顕著な発達をとげた。

郵・商両社はわが国海運界における特権階級の存在である。これに比較して、他の海運企業、なかならず、社外船主は、いわば、非特権階級である。特権階級たる社船と非特権階級たる社外船との対立・競争関係は、爾後の日本海運発展史の根底に一貫して流れていると言つてよく、かかる社船と社外船との相互競争が全体としての日本海運業の発達をもたらしたとみることができよう。社船を中心とする海外定期航路の開設・充実が、表面的目覚しさをもつて日本海運の発展指標とみなされてきているが、反面において、次第に社船との懸隔を縮めつゝ伸長してきた社外船の活動が、日本海運の全的進出に与えた功績と意義も、決して、過少評価されてはならぬ。

のみならず、社外船発展史の追求は、それ自体として極めて重要な研究的意義を有する。特殊的、経済外的要請に基いて早急裡に船舶の近代化・沿岸航権の確保を目指した社船、なかなづく、三菱会社Ⅱ日本郵船会社の場合と違つて、いわゆる社外船の発生・發達は、日本資本主義の發達・成熟と照応しつゝ徐々に展開された。初期社外船勢力の中核をなす北前船主、樽廻船系船主たちは、大和型帆船↓西洋型帆船↓蒸汽船への順序を経て、明治二十年前後から汽船を採用するに至つた。しかも、この移行過程及び社船との競争過程を通じて、彼等は自らの海運業経営形態を自己運送から他人運送へと發展せしめた。いわば、わが国における典型的な海運経営形態發展の過程は、むしろ、社外船の側におい

てより明瞭に見出すことができる。

以下、私は主として後者の観点、すなわち、経営形態の推移を中心としてわが国社外船の発展過程を考察するが、この場合、社外船を次の八系統乃至グループに分類する。けだし、ひとしく、社外船と総称されるものは、内容的に極めて多種多様であるから。

- (1) 北前船グループ
- (2) 樽・菱垣廻船グループ
- (3) 九州および瀬戸内船主グループ
- (4) 関東船主グループ（北海道を含む）
- (5) 財閥商社グループ
- (6) 一般貿易商社グループ
- (7) 海運専業者グループ
- (8) その他

かかる社外船の分類、或は主要社外船主の系統・系譜的研究というものは、いまだほとんど試みられたことはない。ここに示した分類は私一個の独創的試みにすぎぬ。述べるまでもなく、(1)から(3)までの系統は帆船船主出身の社外船主たちである。彼等はほとんどすべて明治以前から大和型帆船をもつて貨物運送に従事していた。そのかぎり、同じく社外船主と言われるもののうちでも、最も由緒深い存在である。(4)のうちにもこの種歴史的伝統を誇り得るものがあるかもしれないが、大部分は主として、明治以降特に社船・社外船の名称発生の頃に海運界に名を知られたものが多い。以上の四つと(5)(特

に三井物産)がいわば「アバン」的社外船主に位置する。(6)以下のものは、(1)乃至(5)に属する初期社外船主群の先導的活動とわが国における一般的な汽船事業の發展氣運に促されて、後から海運業務に染手した。言うまでもなく、それらは日清戦争・日露戦争・第一次世界大戦という三つの戦争を直接の契機とした汽船事業熱の波に乗じたものである。

明治十八年頃以降、日本郵船会社・大阪商船会社およびその他一部海運業者の先進的に導入せる汽船から、本格的な挑戦・蚕蝕をうけて、自らの貨物運送分野を狭隘化させられるに至つた一般帆船々主の中には、自己防衛手段として、大日本同盟風帆船組合・灘盛航会社・北陸親議会の如き団結組織を結成して地盤の確保につとめようとしたものもあつた。しかしながら、こうした消極的延命対策は、結局、いずれも失敗に歸した。蒸汽船勢力の侵略に対するためには、自らも蒸汽船を採用する以外に方途のないことを自覚した帆船々主たちは、やがて、明治二十年頃から、蒸汽船導入に着手した。これが、外ならぬ、社外船の勃興であり、初期の社外船主は、ほとんどすべて、帆船時代からの船主であつた。

もちろん、蒸汽船一隻の購入のためには、数十隻分の帆船購入(建造)費に相当する多額の資金を必要とした。帆船とは全く異なつた蒸汽船運航技術の習得、汽船事業経営に伴う企業組織・人員の整備等々は、一朝一夕になし得るところでなかつた。かくして、大和型帆船から西洋型帆船への推移に際しては、比較的急速且つ円滑に進み得た船主たちも、西洋型帆船から蒸汽船への移行に當つては、幾多の制約・困難に遭遇せざるをえなかつた。明治二十年代前半において、蒸汽船の購入、汽船事業経営に乗り出すことのできたものは、旧来の帆船々主のうちでも、余程の決断力と可成り豊富な資本蓄積力とをもち、且つ、機会と環境に恵まれたものに限られ、その数は比較的少数であつた。

一般に日清戦争以前、すなわち、社船及び社外船の称呼が最初に使われはじめた頃において、逸早く、蒸汽船を輸入して社外船の先駆者となつたものとして次のものが挙げられる。

三井物産会社<sup>(註1)</sup> 七隻 一一、〇七六総屯

秀吉丸 原名 Orduna 六九六総屯 一八七八年建造

頼朝丸 一、〇七五〃 一八八〇〃

牛若丸 一、〇五一〃 一八八一〃

通済丸 七七五〃 一八六八〃

筑紫丸 原名 Crusader 一、〇六〇〃 一八七一〃

有明丸 原名 Charters Tower 二、九八七〃 一八九〇〃

勝立丸 原名 Pallas 三、四三二〃 一八八八〃

三菱合資会社 一隻 一、二七四総屯

芙蓉 原名 Prinz Heinrich 一、二七四総屯 一八七八年建造

日本汽船会社 一隻 一、四九七総屯

第一丸 原名 Craigmore 一、四九七総屯 一八八〇年建造

摂州灘興業会社 三隻 三、六三二総屯

摂州丸 原名 Carisbrooke 一、六三一総屯 一八七三年建造

摂海丸 原名 Sakura 九〇二総屯 一八六八〃

社外船の系譜

社外船の系譜

撰陽丸	原名 Kiel	一、〇九九総屯	一八八五 "
八馬兼介	一隻	七〇一総屯	
多聞丸	原名 Melita	七〇一総屯	一八八三年建造
広海二三郎	四隻	三、七八二総屯	
北陸丸	原名 Esmeralda	六一五総屯	一八七四年建造
千早丸	原名 Anshin	四七五 "	一八八八 "
北州丸	原名 Mac' Beth	九九四 "	一八七四 "
千代丸	原名 Electra	一、六九八 "	一八七九 "
浜中八三郎	二隻	三〇、九一総屯	
日光丸	原名 Diamond	五四三総屯	一八六五年建造
東洋丸	原名 Zambesi	二、五四八 "	一八七三 "
大家七平	二隻	二、六七五総屯	
加賀丸	原名 Sury Wongse	九五四総屯	一八八一年建造
愛国丸	原名 Lydia	一、七二一総屯	一八七九 "
右近権左衛門	一隻	一、三二六総屯	
南越丸	原名 Pollux	一、三二六総屯	一八八四年建造
岡信次郎	一隻	一、一八六総屯	

北辰丸	原名 Augustas	一、一八六総屯	一八七八年建造
秋田藤十郎	一隻	一、二四五総屯	
佐渡国丸	原名 Ashington	一、二四五総屯	一八八一年建造
藤岡庄一郎	一隻	五六一総屯	
幸照丸	原名 Johann	五六一総屯	
馬場道久	一隻	一、〇〇四総屯	
日本丸	原名 Mereo	一、〇〇四総屯	一八八二年建造
高木七五郎	一隻	七一五総屯	
三邦丸	原名 Gerald	七一五総屯	一八六二年建造
石崎彦太郎	一隻	一、七八九総屯	
石崎丸	原名 Geelong	一、七八九総屯	一八六六年建造
浅野総一郎	四隻	五、一一六総屯	
鶴丸	原名 Partridge	四〇八総屯	一八八四年建造
日の出丸	原名 Bellona	一、一三六	一八七二
金沢丸	原名 Atalanta	一、一三六	一八七二
万国丸	原名 Apenrade	二、三三六	一八七三
福井某	一隻	四六〇総屯	

社外船の系譜

金剛丸 原名 Idona

四六〇総屯 一八七九年建造

井上仁平 二隻 屯数不明

永寿丸

原名、総屯数、建造年いづれも不詳

仁寿丸

明治十二年、三井物産会社が秀吉丸を購入してより明治二十六年までの間に、三四隻約四万総屯(註2)の社外汽船が輸入され(明治二十六年末国内汽船総保有量一六七、四九〇総屯の約四分の一)、本州・北海道・四国・九州及び沖縄に亘る国内沿岸を活動の主舞台としつゝ、一部は朝鮮・中国方面に配船されていた。

上記社外船主を通覧して、会社組織を採用せるものに三井・三菱両財閥商社と撰州灘興業会社及び日本汽船会社があったことが判明する。しかし、三井・三菱両社の船は、時に、「除外船」と称され一般社外船と区別されていたし、他の二会社は未だ規模・船腹量の点から、郵・商両汽船会社に比較にならぬ微弱な存在でしかなかつた。通俗的に、社船とは「会社の船」社外船とは「会社にあらざる個人企業の所属船」と解されているのは、かかる当時の事情を原則的に表示したものであつて、初期社外船は、一般的に、個人船主の所有に属していたとみてよからう。

言うまでもなく、かゝる個人船主たる社外船主は、本来的に、商人すなわち海上貿易業者であつた。三井・三菱両商社及び撰州灘興業会社も同様である。彼等が商人として取扱う貿易貨物を、同時に、船主として輸送するのが、当初の社外船の在り方であつた。もちろん、大和型帆船↓西洋型帆船↓蒸汽船への移行過程の中で、彼等の海運企業経営形態はある程度まで自己運送から他人運送へ転化しはじめていた。特に、蒸汽船の採用に向うに及び、船舶積載能力の点から自己の取扱貨物量のみでは不足を生じ、他人貨物の積合せの必要が増大したから、社外船主はますます半他人運送形

態に發展して行つたものと思われる。しかも、社船・社外船両者の對抗関係、なかんづく、郵・商両社船に対する競争勢力乃至その危険をもつものとして、当時、敢えて対立的に呼称された社外船名称の發生基礎を考えたとき、一般社外船が、次第に他人運送分野における發展をとげつつあつたことが認められねばならぬ。

けれども、郵・商両社が創立の時以来、すでに、完全な他人運送經營形態の確立、換言すれば、他人及び他人貨物の積積・運送、運賃の取得を目的とする純粹の海運業者的發展をなしていたのに比較して、一般社外船主はまだ、多分に自己運送經營形態、なかんづく、マーチャント・キャリア (merchant carrier) 形態を原則としていたとすることができるところが、彼等が、蒸汽船の採用・經營に進むにつれて、商業部門と海運業部門は次第に分離し、ここに純粹獨立の海運業の成長・發展がもたらされることになつた。蒸汽船の出現と共に海運業における他人運送經營形態が本格的に進行したとの公理は社外船の場合に最も如実に妥當する。以下、前記系統別に、社外船の發生過程と、その自己運送から他人運送への發展を追求しよう。

もとより、初期の社外船主がごとごとく繁榮し、すべてが自己運送經營形態から他人運送經營形態へ一様の發展をたどつたものでない。また、資本主義經濟の成熟・發達を基盤とし且つ戦争という偶然的促進要因に刺戟されて、後代おびたしい数にのぼる社外船主が出現し、むしろ、旧來の社外船主にとつてかわるほどの勢いを示した。しかし、爾後における社外船の大發達も、明治二十年代における初期社外船主の開拓的努力を土台とし、それに影響されたこと明白である。のみならず、こうした初期に活躍せる社外船主の發展過程の中にこそ、前記學問的發展法則が最も典型的に表示されている。

註1 もつとも、三井物産会社は、この外に、函館丸(四四〇総屯)を明治二十四年に購入した。(三井船舶部之沿革四頁)

註2 明治二十六年末社外汽船というときには、三井物産船舶部の勝立丸(明治二十七年購入)が含まれない。



## 一、北前船グループ

わが国「社外船」の發達にあづかつて最も力のあつたものは、三井物産船舶部と「北前船」系船主たちであつたといわれている。<sup>(註)</sup>特に、初期社外船主群の中心的勢力が「北前船主」によつて形成されていたことは明白な史実である。彼等が社外貨物汽船の發生・興隆におよぼした影響と果した功績乃至役割はまことに偉大であり、高く評価されてしかるべきであろう。

「北前船」そのものの語源については、未だ、確たる定説あるを聞かないが、「北米船」、「北廻船」いづれかの転化、もしくは、「北海道松前」と北国すなわち北陸地方間を航行する船「のいづれかであろう。

「北前船」を「北米船とも書く」ということは柳田国男監修「民俗学辞典」一三七頁に明記されているが、「北廻船」乃至「松前・北陸間航行船」——時に北海道と越前間航行船という人もあるが、これは、やゝ、信憑性に乏しいと考えられる——というのは、一部古老の俗説的教示である。筆者としては、「北前船」が本来的に北海道（松前の国）の海産物を北陸地方に輸送することを業務主体として發達したものであるから、「松前・北陸間航行船」と解釈するを穩当と考へるが、もとより、それらの船舶が北海道に向う時には出稼ぎ漁夫の食糧たる「北米」すなわち北陸地方産の米を、筵・吠・繩および塩漬用塩等とともに積んで行つたであろうこと、従つて、北海道諸港でこれを「北米を積んだ船」すなわち「北米船」と呼称して迎えたであろうことも充分推測し得る。（この点、第一次大戦前頃まで小樽等で、カムチャッカ漁場に北陸産米を輸送する船を依然「北前船」と呼んでいたということは興味深い。）ただ、一般常識的に、北海道海産物を主要運送対象として、發生・發展せるものと考へられている「北前船」を、往航の、いわば、空荷廻航を避けんがために運んだ積荷「北陸産米」輸送をもつて代表せしめることは些か失当乃至誤解を生む怖れなきやを憂へる。

「和漢船用集」や「日本經濟史辞典」等において、「北国舟」乃至「北国廻船」とも称される「北前船」が、發生起源的

に、北海道海産物の北陸地方への運送を中心業務としていたことは明白である。もちろん、北海道海産物の輸送起源自体に關しても諸説があつて、にわかには、何時、如何なるものによつて始められたかを論じがたいけれども、当面われわれが研究対象とする「北前帆船」は、幕末文政の頃（一八一六—一八二〇年）より右活動を営み明治二十年頃まで隆盛せるものとみてよからう。慶長年間乃至それ以前における端初的な北海道海産物輸送や、河村瑞賢による奥羽米輸送の「北国廻船」は直接的には、北前帆船↓社外船への過程と関連がないものと思われる。

「北前船」の本来的・起源的な活動分野は、右の如く、北海道・北陸地方間の海産物運送であつたが、彼等は、やがて、一旦北海道より運びきたつた海産物、なかんづく、鱒鮎と北陸地方産米穀を馬関經由阪神地方に運送して、北陸・山陰および瀬戸内に活動するに至つた。概ね、春秋二回阪神に來航した「北前船」乃至「北国船」は冬季間該地にとゞまつたのち、中国・四国の塩（註）および阪神地方の雜貨を積んで北陸地方に歸るを常態とした。ここにおいて、北海道・北陸・馬関・阪神間を航海する「北前船」は、表日本の阪神・江戸間を定期航海せる「菱垣廻船」・「樽廻船」と並んで幕末から明治にかけて、わが国著名の二大海運勢力となつたのである。

しかも、最も注目すべきは、「北前船」は、賃積船（運賃取得を目的とする他人運送船）たる「菱垣廻船」や「樽廻船」と違つて、船主が同時に商人である買積船（自己運送船）として経営されたことである。天保以後、「北前船」の経営者は、不等価交換を利潤の源泉とする商業資本家或は船主商人（問屋業者）であつて、海運業は全くその手段に過ぎず、運賃はそれ自体としては回収されず、商品価格の上に転嫁されて（註）いた。自己運送経営形態、なかんづく、マーチャント・キャリアー形態をとつた「北前船」が他人運送経営形態に一步先んじた「菱垣廻船」・「樽廻船」より、却つて、帆船から蒸気船への過渡期に際して優位を占めたということは極めて興味ある点である。

すなわち、明治以降、三菱会社を中心とする新興蒸汽船勢力が、手厚い政府保護を受けて発達するや、表日本航路面において伝統を誇る旧来の「菱垣廻船」・「樽廻船」は、早くから著しい圧迫を蒙り、活動地盤を蚕蝕されて、衰退の路を辿ることとなつたが、裏日本航路を中心とせる「北前船」は比較的打撃を受けること少く、且つより遅くまで健在ぶりを保ち得た。荒れがちな日本海方面の航海危険と相対的に小さい旅客運送需要が蒸汽船の裏日本進出を阻害し、他面、「北前船」旧来の主要取扱貨物たる海産物・米・塩等が低運賃の帆船積取に適していたがためである。明治初期、外国船の侵入によつて表日本沿岸航権を脅されたことを動機として保護育成された汽船事業は、未だ、旅客・郵便物の定期運送を主体とするものであつたから、不定期貨物運送面への進出はおくれ、それだけ、「北前船」は活動地盤を維持することができたものとみられる。

北前船が帆船勢力として菱垣・樽廻船より長命であつたにもかかわらず、帆船から蒸汽船への推移において、却つて、一步を先んじたということは皮肉な事実である。これは一見矛盾しているように見えるけれども、前記の如く、北前船主たちが、より遅い時代まで運送業およびその前提たる商業活動を続け、それによつて彼等がいよいよ蒸汽船の購入をなす場合に必要な資本蓄積をなし得たという事に思いを至せば事態は正常に理解されよう。もちろん北前船主乃至北海産荷受問屋が如何なる程度に資本を蓄積していたかを正確に論証しうべき資料はないけれども、明治二十年以降蒸汽船購入気運が興り、いわゆる社外船勢力が形成されるに至つたとき、有力な北前船主が競つて蒸汽船を採用したという事実は、彼等の蓄積資本が可成りのものであつたことを裏書している。

明治十年代後半以降、蒸汽船の侵略が次第に北前帆船の活動地盤に伸び、彼等の前途が重大な不安にさらされたので、石川・福井・滋賀三県下居住の北前帆船船主たちは相集まつて「北陸親議会」なるものを明治二十一年三月に結成した。

北陸親議会の結成そのものは、自己の所有する風帆船の延命策のあらわれであり、結果的には没落過程に入った北前帆船の最後のあがきにすぎなかつたけれども、同会結成当時における北前帆船の盛大をうかがうには充分である。翌明治二十二年十一月現在において、同会所属会員たる三県下の北前船主のみで総数六十三名、所有帆船実に一七七隻を数え、如何に北前船が繁榮していたかを物語っている。

明治二十二年十一月現在北陸親議会メンバー<sup>(註4)</sup>

石川 県 (船主五八名 一四九隻)

西出 孫 右衛門 西出丸外四隻

忠 谷 久 五郎 久悦丸外二隻

横 山 彦 二郎 幸徳丸外三隻

中 西 出 権 吉 栄徳丸外二隻

久 保 彦 兵衛 久保丸外四隻

久 保 彦 助 長保丸外四隻

増 田 又 右衛門 通力丸外四隻

小 西 出 源 左衛門 一寿丸外二隻 (内西洋型帆船二隻)

酒 谷 長 平 幸長丸外五隻

大 家 七 平 八幡丸外六隻 (内西洋型帆船二隻)

角 谷 甚 太郎 正徳丸外六隻 (内西洋型帆船一隻)

社外船の系譜

社外船の系譜

角 谷 甚 吉

喜徳丸外三隻

広海 二 三 郎

広長丸外七隻 (内西洋型帆船三隻)

浜 中 八 三 郎

魁丸外九隻 (内西洋型帆船五隻)

浜 中 小 三 郎

幸福丸外三隻

林 清 一

加太丸外三隻 (内西洋型帆船三隻)

浜 中 又 一

栄寿丸外二隻

丹 保 佐 吉 郎

神保丸外二隻

福 井 県 (船主四名 二十二隻)

右 近 権 左 衛 門

八幡丸外十三隻 (内西洋型帆船十三隻)

岡 崎 栄 次 郎

永来丸外四隻

中 村 三 之 丞

安全丸外三隻

滋 賀 県 (船主一名 六隻)

西 川 貞 次 郎

安全丸外五隻 (内西洋型帆船一隻)

「北陸親議会」に所屬せる北前船主の所有船舶の大部分はなお大和船(日本型帆船)であるが、のちに社外船主として名をなした船主たちが早くも西洋型帆船を導入して船舶の近代化に一步を進めていたことは右表から判明する。それとも角、同会メンバーの中に後日の社外船主が多数含まれていることに注目すべく、彼等はいわゆる北前船の没落以後においても、蒸汽船の所有・運航者として自らの繁栄と伝統を維持したのであつた。なかんづく、当時すでに、広海二

三郎が蒸汽船「北陸丸」(明治十九年購入)を所有・運航していたことは歴史に明記されているところであつて、同船は日本郵船会社の神戸・横浜間定期船よりも一層切実な影響を阪神地方の帆船船主に与えたといわれている(後述参照)。

広海の北陸丸の酒その他雜貨積取りが示すように、北前船出身の船主たちは、蒸汽船への推移につれて、それまでの自己運送形態すなわち、自己が北海産荷受問屋として取扱う自己貨物の運送から、進んで一般他人貨物の積取・運賃の取得を目指す他人運送形態へと転換して行つたことは特に重視すべき点であり、詳細は主要船主別の發展過程の中で取扱うであらう。

「北陸親議會」に所属せる広海二三郎・大家七平・右近権左衛門・浜中八三郎と並んで、いわゆる「北前五大船主」と数えられたものに馬場道久がある。富山県伏木を根拠とせる馬場家海運業の起源は定かでないが、天保初期頃から、他の北前船同様北海道海産物の輸送に従事していたことはほぼ明白で、明治十年代前半、道正屋久兵衛(道久の祖父)は十数隻の大和型帆船を所有する一大船主であつた。しかも、馬場が蒸汽船の導入に向つたのは可成り早い時期(註5)に属し、「社船」・「社外船」の区別を発生せしめる一つの契機たるべき「日本海運業同盟会」(明治二十五年設立)の結成にも、広海と並んで尽力したものである。(註6)

かくして、北前帆船船主から發展して汽船船主となつたものは、頗る多数であり、彼等は、いわゆる「北前船」の没落以後においても蒸汽船の所有・運航者として、旧来の伝統と繁栄を持続するに成功した。

否、むしろ、わが国社外船はこれらの北前船グループを一方の、しかも最も有力な發生基盤としていたとも言ふことができる。現に、社船・社外船の称呼の生じた時期と言われる明治二十五年、主要社外船主によつて結成された「日本海運業同盟会」——わが国最初の汽船船主の団体にして、現「日本船主協会」の前々身である。——の中心メンバーは

彼等であつたし、前記日清戦争前における社外汽船総計約四万総屯の中で、広海・浜中・大家・右近・馬場のいわゆる(註7)五大北前船主の合計船腹は、そのみで、四分の一以上の比重を有していた。

右の「日本海運業同盟会」が明治三十四年六月以降「日本船主同盟会」と改称した当時の同会々員及所属船舶一覽表(註8)をみても、依然として北前船グループは重要な一勢力であつた。いわんや、郵・商兩社及び三井物産会社に次ぐ、最も早い時期における蒸汽船の購入・運航者である広海二三郎(明治十九年に北陸丸を購入)や明治二十六年愛国丸をもつてハワイ行移民輸送を敢行せる大家七平の活動はまさに劃期的重要性をもち、これに右近権左衛門、浜中八三郎、馬場道久等いづれも明治二十年代前半乃至中頃に汽船を採用、活動するに至つていたので、当グループの地位は、少くとも社外船發達の初期において、次項樽・菱垣廻船グループより一層顕著な重要性をもつとみることが出来る。

(遺憾ながら、本北前船グループの研究資料は未だ断片的にしか蒐集し得ていないので船主別發展過程とより詳細なる北前船活動事情の究明は次の機会に譲る)。

註1 「海運興國史」七二二頁

註2 「日本食塩回送史」五二頁

註3 河野正富「天保後の北前船」(經濟史研究第二三卷四号所載)

註4 「海運興國史」七一六頁。資料に不備な箇所ある(福井県の場合)も原文のまま。

註5 一般に、馬場道久が社外船主として活躍するに至つたのは、彼がわが国海運ブローカー先覚の一人たる同郷の谷道清之助と組んで、北海道炭礦汽船会社の石炭輸送に従事したに始まるように解されている。この点に關し、馬場の「日本丸」購入事情や北海道炭礦汽船会社との關係等、海運界古老甲斐緑氏より種々有益な御教示を贈つた。記して謝意を表する。ただ、その後、筆者が馬場汽船株式会社社長馬場正治氏その他について資料蒐集にとめたところ、馬場家が徳川時代以来「北前船主」として活動せる史実明白であるので、敢えて甲斐氏の「馬場は板谷宮吉とともに関東船主グループ特に北海道船主グループとするを可とせん」との御忠告に、やゝ、背いて、これを「北前船グループ」とし

て取扱つた。

註6 浅野総一郎(二代目)引用者)編「父の抱負」四〇頁

註7 「日本船主協会沿革史」六一九頁

註8 明治三十四年五月末現在「日本船主同盟会會員及船舶表」として、「日本船主協会沿革史」(一九二〇頁)が掲げるものを再録すれば次の如し。

西 部 東 部

船名	各船	総噸数	會員氏名	船名	各船	総噸数	會員氏名
千代丸	一、六九八	広海二三郎	十一観音丸	二、一五〇	緒明菊三郎		
京都丸	二、六八七	同	十五観音丸	二、五一六	同		
江戸丸	一、七二三	同	十七観音丸	六一〇	同		
南都丸	一、三二五	右近権左衛門	二十観音丸	二、五六三	同		
河野丸	二、二七一	同	二十一観音丸	八六七	同		
福井丸	二、九二八	同	武陽丸	一、一六二	日本商船株式会社		
勝山丸	一、七六七	同	武州丸	一、二二四	同		
大洋丸	一、二六九	岡崎藤吉	東都丸	一、九六二	同		
愛国丸	一、七二一	大冨七平	住吉丸	一、三四八	同		
凱旋丸	一、七九〇	同	末広丸	一、四五九	中井博愛		
攝陽丸	一、〇九九	牧野惟雄	佐渡丸	一、二四五	田阪初太郎		
台湾丸	二、三九一	同	土洋丸	二、一六六	合資會社 富多山商會		
神州丸	二、八三八	岸本五兵衛	千代田丸	一、九三七	西川莊三		
神威丸	二、二一〇	同	門司丸	二、〇七〇	神谷汽船合資會社		
撰海丸	九〇二	撰津航業株式会社	高洋丸	一、〇〇四	秋田汽船株式会社		

社外船の系譜



旺陽丸	一、九一〇	同	勢徳丸	一、四二六	高田商会
盛航丸	一、五一三	同	北門丸	七〇〇	函館汽船株式会社
優航丸	一、三七八	同	北雄丸	九一八	同
幸運丸	二、八七六	藤岡幸一郎	都邦丸	三五九	同
元山丸	二、三〇四	山本とし	三邦丸	七四五	高木七五郎
第二元山丸	一、八三一	同	駿甲丸	七三一	静隆株式会社
報国丸	二、六九八	喜太伊兵衛	後志丸	一五〇	岩内汽船株式会社
竹之浦丸	二、〇五二	山県勇三郎	東運丸	一八四	同
久保丸	一、九九六	田中松之介	北運丸	一九一	同
日之出丸	一、一三八	梶原伊之介	室蘭丸	七八	同
伊吹丸	一、〇四七	藤野四郎兵衛			
頼朝丸	一、〇三六	河辺丸良三郎			
多聞丸	七〇一	八馬兼介			
秀吉丸	六七二	谷三郎			
大國丸	八九六	宮崎〇兵衛			
計	三〇隻		計	二六隻	
	五、二六八〇	十八各		二、九八七七	十四名

三、樽・菱垣廻船グループ

「斯ふして帆船時代（より正確には西洋型帆船時代―引用者）には大阪の帆船の所謂ひがき船と灘の帆船の樽廻船の区別もなくなつて、勝手に積荷を吸収して積込んでゐたところ、その九店物も十三店物も汽船に奪はれて終つて、帆船は悲惨な状態に陥つて手酒許りを主なる積荷としてゐる灘方面の船主さへ航海の収支が償はなくなつたのでその他の帆船々主等は窮策として、

播州の塩、九州の石炭などを積荷として、一時の急場を切り抜けてゐたのである。<sup>(註1)</sup>  
——傍点原文のまま

右は川野宗太郎「自伝」に述べられている、菱垣廻船及び樽廻船系の帆船船主の没落事情であるが、徳川時代以来、江戸・大阪間定期航海を営んで、わが国海運史上に永く記憶さるべき樽・菱垣廻船も、明治以降、大和型帆船↓西洋型帆船↓蒸気船への必然的過程のうちに衰退し、船主自身もこの移行をたどることによつてのみその存在を保ち得た。前述、北前船の場合に比して、遙に直接的且つ集中的な蒸気船の蚕蝕をうけた表日本神戸・横浜間基幹航路を伝統的地盤として存立してきた阪神在住帆船々主の衰退は一層急激であり、<sup>(註2)</sup>且つ徹底的であつた。再び「自伝」を引用すれば、

「現在、我國の海運界の覇権を握つてゐる日本郵船会社が帆船より漸次汽船に改めて、海運界に勢力を伸長し初めたので一般の海運界は余儀なく覚醒を促された。そして郵船所有の汽船が灘及び大阪と東京間との荷物を自然の勢ひで吸収するので、帆船に荷物を積む荷主は漸次減少して行つた。それには汽船は出帆の期日が一定してゐるのと、運送期間が非常に短縮されたので、運賃が高くとも汽船の方へ荷主が積み込みを依頼するといふことになつた。殊に大阪の広海氏所有汽船「北陸丸」が灘方面に侵入して来て、自家所有船のない醸造家の酒を運び初めたことは、灘及び御影の自家所有船によつて手酒を主としてその他の積物を従として吸収してゐた船主には非常な衝動と刺戟を与えたのであつた。<sup>(註3)</sup>」

他人運送形態に進化し、従つて、他人貨物をより多く吸収せんとせる汽船の侵入によつて「非常な衝動と刺戟」を受けた阪神地方の帆船々主は、一時的な急場をしのぐために「大日本同盟風帆船組合」(明治十九年六月設立)を結成し、或は「灘盛航会社」(明治二十年設立)、「摂州灘酒家興業会社」(明治二十一年設立、翌年前記「摂州灘興業会社」と改称)という会社組織を採用した。けれども、最後の摂州灘酒家興業会社を除いて、「風帆船も一個の利器なり」、「：商法不活潑の期節は、風帆船固益と申も過言にあらざ<sup>(註4)</sup>」という前記風帆船組合設立規約に端的に示されている如く、いづれも帆船々主のはかない消極的自己防衛策であり、会社組織をとり入れながらも灘盛航会社は仲々汽船の新造

乃至購入に進み得ない状態であつた。<sup>(註5)</sup>更に、始めから蒸汽船「摂州丸」<sup>(註6)</sup>を購入して汽船経営に手を染めた摂州灘酒家興業会社も、その社名の示す通り、灘酒造家小網与八郎・若林茂左衛門・河東利助等が牧野惟雄・岡崎藤吉と組んで發起せる自衛的な、せいぜい、半他人運送経営形態の、存在でしかなかつた。

この点で菱垣・樽廻船の後裔たちは、極めて、保主的・自重主義的であつた。広海・右近・大家等々北前船系の海運業者が、著しく進取的・積極主義的であり、悪く言えば、野心的でさえあつたのに比べて、菱垣・樽廻船系船主は老舗の旦那衆であり、祖先伝来の地盤と伝統を墨守し、古くからの慣習と持船を惜しみ愛したということができる。彼等が多年の経営によつて培つてきた海運業務上の知識と実力というものは、決して、北前船出身の船主たちに劣つたものでなく、後者にして支出しうるほどの汽船購入費を捻出し得ぬほど商業資本の蓄積に窮していたわけではなかつたろう。

灘酒輸送に従事してきた船主の場合、いわば、保証された可成り多量の積荷(酒荷)さえあり得たのであるから、彼等が、時勢の進展に即応して、蒸汽船を採用することもより容易でさえあつたろうと考えられる。

千石船以来の伝統と慣習を重んじすぎた菱垣・樽廻船系統の帆船々主たちは、かくして、蒸汽船により早く接しつても、却つて、蒸汽船への移行にはより慎重であり、より臆病でさえあつた。もちろん、当時すでに、広海・浜中・大家・右近等の北前船系船主の基幹勢力は、大半、大阪に居を移すに至つており、菱垣・樽・北前等々の間に劃然たる差別は殆んどなくなつてしまいつつあつたから、厳密に、菱垣廻船及び樽廻船系の帆船々主を抽出し、系統化すること自体にも問題があり、一概に阪神地方生粋の船主のみの保主義と断じがたい点もあるかしれぬ。とはいえ、常識的・一般の見方からして往時における樽・菱垣両廻船の繁栄と、それが就航せる阪神・京浜間航路の伝統的重要性或は阪神地方の当時の中心的海運市場性等を顧みるとき、いわゆる阪神地方帆船々主の蒸汽船への推移、従つて、社外船主としての

活躍は、北前船グループに比較して、若干の遜色があつたことを否定できない。

すでに、挙示せる資料によつても、日清戦争前後における社外船主に見出せる樽・菱垣廻船系のもものが、至つて少数に過ぎぬことほぼ明白であろうが、重ねて、別の資料を引けば次の如くのである。すなわち「神戸海運五十年史」は、日清戦争前にあつて阪神地方居住船主として活躍せるものは「広海二三郎・藤岡庄一郎・撰州灘興業株式会社・浜中八三郎・大家七平・八馬兼介・岸本五兵衛・右近権左衛門等」と述べつゝ、同戦争前後の著名社外船主として次のものを挙示する。<sup>(註8)</sup>

広海二三郎	浅野総一郎	馬場道久
浜中八三郎	右近権左衛門	大家七平
岸本五兵衛	八馬兼介	藤岡庄一郎
菅野伝右衛門	高木七五郎	神谷伝兵衛
藤野四郎兵衛	緒明菊三郎	岡崎藤吉
南島間作	山本藤助	原田十次郎
撰州灘興業株式会社	盛航会社	撰津興業株式会社 <sup>(註9)</sup>
株式会社辰馬商会	中越汽船株式会社	尼崎汽船会社
深川汽船株式会社	日本汽船株式会社	土佐商船株式会社
宇和島運輸株式会社	函館汽船株式会社	神田汽船株式会社
共立汽船株式会社	伊予汽船株式会社	

社外船の系譜

これら諸資料を通じて、樽廻船の流れをほゞ正統に汲むものとしては、摂州灘興業会社（後述の如く改名・合併あり）、盛航会社および両社合併による摂津航業会社と八馬兼介乃至辰馬商會を認めうるにすぎぬ。亜流的存在や北前船出の菱垣（むしろ九店）系船主の如きものがありうるにしても、正統的樽・菱垣廻船グループの社外船主は、凡らく、これ以外にあるまい。<sup>(註10)</sup>

上述の如く、樽・菱垣系の社外船主は、北前船系に比べて、比較的少数であり且つ若干の立遅れを示すけれども、他面、この種社外船主系列は、海運業の歴史的発展法則、自己運送↓半他人運送↓他人運送への順序的推移を最も典型的に表現し、この意味において、学問的に極めて重要な研究対象となる。以下本稿では樽廻船系と目される「灘盛航会社」と「摂州灘酒家興業会社」||「摂州灘興業会社」、両社合併によつて設立された「摂津航業会社」、その後身たる「辰馬商會」―「辰馬汽船合資会社」―現「新日本汽船株式会社」について、概略的説明を試みよう。

蒸汽船の出現と侵略によつて自らの活動地盤を脅かされた阪神地方在住の一部帆船々主が、所有帆船二十隻を集めて、明治十九年六月、「大日本同盟風帆船組合」を設立したのに刺戟されて、西宮の辰馬家、鳴尾の辰馬家および御影の河東家、井上氏等数名の酒造家兼帆船々主は、翌二〇年<sup>(註11)</sup>、持船を合併して「灘盛航会社」を設立した。すでに、大和型帆船↓西洋型帆船の過程において、半他人運送的転化をとげて、灘酒のかわりに、尾張の木材や九州の石炭等をも積取りはじめていたこれらの酒造家持船が汽船の侵入によつて、一層、石炭や食塩といった自己本来の貨物（酒）以外の他人貨物の輸送に従事することとなつたのは当然の成行であると言えよう。それ故、五百屯以上の大型西洋型帆船二隻（「第二辰丸」及び「神路丸」）を含めて、総数十二、三隻の帆船を一会社に集め、もつて、自家醸造酒の自己運送を続けようとした盛航会社の所属船もまた、到底、自己運送形態の枠を固守するわけには行かなかつた。灘酒の積取のみにこだ

わつていては、所屬船腹の不稼動・遊休化を避けられなかつたからである。かくして、たとえば川野氏の船長たりし「神路丸」は唐津から石炭を輸送した。<sup>(註12)</sup>

汽船の圧迫に対する自己防衛手段として、遂に、灘盛航会社という会社を設立しながら、しかも、なお、蒸汽船自身を採用するまでに至り得なかつた上記辰馬家や河東家等の酒造家兼船主の態度というものは、全く、「今に於て思えば嘘のような話」<sup>(註13)</sup>であつたが、これとは違つた、より進歩的・積極的な動きを示した酒造家たちもなくなつた。すなわち、灘盛航会社に次いで、しかも、一応別個の会社として設立された「撰州灘酒家興業会社」の場合がそれであつた。「撰州灘酒家興業会社」は、前述の如く、日本郵船会社汽船乃至広海二三郎所有の汽船「北陸丸」の侵入とその高運賃とに直面した灘地区の酒造家たちが自己の利益を守らんがために、小網・若林・河東・牧野・岡崎等を發起人として明治二十一年、資本金二十万円の株式会社組織で設立されたものであつたが、この会社は、最初から蒸汽船を採り入れた。前掲表にみられる「撰州丸」・「撰海丸」・「撰陽丸」の三隻の汽船がそれであつて、同社は、これらの三蒸汽船をもつて、「灘大阪の酒及び九店もの十三店物を運搬」した。この会社は、本来的には、酒造業・銀行業・精米業を目的とし、かたわら汽船運送業を営んだ頗る多方面的の営業を試みた特殊な企業であり、翌年に至つて会社名を「撰州灘興業会社」と改称したこと前述した通りである。その限りにおいて、同社の海運業経営形態は、單なるマーチャント・キャリアというよりは、むしろ、後代のインダストリアル・キャリア (Industrial Carrier) に近い存在であつたと言ひ得るかもしれない。

しかしながら、とりわけ、汽船勢力の擡頭に対処せんとする灘酒造家の自己防衛的性格に留まつたが故に、同社の汽船経営は、勢い、限定的ならざるを得ず、盛航会社とは違つて、蒸汽船を逸早く採用したとはいひながら、實際上の経

營形態においては、それと殆んど同様な——汽船經營の發達ということから言えば中途半端な——半他人運送的存在に終始した。おそらく、こうした保守的・制限的な活動のために撰州灘興業会社は日清戦争後における社外船一般の發展から、ひとり、除け者とされ、明治二十八年に、「撰陽丸」を売却し、明治三十年九月には、「撰州丸」を失い、遂いに、当初所有船三隻中最小且つ最老令の「撰海丸」一隻を残すに過ぎぬ有様となつた。苦境に陥つた同社は、明治三十年、灘盛航会社に吸収合併された。

当初、所有帆船に愛惜の情を禁じ得ず、各自の西洋型帆船十数隻を合して、伝統的な「手酒」（自己貨物）の東京送りを継続しつつ、逐次、他人貨物・殊に九州炭・播州塩の輸送に手を染めた「灘盛航会社」の方が、却つて、苦しみながらも存続し得たのは、運命の皮肉とも言い得よう。

たとえば、灘盛航会社にも、撰州灘興業会社にも、両方ともに参加した河東家（河東利助）の場合、前者に対して当時の最優秀西洋型帆船たることを誇つた、持船「太陽丸」（三九二総屯）を提供してただけに、單なる資本醸出者として加わつた撰州灘興業会社に対するよりも、一層盛航会社業務の發展・維持に真剣であつたろうと思われる。更に、太陽丸船長川野宗太郎が甲種船長免状の取得のため、下船・受験準備を願ひ出たのに対して河東家支配人が、「我が船主は将来と雖も五百屯以上の船は逆も建造又は購入することはない。随つて当船主の船長としては五百屯以上の船長資格である甲種免状を必要としない。云々」と反対したというが、これによつても、河東家の帆船々主的生き方とその決意のほどをうかがい知ることができよう。

もちろん、西洋型帆船の延命を図り、汽船の侵入に対抗せんとした彼等のはかない希望と努力にもかかわらず、帆船から蒸汽船への移行は、如何ともし難い「時勢」であつた。なおしばらく、西洋型帆船を固執し続けた盛航会社も、遂に、日清戦争を機会として蒸汽船を購入するに至つた。すなわち、

大和丸	原名 Malwa	三、〇六七総屯	一八七三年建造
旺洋丸	〃 Bengloe	一、九一〇〃	一八七八〃
盛航丸	〃 Donau	一、五一三〃	一八八二〃

三隻約六、五〇〇総屯の汽船々腹を保有する一汽船会社勢力となり、明治三十年には、前記撰州灘興業会社の「撰海丸」を合併によつて加えた。右の合併によつて、新会社の名前は「撰津航業株式会社」となり、辰馬栄之助が社長の地位に就いたが、同社は、其後更に左記二隻の汽船を購入し、今や有力な社外船主の一員となるに至つた。

優航丸	原名 Ingraban	一、三七九総屯	一八八四年建造
-----	-------------	---------	---------

英航丸	〃 Kwong Sang	一、四八一〃	一八八〇〃
-----	--------------	--------	-------

明治三十五年辰馬栄之助社長死去に伴い、鳴尾の辰馬家（辰馬半右衛門）が同社を譲りうけ、「株式会社辰馬商会」と改称更に明治四十二年「辰馬汽船合資会社」と改めて以降の、いわゆる辰馬汽船会社が、日本海運界の中堅勢力として活躍し、今日の「新日本汽船会社」の前身であつたこと周知のところであらう。

言うまでもなく、灘盛航会社が汽船を採用した日清戦争の頃は、日本資本主義の成立期・産業革命の達成期であり、近代的機械工業の發達、商品生産・流通の一般化、貿易の増大等々によつて、海運業は今や、いよいよ本格的な發展基盤をもちうるに至つた。汽船購入の当初、なお灘酒の輸送を主としながらも、北海道・九州方面に出勤して、他人運送面を次第に強化しはじめた灘盛航会社や、撰州灘興業会社（註16）は、こうした国民經濟基盤の成熟を背景として、一般社外船と同様、他人運送業務を發展させて行つた。一般社外船主と異なり、大和型帆船以来の伝統と基盤とを自負する灘酒の積取は、依然、その本来的使命の一つであり、事実それが他よりも有利な経営条件でもあつたが、「撰津航業会社」時代以



降、殊に「辰馬商会」と改称された頃には、すでに、むしろ、他人貨物の運送が本業となつていた。<sup>(註17)</sup> (他人運送形態の原則化) (辰馬汽船爾後の発展および八馬兼介の發達過程については次の機会に譲る。)

(註1) 川野宗太郎「自伝」一二八頁。

(註2) 大和型帆船をもつてする純粹の意味における樽廻船・菱垣廻船は、西洋型帆船の出現によつて本格的な没落過程をたどり始めた。(拙著「日本海運競争史序説」第二章 大和型帆船と西洋型帆船との競争参照) けれども、それより早く、すでに、明治四年、樽廻船問屋間に汽船使用の議論も起つており、明治八年頃には汽船の侵入によつて樽廻船は非常に衰微している。そして西南戦役時の臨時的船腹需要によつて、一時復活したが、戦後の反動として却つて汽船勢力を増大させ、一方、西洋型帆船への推移が始まるに至つて、遂に由緒深い樽廻船は明治十三年頃に其影を絶つたのである。大和型帆船をもつてする、いわゆる樽船・菱垣船に代つて發達せる西洋型帆船による阪神・東京間貨物運送も、当然に、最初から、蒸汽船との競争・圧迫の下に置かれていた。三菱会社と共同運輸会社との伝説的競争に關連して明治十八年当時の一新聞が次の報道記事を掲載しているが、これも逆説的に、阪神地方帆船船主に対する汽船の脅威を物語るものであらう。

「……離伊丹ノ酒造仲間ハ從來仲間ニ數艘ノ帆船船アリテ東京ニ酒ヲ運搬スルニハ此船を用ヒ来リシニ先キニ三菱共同兩社競争以來運賃非常ニ下落セシカハ酒造仲間ハ自有ノ帆船船ヲ九州地方石炭運送ノ用ニ供シ神戸横濱間ハ無賃モ同様ノ彼ノ兩社汽船ヲ雇ヒ居レリ、而ルニ合併以來汽船会社非常ニ運賃ヲ騰貴シタルヨリ彼ノ酒造仲間ハ再ビ帆船船ヲ使用スル事トナリシヨリ著シク荷物ヲ減シタリト云フ」(明治十八年十月十三日附東京横浜毎日新聞)

(註3) 前掲「自伝」一一六―一一七頁。

(註4) 「海軍史料叢書」第二〇卷 二一〇―二二頁、川野家文書、帆船船組合規約書、前掲拙著 七五頁参照。

(註5) 前掲「自伝」一一九頁。拙著七四頁。

(註6) 本船の原名について、「自伝」は英国船マルセイ号(一六〇〇屯)と記している(同書二五頁)が、本書前掲社外船名簿は「神戸海運五十年史」に従つたものである。

(註7) 「神戸海運五十年史」八六頁。

(註8) 「神戸海運五十年史」一〇一頁。

(註9) これは、凡らく「摂津航業会社」の誤植であらう。

(註10) この限り本系統「樽・菱廻船グループ」はむしろ「樽廻船グループ」とすべきかもしれぬ。ただ本稿では伝統的に阪神・東京航路を営んだ

ものの系統という意味で「樽・菱垣」を併記した。

(註11) 前掲「自伝」一一九頁。同書に基き佐渡教授も灘盛航会社の設立時を明治二十年とされ(同教授「海運理論体系」一一二頁)、私も、これに従っている(前掲拙著七六頁)のであるが、前掲「神戸海運五十年史」八七頁には「盛航会社は、夙に西宮の辰馬を中心とし、数名の酒造家連合し和船を以て清酒の輸送を目的とする組合業なりしが、後年西洋型帆船を建造し、清酒の外石炭の輸送を始め、明治十八年の頃其組織を変更して盛航株式会社とす。」と述べられている。明治時代海運研究上のウィーク・ポイントたる資料の過少と異説異資料の混在の一例であつて、にわかに、いづれが正確なりや断じ難い。

(註12) 前掲「自伝」一二五頁。

(註13) 同書 一一九頁。

(註14) 同書 一三六頁。

(註15) 同書 一〇五頁。

(註16) 摂州灘興業会社所有汽船「摂陽丸」は明治二十五年、大豆及び豆粕を積取るために、牛荘に航海した。これは、三井物産船舶部汽船以外の船にして中国航路に従事せる最初であつた。

(註17) 佐波宣平「海運理論体系」一二三頁。

#### 四、三井物産船舶部

——その遠洋進出と経営形態の推移——

三井海運業の發展史、より正確に言えば、三井物産会社(船舶部)の海運活動の跡づけは、わが国近代的海運業の生成發展過程の史的研究上とりわけ重要な意義をもつと言ひ得る。それはただに社外船の發達を主導し、いわゆる日本不定期船業の國際的展開に先導的且つ支配的役割を演じたばかりでなく、それを通じて日本海運業全体の發展に頗る大なる貢獻と影響を与えた。当初日本郵船或は大阪商船という巨大な獨占的海運企業、すなわち「社船」側から輕侮された「社外船」が次第に發達して「社船」と相拮抗し遂には、むしろ、それを凌駕するほどになり得たのには、明かに、三

井物産船舶部それ自身の発展とその指導力があづかつて力があつた。そしてかかる「社船」及び「社外船」双方の対立・競争とそれを通ずる発展によつて始めて、日本海運業が世界第三位の地位にまで昇り得たのである。もちろん、三井海運業は、その財閥商社的背景によつて特殊的に発展したが、同時にそれが船主としての實力は一般社外船主より卓越していた。比喩的に言えば、「社外船」中最も早く「社船」勢力と対抗しその地位に迫りうる力をもつていた。今次大戦後における郵・商・三井三社鼎立の形それ自身も三井海運業展開の現代的姿態を端的に物語るものと言ふことができる。のみならず、三井海運業の明治以降現代までの発展過程それ自体は、海運史研究上、一際、注目すべき推移・順序を体現する。強大な政府の保護と補助を背景として定期航路の経営に専念した日本郵船・大阪商船乃至東洋航路が、会社設立の時から、他人運送経営形態をとつたのに比して、一般に、「社外船」側企業は「他人運送へ」の発展に立ちおくれた。少くとも帆船から蒸汽船への移行期にあつて、社外船主の大部分は多分に自己運送経営形態であつた。これらの一般社外船事業の経営形態も時代の経過とともに、大部分他人運送化したとはいへ、中には未発展のうちに没落したり、単なる船舶所有者に留り實際運航、すなわち貨客の海上運送業務を営まないものも少くなかつた。三池炭の輸送にはじまる三井物産自社貨物の積取すなわち自己運送経営形態をとつた三井海運業は、日本国民経済及び三井物産という独占財閥商社の特殊構造の故に、比較的遅くまで、純然たる他人運送へ転化しなかつたとはいへ、それ自身も亦、海運業経営形態の基本的推移「自己運送から他人運送へ」或は、その現象的傾向「不定期船から定期船へ」の過程を辿つた。自社所有船腹量において遜色ありとはいへ、その取扱・運航船腹量において、早くから、郵・商両社をしのがんとする勢力を誇示した三井物産船舶部は、むしろ、わが国における海運業の自己運送形態から他人運送形態への発展を最も典型的に代表・体現するが故に、より深く研究・分析さるべき対象である。いわんや、それが初期「社外船」の支配者であ

り、現在わが国第一級の海運企業である限り、同部及びその後身三井船舶株式会社の發展史は、既存郵・商兩社史に劣らぬ重要性を認めらるべきであらう。

ただし、本稿では紙幅の都合上、一定期間における三井海運業の展開を、主として、遠洋的進出の事情と経過及びそれに伴う経営形態の推移の面からうかがう外はない。前述「社外船」發生系統の考察において特に重視さるべき、初期三井海運業務の实情と、その半他人運送から他人運送への爾後の展開については、他日を期したい。つまり、本稿で取りあげる時期は、概ね、日露戦争以後第一次大戦を経てその直後迄の三井海運活動であるが、もとより、この期間は三井海運業および一般社外船の發展史上において、とりわけ、重要な歴史的時期であること言うまでもない。

## (一) 遠洋的進出

### (1) 日露戦後の遠洋化

日露戦争後、老朽船の整理・優秀大型船の新造と購入によつて、著しく自社船々腹の強化拡充を図つた三井海運業は、明治四十三年「遠洋航路補助法」の実施を機として、次第に遠洋不定期船経営に重点を移すこととなつた。もちろん、三井海運業の遠洋的發展は、三井物産貿易業務の世界的展開を基盤としたものであつた。三井物産の外国貿易が日露戦争後、如何に顕著な展開を示したかは、左の一文によつて明白であらう。

「当社ノ商売ハ日露戦役後我国力ト共ニ進展シ来リ、世界枢要ノ地点ニ營業所ヲ置キ、之カ經營ニ任シタルヲ以テ本期末取扱高ハ戦前ニ比シ約四倍ノ増加ヲナシ当社輸出入取扱高ハ実ニ我国貿易額ノ約二割二分ヲ占メタリ。

尚茲ニ特記スヘキハ、我社在外各支店ノ外国品取扱高ノ著シキ増加ニシテ本期末取扱高ヲ戦前ニ対比スレハ其ノ増加率実ニ

廿五倍ニ垂ントス<sup>(註1)</sup>

明治四十二年、資本金を二千万円に増加すると共に、株式会社組織に切りかえた三井物産は、棉花部・石炭部・木材部・砂糖部を設けて内部の統一、業務の拡大を図るかたわら、なかんづく、満洲大豆を独占して世界の市場に供給し、生糸及び絹織物の対欧輸出を開始した。いわゆる三國間貿易が日露戦争以後急増したこと前記引用文の如くである。かかる物産会社貿易活動の拡大、取扱貨物量の増大は、当然に、三井船舶部にそれだけ多くの輸送貨物と海外発展の機会を与えた。

先づ、日露戦後から第一次大戦までの間に拡充・整備された三井商船隊の事情をみるに、次表の如く、新造船四隻・一四、二五三総屯、購入船七隻・二四、九九一総屯が新に加わり、之に対して、阿蘇山丸・有明丸・太孤山丸の三隻が売却された外、愛宕山丸と爾靈山丸二隻を海難によつて喪失している。新造の金華山丸及び天拜山丸と購入せる金剛山丸は重量屯八千屯以上の大型貨物船であり、これは三井海運業その後の発展の尖兵的存在となつた。

新造船

	総屯数	重量屯数
金華山丸	四、九八七	八、二〇五
天拜山丸	五、〇一九	八、一七五
六甲山丸	二、一七一	三、一二〇
高雄山丸	二、〇七六	三、〇三五
計 四隻	一四、二五三	二二、五三五

購入船

	総屯数	重量屯数
妙義山丸	二、八四二	四、六二三
五 劔山丸	一、六四二	二、五四〇
榛名山丸	三、〇一〇	四、八八二
天城山丸	三、六五三	六、二二五
吾妻山丸	四、三六八	七、二八五
愛宕山丸	四、〇七〇	六、六〇〇
金剛山丸	五、四〇六	八、一九五
計 七隻	二四、九九一	四〇、三五〇

(榛名山丸以下五隻は傍系遼東汽船会社(大正元年十一月設立)に属せしめた。いわゆる大連置籍船としての外船輸入であつた。)

これら当時の大型船をもつてする三井海運業の遠洋発展は、すでに、前記新造船(いづれも英国製造)の日本廻航の時から始まつた。すなわち明治四十四年春竣工せる四隻の新造船は、当時の慣例を破つて、三井船舶部自身の船長・機関長・船員の手で運航され、砲座・大砲・銃鉄・石炭その他雑貨を満載してイギリスから日本にもち歸られた。これは文字通り日本人による欧州・日本間不定期航海の最初のものであつた。

遠洋航路補助法の実施は、三井物産貿易貨物の著増という充分な裏付けをもつ三井海運業の海外就航を一層有利ならしめるに至つた。大正元年九月、劔山丸の往航北海道―サンフランシスコ木材輸出、復航ポートランド小麦輸入を端初

として開始された北米（太平洋岸）航路は、以後、萬田山丸、金華山丸、天拜山丸によつて充實強化され、また、大正二年七月、萬田山丸は北海道木材をスエズ經由ダンカーク・アントワープに輸送し、日本・歐洲航路に先鞭をつけた。更に濠州方面においても明治四十一年釧山丸が北海道木材及び硫黄を積載して發展の基礎をうち立てた。

三井船舶部の取扱貨物量は次の如く年をおつて増大した。<sup>(註2)</sup>

明治三六～三九年	平均一ヶ年当り	約 一五〇万屯
明治四〇～四四年	〃	〃 二五〇万屯
大正元年～三年	〃	〃 三〇〇万屯

もとより、かゝる龐大な輸送量を三井船舶部所有船腹のみで取扱うことは不可能であつたから、依然、大量の定期備船及び臨時備船が必要であつた。当時、取扱輸送量は、ほど自社船二五乃至三〇%、定期備船二五%、臨時備船四五%乃至五〇%の割合で運送されていたといわれる。<sup>(註3)</sup>けれども、自社船々腹を新造・購入によつて充實し、それを中心に着々と遠洋分野の開発につとめたことが、なんといつても、三井海運業に将来の大をなさしめた基礎である。

<sup>(註1)</sup> 「三井物産五十年史」よりの引用文として「三井コンツェルン読本」二三九―二四〇頁に所載のものを再引用す。「三井物産五十年史」なるものは原稿のまま未発表である。

<sup>(註2・3)</sup> 三井物産株式会社：「三井船舶部之沿革」一七頁。

## (2) 第一次大戦中の發展

第一次世界大戦が日本海運業、なかんづく、社外船發達史上最も劃期的な發展契機であつたことは明白である。有力貿易商社の兼営海運業の發展、一般社外船主の貨船主義經營から自營運航主義經營への推移等注目すべき幾多の展開は、

実に、この戦争に伴う異常にして尤大な海運需要の存在・継続を根底としたものであつた。

もつとも、戦争全期を通ずる一般的海運景気の中にも、短期的な変動・起伏のあつたことを看過してはならない。そして、突発的・一時的な好況の中断とその直後の反動的上昇の絶えざる連続が、却つて、海運界に刺戟を与え殊に社外船活動を活気づけていたとも言ふことができよう。

大戦の勃発・日本参戦による軍用船徴発が運賃及び傭船料を急騰させ、戦時相場の端初をつくつたが、この一時的な好況は程なく収束した。戦争開始に伴う信用制度の瓦解・為替取組の困難が日本の対外貿易を縮小させ、戦前における荷動不振・船腹過剰の傾向を一層強めたからである。短期間で解除された徴用船の市場復帰やエムデン号に象徴されるドイツ東洋艦隊の通商輸送破壊作戦による航海危険が加わつて、大正三年秋から翌年一月頃まで、日本海運市況は沈滞を余儀なくされた。(註1)

開戦当初の混乱がおさまり戦時輸送が盛んになるにつれて日本海運業は、大正四年春から、いよいよ、本格的戦時景気に包まれるようになった。けれども大正五年末突如としてドイツの講和提案がなされるや、海運界は極度に狼狽し、六年二月のドイツ潜航艇の無差別攻撃宣言に基くアメリカ参戦(三月)まで市況は混乱・沈滞状態をつづけた。アメリカの参戦によつて異常に急騰した運賃・傭船料を抑制し所要船腹量を確保する必要から六年九月「戦時船舶管理令」が施行されるや、市況は三度急落した。本法令が一般の予想した程厳格に実施されず、世界船腹需要がいよいよ増大して大正七年初頭対米船舶提供(約一五万重量屯)さえ行われ、それだけ本邦船腹が不足したため、運賃・傭船料・船価いずれも暴騰するに至り、同年八月シベリヤ出兵に伴う軍用船徴発はこの傾向に拍車をかけた。

大正七年十一月休戦条約が成立して海運市況が急転落下し始めたときにおいても、翌年からヨーロッパ向けの食糧・復興資材の輸送激増して、五、六月頃から最後の活況期に入つたのである。こうした短期的変動を繰返えしながら、全体的に、戦時好況を持続した海運界が、戦後の永続的不況期へ決定的に転移したのは、大正八年末以降とみることができよう。

戦時中及び戦後における社外船の地位の向上については、次の官製文書からもうかがうことができる。



## 社外船の系譜

「開戦前ニ於テハ本邦不定期船ハ其ノ船令ノ古キコトニ於テ活動範圍ノ極メテ狭少ナルコトニ於テ將又事業ノ基礎薄弱ナルコトニ於テ到底定期船ト比較スヘカラサル劣勢ノ地位ニ在リタルカ開戦以來外國船撤退シ船舶ノ需要急テ告クルニ乘シ着々其ノ地歩ヲ開拓シ本邦海運界ニ於テ重キヲ為スニ至リタルノミナラス之ヲ世界海運ノ上ヨリ見ルモ其ノ活動ハ蓋シ一勢力タルヲ失ハス休戦条約成立後經濟界混乱ノ影響ヲ受ケ活動稍衰ヘ其ノ地位ノ維持ニ付多少ノ難色アリト雖之ヲ戦前ノ狀況ニ対比スルトキハ尚其ノ發展ノ極メテ顯著ニシテ殆ント面目ヲ一新セルモノアルヲ認ムルコトヲ得ヘシ」と。<sup>(註)</sup>

日露戦争以後、遠洋不定期船経営に重点を移して独自の發展をなしつつあつた三井海運業が、前記「社外船」發達の先頭に立つて活躍したのはもとより自明である。三井物産の輸出・輸入・外地相互間貿易業務に附随して営まれた三井海運業が、戦時貿易の拡大に伴つて、ますますその活動分野をひろげ大規模の貨物運送を展開することができたのは当然であるが、こうした三井海運活動の特色は、戦争開始当初の海運不況期においてさえ、一般海運業の沈滞をよそに、独自の發展を可能ならしめていたのである。なるほど戦争勃発による三井物産貿易業の一時的減退は、三井海運活動の上にも悪影響をもたらしたのであるろうことを否定し得ない。大正三年および四年度における三井船舶部の運搬貨物総量は可成り急減しているばかりか、定期傭船腹量の著減（大正四年には臨時傭船も減少している）は、一応、三井商船隊勢力の沈滞とみることもできる。歐洲船の東洋方面からの撤退は、三井物産の船舶燃料用石炭輸出に打撃を与え、それだけ、三井商船隊は仕事量を喪失した。

しかしながら、減退したとはいえ、三井物産の貿易量は、保有船腹乃至常時的運航船腹に遊休状態を余儀なからしむるようなことはなかつた。輸出炭輸送から排除された自己所有船腹をもつて、新規の輸送分野を開拓せしめ将来の發展への手掛りたらしめたのは、三井海運業にして始めて可能であつたといふことができよう。すなわち、開戦当初の不況期に

あつて、三井船舶部は「社船——いうまでもなく三井物産会社の所有船の意である——引用者）の割高配船、能率發揮<sup>(註3)</sup>」のため、第三国間輸送に進出した。富士山丸・高雄山丸・妙義山丸の三隻をもつて、香港—バンコック方面諸港間航路を営み、同方面の三井物産各支店相互の取扱貨物の輸送に任じた。これは、自己所有船舶による海外各地間就航の最初であり、その後における三井海運業の三国間輸送的發展を予示するものであつた。

開戦当初の諸混乱がおさまり、連合諸国に対する軍需・民需物資の供給が盛んとなるにつれて、三井物産の世界的貿易網はいよいよ、その真価を發揮した。物産会社貿易の大發展によつて造り出された巨大な運送需要は、三井商船隊に驚くべき飛躍を可能ならしめた。大戦中における日本海運全体乃至「社外船」の顕著な遠洋的進出の中にあつても、三井海運業の發展は一際偉大であつた。

先ず、第一次大戦時において、三井物産船舶部がどれほどの勢力—船腹量を所有、運営したか、換言すれば、三井海運業の戦時中における経営規模乃至生産手段の状況を一、二資料によつてうかがうことにする。

第一指標 大正五、六年頃における平均的取扱船腹量<sup>(註4)</sup>

自 社 船	約 一〇万重量屯
定 期 備 船	約 三三万重量屯
臨 時 備 船	約 八五万重量屯
合 計	約 一二八万重量屯

第二指標 大正七年四月中旬における自社船及び定期備船配船状況(第一表参照)

注 本 報 刊 載 船 隻 名 稱 及 航 路 等 類 詳 細 詳 見 本 報 附 刊 之 航 路 表

船名	期 日		出 港 時	航 路	今 航		次 航		備 考
	月	日			據 地	據 地	據 地	據 地	
蓬萊丸無線 (8,825)	3	12	pm	神 戶 瑞	沙 府 大連	大 連 新 嘉 坡	(沙府船)		
金剛丸無線 (8,195)	3	11	7pm	函 館 函 館	大 連 沙 府	沙 府 內 地	(沙府船) for 沙府		
天祥丸無線 (8,180)	4	4	7am	沙 府 瑞	沙 府 橫 濱	未 定	(沙府船)		
金華丸無線 (8,180)	4	9	7am	大 連 瑞	沙 府 橫 濱	大 連 沙 府	(沙府船)		
蓬萊丸無線 (7,285)	3	31	11am	神 戶 瑞	(神 戶 ム テ 定)	期 發 查 中			
万田丸無線 (7,249)	4	10	am	桑 港 瑞	神 戶 桑 港	沙 府 內 地			
雲山丸無線 (6,600)	4	10	10pm	神 戶 瑞	三 池 新 嘉 坡	未 定			
天盛丸無線 (6,225)	4	11	6pm	函 館 瑞	甲 谷 院 桑 港	桑 港 內 地	(甲谷船) via 神戶		
劍山丸無線 (6,176)	4	12	pm	橫 濱 瑞	(神 戶 ム テ 特)	別 檢 査			
生駒丸無線 (5,050)	4	3	pm	三 池 瑞	香 港 桑 港	桑 港 內 地	for 桑港		
三池丸無線 (5,020)	4	7	—	關 實 瑞	關 實 橫 濱	室 蘭 香 港			
健名丸 (4,882)	4	2	am	西 貢 瑞	西 貢 神 戶	(特別 檢 査)			
紗山丸 (4,530)	4	11	7pm	神 戶 瑞	神 戶 橫 濱	未 定			
六甲丸 (3,180)	4	1	2pm	三 池 瑞	三 池 新 嘉 坡	西 貢 萬 隆			
高雄丸 (3,055)	4	4	—	三 池 瑞	三 池 新 嘉 坡	西 貢 萬 隆 打 狗			
五洲丸 (2,540)					(名古船 船 務 用)				
富士丸 (2,358)	4	10	3pm	門 司 瑞	三 池 上 海	三 池 上 海			
海天丸 (1,600)					(九 州 伊 勢 灣)	定 航			
海長丸 (1,400)					(九 州 伊 勢 灣)	定 航			
第一次丸 (704)					(九 州 大 阪)	定 航			
第四次丸 (700)						同			
海元丸 (360)					(佐 々 江)	三 池 定 航			
定期船									
神武丸無線 (7,500)	4	9	5pm	仁 川 瑞	New York 仁 川 鎮 南 浦	橫 濱 神 戶	甲 谷 院		
東泰丸 (5,105)	4	25	am	門 司 瑞	三 池 新 嘉 坡	西 貢 桑 港			
大目丸 (4,550)	4	6	4pm	三 池 瑞	門 司 馬 尼 刺	西 貢 橫 濱	for 馬尼刺		
新竹丸 (4,500)	4	2	4am	神 戶 瑞	神 戶 橫 濱	州 Fremantle	香港 上海		
旭丸 (4,100)	4	8	—	ス エ ヌ 瑞	橫 濱 瑞	Port Said 蘇 彝 丹	名 古 屋		
風成丸 (4,000)	4	6	noon	三 池 瑞	三 池 Hongay	Hongay	德 山 港		
東豐丸 (3,600)	4	10	1am	香 港 瑞	Hongay 大 阪	三 池 橫 濱	上 海		
浦安丸 (3,600)	4	11	8am	打 狗 瑞	打 狗 神 戶	三 池 新 嘉 坡			
浦賀丸 (3,560)	4	12	2pm	大 阪 瑞	三 池 香 港	未 定			
天王丸 (3,500)	3	31	—	新 嘉 坡 瑞	關 實 武 彝 丹	三 池 上 海	direct 武彝十三日港運離		
日州丸 (3,500)	4	12	5pm	名 古 屋 瑞	三 池 新 嘉 坡	西 貢 那 新			
多賀丸 (3,300)	4	6	3pm	三 池 瑞	三 池 香 港	Hongay 橫 濱	新 嘉 坡		
第一小樽丸 (3,200)	4	9	8am	門 司 瑞	(摩 島 瑞)	特別 檢 査	若 松 港 口		
崇正丸 (1,950)	4	5	1pm	大 連 瑞	大 連 橫 濱	三 池 上 海			
上宮丸 (1,950)	4	6	6pm	橫 濱 瑞	佐 々 江 橫 濱	佐 々 江 上 海			
平野丸 (1,800)	4	9	3pm	大 連 瑞	大 連 三 池	佐 々 江 橫 濱			
他店定期船									
白鹿丸無線 (11,000)	4	6	9pm	大 連 瑞	大 連 沙 府	未 定	(沙府船)		
榮殿丸無線 (8,462)	4	8	1pm	馬 尼 刺 瑞	馬 尼 刺 沙 府	沙 府 內 地	(沙府船) via 望加錫		
錦葉丸無線 (8,400)	4	9	8am	長 崎 瑞	甲 谷 院 沙 府	沙 府 內 地	(沙府船) for 沙府		
雨海丸無線 (7,970)	3	27	pm	Seattle 瑞	沙 府 橫 濱	神 戶 未 定	(沙府船)		
北海丸無線 (7,200)	3	13	am	函 館 瑞	大 連 沙 府	沙 府 內 地	(沙府船)		
福丸 (6,836)	3	22	pm	Suez 瑞	甲 谷 院 沙 府	未 定	(沙府船)		
明光丸 (5,800)	4	6	pm	大 連 瑞	大 連 沙 府	沙 府 內 地	(沙府船) via 望加錫		
第三吉田丸 (5,800)	4	5	10am	橫 濱 瑞	沙 府 橫 濱	(神 戶 返 船)	(沙府船)		
神羅丸 (6,850)	3	9	2pm	望 加 錫 瑞	大 連 沙 府	沙 府 內 地	(沙府船)		
西海丸 (5,850)	4	2	—	新 嘉 坡 瑞	古 倫 北 宋	北 宋 內 地	(孟買船) for Colombo		
太陽丸 (5,500)	3	20	—	長 崎 瑞	馬 尼 刺 桑 港	桑 港 內 地	(馬尼刺船)		
明海丸 (5,100)	3	21	—	桑 港 瑞	桑 港 橫 濱	神 戶 三 池	新 嘉 坡 (香港船)		
日峰丸 (4,650)	4	5	pm	桑 港 瑞	甲 谷 院 桑 港	桑 港 內 地	(甲谷船)		
日邦丸 (4,050)	4	3	—	新 嘉 坡 瑞	關 實 神 戶	(神 戶 返 船)	(孟買船) for 神戶		
英福丸 (4,600)	4	9	—	馬 尼 刺 瑞	西 貢 神 戶	未 定	(本洋海運船)		
第三小樽丸 (4,070)	4	5	—	Suez 瑞	Suez 孟 買	未 定	(孟買船)		
泰陽丸 (4,000)	4	12	5pm	門 司 瑞	孟 買 門 司	(定期 檢 査)	(孟買船)		
八咫丸 (3,844)	3	20	—		(備 後 入 後 修 繕 中)		未 定		
伏木丸 (3,250)	4	10	am	漢 口 瑞	若 松 漢 口	漢 口 若 松	(漢口船)		
蒼安丸 (1,900)					(總 務 西 貢 港 瑞 高 亞 航)		(香港船)		
竹野丸 (1,800)					(總 務 西 貢 港 瑞 高 亞 航)		(香港船)		
神天丸 (2,000)	4	8	4pm	若 松 瑞	若 松 上 海	未 定	(上海船)		

右両指標、なかんづく、第一指標によつて示される三井商船隊が如何に巨大な勢力であつたかは、いわゆる「社船」たる郵・商両海運会社の戦争直後の船腹量と比較してみれば瞭然となる。すなわち、大正七年末大阪商船会社は所有船約三〇万総屯、備船約一〇万総屯、計約四〇万総屯を保有し、<sup>(註5)</sup>他方、日本郵船会社の大戰直後の保有船腹量は約五七万総屯<sup>(註6)</sup>であつたといわれるから、そのいづれに比較してみても——総屯数と重量屯数との換算差を考え且つ、社船側の客船乃至貨客船保有を考慮する必要があるが——三井の総取扱船腹量は確に巨大なものである。なるほど、三井船舶部の伝統的経営方針たる備船主義と強度に副業的な海運業務の在り方とにより、三井自身の自社船腹は、なお至つて貧弱であるが、単に自己所有船腹量の相対的低位から三井海運業の全的姿態乃至展開ぶりを過少評価してはならぬこと言うまでもあるまい。いわんや、三井船舶部が大戰中に自社船の新造・購入を大規模に行つたこと<sup>(註7)</sup>は事實であり、そのために、三井物産会社造船部・宇野及び玉造船所の新設（大正六年末）が決行され、自社船及び扱船の修繕と経済的優秀船の建造を自らの手でなさんとしたのであるから、三井所有船隊それ自身も、戦時中から戦後にかけて、着々と整備・拡大して行つたことは明白である。事實、自社船運送率<sup>(註8)</sup>は戦前に比し次の如く著しくたかまつている。

大正二年	二〇%
大正三年	二八%
大正七年	三四%
大正八年	三六%

運航船腹のうち大型船は、主として印度・南米・北米方面に配船され、時に、濠洲・アフリカ・ヨーロッパ方面にも就航した、中型船は東洋各地、なかんづく、サイゴン・ジャワ・鴻基方面に向けられていた。大戰を通じて特に顕著な進出をなした大型船による遠洋航海は、戦争初期において、早くも、三井海運発展史上に特筆さるべきいくつかの記録

を樹立していた。大正四年中に行われた二つの航海、すなわち、金剛山丸のパナマ運河經由北米大西洋岸就航と天拜山丸の世界一周不定期航海はその最たるものであった。<sup>(註9)</sup>

三井商船隊の当戦時中運送貨物が著しく社外荷の比重をたかめたとはいえ、依然、主として三井物産外国貿易上の取扱商品中心であつたことは否定されない。すなわち、物産会社の伝統的貿易品たる石炭・印度棉花・台湾砂糖・大洋島燐鉱石・漢陽銑鉄・滿洲大豆および豆粕をはじめ、米棉・米鉄材・濠洲およびハイフォンの鉱石・カルカタ銑鉄・麻袋等の大量貨物が三井船舶部の主要運送対象であつた。この外、更にチリ硝石・石油・木材その他軍需物資や一般民需用雑貨も三井物産各店で多量に取扱われ、こうした物産会社貿易貨物量は自己所有船腹量のみで到底さばき切れるものでなかつた。郵・商の社船定期便や、各店・各部の直接的内外傭船船舶をも利用してやつと運送され得たものであつたから、三井船舶部としては、絶えざる運送需要に恵まれ、四六時中、船腹の獲得と船繰りに忙殺され通しであつた。

三井物産外国貿易が戦時中如何なる程度にまで發展したかの一斑は、次の資料によつても判然とする。

「戦前・戦時中の三井物産貿易高―販売終了高―比較」<sup>(註10)</sup>

	輸 出 (百万円)	輸 入 (百万円)	合 計 (百万円)
戦 前	大正二年下期 大正三年上期 一年間 一六九	一三二	三〇一
戦時中	大正六年下期 大正七年上期 一年間 三五九	二六九	六二八

すなわち、輸出入とも、戦前の二倍以上に増大した。戦時インフレーション・物価騰貴を考えねばならぬとしても、その外国貿易の顕著な急増の事実は認めねばなるまい。こうした三井物産商売の進展は当然に、船舶輸送量をそれだけ増

大させ、それは直接的に三井商船隊の活動を拡大した。かくして三井海運業務は、戦時中巨大な親会社三井物産会社の貿易業務の大発展にはぐくまれて、未曾有の展開を可能ならしめられていたといえることができる。

(註1) 「三井船舶部之沿革」一九頁。

(註2) 逋信省管船局「大戦時代ノ世界海運」(大正二・一〇)

(註3) 「三井船舶部之沿革」一九頁。

(註4) 同右 二三頁。

(註5) 「大阪商船株式会社五十年史」八八頁。

(註6) 「日本郵船株式会社五十年史」二八七頁。

(註7) 第一次世界大戦中及び直後における三井自社船新造は次の如し。括弧内は重量屯数を示す。

大正五年 生駒山丸(五、〇〇二屯)  
 大正六年 三池山丸(五、〇〇二屯)  
 蓬萊山丸(八、八二五屯)  
 大正七年 宝氷山丸(八、八一三屯)  
 三嘉丸(三、八〇〇屯)  
 三天丸(一、八九〇屯)  
 三長丸(一、八八二屯)  
 三正丸(二、二二二屯)  
 三仁丸(三、七九〇屯)  
 大正八年 三弘丸( 九三六屯)  
 大正十年 岩手山丸(八、九八二屯)  
 伊吹山丸(八、九〇三屯)

この外、木造汽船、すなわち、機帆船の大型船、海長丸・海天丸・海正丸・海弘丸・海嘉丸の五隻を建造した。(ちなみに、鉄、鋼製汽船と区別するため、木造汽船には「海」の字を冠した由)

(註8) 「三井船舶部之沿革」附録統計による。

(註9) 同右二〇—二二頁。参考までに天拜山丸の世界一周コースを示せば次の如し。

室蘭——(石炭)——ホルル——(U. S. Steamship Co. Ltd)へ定期貸船——チリ——(鉄鉱)——マゼラン海峡迂回——フィラデル  
 フィアー——(解傭)——(鉄材・棉花)——南アフリカのダーバン經由——日本。

(註10) 三井物産会社業務課・「第一回船積会議要録」(大正七・二) 四頁。

## (二) 経営形態の推移

### (1) 三井海運業における社外荷輸送の発生と成長

第一次大戦中すでに、総運航船腹量の点において、郵船及び商船の両巨大既成会社をしのぐほどの發達を明示した三井海運業は本戦争以後においても、その發展傾向を持續した。異常な戦時海運景氣に乗じて活躍した社外船主の中には、戦争の終結・不況の襲来によつて破産、吸収合併乃至事業の縮少を余儀なからしめられたものも少くない。<sup>(註1)</sup> 三井海運業の場合においても、戦後の輸送実績は低下した。(第二表参照)。けれども、三井物産の世界的外国貿易を基盤とし自社取扱貨物量の一部——しかも大抵は極めて有利な条件下に——の運送に任じた三井海運業は、相対的に極めて好条件に恵まれていた。他の海運企業と比較すれば極めて多量な運航船腹量であるとはいえ、三井物産貿易の龐大性は、なお常に、所要船腹の過少をかこたしめていた。社外船主中抜んでた保有商船隊(約一〇万重量屯)も物産会社としては未だ極めて微々たる船舶供給量でしかなかつた。いわんや、三井船舶部が格安運賃を提示して他の荷主から貨物を漁り廻らなければならぬようなことは一切不必要であつた。

三井物産商売の補助機関として、従つて自社貨物の運送を使命として営まれた三井海運業は、その限りにおいて、殆んど無限の發展地盤を与えられていた。そしてこの運送需要の供給船腹量に対する絶えざる超過こそ、三井海運業その後の發展をもたらした根拠であること自体には何の変わりもない。自己保有船舶を引續いて充実・拡大し、しかも、常に

輸送実績 (明37—大10)

社外船の系譜

船種		定期雇船		臨時雇船	
輸送屯数	%	輸送屯数	%	輸送屯数	%
79,649	5	659,861	39	963,383	56
30,172	2	732,789	50	698,444	48
384,769	22	362,673	21	985,549	57
608,510	25	328,523	13	1,504,189	62
602,284	26	299,877	13	1,448,893	61
625,597	25	409,737	17	1,434,770	58
571,722	22	617,135	23	1,452,028	55
477,442	16	876,433	30	1,562,708	54
689,057	20	1,299,347	37	1,488,798	43
757,293	20	1,698,931	44	1,361,948	36
866,418	28	799,151	26	1,436,150	46
861,977	34	706,139	28	946,610	38
983,970	31	1,406,940	44	813,783	25
958,016	28	1,553,344	45	947,019	27
870,136	34	699,807	27	995,396	39
964,612	36	703,654	26	1,022,931	38
877,207	31	672,128	24	1,243,327	45
905,111	33	153,453	6	1,717,695	61

表]ヲ若干配列替エシタモノデアル。

有利な配船・運航をなし得たのは、一に三井物産会社の船舶部なるが故であつた。しかも、三井船舶部の機敏極まる商才は、大正七年十一月の休戦条約締結から翌年春にかけての海運不況をいちはやく予見して、戦時中の龐大な備船を整理し、僅々、十四、五隻六万屯程度の Charter Boat に縮少していった。<sup>(註3)</sup> 六万屯の備船とはいへ、仮りに当時の備船料値下り二十円——すなわち、三十二、三円から十二、三円へ——は、一ヶ月に一二〇万円、半年間に七二〇万円の損失を意味し、それ自体「決シテ僅少ナル損失トハ言ヒ得ナイ」<sup>(註4)</sup> 処であるが、過去における多量の備船（前述参照）がそのままであつた時の損害を考えれば、けだし、「比較的軽イ損害」でしかなかつたこと明白である。

海運市況の変動に対応する適切な配慮によつて、戦後における自らの海運業経営を合理化しつつあつた三井船舶部は、第一次大戦争中における外形上の大発達以上に内容的により重視すべき質的発展を当戦争直後から展開した。三井海運業の経営形態乃至その實際担当部門たる船舶部の性格に、まさに、劃期的な変化を生ぜしむる決定を下した小田柿三井物産取締役の言葉をもつてすれば、「物産会社ノ一機関」なかんづく、「社内ノ荷物ノ取扱即チ会社ノ商売機関」たることから「三井ノ一ノ事業」たらしめんとする方向、われわれの表現に



## 三井物産船舶部

第二表

年代	取扱貨物数量				合計数量
	石炭		雜貨		
	屯数	%	屯数	%	
明治37年	1,316,438	77	386,445	23	1,702,893
38年	1,188,793	81	272,612	19	1,461,405
39年	1,382,351	80	350,640	20	1,732,991
40年	1,860,059	76	581,163	24	2,441,222
41年	1,944,886	83	406,168	17	2,351,054
42年	1,951,382	79	518,722	21	2,470,104
43年	2,179,795	83	461,090	17	2,640,885
44年	2,325,718	80	590,865	20	2,916,583
大正元年	2,847,643	82	629,559	18	3,477,202
2年	3,024,251	79	793,921	21	3,818,172
3年	2,488,632	80	613,087	20	3,101,719
4年	1,933,378	77	581,348	23	2,514,726
5年	2,396,593	74	808,100	26	3,204,693
6年	2,286,424	66	1,171,955	34	3,458,379
7年	1,625,883	63	939,456	37	2,565,339
8年	1,536,626	57	1,154,571	43	2,691,197
9年	1,897,093	68	895,569	32	2,792,662
10年	1,909,425	69	866,834	31	2,776,259

- 1) 「三井船舶部之沿革」附録統計「当部運搬貨物数量年別」  
2) 雜貨トハ石炭以外ノ貨物ヲ指示スル。

よれば「自己運送から他人運送へ」の経営形態の推移」とりわけ、「半他人運送化」方針の確立と  
いうのがそれである。

すでに屢説せる如く、海運業全体乃至「社外船」事業一般は、自己運送経営形態から他人運送経営形態へと必然的に發達して來つたのであるが、三井物産船舶部の業務経営形態もまた、その例外ではなかつたのである。なるほど「社船」に比してはもとより、「社外船」一部のものと比較しても、三井海運業の自己運送から他人運送への推移は、より遅れていたとも言ふことができる。それは、

主として、三井財閥乃至三井物産会社の経済・貿易支配力が並はづれて強大であり、通常ならば、優に独立企業形態の成立を可能ならしむる筈の保有乃至運航船腹量も、その實際海運活動も大三井物産貿易量の前には、未だ微々たるものでしかないという三井海運業の特殊事情に由因したものである。そして、この基本的特殊性格は、以下述べる如き半他人運送的展開の決定と漸次的他人運送性の濃化にもかかわらず窮極的には第二次世界大戦以前まで存続しつづけた。けれども、そうでありつつ、三井海運業が海運業一般の必然的推移過程を自らのうちに體現したことも事実であつて、そこにこそ、われわれは尽きせぬ研究興味を覚える。

三井海運業が、本来的使命たる社内荷の石炭及び貿易雜貨の外に、他人貨物を取扱うようになったのは何時頃からであり、また、第一次大戦中及び戦争以前における社内荷と社外荷の運送比率が如何ほどであつたかについて、確定的に論証し得る資料は残存しない。一説には三井物産東京本店内に「船舶課」を設立した時（明治三十一年五月十四日）以来、社外貨物の運送に手を染めるに至つた（註5）とされ、また、「船舶部」の創設（明治三十六年四月二十九日）以後、独立の部勘定をもち、社内荷に対しても實際上運賃の取得をなし、事実上において一般海運企業と同様の業務内容をもつに至つたのであり、その時には、すでに、若干の他人貨物取扱・社外からの運賃取得の存したことはほぼ確實であろうと教えてくれる人（元三井船舶部勤務の方々）もある。（註6）佐波教授は、右の「船舶課」成立以降、三井海運業が「一般海運業務（他人運送）にも進出」したことを認めつつも、「船舶部」設置の目的から、日露戦争前後の三井物産船舶部が本来的に自己運送形態を主としていたことを述べられた後、明治四十一年、同部の台湾航路の開設に併う社外貨物の積取、すなわち、他人運送形態の發展を重視しておられる。（註7）

上來、私は三井海運業の發展、なにかんづく、第一次大戦時における飛躍が、一に、三井物産貿易業務の大發達を基盤とし、いわゆる社内荷の積取・輸送が、ほとんど三井海運業の本来的あり方であつたことを強調するの余り、この間に於ける他人運送的展開を些か過少評価せしむる印象を与えたかもしれぬ。けれども、これは、あくまで基本的・原則的な三井海運業の本質を述べたものであつて、もちろん、三井船舶部の社外貨物積取・運賃取得乃至貸船による備船料取得の事実を否定せんとするものでない。しかして、私は第一次大戦最終年（大正七年）における運搬社内外貨物比率における社外荷割合の予想外の大發展の事実と、これに基いて翌年秋船舶部の使命に一大轉換をもたらし、決定的に、他人運送より正確には半他人運送——的性確へ脱皮・移行せしむるに至つた極めて重大な物産会社の方針轉換の事実とを

最も重大視して、三井海運業における自己運送経営形態から他人運送経営形態への劃期的推移期は第一次大戦末期乃至最後なりと主張するのであるが、もとより、大正七年度における三井物産船舶部の社内外貨物運送割合がほぼ半々に達していたということ自体、同年度に始めて他人運送的發展が行われたことを意味せず、それ以前における徐々たる展開過程のうちに達成されたものであること言うまでもなからう。(これについては別の機会に述べたい)

(註1) 泡沫的海運会社が整理され、倒産したばかりでなく、いわゆる社船グループの一員たりし「東洋汽船会社」さえ戦後の不況と激化せる競争に堪え得ずして、基幹的營業部門たる定期船事業は日本郵船会社に吸収合併される運命を余儀なくされた。(合併正式調印は大正十五年二月)

(註2) 大正七年十一月三井物産会社業務課主催の「第一回船積會議」記録「第一回船積會議要録」に徴しても、三井船舶部は、一面会社商売のバックアップのため犠牲的安運賃を提供したこともあるが、しばしば、有利な高率運賃をむさぼつたこと明白で、これに対して荷主側の立場にある物産各部・店の非難は手厳しい。たとえば、本社業務課長赤羽氏は、

「……一体ニ船舶部運賃ハ他ニ比シ高率ナリトノ苦情ヲ聞ク船舶部カ補助機關タル以上ハ出来ル丈ケ社内ニハ安運賃ヲ提供セサル可ラス」ときめつけ、小樽支店西浦氏は「現ニ当店引合ノ場合ニ船舶部運賃カ他ニ比シ高率ナリシ事屢マナリ故ニ当店ニテハ栗林犬上等ノ船腹ヲ利用シ来レリ」と述べ、名古屋支店三宅氏もまた、「船舶部ヲ通シテ社外船ヲ傭船セントスル場合ニ従来ノ処ニテハ運賃率ハ同一ナルモ船舶部口銭ノ關係上船舶部ヲ通スル時ニハ口銭丈ケ高クナル都合トナル事屢ミナリ何レトカ方法無キモノニヤ」と攻撃している。同要録六二一六三頁。

(註3・4) 三井物産株式会社船舶部「第一回船舶部打合會議々事録」二頁。

(註5) 例えば、増尾信之「三井船本」二二四頁には次の如く述べられている。

「当社々船は当初石炭の運搬を主としたが、時勢の変遷と社運の發展によつて漸次業務の進展を見、一般海運業を営むこととなり三十年本店に船舶課を設けた。」と。もつとも、明治三十年船舶課設立云々は事実でない。むしろ、明治二十九年十一月三十日三井物産合資会社定款中に營業目的として「海運業」を追加したことが、形式的に、より重大な意味をもつものであろう。かゝる營業項目を加えたがために、翌明治三十年九月八日「船舶掛」——日清戦争に基く上海支店(海運業務の主務店)の一時閉鎖により明治二十七年十月、東京本店内に設けられた「臨時船舶掛」の後身——を設置、翌三十一年五月十四日これを「船舶課」に改称したものである。

(註6・7) 佐波教授は船舶部設立の目的が「当会社の海運業を統轄し、其主管船舶を以て、当会社取扱商品輸送の任に当り、商売の成立發展を助長する」にあつたが故に、当時の船舶部海運業務経営は未だ、原則的には、自己運送形態であつたとされる。「海運理論体系」一一八頁参照。

「三井船舶部之沿革」三四頁に記される「船舶部創設と共に、運賃引合備船取極、並に、船線等、一般船舶商内事務は、本部内に於て取扱」なる文章中における「運賃引合」も、主として社内各部課・支店との間の運賃引合であつたこと言うまでもない。物産の貿易業發達に伴い、石炭輸送から一般雜貨の積取に手を染めるに至れば船舶經濟採算上どうしても他人貨物の取扱をなさざるを得ない場合と事情もあつたが、それはあくまで、臨時的・附随的な仕事であり、船舶部設立以前において、その海運業經營形態は、自己運送を支配的としていたことは明白であろう。

(註8) 前掲「第一回船舶部打合會議々事録」三七頁。

## (2) 大戦末期における他人運送的發展

形式上は、明治二十九年末に「海運業」を会社定款に規定した時から、一般他人貨物の運送を始め得た筈であつたが、もとより、それは、上記三井海運業の本来的使命たる社内荷運送の合間乃至補充として、すなわち、第二義的のみにされるにすぎなかつた。時代の経過と共に、他人貨物、すなわち、社外荷運送比率が増大して行つたとしても、三井船舶部が三井物産会社の一部門たる限り、社内荷の運送は、ひつきよう、常に社外荷積取に優先するものであつた。第一次大戦中の大船腹量に比すれば、大巾の縮減となつたとはいへ、戦争翌年、大正八年十月現在、

社	船	三二隻	一二九、五一八重量屯
雇	船	二〇隻	一七四、七一一重量屯
合	計	五二隻	三〇四、二二九重量屯 <sup>(註)</sup>

を擁した三井船舶部が、實際上、郵・商両汽船会社に比肩しうる一大海運企業的勢力であつた時においてさえ、しかも、社内荷と社外荷の積取比率もほと相拮抗するほどになつていたにもかかわらず、同部はあくまで、三井物産商売の補助機関であり、他の諸貿易部門に従属する地位を強制されていた。

しかしながら、すでに、右の如き多量の所有乃至運航船腹をもつて、社内荷とほと等量の社外貨物を現実に積取運送

するに至つて、徒らに、自己運送の枠を堅持し、それにこだわつては船舶部業務の発展は不可能となつた。大正七年四月、船舶部は内部組織の改正、すなわち、従来、石炭、雑貨等荷物の種類によつて各掛を置いていたのを、近海、東洋、遠洋等航路に基いて分ち、<sup>(註2)</sup>専門の船会社の組織に一步近づいたが、更に、戦後の海運界の変動に対処するために今までの制約をより軽くし、より明確な方針をうち立てる必要に迫られるに至つた。

こうした情況下に三井物産は着目すべき二つの船舶関係の会議を開いた。一つは大正七年十一月二十六日——二十九日の三井物産会社本店業務課主催の「第一回船積会議」、今一つは翌大正八年十月六日——十一日の船舶部主催「第一回船舶部打合会議」である。

佐波教授は後者の「第一回船舶部打合会議々事録」一部を抜萃引用し同会議の「自己運送から他人運送への発展」過程において占める重要な歴史的意義を適確に論評しておられ、特に、それを貿易業者としての三井物産本社側と海運業者としての三井船舶部との矛盾的对立のあらわれ及びその妥協という立場から興味深く追及しておられる。<sup>(註3)</sup>たまたま、私は、同議事録の外にその前年十一月開催の三井物産会社業務課主催の「第一回船積会議要録」を入手し、両者対照して考察するを得たので、ここに、相互の関連と、「第一回船積会議」から「第一回船舶部打合会」に至る発展を、些かより深く考究してみた。

前者、すなわち、「第一回船積会議」は、いわば、貿易業者⇨荷主としての対策協議が目的であり、船舶部（渡辺諏訪松氏）は、「ツキ役」乃至被告的立場から会議に参加した。親会社或は最大の顧客（荷主）たる三井物産本社各部および各支店は、自己の貿易業務の発展に奉仕・補助すべき船舶部在り方を強調し、船舶部は迎合的態度をもつてひたすらその意に沿うべく努力することを誓約している。しかるに、翌年の「第一回船舶部打合会議」は、海運業者としての船舶部の方針説明会であると共に、将来の海運業務推進に関する基本的態度の打合会議であつた。文字通り船舶部（川村貞二郎部長以下）は『シテ役』を演じ、なお多分に、荷主⇨三井物産本社側の同調・協力乃至了解を求めんとする空気も

濃厚であつた<sup>(註4)</sup>とはいへ、前年の会議に比較すれば、可成り強く、自らの海運業者の立場の發展・貫徹を図らんとするものであつた。しかも、最も重要視すべきは、両會議に出席し適宜の決裁をなした小田柿取締役——當時の貿易及び海運業務の担当重役——が、特に、船舶部乃至三井海運業の發展に深甚な理解と指導的發言を行い、「第一回船舶部打合會議」席上、においてむしろ、船舶部側の遠慮深さと消極的態度を飛びこえて、三井海運業の半他人運送的展開と「事業」的成長を希望し且つ決定したことである。

当時における三井物産会社取締役の地位と権限は絶対的威力をもち、到底今日の株式会社重役のその如きものではなかつた。たとえ、一取締役の希望・理想の表明として非公開に發表されたものであつても、それは対内的に、取締役會決議乃至決裁とほとんど同様の効果をもつ。しかも、取締役の發言あるや、それは部課長以下に抗弁する余地をも与えない。六日間に亘つて開かれた「第一回船舶部打合會議」での個別的討議、なかんずく、「船舶部ニ対スル各店ノ意見並ニ希望」を議題とした場合に、物産本社各部・各店から忌憚ない見解も出され、船舶部本位のもの考え方・行き方に、注意とブレーキを課さんとした動きもあつたが、それにしても、同會議初日の「小田柿取締役告辞」があつた後だけに前年度の船積會議における如き荷主的立場優先主義は影をひそめていること明白に看取される。

以下、先ず、大正七年「第一回船積會議」の様相を、次いで翌年の「第一回船舶部打合會議」の重要決定をうかがうことにする。

(註1) 「第一回船舶部打合會議々事録」一五頁。

(註2) 大正七年四月の船舶部組織改正をそれまでの組織と関連して示せば、次の如くである。

改正前  
部 長  
改正後  
部 長

社外船の系譜

部長代理	副部長
秘書	参事
総務掛	総務掛
石炭運賃掛	近東洋海掛
雜貨運賃掛	遠洋掛
庶務掛	統務掛
出納掛	出納掛
社船掛	社船監督掛
勘定掛	勘定掛

(註3) 「海運理論体系」二九四—三〇〇頁参照。

(註4) 佐渡教授は次のように述べておられる。

「いまこれを「自己運送から他人運送へ」と云う大きな発展において考えるとき、半他人運送業的形態は貿易業者としての三井物産本社にとっては消極的方向を、運送業者としての三井物産船舶部にとっては積極的方向をとるものである。したがって、物産本社と同船舶部とはこの時期において当然矛盾する方向をとつた。そこで、思うに、この時期において船舶部打合会議が開催されたと云うことは極めて歴史的な意味をもつものであつて、つまり、こうした矛盾する二つの立場または利害を何んとかして妥協調整しようとするのがこの会議の目的であつた。」同上書 二九五頁。

(イ) 第一回船積会議

船積会議の目的は主催者三井物産本社業務課長赤羽氏開会挨拶に云う如く、第一次大戦中「商売ノ成否ハ一ニ係リテ船腹ノ獲得如何ニアル<sup>(註1)</sup>」と言われる程、貿易業務遂行上最重大問題となつた船腹引合その他の船積事務を、諸種の角度

から討議し、大会社たる三井物産の統一的行動を囿らんとせるもので、たまたま、大正七年十一月十一日休戦という突発的の事件が起り會議の重要性は一層強まつた。<sup>(註2)</sup>赤羽課長は大戦勃發以来の貿易・海運情勢の変遷をのべた後、次の如く結んでいる。

「扱テ前述ノ如キ当社商売進展ノ半面ニハ云フ迄モ無ク船腹引合其ノ他船積事務ノ拡張繁忙ヲ伴ヒ、自然各店当該掛間ニ連絡ヲ計リ打合セテ要スヘキ事項モ多カルヘク殊ニ対船会社トノ關係ニ付テハ当社全般トシテ態度ヲ一ニスルノ必要モアリ旁ト船積關係者會議開催ノ要アルコトハ夙ニ之ヲ認メ居リシモ機熟セズ遂ニ今日ニ及ヒタル次第ナルカ近時社外船ノ勃興ニ伴ヒ之ニ對スルノ態度ヲ決シ同時ニ郵船及ヒ船舶部トノ關係ニ付テモ充分研究ヲ要スルモノアリ、偶々抛天覆地ノ欧州大戦休戦ノ成ルアリ今後ハ愈々真劍ニ外国ト商權拡張ヲ争ハサルヘカラサル重大時期ニ際シ將來ノ計ヲ議スルハ決シテ徒爾ナラスト信ス諸氏夫レ無腹藏意見ノ存スル処ヲ吐露セラレ本會開催ノ主旨ヲ完カラシメラル、様切望ニ不堪ル次第ナリ」と、<sup>(註3)</sup>

それ故、同會議々題は極めて多種多方面に亙つてゐるが、なかならず、大荷主としての海運業務に対する関心は、第一議題：「日郵大商等ノ協定航路ニ於ケル社外船々腹引合ノ事」、第二議題：「社外船々腹引合統一ノ事」、第三議題：「対日郵大商運賃引合統一ノ事」にむしろ重点がおかれ、「当社ト船舶部トノ關係」は第四議題として従属的にとりあげられたように思われる。三井物産会社が巨大な財閥商社として一層の發展を期するために、日本郵船や大阪商船等永年關係ある船会社と円満な關係を保ちつつ、一面、低運賃をかゝげて發展しはじめた社外船を如何に利用するかが、当然に、当時の中心問題であつたからである。そして、小田柿取締役が「当社ノ如キ大会社ノ立場ヨリスル時ハ矢張り、最大ノ船会社ト特別關係ヲ保ツ事大勢上有利ナリト信スルヲ以テ只今課長ノ御話ノ通りニスルヲ以テ可ナリ」と<sup>(註4)</sup>「裁決」せる方針、すなわち、



## 社外船の系譜

「Conti.」ハ現在ノ所其ノ根柢極メテ鞏固ニシテ其ノ勢力強大ナルヲ以テ社外船ノ之ト對抗スル事ハ不可能ト見ルヘク仮令安運賃ヲ以テ協定航路ニ割込ミヲ試ムルトシテモ結局一二航海ヲ以テ終ル事トナルヘキヲ以テ当社トシテハ戦後社外船主カ團結シテ Conti.ヲ組織シ現在ノ Conti.ニ對抗スル事トナリタル時ハ又其時ノ相談トシ現在ニ於テハ Conti.ヲ尊重スル事トシ唯各個ノ場合ニ於テ社外船割安運賃ノ提供アリタル時ハ Conti.ニ掛合ヒ引下ヲ要求シ又ハ相当ノ条件ヲ容レシムル等ノ事トスル云々<sup>(註5)</sup>

は、第二次大戦後における欧州航路同盟と三井船舶株式会社との争いとも関連して頗る興味ある三井物産の態度である。けれども、ここでは、主題たる三井海運業経営形態の発展、或は、三井物産船舶部の本来的機能乃至使命に関する「三井物産と船舶部との関係」なる第四議題の討議内容に限って考察をすすめる。

「船舶部ノ当社ニ於ケル地位即チ船舶部ハ当社一般商売ノ補助機關タル職能ヲ以テ生シタルモノナリヤ又ハ夫レ自身固有ノ目的ヲ以テ設立セラレタルモノナリヤニ付テハ從來種々ノ機会ニ於テ問題トナリタルガ如ク聞ケリ吾人ハ今更歎々スル迄モ無ク船舶部カ物産会社ノ一部トシテ存在シ而カモ船舶其モノ、使命カ本来既ニ貿易ノ助長ニアル以上先ツ以テ当社々内商売ノ助成ニ尽力シ全力ヲ以テ対外(内の誤りか?——引用者)引合ニ応スヘキモノナル事ヲ確信スル所ナリ 今ヤ曠古ノ戦乱モ終熄シ戦争ニヨリ異常ノ進展ヲ示シタル本邦海運界ハ愈真剣ノ競争場裡ニ立タサル可ラサル運命ニアリテ自然向後社船、社外船ノ活動括目シテ見ル可キモノアル可シ 此秋ニ当リ我船舶部ニ於テモ大ニ陣容ヲ新タニシ社内各売買掛ト歩調ヲ一ニシ当社ノ商勢ノ進展ニ協力セラレン事希望シテ已マサル所ナリ云々<sup>(註6)</sup>

右は第四議題「当社ト船舶部トノ関係」の出題者たる本店業務課の提案理由の説明である。もつて、船舶部の本質的機能乃至使命に関する論議はこの時以前にも行われていたこと、しかも荷主すなわち貿易業者としての三井物産側の意図はあくまで船舶部を社内商売の補助機関として存続せしめようとするにあつたこと明白である。しかして、本会議席上、物産側は船舶部が大体において各部・各支店の貿易業務の遂行・発転に寄与し円満な関係をもちつつあることに一

応満足しつつも、なお、一層の協力と改善について、それぞれの利害に立脚しつつ、無遠慮な希望や要求が出された。たとえば、

営業部（山本栄夫）：「船舶部ノ態度ハ石炭ニノミ重キヲ置ク傾向アルカ如クナレ共雜貨等ニモ力ヲ及ホサレテハ如何希望ニ

堪ヘス」<sup>(註7)</sup>

名古屋支店（三宅貞藏）：「現在ニ於テハ円満ナル關係ニアリ唯差当リノ希望トシテハ船舶部ニテ甲谷他等ニ配船セル郵船委

托船へ名古屋ヨリ積荷ノ場合ニ積替諸掛ヲ別ニ要求セラル、ニ対シ郵船ハ之ヲ要求セサルヲ以テ貴部提供ノ安運賃モ反テ高

イモノトナル事故ニ船舶部ヨリ shipping order ヲ出サル、事ヲ希望ス」<sup>(註8)</sup>

穀肥部（中沢尚次郎）：「……運賃ノ先行見込等ハ船舶經濟ノミヲ根拠トセス即チ例ヘバ自己備船ノ高率ナル為メ掛引ヲスル

様ナル事無ク公平ナル報告ヲセラレン事ヲ望ム」<sup>(註9)</sup>

なかんづく、一、二支店から船舶部は外部船会社より高い運賃をとつてゐるとの苦情が出るや、本社業務課長は「船舶部の補助機関タル以上ハ出来ル丈ケ社内ニハ安運賃ヲ提供セサル可ラズ」<sup>(註10)</sup>とときめつけたこと前記した如くであり、これに対して、船舶部は次の如く自己の方針と希望を表明している。

「安運賃ノ船アル時ハ之ヲ船舶部ニ照会シ船舶部運賃ト比較ノ上船舶部ニテ備船料等ノ關係上右運賃迄引下困難ニシテ之ヲ他方ニ廻ス方有利ナル時ハ安運賃ノ社外船腹ヲ利用セラル、事トスル様ニセハ会社全体ノ利益ナリト信ス

従来当部トシテハ安運賃ニ非レハ商売ノ成立不可能ナリト云フカ如キ特殊ノ場合ハ多少犠牲ヲ払ヒテモ運賃ヲ安くシツ、アリ

然レ共運賃ヲ多少高く払フモ利益アル場合ニハ当部ニモ多少ノ利益ヲ均霑セシメラレ度シ云々」<sup>(註11)</sup>

事実また、船舶部に対して船腹取極しておきながら、後刻商談不成立により無償解約して船舶部に多大の迷惑と損失をかけるが如き事例も決して少なからず、船舶部渡辺氏が、敢えて、「社内ナレバコンスカル我儘モ云ワルレ共社外ノ船

腹ニ付テハスル勝手ハ出来ザルベシ<sup>(註12)</sup>と反撃するほどであつた。こうした自らの方にも非難さるべき「我儘」行為がありながら、三井物産としては、依然あくまで、船舶部は自己の貿易業務の補助機関であり、自らに奉仕すべきものであるとの基本的観念を固執していた。それは、前記、船舶部内部組織の改正についてさえ、物産会社貿易に不利益となるのではないかという点から批判している態度からも読みとれる。すなわち、三井物産本店赤羽業務課長は、

「船舶部ノ今回ノ掛組織改正ニヨル各店ノ受ケタル影響如何、即チ従来石炭雜貨等荷物ノ種類ニヨリ department ヲ分チシテ今回近海、遠洋等航路ニヨリ分ツニ至リシ事ハ専門ノ船会社ナラサル当社船舶部トシテハ船ヲ今回ハ近海ニ次回ハ遠洋ニ差廻ス必要モ生スヘキヲ以テ寧ロ従前ノ方便利ナナラスマト思ハル、之ハ机上ノ議論ニ過キササルヘキモ実地ニ当ラル、諸君ノ御意見如何<sup>(註14)</sup>」

と発言し、暗に、三井物産附属の船舶部が一般海運会社流の組織をとることを非難しているようである。問題提起者の予想に反して、今回の改正がむしろ実務的に便宜なり<sup>(註14)</sup>という発言があり、小田柿取締役の鶴の一声「……兎ニ角改正セラレタル事ナレバ此ノ組織ニヨリ努力スベシ<sup>(註15)</sup>」との裁決が下つて、本問題はそれ以上むし返えされなかつたけれど、ここにも、三井物産貿易本位に船舶部の組織及び機能を律しようとする態度がうかがえて、はなはだ興味ある点である。

本議題討議に当り、船舶部側は、終始「当部トシテハ氣ノ附カサル事モ多カルベケレハ今後ハ各店御遠慮ナク総テノ事ヲ通知セラレ度シ<sup>(註16)</sup>」と、極めて、神妙且つ控え目の態度をとり、自らも三井物産商売の補助機関として一層の努力を尽すべしと発言している。本「船積会議」は、三井物産業務課主催の、いわゆる物産側会議であり、船舶部からは渡辺諏訪松氏（大正七年四月一日当時雜貨運賃掛主任、組織改正後遠洋掛主任）一名が出席したに過ぎなかつた。会議の性

質上、当然に、三井物産貿易業務乃至荷主としての立場が中心となり、船舶部側が従たる地位におかれたのは明かである。海運業務の貿易業務への奉任乃至従属を当然と考えている三井物産本社各部及び各店は、船舶部に一層の協力と奉仕を要求し、本来的な「補助機関」たるべき同部の使命・職能を強調した。三井物産船舶部の物産貨物以外の積取輸送についてはほとんど何等の言及もなく、従つて、船舶部の半他人運送化それ自体を非難してはいないけれど、かゝる海運業務の「商売ノ補助」性を強く要望・主張せる物産会社が、原則として、三井海運業の（半）他人運送的展開を希望せず、それを制限せんとする立場にあつたろうことは推測に難くないところである。

次項「第一回船舶部打合会議」において、自ら、三井海運業の半他人運送的展開乃至船舶部の事業的發展を述べた小田柿取締役も、本「船積會議」では、未だ、次の如き見解を發表しているにすぎなかつた。

「船舶部ニ対シテハ從來屢々補助機関タル事ヲ忘レ居レリトノ攻撃モアリタレ共又一方ヨリ見レハ各店ノ要求モ過大ナリト云フヲ得ヘシ即チ社船ノ総体ノ屯數ハ約拾壺万屯其ノ輸送力（？）ハ年八十方屯ノモノナルニ当社取扱荷物ハ三百五十万―四百万屯アリ殊ニ石炭運搬ニ大部分ヲ使用セラレ居ル事ナレハ船腹甚タ不足配船ニ不足アルハ止ムヲ得サル処ナリ 尤モ何レ之ヲ増加スル考ナリ」と。  
（註立）

（註1） 三井物産株式会社業務課「第一回船積會議要録」三頁。

（註2） 本會議が十一月十一日休戦によつて性急に召集されたものか、或はそれ以前から予定されていたのか明白でないが、各支店から相当詳細な統計資料その他が提出されていることから推して後者とみる方が妥当であろう。

（註3） 「第一回船積會議要録」五頁。

（註4・5） 同右 四八―九頁。

（註6） 同右 五二―三頁。

（註7） 同 五四頁。

- (註8) 同 五五頁。
- (註9) 同 五六頁。
- (註10) 同 六三頁。
- (註11) 同 六三―六四頁。
- (註12) 同 六六頁。
- (註13) 同 五六―五七頁。
- (註14) 同 五七頁。 香港支店三笠良人氏は次の如く言っている。「従前ノ組織ニヨレバ往航ト復航ト積荷カ異ナル場合ニハ夫レゾレニ対スル 運賃引合ニ付テハ引合掛ヲ異ニスル事トナリ不便不勘リシカ今回ノ改正ニヨリ東洋掛一ツニテ済ム事トナリ便利トナレリ。」
- (註15) 同 五七頁。
- (註16) 同 六二頁。
- (註17) 同 五八頁。

(ロ) 第一回船舶部打合会議

第一次世界大戦の終了後一年の大正八年十月、三井物産会社は、船舶部主催下に、始めての船舶会議を開いた。それは従来にもあつたような船舶部々内の会合ではなく「船主ニ当ル船舶部ト荷主或ハ傭船者ノ各店トガ集」つて、「相互ノ意思ノ疎通」を図り、特に「我社全体カラ見テ如何ニシタラ最モイ、カト云フコト即チ会社全体ノタメニナルコトヲ議」さんとするものであつた。<sup>(註1)</sup>従前、この種船舶関係者の会議はその必要性を認められつつも、實際開催に至らなかつたのであるが、大戦終結に伴う諸情勢の変化、なかんづく、海運市況の悪化という客観的な「情勢ノ推移」は、遂に、第一回船舶会議を開かせるに至つたという、主催者たる川村船舶部長の開催挨拶は、それ自身一応表面的な会議開会の理由である。船舶部が戦後の変動期に親会社たる三井物産各部・各店との連繋をより一層緊密化すべきことはもちろん必要であつたらう。けれども、一面、海運界の将来予測に関して、いわゆる強気論をはいっていた川村部長以下の当時の

船舶部側の考え方からみて、単に、海運情勢の客観的変動に対する対応策の樹立のみを目的として船舶部会議をもつたものとは考えられない点がある。もちろん強気の見透を立てていたとはいへ、船舶部としては他面不測の変動や諸外国海運の出方を充分予想しており、こうした戦後世界海運情勢の変化に備えようとした意図のあつたことは明白であろうが、そればかりでなく、船舶部乃至三井海運業の在り方に關する基本的方針の討究が真の狙いではなかつたか。前項に述べた「船積會議」における物産本社側の三井船舶部補助機關論、乃至船舶部の商売への從屬論が、依然、基本的な枠として課され、その限り、自由な海運活動が制限されては、戦後に予想される海運競争の激化に耐え得ず、却つて三井物産貿易業務の発達をも阻害するであろうことを思い、この際、一步、船舶部の自由即ち半他人運送の公認を求めようと策していたのではなからうか。

これは、私一個の單なる推測であり、或は独断的に失するかもしれないが、歴代三井船舶部長のうち、その就任期間（明治三十九年六月部長就任以来、大正十三年七月三井物産株式会社常務取締役就任まで満十八年間）の点において最も永く、その船舶部発達に対する功績において抜群の川村船舶部長は、豊富な業務経験と強烈な事業意欲、及び海運一般の発展に対する卓越せる洞察力の持主であり且つ、三井海運業発展のために、驚くべき機略才智を發揮した人であるから、本會議上最も中心課題たる「三井船舶部の他人運送への踏切り」を自らの口から敢えて発言せず、これを、小田柿取締役の口から述べしめたことは、その決定的効果を考へてのことであろうと思われる。自己の統率下にある船舶部がすでに社内荷積取量と相等しいほどの社外荷を取扱つてゐること、および、一般社外船も自營乃至定期航路へ必然的な發展をとげつゝある実情を知りすぎるほど知つてゐる川村船舶部長は、同時に、それにもかかわらず、なお鞏固な物産会社側の「船舶部の貿易補助機關」視的見解を承知しており、船舶部の他人運送的進出を自らの口から主張すること

の不利を慮つて、取締役という權威者からこれを唱導せしめたものとみる方が、むしろ、妥当ではなからうか。現に、小田柿取締役自身「コレニ就キマシテハ此間カラ川村氏ト相談シテイルノデアリマスが云々」と言つており、三井船舶部の社外荷取扱への発展ということは、ひつきよう船舶部側の意図に外ならないことを暗示している。

以下、やや冗長ではあるが、小田柿取締役が「船舶部ニ対スル理想」としてのべた告辞をかゝげる。<sup>(註4)</sup>

船舶部ニ対スル理想

「次ニ私ノ船舶部ニ対スル理想ヲ申上、ゲ度イト思ヒマス  
(前半略)

船舶部ノ發達

而シ斯クノ如ク隆盛ニハナリマシタガ今後ノ發展ハ如何ナルカト云フコトハ大ニ研究ヲ要スルコト、思ヒマス船舶部ハ嘗テハ社船三十二隻十三万屯ヲ指揮セラレタ外ニ定期備船ヲ五十隻モ使用セラレタコトモアリ今デモ総テヲ合シテ百隻ニ近イ船ヲ動かシテ居リ今迄最モ少イ年デモ二百五十万屯ノ荷物ヲ運ンデ居ラル、立派ナ船会社デアリマシテ其航路ハ全世界ニ普シト云フヨウナ盛況デアリマス 川村氏が引受ラレタ当時ノ船舶部ハ三千屯級ノ船ガ二三隻アツテ近海ニ従事シテ居ツタニ過ギズ香港蘭貢ニ行ツタノヲ珍ラシガツタヨウナ状態デアリマシタ

ソレガ今日ノ様、ナ盛大ナモノトナツタノデス

而シ斯クノ如ク盛大ニハナリマシタガ今日ノ世界ノ商工業ノ進歩並ニ我社ノ進歩ニ比較シマスト今後は以上ニ益々大ナル發展ヲナスデアリマシヨウ私ノ理想ト云フノハ是迄船舶部ノ取扱ハ単ニ社内ノ荷物ノ取扱即チ会社ノ商売ノ補助機関デ商売ノ補助ヲシタニ過ギマセンデシタガ今後ハ他ノ一般事業ト同ジク一ノ三井ノ營業トシテ社内ノ荷物ノミトイフコトハ棄テ、我社ノ他部ノ仕事ノ如ク世界ヲ相手ニセネバナリマセン

斯ク申セバ社内ノ荷物ハ全然コレヲ棄ルトイフ風ニ思ハレルカモ知レマセヌガ決シテソウデハナクテ勿論社内ノ荷物ハ便宜ヲ計リ其外ニ益々世界的ニ事務ヲ広メ發展シテ行キ度イト思フノデアリマス

社外ノ荷物

## 船舶營業

コレニ就キマシテハ此間カラ川村氏ト相談シマイルノデアリマスガ支部ヲ設ケ出張員ヲ出スコトガ第一ノ順序デアリ此等ノ方面ニヨリ齎サル報告ニヨリ世界運賃其他海運界百般ノ事ガ神戸ニ居テ手ニ取ル如ク解ルヨウニスルノガ最モ必要ダト思ヒマス

ソレデ結局商売チャル人ハドンノ商売ヲ専ラヤリ船腹運賃ノ事ハ世界的ニ如何ニナツテ居様トモ船舶部ニ就テ聞ケバイツデモ総テガ解リ用ガ辨ズル程度ニ船舶部ヲ發展サシテ行キ度イノデス所謂餅ハ餅屋デ船ノコトハ皆船舶部ニ頼ル様ニシタイノデアリマス

斯クノ如キ目的ヲ達スル為ニハ船舶部ハ世界ノ主要ノ市場ニ支部ヲ置キ其各地ノ船舶事務ハ總テ船舶部ニ委セ商売係ノ人ハ商売ニ専念セラレンコトヲ願フ次第デアリマス

以上ノ目的ニ向ツテハ一日モ早く歩ヲ進メテ行キ度イト思ヒマス

從ツテソウナレバ船舶部ハ社内ノ荷物丈ケデハ立チ行キマセン社外ノモノ迄モヤリ船舶營業ニ歩ヲ進メ度イノデアリマス從ツテ我社ガシテイタ内外ノ Agents ハ總テ船舶部ガヤラレル方ガ一番良イト思ヒマス

結局船舶部ガ他人ノ荷物ヲ運ビ Agents ヲスレバ社内ノ仕事ガオ留守ニナリハシナイカト心配セラレル方モアリマセウガソレハ杞憂ニ過ギマセン世界ヲ相手ニシテ行クニハコレ位ニセネバナリマセン即チ広ク業務ヲヤルコトガ必要デス

今日デハ船舶部ノ仕事ハ物産会社ノ一機關デアアル時期ハ去ツテ海運業ハ三井ノ一ノ事業デアアル時代ニナツタノデアリマス吾々ノ会社ノ商売ガ對外商売トイフヨリモ寧ロ外国ト外国トノ間ノ商売ニ重キヲ置ク様ニナリマシタソレ故ニ船舶部モ益々發達セシムル必要ニ迫ツテ居リマス

## 支部及出張員

ソウナルニハ船舶部ガ各地ニ支部ナリ出張員派出員ヲ置ク必要ガアリ

之ヲ通ジテ世界ノ船舶界ノ事情ハ明カニ船舶部デ通曉スル様ニスル必要ガアルト思ヒマス斯クテ商売掛ハ船ハ船舶部ニ一任シテ専ラ商売ヲ研究スルコトニシ又船舶部ハ商売掛カラ相談ヲ受クレバ何ンナ船デモ忽チ



利用出来ル様ニナリタイモノデアリマス

支部出張員ヲ置クコトハ益々ソノ必要ヲ強ク感ズルノデアリマス

ソノ様ニナレバ自然社内ノ荷物ノミヲ当ニシテイテハ不充分デアリテ従ツテ沢山ノ社外ノ貨物迄モ扱フコトニモナリマス

荷役

内外ノ各店ニテ行ヒツ、アル各船会社ノ Agent ノ仕事モ船舶部デ行フコトニナレバ万事好都合ニ行キ船主ノ満足ヲ買フコトニモナリマス社内ノ商売ヲ補助スル点ニ於テ少シク水臭イ氣持ハスル様デアアルカモ知レマセヌガ結局ハ世界ノ Market ヲ知り世界的ニ海運業ヲ經營スル為ニハ幾分其欠点ハ免レナイデアリマシヨウ船積貨物ノ揚卸シノ方法ノ巧拙ハ運賃ニ至大ノ影響ヲ与フルヲ以テ船舶部ニテ何か *Supervisor* ヲ組織シ其取扱モ船舶部デ自由ニ行フコトガ出来レバ一般ノ為ニ非常ニ好都合デハナイカト思ヒマス

ソレカラ各店ニ於テ他店ノ為ニ又ハ其店限りノ傭船ヲスルコトハ戰時海運界異常ノ好況ノ時ハ中々ニ多カッタガドウモ傭カツタ者ハ少ナイ様デアリマスカラ凡テ船舶部ヘ一任シテ各店デ手持船ヲ使フコトハ特別ノ事情アル場合ハ兎モ角原則トシテ今後ハ行ハヌ様ニシテ戴キ度イモノデアリマス

郵商船ニ対スル引合

各店ニ於テ従来商船郵船等へ直接船腹ヲ交渉スルコトガアツタガ今後皆船舶部ヲ通ジテ行フ様ニシテハ如何大休ニ於テ非常ノ利益デハナイカト思ヒマス既ニ船舶部ハ今日ノ盛況ヲ示シ昨年度運搬ノ成績ヲ見テモ内外ノ運搬貨物ハ殆ンド相半バセル現況ナレバ船ノ事ハ全然船舶部ニ一任スル様ニ致シタイト思ヒマス

次ニ先日木材會議ノ時モ出マシタガ船ノ荷物ノ揚下ゲノ *Lay days* ガ運賃ニ影響スル大デアリマスカラ如何ニカ船舶部デ適當ノ組織ヲ作ツテヤラレタラ一般ノタメニナルト思ハレマス此辺ノ処モ部長ノ意見ヲ求メタイノデス

各店限りノ傭船

又前ニ申上ゲマシタ *Sub Charter* ナシタリ自分ノ店限りデ雇船ノコトハ一切船舶部ニ委セテ貰ヒタイノデス

## 外国 売 買

各自ノ店デ雇船ナサルト飛ンダ打撃ヲ蒙ルコトガアリマス休戦以来沢山例ノアルコトデアリマス船舶部ニ一任セラレタナラバ融通ガ付クト思ヒマス

要スルニ今日ノ船舶部ハ前述ノ如ク川村氏十余年ノ努力空シカラズ今日ノ如キ立派ナモノニナリマシタリ  
ツテ我社ノ仕事ヲ見マスト仕事ノ四割ハ海外対海外ノ取引デアリマスコンナニ世界的ニナルニツレ仕事ノ組織モ亦世界的ニシテ賞ハネバナランノデ船舶ノ事ハ総テ船舶部ニ委セ商売掛ノ人ハ商売ニ専念シテ頂キ度イ  
ノデス

以上ハ私ノ一ノ希望ニ過ギマセン幸ヒ各地カラ御参集ニナツテ居ルノデ諸君ノ論議ヲ聞キ自分ノ参考ニ供  
シ度イト思ヒマスコレ丈ケデ私ハ御話ヲ止シ皆サンノ御話ノマ、ニ又愚見ヲ申述ベルコトニ致シマス」(註5)

## 希 望

小田柿取締役の右の告辞は、民主的に、「一ノ希望ニ過ギ」ずと結びながらも、まことに、縷々として、三井船舶部の一層の飛躍のために、商売の補助機関から一つの独自の事業への脱皮を説き、社内荷の外に社外荷積取に努力すべきことを述べている。前記の如く、私は、この小田柿取締役の告辞の實際的意義と効果の決定的な重要性を主張するものであり、この時以来、三井海運業は、いわば、公然と半他人運送へ乗り出し得るに至つたものと解釈する。もちろん、後に述べる如く、船舶部に対する親会社側の希望や制約が全然消滅したわけではない。過去におけると同様、否、むしろ、海運不況下一層の切実さをもつて、三井海運業は三井物産貿易業と連繫して行つたし、行かねばならなかつたが、今まで、とかく、白眼視され、「商売の補助」からの逸脱を云々された社外荷積取と、いわゆる海運会社的業務ぶり（他人運送性）は、もはや、社内への奉仕にさえ万全を期した上でならば、敢えて意に解さずともよいようになったということができよう。

私の推察するところでは、この小田柿取締役告辞の起案者、少くとも、意見上申者たるべき川村船舶部長は、右告辞

のあとをうけて、「御言葉ノ趣旨ハヨク服膺シテ益々当部ノ發展ヲ期スルツモリデアリマス」と答へ、この方針を確定してしまつてゐる。本船舶会議において、三井船舶部の「商売の補助機関」からの脱皮について敢えて反対するものゝなかつたこと言うまでもなく、強いて、挙ぐれば、丹羽穀肥部長と、本社業務課柴田規矩三の発言位である。しかも、その論調は、決して、「船積会議」に示された如き威圧的なものたり得ず、取締役告辞による「三井ノ一ノ事業」としての海運業及び船舶部の行き方は、今や、争うべからざる決定として是認されている。すなわち、「船舶部ニ対スル各店ノ意見並ニ希望」という議題下に開陳された丹羽穀肥部長発言は、

「要スルニ根本カラ来ル問題ニツイテ考ヘテ頂キタイ元来船舶部ナルモノハ shipper ト船会社トノ二個ノ立場アル為メニ我々荷主ノ側ヨリ見ルト時ニ矛盾ト考ヘラル、事ガアルノデアリマス是レハ外部ヨリ批評スルト船舶部ノ日常ノ仕事ヨリ当然デアリマスケレド荷主トシテノ立場ヨリモ船主トシテノ立場ノ方ガ多イタメニ了解ガ少ナイノダト考ヘマス

我々ハ自ラ運賃界ニハ出ナイノデ凡テ船舶部ノ方ニ代理ヲ願ツテ居ルノデスカラ荷主側ノ考モ充分ニ頭ニ入レテ貰ヒタイノデス然ルニ往々荷主トシテノ立場ヲ忘ラレルカノ為メニ了解ヲ欠ク様ナコトガアルノデハナイカト思ヒマス

御如才ハナカラシモ此点充分御援助ヲ願ヒタイノデアリマス云々」<sup>(註7)</sup>

というのであり、最後に発言せる業務課柴田氏は、

「業務課トシテ各店ヲ代表シテ船舶部ニ一言致シ度キハ既ニ穀肥部長ヨリモ御申出ガアツタ通り御互ニ相手方ノ立場ヲ充分了解シ三井全体トシテ如何ニスレバ最有利デアルカノ根本問題ノ解決ガ出来レバ跡ノ問題ハ凡テ氷解スルコト、思ヒマス船舶部デモ此大方針ニ則ツテ折角各店ヲ援助願ヒマス」<sup>(註8)</sup>

と述べてゐる。荷主と船主との相対立する立場乃至利害の調和、或は、三井全体としての最大利益が唱えられてゐるけれども、「今更嗷々スル迄モナク」船舶部は社内商売の助成に全力を尽すべし（前項「船積会議」引用文参照）といつ

た、一年前の強い口調は見当らない。右両氏発言に対する船舶部側答弁（川村部長・古川近海掛主任・大迫参事）においても迎合的空気は些かも発見されず、むしろ、荷主側の高運賃や高口銭に対する非難を逆襲して、自己の立場の了解を要求している。（これについても甚々興味多いが、本稿では割愛する）

三井船舶部は、はしなくも、その第一回船舶会議を通じて、なかならず、同席上小田柿取締役の理想乃至希望として述べられた告辞を契機として、従来の社内荷至上主義（自己運送）から社外荷積取（他人運送）へと方針の転換を行った。もちろん、当時において、すでに、社外荷と社内荷相半ばする輸送実績、従つて、半他人運送形態の現実的展開のあつたことが、より重要な要因であつたし、一般社外船の自営運航と定期航路開設の傾向という、一層広汎な客観情勢が、三井海運業の他人運送化に刺戟を与えたこと言うまでもない。更に、表面的な三井船舶部の海運市況強気論にもかかわらず、戦後の反動的不況の激化乃至その必然的予想が、三井船舶部の所有・運航船舶に社内荷輸送の強い制約を課すことの不利を感じしめるに至つたことも容易に察知される。そうした各種の主體的及び客観的事情に基いて、三井海運業の他人運送形態への一歩前進がもたらされた第一次大戦直後の時期は、まさしく三井海運史上最も注目すべき劃期であり、この時開催された「第一回船舶会議」は全く歴史的意義をもつ重大会議であつたと言えることができる。

（註1） 三井物産株式会社船舶部「第一回船舶部打合会議々事録」三四頁。

（註2） 同 一一二頁。

（註3） 第一次大戦中三井自身の手による船舶の修理及び建造の必要性を痛感し、造船所設置に努力した川村船舶部長は、再三に亘る意見具申が物産会社重役の容れる処とならなかつたため、遂に直接社長に陳情書を提出してこれが実現に成功した。また正式の会社側方針もきまらぬうちに、自己の名義、すなわち「川村造船所」として後の三井造船宇野工場を興している。三井造船株式会社「三十五年史」三一五頁及び一二頁参照。ちなみに川村氏は船舶部長兼任のまゝ、初代造船部長となつた。

（註4） 佐波教授「海運理論体系」二九五―二九八頁にも、小田柿取締役告辞が紹介されている。

社外船の系譜

- (註5) 前掲議事録 三四―三八頁。
- (註6) 同 三八頁。
- (註7) 同 九七頁。
- (註8) 同 一〇三頁。

# アルゼンチンの金融制度

——特に銀行制度の後進性と社會化について——

藤 田 正 寛

## 目 次

- 一、序 説
- 二、アルゼンチンに於ける銀行制度の生成と発展の経過
- 三、アルゼンチン中央銀行
- 四、産業銀行を中心とするその他の国家金融機関及び民間銀行
- 五、結 言

## 一

所謂、後進国<sup>(1)</sup>と呼ばれる国々の經濟發展に対する理論的研究は日を逐つて多方面より盛んである。そしてこの後進国の經濟發展には資本形成は必須の条件ではあるが、その他に之が単に經濟問題だけに留まらず、その国の国民性、社會環境、政治状態、歴史的背景等という重要な要素が関連する。

云う迄もなく近代經濟学の教えるところによれば資本の需要量は投資誘因に依存し、投資誘因は又市場の規模(大きさ)によつて決定される。併し後進国と云われる國民經濟にあつては市場は狹隘である故に資本形成は阻害されているが、このため

アルゼンチンの金融制度

に貨幣膨脹政策により資本形成を企図しても(ケインズ的方法)生産水準の低位の之等の国では、インフレを招来するだけである。このような状況からは一方で市場の拡大を遂行し、他方で生産の増大の実現するような政策が必要となるであろう。それは広範囲な投資活動の存在であらねばならない。

又、生産力向上の可能性の分析には資本の需要より供給面の分析が肝要である。後進国では實質所得低く、そのために貯蓄が少く、貯蓄量の不十分さは資本供給を抑えて生産性を低め、それが實質所得向上を阻んでいる。この対策と考えられるのが外資導入と潜在失業<sup>(3)</sup>の利用である。この不生産的な潜在失業人口が、今、排除されると、今迄以上の生活水準を望まない限り生産的労働者は貯蓄が可能となり、この貯蓄を財源とする投資計画に潜在失業者を従事させれば、それだけ従来の不生産的消費も生産的消費に変えることが出来る。併し過剰人口のないような後進国では、予め農業自体の生産性が向上して余剰労働力を創り出す何等かの対策が必要である。このような隠れた貯蓄

をひき出すには、政府の課税による強制貯蓄が必要となる事は必定である。

更に後進国が先進国と相接触している場合、後進国はその低い生産力にも不拘、先進国の生活様式に影響されて、自己の能力以上の消費水準を保持しようとする傾向即ちデモンストレーション効果<sup>(4)</sup> (demonstration effect) があるが、之が強い時は、後進国の資本蓄積は不可能となり、経済発展は期待を失することになる。今日の国際経済関係ではその効果の働く余地は頗る大きいと云える。この対策は経済の孤立化乃至鎖国的自足化政策<sup>(5)</sup> が考えられるがそれよりも富裕国の貧国への所得移転又は資本の投下<sup>(6)</sup> 即ち先進国の国際投資が重要である。

併し乍ら後進国の期待する産業への直接投資は国内市場が狭隘で投資誘因が小であるために期待薄で、次善の策として政府間の貸与や贈与が考えられるが、このような資本は投資の収益に左右されず後進国自身が計画的に運用出来る可能性が多いので可成り有効である<sup>(6)</sup>。併し有効であるとは云え、デモンストレーション効果が強力に作用すれば輸入資本が消費されて了う可能性があり、輸入資本が現実<sup>(6)</sup>に資本の蓄積となつて生産向上に役立ち、将来の国際収支の改善に寄与するためには、国内に於ける例えば租税政策や財政政策のような補完政策によつて補強される必要がある。関税や輸入制限による保護的な商業政策についても、同じことがいえ、保護の目的である資本蓄積を促進するような国内政策が同時に考えられねばならない。

後進国の経済発展を目指す当局は資本移動や保護的な商業政策が行われても、その目的は資本蓄積による経済の発展ということであり、単に一時的な国際収支の均衡に留ることに耽溺してはならないことである。

後進国の開發投資という問題は第二次大戦後、ドルの世界制覇による世界経済の構造變動(アメリカへの金の集中とアメリカ以外の多数の国々に見るドル不足とアメリカのドル投資の之等の国々への急増)と共に表面化し東南アジア、西欧諸国、ラテン・アメリカ諸国が対象とされている。今、ここで之等の諸国の夫々の事例に基づく分析は紙幅の許さぬところであるが、ラテン・アメリカの中で、たゞ一國、全体主義國としてアメリカ支配を拒否しつゞけるアルゼンチンを本稿ではとり上げ、この國の実態を探らうとするものである。反米は徹底的であるか？ 経済發展の現段階に於けるアルゼンチンの態勢は完全に自立を保っているか？ 関心事はここにある。

併し、ここでは、その全經濟分野に亙る分析は避け、金融制度——特に銀行制度に限定して後進國開發の事例的研究として考察を試みたい。

註(一) 後進國という語は *underdeveloped country* と *backward country* との両方が使用されている。前者の場合はその國の一人当りの實質所得が米國、西欧、カナダ等に比べ低い即ち貧困ということである。後者の場合は工業國を先進國とするときに対して前工業國の意味でいむば前者を低開發國、後者を後進國とらつても可い。

(2) R. Nurse: *Problems of Capital Formation in Underdeveloped*

Countries, 1953.

B. F. Hoselitz ed.: *The Progress of Underdeveloped Areas*, 1952.

S. N. Sen: *Central Banking in Underdeveloped Money Market*, 1952.

H. C. Wallich: *Underdeveloped Countries and the International Money Mechanism*, 1951.

(3) 潜在失業はヌルクセによれば disguised unemployment であり技術水準に変化がなくとも、生産量を減少させないで排除出来る人口である。東南ヨーロッパや東南アジアの農業人口にはこのような徒食階層が多く見られ、それを他の産業に転換させても農業生産には変化はない。R. Nurkse: *Problems of Capital Formation in Underdeveloped Countries*, Oxford, 1953 pp. 38.

(4) Nurkse, op. cit. pp. 58.

(5) 明治初年の日本の状況ヤソ連の現在(鉄のカーテン内の経済統制下の国々)の経済的立場は一応、この適例である。

(6) アメリカのポイント・フォア計画(The Point Four Program)を考える論者(例えばヌルクセ)があるが、之はマーシャル援助等とその性質を一にするものであり資本主義のより高度の段階にある国の低位の国への資本輸出と考えねばならないであろう。

(附註) 最近のアルゼンチンの内乱は経済的要因以上に政治的・社会的・宗教的、社会的要因の統一として大きく働いていることを見ても先述した如く、後進国の経済発展の問題は純粹に経済問題のみに焦点をしばつて分析することは首肯されるところである。苦惱する現在のアルゼンチンの国内情勢は余りにも痛々しい後進国の現実を眼前に呈示しているといわねばならぬ。

## 二

アルゼンチンは永い間、スペインの属領として複本位制の下

アルゼンチンの金融制度

に二重通貨(double currency)の不利益に呻吟していたのである。即ちアルゼンチンも亦、他のラテンアメリカ諸国と同じく征服国であるスペインからその金融制度をうけつぎ一九世紀の三分の二迄は金銀複本位であつたが一八七三年以来銀価の急落により之等の大部分は漸次、複本位を廃棄して金本位に移つた。一方、一九世紀半ばには銀行予金及び紙幣の形態による信用の流通が発達し、この紙幣は国庫又は民間銀行によつて発行され、後には兌換性のないものも認められるようになった。この非兌換券は金又は外国通貨及びその預金を請求に応じて国内通貨と交換する為替局が設置されるに至つて、その影を潜めた。

為替局は好景氣の時には規定通り交換を行い、外国の為替を買い上げる事によつて国内通貨の供給を増加させていた。又、インフレーションとなつて国際収支が悪化すると外国為替を売却して国内通貨を吸上げた。併し、為替局は一方的にしか交換を行わなかつたし、又為替準備が不十分であつたため種々な困難が起り、遂に為替局は廃止され、兌換券への復帰が叫ばれたのである。冒頭に述べたアルゼンチンの金融的不幸は一八九九年に José María Rosa が大蔵大臣となり Caja de Conversión が設立されて緩和されたのである。一八二〇年五月、国民代表會議(The Junta of the National Representatives)は金準備がなくなつても紙幣を逐次発行することを認可した。漸次、之等の中、償還、購戻し得る手形については以前の政府の管理下で州が結んだ負債を支払わねばならなかつた。一月につき、之等各種の手形は



## アルゼンチンの金融制度

約四万ピアストル発行された。二年後、ヴェノス、アイレス州割引銀行は二十九万ピアストルを紙幣で発行し、一八二六年、之が国立銀行 (National Bank) となるや、紙幣発行高は二六九万四八五六ドルに及び、一八五四年迄に国立銀行は造幣局となり、プロヴィンシヤル (Provincial Bank 地方銀行) として至急再建を担い、その後発行高は二億三九一萬五二〇六ドルとなった。一八六七年にヴェノス、アイレス州知事は銀行為替局の設置を命令したが、ここでは金と紙幣は一对二十五の率で交換された。之は非席な成果をあげたにも不拘、為替局は一八七六年、その作用を停止したので一八八一年に至り金は再び二七〇六%というプレミアムになつた。そこで政府はこの点で紙幣流通を減少させようとし交換比率を再び二十五対一に戻した。同時の金の単位は二四・九グレイン・トロイ (十分の九が純粋の金属) であり且つ三八三・三グレイン (十分の九の純分) の銀ドルと決められた。併しこの金属兌換は僅か四年後には消滅して了つたのである。この結果、金に対するプレミアムは騰貴し一八九七年には二七四%となつたが二年後、前蔵相の Jose-Maria Rosa は国会で次のような主張をした。即ち、

- (一) 兌換率は固定すべし
  - (二) 兌換を保証する金属準備を作成すべし
  - (三) Caja de Conversion を設立すべし
  - (四) 国立銀行は国際交換に干渉権をもつべし
- 之が法律第三八七一号という所謂兌換法 (the "Conversion

Law) で一八九九年、相当の反対にも不拘、改革案として採択されたものである。この法律は以下の役目を遂行したといえる。即ちすべての紙幣は金と一、四四センチタヴォス (centavos) 対一〇〇センチタヴォス紙幣の兌換率で兌換さるべきであり、一〇〇ドル金貨はどれも二二七・七ドル moneda national の最小公定価値に固定しているべきであることである。

このために占有された特別資源は次の如くである。

- (一) 全輸入に五%を附加した収入
- (二) Banco de la Nacion のもたらす利潤
- (三) Banco Nacional の清算による収入
- (四) Andine 鉄道の売却 (で実現した) 価格
- (五) National Cedula (ロンドンにある預金に関して) 内の六九六万七六五〇の金の合計額
- (六) 利用可能量の年々の増加を取消すかも知れぬ他の資産や資源

併し、この特別資源は金の蓄積を大にし、一九一二年の金の準備が二億五二八七五九三〇又は七一・八七七%であつたのに対して紙幣の総流通量は七億九九五五万三五五四を示していた事を見ても十分に窺えるのである。

色々な試みはその設立当時、永久的な立場から企てられたが存外早く国立銀行はその姿を没せねばならなかつた。アルゼンチン国立銀行 (Banco de la Nacion Argentina) は一八九一年に開業し、それは恰も一八九〇年政治的経済的危機直後の創立で

ある。そして資本の半分は政府が出資し、残り半分は大衆よりの公募で外部よりの応募はなかつたので政府は五〇〇〇万ドルを引受け行政部 (Administrative Departments) の出先 (Branch) という形で発足したのである。商業上の信用と大衆の信頼を獲得するために総裁と多くの理事は官界以外の老練の士より選任する事にした。銀行は政府の金融業務を執行し、政府に貸付をし更に金準備を保有する任務をもつていた。一九一二年末では資本金は一億二千五百万ドル (紙幣) で預金は五五五万八〇〇万ドル (金) に四億二千六二万二〇〇〇ドル (紙幣) で、準備は一三二四万五四〇七ドル (金) という状況であつた。この銀行は一般業務を忠実に遂行したが、やはり鋭い競争者が存在していた。

それは他の政府機関である国立抵当銀行 (Banco Hipotecario Nacional) である。創立は一八八六年で、当初の資本金は五〇〇〇万ドルで一九一二年では三億ドルに及んでいた。

この銀行は共和国内の土地、家屋財産に対して *cedulas* の形で抵当権を与え、その利潤の半分は準備としておかねばならぬ仕組みであり一九一二年には各州に二四の代理店をもつていた。当時のアルゼンチンを見る場合に重要なことは外国の金によつて融資が行われ、貿易の大部分も外国の力に頼つていたことでは外国の銀行が商業の心臓を掌握していたことに帰一する。外国資本の総額は三〇〇〇万ポンドで、その各々は大きな資源を手中に擁し、彼等は日常、現金業務と預金の受入業務をし為

#### アルゼンチンの金融制度

替を買い、手形を割引き貸付業務を行い經常勘定の1%を提供し三ヶ月と六ヶ月の預金勘定では三、五%から四%を提供し、預金は普通は三〇日、六〇日、九〇日、一〇八日で受取られ、經常借勘定の利息手数料一二%から六、七%であつた。金の売買は以前程、賭とはならず、ごく僅かの利潤しか、これからは生れなかつたようである。

この国にあつた英国の銀行の中で、Flourishing London and River Plate Bank は四〇〇万ポンドの資本金で一八六二年の設立である。特にこの本店はヴェノス、アイレスにあり、同市に準支店五店 Rosario, Mendoza, Córdoba, Tucuman, Parana, Concordia, Bahia Blanca の各地に支店をもち、ブラジル、ウルグアイ、チリ、フランス、ベルギー、アメリカ合衆国に支店及び出張所をもつていた。之が南米での英国銀行の先陣であつたが、その後、一年を経て資本金二〇〇万ポンドで British Bank of South America が創立され一八八八年には Bank of Tarapaca and London として設立され、後年 Bank of Tarapaca and Argentina として知られた。Anglo-South American Bank は資本金二二五〇万ポンド、支店はヴェノス、アイレス、Bahia Blanca, Rosario, San Rafael, Puerto Gallegos におき、出張所はウルグアイ、チリ、ボリビア、ニュー・ヨーク、パリに設けられていた。

更に London and Brazilian Bank は一八六二年、資本金二二五万ポンドで発足し、支店はヴェノス、アイレス、ロサリオ、モンテヴィデオに設けられていた。

ブルゼンチンの金融制度

ドイツの資本進出は資本金三〇〇〇万マルクの Banco Aleman Transatlantico の存在が之を物語っていたが、この銀行の支店はメルリン、ヴェノス・ブイレスと六州にあり Banco Germanico de la America del Sud は資本金二〇〇〇万マルクで支店設置はメルリン、ハンブルグ、ヴェノス・ブイレス Ushuaia、メキシコ、リオ・デ・ジャネイロ、ヴァルパライソ、Santiago de Chile であつた。

フランス資本は Banco Frances del Rio de la Plata が代表した。この銀行は資本金四〇〇〇万ドル(金)で支店はヴェノス・ブイレス、ロサリオ Bahia Blanca, Chivilcoy, Tucumán, Mendoza, San Rafael, Paraná, Montevideo であつた。この外に Banque Française Pour le Commerce et l'Industrie (資本金六〇〇〇万フラン)、Banco Franco-Argentino de Descuentos (資本金一〇〇〇万ドル紙幣)が進出していた。

イタリーの資本を代表するものは Banco Italia y Rio de la Plata であり、その資本金は一〇〇万ドル(紙幣)で多数の支店をもち、資本金一〇〇〇万ドル(紙幣)の Banco Comercial Italiano 及び資本金五〇〇万ドル(紙幣)の Nuevo Banco Italiano が活動していた。

スペインの金融機関は九つあり、それは地方利益を代表する大混合体たる特質をもつていた。

ブルゼンチンの銀行の中で重要なものは Banco de la Provincia de Buenos Aires であるが、資本金は一億五〇〇万ドル(紙幣)

で半額は州政府出資で残りが株主の持分であつた。その機構は次のようである。即ち総裁及び四人の理事は州知事の任命で株主代表理事は八名となつていた。

ブルゼンチンには当時、以下の諸銀行が営業していた。

Banco del Rio de la Plata.	資本金 二〇〇万ドル(紙幣)
Banco del Paris.	資本金 一〇〇万ドル(〃)
Banco Industrial Argentino.	資本金 一〇〇万ドル(〃)
Banco del Comercio.	資本金 五〇〇万ドル(〃)

州立銀行には

Banco Provincial de Salta.	資本金 三二万二千ドル(〃)
Banco Provincial de Tucumán.	資本金 三万三千ドル(〃)
Banco de Puerto Arenas.	資本金 一〇万ドル(〃)
Banco Comercial Agrícola de Pergamino.	資本金 一〇〇万ドル(〃)
Banco Comercial del Azul.	資本金 一五〇万ドル(〃)
Banco Comercial de General Lamadrid.	資本金 一〇〇万ドル(〃)
Banco Comercial de Tandil.	資本金 三〇〇万ドル(〃)
Banco Comercial de Tres Arroyos.	資本金 一〇〇万ドル(〃)
Banco de Coroba.	資本金 八三万九千五百ドル(〃)
Banco Industrial de Mendoza.	資本金 一〇〇万ドル(〃)
Banco Mercantil de Corrientes.	資本金 一〇〇万ドル(〃)
Banco de Olavarría.	資本金 二〇〇万ドル(〃)
Banco de Figue.	資本金 五〇万ドル(〃)

さてブルゼンチンの銀行業務ではその内容は

一、經常勘定

經常勘定には二つの形式が認められ(一)公開された借款(opened credit)と銀行が同意を与えた貸付(二)顧客による資金規定がある。特別な同意の欠如した場合は、勘定閉鎖の要求が一方に対して十

日の予告をもつて行われ、決済の際に同意条件のない時は顧客に細目勘定仕払の各四半期毎の期間終了の八日以内に済まされねばならないとなつてゐる。何故ならばそれは署名された同意が必要であるからである。どんな反対を顧客が勘定の受取日から五日以内に提起されぬとも限らない。反対がなく、この五日という猶予以内に応答があるならば勘定は認められる。

經常勘定上の利子は、もし明瞭な契約規定でさえなかつたならば三ヶ月毎に資本化されるのである。利子や手数料やら彼等の法律的地位を規制しているすべての条件は顧客と銀行家が同意を与えねばならない。

## 二、小 切 手

小切手は以下の報告書を含んでいねばならない。(一) 注文の数、手形の控の印刷と小切手の印刷(二) 日附(三) 署名地名(四) 注文者に払われるか、小切手持参人に仕払われるか、特定人に有利に支払われるか(五) 引出量、之は筆記してあらねばならない。而も筆耕機や他の印刷業を止めて、訂正や削除さえなかつたならば貨幣の種類や小切手の隅の上に指で書いた数量を明確にすることは可能である(六) 引出人の署名である。

銀行は獨特の方法で印刷した小切手帳を顧客に渡さねばならない。銀行は小切手帳を利用者に正しく与え、小切手はその番号を正しく確めて受取人に送らねばならない。そして受取は記録と小切手の継続的控を含むものであるから一層取扱が厳しくなければならぬとされていた(銀行法第八〇〇条―八〇一条)。次に引出人は振出された小切手の控を手許にもつていねばならないが、之等は次の記入事項が記載されている事が必要である(第八〇三条)<sup>(1)</sup>

即ち

アルゼンチンの金融制度

(一) 小切手の番号、(二) 引出の日附、(三) 引出数量及び貨幣の種類、(四) ある人の加勢のために引出される場合は小切手所有者の氏名、(五) 引出が頻繁に起るならば小切手は支離滅裂となつて了うことであつた。以下八十六条迄、その規定を見て行くなれば(一) 銀行は小切手面の指定通りの金額を引出人に支払うべきこと、(二) もし誤りの記載があつたり、疑点が生じた場合は銀行は小切手を保留して引出人に即刻通知をせねばならぬこと、(三) 小切手保有者が支払いを強制出来ぬにも不拘、小切手を引出しての支払いを減少する時は銀行は小切手保有者の指示に服して損害を甘受せねばならない。(四) 不渡小切手の所有者は同日附で同場所振出のもの場合は引出人に通知せねばならず、且つ支払いと利子を要求することが出来る。(五) このような不渡より生ずる支払いは同一場所で事が発生して二十四時間以内に行われなかつたらその小切手は保護を受けられなくなる、(六) 銀行は次の場合は支払いを拒否せねばならない。即ち、

(イ) 裁判所から特別の指令のない限り、小切手保有者や引出人の破産宣告を受領した場合

(ロ) 引出人が死亡とか、その逃亡とか、公共当局により彼の法的無能力が宣言された場合

(ハ) 小切手が不法に引出されるか又はいくらでも削除が可能である場合

(ニ) 通知が呈示前に着いて了つたならば引出人又は小切手保有者は支払いをなさぬことを書面で銀行に予告した場合が挙げられている(第八〇八条)。

更に銀行は小切手を期日に支払う場合は損失を負担するだろうがそれは以下の場合に限られる。即ち

(一) 虚偽の署名であることの明らかなる場合、(二) 記入事項が削除、省略されている場合はどんな時でも引受をする、(三) 前述の八条、一条により小切手の引出人への送達が行われない場合等である。(第八〇九条)

一方、小切手引出人は不渡となつた偽の小切手の場合にはその損害に対して責任を負わねばならないがその場合は(一)もし彼の署名が銀行から与えられる小切手面に贋作してある場合及び之が明らかではないがその疑のある場合、(二)小切手が番頭又は優良な小切手面にその署名を用いるような人の署名のある場合等である(第八一〇条)。

小切手は同一地の銀行で引出すのならば使用人の受取りの十五日という期間内に支払の手續を経ねばならないものであり振出地と別の場所で引出す場合は一ヶ月以内という期間が定められている。不作為は不利益となるような小切手が原因となることが警告されている(第八一三条)。

以下、横線小切手については一般線引小切手は銀行家でない人への支払い用に特定線引小切手はその人の名は横線を入れてないが小切手や損害や利子に対して引出人に服している銀行家(特別に公認されたという意味ではない)に対しての支払い用のものであることが規定してある。併し乍ら当時の情勢からたとい横線小切手が移動し他の未公認の変更がなされても小切手

は誠実に引受けて期日に支払われても銀行家は責任をもたないだろうという規定が加えられねばならなかつた(第八三一条)。

アルゼンチン銀行は小切手については必ずしも法の規定にのみ縛られず銀行の判断に基づいて小切手の清算をし、このために各地方都市に公認の手形交換所を組織したのである。アルゼンチンではこのような交換所も National Executive Power からの設立の認可がなければ活動は出来ないことになつていた。小切手に適用される為替手形に関する商業法 Commercial Code の規定が特別の変更のない限り有効と第八三六条は云う。

以上、一九一二年当時の銀行法の外廓を述べてアルゼンチンの金融制度に就中、銀行制度の生成から近代化への努力を跡づけたのである。この銀行法はスペインの植民地時代のスペイン的色彩に一九二〇年、プリンストンの経済学者ケンメラール W. Kemmerer を団長とする使節団が南米各国を視察し金融制度の整備を勧告したとその際の “Kemmerer Plan” によつて資本主義的商業銀行の業務と中央銀行の機能の吸収によつて生れ出でたものである。

アルゼンチン共和国は一九四六年、ペロンの独裁政権出現迄は後進農業国家としての道を只管歩みつづけたが、一挙のペロン政府の成立は国内体制の抜本的改革を指向しようとして第一次五カ年計画、第二次五カ年計画が企画され金融制度も漸次、国有化の方向を辿つて来ているのが実情である。

然らば現在のアルゼンチン国内で営業中の銀行にはどのよう

なかのなぞ知られるであらうか。それ等は次の通りである。

- Banco de la Nación Argentina. 支店各州。
- Banco de la Provincia de Buenos Aires.
- Banco de Avellaneda.
- Banco de Galicia y Buenos Aires.
- Banco Esdano del Rio de la Plata.
- Banco de Credito Industrial Argentino.
- Argentaria S. A. de Finanzas.
- Banco Argentino de Comercio.
- Banco Central de la Republica Argentina.
- Banco Mercantil Argentino.
- Banco Popular Argentino.
- Banco Superielle de Buenos Aires.
- Benvenuto & Cia. Soc. de Resp.
- Puleston & Cia.
- Puleston & Cia. S. R. L.
- Shaw & Cia.
- Ernesto Tornquist & Co.
- Banco de Italia y Rio de la Plata.
- Bank of London & South America.
- First National Bank of Boston.
- Nuevo Banco Italiano.
- Banco Frances del Rio de la Plata.
- Banco di Napoli.
- Banco Holandés Unido (Hollandsche Bank-Unie).
- Banco Israelita del Rio de la Plata.
- Banco Sirio-Libanes del Rio de la Plata.
- Banque Francaise et Italienne pour l'Amerique du Sud.
- Banque Francaise et Italienne pour l'Amerique du Sud. S. A.

#### ハンコマンの金融制度

- Banque Italo-Beige.
- Chase National Bank of the City of New York.
- Comptoir National d'Escompte de Paris.
- Credito Italiano.
- National City Bank of New York.
- Royal Bank of Canada.
- Société Générale.

之等のフルゼンチンの国内銀行及び外国銀行が金融を担っているのであるが、中央銀行や長期貸付を担当する産業銀行等の機能については章を改めて分析を進めることにしたい。たゞ、ここに於いてはフルゼンチンの銀行の実力の向上を示す若干の表を示すことによつて現状を展望するに止めたい。

underdeveloped country としてのフルゼンチンは (一) 面積に比して低い人口比率、(二) 高い利率率によつて示される資本不足、(三) 総生産額ないし総人口に対する工業生産額ないし工業人口の低い比率、(四) 若い国、(五) 追加投資、追加労働力ないし利用可能な追加天然資源について十分な将来性をもち、現在の人口のもとで生活水準をより高める可能性又は既に一人当り所得水準がかなり高い場合にはその水準を維持しつつより大きな人口を支えうる可能性をもつ国という五つのヴァイナールの規準に合致するものであり特に非工業化 (non-industrialization) が之等の国の特質であるだけに金融的行動もすべて工業化の促進に傾注されているのである。

第1表 ドル、タームに於けるラテン・アメリカの通貨（価値）

	1928	1932	1934	1938	1940	1945	1946	1947	1948
アルゼンチン	42	26	25	33	23	25	25	24	21
ブラジル	12	7	8	6	5	5	5	5	5
ウルグアイ	103	47	80	57	—	55	56	56	44
チリ	12	6	10	5	3.0	3.1	2.9	2.1	1.5
ボリビア	39	—	—	2.2	—	1.7	1.6	1.6	1.1
ペルー	40	18	25	—	16	15	15	7	7
エクアドル	20	17	13	7	6.2	7.3	6.8	6.7	4.4
コロンビア	97	95	62	56	57	57	57	42	34.5
ヴェネズエラ	19	15	30	31	29	30	30	30	30
パナマ	100	100	100	100	100	100	100	100	100
コスタ・リカ	25	23	24	18	—	18	17	16	14
ニカラグア	100	100	100	100	—	15	18	16	15
ホンデュラス	50	50	50	50	50	50	49	49	49
エル・サルヴァドル	50	40	39	40	40	40	40	40	40
グアテマラ	100	100	100	100	100	100	100	100	100
キューバ	100	100	100	100	100	100	100	100	98
ハイチ	20	20	20	20	20	20	20	20	20
ドミニカ	100	100	100	100	100	100	100	100	100
メキシコ	48	31	28	22	19	21	21	21	14
連合王国	486	333	494	489	383	403	403	403	403

アルゼンチンの金融制度

Source: Survey of Current Business, 1942. Wall Street Journal, 1949.

第2表 銀行制度の中に於ける予金（1948年12月）（各国通貨単位は100万）

	要求払予金	政府予金	定期予金	予金総計	百万米ドルによる予金総計	米ドルによる資本当り予金
アルゼンチン	6986	2786	6572	16344	4080	254
ブラジル	27710	7070	15500	50280	2705	58
パラグアイ	31	—	—	—	—	—
ウルグアイ	331	—	—	—	—	—
チリ	8959	2750	3472	15181	480	88
ボリビア	1037	807	77	1916	45	12
ペルー	1070	4	522	1596	246	35
エクアドル	308	63	88	459	34	10
コロンビア	381	25	31	437	224	21
ヴェネズエラ	600	147	120	867	258	60
パナマ	29	—	19	48	48	75
コスタ・リカ	95	14	4	113	20	28
ニカラグア	41	—	—	—	—	—
ホンデュラス	27	—	—	—	—	—
エル・サルヴァドル	29	7	1	37	15	7
グアテマラ	19	9	1	29	29	8
キューバ	437	—	103	540	540	107
ドミニカ	19	9	15	43	43	20
メキシコ	1802	—	436	2238	—	—
アメリカ	85800	3300	57300	146400	146400	1010

Source: International Financial Statistics, 1949.

前述した諸銀行のバランスは次のようになっている。

第3表 銀行の営業状況

1955年1月31日現在 (400ペソ)

	予 金	貸付金, 当座 貸越, 手形割引	資本及び 準備金
Nación Argentina	16, 110, 969	23, 812, 966	1, 161, 649
Provincia de Buenos Aires	4, 633, 260	7, 738, 690	412, 500
Espanol del Río de la Plata	2, 367, 112	925, 506	86, 633
Italia y Río de la Plata	2, 318, 080	1, 060, 264	99, 500
Londres y America del Sud	1, 894, 618	694, 558	68, 871
First National Bank of Boston	1, 370, 341	369, 866	45, 952
Provincia de Córdoba	966, 346	588, 009	37, 380
National City Bank of N. Y.	885, 357	214, 114	23, 593
Popular Argentino	821, 501	403, 579	36, 958
Nuevo Italiano	631, 687	306, 742	40, 473
Banco de Avellaneda	578, 624	173, 554	17, 003
Industrial Argentino	659, 905	12, 151, 370	679, 590
Galicia y Buenos Aires	539, 664	162, 777	20, 182
Francés del Río de la Plata	397, 078	344, 109	45, 880
Holandés Unido	296, 747	195, 925	31, 050
Francés e Italiano	333, 897	277, 522	42, 769
Royal Bank of Canada	260, 307	91, 637	12, 782
Société Générale	211, 125	205, 702	36, 077
Banco di Napoli	154, 189	102, 048	16, 166
Israelita del Río de la Plata	182, 874	117, 191	26, 229
Supervielle de Buenos Aires	142, 135	72, 934	8, 826
Sirio Libanés del Río de la Plata	124, 633	83, 618	11, 725
Italo Belga	104, 404	114, 816	27, 396
other banks	6, 864, 062	15, 769, 153	831, 498
Totals Jan. 31, 1955.	42, 848, 915	65, 976, 450	3, 820, 682
Totals Jan. 31, 1954.	36, 341, 867	53, 601, 853	3, 820, 682
各 月 の 変 動			
1953—12月	34, 303, 612	52, 618, 512	2, 992, 853
1954— 2月	37, 366, 761	54, 817, 944	8, 295, 152
3	38, 128, 018	55, 675, 629	3, 313, 910
4	38, 565, 520	56, 366, 016	3, 320, 327
5	39, 191, 431	56, 866, 611	3, 322, 279
6	39, 067, 353	37, 643, 866	3, 331, 641
7	38, 945, 334	58, 221, 400	3, 333, 479
8	39, 333, 997	59, 187, 331	2, 340, 927
9	39, 674, 207	60, 265, 953	3, 345, 072
10	39, 832, 161	61, 106, 642	3, 352, 247
11	40, 786, 114	621, 87, 271	3, 359, 707
12	40, 260, 381	65, 069, 286	3, 423, 575

Source: The Review of the River Plate. Buenos Aires. July 10, 1955.

(1) G. J. Mills; South American Handbooks. Argentina, London  
1920. pp. 14-17. pp. 80-84.

(2) W. C. Gordon: The Economy of Latin America. N. Y. 1950.  
S. E. Harris: Economic Problems of Latin America. N. Y. 1944.

アルゼンチンの金融制度



(c) J. Viner: *International Trade and Economic Development*, 1953, pp. 120.

三

このような経過を辿つて一九三五年に中央銀行が設立され、所謂、近代的中央銀行制度が後進国アルゼンチンにも採用されることとなつた。

従つて、後進国乃至低開発国の中央銀行制度を考察する時は各国の特殊性に依り、その中央銀行も夫々、性格を異にするが、大別すれば、その間に四種が区分される<sup>(1)</sup>。即ち、

- (一) 割引銀行 ポリビア、チリー、コロンビア、エクアドル、ペルー、サルバドル、ベネズエラ
- (二) 近代的中央銀行 アルゼンチン、メキシコ
- (三) 総合銀行 グアテマラ、パラグアイ、ハイチ、ウルグアイ、コスタ・リカ、ニカラグア
- (四) 中央銀行を欠いているもの ブラジル、キューバ、パナマ、ドミニカ、ホンジュラス

そこで之等についてごく簡単な説明を加えるならば、  
一、割引銀行 西岸諸国の中央銀行は最も典型的な、この例に入り、発券及び信用供与に対しては、中央銀行のいかなる實際的管理をも認めていない。之に属する国は更に二種に分類される。

1、ポリビア、チリー、コロンビア、エクアドル、ペルーの中央銀行である。

ラテン・アメリカの西岸諸国は全部、先述したケンメラ・ミッシェン (Kemmerer Mission) の勧告によつて中央銀行をもつてゐる。即ちコロンビアの中央銀行は一九二三年に設立され、チリー、一九二五年、エクアドル、一九二七年、ポリビア、一九二八年、ペルー、一九三一年と相ついで発足を見たのである。之等の中央銀行は資本金について

は政府、民間株式銀行、個人株主により出資され、経営上の発言、即ち株主総会等の投票権は出資高と関係なく、この三者に夫々、平等に三分の一宛与えられている。

銀行の拡張は規定により厳格に制限されており、割引によるか又は何等かの担保の差入れに対してだけ銀行券が発行される。国庫に対する貸付は小額に限られ、一方適格手形については銀行だけでなく一般公衆に対しても貸付をする。通貨管理は中央銀行の権限外であつて、通貨は厳密に金又は金為替にリンクしている。従つて銀行の出来る唯一つのオペレーションは割引率操作だけである。併し、事実上、適格手形はその数は比較的少く、割引率の操作も金融市場が割合に進歩している工業国に於いてさえ、左程の効果は上つていない事情であつた。

この種の中央銀行は為替局制度を承継して、僅か乍ら進展を見せたのであるが、一九二〇年代の輸出ブームを外資流入によるインフレ傾向を抑制することは出来なかつた。又一九二九年、経済情勢が一変してデフレとなるや、中央銀行は国際収支の悪化や民間銀行の信用収縮に対しても統制を行うことは不可能であつた。

一九三一年には多くの中央銀行の金準備が金本位制を維持するためには不可能な程減少し、通貨政策は根本的転換をみるに至つた。先ず、中央銀行の貸出及び投資の形態で国内信用は膨張し、この貸出は当初は政府、開発会社、公立及び半公立の農業及び抵当銀行、その他各種生産組合法業に対して行われ、一般銀行の信用を恢復するのに役立つたのである。之は纏て世界経済の好転と相俟つて国民経済をデフレの底から救済した。

今日ではケンメラ勧告の特質は非常に減退し、様々な緊急事態のために採用された法律によつて之等の国の中央銀行は為替相場及び為替管理についての中央銀行の権限拡大を要請するところ大であり、チリーでは国会の討論をしばらく飾つたようである。

2、サルバドル、ベネズエラの中央銀行

前述したケンメラ方式の銀行に類似するものにサルバドル中央準備

銀行 (Banco Central de Reserva de El Salvador) は一九三四年の設立にかゝり、ベネズエラ中央銀行 (Banco Central de Venezuela) は一九三九年の設立である。

サルバドル中央銀行は所有権は完全に個人に属し、政府の介入に対しては株主より選出の銀行の総裁の承認が必要である。又一般公衆に対する取引も非常に制限されている。近代銀行の形を備えてはいるが金融市場に対する統制力は足らなかつた。一九四〇年の法令で銀行は政府保証付のサルバドル抵当銀行の証券及びニュー・ヨークとロンドン市場にある公債の売買を認められ、又其の他の銀行及び公衆に対して債権参加証の売却が許されるに至つて公開市場操作の道が拓けた。現在、銀行が所有出来る之等債務の最高限度は約七百万コロンであるが将来は約九百万コロンに引上げられる筈で之は一公開市場の発展に依存する公開市場操作に期待される。

ベネズエラの中央銀行は公開市場操作は許されていない代りに一般銀行に対して二七〇日、公衆に対し一八〇日迄夫々信用を与えること、民間銀行の準備高の変更について警告を行い、赤字財政補填のため自己の払込資本金及び余剰金の二倍を最大限度として大藏省証券の再割引及び売買をする権限をもつてゐる。

## 二、近代的中央銀行

ラテン・アメリカ諸国の中央銀行の中で最も近代的で強力な中央銀行はアルゼンチン中央銀行 (Banco Central de la Republica Argentina) とメキシコ銀行 (Banco de Mexico) の二つである。

アルゼンチン中央銀行は後に詳述することとメキシコ銀行は最初は一九二五年に設立されたが、その後、一九三一年、一九三六年、一九四一年の三回に亘つて改組が加えられた。この国の民間銀行は数度の革命により殆んど潰滅し、このためメキシコの銀行は政府及び各公団体に対する貸付の外に、民間銀行に代つて商業貸付も担当せねばならなかつた。

一九三一年、金本位離脱と共に、メキシコ銀行は商業銀行の機能を廢

## アルゼンチンの金融制度

し、アメリカの連邦準備銀行制度に倣うて、専ら中央準備銀行となり通貨統制機関となつた。現在のメキシコ銀行の組織は一九四一年の改正令によるものであつて通貨発行と為替相場の規制について広汎な権限を認めている。メキシコ銀行は実質的な公開市場操作を行うほか、民間銀行の必要準備高を各銀行予金の五%から五〇%の範囲内で変更出来る。政府はメキシコ銀行の資本金の五二%を所有し理事九名中五名を任命している。政府の信用状況と金融市場の発展度より見る時は、アルゼンチン中央銀行がメキシコ銀行より公開市場操作には効果的である。

## 三、綜合銀行

欧米の金融専門家の勧告によつてラテン・アメリカに正統的な中央銀行が相ついで設立される迄は種々因襲的国立銀行が多数存在していた。

グアテマラ、パラグアイ、ハイチの国立銀行は、この種のものである。グアテマラ中央銀行 (Banco Central de Guatemala) は一九二七年ハイチ国立銀行 (Banco Nationale de la Republique d' Haiti) は一九一一年の設立である。パラグアイでは一九一六年に為替局 (Oficina de Cambio) が設立されボリビアとの戦争中 (一九三二—三五年) 政府は戦費を調達融資し、一九三七年に共和国銀行 (Banco de la Republica) と改称した。

ウルグアイ共和銀行 (Banco de la Republica Oriental del Uruguay) は一八九六年設立され、当初は小企業及び農業に融資する商業銀行であつた。一九一一年より紙幣発行の独占権を獲得したが、この外に農業の短期信用のほか抵当貸付、農業開発貸付、質屋業務、更に金融以外の業務として政府の穀物倉庫の管理、農産物の輸出最低価格規則の監督等の業務を担当した。一九三五年に至つて紙幣発行業務はその他の業務と別にされ、新に自治権をもつ為替局の所管となつた。

コスタ・リイカ国銀行 (Banco Nacional de Costa Rica) は一九三七年、ニカラグア国銀行 (Banco Nacional de Nicaragua) は一九四一年に創立され、中央銀行業務に属する為替局と民間商業銀行に類似し

## アルゼンチンの金融制度

た業務をする銀行局或は営業局を両銀行をもつてゐる。コスタ・リイカ国立銀行は、之に抵当局が加わつて三局制である。各局は共通の管理及び理事会の支配に属する(但し、発券局は特別な通貨委員会所属)が夫々別の資本金をもち、バランス、シートも分れてゐる。この分局制度は正統派の銀行制度と土産の混合業務との折衷型である。上述の如き銀行局又は営業局は貸付業務については広汎な権限をもち、特に農工業に貸す五年以下の中、小短期の貸付に重点をおいてゐる。発券局の通貨統制は公開市場操作又は準備金変更の権限の欠如により十分な効果を望めない。

### 四、中央銀行のないもの

既述の十五ヶ国以外のラテン・アメリカの国々には国立銀行はあるが、夫等は実質的意味の中央銀行ではない。

**ブラジル銀行 (Banco de Brasil)** は政府金融機関で財務の代理をしている。その外に割引業務及び普通商業銀行業務も営むが紙幣発行権は大蔵省にある。ごく最近、ブラジルに中央銀行創立の計画が進んでゐる。

**パナマ国立銀行 (Banco Nacional de Panama)** は商業及び抵当銀行で、通貨発行機能はない。国内の鑄貨は大蔵省が発行する。

**キューバ**では通貨は大蔵省が発行し、米ドルと併行的に流通してゐる。一九四二年にアメリカの使節団は金融事情視察の上でドル貨の引上げと中央銀行の創設を勧告した。

又、**ドミニカ**では一九四一年に政府が **National City Bank of New York** の支店を入手してドミニカ共和国準備銀行 (**Banco de Reserva de la Republica Dominicana**) を設立したが、この銀行は中央銀行機能はなく普通の商業銀行にすぎない。国内では米ドルが流通している。

**ホンジュラス**では、通貨発行の責任は政府委員会と二つの民間銀行にある。政府はレンピラ金貨を発行し、二民間銀行は各資本金及び法定準備金の一七五%を限度として紙幣を発行出来ることになつてゐる。近年、ホンジュラスでは貨幣を補足するためにアメリカの銀貨を輸入

してゐるようである。ホンジュラス政府は一九四三年のアメリカ使節団の勧告に基づいて中央銀行の設立を鋭意研究しており、一旦、一九四九年十二月には中央銀行法案が議会へ提出される。

**パラグアイ**は従来は半土着的中央銀行をもつていたが国内経済の発展と共に近代中央銀行へと新しく脱皮、発展しようとしている。

以上の如くラテン・アメリカの国々の中で中央銀行のない国々も近代的中央銀行の設立計画を進めてゐるのが現段階である。

### ◇アルゼンチン中央銀行

アルゼンチンの最初の中央銀行法は英蘭銀行のオットー・ニーマイヤ卿 (**Sir Otto Niemeyer**) が作製した草案を若干修正して一九三五年に採択されたが、之は公衆への直接的保護を企てていない因襲的な面の残るものであつた。

この反面、銀行は資本金及び余剰金の外、四万ペソ(銀行設立当時の有価証券中の整理公債の額に相当)を加えた金額迄公開市場操作が認められていた。中央銀行には更に、民間銀行に対する監督権及び為替管理権が与えられた。

政府は銀行の正副総裁及び理事の一名を任命し、他の一名は国立銀行が選任し、他の十名の理事は株主銀行が選任する。但しこの中には農、牧、商、工各界の代表者一名が含まれねばならない。銀行の払込資本は二〇〇万ペソで政府及び株主銀行が夫々一〇〇万ペソ宛負担している。

銀行の公開市場操作は設立の翌年の一九三六年にはその範囲は拡大され、特定の大蔵省証券を一億ペソ迄、取引出来る事となり、一九三七には金及び外国為替証明書の取引も許された。

後者は金及び外国為替により保証された銀行の直接債務である。かくて中央銀行は民間諸銀行から為替を買上げて放出した資金を、整理公債、特定大蔵省証券、為替証明書等の債権参加証明書で民間諸銀行に売つて吸収することが出来た。この方法で吸収した資金は一九三七年八月には最高の七億四〇〇〇万ペソ（同時期の民間諸銀行の総現金保有高に等しい）に達した。一九四〇年以来、大蔵省証券は競争入札により公衆が直接投資出来るようになり、又、一九四二年以降は整理債券の債権参加証明書も直接公衆に売却出来るようになった。

一九四九年十月に中央銀行法は改正され後掲の新しいアルゼンチン共和国中央銀行法が制定を見たが、之が旧法に比し改正された点は、国際金融面の発展をはかるため広範な権限が与えられたことと、一方で業務内容を純粹に通貨面に限つたことである。一九四六年、ペロン政権が樹立され、中央銀行法が改正された際の目標であつた国内完全雇用の達成と国民生活水準向上の任務は四九年の改正では国家経済委員会及び経済関係各省に移譲された。

アルゼンチン中央銀行は強力な国有であり、総裁が大蔵大臣の兼務するところで財政と金融の一本化が実現されている。之は恰もソ連が国立中央銀行 Gos Bank を財務人民委員部の支配下に運営し、以下の人々から成る評議委員会の監督をうける事例に学んだとも見られる。国有化には色々の型があるが

(一) ソ連では評議委員会は (イ) 財務人民委員 (議長) (ロ) ゴス

#### アルゼンチンの金融制度

・バンク理事長 (ハ) 工業銀行、協同組合銀行、農業銀行、公共経済銀行の理事長 (ニ) 外国銀行理事長 (ホ) 国民経済の他の部門の代表者として政府により選出された委員 (ハ) 各連邦共和国代表者により組織され、これがゴス・バンクの理事と正副理事長とを任命する仕組みである。

(二) 之に対して国有の方向は同じでも英蘭銀行の場合は特殊法人で、大蔵省がその株式の全部を譲り受け、理事会は国王の任命する総裁及び副総裁並びに十一名の理事 (下院議員と官吏はその資格はない) で組織され、理事会が経営事務を行い、大蔵省は必要を認めた場合は指令を総裁に諮問の上、英蘭銀行に発することが出来、又銀行業者に報告を求め、又は勸告を行うことも出来るという金融市場に対する強力な指導と統制権をもたせてあつた。

(三) 今一つの国有方式はフランス銀行の場合である。この場合は政府、金融機関、労働組合、商工業者の代表によつて組織される「国家信用理事会」が銀行業の監督のために広汎な任務を担当するが中央銀行としてのフランス銀行は国有化されても一切、今迄の業務や組織に変化はなく、たゞ株主はその所有株式をすべて国家に引渡しそれに対してこの銀行は三%利附流通記名証券を交付しその証券の償還は五〇年以内ということになつた。その場合、株式の清算価格は一九四四年九月乃至一九四五年八月三十一日に至る間の取引所公定相場の平均又は一九四五年九月一日から清算価格決定迄の株式取引所での実際購入価格の双方を超過することは禁止された。フランスの場合は一九四五年一〇月の総選挙の結果、左翼の共産党、社会党及び M R P とドゴールの連立内閣が断行したものでフランス銀行の国有化と共に同国の予金総額の八割を保有する四大予金銀行 (リヨン信用銀行 Crédit Lyonnais 一般銀行 Société Générale ペリ国民割引銀行 Comptoir National d'Es-compte de Paris 商工銀行 Bank National pour le Commerce et l'Industrie) の国有化が国民予金の保護、流動資金の国家管理、中央銀行との協調を実現するためにとられたのは注目に値する。

之等の国有方式にも決してアルゼンチンの場合は国家の強大な権力が目立ち、之等の国々の場合の夫々優れた点の採用につとめてゐる。それは中央銀行以外に国立担当銀行、産業銀行、国立郵便貯蓄金庫等との緊密な連携上、大蔵大臣の総裁兼務を行つてゐると考えられるからである。国有化を行つた国では英国を除き、連も設備資金の融資のために専門的に工業、電気事業資本建設銀行 *Prom Bank* 都市住宅建設銀行 *Teekom Bank* 協同組合資本建設銀行 *Yeko Bank* 農業銀行 *Selhoz Bank* を設置しその外に個人貯蓄を受入れる国立労働貯蓄銀行 *State Labour Saving Bank* があるように業務の分化は不可避である。仏国の場合については先述の如くであり、経済体制の如何に不拘金融事象としての投資活動が存在している以上、普く見られるところであらう。アルゼンチンも又その例に洩れてはいない。

抑々銀行の社会化又は国有化は一八世紀から見られたところである。第一は銀行を国家財政の目的に便宜にしよとすものでジョン・ローの玉室銀行の例は、国家主義的政策の遂行を企てる全体主義の金融統制の背後の思想である。第二は特殊の金融機関を保護、監督するために主張されたもので各国に見られる国営又は公営の貯蓄銀行や庶民銀行やアメリカや日本に於ける経済復興や産業開発のための特殊金融機関である。第三は中央銀行の機能からしてその独占的利益を国家の掌中に帰さんとする中央銀行国有論である。リカドオが一八一六年発表した提案 *Proposals for an Economic and Secure Currency* や一八二四年の国立銀行設置案 *Plan for the Establishment of a National Bank* はこの思想の先駆をなしたものである。第四は経済改革を行う手段としての銀行の社会化又は国有化の主張でそれは現在の資本主義社会の下で金融制度の改革によつて

雇用の増加、国民生活水準向上の経済的繁栄を維持しようとする立場と資本主義社会を超越して社会主義社会実現のプログラムとして考へる立場とが含まれる。

銀行国有化の対象となるのは中央銀行（之に關しては前述の如く諸国の例があり第二次大戦後は東欧諸国—チェッコ、ポーランド、ハンガリー、ブルガリア、ユーゴスラヴィアが相ついで国有化を実現した）が第一で第二には銀行その他の信託会社や生命保険会社等の主要機関があり第三に特殊目的をもつて設立された各種の金融機関がある。中央銀行以外の金融機関の社会化、国有化も漸次各国で試みられてはいるが尙藉すに時日をもつてせねば完全な実現は遠い。日本の場合は敗戦後連合軍の経済民主化の指令により金融制度の改革が断行され日本銀行の最高機関として政策委員会が設置され政策決定の唯一の機関として活動している。一時、日銀の社会化が論ぜられたが今日は銀行法の改正を待望する声は市銀より強く、日銀の強力な金融統制権の緩和を期待してのことである。（信用調整法、日銀法、銀行法改正の動きはこの線にそつて叫ばれている）。日銀の場合は資本主義の枠内に於ける経済的繁栄への政策でありアルゼンチン中央銀行に比し国家独彩の色彩は遙に薄い。英蘭銀行国有化の際に主張された如く今迄の英蘭銀行は商業銀行への統制力は弱く、金利と準備率操作を商業銀行の採算に影響することを通じてしか統制力を發揮出来ず、市場資金需要の少い不況期にはこの二つの操作は何等恢復策にはならなかつた。次に英蘭銀行は商業銀行を一つに纏める力に不足したがそれは第一次大戦以来、商業銀行の集中化が促進され所謂五大銀行の独占的地位が強化され過ぎ英蘭銀行の指導的地位は弱体化の一途であり、更に政府と英蘭銀行との政策的対立即ち財政と金融との不円滑等が従来の英蘭銀行の中立性という古典的立場であるが英金融等の發展、政府の財政上の変化、特に国際金融上の英の勢力低下が二度の大戦と共に決定的となつたことは勢い英蘭銀行の地位の低下という客観情勢と相容れなくなつたというの

である。

アルゼンチン中央銀行は一九四六年三月二十五日、ペロン政権の金融制度の全面的改革の一翼として完全に国有化され、(一)政府の財政顧問、(二)外国貿易の統制と調整担当機関、(三)アルゼンチンの通貨に影響を及ぼさぬ限りで資本の国際移動を調整、統制する機関、(四)証券に対する完全な統制力をもつ機関、(五)国立銀行、産業銀行、不動産銀行に対して高度の統制力をもつ機関として再出発した。

アルゼンチン中央銀行についてはその銀行法がある。即ち

#### ○アルゼンチン共和国中央銀行法

##### 第一章 性格及び目的

一、アルゼンチン共和国中央銀行は大蔵省に從属する自治機関とし本法及び関係法規に從つて運営される。

国家は中央銀行が締結するすべての債務を保証する。

二、中央銀行は、本店をブエノスアイレス市におく。

中央銀行は理事会の決定により国内及び外国に支店又は代理店を設置し、又はコルレス関係をなすことが出来る。

三、中央銀行の業務は次の事項を目的とする。

- 1 貨幣価値及び経済活動が貿易、資本の国際移動及び投資を促進するよう準備金を調節、変更し、為替管理を行う。
- 2 金融業務を最高度に行わしめるため信用及び支払方法の規則を実施する。
- 3 決済及び信用業務を監視し銀行法その他関係法規を適用する。
- 4 有価証券市場を監督し、内外取引、公共貸付に關し政府の財務代理を行う。

##### 第二章 資本 金

#### アルゼンチンの金融制度

四、中央銀行の資本金は一億ペソとする。

##### 第三章 理事 会

五、中央銀行は総裁、副総裁及び九名の理事よりなる理事会によつて運営される。

会員はすべてアルゼンチン国の出生者でなければならぬ。

六、総裁、副総裁は夫々大蔵大臣、國務次官とする。

七、副総裁は総裁が不在又は支障ある場合又は欠員の場合、総裁の職務を代行する。以上のほかは総裁が命ずる業務を行う。

八、アルゼンチン国立銀行 (Banco de la Nacion Argentina) アルゼンチン産業銀行 (Credito Industrial Argentino) 国立抵当銀行 (Banco Hipotecario Nacional) 国立郵便貯蓄金庫 (Caja Nacional de Ahorro Postal) の各総裁は自動的に理事となる。その他の五名の理事は農、牧、工、商、労働の各界の代表者を行政当局が任命する。

九、行政当局より任命された五名の理事の任期は四年で重選を妨げず、又二年毎に更新することが出来る。

理事は次の各号に該当するものであつてはならない。

- 1 国家又は州の公立団体の役員及び市会の審議員
  - 2 破産者若しくは債権者により管財をうけている債務者及び諸銀行に対して弁済を延滞している債務者
  - 3 犯罪により刑の宣告をうけた者
  - 4 銀行法に定める組織体の管理或は経営に参画し又は関係ある者
- 一〇、行政当局により任命される五名の理事の報酬は中央銀行予算の定めるところに從う。
- 一一、総裁は理事会を代表し中央銀行を統轄する。
- 1 理事会の決定に基づくすべての事項を遂行するために権限をもつ。
- 2 理事会の未決定事項について実行し解決する権限をもつが、

## アルゼンチンの金融制度

この場合は速やかに理事会に対して事後承認を求めることが必要。総裁は第三者に対し中央銀行を代表し職員の内免、昇級、停職を行いそれを理事会に報告する。

一二、総裁は尠くとも二週間に一度は理事会を召集する、議決定数は六名とし採決は出席人員の単純多数決とする。可非同数の場合は総裁又はその代理者が二重投票をする。

### 一三、理事会の職能

1 中央銀行の業務規定の作成、この規定に基づき行われた業務の確認、規定外の業務の処理、俸給及び雑費に関する年予算の作成

2 毎年の中央銀行の B/S, P/L 及び報告書の認可

3 毎年の副総裁次席の任命

4 支店及び代理店の開設及び閉鎖

5 コルレスの締結

6 中央銀行の再割引率、利率、及び為替相場の決定に対する参加

7 中央銀行業務に必要な不動産の購入及び譲渡、一八の五に従つて購入した不動産の売却

8 行政当局に対する総支配人及び副支配人の推挙

9 四五に定める予備金額の決定

10 中央銀行職員に対する懲罰規定

## 第四章 支配人

一四、中央銀行の経営は総支配人及び副支配人が行う。

何れもアルゼンチン国出生者であることを要し理事会の推せんにより行政当局が任命する。

一五、総支配人及び副支配人は総裁及び理事を補佐し、理事会には補佐官の資格で何れか一方が出席する。

総支配人及び副支配人は理事会の規定及び決定事項の実施に關し責任を有する。又、総裁の認可をえて必要な内規を定め

る事が出来る。

総支配人又は副支配人は中央銀行の経営状況について総裁に報告を行う。

## 第五章 業務

一六、中央銀行は理事会の定める所に従い次の業務を行う。

1 紙幣鑄貨の発行

2 諸銀行からの預り金の受理

3 国際間の支払協定に関する業務

一七、中央銀行は理事会の定める条件に従い次の行為をなす事が出来る。

1 金及び外国為替の売買

2 担保を必要とする債券、約束手形、証書及び債権参加証の発行並びに特別に保証を必要としない其他手形の発行

3 適格手形の再割引

4 諸銀行に対する前貸及び其他の貸付

5 金貨又は金塊を担保とする前貸の承認

6 金の保管

7 他の中央銀行のコルレス又は代理店業務国際的又は信用制度育成のため必要な業務

8 公債の発行、売買の引受、この場合すべて政府勘定とし中央銀行は応募を行わず、又その売却きについて保証をなす事は出来ない

9 資本金及び準備金額を超えない限度において公債の売買。市場調節の必要のある場合に限りこの限度は他銀行からの預り金残高の一五%まで増加できる。

右の三、四、五項の場合には保証積立金を課する。

一八、次の諸項は禁止する。

1 (イ) 第三十条に定める業務

(ロ) 銀行商業、工業又は国家に属する公共事業の手形の

## 再割引

を除く対政府貸付

2 州、市又はこれらに從屬する自治団体に對する貸付（但し銀行、商業、工業又は州、市に屬する公共事業の手形再割引の場合を除く）

3 政府、州、市、自治団体の手形又は其他證書の保証或は裏書

4 保証なしの前貸又は無担保信用（但し他の中央銀行の協定に基き相互に借用供与を行う協定ある場合を除く）

5 不動産の購入（但し、中央銀行業務に必要な場合を除く。理事會が承認した場合に限り中央銀行の權益を保護する必要上債務者の不動産或は商品を手入する事が出来る。この場合一般銀行法の定めるところに從つてそれを売却しなければならぬ）

## 第六章 貨幣發行、金及び外國為替準備

一九、中央銀行はアルゼンチン國の紙幣及び鑄貨を独占的に發行する。政府、其他の州、市の公共機關、諸銀行及び其他の如何なる機關も紙幣及び鑄貨に類似のものを發行する事はできない。

二〇、中央銀行の紙幣及び鑄貨はアルゼンチン國全域において額面通りの価値を有する。その呼称は理事會の定めるところに從う。

二一、紙幣には引換に鑄貨を表記金額通り所持人に對し即時支払う旨記載する。このほか總裁及び總支配人の署名の肉筆模写を記載する。

二二、中央銀行は常に發行した流通紙幣及び一覽払手形の少なくとも二五%に相當する金及び外國為替の準備を必要とする。金及び外國為替はすべて中央銀行に集中する金及び外國為替の準備とは金及び外國為替によるすべての債務を返済した後、の純残高を云う。

## アルゼンチンの金融制度

二三、中央銀行は發行せる紙幣を金塊一、四四一キログラム

（四〇〇トロイオンス）に相當する貨幣額を下らない金額で金又は要求に應じ外國為替に即時兌換の義務を負う。紙幣と外國為替との交換に適用される相場は平価の上下二%以上の変動を認めない。

二四、中央銀行は貨幣發行の独占が侵害されている事を知つた場合その事実を行政当局に報告する。

## 第七章 他銀行との關係

二五、中央銀行の資格に應じて必要なサービスの提供を諸銀行に對し要求する事ができる。

二六、中央銀行は銀行法に從つて設けられた各種公共体の活動に對し協力する事ができる。

二七、国立の諸銀行が作成した開發計畫並びに同計畫に含まれるすべての投資は事前に中央銀行と協議しなければならぬ。

開發投資は國民經濟に役立つ場合に限り行う。

二八、国立以外の諸銀行も前条の開發計畫に参加する事ができる。

この場合均等な利益及び特權を享受する。

諸銀行は開發計畫参加の要請を中央銀行に對して行う。中央銀行は諸銀行に對し損失を保証するため積立金を徴集する。

二九、中央銀行は補償機關（*Camaras Compensadoras*）を管理する。

## 第八章 政府との關係

三〇、中央銀行は政府に對し季節的或は一時間な不足額を補うため、政府がこの三年間にえた有効資産の平均一五%を超えない金額まで期限付で前貸をなす事が出来る。

この前貸はすべて一二ヶ月以内に返済されねばならない。又この期限内に返済されない場合はそれを完済するまで爾後の前貸を行わない。

この前貸に對して政府は現行の割引に適用される最も低率を超えない利子を支払う。



アルゼンチンの金融制度

三一 中央銀行は要求に応じ直接又は指定銀行を通じて国内、国外において政府の送金及び銀行業務を引受ける。この場合政府の資金を受け政府勘定により支払を行う。中央銀行は政府の勘定に預けられた金額に対しては利子を支払わず、又代理業務の手数料も徴収しない。但しそれに要した雑費を負担させる事は出来る。

三二、中央銀行は大蔵省のため一般勘定を開設する。この勘定には徴税金、政府に対するすべての前貸を貸記する。この勘定からの支払は国庫の指令によりなされる。

三三、中央銀行は政府勘定により公共貸付及び内外の公共債務を取扱う。証券類を直接売りに出す事、或は取引所に出す事ができる。中央銀行は取引所の会員となる事はできないが、その業務を監督するため取引所に介入する事はできる。

三四、中央銀行は大蔵省の代理者である国庫代理人或は支払人と協議を行う権限を有する。

三五、中央銀行は内外の公債取扱費用及びそれに要する雑費用を大蔵省の勘定に借記する。

三六、中央銀行は大蔵省の指名した官吏に対し、公債の発行、売却、取扱に対する管理に關し隨時便宜を与える。又、その業務に關する書類を檢閲に供する。

三七、中央銀行は国内の通貨状況及び外国の通貨上の重要事件に關し少なくとも年二回政府に報告を提出する。

更には毎年財政の進展について特別報告書を作成する。これは中央銀行の年次総報告の中に含める事ができる。

三八、国立恩給金庫の発行する有価証券のすべての売買は中央銀行を通じて行われなければならない。

三九、中央銀行は公債を発行した場合毎回行政当局に報告する。

第九章 為替管理

四〇、中央銀行は次の如き為替管理を行う。

- 1 輸出、其の他受取に基く外国為替の収入に対する監視、及び輸入其の他支払に必要な外国為替の配分に対する監視
- 2 輸出入のための為替の種類の設定
- 3 為替管理方式の決定及び為替管理規定の作成
- 4 為替規則の適用及び必要な会計検査の実施

四一、中央銀行は為替取引に直接間接を問わず介入する金融機関仲買人輸出入業者及び其の他の者に対し、その帳簿、書類の呈示及び当該取引に關するすべての情報の呈供を隨時要求する事ができる。

右により入手した情報は秘密事項として銀行法第二〇条に準じて取扱う。

四二、中央銀行は為替業務を行うための登記或は許可及びその取消を行う。

第一〇章 証券市場

四三、中央銀行は証券市場を育成するため国内の取引所及び市場の監督を行う。このため次の任務を有する。

- 1 証券の取引所及び市場業務の認可申請、計画、並びに改訂に關し行政当局に報告する。
  - 2 取引所及び市場業務について、規則違反を行つた関係者に對し退場を勧告する。
  - 3 取引所及び市場業務に關する規定を證衡する。
  - 4 取引所の仲次人の許可取消及び登録を行う。
- 四四、中央銀行は取引所、市場、仲介人の帳簿及び書類を檢査し關係あるすべての情報の呈供を要求する事ができる。
- これについては銀行法第二〇条に定めるところに準じて秘密に取扱う。

第十一章 利益

四五、会計年度ごとに資産償却及び理事会が必要と認めた準備金、予備金を控除した後純益の五〇%は、一般準備基金(Fondo de

Reserva General)へ残りの五〇%は政府へ帰属する。

五二、大蔵大臣は三ヶ月毎に銀行に対し次の事項に関する通知を行う。

- 1 国庫の入金及び出金の変動
- 2 正貨資産の徴税及び信用資産の収益に関する詳細
- 3 各会計の設置に基く出費
- 4 固定及び流動負債の状態

右の通知のほか中央銀行は大蔵大臣及び其他の大臣に対し必要な通知を要求する事ができる。

以上の如き機能をもつ中央銀行であるが更に附言するならばケンメラー計画では中央銀行は銀行券の二五%、プラス sight deposit outstanding に対して準備をもつべしとされてきたことである。それは第二十二条の規定に大体の方向は採用されている。又中央銀行の再割引率は二・三・九%となつていているが之は(イ)貿易量の統制(ロ)公開市場操作の見地から有効である。先述したところであるがアルゼンチンでは中央銀行の統制力は絶大であるが他のラテン・アメリカ諸国が国際通貨基金(I・M・F)に加入しその通貨を金又はドルに結びつけているに對しアルゼンチンは加入せず、(一)政府と、(二)流通通貨量の二要素によつて通貨の地位を維持しているのである。他のラテン・アメリカ諸国ではI・M・Fがその国の金融制度の性格を決定する主要な要素である程、満足な機能を果しているがアルゼンチンはその国民の国家に対する絶対の信頼によつて通貨の力を保つていたのであつてペロン政権の統制力は偉大である。

アルゼンチン中央銀行の資本金の構成、預金構成を他のラテ

#### アルゼンチンの金融制度

ン・アメリカ諸国の中央銀行の場合と比較すると一九四八年に於いては第四表の如くである。

アルゼンチン中央銀行は一国の全金融、経済生活の中核である国内の生産活動に對しての政府の干与や国際経済關係への指導をも含む全商業、通商の分野に統制権を強力に揮つてゐる。

公立や準公立の銀行制度と夫等相互間の調整、指揮、産業銀行や多くの準政府代理機関(色々な経済活動の分野を担当している十以上の)の監督と指導をする。即ち、

- Trade Promotion Institute.
- National Housing Commission.
- National Argentina Council.
- National Commission for Industrial Promotion.
- National Commission of Grains and Silos.
- National Commission of the Dairy Industry.
- Regulatory Board of Agricultural Production and Commercialization of yerba mate.
- Regulatory Board of Agricultural Production.
- National Meat Board.
- National Wine Board.
- National Cotton Board.
- National Sugar Board.

政府銀行としての中央銀行は之等の国家的機関に對して信用貸付政策を行う事も一つの任務である。即ち、この国の経済發展に對して必要な産業資金を融資することである。云わば国内投資活動の中央銀行による推進ということである。

之を要するにアルゼンチン中央銀行は後進国たる自国経済構造の急速なる高度化のために国家権力による運営の下に全力を

第4表 中央銀行の資本と剰余

(百万各国通貨)

	資本金 (払込済)	剰余 (一般準備のみ)	資本金及び 剰余	米ドル表示の資 本金及び剰余
アルゼンチン	30	30	60	15
ブラジル	100	366	466	26
パラグアイ	3			
ウルグアイ	60	31	91	43
チリ	140	133	173	9
ボリビア	50			
ペルー	5	8	13	2
エクアドル	14	16	30	2
コロンビア	14	9	23	13
ヴェネゼラ	5	1	6	2
パナマ	—	—	—	—
コスタ・リカ	10			
ニカラグア	2.5	2	4.6	1
ホンデュラス	—	—	—	—
エル・サルバドル	1.65	0.58	2.23	0.9
グアテマラ	—	—	—	—
キューバ	5			
ハイチ	5	1	6	1
ドミニカ	0.1			0.1
メキシコ	50	87	137	28
アメリカ合衆国	196	476	672	672
連合王国	15	4	19	76

アルゼンチンの金融制度

Source: Federal Reserve Bulletin, Mar. 1949.

第5表 中央銀行の予金

1948, 12月

アルゼンチンの金融制度

	個人予金	銀行予金	政府予金	その他の予金	予金総計	100万米ドル表示予金総計
アルゼンチン	12,850 <sup>(1)</sup>	427	1,480	84	1,991	498
ブラジル	8,719	3,630	5,219		17,028	920
パラグアイ					15	
ウルグアイ			54	232	286	151
チリ		1,037		246	1,283	41
ボリビア					222	5
ペルー					258	40
エクアドル		144		60	204	15
コロンビア					154	78
ヴェネズエラ					253	75
コスタ・リカ					63	11
エル・サルバドル					20	8
グアテマラ		12	4		16	16
ハイチ	28		15	1	44	9
ドミニカ					4	4
ミキシコ					676	139
アメリカ合衆国		20,479	1,123	1,779	23,381	23,381
	要求払予金	政府予金	定期予金	予金総計	100万米ドル表示予金総計	米ドル表示資本当り予金
アルゼンチン全銀行の予金	6,986	2,786	6,572	16,344	4,080	254

Source: Federal Reserve Bulletin, Mar. 1949.

(1) は所謂国有化予金で商業銀行が中央銀行に対してもっている予金である。(普通銀行予金の形をとる)

第6表 アルゼンチン中央銀行の準備 (単位 百万ペソ)

	Des. 31, 1952	Dec. 31, 1953	Dec. 31, 1954
金	906.5	1,623.4	1,623.4
外国為替(純)	177.3	1,461.5	1,389.9
合計	1,033.8	3,084.9	3,013.3

Source: The Review of the River Plate, June, 1955.

第7表 ラテン・アメリカに於ける政府金保有高並びに政  
府及び民間の短期ドル保有高 (100万ドル)

	1950	1951	1952		1953		1954
	6月	6月	6月	9月	6月	12月	6月
ドル圏							
コロンビア	122	124	138	194	197	237	319
キューバ	536	609	635	515	579	531	532
メキシコ	224	352	266	375	339	341	287
ヴェネズエラ	489	449	503	519	530	596	621
その他	1,682	1,878	1,933	1,977	2,106	2,094	2,180
非ドル圏							
アルゼンチン	454	632	415	427	519	503	550
ポリヴィア	37	48	47	46	47	41	37
ブラジル	442	529	398	390	451	423	417
チリ	102	115	96	121	129	121	106
ペルー	78	100	103	107	109	104	103
ウルグアイ	255	354	309	301	311	337	331
合計	1,368	1,778	1,368	1,392	1,566	1,529	1,544
全ラテン・アメリカ諸国計	3,050	3,656	3,301	3,369	3,672	3,623	3,724

Source: The Review of the River Plate, June, 1955.

第8表 投資計画 (アルゼンチン) (単位ペソ)

社会政策	249,310,000
経済開発計画	1,758,790,000
公共労働及びサービス	1,989,990,000
軍隊	756,600,000
国家計画に於ける総支出 (1955)	4,754,690,000
各州に対する支出	500,000,000
	5,254,690,000

Source: ibid., May, 1955.

第9表 アルゼンチンに於ける現在のペソ価値  
による国民所得の変動 (百万ペソ)

アルゼンチンの1946年の国民所得は次の如し			既発表所得	地代収入	直接税	調整国民所得	
100万ペソ 国民所得	100万ドル 国民所得	1米ドル表示 の資本当り 国民所得					
16,740	4,190	260	1945	16,584	1,100	1,070	18,854
			1948	37,903	2,700	3,100	43,703
			1951	73,000	5,100	7,200	85,300
			1952	88,500	6,200	7,300	102,000
			1953	92,000	6,500	7,700	106,200
			1954	—	—	—	125,000

Source: ibid., June, 1955.

傾注しているのであるが謂わばソ連型に属する中央銀行と見られる。  
アルゼンチン中央銀行の準備はその構成は第六表の如くである。尚、中央銀行保有の金の現在価値は一〇六一万三〇〇〇オンス(トロイ)である。

第二次五ヶ年計画と共に中央銀行の投資も重大とはなつていくが政府の立案した一九五五年の投資計画によるならば、第八

アルゼンチンの金融制度

表の示すところである。之は又国民所得の増大の結果から政策的に決定されたものでもある。

第10表 1946-1953 の国民所得の地域的配分 (アルゼンチン)

	全 所 得		増 減%
	1946	1953	
Greater Buenos Aires	42,597	40,341	- 5.3
Buenos Aires	19,089	19,672	+ 3.0
Santa Fe	9,795	9,844	+ 1.3
Córdoba	7,361	8,593	+16.7
North-east	6,670	7,515	+12.7
Cuyo	5,533	5,972	+ 7.9
North-west	5,028	6,119	+21.9
Patagonia	2,262	2,780	+22.9
計	98,255	100,836	+ 2.6

単位は 1953 の購買力のペソ(百万)

Source: The Review of the River Plate, Dec. 1954.

このような国民所得の推移と共に前掲の如く予金も行われていたのであるが中央銀行の内容はどのような様相を示したかは次表によれば明らかである。

- (1) S. E. Harris: Economic Problems of Latin America. N. Y. 1944. pp. 94-99.  
 (2) W. C. Gordon: The Economy of Latin America. N. Y. 1950.

アルゼンチンの金融制度

第11表 国 民 所 得 (アルゼンチン)

単位 百万ペソ

	現在ペソ の価値	公 定 生 計費指数 (1943=100)	1943年のペソの購買力			
			合 計 (百万ペソ)	指 数	資本当り (ペソ)	指 数
1945	18,854	119.4	15,800	100.0	1,026	100.0
1948	43,703	180.4	24,200	153.1	1,464	144.5
1951	85,300	405.8	21,000	133.0	1,190	116.0
1952	102,000	562.9	18,100	114.5	1,012	98.6
1953	106,200	585.3	18,150	114.9	996	97.0
1954	125,000	607.5	20,580	130.4	1,108	108.0

Source: The Review of the River Plate, Aug. 1955.

pp. 216-p. 240.  
 (c) The Review of the River Plate, 1944, Jan.-Feb.

第12表 アルゼンチン中央銀行勘定

百万 m\$n

資 産	1953, 12/31	1954, 3/31	1954, 12/30	1955, 3/31	1955, 4/30
金	1,623.4	1,623.4	1,623.4	1,623.4	1,623.4
金の保証をもつた外国為替	225.3	360.9	413.2	325.1	213.7
そ の 他	2,006.6	2,303.0	1,931.7	1,811.2	1,787.4
無利子政府証券	350.8	350.8	350.8	350.8	350.8
国家財務コンソル債券	376.6	376.6	374.9	374.9	374.9
アルゼンチン、イタリー協 定とその他	3,179.8	3,106.8	3,278.0	3,331.4	3,341.6
政府に対する一時貸付	15	—	173.3	208.0	—
抵当貸に対する貸付	10,703.8	11,557.2	14,227.2	14,265.3	14,588.7
担保による銀行貸金保証	4,853.7	5,108.7	5,376.0	5,334.5	5,358.6
種々保証のある銀行貸金	164.5	157.9	253.0	355.3	391.6
負債勘定上の再割引と貸付	36,816.6	39,181.3	44,340.8	45,016.2	46,225.3
法令12962号の作用する勘定	5,306.0	5,527.0	5,336.0	7,798.3	7,505.1
他 の 資 産	199.3	249.2	129.8	440.4	381.3
負 債	65,806.4	69,902.8	77,808.1	81,234.8	82,202.4
流 通 通 貨	22,102.6	21,335.4	26,837.9	25,908.1	26,005.2
流通紙幣(他の銀行に於ける)	4,393.1	4,715.6	4,750.7	5,581.3	5,297.2
海外の通商、為替	770.4	811.3	955.0	941.1	867.7
見える負債(予金)	454.5	564.6	375.3	540.2	629.4
他の見える負債	1.6	0.8	3.6	3.1	5.3
中央銀行抵当債券	506.8	604.8	745.8	804.0	822.0
中央銀行勘定宛の他銀行の 予金	34,303.8	38,301.7	40,259.0	43,340.2	44,393.6
そ の 他 の 負 債	597.5	753.6	569.1	771.9	752.8
計	63,130.3	67,087.8	74,497.2	77,889.9	78,773.2
資 本	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
一般準備基金	302.2	424.0	424.0	606.0	606.0
その他の準備金	2,022.9	2,022.9	2,422.9	2,422.9	2,422.9
損 益 勘 定	251.0	268.1	364.0	216.0	300.3
計	2,676.1	2,815.0	3,310.9	3,344.9	3,429.2

アルゼンチンの金融制度

Source: Sintesis Estadística Mensual de la Republica Argentina. 1955.

第13表 1948年於ける中央銀行の国内貸付

(百万各国通貨)

アルゼンチンの金融制度

	事業及個人 貸付	銀行間貸付	対政府貸付	対公共団体 貸付	全 国 内 貸 付 計	100万米ドル 表示 総計
アルゼンチン	—	17,170	1,238	—	18,408	462
ブラジル	10,780	1,720	2,130	1,680	16,320	882
パラグアイ	28	66	73	—	167	54
ウルグアイ	126	19	48	159	351	185
チリ	683	1,762	1,495	1,199	5,139	165
ボリビア	487	68	1,513	492	2,560	61
ペルー	—	118	583	151	852	131
エクアドル	86	63	52	41	242	18
コロンビア	19	145	132	42	338	173
ヴェネズエラ	—	—	—	41	41	12
コスタ・リカ	—	64	35	17	116	21
ニカラグア	—	39	36	—	75	15
グアテマラ	—	6	4	—	10	10
エル・サルヴァドル	—	9	2	—	11	4
ハイチ	—	—	—	—	19	4
ドミニカ	—	—	5	—	5	5
メキシコ	833	241	1,269	147	2,490	513
米 国	1	330	23,002	—	23,978	23,978
中央銀行以外の銀行の国内貸付						
	対政 府 付	対公 共 体 付	事 業 及 び 個 人 付	総 量	100万米ドル 表示 総計	
アルゼンチン	3,143	6,642	7,344	17,129	4,280	
米 国	62,500	5,400	45,900	113,800	113,800	

Source: Sintesis Estadística Mensual de la Republica Argentina. 1955.

四

中央銀行以外の銀行としては三大政府銀行がある。

(一) 産業銀行 Industrial Credit Bank (Banco de Crédito Industrial)

之は国内産業の開発、発展(鉱業を含む)のために国家の金融政策の一環として融資をする。日本の開発銀行と長期信用銀行と興業銀行の機能を営む。

(二) 国立銀行 National Bank (Banco de Nación)

農業と家畜生産への融資を中心とし貿易活動も含むので日本の農業協同組合、農林中央金庫、勸業銀行、輸出入銀行、外国為替業務をなす銀行の機能に同じ。

(三) 国家抵当銀行 National Mortgage Bank (Banco Hipotecario Nacional)

抵当権に信用を供与する銀行。さて之等の中、順次に考察する事ここでは省略して、先ず

一、産業銀行

一九四三年八月二六日の法令第六八二五号により政府の管理下に産業信用基金



アルゼンチンの金融制度

(Industrial Credit Fund) が設立される迄に既にアルゼンチンでは産業貸付の資金に対する色々の便は発達していた。之等の資金は民間銀行の銀行業務の一つとして商業慣習に則つて融資されていたのである。

産業銀行は一九四四年四月三日公布の法令第八五三七号により設立され産業貸付資金は大規模に融資出来ることになつた。

この産業の当初資本金は五〇〇〇万ペソであつたが一九四五年五月五日の法令第九七五七号により資本金は一億ペソ(二五〇〇万ドル)に増資と決定した。

産業銀行法第五条は五〇〇〇万ペソの特別資金を産業振興部門に産業資金として投資さるべき事を規定し、第六条以下で次の如く云う。

- (イ) 国内消費、又は輸出の処理のために国内原料を処理する
  - (ロ) 右と同じ目的のために外国の原料を処理する
  - (ハ) 産業施設の組織化と機械化
  - (ニ) 新規に必要な生産物の製造
  - (ホ) 産業が生産原料を必要とする地域に於ける産業立地
  - (ヘ) 販売製品を有利にするような特殊団体の組織化
- 産業振興部門は技術研究の実行を第一義的に着手し、設備の整備を勧告し産業的奨学金を後援する等の施策を相ついで行つた。更に一九四五年の法令第九五五七号はこの産業振興部門の基本的機能というのは産業企業に対して直接に貸金をする

ことであると示している。

第14表 数字は総計に対する%

貸付量	1945	1944
5万ペソ以下	18.7	12.3
5万—10万	10.6	7.4
10万—20万	9.1	12.2
20万—100万	28.6	42.5
100万と100万以上	33.0	25.6
	100.0	100.0

例えば産業社債券や証券の産業企業の形成のための市場発行や産業企業の債券業の受託の実行と一層高度の技術進歩のために特別に貸付を許可するということであつた。

この部門の貸付金の上限は一〇万ペソ(米ドルでは二万五〇〇〇ドル)となつており、この銀行の最も活潑に働いていた一九四四年の四ヶ月の間に資金要求額七四億四〇〇万ペソに対して二七億三七〇〇万ペソが許可された。一九四五年になると要求額は二〇八億六九〇〇万ペソで許可額は一三一億七九〇万ペソであつた。この二ヶ年の貸付量については第一四表が経過を物語つている。

貸付の条件による状況を見ると  
一九四五年は一八〇日以下は二五・六%

一八〇日から三六〇日は六・六%  
五一—一〇年のものは五一・九%

となつていて長期信用の供与の圧倒的なことが分る。

第15表 主要産業グループ別貸金許可

	1945 (ペソ表示の価値)	1945 <span style="margin-left: 2em;">1944</span> (総計数の%)	
食料品, 飲物, 煙草	30,329,400	23.0	17.0
繊維及び類似製品	18,320,500	13.9	13.1
材木及び類似製品	7,479,500	5.7	3.1
紙及び類似製品	3,054,500	2.3	2.9
印刷出版及び類似製品	1,838,800	1.4	0.6
化学, 薬品及び類似製品	11,981,000	9.1	11.4
ゴ ム 製 品	953,100	0.7	0.4
皮及び皮革製品	3,317,900	2.5	2.3
石, 粘土及びガラス製品	3,202,000	2.4	5.7
金属及び金属製品高級機械類	12,795,000	9.7	30.1
機械類及び運搬具(車)	14,513,400	11.0	5.9
電 気 装 置	579,000	0.5	—
建 築 関 係	16,041,000	12.2	—
鉱山, 井戸, 採石所	644,700	0.5	2.2
そ の 他	6,737,500	5.1	5.3
総 計	131,787,500	100.0	100.0

Source: The Review of the River Plate, Dec. 1954.

第16表 アルゼンチン全銀行の拒否した手形

	手形の数	百万ペソ表示の価値	
		現在のペソ	1949のペソ
1949	24,821	101.3	101.3
1950	28,473	123.1	94.0
1951	36,317	198.4	111.0
1952	70,126	515.7	207.0
1953	104,973	743.7	287.0
1953, 7ヶ月	59,791	422.2	169.5
1954, 7ヶ月	70,385	469.4	190.0

Source: The Review of the River Plate, 1954, Dec.

第17表 資金の供給との生産高

	資金供給 (百万ペソ)	1943価値のペソ の百万ペソ	総生産高 (1950価格の 百万米ドル)
1950	24,748	8,330	8,524
1951	30,345	7,470	8,471
1952	34,220	6,080	7,743
1953	42,990	7,350	8,459
1954	50,000	8,400	

Source: *ibid.*, Jan. 1955.

第18表 総銀行残高 (12月31日現在)

(百万ペソ)

	貸付金支出の残高			予 金		
	総 計	公 衆	官 庁	総 計	公 衆	国家的
1952	44,599	32,673	11,926	27,709	22,828	4,881
1953	53,019	37,732	15,337	35,187	28,687	6,500
1954	65,371	45,761	19,610	42,040	32,601	9,439

Source: *ibid.*, Mar. 1955.

第19表 銀行貸付金支出

(百万ペソ)

	31-12, 1952	31-12, 1953	31-12, 1954
第一次生産(主として農業)	5,524	7,113	8,499
工業生産	7,918	8,913	9,706
ガス及び電力	455	496	477
建物建設	1,190	990	967
商業	3,195	3,395	3,847
サービス(主として運送)	2,755	2,950	3,110
公共機関	1,596	1,571	1,626
雑多な活動	790	814	1,026
総 計	23,423	26,242	29,258

Source: *ibid.*, June 1955.

第21表 アルゼンチン国立銀行の預金状況 (単位 百万ペソ)

アルゼンチンの金融制度

	総計	連 合 資 本 金			内 部 合 計	各 州 Buenos Aires
		合 計	本 店	支 店		
1949	28,997	11,770	2,022	9,747	17,227	7,816
1950	30,675	12,433	2,051	10,382	18,242	8,372
1951	31,069	12,522	2,024	10,482	18,547	8,559
1952	35,927	14,750	2,321	12,429	21,117	10,067
1953	43,450	17,570	2,745	14,830	25,875	12,089
1954	47,536	19,040	2,920	16,120	28,496	13,722

	各 州					
	Catamarca	Cordoba	Mendoza	Corrientes	Entre Ríos	Eva Perón
1949	53	1,743	789	250	732	331
1950	60	1,800	841	269	786	305
1951	59	1,760	865	280	820	307
1952	64	1,870	1,017	321	863	311
1953	68	2,360	1,212	386	1,178	450
1954	72	2,575	1,284	396	1,326	479

	各 州					
	Jujug	La Rioja	Misiones	Presidente Peron	Salta	San Juan
1949	59	42	89	201	134	229
1950	61	49	93	208	147	226
1951	60	49	91	242	147	227
1952	70	49	127	233	161	266
1953	76	54	158	285	188	373
1954	84	58	161	310	202	413

	各 州					
	San Luis	Santa Fe	Santiago del Exslero	Tucumán	Covrodoro Rivadavia	Chubut
1949	113	3,527	106	315	267	102
1950	122	3,702	113	347	264	117
1951	126	3,727	122	343	271	118
1952	133	4,165	133	394	302	126
1953	166	5,217	159	466	379	147
1954	174	5,791	160	457	420	156

	各 州				
	Formosa	Neuquén	Rio Negro	Santa Cruz	Teerra del Fuego
1949	31	58	143	77	20
1950	35	65	155	87	18
1951	35	64	157	95	23
1952	34	70	183	98	17
1953	38	83	211	108	18
1954	42	95	233	117	21

Source: Sintesis Estadística Mensual de la Republica Argentina, 1955.

第20表 アルゼンチン全銀行の貯金勘定の残高及び純貯蓄高

	高在 12. 31. 現在	総 計	前 年 比	(1943購買力のペソで算定)		
				残 高	総 計	前 年 比
1950	7,665.2	650.8	- 238.6	2,590.0	-175.0	- 60.0
1951	8,014.7	349.5	- 301.3	1,975.0	-615.0	-240.0
1952	9,604.1	1,589.4	+1,239.9	1,706.0	-269.0	+344.0
1953	11,912.9	2,308.8	+ 719.4	2,035.0	+329.0	+598.0
1954	14,199.2	2,286.3	- 22.5	2,335.0	+300.0	- 29.0

アルゼンチンの金融制度

Source: The Review of the River Plate, Dec. 1955.

産業銀行の資本金は一九四六年には一億五五〇〇万ペソに増資となる。

その中で五〇〇〇万ペソは長期及び中期の投資活動に、又、二五〇〇万ペソは短期の投資活動に、残りの五〇〇〇万ペソは特別貸金と産業開発融資に振り分けられたが法令第一四九六〇号（一九四六年公布）に述べてある如く産業銀行の融資中、最も重要で而も大量のものは鉱業を含む産業の開発資金融資であることは勿論、設立の目的に徴して明らかである。尚この銀行は中小企業に対して国防上と地方産業発展の二つの見地より特別融資をなし、更に国内経済の開発のためにアルゼンチン貿易促進機構及び国立銀行と協同して融資

を行った。

二、貿易促進機構 Trade Promotion Institute

初めの形は一九四一年設立の貿易促進会社 (Corporation for the Promotion of Trade) であるが之は一九三三年創設の農業生産調整局 (Regulatory Board of Agricultural Production) にとつて代つたものであるが一九四六年ペロン政権の樹立と共に政府の通商代理を単独で行う貿易の独占的行政機関となつたのである。

さて、その活動範囲は以下の如く定められている。即ち、  
◇家畜及びその由来物

食肉 冷凍、罐詰、箱詰、袋詰、燻製、塩蔵  
皮革 牛皮、豚皮、羊皮、羊毛とその包装型  
脂肪 (獣肉) 食用脂肪 (獣肉) 不食用脂肪 (獣肉) 牛脂 (獣脂) 牛脂及び羊脂、ラード

◇農業穀物 米及び小麦

飼料等 大麦、ライ麦、稷、粟、玉蜀黍、カナリ島の燕麦、

カナリ島の飼料

乾燥植物 酪業 (荳類) 豌豆、えちぶと豆、そら豆

◇油種子

油種子 亜麻種子、向日葵種子、落花生種子、菜種棉種子、油菜子と揚物用小麦粉の油種子は上掲の種子より摂る。

◇その他 馬鈴薯、鶏卵砂糖、エチール、アルコール

◇その他の雑製品

第22表 (トン当リアルゼンチン、ペソ)

	小 麦		その他の穀物	
	商 価 格 業 (平均)	基本公定価格 (平均)	商 業 価 格 (平均)	基本公定価格 (平均)
1946	218	155	177	172
1947(1月)	365	170	282	145

価格は利鞘（売価と買価の差）の増大により騰大する収入の範囲は貿易促進機構の総裁が決定するが（総裁は中央銀行の総裁が兼務である）それは一九四六年一月一六日、ブエノス・アイレスの証券取引所に対する指定により発表されることとなつた。

総裁は油種子の単独取引の利益が七億八〇〇〇万ペソ（一九四六年）で翌四七年の貿易促進機構を通じて売買されたが政府の二〇〇〇万ペソであつたと公表した、その事情は上の表の如くである。

三、その他の民間金融機関

この外に民間商業銀行、生命保険会社等が存在している。前者はその自己資本だけが直接に使用出来るだけで銀行預金は国家当局（中央銀行の勘定）に釘づけされて統制はごく嚴重である。その事情はこうである。即ち、

専ら中央銀行の独占であるのと対照している。米国の商業銀行の貸付は短期に限られるがアルゼンチンでは長期貸付や非流動的投資契約をすることがむしろ奨励されている現状である。

商業銀行は中央銀行の指導をうけるがそれは中央銀行の各地の支店を通じてである。アルゼンチンの国内商業銀行の筆頭は Banco de la Provincia de Buenos Aires である。

この国の商業銀行の特質としては

(一) アルゼンチンの民間銀行は単に中央銀行の代理店としてだけ個人からの預金を受入れる。

(二) 全商業銀行の全民間預金は中央銀行の名に於いて保有される。

(三) 民間銀行は中央銀行の認可ある時だけこの預金を利用することが出来る。

(四) 貸付の際、民間銀行は自己資本と剰余に限り利用可能なのである。

(五) 民間銀行はある一定の条件の下では尠くとも中央銀行で商業手形を再割引して貰つて運転資金を増加することが出来る。

資本当りの預金はアルゼンチンは他のラテン・アメリカの国々より大となつてゐることは先に示したところである。（第三表）。銀行の預金はこの国でも（イ）資本金と剰余、（ロ）預金、（ハ）他の銀行よりの借入（主要なものは中央銀行よりの借入）から構成されており、之の基盤の上に信用拡張が行われるのである。

短期商業貸付と預金の受入れを主な業務としていて發券権はアルゼンチンの金融制度

更に商業銀行も亦、何れの国に於いても預金の背後に種々タイプの準備金をもつことが法的に要請されるがアルゼンチンではこの問題は単に中央銀行と預金勘定を各民間銀行がもつていので準備となるから自ら解決されている。

アルゼンチンの利子率は最低限は単名商業手形の場合は五万ペソ以下は七%、五万から一〇万迄は六・五%、一〇万ペソ以上は六%となつている。

ペロン政府の発足当時の一九四六年一杯は金と外国為替の保有高の増大は為替の媒介と通貨の膨脹とは殆んど比例的であつたが、一九四七年の金の価格下落と共に金の保有高の変動と価格水準の変動は密接な相関関係をもつように変化し今日に及んでいる。

民間銀行の外に注目すべきものに再保険混合機構 *Mixed Institute for Reinsurance* があるが、之は再保険の統制と分配のための準政府機関として出発し(一九四七年)資本金は一〇〇万ペソであり政府及びアルゼンチンの民間保険会社がこの新しい機構に参与している。

尚、為替機構や外国銀行についても資料を整理して分析が必要であるが本稿では割愛して他の機会に俟ちたい。

註 白杉三郎教授、中南米に於ける保険の国家的独占、国民経済雑誌、九〇ノ二

(附註一)アルゼンチンの民間銀行については左の文獻によつた。

*Statística Mensual de la Republica Argentina 1955. (Publicacion de la Direccion Nacional de Servicios Economicos del Estado Direccion*

*General del Servicio Estadístico Nacional.)*

(附註二) 外国との関係は次のようである。即ち、一九三八年のアメリカのアルゼンチンへの投資は五億八一六〇万ドルであり、英国のアルゼンチンに対する投資は三億九〇〇万ポンド(一九億五〇〇万ドル)スイスは四二〇〇万ドル、スペインは四八〇〇万ドル、イタリイは二六四〇万ドル、ドイツは一二〇〇万ドル、フランスは四〇億フラーン(主として鉄道)、ベルギー三億三六〇〇万ドルの投資をうけている。之に対してアルゼンチンは米國から長期投資は九〇〇万ドル、パラグアイから農業の土地開発や鉄道、船舶会社へ三〇〇〇万ドル計三九〇〇万ドルをうけ、海外に対する長期債務はベルギーへは公共機関に三億三六〇〇万ドル、フランスへは鉄道に一億六〇〇〇万ドル、ドイツへは大銀行や通商、商業に一二〇〇万ドル、イタリイへは二六四〇万ドル、オランダへは一四〇〇万ドル、スペインへは四八〇〇万ドル、スイスへは四二〇〇万ドル、英国へは一億九五〇〇万ドル、米國へは五億八一三〇万ドル、他の國へ二三〇〇万ドル、合計三一億九三〇〇万ドルである。

## 五

以上、農業中心の前工業国としてのアルゼンチンの所謂、後進性に基く銀行制度についての考察をしたのであるが帝國主義的支配をスペインの下に压制として苦吟して来たアルゼンチンは了度、鎖国直後、欧米の先進資本主義國への遅れの取戻しのために日本が明治初年、國家資本による産業建設を急がねばならず多量の資金を必要としたために各種の國家金融機関が欧米の金融制度を模倣して相ついで設立された事情と酷似しているといえる。

たゞ日本の場合と本質的に異なることは独裁政權の出現と之に

第23表 1943=100 の労働階級の生計費指数の変化

	1954		増減%
	12月	11月	
食費	686.9	663.8	+3.5
バザール商品及び金物	390.3	390.3	—
家賃(光熱費も含む)	203.9	203.9	—
衣服費	666.2	666.2	—
一般経費	1,063.7	1,057.1	+0.6
一般水準	617.5	604.6	+2.1

第24表 月別生計費指数の変化 (1943=100)

	一般水準	食費	小間物	家賃	衣服費	一般経費
1953						
年平均		640.7	403.7	203.9	543.9	913.9
6	553.7	626.3	387.5	204.1	534.2	893.3
7	542.9	641.2	387.5	203.9	536.6	893.3
8	550.3	599.8	380.5	203.9	535.2	887.5
9	529.6	601.2	380.5	203.9	533.5	887.1
10	533.8	602.8	380.5	203.9	555.7	887.1
11	539.3	606.1	395.5	203.9	566.1	906.4
12	541.3	608.7	396.2	203.9	569.1	906.4
1954						
年平均	575.5	646.3	390.6	203.9	600.9	972.2
6	571.0	650.5	389.7	203.9	584.4	937.4
7	579.2	661.6	389.7	203.9	592.7	951.4
8	583.6	671.2	389.7	203.9	592.7	951.4
9	579.2	658.3	389.7	203.9	595.5	967.4
10	605.7	663.0	390.3	203.9	672.9	1,058.3
11	604.8	663.8	390.3	203.9	666.2	1,057.1
12	617.5	686.9	390.3	203.9	666.2	1,063.7

第25表 実質産業賃銀水準 (1943=100)

	雇用量	賃銀支払		生計費	実質賃銀	
		総計	平均		(1)	(2)
1949	130.4	500.1	384.0	236.5	162	100
1951	128.9	758.5	589.0	405.8	145	90
1953	117.4	929.2	792.0	585.3	135	83
1953第1四半期	118.5	839.2	708.5	591.2	120	74
1954 // //	117.6	884.8	752.5	579.7	130	80
1954						
1月	115.4	862.5	748.0	573.1	131	81
2月	116.6	880.4	755.0	571.8	132	82
3月	117.7	859.9	730.0	572.7	128	79
4月	118.0	885.9	751.0	584.5	128	79
5月	118.0	829.2	703.0	583.4	121	75
6月	119.6	992.0	829.0	592.6	140	86

註 (1) Basis 1943=100 (2) Basis 1949=100

以上の統計の出所はすべて The Review of the River Plate, July, 1955.



第26表 英国及びフランスの投資

(単位 100万ドル 1ポンド=4ドル 1ドル=40フラン)

	英国の投資		フランスの投資
	総計	利子未納	
アルゼンチン	353	151	120
ブラジル	835	135	80
パラグアイ	13	11	4
ウルグアイ	116	—	10
チリ	189	42	10
ボリビア	12	7	5
ペルー	101	76	3
エクアドル	74	39	0, 1
コロンビア	18	15	3
ヴェネズエラ	—	—	1
コスタ・リカ	1	—	—
パナマ	4	4	—
ニカラガ	7	3	1
ホンジュラス	40	25	—
エルサルバドル	110	92	3
グアテマラ	—	—	1
ドミニカ	—	—	—
メキシコ	565	390	36
小計	2, 476	1, 005	306
船積 (Shipping)	42	—	—
銀行	16	—	—
総計	2, 534	1, 005	306

Source: South American Journal. 1940.

註 1934—1948迄の米国輸出入銀行のアルゼンチンへの貸付量は 938億9000万ドル

よる強力な金融統制の存在である。このため明治初年の如き深刻なインフレーションは認められないようである。

一切の外国資本より自立せんとする政府の方針は極度な米国資本の忌避となつて表れており第一次、第二次五カ年計画の立案と遂行は輸出増大を挺子とする経済自立を高らかに唱えるものに外ならない。五カ年計画の中樞はその資金計画を担当するものが中央銀行である。而してそれはアルゼンチンの全銀行体

れと共に金融制度に於いても商業銀行主義のこの国に於ける開花を期待するのは短慮に失するであらうか。

この国が本質的に植民地的支配から離脱することは至難の事に属するかも知れない。形態的には民族主義を鼓吹する指導者により独立を保つとはいへ絶えざる軍閥の相剋—それは帝国主義国の資本の指向するところ—という現象を通じて従属化は濃化の一途を辿るのではあるまいか。ファシズムへの道を猪突せんとしたベロン失脚後のこの国の国難は更に険しい。

系の資金源と信用体系の直接統制の心臓を掌握し、且つ国家財政と金融の一元化の実現により国家金融機関への管理は徹底的である。例えばアルゼンチン貿易促進機構の資金源としてその運営を中央銀行総裁が総裁を兼ねるといふ形で掌握している。アルゼンチンの銀行制度では国家当局(大蔵大臣)が主要銀行や金融機関の総裁として統率しているところに国家主義的独裁の特質がある。アルゼンチンの経済構造は一応資本主義の高度化へともちこまれるだろう。そ

# 國際分業と國際交換

片野彦 二一

一、古典派貿易論は労働価値説を基礎理論として展開された。古典派の理論家が自らの属する新興ブルジョワ階級の為了解かねばならなかつた貿易についての問題は、自由貿易の論理を確立し正当化することであつた。即ち、国内農産物の高価格、従つて高地代を維持しようとした地主・貴族を中心とする封建階級に対し、産業資本を代表する新興ブルジョワ階級は、封建階級の最後の抛り処であつた穀物条令を廃止して、安い穀物・原料を輸入することにより、労賃と原料費を引下げ、かくして生産費を引下げようとして、<sup>(1)</sup>新しい理論を要請した。それ故に、彼等にとつての問題は、穀物条令に代表される封建的権力は、資本制の發展を阻み、その廃止は生産力を増進せしめるものであることを証明することであつた。<sup>(2)</sup>この問題に答える為に、古典派の理論家は、所謂「比較生産費原理」・「相互需要理論」及び「國際収支論」を展開した。<sup>(3)</sup>比較生産費原理は、貿易が自由に放任される場合には、各国が各国にとつて比較的有利に生産しうる商品の生産に特化すると、世界全体としての生産力が高

まり、それは各国の何れにも利益を齎らすものであることを示す。何よりもまずこの事により、自由貿易を強調する資本制が、それを阻止する封建制に対して持つ優位が示される。相互需要理論においては、各国の輸入する商品の価値は、その生産により必要とされる生産費ではなく、その獲得の為に、輸入地において与えられる商品の生産費により決定されること、従つて、各国間の商品の交換比率は、各国間の相互需要により決定されることを示す。また、國際収支論においては、一国における貿易差額は、金の流出入を媒介とする国内の貨幣数量の變動を通して、自動的に均衡化せしめられることを示し、一見無政府的無法則的にみえる資本制社会においても、実は無政府的でなく、貿易收支も常に均衡化の方向に引きつけられるものであることを示している。これらの命題は、封建制に対する資本制の優位を示し、彼等の階級が自由貿易をかちとる為に重要な役割を果した。更に、この命題の展開に當つては、労働価値説は重要な役割を演じた。

封建階級との闘争に当り、自由貿易をかちとる為に、新興ブルジョワ階級に対し、有力な理論的武器を与えた労働価値説は、資本制社会が自からの基礎の上に確立され、更に、その内部よりの矛盾を露呈し始めると、もはや有力な武器ではなく、彼等にとつては無気味な存在となる。ブルジョワ階級は、彼等の社会それ自体が譲し出す矛盾を隠す為に、労働価値説の存在を無視し、新しい基礎理論を求め始める。そこにおいて提出される問題は、資本制社会は合理的な社会形態であり、恐慌・失業・戦争・階級闘争等の諸現象は、資本制社会に特有の原因に基づくのではなく、自然的原因・人間の本性・技術的原因等によるものであると言ふことを証明することである。そこで彼等は、選択理論に拠り処を求める。<sup>(4)</sup>かくして、古典派により展開されて来た貿易論の内からは、労働価値説は無用のものとして取り除けられ、新しく選択理論を基礎理論とする貿易論が展開される。即ち、国際的な均衡価格論である。<sup>(5)</sup>これは、貿易を通しての国際的な自由競争は、諸価格を、生産面においては（主として通増生産費の下において）各国の生産の限界代替率を等しからしめ、消費面においては、各国の効用の限界代替率を等しからしめる水準に引きつける。そこにおいては、企業者の利潤は極大となり、消費者の効用は極大となる。しかし、この理論においては、資本制に固有の再生産の方法・資本制に特有の諸矛盾は隠される。即ち、資本制に固有の現象は、すべて人間の本性・自然的原因・技術的原因等によるものであると説明され

る。更に、この理論の無内容な形式主義と主観的性格により、経済法則の客観性は害なわれる。<sup>(6)</sup>

それでは、これらの誤まれる論理を前にして、われわれは何を為すべきか。われわれはまず、ブルジョワ階級により放棄されていた労働価値説で武装しなければならぬ。そして、その基礎理論の上で、現在の世界経済がどの様な「からくり」の上に打ちたてられているのであるか。そしてその様な情勢に対応して、われわれはどの様に対処したらよいかを判断しなければならぬ。われわれのこの様な目的の為に作られたのはマルクス経済学である。これは、資本制社会が歴史的に過渡的な一つの社会形態であり、そこで発生する種々の矛盾は、近代経済学者の説くような人間の本性その他に因るものではなく、資本制社会そのものに起因するものであることを証明した。われわれは、マルクス経済学の基礎の上に、更に理論的武器を積み重ねてゆかなければならぬ。

ところで、貿易論については、マルクス経済学は、その構想を示してはいるもの<sup>(7)</sup>、その内容としての詳しい論理については、数個の命題を遺しているに過ぎない。<sup>(8)</sup>これは、主として価値法則の国際的モディフィケーションに関するものである。そこでわれわれは、これらの数個の命題を足掛りとして、正しい論理の展開を行うことが要請される。その為には、第一に、各国の内部において、資本制がどの様な基本的性格をもつかをはつきりと理解し、その上で、その様な資本制の基本的性格が、

国際的にはどの様に展開されるかをみなければならぬ。

註(1) マルクス・エンゲルス選集、第二巻下、自由貿易・保護関税論。

白石孝著「国際貿易の基礎理論」第二章、第二節・第三節。参照。

(2) 当時、この要請に基づいて、新興ブルジョワ階級の立場を理論的に裏付けたのは、古典派のアダム・スミス (Adam Smith, "An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations", 1776) とリカード (D. Ricardo, "The Principles of Political Economy and Taxation", 1817) である。アダム・スミスは次の様に考える。生産力は分業により増大せしめられる。分業は市場が拡大されれば成長せしめられる。更に、市場は自由な取引により拡大せしめられる。かくして、諸国間においても、自由貿易が行なわれれば、市場は最大限に拡大され、分業も最も発展し、労働の生産力は最高度に達すると考える。即ち、彼によれば、自国で生産するよりも安い値段で輸入しうる商品があれば、国際分業に基づき、自国の方が好条件である何らかの商品の一部を輸出して、それを輸入することは、遙かに有利である。この考え方は、リカードに到り更に発展せしめられる。即ち、アダム・スミスの考え方は、各国間に絶対的な生産費差のある場合についてとあつたのに対し、リカードは、各国は、絶対的に有利な場合だけでなく、比較的有利なものについても、国際的な分業が可能であることを示した。

ともあれ、彼等の目的は、自由貿易こそが生産力の発展を齎らし、それを阻害する如何なる力も、発展を阻むものであることを示すことであつた。

しかしながら、彼等の強調した自由貿易が、実際には、貿易に従事する各国にとつて、共に有利な関係を生み出すものではなかつたことは、その後の歴史を知る人ならば容易に認める事である。即ち、自由貿易により生産力を発展せしめことのできたイギリス (の資本) は、漸く、それにより獲得した有利な条件で、世界

## 国際分業と国際交換

市場における支配的地位を占め、それを強化して来たのである。しかし、これは、その時の貿易論が労働価値説を基礎理論としていた事とは、全然無関係である。

(3) 比較生産費原理及び国際収支論はリカードウ (前掲書) によつて示されたし、相互需要理論は、ミル (J. S. Mill, "Essays on Some Unsettled Questions", 1844) 及び "Principles of Political Economy, 1848) において展開された。

リカードウが、新興ブルジョワ階級の為に、自由貿易の理論的基礎を与えたことは前註にて示した。ミルの貢献はこれに対し、むしろ、スミス及びリカードウによりつちかわれて来た古典派貿易理論の完成という面で考えられねばならない。即ち、リカードウの比較生産費原理は、確かに、自由貿易を強調する為の理論的根拠を与へはしたが、そこで示された有利な交換の行なわれうる一定の限界の範囲内における何処の水準において、実際の交換比率が決定されるかは示されていない。ミルはその欠陥を補つて、古典派貿易論を完成に導いた。

(4) 彼等の意志がそこにあつたか否かと言う考証を別としても、結果として、資本制社会の矛盾を、貿易の面において糊塗しようとして最初の人々として、ヴァイナー (J. Viner, "The doctrine of comparative costs", *Weltwirtschaftliches Archiv*, Bd. 36, Heft 2, ss. 356-414) の論文はその後 *Studies in the Theory of International Trade*, ch. VIII に集録された) とハーバーラー (G. Haberler, "Die Theorie der komparativen Kosten und ihre Auswertung für die Begründung des Freihandels", *Weltwirtschaftliches Archiv*, Bd. 32, 1930, ss. 349-370) 及び "Der international Handel, 1933.) を挙げるべきであらう。

(5) 例えば Haberler, G. *Ibid.*,  
Leontief, W. W., "The use of indifference curves in the analysis of foreign trade", *Quarterly Journal of Economics*, Vol.

47, 1932-3.

Lerner, A. P., "The diagrammatical representation of cost conditions in international trade", *Economica*, August 1932.

Mosak, J. L., "General equilibrium theory in international trade", 1944.

(6) 置塩信雄「交換論について」国民経済雑誌、第八九巻、第四号、二四—三八頁。

(7) マルクスは、彼の資本主義経済研究の全計画（一八五八年四月二日付エンゲルスへの書簡及び経済学批判序言の冒頭において示される）の中で、外国貿易及び世界市場をその一部とすることを示している。

(8) マルクスの貿易についての命題は、資本論及び剰余価値学説史の各処に散見される。それらの主なものを次に示す。「(価値法則はその国際的適用において価値法則に更にヨリ以上の修正を加えるものは、ヨリ生産的な国民が、その商品の販売価格を、その価値まで引下げることと競争によつて強制されない限り、世界市場では、ヨリ生産的な国民的労働が同時にヨリ強度の大きい労働として計算される。)(向坂逸郎訳「資本論」第一巻、第三分冊、第二十章、四二—四三頁。)

「貨幣の相対的価値は、資本主義的生産様式の発達している国民のもとでは、それがあまり発達していない国民のもとにおけるよりも小さいであろう。」(向坂訳、第一巻、第三分冊、第二十章、四二—四五頁。)

「恵まれた国は、ヨリ少ない労働と交換してヨリ多い労働をとり戻す。」(向坂訳、第三巻、第二分冊、第十四章、五〇頁。)

「リカアドオの理論を觀察してさえ、一国の三労働日は他国の一労働日と交換されうる。」(剰余価値学説史、第三巻、名和統一「国際価値論研究」一七七頁より引用。)

二、以上われわれは、貿易論における労働価値説の歴史的性格をみた。それは常に、発展しつゝある階級にとつての実践的理論であつた。そこで次には、この労働価値説が貿易論の基礎理論として採上げられなければならない理由を考える。その為には、ブルジョワ階級が資本制社会の基本的性格を隠そうとして作り上げた選択理論に基く貿易論が、いかなる性格を持つものであるかを考え、そしてそこにおいては、労働価値説がいかに扱われなければならないかを示す。

貿易論に労働価値説を放棄する契機を与えたのは、経済理論の基礎理論としての選択理論の出現であつた。選択理論に貿易論の基礎を求めた貿易論の研究者達は、彼等に特有の脆弁を弄して、それ以前の、労働価値説に基礎づけられていた貿易論から労働価値説的な臭味を抜き去つた。<sup>(1)</sup>

そこで現われる選択理論を基礎理論とする貿易論においては、一般に、一定の与えられた条件の下において、最も効率的に(利潤極大及び効用極大)目的を充す仕方が問題とされる。<sup>(2)</sup>ところで、この様な理論においては、選択の形式は詳細に吟味されるものゝ、その選択の前提及び目的の内容については、何等吟味されないまゝに放置される。貿易論、むしろ経済理論一般にとつて大切なのは、その様な内容、即ちそれらの前提及び目的が、特定の社会で持つ特殊な性格を、その根本より明らかにすることである。従つて、その形式のみにこだわる選択理論においては、経済学としての無内容さ及び無批判性が内在するこ

とに注意しなければならない。更にこの選択理論においては、唯、一定の条件と目的が与えられた際の最善の手段を選ぶ仕方を示すだけであるのに、それによつて社会一般に適用される客観的なものについての規定を与えようとする。しかし、この選択理論の論理においては選択主体の客観的なものに対する主観的解釈にすぎないことは明白であり、著しく主観的な理論となつて現われることにも注意しなければならない。<sup>(3)</sup>即ち選択理論は、日常経験している現象を、科学的な言葉で言い直しているだけで、その本質が何であるかということには何も答えていない。

以上、選択理論が、経済学の基礎理論として極めて非科学的であることが判つた。次には、選択理論に代つて労働価値説が基礎理論として採られなければならない理由を、貿易論の立場より考へる。<sup>(4)</sup>

貿易論が労働価値説から脱却して新しく作り直された時の理論的な契機は、貿易論の基礎原理であつた比較生産費原理の内で用いられていた生産費比率なるものが実は、単位を持たない無名数であるところから、その背後にある生産費が何で測られていようと貿易論の与るところではないという、強引なそして誤まつた考え方によるものであつた。その後の貿易論の主流においては、この考え方が圧倒的であり、生産費は何で測られようと随意であると考へられて来ている。<sup>(5)</sup>これは正しいだろうか。

## 国際分業と国際交換

これは正しくない。第一に、たとえ比較生産費原理において扱かれる生産費比率が無名数であるにせよ。その背後にある再生産の過程においては、必ず何らかの単位で測られた生産費の観念が存在していなければならない。従つて、この様な背後の再生産過程から切り離された理論は、貿易論としても成り立たないことは自明である。

第二に、生産費の内容を不問に付することは、結局、その貿易論自体において論理的に矛盾を生ずる。即ち、この様にして展開される貿易論の論旨を辿ると、貿易は第一に生産費比率の差のある場合にのみ存在の可能性を持つ(貿易の存在条件)。

そして第二に、各国が比較的有利な生産部門に特化すると共に始められる貿易は、この生産費比率の差を縮少せしめ、やがてはその差を消滅せしめる処で均衡に達する(貿易の均衡条件)<sup>(6)</sup>。ところで貿易が均衡した時には、生産費比率の差は零であり、これは貿易の存在を否定する。即ち、貿易が均衡水準に落着くと同時に、貿易は存在しなくなるという奇妙な論理を生ずる。

この様な矛盾を生ずるのは何故か。それは、これらの論理の構成が、単なる日常の現象の表象のみをとり上げているからである。そこにおいては、貿易に従事する各国が、どの様な生産条件の下で、どの様な再生産を営んでいるかについては全く触れられていない。もし、その様な貿易の背後の事情に注意しているならば、貿易が均衡している場合にも、貿易が依然として存在しうる条件のあることを証明しうる。労働価値説を基礎理論

とする貿易論は、少くともこれらの問題には解答を与える。それによれば、貿易が開始され、各国の価格体系が国際的な事情に適應した後においてすら、生産条件に変化のない限り、変化しない貿易の存在条件として、各国内の相対価値の差を示すことができる。これは、貨幣で示された各国の生産費の比率（価格）が国際的に均等する場合においても、生産条件が不変に保たれる限り、不変である。以下、労働価値説に基いて、貿易がどの様に営まれるかを示す。

(1) ヴァイナーは、次の様に考える。比較生産費原理において直接に比較されるのは、諸生産費ではなくて、諸生産費の比率なので、元の生産費や価値がどの様なものであつても構わない。問題は、生産費比率の比較なのだから、即ち比較の比較なのだから、元の価値の特質は捨象されて、単に、交換比率だけが残ることになる。(前掲論文)

同じ様な考え方はハーバラーにおいてもみられる。彼によれば次の如く説明される。労働価値説の前提の下で導びかれるものはみな、本来、比較生産費説とは無関係である。従つて、労働価値説は、あたかも、建築が完成すれば取扱われる足場のように、最後には取扱われるものであり、そうしても、残つたものは何等損傷を蒙るものではない。

かくして、これらの考え方が中心となつて、古典派貿易論より労働価値説を取り去つた。

(2) 選択理論というのは、広く、一定の与えられた条件の下で、最も効率的に目的を充す仕方を示す理論である。(置塩信雄「交換論について」国民経済雑誌、第八九巻、第四号、二七頁。)

(3) 置塩信雄、前掲論文、二八頁。

(4) この理由を、経済理論一般の立場より考える場合には、賃金

論を中心として論じられる。即ち、選択理論に基く賃金論においては、資本制的な利潤の発生を説明することはできないからである。しかしこゝでは、この様な選択理論がもつ一般的な内部的矛盾を別としても、猶、貿易論において、どの様な矛盾を含むかについて考えることにする。

(5) 例えば、ハロッドは、生産費が $x$ 磅、 $y$ 労働日、または商品を満たした $x$ バスケット等の何れをとるかは、決定しないでおく方がよ、と考える。(Harrod, R. F., *International Economics*, 1933 p. 16. 藤井茂訳「ハロッドの国際経済学」二三頁。)

(6) これは、貿易の均衡条件として、選択理論を基礎とする貿易理論家達が常に認めるものである。そして極く最近において、キンドルバーガーは、次の如く説明する。貿易は各国間に相対価格の差のある場合に発生し、運送費を無視すれば、貿易は、相対価格差の消滅するまで続けられる。かくして貿易は、商品の相対価格を均等せしめる。(Kindleberger, G. P., *International Economics*, p. 91)

三、以上、選択理論を基礎理論とする経済理論は非科学的であり、更に、それに基づく貿易論は、貿易論それ自体としても誤まれるものであることを示した。そして、これらの矛盾から脱け出す為に、貿易論は、労働価値説の上で再構成されるべきことを示した。そこで次に、労働価値説に基く貿易論を展開するのであるが、こゝではまず、以下の論拠となるその前提を示す。

こゝでは、最も単純な場合においてすら、貿易はどの様な性格のものであり、各国民経済に対して、どの様な影響を与えるものであるかを示すことを目的とする。その為に、次の前提を

とすることにする。

(1) 世界はⅠ国とⅡ国の二国に限られるものとする。これは世界を二つのグループに分けたものと考えてもよいし、また、一国とそれに対する爾余の世界と考えても構わない。

(2) 各国内における生産部門は、生産財生産部門(第一部門)と消費財生産部門(第二部門)の二部門よりなるものとする、これは、現実に存在する各産業部門を素材的に分類し、それを理論的に最も簡潔に示したものである。かくして、この二部門分割の前提は、単なる理論的簡素化だけでなく、国民的産業構造の点よりも充分である。

(3) 投下資本は、その回転の点よりみて、固定資本と流動資本に分けられる。ところで生産物の費用は、投下資本総額とは一致しない。即ち、固定資本はその生産による減価償却部分のみが費用となるからである。それ故こゝでは、この煩雑さを避ける為に、固定資本を捨象して、投下資本と費用を等しいものと仮定する。この仮定は、それが仮定されない場合の議論を簡略にする役割を果すだけ、その本質を隠すものではない。

(4) 各国各部門においては、ある生産物を生産する生産方法は唯一つしか存在しないと仮定する。資本は価格状態の如何に応じて生産方法を変更し、自からの特別剰余価値を高めることを通して労働力の価値を低めようとするものであるが、こゝでは、価格状態と生産方法は独立なものと仮定する。これは、この仮定のない場合の議論の本質を隠すものではない。

## 国際分業と国際交換

(5) 各国の資本が、自らの利潤率を高めようとして行う競争は、完全に自由であると仮定する。これは、国内における場合だけでなく、国際的な場合にも同様に仮定される。

(6) 各国の資本は、貿易の行なわれない場合には常に、単純再生産を続けるものとする。しかし、貿易が開始され、輸入される商品の量が国内における交換により得られるものよりも多くなると、その超過分に対してのみ、拡大再生産への調整が行なわれるものと仮定する。

(7) 貿易に当つては、各国間の生産物の輸送に要する費用は無視することにする。

(8) 貿易に当り、各国の輸出する商品は、国内の単純再生産に必要なもの以外のすべてであると仮定する。しかし、この仮定は、貿易の性格を、すべての点において正しく説明することを阻害する。即ち、富国が貧国に対し、自国内の単純再生産に必要なもの以外のすべてを輸出するという仮定の下では、国際的な貧富の差は消滅する傾向を辿らされる。しかし、実際の貿易においては、富国はその富の力を背景として、貧国よりも有利な条件で貿易に介入する。即ち、貧国にとつても損失とならない程度に、富国は自国の輸出货量を制限することによつて有利な交易条件を保ちながら、貿易を継続する。その結果、富国はますます富み、貧国はますます窮乏する。かくしてこの仮定は、一見現実と矛盾する様に思われる。それにも拘わらずこの仮定をとるのは次の理由による。即ち、本論の目的は、貿易を媒



## 国際分業と国際交換

介とする各国の発展を説明するのではなく、換言すれば、資本制の発展の過程における貿易の役割を扱うのではなく、資本制の一定の段階における貿易の性格を明らかにすることを目的とするからである。こゝにおいては主として、貿易の発生する原因及び国際交換としての貿易の国内交換と異なる特質が問題とされる。これらの議論の爲には、国内的な定常状態（単純再生産の行われる状態）のみならず、国際的な定常状態を仮定することが必要となる。何故ならば、この状態は、それをめぐる諸状態の特徴を集約的に示すからである。かくして、この様な意味において、本節の前提は意味を持つ。しかし、この場合においても、この前提は実は思考上の便宜の爲に仮定された状態を前提とするからであり、現実にはどうあるべきかを十分に理解してかゝらなければならない。

註(1) 価格状態と生産方法が独立なものでないという仮定は、運増生産費の下で考えられる生産函数に対応するものと考えることができる。しかし、こゝで考えられているものと、選択理論の下で考えられている生産函数とは、内容的には全く異なる。即ち、こゝで考えられるのは、生産方法が価格水準により変化せしめられるという経済的な性格を持つのに対し、選択理論における生産函数は、単なる生産技術上の仮定にすぎない。しかし、選択理論の内部においても、最近、価格水準により変化せしめられる生産条件を扱う仕方を考え始めている。（例えば、線型計画法において見られる。）

(2) 但し、これは、貧国が富国に経済的に従属せしめられていない場合に限られる。貧国が富国に経済的に従属せしめられている場合には（その最も典型的な例は植民地である）富国は貧国を可

能な限り搾り上げる。そこにおいては、富国は貧国の交易条件の、国内交換条件以下への引下げすら遠慮しない。

(3) こゝにおいては、国際的な単純再生産均衡が安定的である場合について考えればよいのであるから、ことさらに、各国の輸血量を、国内再生産に必要なもの以外のすべてとあると前提する必要はない。即ち、各国の輸血量は、国際的な単純再生産が達成される範囲にあればよい。しかし、説明の便宜上、上述の通り仮定する。

現実の貿易においては、国際的な単純再生産均衡が不安定な型をとる。しかし、不安定均衡についての特徴を明白にする爲には、それ以前に、安定均衡の諸特徴を明白にしておかなければならない。これは、その安定均衡が現実に実現されそうもない状態であっても、その状態の諸特徴について知ることが、その状態に基づく不安定均衡を扱うに際して、極めて重要である。

四、以上、本論で展開される議論の前提を示した。そこで以下、二国二財、国内単純再生産、固定資本の捨象、各国における一生産物、一生産条件、自由競争、運送費の無視、及び貿易における提供商品量の制約等についての上述の前提の下において、貿易がどのように営まれるかを示すのであるが、こゝではまず、各国内の再生産はどの様に行なわれ、それにより生産される商品の価値はどの様に決定され、そして、それに基づいて価格は、どの様に現われるかをみる。

労働価値説によれば、一つの商品の価値は、死せる労働と生きた労働の合計である。死せる労働は、その商品一単位を生産するのに必要な生産手段の価値であり、生きた労働はその商品一単位を生産するのに必要な直接労働時間である。ところで、

死せる労働の含む生産手段の価値は再び生きた労働と死せる労働の合計だから、こゝでの論理は、循環論を形成する。しかし、価値の大きさは循環して定まらないものではない。それを示す。

i 国における生産財の価値を  $h_i$ 、消費財の価値をと  $h_g$  する。生産財一単位の生産に必要な生産財の量を  $a_{ii}$ 、消費財一単位の生産に必要な生産財の量を  $a_{ig}$ 、また、生産財一単位の生産に必要な生きた労働時間を  $T_{ii}$ 、消費財一単位の生産に必要な生きた労働時間を  $T_{ig}$  とすると、各生産物の価値  $h_i$  は、次の連立方程により、生産条件  $(a_{ij})$  の函数として決定される。

$$(1) \quad \begin{aligned} a_{ii}h_i + T_{ii} &= h_i \\ a_{gi}h_i + T_{gi} &= h_g \end{aligned}$$

こゝで扱かわれている社会的分業と私有の存在する商品生産社会においては、社会的分業の各肢は私的生産者に握られ、そこで生産された生産物は、彼の私有となる。その為に、商品生産社会では、現実の労働支出は、そのまゝでは社会的でなく、社会的尺度で測り直されねばならない。即ち、この様な商品生産社会においては、各私的生産者は、特定の使用価値を生産し、これを他の私的生産者が生産した、他の種々の使用価値と交換する。こゝにおいては、各私的生産者は、直接的に社会的労働として労働しあうのではなく、まず、私的に特定の使用価値を生産し、これを交換し合うことによつて、社会的となる。従つて、個々人の労働は、特定の使用価値の生産に支出されているにも拘わらず、そのまゝでは社会的でなく（他の種々の使用価値を

支配できず）特定の使用価値の生産に支出された具体的な有用な労働としてではなく、それらを捨象した、一般的な捨象的な人間労働として他の種々の使用価値を支配する。更に、商品生産社会における私的労働は、一般的・抽象的の人間労働として、質的に社会的な性格を持つと同時に、量的にも社会的な尺度で測り直される。即ち、個々人が特定の使用価値一単位を生産するのに幾時間要したとしても、それはそのまゝでは社会的な尺度とはならず、それは、その使用価値を生産するのに、社会的に、必要な労働時間として社会的となる。但しこゝで言われる社会的に必要な労働時間とは、社会的に平均された労働時間とは異なる。(1)の連立方程式の中で扱かわれる価値は、このよ

うな社会的必要労働時間で測られたものである。

以上、商品生産社会においては、私的労働は、一般的な抽象的な人間労働として、他の種々の商品を支配することを示した。次に、私的生産者の生産した商品の内には、一定量の一般的・抽象的な人間労働が含まれていると言うことは、商品生産社会においては、どの様に現われるかをみる。商品生産社会においては、全社会的生産を意識的に計画する主体はないから、その商品がどれ程の価値を含むかを認定する機関はない。この場合には、他のある商品で以て表示するより仕方がない。更に、特定の商品に支出された労働が、完全に社会的な一般的・抽象的の人間労働である為には、一つの商品に含まれる労働の、他の一つの商品に含まれる労働との同等性が示されるだけでなく、他

の全ての商品に含まれる労働との同等性が示されねばならない。しかしこのことは不可能である。そこで商品生産社会においては、それを生産する為に支出される労働が、そのまま社会的労働、即ち一般的・抽象的人間労働であるような特別の商品、即ち貨幣で他のすべての商品の価値を表示することゝなつた。かくして、貨幣となる商品以外の一切の商品は、貨幣のどれだけに価するかという形態で、自らの生産の為に支出される労働の社会性を示すことになる。即ち、価値は価格形態をとつて現われる。前に示した例の内、消費財を貨幣商品とすれば、生産財の価格は

$$(2) P_i = \frac{f_i}{f_2}$$

である。ここではこれを、後に扱う商品生産社会に現われる現実の価格と區別して、「価値価格」と呼ぶことにする。

以上、商品生産社会における国内的価値がどの様に決定されるものであるか、そしてその価値は質的・量的にどの様な性格を持つものであるか、更に、その様に考えられる価値は、どの様な理由により価格形態をとるに到るかを示した。そこで次には、現実の商品生産社会においては、価格はどの様にして決定され、更にそれはどの様にして価値に規定されているかを示す。この問題においては、社会的分業の各肢が、自らの労働によつて生産を行う個人に握られている単純商品生産の場合と、他人の労働力を購入して生産を行う資本家に握られている資本家に握られている資本制的商品生産の場合とを區別しなければ

らない。

単純商品生産社会においては、私的生産者は自からの労働で生産を行い、その売上価格から生産手段の価格を控除したものを所得として手に入れる。かくして単純商品生産社会における生産の規定的動機は、一定の労働により生産された商品でできるだけ高く販売することにより、できるだけ多くの使用価値を購入することである。従つて、この様な生産の規定的動機に基いて、各私的生産者は彼の所得が彼の行つた労働時間に比較してより高い生産部門に集中し、その比率（所得率）が低い部門から離脱する。その結果、前者においては価格が下落し、所得率も低下する。これに対し、後者においては、価格が上昇し、所得率も増加する。この様な競争過程は、やがて全ての部門について所得率の均等する状態に導く。この状態は、前の記号を用い、更に平均所得率を  $a_i$ 、価格を  $p_i$  とすると、 $i$  国においては

$$(3) \frac{1}{T_{i1}} (p_i - a_i p_i) = a_i$$

$$\frac{1}{T_{i2}} (1 - a_i p_i) = a_i$$

として示される。

この状態において決定される価格  $p_i$  は、常に「価値価格」に等しく<sup>(2)</sup>

$$(4) p_i \equiv P_i$$

即ち、単純商品生産社会においては、均衡状態における価格は、常に価値価格に一致することがみられる。更に、全ての商品の生産に於て、所得率がすべて均衡所得率以上になつたり以下に

なつたりすることはない。

$$(5) \quad \frac{1}{\tau_n} (p_i - a_{1i} p_i) \sum a_{1i} \rightarrow \frac{1}{\tau_n} (1 - a_{2i} p_i) \sum a_{1i}$$

かくして、均衡所得率を中心とする双方えの所得率の乖離は、やがて中心への求心力を生じ、常に、価値価格を中心とする価格の求心的な変動を生む。これらの事情は、すべて、私的生産者の所得が流通から生ずるのでなく、生きた労働から生ずるものであることに起因する。

次に、資本制商品生産社会においては、単に社会的分業と生産手段の私有が存在するだけでなく、生産手段の資本制的私有が存在する。こゝにおいては、直接生産者は一切の生産手段を奪われ、自からの労働力を商品として、生産手段を所有する資本家に販売することを余儀なくせしめられる。彼らは、賃金労働者階級という資本制に特有の階級を構成する。

この社会における生産の規定的動機は、利潤の追求である。利潤（これは詳しくは利潤・利子及び地代に分けられる）は剰余生産物を内容とする。ところで、商品生産社会においては、生産物は商品であり、各商品は、その使用価値の特殊性とは対照的な一般性をもつ価値を持つ。従つて、剰余生産物もまた、剰余価値という。使用価値の特殊性とは対照的な一般的表現をとる。剰余価値は、商品の価値から、それを生産する為に消費された生手産段の価値と、それを直接に生産した生産者の労働力の価値を控除した残りである。

労働力の価値は、直接生産者の労働力の再生産に必要な生活

#### 国際分業と国際交換

資料をその内容とする。従つて、労働力の価値は、労働力の再生産に必要な生活資料の価値である。

i 国において、直接生産者の労働力を再生産する為に、一労働時間当り必要な生活資料の量を  $b_i$  とすると、i 国における剰余価値は次の如く示される。

$$(6) \quad \begin{aligned} m_1 &= f_1 - a_{11} f_1 - b_1 \tau_1 k_1 = \tau_1 (1 - b_1 f_1) \\ m_2 &= f_2 - a_{21} f_1 - b_2 \tau_2 k_2 = \tau_2 (1 - b_2 f_2) \end{aligned}$$

即ち、剰余価値は、生きた労働時間から、労働力の再生産に必要な生活資料を生産するに要する労働時間を控除したもの、従つて剰余労働時間に等しい。(6)の右辺の括弧内は、生きた労働の内、どれだけ部分が剰余労働時間となるかを示している。これを搾取率と呼ぶ。

資本制商品生産社会においては、資本家は自からの労働によつて生産するのでないから、私的生産者のように自からの投下した生きた労働に対して最大の所得を求めようように生産の種類や量を決定するのでなく、彼の投下した資本に対して最大の利潤が得られるように生産を行う。彼が生産の為に投下する資本は、生産に必要な生産手段の価値と、労働者に支払う賃金とからなる。各種の使用価値を生産する部門において賃金率が等しいとしても、資本の有機的構成（生産手段の価値と労働力の価値の比率）が異なれば、生きた労働と資本総額とは比例しない。従つて当然、この場合には、生きた労働当りの収入（所得率）を最大にしようとする私的生産者の競争がゆきつくす状態

で成立する価格状態と、資本当りの収入（利潤率）を最大にしようとする資本間の競争の齎らす価格状態とは一致しない。それは、この両者においては、価格を規定する仕方が異なるからである。

資本制商品生産社会における競争は、各部門における利潤率が等しくなる様な価格状態を生む。そこでまた、 $i$  国における消費財を貨幣商品とする生産財の価格を  $p_i$ 、平均利潤率を  $r_i$  とすると、この状態は、

$$(7) \quad (a_{11}p_i + b_1r_i)(1+r_i) = p_i \\ (a_{12}p_i + b_1r_i)(1+r_i) = 1$$

にて示される。この連立方程式において、すべての価格が正の下で、唯一つの正の平均利潤率が存在する為には、剰余生産物及びその資本制社会での特殊な形態である剰余価値が存在しなければならぬ。<sup>(3)</sup>

以上、資本制社会における平均利潤率を成立せしめる価格（これを生産価格と呼ぶ）が存在する為には、剰余価値が存在しなければならぬことを示した。次はこの生産価格が価値価格とどんな関係に立つかを示す。

(7) より生産価格は、

$$(8) \quad p_i = \frac{\beta_i - b_i r_i}{a_{12}} = \frac{b_i r_i}{\beta_i - a_{11}}; \beta_i = \frac{1}{1+r_i}$$

また (1) より価値価格は、

$$(9) \quad P_i = \frac{b_i r_i}{a_{12} b_i r_i + (1 - a_{11}) b_i r_i}$$

この大小関係は、もっぱら、両部門の有機的構成の大小に依存

して、

$$(10) \quad (p_i \ll P_i) = \left\{ \frac{a_{11}}{b_i r_i} \ll \frac{a_{12}}{b_i r_i} \right\}$$

である。即ち、有機的構成のより大なる部門の商品は価値以上に、有機的構成のより小なる部門の商品は価値以下に販売される。

註(1) 本節の所論は主として、置塩信雄「価値と価格」(神戸大学経済学研究年報1)に負っている。但し、本文中、議論の不明瞭な部分は筆者の責任である。

$$(2) \quad \frac{1}{1+r_i} (p_i - a_{11} p_i) = a_{12} \\ (3) \quad \frac{1}{1+r_i} (1 - a_{12} p_i) = a_{11}$$

を變形することにより、この状態における価格体系は次の如く示される。

$$a_{11} \frac{p_i}{a_1} + r_i = \frac{p_i}{a_2} \\ a_{12} \frac{p_i}{a_2} + r_i = \frac{1}{a_1} \\ k_{11} = \frac{p_i}{a_2}, k_{12} = \frac{1}{a_1}$$

これを(1)と比較することにより、  
が得られる。更に前に倣って消費財を貨幣とする価値価格を考  
えらる。

(4)  $P_i \equiv p_i$   
となる。

(3) 価値の大きさは、連立方程式

$$(1) \quad a_{11} k_{11} + r_i = k_{11} \\ a_{12} k_{11} + r_i = k_{12}$$

により、生産条件  $(a, r)$  の函数として決定される。また、各財の価格は平均利潤率と共に、

$$(7) \quad (a_{11} p_i + b_1 r_i)(1+r_i) = p_i \\ (a_{12} p_i + b_1 r_i)(1+r_i) = 1$$

の連立方程式により (a) 及び b の函数として決定される。

(1) で決定される価値と、(7) で決定される価格との関係を考へる。このことはまた、(7) で決定される利潤率、従つてまた利潤の源泉が何であるかを考へることと同じである。そこにおいては、負の価格を含まない価格体系の下にあつて、利潤率が正である為の必要充分条件が考へられねばならない。

まず (7) の連立方程式が、すべて正の価格と唯一の正の平均利潤率により充たされる為の必要充分条件として、

$$(11) \quad \begin{array}{l} 1-a_1 > 0, 1-b_{r12} > 0 \\ 1-a_1 - b_{r11} > 0 \\ -a_2, 1-b_{r12} > 0 \\ 1-p_1 > 0, p_1 - a_1 > 0, p_1 - b_{r12} > 0 \end{array}$$

を導き出すことができる。そこでこの条件の経済学的意味を考へる。

一切の社会の基礎は再生産にある。再生産は生産力の再生産と生産関係の再生産の二面を持つ。社会が存立する為の、換言すれば再生産を可能にする為の絶対に必要な条件は、生産過程において費消された生産手段と、直接生産者の労働力の再生産に生理的に必要な生活資料が生産できるだけの生産力が存在することである。そこで、生産力がこの水準を上廻り、更に、生産過程に於て費消された以上の生産手段と、直接生産者の労働力の再生産に必要な生活資料を上廻る消費財が生産されると、剰余生産物となり、それは再生産の規模を拡大し、生活水準を上昇せしめる。

そこで、剰余生産物が存在する為には、

$$\begin{array}{l} a_1x_1 + a_2x_2 < x_1 \\ b_{r1}x_1 + b_{r2}x_2 < x_2 \end{array}$$

であるような正の  $x_1$  及び  $x_2$  が存在しなければならない。こゝで  $x_1$  及び  $x_2$  は夫々、i 国における生産財及び消費財の生産量である。これはまた、

## 国際分業と国際交換

$$(12) \quad \begin{array}{l} 1-a_1 > 0, 1-b_{r12} > 0 \\ 1-a_1 - a_2 > 0 \\ -b_{r11}, 1-b_{r12} > 0 \end{array}$$

とも書くことができる。

次に、資本制社会において利潤(利潤、地代及び利子の一切の不労所得を含む)が存在する為には、

$$\begin{array}{l} a_1p_1 + b_{r11} < p_1 \\ a_2p_1 + b_{r12} < 1 \end{array}$$

を充たす  $p_1$  が存在しなければならない。即ち、再補填しなければならない生産手段の価額と賃金よりも価格は大でなければならぬ。これも同様だ。

$$(13) \quad \begin{array}{l} 1-a_1 > 0, 1-b_{r12} > 0 \\ 1-a_1 - b_{r11} > 0 \\ -a_2, 1-b_{r12} > 0 \end{array}$$

で表わされる。

扱(11)・(12)及び(13)はすべて等値の条件である。かくして、全ての正の価格の下で、唯一の正の平均利潤率が存在する為には、剰余生産が存在しなければならないことが判る。

更に、搾取率は、

$$(1-b_{r12}) = \frac{1}{1-a_1} \frac{1-a_1 - b_{r11}}{-a_2, 1-b_{r12}}$$

と表わされ、 $(1-a_1) > 0$  であるから、搾取率は、

$$\frac{1-a_1 - b_{r11}}{-a_2, 1-b_{r12}} > 0$$

であれば正、従つて剰余価値の正なることを示す。

かくして、平均利潤率が正である為には、剰余生産物及びその資本制社会での特殊な形態である剰余価値が存在していなければならない。

置塩信雄「価値と価格」(神戸大学、経済学研究年報1) 参照。

(4) 生産価格と価値価格の差は、

$$p_1 - P_1 = \frac{b_{r11}(1-p_1)\Delta}{P_1(\beta_1 - a_1)(b_{r12} - \Delta)}$$

## 国際分業と国際交換

$$\Delta = a_1 b_{r2} - a_2 b_{1r}$$

ここで  $a_1 \wedge b_1 \wedge 1$ ,  $b_{r2} - \Delta > 0$  であるから、この値の符号は  $\Delta$  の符号に従う。ところで  $\Delta$  は、生産財生産部門の有機的構成  $\frac{a_1 b_{1r}}{b_{1r} b_{r2}}$  が、消費財生産部門のそれ  $\frac{a_2 b_{r2}}{b_{r2} b_{1r}}$  より大ならば正、同じならば零、小ならば負となる。かくして、

$$(10) \quad (P \backslash P) = \left\{ \frac{a_1 \backslash \backslash a_2}{b_{r1} \backslash \backslash b_{r2}} \right\}$$

置塩信雄「価値と価格」数学註(4)参照。

五、以上、商品生産の行なわれる一国の内部において、価値はどの様にして決定され、そしてまたそれは、どの様にして価格形態をとつて現われ、価格に転化するかをみた。この様な国民的価値体系の共存する世界においては、国際的な価値価格はどの様にして決定され、それを基として国際的な価格はどの様に現われるかを示す。

各国における価値の大きさは、その国の社会的必要労働により測定され、(1)の連立方程式により決定される。しかし、社会的必要労働は各国毎に質的に相異なるから、質的に相異なる各国の価値を直接に比較することはできない。そこでは、相対価値を問題とすればよい。

それでは、国際的な相対価値はどの様にして決定されるか。これは一国の内部における、前に示されたような、相対価値決定の規則とは異なる規則により支配される。本論では、この規則を見出すことを第一の目的とする。

こゝでは、相対価値として、消費財の価値に対する生産財の価値の比率をとる。これはまた、消費財を貨幣財とすると価値

価格でもある。各国内における価値価格の決定は、国内について考えたことより明らかである。ところで、Ⅰ国とⅡ国との間の国際的な価値価格はどの様にして決定されるだろうか。この問題に答える第一の段階として、まず、国際的な価値価格はどの様な範囲で現われるかを考える。

(1)の連立方程式により示された様に、各国の各生産物の価値は、各国における生産条件により決定される。ところが、生産条件は、各国の社会の発展段階の相異なるにつれて相異り、従つて各国の価値価格も相異なる。

また、国際的な生産要素(生産手段と労働力)の移動はないものと仮定すると、国際的な経済の關係は、交換を通してのみ結びつけられる。その結果、国際的な価値価格は、各国の国内的な価値価格の間で定まる。何故ならば、その範囲を超えた水準での価値価格の成立は、一方の国(自国内の価値価格以下または以上に国際的な価値価格をはみださせた国)に対して、その国内的な交換により得られるよりも少い使用価値しか与えなくなるから、その国は少くとも、自国内の価値価格を最低限度(または最大限度)として国際価値価格の成立を認めるからである。

貿易が資本制以前の商品生産社会においても存在していたことは、既によく知られている。しかし、その時代においては、貿易は、その社会の存続にとつて、必要不可欠のものではなかつた。即ち、貿易がなくても、その社会の再生産は行なわれえ

た。これは、当時の生産力の未発達に対応している。それにも拘わらず、その社会においても猶、何故に貿易は行なわれていたのだろうか。これを明らかにすることは、まず第一に、貿易の一般的性格を明らかにすることになる。

資本制以前の商品生産社会、即ち単純商品生産社会における貿易は、一定の労働によつて生産された商品で、できるだけ高く販売することにより、できるだけ多くの使用価値を購入し、できるだけ多くの所得を獲得することの為に利用された。(6)これは、貿易という国際交換が、必ず、国際的な分業に結びついており、それは常に、生産力の増進の一つの基礎であつたからである。

前にもみた通り、単純商品生産社会においては、各国の私的生産者は、彼の所有する生産手段により生産を行い、売上価格より生産手段の価格を差し引いた所得の、彼の費した直接労働時間に対する比率（所得率）を大ならしめるように行動する。

そこで、国内の例を扱つた場合各に倣つて、こゝでも消費財を貨幣財とし、各国の生産財生産部門と消費財生産部門の所得を示すと次の様になる。(7)

$$(14) \quad \begin{cases} y_{11} = p_1 - a_{11}p_1 \\ y_{12} = 1 - a_{12}p_1 \end{cases}, \quad \begin{cases} y_{21} = p_2 - a_{21}p_2 \\ y_{22} = 1 - a_{22}p_2 \end{cases}$$

この所得の各国各部門で費やされた直接労働時間に対する所得率  $\alpha_{ij}$  を考えると、各国各部門の生産者は、この所得率を大ならしめるように行動する。

### 国際分業と国際交換

そこで各国において、貿易開始前の生産者間の自由競争の過程において、各生産者が部門間を移動する結果、部門間の所得率が均衡する状態が達成される。

$$(3^*) \quad \begin{cases} \frac{1}{T_{11}}(p_1 - a_{11}p_1) = \alpha_1 \\ \frac{1}{T_{12}}(1 - a_{12}p_1) = \alpha_1 \end{cases}, \quad \begin{cases} \frac{1}{T_{22}}(p_2 - a_{21}p_2) = \alpha_2 \\ \frac{1}{T_{21}}(1 - a_{22}p_2) = \alpha_2 \end{cases}$$

これよりまた、

$$(4^*) \quad p_1 \equiv P_1, \quad p_2 \equiv P_2$$

は容易に理解しうる。  $p_1$  はⅠ国において消費費で測つた生産財の価格、  $p_2$  はⅡ国における生産財の価格である。従つてこれより、国際的な生産財の価格  $p$  は  $p_1$  と  $p_2$  の間にある。今

$$(15) \quad p_1 \leq p \leq p_2$$

と仮定しよう。すると貿易開始後の所得率  $\alpha_{ij}^*$  は夫々、

$$(16) \quad \begin{cases} \alpha_{11}^* \equiv \alpha_1 \\ \alpha_{12}^* \equiv \alpha_1 \end{cases}, \quad \begin{cases} \alpha_{21}^* \equiv \alpha_2 \\ \alpha_{22}^* \equiv \alpha_2 \end{cases}$$

となり、Ⅰ国の生産者は生産財生産部門に、Ⅱ国の生産者は消費財生産部門に夫々特化することを有利とする。逆は逆。(8)

ところで(15)の条件は(4\*)により、

$$(17) \quad P_1 \leq p \leq P_2$$

に等しいから各国の価値価格を国際的に比較した時、より小さな価値価格を持つ国は生産財生産部門に特化し、より大なる価値価格を持つ国は消費財生産部門に特化することは、各国の何れにとつても有利であることを示した。これは、従来、比較生産費原理と称されて来たものゝ内容である。



以上の如く、貿易開始後の適当な特化は、各国の生産者の所得率を、貿易開始前のそれ以上に高める。これは何を基礎とするか、この例では  $p_1/p_2$  を仮定した。即ち、

$$\frac{f_{11}}{f_{12}} \leq \frac{f_{21}}{f_{22}}$$

$$\frac{1/f_{12}}{1/f_{11}} \leq \frac{1/f_{22}}{1/f_{21}}$$

である。これは、先の各国の特化の方向と較べると、Ⅰ国の生産者が生産財生産部門に特化し、Ⅱ国の生産者が消費財生産部門に特化することは、単位価値当り、以前よりも多くの生産が行なわれ、従つて、以前よりも多くの剰余生産物が生産されることを意味する。逆は逆。かくして貿易開始の後、適当な特化が各国の生産者の所得率を上昇せしめることの背後には、以前よりも多くの剰余生産物が生産されていることの裏付がなければならぬ。

ところでこの様な剰余生産物の超過的な生産は、貿易の開始により齎らされた。しかし貿易は単なる交換の過程であり、生産の過程ではない。これはどの様に理解すべきであろうか。

貿易は単に交換過程を齎らすだけでなく、その開始は、世界全体としての生産構造を再編成する。例えば、Ⅰ国が生産財生産部門に特化し、Ⅱ国が消費財生産部門に特化する如きである。この様な生産構造の再編成は、世界全体として与えられた各財の生産条件の内から、各国にとつて、比較的生産の有利なものをとらしめる仕方により行なわれる為、以前より大なる生産性

が保証されることになる。従つて、貿易の開始による剰余生産物の超過的な生産は、貿易の交換過程から生み出されるのでないことは明らかであり、それは、貿易開始による生産構造の再編成Ⅱ国際分業により齎らされる。

以上、単純商品生産社会における貿易が、何を規定的動機として生ずるのであるか、そして、国際的な価値価格がどの様な範囲で成立することにより、各国の生産者を満足せしめるかを示した。次に、この様な国際的な価値価格がどの様にして決定されるかを示す。

国際的な価値価格の決定が、国内のそれと異なる点は、国内においては、生産部門間における生産者の移動により所得率を均衡せしめる価格が成立するのに対し、国際的には、生産者の移動が行なわれない為、国際的に所得率を均衡せしめる価格は成立しないということである。それでは、国際的には価値価格はどの様に決定されるか。これは、各国間における相互需要により決定される。このことは、国内において、生産者の生産部門間の移動を停止せしめた場合に、生産財生産部門と消費財生産部門間の生産物の需給により価値価格が定められるのと同じである。但し、国内の場合には、生産部門間の生産者の移動が認められる為、生産者は、所得率の低い部門から高い部門に移動し、所得率を両部門で均衡せしめる価値価格を生む過程をその後持っているのに対し、国際的な価値価格の決定に当つては、この様な調整過程はない。

貿易開始後

$$t_{11}^* = t_{11}$$

$$t_{12}^* = \frac{1}{P} t_{11}$$

$$t_{21}^* = P t_{22}^*$$

$$t_{22}^* = \frac{t_{22}}{1 - P a_{22}}$$

貿易開始前

$t_{11}$	財
$t_{12}$	消費財
$t_{21}$	財
$t_{22}$	消費財

国際的な価値価格を  $P$  とすると、貿易開始前における各国生産部門における生産物の価値は、貿易開始後においては上の様に変化する。<sup>(10)</sup>

次に、 $i$  国における生産財の生産量を  $x_{i1}$ 、消費財の生産量を  $x_{i2}$  とする。

貿易開始前において、各国内において単純再生産が行なわれるものとすれば、補填を必要とする生産財の量は、何れも国においても  $a_{11}x_{11} + a_{21}x_{21}$ 、また補填を必要とする生活資料の量は  $\frac{T_{11}x_{11} + T_{21}x_{21}}{t_{12}}$  であるから、両財の生産量の比率は、

$$(18) \quad a_{11}x_{11} + a_{21}x_{21} = x_{11}$$

$$T_{11}x_{11} + T_{21}x_{21} = x_{12}$$

を充たす  $x_{11}$  及び  $x_{12}$  により決定される。

$$(19) \quad \frac{x_{11}}{x_{12}} = \frac{a_{21}}{1 - a_{11}}$$

単純商品生産社会において単純再生産が行なわれる為には、

$$(20) \quad a_{11}x_{11}t_{11} + T_{11}x_{11} = x_{11}t_{11}$$

$$a_{12}x_{12}t_{11} + T_{12}x_{12} = x_{12}t_{11}$$

におよぶ、

$$(21) \quad a_{12}x_{12}t_{11} = T_{11}x_{11}$$

が成立し、これが価値法則を充たしていなければならない。ところで、前の物質的な単純再生産条件 (18) が充たされるなら

国際分業と国際交換

ば、(20) より導びかれる  $t_{11}$  は  $\frac{t_{11}}{1 - a_{11}}$  となり、価値通りでの交換がみだされる。

価値が価格形態をとつて現われる場合には、単純商品生産社会では、価格は価値価格をとる。<sup>(11)</sup>

そこで、Ⅰ国が生産財生産部門に特化し、Ⅱ国が消費財生産部門に特化するものと仮定する。更にまづ、両国は共に、各々の担当部門に完全特化するものとする。

貿易開始後、どの様な再生産過程が展開されるかは、両国の所有している生産力・生産条件及び再生産条件に依存するので一概に述べることはできない。この問題については、その準備のできるまで延ばすことにする。それでは、国際的にどの様な交換が行われるかということから考える。

Ⅰ国が生産財生産部門に、Ⅱ国が消費財生産部門に完全に特化すると、世界全体としての生産は、

$$(22) \quad a_{11}x_{11}t_{11}^* + T_{11}x_{11} = x_{11}t_{11}^*$$

$$a_{22}x_{22}t_{21}^* + T_{22}x_{22} = x_{22}t_{21}^*$$

の如く行なわれる。更に、各国内における再生産に必要なもの以外のすべての生産物が輸出されるものとする、国際的には、

$$(23) \quad a_{22}x_{22}t_{21}^* = T_{11}x_{11}$$

の交換が行なわれる。かくして、国際的な価値価格は  $t_{21}^*$  の内から導き出されて、

$$(24) \quad P = \frac{b_1 T_{11} x_{11}}{a_{22} b_1 T_{12} T_{12} + a_{22} b_1 T_{11} x_{11}}$$

## 国際分業と国際交換

にて示される。これは、各国の特化部門の生産力・生産条件及び再生産条件の函数として示されている。

また、現実の価格は、どのように現われてくるか。この場合にも、消費財を貨幣とすれば、世界的な価格体系は、

$$(25) \quad \frac{a_{11}x_{11}}{a_{11}} \rho + T_{11}x_{11} = x_{11} \frac{\rho}{a_{11}} \\ \frac{a_{22}x_{22}}{a_{22}} \rho + T_{22}x_{22} = x_{22} \frac{\rho}{a_{22}}$$

にて示され、更に交換

$$(26) \quad \frac{a_{22}x_{22}}{a_{22}} \rho = T_{11}x_{11}$$

を通じ、

$$(27) \quad \rho = \frac{b_{11}T_{11} \frac{x_{11}}{x_{22}}}{a_{22}b_{12}T_{12} + a_{22}b_{11}T_{11} \frac{x_{11}}{x_{22}}}$$

と示される。

かくして、国内においてそうであつた様に、単純商品生産社会における国際的な価値価格は、国際的な価格と一致する。

$$(27) \quad p \equiv P$$

国際的な価格は、例えば、

$$(15) \quad p_1 \leq p \leq p_2$$

なる上限と下限を持つていた。従つて(27)で決定される国際価格がこれらの限界を超えるときにはどうなるか。まづ、 $\rho$ が下限以下となる場合には、Ⅰ国の生産財の供給が、Ⅱ国の消費財供給を、Ⅱ国にとって不利ならしめる程度に超過することを意味し、 $\rho$ が上限を出る場合には、Ⅱ国の消費財供給が、Ⅰ国の

生産財供給を、Ⅱ国にとって不利ならしめる程度に超過することを意味する、従つてこの場合には、まづ、国際的な価格は、そのつきあたつた限界において定まり、そして $\rho$ にその限界を越えしめる生産力に対しては、 $\rho$ に等しい国内価格を持つた国が不完全特化を行うことにより、調整が行なわれる。<sup>(28)</sup>

それでは、この不完全特化はどの様にして行なわれるか。まづ、 $\rho$ が $p_1$ において決定されねばならない場合には、Ⅰ国の生産財生産量Ⅱ国の消費財生産量の比は、

$$(28) \quad \left( \frac{x_{11}}{x_{22}} \right) p_1 = \frac{a_{22}T_{22}}{T_{11}(a_{12}-a_{22})+a_{12}(1-a_{11})}$$

におちつけられ、Ⅱ国の消費財生産量に対するこの比率は媒介とするⅠ国の生産財最大許容生産量を超える生産に用いられてきた生産力は、Ⅰ国において消費財生産部門にまわされる。この状態においては、Ⅰ国の生産者は、貿易前と全く同じ所得率を持つことで満足しなければならない。

これに対し、 $\rho$ が $p_2$ に等しく決定されなければならない時には、Ⅰ国生産財生産量とⅡ国消費財生産量の比は、

$$(29) \quad \left( \frac{x_{11}}{x_{22}} \right) p_2 = \frac{a_{22}T_{21}}{T_{11}(1-a_{21})}$$

におちつけられ、Ⅰ国の生産財生産量に対するこの比率を媒介とするⅡ国の消費財最大許容生産量を超える生産に用いられてきた生産力は、Ⅱ国生産財生産部門にまわされる。<sup>(29)</sup>この状態においては、Ⅱ国の生産者は、貿易開始前と全く同じ所得率で我慢しなければならない。

次に、この様な前提の下で貿易が開始されると、どの様な再

生産の過程が辿られるかを示す。

まづ、Ⅰ国の生産力が非常に大であった場合には、国際的な価格 $p$ は、Ⅰ国の貿易開始前の価格 $p_1$ に等しく、Ⅰ国は生産財生産部門に不完全特化し、一部消費財生産部門を運転する。

またⅡ国は、消費財生産部門に完全特化する。この場合には、Ⅰ国の生産者の所得率は貿易開始前と変らないが、Ⅱ国の生産者の所得率は貿易開始前に比して非常に大となる。従つて、貿易が、両国の国内再生産に必要なもの以外のすべての生産物の全部と全部との交換として行なわれる限り、Ⅱ国の生産者は、自部門の消耗生産手段を補填する以上の生産財を輸入しうる。

これはⅡ国の生産者に拡大再生産の可能性を与える。そしてこの拡大再生産がⅡ国において開始されると、Ⅱ国の消費財生産量は増加し、これに対応してⅠ国においては、消費財生産部門より生産財生産部門への生産者の移動が行なわれる<sup>14)</sup>。これは、Ⅰ国が生産財生産部門に完全特化するまで続けられる。

両国が夫々の担当部門に完全特化した後には、再生産過程はどの様に行なわれるか。Ⅱ国の消費財生産部門は相変らず補填に必要なもの以上の生産財を入手しうるから、更にそれに基いて拡大再生産を続けることができる。これに対してⅠ国の生産財生産部門は、最早生産者の流入はなくなるから、この状態以後は、労働力の従来通りの再生産に必要とする以上の消費財を入手しうることになる<sup>15)</sup>。これをその様に処分するかは、当該生産者の自由であるが、早晚彼等は、消費財の輸入を制限し、そ

国際分業と国際交換

れにより生ずる過剰生産財で拡大再生産の可能性を作り出す。そしてこゝでも、拡大再生産が始められる。ところで、Ⅰ国の生産財生産部門における拡大再生産の開始は逆に、Ⅱ国の消費財生産部門の拡大再生産の歩調を低める働きをする。この過程は、両国にとつて、拡大再生産の可能性のなくなる状態まで続けられる<sup>16)</sup>。そこにおいては、世界全体としての単純再生産の行なわれる状態が達成される。

この状態が成立する為には、

$$(30) \quad a_{11}x_{11}^* + a_{22}x_{22}^* = x_{11}^*$$

を充す正の $x_{11}^*$ 及び $x_{22}^*$ が存在することである。こゝで $x_{11}^*$ 及び $x_{22}^*$ は、世界的な単純再生産の行なわれる状態における、Ⅰ国生産財生産量及びⅡ国消費財生産量である。こゝにおける

両生産物の量的比率は、

$$(31) \quad \frac{x_{11}^*}{x_{22}^*} = \frac{a_{22}}{1-a_{11}}$$

である。

この状態は、Ⅱ国の生産力がⅠ国のそれに比して非常に大である場合にも、同じ様な過程を経て達成される<sup>(17)(18)</sup>。

生産物数量の比率がこの水準にある場合の国際的な価格は、

$$(32) \quad p^* = \frac{b_{1T_{11}}}{a_{22}b_{1T_{11}} + (1-a_{11})b_{1T_{12}} \frac{T_{22}}{T_{12}}}$$

であり、更に、単純商品生産社会の前提の下にある為、これは、国際的な価値価格に等しい。

国際分業と国際交換

$$(33) p^* \equiv P^*$$

更にこの水準におおしては、

$$(34) \begin{matrix} f_{11}^{**} = f_{21}^{**}, & f_{12}^{**} = f_{22}^{**} \\ (67) \end{matrix}$$

が成立する。このことはまた、

$$(35) \frac{f_{11}^{**}}{f_{22}^{**}} = \frac{f_{21}^{**}}{f_{12}^{**}} = P^* = p^*$$

を保証する為に、この水準においてのみ、国際的にも価値通りの交換が行なわれることが判る。これに対し、この水準以外におおしては、

$$(36) \begin{pmatrix} \frac{f_{11}^{**}}{f_{22}^{**}} \not\equiv p^* \\ \frac{f_{21}^{**}}{f_{12}^{**}} \not\equiv p^* \end{pmatrix} = (f_{12}^* \not\equiv f_{22}^*), \left( \frac{f_{21}^*}{f_{12}^*} \not\equiv p^* \right) = (f_{21}^* \not\equiv f_{11}^*) \quad (20)$$

であり、常に不等価交換が行なわれる。

註(1) 国際価値を問題とする多くの人々は、相対価値だけでなく、国際価値そのもの成立を問題とする。即ち、国内における価値が、個々の個別労働から社会的必要労働に抽象されると同じ様に、国際価値は、個々の国の社会的必要労働から抽象される。この様な国際価値の成立を必要としたのは、国際的な交換が果して価値法則に従うか否かを問題にする当つて生じた事情によつた。しかし、本論においては、その様な絶対的な国際価値を媒介として、この問題に接近することを一先ず回避して、相対価値を用いることにより、この問題に接近してみることにする。

(2) これは、リカードウにより、比較生産費原理として提出され更に、マルクスにより、価値法則の国際的モディファイケーションとして示された貿易論の支柱である。本論においても、この規則の解明に焦点を向けることにする。これが貿易論の最初の足掛りである事は勿論である。

(3) 何時かの機会には、国際的な資本移動を論じなければならぬ、

い。しかし、それまでは、国際的には、資本も労働も移動しないという仮定を保つことにする。

(4) このことは、兩國が互に経済的に独立している場合にのみ当筈である。もし一方の国が、他国を経済的に従属させているならば、一方の国は他国に対し、不利な交易条件(相対価値)をおしつけられることもできる。

(5) 生産力が低く、従つて広大な市場を必要としなかつた時代の貿易は、主として奢侈品の貿易であつた。これらの商品は、その社会の再生産にとつて物質的に必要なものでなく、単にその社会における剰余生産物を基礎として行なわれる支配階級の不生産的消費に役立つものであつた。例えば、ギリシヤ・ローマの地中海貿易はその代表である。しかし、中世に到り、ハンザ同盟を中心とする北歐貿易が開始されると、これは奢侈品を中心とする貿易と異り、一般大衆向の商品が重要な地位を占めるようになる。これは当時、漸く、手工業に基く生産力が上昇して来ており、遠い市場に対しても、供給の可能性を現わし始めたことを意味する。この様な一般大衆向の世界市場への進出は、小さな手工業経営から、賃金労働者の搾取に基く大きな資本制的経営への移行を促がした。

堀江忠男「世界経済史入門」(上) 五八一―六四頁、六九―八〇頁。

ソ同盟科学院経済学研究所「経済学教科書」八七頁。

(6) 単純商品生産社会の初期の段階においては、貿易品は主として各国の特産品が輸出商品とされた。しかも、生産力が未発達で、その上海上交通も幼稚であつた時代には、重量・容積に比して高価な商品が選ばれた。例えば、宝石、装飾品、毛皮、等。しかし生産力が高まり、海上交通も発達してくると、各国の輸出品は、その国の特産品だけでなく、相手国に較べて、比較的有利に生産しうる商品が輸出され、生産が不能であるか、または相手国に較べてその生産が比較的不利な商品が輸入されるようになる。この

為に世界全体の生産力は高まり、貿易は、この過剰生産物の獲得競争となる。

(7) 単純商品生産社会間の貿易を扱う場合には、この例のように、一方の国の輸出品が生産財で、他国の輸出品が消費財であるとする必要は全くない。何れの国の輸出品も、同じ消費財の内、一方はブドウ酒、他方はリンネルであつても構わない。両国共何ら歴史的に制約されることなく、こゝで輸出品の決定に当るのは、「比較的有利に生産しうる」と言う条件だけである。しかし、資本制商品生産社会になると、この事情は一変する。「比較的有利に生産しうる」商品を輸出品に選ぶことは自由であるが、その選ばれるものは、先進資本制国においては生産財、後進資本制国においては消費財に限られる。これは後述する如く、資本制の成立の事情からも避けられない運命である。勿論このことは、二国二財の前提の下での議論である。現実には(多数国多数財の前提)、高度に発展した、大差のない二つの工業国の間には、比較生産費原理により決定される。各国夫々にとつて有利な工業生産物の貿易も行なわれうる。

(8) 各国の貿易開始前の均衡状態は夫々、

$$(3^*) \quad \begin{cases} \frac{1}{\tau_{11}}(p_1 - p_1 a_{11}) = a_1 \\ \frac{1}{\tau_{21}}(p_2 - p_2 a_{21}) = a_2 \\ \frac{1}{\tau_{12}}(1 - p_1 a_{12}) = a_1 \\ \frac{1}{\tau_{22}}(1 - p_2 a_{22}) = a_2 \end{cases}$$

である。次に、貿易が開始されて、価格が、

$$(15) \quad p_1 \gg p_2$$

となると、各国各部門の所得率は、

$$\begin{aligned} a_{11}^* &= \frac{1}{\tau_{11}}(p - p a_{11}) \geq \frac{1}{\tau_{11}}(p_1 - p_1 a_{11}) = a_1 \\ a_{12}^* &= \frac{1}{\tau_{12}}(1 - p a_{12}) \leq \frac{1}{\tau_{12}}(1 - p_1 a_{12}) = a_1 \\ a_{21}^* &= \frac{1}{\tau_{21}}(p - p a_{21}) \leq \frac{1}{\tau_{21}}(p_2 - p_2 a_{21}) = a_2 \end{aligned}$$

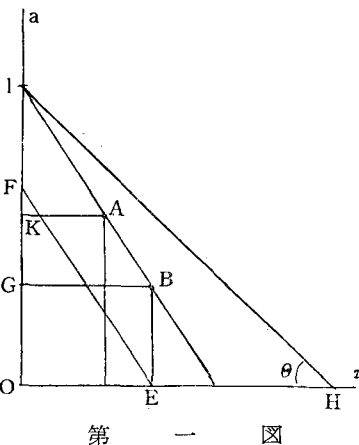
### 国際分業と国際交換

となる。

$$a_{22}^* = \frac{1}{\tau_{22}}(1 - p a_{22}) \leq \frac{1}{\tau_{22}}(1 - p_2 a_{22}) = a_2$$

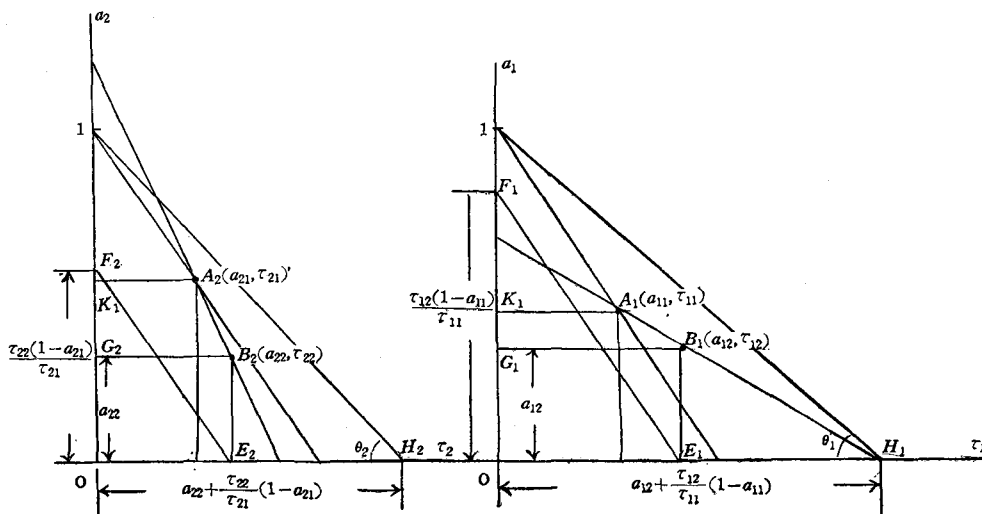
(9) これは、より詳しく、次の如く考えられる。

今、Ⅰ国とⅡ国における生産財と消費財の生産方法が第二図及び第三図の如く示されるものとする。各点の座標はそれぞれの生産方法を用いた場合、生産財及び消費財の夫々一単位を生産するのに必要な生産財の量及び直接労働量を示している。またⅠ国とⅡ国につき、図を別個にしたのは、何れも横軸にとられている直接労働量を測る単位価値が両国において質的に異なることに因る。



こゝで生産財と消費財の国際的な価格比(相対価値)が与えられると、何れの国の生産者が何れの生産部門に特化することを有利とするかを判る。それでは、この国際的な価格比はどの様に示されるだろうか。

国際的な価格比が、両国の国内的な価格比の中間において定まることが既に示した。それでは、各国の国内的な価格比はどの様にして示されるか。前に示した通り、単純商品生産社会において、価格は価値価格と一致する。



第三図 第二図

$$p_i = \frac{f_{i1}}{f_{i2}} \quad (i=1, 2)$$

更に、

$$f_{i1} = \frac{\tau_{i1}}{1 - a_{i1}}$$

$$f_{i2} = \frac{\tau_{i1}a_{i2}}{1 - a_{i1}} + \tau_{i2}$$

であるから、

$$p_i = \frac{\tau_{i1}}{\tau_{i1}a_{i2} + \tau_{i2}(1 - a_{i1})} \\ = \frac{\tau_{i1}}{a_{i2} + \frac{\tau_{i2}}{\tau_{i1}}(1 - a_{i1})}$$

である。

これは図の上では次の様に示される。第二図及び第三図において、 $B_i$ より $\tau_i$ 軸に下した垂線の足  $E_i$ を通り、 $a_i$ 軸上の1と  $A_i$ を通る直線の平行線  $E_iF_i$ の  $a_i$ 截片  $OF_i$ は  $\Delta OA_iK_i$ と  $\Delta F_iE_iO$ が相似であることより  $\frac{\tau_{i2}}{\tau_{i1}}(1 - a_{i1})$ に等しい。また  $B_i$ より  $a_i$ 軸に下した垂線の足  $G_i$ と原点の距離  $OG_i$ は  $a_{i2}$ である。この二つの長さの和を  $\tau_i$ 軸上の  $a_i$ 軸と同一単位でとり  $OH_i$ とする。次に、 $a_i$ 軸の1と  $H_i$ を結び、この直線が  $\tau_i$ 軸となす角  $\theta_i$ の絶対値の正接  $\tan|\theta_i|$ が価格比を示す。

この価格比は、 $B_i$ の座標が  $1A_i$ 直線に対して原点の反対側にあるならば1より小であり(第二図)同じ側にあるならば1より大となり(第三図)直線上にあるならば1に等しくなる。(第一図)

扱、価格比は、この様に、I国においては  $\tan|\theta_1|$ 、II国においては  $\tan|\theta_2|$ として決定され、国際的な価格比はこの間に決定する。前と同じく、

$$(23) \quad \tan|\theta_1| \equiv p \equiv \tan|\theta_2| \\ p = \tan|\theta|$$

とする。この場合には、国際的な価格比を示す勾配を持つ直線は、原点より第一象限に押し出されるにつれて、I国においてはまず

4<sub>1</sub>に接触し(第一図)、Ⅰ国においてはまず B<sub>1</sub>に接触する(第二図)。このことは、 $\tan \theta_1$ 及び  $\tan \theta_2$  が何れも 1 より大であらうと、また共に 1 より小であらうと無関係であり、

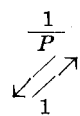
$$\tan \theta_1 > \tan \theta_2$$

によつてのみ定まる。

このことは、Ⅰ国においては生産財生産部門に、Ⅱ国においては消費財生産部門に特化することの方が、その反対の各部門に特化するよりも、より少量の生産財と直接労働量により、従来と同じ生産が可能となるからである。

(10) Ⅰ国はⅡ国より消費財を一単位輸入する為に生産財を  $1/P$

消費財  $t_{12}$   $t_{22}$  単位輸出する。従つて、Ⅰ国における貿易開始後の消費財の価値は、 $t_{22}$ ではなく  $\frac{t_{11}}{P}$  となる。また、Ⅱ国は、Ⅰ国より生産財一単位を輸入する為に、生産財を  $P$  単位輸出する。従つて、Ⅱ国における貿易開始後の生産財の価値は、貿易開始後の消費財の価値の  $P$  倍である。しかし、この貿易開始後の消費財は、輸入された生産財を用いて生産されている為に、貿易開始



生産財 Ⅰ国  $t_{11}$  Ⅱ国  $t_{21}$

後のⅡ国の消費財の価値は、 $a_{22}P t_{22}^* + t_{22} = t_{22}^*$  により決定される。

従つて、貿易開始後の生産財の価値は、

$$t_{22}^* = \frac{t_{22}}{1 - P a_{22}}$$

にて示される。

$$t_{21}^* = P t_{22}^* = \frac{P t_{22}}{1 - P a_{22}}$$

この考え方は、勿論、ミル (Mill, J. S., Principles of Political Economy, 1848) の相互需要均等の法則に依存する。即ち、輸入商品の価値は、その生産費によつて決定されるのではなく、輸入

### 国際分業と国際交換

地において、その商品を獲得する為に要する費用、即ち、これと交換に与えられる輸出品の生産費によつて決定されるものと考え

(11) この場合の価格体系は、

$$a_{11}x_{11} \frac{P_1}{a_1} + T_{11}x_{11} = x_{11} \frac{P_1}{a_1}$$

$$a_{21}x_{21} \frac{P_2}{a_2} + T_{21}x_{21} = x_{21} \frac{P_2}{a_2}$$

で与えられる。

この場合においても、物質的な単純再生産の条件は、

$$\frac{x_{11}}{x_{21}} = \frac{a_{22}}{1 - a_{21}}$$

であり、価値通りでの交換の条件は、

$$a_{22}x_{22} \frac{P_2}{a_2} = T_{21}x_{21}$$

である。これより、

$$P_2 = \frac{a_{22}x_{22}}{a_2 T_{21}x_{21}} = \frac{a_2 T_{21}}{a_{22}} \frac{a_{22}}{1 - a_{21}} = \frac{t_{21}}{t_{22}} = P_1$$

かくして、価値価格と価格は一致する。

(12) この場合には、不完全特化を行う国の生産者は、貿易の開始によつても、所得率を上昇せしめることはできない。このことは、富国は常に貿易の利益を受けえないことを暗示する。しかし現実には逆であり、富国は、その富の力を背景として貧国を搾取する。それは、ここで示される以外の力の作用が、交易条件決定に際して作用し、富国は自国に都合のよい様に交易条件を決定する。このからくりについては別の機会に示す。

(13)  $p = p_1$  の場合に於て、

$$\frac{T_{11} x_{11}}{a_{22} T_{22} + a_{22} T_{11} x_{22}} = \frac{T_{11}}{T_{11} a_{22} + T_{12} (1 - a_{11})}$$

これより、

$$(28) \quad \left( \frac{x_{11}}{x_{22}} \right) p_1 = \frac{a_{22} T_{22}}{T_{11} (a_{22} - a_{22}) + T_{12} (1 - a_{11})}$$



国際分業と国際交換

また、 $p = p_2$  の場合には、

$$\frac{\frac{x_{11}}{T_{11}} \cdot x_{22}}{0.27T_{22} + 0.27T_{11} \cdot x_{22}} = \frac{T_{21}}{T_{21}T_{22} + T_{22}(1 - a_{21})}$$

これより、

$$(29) \quad \left( \frac{x_{11}}{x_{12}} \right)^{p_2} = \frac{0.27T_{21}}{T_{11}(1 - a_{21})}$$

が得られる。

(14) この間には、Ⅰ国の消費財輸出の増加が、Ⅰ国の消費財輸入を増加せしめ、Ⅰ国の生産財生産部門と消費財生産部門の間に所得率の差を生ぜしめ、これは同国内における生産者をして、消費財生産部門より生産財生産部門に移動せしめる。この移動は、両部門間の所得率の差のなくなるまで続けられる。

(15) より正確に言えば、この場合、この国の生産財生産部門の生産条件が、消費財部門のそれに比して労働節約的であれば、後者より前者への生産の転換の過程において、生産財の量を一定とすれば労働力は過剰する。しかし、この国は、輸出数量を削減することにより、国内完全雇傭、そして交易条件の有利化を達成しうる。逆は逆。

(16) Ⅰ国の生産財生産部門の拡大再生産の開始は、Ⅰ国の消費財生産部門の拡大再生産の可能性を縮小せしめる。そしてこの過程がⅠ国の消費財生産部門の可能性を零ならしめる時には、どのような状態となるか、そこにおいては、Ⅰ国の生産財生産部門における拡大再生産の可能性も零となっている。即ち、生産財についての供給が需要と一致した場合には、

$$a_{11}x_{11}^* + 0.27x_{22}^* = x_{11}^*$$

これと同時に、消費財についても需給は一致し、

$$\frac{T_{11}}{f_{12}^*} \cdot x_{11}^* + \frac{T_{22}}{f_{22}^*} \cdot x_{22}^* = x_{22}^*$$

である。この状態における生産財生産量と消費財生産量の比は、

$$(31) \quad \frac{x_{11}^*}{x_{22}^*} = \frac{0.27}{1 - a_{11}}$$

である。即ち、生産財についての需給方程式よりも、また消費財についての需給方程式よりも同じ水準は保証される。後者について、

$$\frac{x_{11}^*}{x_{22}^*} = \frac{1 - \frac{T_{22}}{f_{22}^*}}{\frac{T_{11}}{f_{12}^*}} = \frac{1 - \frac{T_{22}(1 - P_{a_{22}})}{T_{22}}}{\frac{T_{11}P(1 - a_{11})}{T_{11}}} = \frac{0.27}{1 - a_{11}}$$

である。

(17) Ⅰ国の生産力がⅠ国に比して遙かに大であり、消費された生産財以上に生産財が生産される時には、

$$a_{11}x_{11} + 0.27x_{22} < x_{11}$$

$$\frac{T_{11}}{f_{12}^*} \cdot x_{11} + \frac{T_{22}}{f_{22}^*} \cdot x_{22} > x_{22}$$

これより、

$$\frac{x_{11}}{x_{22}} > \frac{0.27}{1 - a_{11}} = \frac{x_{11}^*}{x_{22}^*}$$

また、Ⅰ国の生産力が大である、消費された消費財以上に消費財が生産される時には、

$$a_{11}x_{11} + 0.27x_{22} > x_{11}$$

$$\frac{T_{11}}{f_{12}^*} \cdot x_{11} + \frac{T_{22}}{f_{22}^*} \cdot x_{22} < x_{22}$$

これより、

$$\frac{x_{11}}{x_{22}} < \frac{0.27}{1 - a_{11}} = \frac{x_{11}^*}{x_{22}^*}$$

そこで、

$$g = \begin{cases} \frac{x_{11}}{x_{22}} < \frac{x_{11}^*}{x_{22}^*} \\ \frac{x_{11}}{x_{22}} > \frac{x_{11}^*}{x_{22}^*} \end{cases}$$

とすると、 $g$  は前に示したように、各国の輸出量が、各国の国内再生産に必要なもの以外のすべての生産物であるとする、時の経過と共に減少する。故に、

$$\frac{dg}{dt} = -\lambda g$$

ここで  $\lambda$  は正の数。従って、

$$g = g_0 e^{-\lambda t}$$

g は g の初期条件、故に、

$$\frac{x_{11}}{x_{22}} = \frac{x_{11}^*}{x_{22}^*} \pm g_0 e^{-\lambda t}$$

かへして、

$$\lim_{t \rightarrow \infty} \frac{x_{11}}{x_{22}} = \frac{x_{11}^*}{x_{22}^*}$$

(18) この状態においては、両国の生産者の所得率は等しくなる。

両国の生産者の貿易後の所得率は、

$$a_{11}^* = \frac{1}{T_{11}} (1 - p a_{11}), \quad a_{22}^* = \frac{1}{T_{22}} (1 - p a_{22})$$

である。

また、国際的な価格は、

$$(27) \quad p = \frac{b_1 T_{11} x_{11}}{a_2 b_1 T_{12} T_{22} + a_2 b_1 T_{11} x_{22}}$$

これは更に、世界的な単純再生産の行なわれる状態、

$$(31) \quad \frac{x_{11}^*}{x_{22}^*} = \frac{a_{22}}{1 - a_{11}}$$

にあらう。

$$(32) \quad p = \frac{b_1 T_{11}}{b_1 T_{11} a_{22} + b_1 T_{12} (1 - a_{11})} \frac{T_{12}}{T_{22}}$$

である。そしてこの様な価格の下においては、両国の生産者の所得率は、

$$a_{11}^* = \frac{1}{T_{11} (1 - a_{11})} + T_{22}$$

$$a_{22}^* = \frac{1}{T_{11} (1 - a_{11})} + T_{22}$$

$$a_{11}^* = a_{22}^* = a_{22}^*$$

となり、

$$(47) \quad a_{11}^* = a_{22}^*$$

である。

(19) 国際的な交換は、

国際分業と国際交換

$$(33) \quad a_{22} f_{21}^* x_{22} = T_{11} x_{11}$$

にあらう。

$$(48) \quad f_{21}^* = \frac{T_{11}}{a_{22}} \cdot \frac{x_{11}}{x_{22}}$$

そこで世界的な単純再生産の行なわれる状態を仮定すると、

$$\frac{x_{11}^*}{x_{22}^*} = \frac{a_{22}}{1 - a_{11}}$$

従って、

$$(43) \quad f_{21}^* = \frac{T_{11}}{1 - a_{11}} = f_{11}^*$$

更に (31) より、

$$\frac{T_{11}}{1 - a_{11}} = \frac{P T_{22}}{1 - P a_{22}} \\ \therefore \frac{1}{P} \cdot \frac{T_{11}}{1 - a_{11}} = \frac{T_{22}}{1 - P a_{22}}$$

かへして、

$$(43) \quad f_{12}^* = f_{22}^*$$

$$(20) \quad \frac{x_{11}^*}{x_{22}^*} = \frac{a_{22}}{1 - a_{11}}$$

の状態にあらう。

$$(43) \quad f_{11}^* = f_{21}^*, \quad f_{12}^* = f_{22}^*$$

である。これに對して、生産財が世界全体として過剰、

$$a_{11} x_{11} + a_{22} x_{22} < x_{11}$$

消費財が世界全体として不足する状態、

$$\frac{T_{11}}{f_{12}^*} x_{11} + \frac{T_{22}}{f_{22}^*} x_{22} > x_{22}$$

にあらう。

$$\frac{x_{11}}{x_{22}} > \frac{a_{22}}{1 - a_{11}} = \frac{x_{11}^*}{x_{22}^*}$$

であり、国際的な交換方程式より導びかれる  $f_{21}^*$  は、

$$f_{21}^* = \frac{T_{11}}{a_{22}} \cdot \frac{x_{11}}{x_{22}} > \frac{T_{11}}{a_{22}} \cdot \frac{x_{11}^*}{x_{22}^*} = f_{11}^* = f_{11}^*$$

従つてまた、

$$f_{22}^* > f_{12}^*$$

逆に、生産財が世界全体として不足する状態、従つてまた消費

国際分業と国際交換

財が世界全体として過剰する状態においては、

$$\frac{x_{11}^*}{x_{22}^*} < \frac{a_{22}}{1-a_{11}} = \frac{x_{11}^*}{x_{22}^*}$$

故に、

$$f_{21}^* = \frac{T_{11}}{a_{22}} \cdot \frac{x_{11}^*}{x_{22}^*} < \frac{T_{11}}{a_{22}} \cdot \frac{x_{11}^*}{x_{22}^*} = f_{11}^* = f_{11}^*$$

従つてまた、

$$f_{22}^* < f_{12}^*$$

扱、各国内では、価値通りの交換が行なわれているから、国際交換が始つて後、

$$\frac{f_{11}^*}{f_{12}^*} = P, \quad \frac{f_{21}^*}{f_{22}^*} = P$$

しかし、国際交換においては、

$$\frac{f_{11}^*}{f_{22}^*} = P \cdot \frac{1}{f_{11}^*} = P \cdot \frac{f_{12}^*}{f_{22}^*}$$

また、

$$\frac{f_{21}^*}{f_{12}^*} = \frac{b_{21}}{1} = P \cdot \frac{f_{22}^*}{f_{11}^*}$$

となり、これより、

$$\frac{f_{11}^*}{f_{22}^*} = P \cdot \frac{f_{12}^*}{f_{22}^*} \Rightarrow P < \frac{f_{12}^*}{f_{22}^*}$$

また、

$$\frac{f_{21}^*}{f_{12}^*} = P \cdot \frac{f_{22}^*}{f_{11}^*} \Rightarrow P < \frac{f_{22}^*}{f_{11}^*}$$

である。

かくして、 $f_{11}^* = f_{21}^*$  及び  $f_{12}^* = f_{22}^*$  の場合にのみ、国際的にも等価交換が行なわれ、それ以外の状態においては、常に不等価交換が行なわれる。

六、以上、単純商品生産社会における貿易がどの様に開始されるか、そしてまた、最も簡略にされた状態において、国際的な価値価格及び価格比がどの様にして決定されるかを示した。

これらは何れも、各国の生産物の数量比・生産条件及び再生産条件の函数である。しかしながら各国の生産物の数量比は一定でなく、各国の輸出数量決定における決意が最も単純な場合（各国内再生産に必要でないものゝ凡てを輸出する場合）には、特定の水準に向かつて収斂することを示した。そこで次に、これらの事情は、資本制商品生産社会においてはどの様に現われるかを示す。

資本制商品生産社会以前の商品生産社会（単純商品生産社会）における貿易が、一定の労働によつて生産された商品をして、できるだけ高く販売することにより、できるだけ多くの使用価値を購入し、できるだけ多くの所得を獲得することの為に利用されたことは前に示した。しかし、そこにおいては、貿易はその社会の再生産にとつて必要不可欠の条件ではなかつた。それは、この社会が未だ低い生産力しか持たず、国外への市場の拡張は、単に便宜の問題に過ぎなかつたことによる。これに対し、資本制商品生産社会においては、生産力は高まり、その再生産の為に、<sup>(1)</sup> 国外市場は必要不可欠の条件となる。

まず、他国に先駆けて資本制の発生した国においては、国内市場の横及び縦への扱いは著しく現われる。まず、この国においては、封建制の内部において資本制の萌芽が十分に成熟し、本源的な蓄積が徹底的に行なわれ、封建勢力は全面的に敗退せしめられ、その残滓も一払される。その為に、資本制は現物経済の内に十分に浸透し、国内市場の横への扱いを著しくする。

次に、生産は実質的に資本の支配下におかれ、その結果、資本は差別利潤の獲得、相対的剰余価値搾出の為に労働の生産性を高める方法を採用し、その為に、生産財に対する需要を形成し拡大する。これを充たす為には、生産財生産部門を国内に設ける他はなく、国内市場の縦えの扱いは急速に進行する。かくしてこの先進資本制国は、その発展に伴い、資本の無限の拡大により、必然的に国外市場を求めようになる。

次に、既に発展した資本制国が、国外市場を求めている段階において資本制に入つた国においては、資本制の萌芽は先進国の資本制の強要により、封建的残滓が一払されないままに、むしろそれが温存利用されつつ、發育せしめられる。その結果、この国では、農村において封建的土地關係が残存し、農業における資本制的生産は行なわれず、また多くの小生産者も存在する。かくして農村は大量の安価な労働力の供給源となり、賃労働者の労働条件を悪化させる。これらの事情は、国内市場の横へ振りを阻む。また労働力が極めて安く利用できる為、資本の有機的構成は低く、生産財需要は増大しない。しかも、生産財需要も直ちには国内での生産財生産部門の創出を齎らさない。消費財やこの国の特産品の生産が比較的有機的構成が低く、多くの資本を要せず、安い労働力を多く利用しうる為、この国の資本は、生産財の生産には向わず、従つて、生産財の需要は国外に向う。この為、国内市場の縦えの扱ひも阻まれる。国内市場の横及び縦えの扱ひが順調に進行しない結果、この国

#### 国際分業と国際交換

は資本制成立後、日ならずして、国外市場を求め結果となる<sup>(2)</sup>。かくして、資本制社会においては、貿易は社会の存続にとつて必要不可欠のものとなる。しかも、資本制社会における貿易には先進国と後進国と言う二つの範疇が現われる<sup>(3)</sup>。そこで以下、ここに示される資本制の下における先進国をⅠ国、後進国をⅡ国とし、その間において、生産財と消費財の生産が貿易の開始を契機として、どの様に再編成され、それがまた、国際的な価値關係及び價格關係をどの様に規定してゆくかを示す。

貿易は、資本制社会にとつて必要不可欠の条件であるというもの、それは、資本制以前の商品生産社会においても存在した。そこにおいては、一定の労働により生産された商品を、できるだけ高く販売することにより、できるだけ多くの使用価値を購入し得るだけ多くの所得を獲得することの為に貿易は利用された。そこにおいては、各国の輸出品には、その国の特産品だけでなく、相手国に較べて、比較的有利に生産しうる商品が選ばれる。この様な過程を通しての世界市場の發展は、商品に対する需要を増大せしめ、従来の單純商品生産社会の基礎であつた手工業を圧迫し、このことは、小さな手工業経営から、賃金労働者の搾取に基く大きな資本制的経営への發展を促がした。この過程においては、一方、小商品生産者が階層分化することにより資本制的企業を生み出し、他方では、商業資本が自から産業資本に転化する。そして、資本制商品生産社会が發生する。この過程を世界的にみると、その發生の歴史的段階の差

国際分業と国際交換

異により、前に示した様に、先進国と後進国の区別がはつきりと現われる。しかし、先進国と後進国との間に行なわれる貿易においても、単純商品生産社会における貿易が果したと同じ役割が果される。単純商品生産社会において各国の生産者の所得率を高めたその同じ効果は、資本制商品生産社会に於ては、各国の資本の利潤率を高めるのに役立つ。それがどの様に現われるかについて次に示す。

貿易は、単純商品生産社会においては、より多くの所得を生み出す為に行なわれたし、資本制商品生産社会においては、より多くの利潤を生み出す為に行なわれる。ところで、これらの所得と言ひ利潤と言ひ、その名称こそ違え、本質は同じく、その各々の歴史的段階における剰余生産物の特殊な形態であるに過ぎない。従つて、いかなる歴史的段階におかれるにせよ、貿易は、その社会において、歴史的に特殊な形態をとる剰余生産物の生産の為に行なわれる。

前に示した通り、資本制社会においては、剰余生産物は剰余価値という特殊な形態をとつて現われる。それ故に、こゝではまず第一に、資本制商品生産社会における貿易の開始は、剰余価値の大きさを増大せしめるか否かを検討することから始める。資本制社会の特徴は、資本家と賃金労働者という特殊な階級が現われて、資本家が賃金労働者の搾取に基く再生産を営むことである。そこにおいては資本家は、商品の売上価格より生産手段の価格と賃金を差し引いた利潤の、彼の投下した資本に対

する比率（利潤率）を高めるように努力する。そのような努力に導かれる競争の過程はやがて、各国において、各部門間の利潤率が均等する状態を齎らす。これは前にならつて次のように示される。

$$(7^*) \quad \begin{cases} (a_{11}p_1 + b_1\tau_{11})(1 + r_1) = p_1 \\ (a_{12}p_1 + b_1\tau_{12})(1 + r_1) = 1 \\ (a_{21}p_2 + b_2\tau_{21})(1 + r_2) = p_2 \\ (a_{22}p_2 + b_2\tau_{22})(1 + r_2) = 1 \end{cases}$$

この場合には、何れの国においても、生産価格は相対価値＝価値価格に等しくない。更に  $r_1$  は何れの国においても正でなければならぬ。この為には、前に示した様に、剰余生産物、従つてその資本制の下での特殊な形態である剰余価値が存在しなければならぬ。

そこで各国共に、貿易開始に先立つて、剰余価値が存在しているものとする。

$$(6^*) \quad \begin{cases} m_{11} = \tau_{11}(1 - b_1k_{12}) & m_{21} = \tau_{21}(1 - b_2k_{22}) \\ m_{12} = \tau_{12}(1 - b_1k_{12}) & m_{22} = \tau_{22}(1 - b_2k_{22}) \end{cases}$$

また、国内的な価値価格  $P_1$  及び  $P_2$  に対応して、国際的な価値価格  $P$  が存在するものとする。これは一方の国の生産財一単位と交換される地方の国の消費財の単位数を示す。こゝでもまた、 $P$  は  $P_1$  と  $P_2$  の間にある筈である。

更に、Ⅰ国を先進国、Ⅱ国を後進国と仮定した結果、

$$(17) \quad P_1 \leq P \leq P_2$$

(4) である。かゝる状態の下で、Ⅰ国が生産財生産部門に、Ⅱ国が消費財生産部門に特化すれば、かゝる特化が両国の資本にとつて有利であるか否かを調べる。

国際的な価値価格を  $P$  とし、貿易開始前における各国各部門の生産物の価値が、貿易開始後において、夫々、

$$\begin{cases} f_{11}^* = f_{11} \\ f_{12}^* = \frac{1}{P} f_{11} \end{cases}, \begin{cases} f_{21}^* = P f_{22}^* \\ f_{22}^* = \frac{T_{22}}{1 - P a_{22}} \end{cases}$$

の如く変化することは、前に示した通りである。すると、これに従つて、貿易開始後の剰余価値の大きさは、貿易開始前のそれに対して、

$$(36) \quad \begin{cases} m_{11}^* \approx m_{11} \\ m_{12}^* \approx m_{12} \end{cases}, \begin{cases} m_{21}^* \approx m_{21} \\ m_{22}^* \approx m_{22} \end{cases}$$

の如く変化する。即ち、各国各部門の何れにおいても、貿易の開始により、剰余価値の大きさは増大する。

以上、貿易の開始と共に、各国各部門共に剰余価値が増大せしめられることをみた。しかし、こゝでもまた考えなければならぬことは、貿易が単なる交換にすぎないにも拘わらず、貿易の開始が何故に、価値の生産を行つたかということである。単純商品生産社会を扱つた処において示した様に、この問題に対しては、貿易の開始が、世界全体として存在する生産条件の内から、夫々、比較的に有利な生産部門を各国に担当せしめるように国際的な分業が行なわれることを考えれば解答が与えられる。即ち、貿易の開始による国際分業により、世界全体

国際分業と国際交換

としての生産力が昂上せしめられる為に、貿易開始前よりも多くの価値が生産される。更に、貿易開始の前後を通して、賃金労働者に対する実質賃金は不変とされるから、その増産せしめられた価値は、すべて剰余価値に流入し、剰余価値はかくして膨れ上る。

この様にして、貿易の開始と共に増大せしめられた剰余価値は、各国の資本の利潤率を、貿易開始前のそれに比して上昇せしめる。(6) 今、

$$B_1 = \frac{1}{1 + r_1}$$

$$(37) \quad \begin{cases} \beta_1 = a_{11} + \frac{p_1}{b_1 T_{11}} \\ \beta_2 = a_{22} p_1 + b_1 T_{12} \end{cases}, \begin{cases} \beta_2 = a_{21} + \frac{p_2}{b_2 T_{21}} \\ \beta_2 = a_{22} p_2 + b_2 T_{22} \end{cases}$$

とすると、(7) より、  
である。  
更に、

$$(17) \quad P_1 \leq P \leq P_2$$

に対応して、消費財を貨幣とする生産財の国際的価値に就いて、

$$(38) \quad p_1 \leq p \leq p_2$$

とすると、貿易開始後の各国各部門の利潤率は、

$$(39) \quad \begin{cases} r_{11}^* \approx r_1 \\ r_{12}^* \approx r_1 \end{cases}, \begin{cases} r_{21}^* \approx r_2 \\ r_{22}^* \approx r_2 \end{cases}$$

となり、結局、Ⅰ国が生産財生産部門に特化し、Ⅱ国が消費財生産部門に特化することは、両国の資本にとつて何れも有利で

あることが判る。逆は逆。

ところで生産条件が一定という仮定の下で、外国貿易の開始により、Ⅰ国が生産財生産部門に特化し、Ⅱ国が消費財生産部門に特化する場合、両国の資本の利潤率が上昇するということは、各国において、剰余価値が、貿易開始前に較べて増加していなければならぬ。かくして、Ⅰ国が生産財生産部門に特化し、Ⅱ国が消費財生産部門に特化した場合、剰余価値の増大を保証する(17)の公準と、同一の状態の下で、各国の特化部門の利潤率の上昇を保証する(38)の公準は平行する。(この両者が等値でないことは後程判明する)。かくして、(38)の不等号を逆転せしめる価格状態は否定される。

ところで、貿易開始による適当な特化により、剰余価値の増加を保証する(17)の公準は、前節において示した単純商品生産会における比較生産費公準である。そこにおいては、価値価格と価格とは常に一致した為に、価値価格についての不等式と、価格についての不等式の何れが比較生産費公準であるかについて詳しく吟味することなく、価値価格の不等式を公準とした。これは正しいだろうか。

既に示した通り、資本制商品生産社会においては、価値価格と生産価格は一致しない、そこで、価値価格差に基く特化の性格と、生産価格差に基く特化の性格を明確にしなければならぬ。価値価格差に基く特化は、剰余価値の増加を齎らし、生産価格差に基く特化は、資本の利潤率の上昇を齎らす。ところで、

資本制社会における利潤は剰余価値をその質的内容とする。従つて、特化のより本源的な公準は、価値価格差に求めなければならぬ。<sup>(6.9)</sup>かくして、価値価格についての不等式を比較生産費公準とすることの正当性は証明される。

以上、資本制商品生産社会における貿易が、何を規定的動機として生ずるのであるか、そして、国際的な価格がどの様な範囲で成立することにより各国の資本を満足せしめるかを示した。そこで次には、かゝる国際的な価格比がどの様にして決定されるか、そしてまた、どの様な規則に支配されるかを示す。

国際的価値価格及び価格比は、生産要素の国際的移動のない処においては、相互需要により決定される。それでは、資本制商品生産社会における国際的な相互需要はどのようにして現われるか。

この問題に答えるに先立つて、まず、資本制社会の国内的な再生産がどの様に現われるかということから考える。

一国内の再生産はこゝでも単純再生産であると仮定しておこう。この場合、 $i$ 国における物質的な単純再生産の条件は、

$$(18) \quad a_{11}x_1 + a_{12}x_2 = x_1 \\ \frac{T_{11}x_1 + T_{12}x_2}{f_{12}} = x_2$$

これより、

$$(19) \quad \frac{x_1}{x_2} = \frac{1 - a_{11}}{a_{12}}$$

なる様に正の  $x_1$  及び  $x_2$  が定まることである。

また、単純再生産表式は、

$$(41) \quad a_{11}x_{11}f_{11} + b_{1T_{11}}x_{11}f_{12} + \tau_{11}(1 - b_{1f_{12}})x_{11} = x_{11}f_{11} \\ a_{22}x_{22}f_{21} + b_{1T_{12}}x_{22}f_{22} + \tau_{12}(1 - b_{1f_{22}})x_{22} = x_{22}f_{22}$$

であり、これより両部門間の交換

$$(42) \quad a_{22}x_{22}f_{21} = b_{1T_{11}}x_{11}f_{12} + \tau_{11}(1 - b_{1f_{12}})x_{11}$$

により価値通りの交換も行なわれる。

次に、価値が生産価格に転化した場合を考える。生産価格は、消費財を貨幣とすることにより、

$$(7) \quad (a_{11}p_1 + b_{1T_{11}})(1 + r_1) = p_1 \\ (a_{22}p_2 + b_{1T_{12}})(1 + r_2) = 1$$

で定められる。

この場合の物質的単純再生産の条件は、

$$(43) \quad a_{11}x_{11} + a_{22}x_{22} = x_{11} \\ b_{1T_{11}}x_{11} + b_{1T_{12}}x_{22} \\ + (a_{11}p_1 + b_{1T_{11}})r_1x_{11} + (a_{22}p_2 + b_{1T_{12}})r_2x_{22} = x_{12}$$

この何れの式より

$$(19) \quad \frac{x_{11}}{x_{22}} = \frac{a_{12}}{1 - a_{11}}$$

が得られ、生産価格への転化があつても、生産条件が変化せず、単純再生産の条件が変化しない限り、生産財生産量と消費財生産量の数量比は不変である。そこで、この場合の単純再生産の表式は、

$$(44) \quad a_{11}p_1x_{11} + b_{1T_{11}}x_{11} + (1 + r_1)b_{1T_{12}}x_{22} = x_{11}p_1 \\ a_{22}p_2x_{22} + b_{1T_{12}}x_{22} + (1 + r_2)b_{1T_{22}}x_{22} = x_{22}$$

であり、両部門の交換は、

### 国際分業と国際交換

$$(45) \quad a_{22}p_2x_{22} = b_{1T_{11}}x_{11} + (1 + r_1)b_{1T_{12}}x_{22}$$

である。

国内における再生産が以上の如く行なわれる場合、国際的には、交換はどの様に行なわれ、その結果、再生産はどの様に展開されるか。

貿易開始後の再生産がどの様に展開されるかは、両国の生産力・生産条件及び再生産条件により定まるものである為に、ここでは前以て述べることはできない。ここでは、国際的な交換がどの様に行なわれるかを考え、その後、再生産がどの様に展開されるかを示すことにする。

I国が生産財生産部門に、またII国が消費財生産部門に完全に特化するものとすると、世界全体としての生産は、

$$(46) \quad a_{11}x_{11}f_{11}^* + b_{1T_{11}}x_{11}f_{12}^* + \tau_{11}(1 - b_{1f_{12}}^*)x_{11} = x_{11}f_{11}^* \\ a_{22}x_{22}f_{21}^* + b_{2T_{22}}x_{22}f_{22}^* + \tau_{22}(1 - b_{2f_{22}}^*)x_{22} = x_{22}f_{22}^*$$

の如く行なわれ、国際的な交換は、

$$(47) \quad a_{22}x_{22}f_{21}^* = b_{1T_{11}}x_{11}f_{12}^* + \tau_{11}(1 - b_{1f_{12}}^*)x_{11}$$

の如く行なわれる。この様な交換が行なわれる場合の国際的な価値価格は、

$$(48) \quad P = \frac{\frac{x_{11}}{b_{1T_{11}}x_{22}}}{\frac{a_{22}p_2x_{22}f_{21}^*}{\tau_{12}} + \frac{a_{22}p_2x_{22}f_{22}^*}{\tau_{22}}}$$

である。

また、この交換が貨幣の媒介の下で行なわれる場合には、国際的な価格比はどの様にして現われるか、この場合には、



国際分業と国際交換

$$(49) \quad a_{11}x_{11}p + b_1\tau_{11}x_{11} + \tau_{11}^*(a_{11}p + b_1\tau_{11})x_{11} = x_{11}p \\ a_{22}x_{22}p + b_2\tau_{22}x_{22} + \tau_{22}^*(a_{22}p + b_2\tau_{22})x_{22} = x_{22}$$

における両国間の交換

(50)  $a_{22}x_{22}p = b_1\tau_{11}x_{11} + \tau_{11}^*(a_{11}p + b_1\tau_{11})x_{11}$  (12)  
により、国際的な価格は次の様にして示される。

$$(51) \quad p = \frac{b_1\tau_{11}x_{11}}{\beta_{11}^*a_{22} - (1 - \beta_{11}^*)a_{11}x_{22}}$$

扱、国際的な価値価格は

$$(17) \quad P_1 \leq P \leq P_2$$

なる上限・下限を持ち、この両限界における生産財生産量と消費財生産量の数量比は、前に、単純商品生産社会について示した様に、

$$(28) \quad \left(\frac{x_{11}}{x_{22}}\right)p_1 = \frac{a_{22}\tau_{22}}{\tau_{11}(a_{12} - a_{22}) + \tau_{12}(1 - a_{11})}$$

及び

$$(29) \quad \left(\frac{x_{11}}{x_{22}}\right)p_2 = \frac{a_{22}\tau_{21}}{\tau_{11}(1 - a_{21})}$$

である。

同様に、国際的な価格比は

$$(38) \quad p_1 \leq p \leq p_2$$

なる上限と下限を持つ。この両限界における両生産物の数量比は、

$$(52) \quad \left(\frac{x_{11}}{x_{22}}\right)p_1 = \frac{a_{22}}{\beta_{11}^* - a_{11}}$$

及び

$$(53) \quad \left(\frac{x_{11}}{x_{22}}\right)p_2 = \frac{a_{22}}{a_{11}\left\{\frac{\beta_2}{\beta_{11}(\beta_2 - b_2\tau_{11})} - 1\right\} - \Delta} \\ \Delta = a_{11}b_2\tau_{22} - a_{22}b_1\tau_{11}$$

である。(11)

各国の担当部門への完全特化は、これらの生産数量についての比率をみたす範囲内、即ち、

$$(54) \quad \left(\frac{x_{11}}{x_{22}}\right)p_1 \leq \frac{x_{11}}{x_{22}} \leq \left(\frac{x_{11}}{x_{22}}\right)p_2$$

の境界条件内に限定される。両国が完全特化をした際、これ以外の範囲において両財の生産数量比が定まるときには、その超過または過少する比率を生み出す生産力については、当該国の資本家は、それを担当部門以外の生産部門に移動せしめることにより、不完全特化を行い、利潤率の下落を阻止しようとするであろう。(15)

次に、貿易開始後の再生産の展開を示す。資本制社会においても、単純商品生産社会においてみられたと同じく、貿易開始後の再生産の展開は、国内における要因からの拡大再生産への動機がない限り、世界的な単純再生産が行なわれる水準に向つて展開される。即ち、各国共に自国の国力再生産に必要なもの以外のすべての生産物を輸出するものとすれば、生産力の大なる国は、それに基づく生産量が多く、従つて、輸出可能生産物も相手国に比して大であり、従つて交易条件は不利となる。このことは、相手国に、消耗補填に必要な量以上の生産物を与えることになり、その結果、相手国に拡大再生産の可能性を与える。

次に、相手国の生産規模が拡大されると、その国の輸出可能生産物も次第に増加し、今までの不利な交易条件は次第に有利化する。従つて、また、生産力を最初に多く持つていた国も、貿易により、従来国内で得られたよりも単位当りにして多くの生産物を輸入しうるから、こゝでも拡大再生産の可能性が生ずる。そして更に、交易条件の有利化によりこれは増進せしめられる。この様な、一方の国の交易条件の有利化、他国のその不利化の過程は、やがて両国共に、それ以上の貿易面より生ずる拡大再生産の可能性がなくなる状態を齎らす。これが、世界的に単純再生産の行なわれる状態である。

この状態は、以前、各国毎に単純再生産の行なわれていた場合よりも高い生産水準を持つものであり、また、この状態は、各国内において均衡状態と呼ばれた状態に対態するものである。<sup>(16)</sup> この状態においては、

$$(55) \quad a_{11}x_{11}^* + a_{22}x_{22}^* = x_{11}^*$$

$$\frac{T_{11}}{f_{12}} x_{11}^* + \frac{T_{22}}{f_{22}} x_{22}^* = x_{22}^*$$

$$(56) \quad \frac{x_{11}^*}{x_{22}^*} = \frac{a_{22}}{1 - a_{11}}$$

を充たす正の  $x_{11}^*$  及び  $x_{22}^*$  が存在する。

かくして生産物数量の比率がこの水準にある場合には、国際的な価値価格及び価格比は

$$(24) \quad P = \frac{b_1 T_{11}}{b_1 T_{11} a_{22} + b_1 T_{12} (1 - a_{11}) - \frac{T_{22}}{T_{12}}}$$

### 国際分業と国際交換

$$(37) \quad p = \frac{b_1 T_{11}}{\beta_{11}^* a_{11}} = \frac{\beta_{22}^* - b_2 T_{22}}{a_{22}}$$

である。<sup>(7)</sup> 更に、この水準が、この水準においてのみではあるが、国際的にも価値価格に基づく交換は等価交換を保証することは、前に示した通りである。

最後に、国際的な価値価格と価格比の関係を調べる。

国内についてみた際に示した様に、各国共、価値価格と生産価格の大きさは、各部門の有機的構成の大小に従つて、

$$(10) \quad p_1 \nearrow \frac{a_{11}}{b_1 T_{11}} \nearrow \frac{a_{12}}{b_1 T_{12}} \nearrow \frac{a_{22}}{b_2 T_{22}}$$

である。これは何れの国においても、有機的構成のより高い部門の商品は価値以上に、有機的構成のより低い部門の商品は価値以下に販売されることを意味している。

このことは、国際的にはどの様に現われるだろうか。前に示した様に、

$$(51) \quad p = \frac{b_1 T_{11} x_{11}}{b_1 T_{11} x_{22} - (1 - \beta_{11}^*) a_{11} \frac{x_{11}}{x_{22}}}$$

及び

$$(24) \quad P = \frac{T_{11} x_{11}}{T_{11} x_{22} + a_{22} T_{11} \frac{x_{11}}{x_{22}}}$$

である。従つて、各国内の有機的構成の大小に応じて、

$$(58) \quad p_1 \nearrow \frac{a_{11}}{b_1 T_{11}} \nearrow \frac{a_{12}}{b_1 T_{12}} \nearrow \frac{a_{22}}{b_2 T_{22}}$$

であらば、常に

(58)  $p \equiv p$   
 は成立する。これに対し、

$$(60) \quad p_1 \equiv p_1 \rightarrow p_2 \equiv p_2$$

であれば、 $x_{11}/x_{22}$  の特定の水準  $X$  に対して、

$$(61) \quad p \begin{cases} \xrightarrow{p} > X \\ \xrightarrow{p} < X \end{cases} \begin{cases} x_{11} \\ x_{21} \end{cases} = X$$

となる。(18) 即ち (59) の場合には、常に、有機的構成の高い部門に特化した国の資本家は、彼の生産した商品を、貿易を通して国際的な価値価格以上に、また、有機的構成のより低い部門に時化した国の資本家は、彼の生産した商品を、貿易を通して国際的な価値価格以下に販売する。ところで、場地的な価値価格それ自身が既に、各国内の価値価格よりも以上または以下に評価さるべきものである故に、国際的な価値比による販売の価値よりの乖離は、二重の効果により重畳せしめられる。国際的な価値比による販売の価値よりの乖離が、単一の効果として現われるのは、前に示した、世界的に単純再生産の行なわれる状態においてのみである。しかし、このことは、両国の資本家が、貿易により、貿易が行なわれてない場合よりも多くの利潤率を享受していることとは無関係である。

猶、(61) の場合は、上述の命題が、 $x_{11}/x_{22}$  の作る範囲内の一つの特定の水準を境界として、何れの国にも妥当する様に調整されるものであることを示す。

(1) レーニン「ロシアにおける資本主義の発展」は、「何故に資本家の国民には国外市場が必要か？」として次の様に示している。資本家国にとっての国外市場の必要は、社会的生産物（及び特に剰余価値）の実現の法則によつて決定されるものでは全くなく、第一に、資本主義がたゞ国家の境界外に出るところの広汎に發展した商品流通の結果としてのみ現われる事により、第二に、相互に「市場として」役立つ所の種々の産業部門は、均等に發展するものでなく、相互に追越し合い、而して一層發展した産業が国外市場を求めることにより、第三に、資本家の企業は、不可避的に、土地共有体、地方市場、州、それからまた国家の境界を越える。而して、国家の孤立性と閉塞性はすでに商品流通によつて破壊されたから、各々の資本家の産業部門の自然的傾向は、其等を、国外市場を捜索する必要へと導びくことによつて……生ずるものである。

(2) 置塩信雄「一国における経済構造」神戸大学創立五十周年記念論文集。参照。

(3) 極めて図式的に示される本文の論旨より、先進資本制国と後進資本制国の二つの範疇が導かれる。しかし、現実の貿易の当事国は、何れも先進的段階にある二国であるかもしれないし、その逆の場合であるかもしれない。けれども、そのどの場合にも一方は他方よりも、先進的であるし、他方は比較的後進的である。従つてこの二国間の貿易を考へるときには、前者は先進国の範疇にて理解され、後者は後進国の範疇にて理解される。

(4) 何れの国においても、各財の価値は、

$$a_1k_1 + r_1a = k_1$$

$$a_2k_2 + r_2a = k_2$$

により決定される。経済の發展は、各部門において資本化を齎らし、技術を高度化せしめる（ $r$  の増大）、それは更に、労働節約的な方向（ $a$  の縮小）にも向けられる。しかもこれは、生産財

生産部門においては消費財生産部門よりも急速な歩調で行なわれる。従つて、経済発展の進んだ先進国と、遅れた後進国を較べる。

は、最もありふれた結論である。

(5) 剰余価値は夫々、各国各部門において、そこで投入された直接労働量の中の不払労働分であるから、直接労働量と搾取率（直接労働量の内の不払分を示す比率）の積として示される。従つて、剰余価値の変化は、生産条件が一定な時には、各国の搾取率の変化をみればよい。

まずI国において。I国における消費財の価値は、貿易の開始により  $t_2$  から  $\frac{1}{P}t_1$  に変化する。これに伴つて、搾取率は、 $(1-b_1t_2)$  から  $(1-b_1\frac{1}{P}t_1)$  に変化する。また、 $\frac{t_1}{t_2} \leq P$  であるから、

$$t_2 \geq \frac{t_1}{P} \quad (P > 0, t_1 > 0, t_2 > 0)$$

故に、

$$(1-b_1t_2) \geq (1-b_1\frac{t_1}{P})$$

かくして、貿易開始後においては、貿易開始前に較べて搾取率はより大となるから、

$$m_{21}^* \leq m_{11}, m_{22}^* \leq m_{22}$$

となる。

またII国については、II国における消費財の価値は、貿易の開始により、 $t_{22}$  から  $\frac{1}{1-Pa_{22}}t_{22}$  に変化する。これに伴つて搾取率は

$$\phi(1-b_2t_{22}) \text{ から } \phi(1-b_2\frac{1}{1-Pa_{22}}t_{22}) \text{ に変化する。}$$

そこでまづ、貿易開始後における消費財の価値の大きさを比較する。

### 国際分業と国際交換

$$\begin{aligned} & \frac{t_{22}}{1-Pa_{22}} - \left( \frac{t_{21}}{1-a_{21}} a_{22} + t_{22} \right) \\ &= \frac{a_{22}}{(1-Pa_{22})(1-a_{21})} \{ P t_{22} (1-a_{21}) - t_{21} (1-Pa_{22}) \} \end{aligned}$$

前提により、

$$P < \frac{t_{21}}{t_{22}} = \frac{a_{22}t_{21} + (1-a_{21})t_{22}}{t_{21}}$$

$$P \cdot a_{22} \cdot t_{21} \cdot t_{22} \text{ 及び } (1-a_{21}) \text{ はすべて正だから}$$

$$P t_{22} (1-a_{21}) - t_{21} (1-Pa_{22}) \leq 0$$

$$(1-Pa_{22}) \geq P \frac{t_{22}}{t_{21}} (1-a_{21}) \geq 0$$

$$\frac{a_{22}}{(1-Pa_{22})(1-a_{21})} \{ P t_{22} (1-a_{21}) - t_{21} (1-Pa_{22}) \} \leq 0$$

$$\frac{t_{22}}{1-Pa_{22}} \leq t_{22}$$

故に、

$$(1-b_2t_{22}) \leq (1-b_2\frac{t_{22}}{1-Pa_{22}})$$

従つて、

$$m_{21}^* \leq m_{21}, m_{22}^* \leq m_{22}$$

となる。

(6) 外国貿易が、或いは不変資本の諸要素を、或いは可変資本が転化されるところの生活必需品を、より低廉にする限りでは、それは剰余価値率を高め、且つ不変資本の価値を低くすることによつて、利潤率を高めるように作用する。外国貿易が一般にこの意味において作用するのは、それが生産規模の拡張を許すことによるものである。（向坂訳「資本論」第三卷、第二分冊、四八頁）。

$$(7) \quad A_1 = \frac{1}{1+t_1}$$

$$(37) \quad \begin{cases} \beta_1 = a_{11} + \frac{b_1 t_{11}}{P_1} \\ \beta_1 = a_{12} b_1 + t_{12} \end{cases} \quad \begin{cases} \beta_2 = a_{21} + \frac{b_2 t_{21}}{P_2} \\ \beta_2 = a_{22} b_2 + t_{22} \end{cases}$$

国際分業と国際交換

が得られる。そこで、

$$(38) \quad p_1 \searrow p \searrow p_2$$

とする。

$$\begin{cases} \beta_{11}^* \leq \beta_{11} \\ \beta_{12}^* \leq \beta_{11} \end{cases} \quad \begin{cases} \beta_{21} \leq \beta_{21} \\ \beta_{22}^* \leq \beta_{21} \end{cases}$$

となり、これより

$$(39) \quad \begin{cases} \gamma_{11}^* \leq \gamma_{11} \\ \gamma_{12}^* \leq \gamma_{11} \end{cases} \quad \begin{cases} \gamma_{21}^* \leq \gamma_{21} \\ \gamma_{22}^* \leq \gamma_{21} \end{cases}$$

が得られる。

(8) この考え方をそのまま単純商品生産社会の場合に当て嵌めてみると次の様になる。即ち、価値価格差に基づく特化は剰余生産物の増大を齎らし、価格差に基づく特化は所得率の上昇を齎らす。ところで、所得は剰余生産物をその質的内容とするから、特化のより本源的な公準は、価値価格差に基めなければならぬ。しかしながら、この場合には、価値価格と価格とは一致するから、価値価格差と価格差は区別できないから、上述の区別は、事実上無意味となる。

(9) 特化の公準を生産価格差に求めた場合にはどうなるか、生産価格差は、貿易の開始後次第に減小し、遂には零となる。この場合には、貿易の存在する理由はなくなる。しかし、実際には貿易が行なわれ均衡状態にあるだけである。この場合の貿易の存在は何によつて根拠づけるのか。貿易開始前には生産価格差が存在したことを以て代弁すると言うのか。この場合には、一つのことを二つに使用する結果となる。現在零となつている生産価格差が、以前には何らかの値を持つて存在していたとしても、それは現在を説明するよすがとはならない。ここでは、生産価格差以外の何かをもつてこなければならぬ。この場合にも、貿易開始の前後を通して不変な価値価格差を導入すれば、困難は容易に回避される。

(10) 第一式より、

第二式より

$$\frac{x_{11}}{x_{12}} = \frac{a_{12}}{1-a_{11}}$$

$$\frac{x_{11}}{x_{12}} = \frac{1-a_{22}p\gamma_1 - (1+\gamma_1)b\gamma_{12}}{a_{11}p\gamma_1 + (1+\gamma_1)b\gamma_{11}}$$

$$= \frac{p(a_{12})}{p(1-a_{11})} = \frac{a_{12}}{1-a_{11}}$$

置塩信雄「価値と価格」参照。

$$(11) \quad a_{22}x_{22}a_{21}^* = b_1\gamma_{11}x_{11}t_{12}^* + \gamma_{11}(1-b_1t_{12}^*)x_{11} = \gamma_{11}x_{11}$$

従つて、

$$t_{21}^* = \frac{\gamma_{11}x_{11}}{a_{22}x_{22}} = \frac{P\gamma_{22}}{1-Pa_{22}}$$

これより、

$$(48) \quad P = \frac{b_1\gamma_{11}x_{11}}{\gamma_{22} + a_{22}b_1\gamma_{11}x_{11}}$$

$$(12) \quad a_{22}x_{22}p = b_1\gamma_{11}x_{11} + \gamma_{11}^*(a_{11}p + b_1\gamma_{11})x_{11}$$

$$= (1+\gamma_{11}^*)a_{11}x_{11}p + (1+\gamma_{11}^*)b_1\gamma_{11}x_{11} - a_{11}x_{11}p$$

これより、

$$\beta_{11}^* = \frac{1}{1+\gamma_{11}^*}$$

とせよ。

$$\beta_{11}^*a_{22}x_{22}p = a_{11}x_{11}p + b_1\gamma_{11}x_{11} - \beta_{11}^*a_{11}x_{11}p$$

これより、

$$p = \frac{x_{11}}{b_1\gamma_{11}x_{22}}$$

$$\beta_{11}^*a_{22} - (1-\beta_{11}^*)a_{11} = \frac{x_{11}}{x_{22}}$$

(13)  $p_1 \searrow p \searrow p_2$  と  $p_1 \searrow p \searrow p_2$  が同じ方向に同じ不等号をもつことは既に示した。

(14)  $p_1 p$  の場合、

$$\frac{b_1\gamma_{11}}{\beta_{11}^*a_{22} - (1-\beta_{11}^*)a_{11}} = \frac{x_{11}}{b_1\gamma_{11}x_{22}}$$

$$\frac{b_1\gamma_{11}}{\beta_{11}^*a_{22} - (1-\beta_{11}^*)a_{11}} = \frac{x_{11}}{x_{22}}$$

これより、

$$\left( \begin{array}{c} x_{11} \\ x_{22} \end{array} \right) p_1 = \frac{a_{22}}{\beta_{11}^* - a_{11}}$$

また、 $p_2 = p$  の場合、

$$\frac{\beta_2 - b_2 r_{22}}{a_{22}} = \frac{b_1 r_{11} \frac{x_{11}}{x_{22}}}{\beta_{11}^* \beta_{22} - (1 - \beta_{11}^*) a_{11} \frac{x_{11}}{x_{22}}}$$

これより、

$$\left( \begin{array}{c} x_{11} \\ x_{22} \end{array} \right) p_2 = \frac{a_{22}}{a_{11} \left\{ \frac{\beta_2}{\beta_{11}^* (\beta_2 - b_2 r_{11})} - 1 \right\} - \Delta}$$

$$\Delta = a_{11} b_1 r_{22} - a_{22} b_1 r_{11}$$

が得られる。

(15)

$$\begin{cases} \beta_1 = a_{11} + \frac{b_1 r_{11}}{p_1} \\ \beta_1 = a_{12} p_1 + b_1 r_{12} \end{cases} \quad \begin{cases} \beta_2 = a_{21} + \frac{b_2 r_{21}}{p_2} \\ \beta_2 = a_{22} p_2 + b_2 r_{22} \end{cases}$$

及び

$$p_1 \ll p \ll p_2$$

において、 $p$  がこの境界条件よりは出す場合には、I 国の特化部門である生産財生産部門では、

$$\beta_1 \ll \beta_{11}^* \ll p \ll \beta_1$$

従つて  $r_{11} \ll r_{11}^*$  となる。また II 国の特化部門である消費生産部門  
 におつては、

$$\beta_2 \ll \beta_{22} \ll p \ll \beta_2$$

従つて

$$r_{22} \gg r_{22}^*$$

となり、この何れの場合にも、利潤率は貿易開始前の各国平均利潤率より小となる為、各国の資本は、 $p$  に (55) の限界を超せざる様、不完全特化の手段を選ぶのである。不完全特化を行い、価格をこの限界内に保てば、各国は、その貿易前の平均利潤率以下の利潤率を持つことはなくなる。

### 国際分業と国際交換

(16) 但し、各国内における均衡状態は、自由競争の結果、当然におちつくべき状態として実現性を持つ概念であるのに対して、国際的な均衡状態であるこの状態は、その様な実現の保証は何もない。唯、特定の前提の下で、時間の経過において放置すれば達するであろう仮空の状態であるに過ぎない。実際に、多くの生産力をもつ国の資本家が、利潤率の上昇という魅力はあるにせよ、みすみす不利な条件の貿易を続けて、自らの生産力を削減するとは考えられない。むしろ、本文で仮定されたような、輸出可能生産物総ぐるみの貿易をしないで、その一部分の輸出で、自他共に満足する交易条件を成立させ、残りの一部で拡大再生産を志すことになるだろうし、また、資本輸出を行うことも考えられよう。しかし、これらの問題はすべて発展する経済を考える時まで残すことにしよう。

$$(17) \quad p = \frac{b_1 r_{11} \frac{a_{22}}{1 - a_{11}}}{\beta_{11}^* a_{22} - (1 - \beta_{11}^*) a_{11} \frac{a_{22}}{1 - a_{11}}} = \frac{b_1 r_{11}}{\beta_{11}^* - a_{11}}$$

これはまた、

$$\begin{aligned} (a_{11} p + b_1 r_{11})(1 + r_{11}^*) &= p \\ (a_{22} p + b_2 r_{22})(1 + r_{22}^*) &= 1 \end{aligned}$$

より

$$p = \frac{b_1 r_{11}}{\beta_{11}^* - a_{11}} = \frac{\beta_2 - b_2 r_{22}}{a_{22}}$$

としても求めることができる。

(18) 国際的な価値価格及び価格は夫々、

$$(15) \quad p = \frac{x_{11}}{b_1 r_{11} x_{22}}$$

$$(16) \quad p = \frac{x_{11}}{\beta_{11}^* a_{22} - (1 - \beta_{11}^*) a_{11} \frac{x_{11}}{x_{22}}}$$

$$(18) \quad p = \frac{x_{11}}{b_1 r_{11} x_{22}} = \frac{x_{11}}{a_{22} b_1 r_{12} \frac{x_{11}}{x_{22}} + a_{22} b_1 r_{11} \frac{x_{11}}{x_{22}}}$$

国際分業と国際交換

である。また、国際的な価格は

$$p_1 \leq p \leq p_2$$

の範囲を持ち、これに対応する生産可能な生産財産量と消費財産量の比率

$$(54) \quad \left( \frac{x_{11}}{x_{22}} \right) p_1 \leq \frac{x_{11}}{x_{22}} \leq \left( \frac{x_{11}}{x_{22}} \right) p_2$$

が存在する。

問題は、この範囲内において、国際的な価値価格と価格が、どの様な関係にあるかを示すことである。

そのためには、 $P$  と  $p$  とが (54) の範囲内において等しくなる様な  $x_{11}/x_{22}$  の実数値が存在するか否かを調べなければならない。

$$\frac{b_1 \tau_{11}}{x_{22}} \frac{x_{11}}{x_{22}}$$

$$\frac{p_1 a_{11}^* a_{22} - (1 - \beta_{11}^*) a_{11}}{x_{22}}$$

$$\frac{b_1 \tau_{11}}{x_{22}} \frac{x_{11}}{x_{22}}$$

$$\frac{a_{22} b_1 \tau_{12}}{\tau_{12} + a_{22} b_1 \tau_{11}} \frac{x_{11}}{x_{22}}$$

より、

$$\{ (1 - \beta_{11}^*) a_{11} + a_{22} b_1 \tau_{11} \} \left( \frac{x_{11}}{x_{22}} \right)^2$$

$$+ (a_{22} b_1 \tau_{22} - \beta_{11}^* a_{22}) \left( \frac{x_{11}}{x_{22}} \right) = 0$$

ここで、求める実数値が存在する場合には

$$D = a_{22}^2 (b_1 \tau_{22} - \beta_{11}^*)^2 \geq 0$$

であるから、 $r = P$  を成立せしめる  $x_{11}/x_{22}$  の値は、

$$X = 0 \quad \text{or} \quad \frac{\beta_{11}^* a_{22} - a_{22} b_1 \tau_{11}}{(1 - \beta_{11}^*) a_{11} + a_{22} b_1 \tau_{11}}$$

である。従って、零である  $X$  の正の値に対して  $p = P$  の成立するのは、唯一ヶ処に限られる。その可能な範囲は、

$$0 < X < \left( \frac{x_{11}}{x_{22}} \right) p_2 \quad \text{--- ①}$$

$$\left( \frac{x_{11}}{x_{22}} \right) p_2 \leq X \leq \left( \frac{x_{11}}{x_{22}} \right) p_1 \quad \text{--- ②}$$

$$\left( \frac{x_{11}}{x_{22}} \right) p_1 \leq X \quad \text{--- ③}$$

の三個である。そしてこれらの範囲で対応して生ずる  $P_1$  と  $P_2$  の関係は、

$$\{ p_1 \not\leq P_1 \leftarrow p_2 \not\leq P_2 \} \quad \text{①, ③}$$

である。かゝる  $p$  と  $P$  の関係は、

$$\{ p_1 \not\leq P_1 \leftarrow p_2 \not\leq P_2 \} \quad \text{②}$$

$$\{ p_1 \not\leq P_1 \mid p_2 \not\leq P_2 \} \quad \text{(A)}$$

$$\{ p_1 \not\leq P_1 \mid p_2 \not\leq P_2 \} \text{ or } \{ p_1 \not\leq P_1 \mid p_2 = P_2 \} \quad \text{(A)}$$

$$\{ p_1 \not\leq P_1 \mid p_2 \not\leq P_2 \mid \frac{x_{11}}{x_{22}} > X \} \quad \text{(B)}$$

$$\{ p_1 \not\leq P_1 \mid p_2 \not\leq P_2 \mid \frac{x_{11}}{x_{22}} = X \} \quad \text{(C)}$$

$$\{ p_1 \not\leq P_1 \mid p_2 \not\leq P_2 \mid \frac{x_{11}}{x_{22}} < X \} \quad \text{(D)}$$

$$X = \frac{\beta_{11} a_{22} - a_{22} b_1 \tau_{11}}{(1 - \alpha_{11}) a_{11} + a_{22} b_1 \tau_{11}}$$

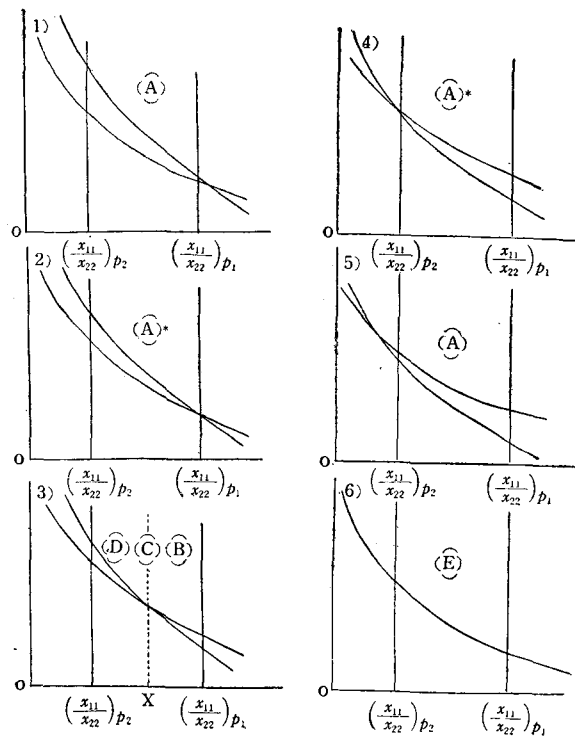
となる。また、  
 $p_1 = P_1, p_2 = P_2$   
 の場合には、常に  
 $p = P$  (E)

である。これは、 $p = P$  を齎す  $x_{11}/x_{22}$  の水準は、零以外に一点しかなくとも拘わらず、 $p_1 = P_1$  及び  $p_2 = P_2$  が成立する為には、 $p$  と  $P$  の  $x_{11}/x_{22}$  に関する函数が同一のものでなければならぬからである。

七、以上、われわれは第一に、貿易論が、労働価値説を基礎理論として再構成されねばならないことを示す為、まずその歴史的性格を述べた。ここでは、労働価値説は常に進歩しつつある階級にとつての武器であり、現在の労働者階級は、この理論を基礎として真実を把握するべく努力しなければならないことを示した。そこで次に、このような労働価値説は、貿易論それ自

第二に、労働価値説を基礎理論とする貿易理論を組立てる予  
 備知識として国内の経済は、労働価値説を通して  
 どの様に示されるかを考える。それによれば、各  
 国の価値は、その国における社会的に必要な労働  
 により測定され、各生産部門生産条件の函数とし  
 て決定されるものであることをみた。更に、この  
 価値が、価格形態をとり（価値価格）、それが現実  
 にはどの様に現われるかについて、われわれは、  
 単純商品生産社会における場合と資本制商品生産  
 社会における場合をみた。第一の場合には、価値  
 価格及び価格は、共に各生産部門における生産条  
 件の函数として決定され、両者は各部門の所得率  
 の均衡する均衡状態においては、常に一致しその  
 他の状態にあつては、常に価値価格を中心として、  
 価格は求心的に変動することを示した。これに対  
 して、第二の場合においては、価値価格は各生産  
 部門の生産条件により、また、生産価格は各生産  
 部門の生産条件及び労働力の価値の函数として決定されること、  
 及びこれらは常に一致するとは限らないが、生産価格は常に、  
 価値価格により一定の条件の下で規制されることを示した。  
 そこで、これらの予備知識を基礎として、労働価値説を基礎  
 として、労働価値説を基礎理論とする貿易論について考える。  
 しかし、本論においては現実の経済の貿易を媒介とする発展の  
 過程を扱うことを目的とせずたゞ資本制発展の一定の段階にお

体として何故必要であるかを示した。ここでは、現在の貿易論  
 の主流をなしている選択理論を基礎理論とする貿易論は、その  
 基礎理論自体の性格が既に非科学的であり、更にその上に組立  
 てられる貿易論においては、貿易の存在条件を廻り、致命的な  
 欠陥のあることが示され、そして、これを救うものとして、労  
 働価値説の有用性を示した。



縦軸 P or p  
 横軸  $\frac{x_{11}}{x_{22}}$

備知識として国内の経済は、労働価値説を通して  
 どの様に示されるかを考える。それによれば、各  
 国の価値は、その国における社会的に必要な労働  
 により測定され、各生産部門生産条件の函数とし  
 て決定されるものであることをみた。更に、この  
 価値が、価格形態をとり（価値価格）、それが現実  
 にはどの様に現われるかについて、われわれは、  
 単純商品生産社会における場合と資本制商品生産  
 社会における場合をみた。第一の場合には、価値  
 価格及び価格は、共に各生産部門における生産条  
 件の函数として決定され、両者は各部門の所得率  
 の均衡する均衡状態においては、常に一致しその  
 他の状態にあつては、常に価値価格を中心として、  
 価格は求心的に変動することを示した。これに対  
 して、第二の場合においては、価値価格は各生産  
 部門の生産条件により、また、生産価格は各生産  
 部門の生産条件及び労働力の価値の函数として決定されること、  
 及びこれらは常に一致するとは限らないが、生産価格は常に、  
 価値価格により一定の条件の下で規制されることを示した。  
 そこで、これらの予備知識を基礎として、労働価値説を基礎  
 として、労働価値説を基礎理論とする貿易論について考える。  
 しかし、本論においては現実の経済の貿易を媒介とする発展の  
 過程を扱うことを目的とせずたゞ資本制発展の一定の段階にお



## 国際分業と国際交換

ける貿易の性格を示すことを目的とする。この目的を充分に達成する為に、こゝでは、世界的に単純再生産の行なわれる状態を想定し、この状態を中心として動く貿易の性格を示す。現実の貿易は、まさに、この様な状態から乗離しようとする力のみが強く作用している。しかし、その中心となる状態の解明こそがそれよりの発散を扱うに当つての予備知識として絶対必要となるという事実こそが本論の構成の根底にあるものである。

以上の前提、及びこれに附随する諸前提（国内単純再生産・完全競争・輸送費の無視・等々）の下で議論を進める。そして、貿易を、単純商品生産社会における貿易と、資本制商品生産社会における貿易に分けて考える。

単純商品生産社会における貿易は、各国間に価値価格差の存在するときに發生する。この価値価格差に基く適当な特化は、世界全体として生産性を上昇せしめ、これはまた、各国の生産者の所得率を上昇せしめる。（古典派以来、この価値価格差に基く適当な特化を示す公準を、比較生産費原理と呼び慣らわしている）かかる特化の後、即ち貿易開始の後、国際的な価値価格及び価格はやはり、各国特化部門の生産条件により決定され、更に国際的な価値価格は常に国際的な価格に等しい。

また、貿易開始後の再生産過程は、各国の輸出货量は常に各国の国内再生産に必要なもの以外のすべてであるとすると、やがては世界全体としての単純再生産の行なわれる状態に達する。ここにおいては、国際的にも等価交換が成立つ。この状態に達

しない貿易は、このことより逆に考えて、常に不等価交換である。次に、資本制商品生産社会における貿易は、資本制と歴史的必然的に結びついて現われる。しかしここにおいても貿易の一般的特性は単純商品生産社会におけると大差はない。貿易は、やはり国際的に価値価格差のある場合に發生する。これは基つて適当な特化は、各国において貿易開始以上の剰余価値の生産を保証する。これは、貿易開始と共に行なわれる国際分業により、世界全体としての生産性が昂上せしめられたことによる。更にこのことに基いて、各国の特化部門における資本の利潤率は上昇し、資本を満足せしめる。

ここにおいても、国際的な価値価格及び生産価格は、各国間の相互需要により決定される。しかしながら、資本制社会においては、これらは、ある特定の水準においてのみ一致するだけであつて、殆んど常に両者は乖離している従つてこのことは、世界的に単純再生産の行なわれる状態においては、等価交換は認められるが、国内的にも国際的にも生産価格は価値価格から乖離している為、販売にあつての価値通りでの交換は行なわれなくなる。

以上、本論においては、現存する貿易理論の主流である選択理論を基礎理論とする貿易論は、非科学的な基礎理論に基いた、而も、理論的にも正しくない理論であることから出発し、それが、労働価値説を基礎理論とすることにより克服されることを示した。しかし、こゝで述べられたのは貿易の静態に関する諸問題であり、動態に関するそれは、次の機会に示すことにする。

## ラテン・アメリカの外貨豫算

— その特徴と展望 —

藤 田 正 寛

## 一 問題の所在

後進国たると先進国たるとを問わず現在、世界の資本主義諸国に於いては輸出の増大—国際収支の改善—国民所得の増加という事が経済政策の目標とされている。

就中、後進国と称せられる国々にあつては経済発展の後進性の故に对外投资にまず資本形成策がとられているが、その他の強力な要素として輸出増進がある。之については東南アジア諸国、中南米諸国は所謂、米国のポイント・フォア (The Point Four Plan) 計画やマーシャル援助、対外活動本部 (EAO) の可動資金や英国のコロンボ・プランを仰いで未開発地域の開発を行っているが、この場合は資本の貸与又は贈与の形をとる国際投資と雖もやはり拘束貸付であることは争えぬ事実ではあるまいか。

資本主義の最高段階にある国の資本輸出はこのようなコース

ラテン・アメリカの外貨予算

をとることであろうし、このことの自覚の上に立つて後進国の民族運動は独立への狼火を挙げ政治的独立を一応形式的にかちえ又は与えられた国々も亦、真の意味の独立、即ち経済的独立を叫ぶ方向を指向している。

換言すれば、アジアに於けるナシヨナリズムの擡頭、中南米に於ける反米思想の勃興が、この著しい拳証となる。

本稿ではアジアの場合はさておき、ラテン・アメリカの国々が経済独立のために自力による輸出の増大をはかるためにとる貿易統制の主な二要素である為替統制と外貨予算の性格の中、後者について以下、分析するものである。

ラテン・アメリカの国々は農業国が多数を占めているが之等は今や何れも工業化の方向を進んでいる。独裁者ペロン治下のアルゼンチンでは第一次五カ年計画で軽工業計画の内、繊維工業の計画は八〇%達成の基盤に立つて第二次五カ年計画による産業の高度化に着手した矢先に今回の政変を見たが、尚今迄のコースは守られるであろう。

尚、中南米の国々の為替統制の中核をなすのは複數為替相場制度であり、之の操作により中央政府は貿易計画を遂行しているが各国の為替相場の現状は次の通りである。

E. R. Schlesinger: Multiple Exchange Rates and Economic Development. 1952. Princeton Univ. Press.

A. I. Bloomfield: Speculative and Flight Movement of Capital in Postwar International Finance. 1954. Princeton Univ. Press.

N. C. B.: Summary of Exchange and Foreign Trade Regulations as of Jan. 1954.

別 表

ラテン・アメリカ諸国の為替相場

(1955. 8月現在)

国 名	通貨単位	種 類	買相場 1米ドルにつ き各通貨単位	売相場 1米ドルにつ き各通貨単位	平 価		補助通貨単位	英国為替管 理法上の勘 定別			
					1米ドルに つき各通貨 単位	各通貨単位 につき米セ ント			円換算	設定年月日	
アルゼンチン	ペソ P.	基 準	5.00	7.50	—	—		=100セント ゾオ	振 替		
		特 恵	7.50	5.00							
ブラジル	クルゼイロ Cr.	統制自由	13.95								
		公 定	18.36	18.82							
		輸出:									
		コーヒ	37.06								
		その他	37.06, 43.06								
		輸入:	50.06								
		石油製品		33.82		18.5000	5.40541	19.45	1948. 7. 14	=100セント ゾオ	振 替
		第一類		36.82							
		第二類		68.32							
		第三類		71.02							
第四類		102.02									
第五類		173.72									
貿易外		181.72									
チリ	ペソ P.	公 定	200	203	110.000	0.909091	3.27	1953. 10. 5改	=100セント ゾオ	振 替	
コロンビア	ペソ P.	自 由		615							
コロンビア	ペソ P.	公 定	2.500	2.510	1.94998	51.2825	184.61	1948. 12. 17改	=100セント ゾオ	アメリカ	
		自 由	4.05								
コスタリカ	コロン C.	公 定	5.60	5.67	5.61500	17.8094	64.11	1946. 12. 18	=100セント ゾオ	アメリカ	
		統制自由	6.63	6.65							
キューバ	ペソ P.	統制自由	1.000	1.020	1.00000	100.00	360.00	1946. 12. 18	=100セント ゾオ	アメリカ	
ドミニカ	ペソ	統制自由									
エクアドル	スークレ S/0	公 定	15.00	15.15							
		自 由	17.38		15.0000	6.66667	24.00	1950. 2. 20改	=100セント ゾオ	アメリカ	

エルサルバドル	コロン C.		2.49	2.51	2.50000	40.0000	144.00	1946.12.18	=100セント	アメリカ
グアテマラ	クエツツァア ール Q.		1.0000	1.0075	1.00000	100.00	360.00	1946.12.18	=100セント	アメリカ
ハイチ	ゴード Gdos		5.00	5.00	5.00	20.00	72.00	1954.4.9	=100セント	アメリカ
ホンジュラス	レンピラ L.		2.00	2.02	2.00000	50.0000	180.00	1946.12.18	=100セント	アメリカ
メキシコ	ペソ P.		12.49	12.49/25	12.50000	8.000	28.80	1954.4.17改	=100セント	アメリカ
ニカラグア	コルドバ C.	公定	6.60	7.05						
		その他		{ 8.05 10.05	7.00000	14.2857	51.43	1955.6.1	=100セント	アメリカ
		自由	7.15	7.25						
パナマ	バルボア B.				1.00000	100.00	360.00	1946.12.18	=100セント	アメリカ
パラグアイ	グアラニイ	基準	21.00	15.00 21.00						
		輸入:								
		第二類	—	27.00						
		第三類	—	49.00	21.00000	4.76190	17.14	1954.8.19改	=100セント	振替
		第四類	—	36.00						
		貿易外	30.00	55.00						
		統制自由	64.50	65.00						
ペルー	ソール	証明書	19.00		1949年11月以降	新平価未設定			=100セント	振替
		自由	19.09							
ウルグアイ	ペソ P.	基準公定	1.504	{ 1.90 2.01						
				{ 1.519 2.60						
		その他	{ 1.76 2.33	{ 2.60 2.95	平価未設定				=100セント	振替
		自由	{ 2.58 3.28	{ 3.35 3.30						
ヴェネズエラ	ボルヴァール Bs.	限界石油	3.05	—						
		基準石油	3.09	—						
		コアラ未 洗機	4.25	—	3.35000	29.8507	107.46	1947.4.18	=100セント	アメリカ
		その他 輸出入	3.32	3.35						

## 二 外貨豫想の概念

外貨予算の概念及びその使用は会社の予算や国家予算が一応、共通のタイプをもつていて一般に弘通のことである程に人口に膾炙していない。

然らば外貨予算制度を設ける目的は那辺に存するであろうか。多くの国々の色々な経験や技術が周到に研究され、その研究の成果が漸次、予算の準備と遂行の際に利用せられるならば一層有効に外貨予算の目的は実現される可能性をもち、輸出制限の一つの手段として、通常、一年間という期間の為替の受入と支払いの見積りをすることと云うことが出来るであらう。

外貨予算制度は外国為替市場に対する統制又は制限の必要の認められる殆んどの国々に於いて見られるが若干の国々では、この制度は為替自由についての実質的一措置乃至一段階となつてゐることも事実である。

前述した如くラテン・アメリカでは為替制度は複数为替相場が多いことから勿論、外貨予算によつて貿易統制が操作されてゐる。為替統制が合理的に運営されるためには、統制の当局者は予め若干の知識をもつていなければならぬことはいふ迄もない。即ち為替利益と支出の予想が之である。併し、このことは左程、難事ではなく、為替管理の組織内での健全な業務の応用に過ぎない。

一つの国が海外からの支払いを何等かの方法で割当てられる

中央プール又は中央為替基金にその為替資源の大半又は全部を集めようとするならば為替予算は非常に高度の重要性を呈し為替制限の一段の強化という結果になるであらう。

ラテン・アメリカの場合を見ると、チリーやパラグアイでは海外への為替支払の制限は相対的に厳しく、この予算は厳格に為替受取と相対的でなければならぬことになつてゐる。他の若干の国々では外貨予算は為替政策や通商政策の統計的指導をしてゐるという面が為替取引の制限や統制機構である面よりも強い。このような性格の外貨予算をもつてゐるのがニカラグアとエクアドルであり、ここでは、この制度は為替自由の実質的一段階となつてゐる。

然し、外貨予算は中央為替プールを通過する全取引を見積つて使われるもので、それは普通はその国の全体の国際收支を考慮するものではない。高度の為替制限制度の場合でさえも為替自由又は逃避の若干の方法と云えば、特に為替収入に関連した方法というものは統制以外にうることは出来ないようである。

為替収入の完全な譲与は特殊契約によつて活動してゐる外国商社を通ずる輸出やそれと類似の国際的サーヴィスに従事してゐる若干の国内商社の活動については差控えられる。パートナー活動や貸金又は商品の形での資本移動は全然、外貨予算の範囲外である。外貨予算には部分的ではあるが自由為替市場の活動や小植民地貿易や小包郵便輸出入のような取引は含まない。之等は外貨予算から除外出来る要素のほんの二、三の例であるが、

それでもそれらはやはり国際收支との関連はもつてゐる。

先述した如く外貨予算の使用はラテン・アメリカの諸国では為替制限がつゞく限り重要な制度であり、之についての基本的法規定をもつものが多い。即ち基本為替統制法又は為替に関する他の法律であるがアルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、パラグアイ、ウルグアイ等ラテン・アメリカの殆んどの国々に見ることが出来る。

チリーでは一九四五年十二月二十九日公布の法律第八四〇三号によつて国家貿易会議 (National Foreign Trade Council) が設置されている。ここでは年々の外貨予算によつて為替の配分が行われるが、その予算は (一) 国がその財政年度に於いて処分出来る為替資源 (二) 輸入に対する為替の配分、(三) 資本サーヴィスに対する為替の配分、(四) その他の必要等々に対する見積りが含まれていなければならない。

チリーの最初の外貨予算の編成は一九四七年度からとなつてゐる。

ブラジルでは一九四九年十月十四日公布の法律第八四二号と一九四九年十二月十二日公布の法令 (省令) 第二七五四一号—金融監督会議 (Council of Superintendency of Money and Credit) の議長である大蔵大臣はブラジル銀行 (Bank of Brazil) の輸出入局 (Export and Import Department) と為替局 (Exchange Department) の議長 (CEXIM) であつて貿易統制の当局者であり法令を發することが出来る—により統制の方向が指示さ

ラテン・アメリカの外貨予算

れ、硬貨で支払われねばならない若干の輸入については輸入ライセンスト為替ライセンスの保険の最大限が規定される。この規定の決定は為替局で半年毎に策定される外貨予算に基ずくものとされている。このような規定にそつて一九五五年六月、最初の外貨予算が作成されている。

その後一九五三年一月七日、公布の法律一八〇七号と一九五三年一月十九日公布の法令三二二八五号によつて修正があつたが次のようである。即ち輸入ライセンスの最高限度はすべての通貨で支払いの出来ることである。

輸出入の総元締めである大蔵大臣 (CEXIM) は半年毎に輸出の見積を作らねばならず、この計画が予算の編成に際して輸出局に呈示されねばならない。

一九五三年十二月二十九日公布の法律第二一四五号によつて輸出入局は今迄の機能をブラジル銀行の外国貿易局 (Foreign Trade Department-CAGEX) 移管した。

パラグアイに於いてはパラグアイ為替統制基本法——一九四五年八月二十九日公布の法律第一〇〇四三号——は次の如き規定を示している。

即ち、パラグアイ銀行の貨幣部の理事 (Manager of the Monetary Department of Bank of Paraguay) は毎月、次の三ヶ月の色々な資源からの可能な為替収入の見積りを貨幣局 (Monetary Board) に提出せねばならないのである。又次の三ヶ月の必須のイヤマークされねばならない為替量と公定市場を通ずる他の

公認支払いをも半年毎に見積つて報告することが必要とされている。

併し、事実には、パラグアイでは一九五一年三月五日の為替改革の一部分として外貨予算制度が反省される迄、換言すれば、一九五一年四月迄は策定は見なかつた。一九四五年に法的に成立した外貨予算はこの国では実施は遅延をつゞけ一九五一曆年に至つて全面的に履行された始末である。ついで年次予算は一九五二年三月二十五日公布の法令第十八号即ち中央銀行法によつてパラグアイ中央銀行總裁の裁断によつて作成されることになつた。

アルゼンチンでは一九五三年にはじめて年次外貨予算の発効を中央銀行が着手したが、之はアルゼンチン政府の設定した第二次五ヶ年計画（一九五三年―五七年）中の第八章、外国貿易の計画によつて作られたものである。

ボリビアの場合は外貨予算は一九五三年五月十五日公布の法令の規定によつてゐる。中央銀行は毎年の十二月十日以前に政府に認可の申請をして、その上で年次外貨予算を政府の意見の調整を了えて作成する事を法的に委任されている。

更にウルグアイの事情を見よう。この国は一九四二年一月十日公布の法律第一〇〇〇号の規定から外貨予算を編成してゐる。この法律は輸出入統制委員会を設立し、毎年十二月三十日以前に次の一年間の為替収入と配分の見積りの両方を共和国銀行(Bank of Republic)が行うことを命じてゐる。為替の見積り

はウルグアイではこのように作成されているが制限制度の活動は明らかに形式的な外貨予算制度の上に立つて行われているとはいえない。

外貨についての制限をいくらか実施している他の若干のラテン・アメリカの国々では外貨予算の策定は形式的には為替法と他の法律によつて実施されるか、時によつては単に行政措置として政治的に処理されているようである。

そこで注目すべきことはラテン・アメリカでは、外貨予算の内容は、二、三の国でしか公表されていないことである。それ等の国はチリ、パラグアイ、コロンビアの三国である。

### 三 外貨豫算の職能

外貨予算の基本的機能は輸入とその他の為替支出を取扱う場合に優先権を割当したり、統制したりする単に一段に過ぎないということである。それは他の予算というのが出づるを制する所謂支出規制を目的としているのと同じことが出来る。

併し前述した如くラテン・アメリカ諸国の外貨予算は為替政策とか対外商業政策、果ては貨幣政策の一つの機構とも考えられているから一国経済の機能や一国の経済の終局的到達点に対する進歩に対しては重要な意味をもつてゐるといえる。

この予算は国内金融情勢に影響を与える。その国の為替準備に關して希望された政策の実行のための一基盤として役立つであらうし又、対外金融の要請には貸付を行い海外負債の償還を

出来る限度迄、確實にする機能をもつのである。

◇為替支出の開拓

為替支出の開拓という外貨予算の根本的機能はいさゝか詳細な説明が必要である。

ラテン・アメリカの数ヶ国では為替基本法や他の為替法は以下の如く規定する。即ち(一)支払いや輸入の種々のクラスに対する為替の割当に関する優先権の規定(二)為替政策を統轄するための他の原理の規定があるのみである。

元来、この予算を公的、官的に利用する場合は政策は又慎重に考慮されねばならない。優先権が外貨予算の中で為替の割当する場合の一般的基準を与えていることは明らかである。ラテン・アメリカの数ヶ国の外貨予算はその予算期間(財政年度)中、維持されねばならない諸制限の強化への決定を、効果に於いて反映しているといわれる。

為替収入の見積りは海外支払の制限の自由や強化のような仕事を呼び起す事も考えられる。

外貨予算は少くとも一国のある基礎的必需品たる食糧、原料、燃料、新聞紙等の輸入の確保を助長するものである。殆んどこのラテン・アメリカ諸国の為替制限制度に於いては、この見地からその国にとり物価騰貴となるような物資(稀少物資)の輸入に対しても必需品ならば外貨の割当をしている。更に外貨の割当で注目されることはラテン・アメリカでは資本設備の輸入――経済開発計画に関する必要物資の輸入には特別の考慮が払わ

ラテン・アメリカの外貨予算

れていることである。

ラテン・アメリカでは外貨予算を通じて国家支出の開拓が一国の立案計画した政策の実施に際して斟酌されており、例えば、予算の編成は、地方産業の保護、奨励等を含んだ商業政策の影響をうける事は実情に徴して明らかである。外貨予算は現行の関税率や将来のこの変動から輸入需要に効果が如何に表れるかによつても左右されるところのあるのは否めない。

このことからラテン・アメリカの大部分の国の為替政策は明らかに外貨予算編成の一基準として役立つものでなければならぬことは容易に首肯出来ることである。

特にラテン・アメリカでは外貨予算と金融政策の緊密化は常に維持されねばならず、現実にも密接な関連をもつているが為替準備を一途に蓄積することを内容としている外貨予算の実行は細心の注意によつて前述した如く配分が行われねばならないので、時に過剰資金の供給や、それが国内経済政策への強い反撥となつて貿易を生命とする之等の国の経済構造に大きな打撃を与える結果になつてはならない。

このためにも外貨予算の編成の場合はインフレ圧力を抑制する要素に重点をおき、政府部内の統制を強めて財政、金融政策を放慢すべしとの(輸出産業へ貸付を増大すれば為替制限は直ちに緩和可能である)意見には果敢な対抗策をもつて臨んでいるようである。

外貨予算が金融的に効果をもつのは複數為替相場制度を慎重



に各国が運営する際に表れるが、複数レートは経済のある部門に対する税金、補助金という効果をもつものである。

複数レートが作用した結果、為替取引により地方通貨が減少してゆく場合は中央銀行が之を補充する意味で貨幣の発行をせざるをえなくなる。このような地方通貨に対する影響と、それに伴つて生ずるインフレ的効果の回避は、どんなレートでも取引される予想為替取引の価値を研究することと、必要な調整を之等の間でするならば必ず可能となる。

又異つた有効な為替レートを適用した場合に効力の現れる取引は緊縮的貨幣政策の確保には負担とさえなることが予想される。このような政策は、若干のラテン・アメリカ諸国ではインフレ抑制とデフレの目的のために又為替収入の増大のために今迄とられて来たところである。

外貨予算というのは、あく迄も一国の政府経済計画の一つの道具というか一翼に過ぎず、単に技術的に編成して金融面、信用面、財政面で適当な政策が伴わないものとなるならば極めて意義の少ないものとなつて了うことが留意されねばならないところである。

#### ◇為替準備向上政策

外貨予算には発展政策の必要なことはラテン・アメリカの場合も勿論のことである。為替の受入と支払が均衡するように調整がとれないならば予算の中に準備金の利用を須く前もつて計算しておくことが必要である。又、一国は為替準備に関する長

期計画をもつていることが必要で、将来、一時的にも支払困難が生じた場合でも最小限の準備は確保せねばならぬことはこの見地からも当然のことである。

ブラジルのような国では過去数年このような為替準備政策がとられ、ポリビアでは外貨予算法が規定されて正常な輸入への為替供給が出来る水準になる迄、中央銀行の為替準備を作つておくことになつていゝ。コロンビアやニカラグアは為替準備の増大にもつと野心的な政策をとつていゝ。即ちすべての為替制限を變更自由な弾力的なものとし、状態さえ改善され、許される時は、統一した一本の為替レートを設定するのに十分な為替準備を蓄積せんとすることである。

#### ◇対外融資需要

外貨予算というものが事前に支払不足を見積る時、公定準備使用以外の方法というのは、不足をそのまま現すのに利用することであるから、外貨からの貸金契約のごく早期の段階を示すということが出来るだろう。

ラテン・アメリカでは外資を輸入（長期貸付）してこの不足を補填しており、この輸入のための外国の資金の流入は中央銀行又は政府が契約当事者である。併しこの政府機関による借款で量的に不十分な場合は、外貨予算中では合併という形で借款の条件を商議する外国銀行貸金、外国政府貸金、国際通貨基金の貸金が投入されていて、之等の資金は外資予算の規定通りの使用により長期的に経済開発計画の進展を推進している。

エクアドルや他の二、三のラテン・アメリカの国では外貨予算は外資が実力を發揮する期間の計算上、長期を要することは明白であるのに鑑み予算の規模も拡大されている。

ラテン・アメリカの外貨予算は各国の經濟開發計画を數個の形式の外資を獲得して充実しようとする方向にあり、近年に於いては、この外資を導入するような為替統制へと轉換を遂げつゝあり外債に対しても優先権を認めるという熱心さで所謂外資待ちを行つてゐることは特筆出来るところといえる。

#### ◇為替制限制度の作用

管理は統制制度の中で為替作用の重大なものであることは外貨予算のない国々がいかにか難渋しているかを見れば明らかである。それはラテン・アメリカの国々の外貨予算のない以前の事情が示している。即ち為替や為替と関連する諸問題や、支払不足という予期しない問題や、商業上の未払金や、政治上の悪癖が特に之がための基盤に立つてのみ処理されるならば、必需品の輸入不足対策さえも表面化し易い状態になることは火を見るよりも明らかである。併し、このような混乱に対して外貨予算が万能薬であることは誰しも公言は出来ないにも拘らず、外貨予算の使用が大勢を制するということは、為替管理当局が常にこの外貨予算という道具で支払不足を補つたからである。

チリー、パラグアイ、ボリビアでは毎年の外貨予算の実行に予算の分配もさること乍ら個人や商社へのライセンスの分配

ラテン・アメリカの外貨予算

法の改訂の希望に至る迄周到な基準が作られている。

予算統制措置法は編成時の予算の見積りとその後の經濟情勢の変化による現実の為替事情とを比較して為替制限制度に変更を来す必要の生ずる時を指示すべしと規定しているが、形式上の予算の改訂は例年共、その財政年度内に制限制度を担当している当局者の勅告によつて迅速、果斷に行われることになつてゐる。

## 四 豫算編成の準備

外貨予算の分析の中ではこの準備が最も重要な段階であることは言を俟たない。

この段階では来るべき年の為替活動は他のすべての関連政策との均斉がとられねばならず、制度的見地からは關係法規や行政官憲、その手続が考慮される必要がある更に、為替収入の見積りによつて予算編成の基礎が出来、最後に適用される政策が具体化され、色々なタイプの為替支出への割当が進展する方向を進んでいなければならない。

### ◇制 度 面

外貨予算の準備機構は国によつて多様であるが多くのラテン・アメリカ諸国では中央銀行が統制者となり中央為替プール又は中央為替基金を掌握している。

予算が統制機能をもつてゐる国では高級の政府官憲が支出の許可を与える形をとつてゐる。

## ラテン・アメリカの外貨予算

アルゼンチンでは Executive Power が認可を担当し、パラグアイでは中央銀行の編成の外貨予算からの支出命令は大統領を議長とする National Council of Economic Coordination の優先認可が必要となつている。

又、チリーの外貨予算は大統領の確認した（署名）経済省令による認可が必要であり、ボリビアの場合は大蔵省を通じて Executive Power が認可を与えねばボリビア中央銀行は認めて支出をしない。

ブラジルでは大蔵大臣を議長とする前述の金融（貨幣及び信用）監督協議会が認可機関となつている。

大半の国はこのような機関と共に一ケ年の予算制度で運営を行つているがブラジルのみは半年毎に予算が編成されている。そして之等の機関は国内各地に出先をもつて各国の経済情勢の検討を行い、中央に集中するという形をとつているが、之等は公共官庁が直接に出先をもつ場合と、民間に委嘱をする場合とがある。之等両者の協力が為替政策、特に当面の外貨予算の編成、実行には緊要であるので国際通貨基金の使節団はボリビアとパラグアイの外貨予算の発足に際して特に協力勧告をしたのである。

ボリビアの為替統制法は以下の如く規定している。

即ち、中央銀行は鉱業会社（Mining Corporation）及び鉱業銀行（Mining Bank）とその他の政府の技術当局の助言と協力により外貨予算を編成せねばならない。

パラグアイでも又政府の特殊部門と中央銀行の協力により外貨予算は、はじめて編成されている。

このように外貨予算の編成は非常に重要且つ困難であることからラテン・アメリカ諸国では政府は単独で之の衝に当らず、どの国も技術方面、経営方面の顧問の勧告と助言による協同を得て遂行し、予算の実行にも又之等との協議を中心としていくところに特色がある。

◇為替収入の見積り

外貨予算というのは国際収支の全受取と対立する中央ブールの全為替収入を内含しているものである。為替統制法は為替収入については特に規定をする。例えばブラジル、ボリビアでは見えざる資本として自由為替市場を動く取引は外貨予算の勘定には入れていず、之等の国々では、ある部分では自由為替市場は一つの安全弁（Safety valve）と考へている。

チリーやパラグアイ、エクアドルでは貿易の変動をいくらか見込んで部分的な自由為替市場取引は外貨予算の見積りに入れられている。パラグアイやエクアドルは自由市場での小さい動き（民間、証券会社）は制限をせず、自由市場に於ける彼等自身の活動が大きくなることによる中央銀行への影響を問題としていく。エクアドルの外貨予算の中に含まれる自由市場からの見積り収入は主として公定為替市場と自由為替市場との関係から出てくるものである。

公定市場からのものには近年、色々な種類の為替収入が入り、

輸出に対する見積りは輸出商品の価値だけでなく量と一致するように分析されている。チリー、パラグアイ、コロンビアではコーヒの輸出の見積りに、この種の方法をとっている。チリーは銅の国際価格の変動に応じてその当初の年次外貨予算を数度に亘つて改正していることは価格の変動が予算の遂行を困難にする傾向のあることの証左でもある。

為替収入は通常、外国通貨により分類され、非ドル収入と全体の重要部分となる支払いとである。併し実際は為替制度の必要によつて色々の措置がとられるがボリビア、エクアドルでは外貨予算は米ドル表示、パラグアイでは形式的には米ドル表示であるが、受取られると思われる自由ドルの為替収入と他の通貨によるそれとの割合は別々に見積られ、ブラジルでは兌換通貨（ドル及びスイスフラン）と非兌換通貨は外貨予算上は別途に表示され、後者は貿易及び支払協定の下に一国の委任勘定に入り、更にそれは二つのグループに細分される。即ち、稀少兌換通貨と非稀少兌換通貨である。

チリーは少くとも一九五〇年以来、外貨予算中にドルと非ドル通貨とを別途に表示をして来ている。

抑々多角的貿易協定や決済協定をもつている多くの国々では為替取引の計算は外貨予算中で処理する協定がとられている。之等の国では予算中に非ドルの部分があるが、多角的協定を協定した場合は決済に際しては普通は金又はドルで行いドルを頭字としていることはラテン・アメリカ諸国に就いてもそのまま

#### ラテン・アメリカの外貨予算

見られるところである。

今一つ、ここで問題となるのは複数買レートをもっている為替制限制度の下では適正な為替レートによる為替収入を見積られるかということである。チリーやパラグアイでは現在、この方式で為替収入の見積りを行っているが自由市場での色々な種類の取引の見積りが外貨予算に内包されていると、勿論、公定レートからの収入とは別途となる。

#### ◇支出の割当

外貨予算の最初の割当は政府によつて決定される（政府以外の公共機関がその国の為替統制機関の場合は公共機関又はその出先当局）このために公式の輸入に対する予想支払、公債支払、外交上やその他の支出についての資料が蒐集されるのが普通の形である。

二、三の国では之等の資料による見積りは大蔵大臣とか国家予算の監督当局が阻止することもある。その例としては一九五三年ブラジルでは外貨予算要求中に政府当局が声明して外貨予算中に上述の見積りを入れることは金融監督協議会の認可が必要とされたことに見るのである。又パラグアイは外貨予算の附属として中央銀行の同意によつて大蔵大臣の編成する政府の基本輸入予算（Budget for Basic Import of the Government）が編成されて居り、この予算は Executive power の承認に委ねられている。

尚、非政府支払いに対する為替の割当は政府の立案する優先

権とそれに伴う政策とによつて行われるだけである。

為替の割当は輸入物資の価格の変動によつて変更されること  
 は特に朝鮮動乱後の世界の価格騰貴の場合に度々であつた。之  
 等の決定に際しては政府は政府出先当局、輸入業者及び生産者  
 の連合、商業会議所、工業及び工業の協力と夫等相互の協同が  
 有効であるだけでなく特に必要であつた。

チリーでは輸入業者と生産者は国家貿易会議 (National Foreign Trade Council) に来るべき年の輸入計画を過去三ヶ年の実績をもととして作成して提出することになつてゐる。

ラテン・アメリカでは二、三の国の大きな資金をもつ中央銀行は一層重要な輸入に予算の割当をする際に有効判断を下す専門家即ち特定商社に商品輸入の特権を与えてゐるところもある。

二、三の国ではここ一、兩年前に深刻な為替逼迫に直面し、そのために嚴重な為替制限が行われ、絶対必需品の輸入にだけ外貨を割当てるという強力な対策をとつて為替事情の改善への努力をした。これによつても支出の限界は明らかに割されてゐることが知られるが、残金は大概の場合は商業上の支払用に積立てられるならば外国よりの公式の資金の緊縮に残金が当てられ、その結果、外貨予算は資金の償還にあてられ、同様な意味で、その他の対外資金は外貨予算を通じて使用されねばならぬことになつてゐる。

更に大部分のラテン・アメリカの国では輸入割当については完全に詳細な分類をしてはいなく、詳細な割当が発表されたと

しても特にその額の小さい時は輸入制限の商品を輸入業者に独占させて了うことになつてゐるのが実情である。

輸入への支出を見積る時には考慮される一つのことは、その年度末に支出する未利用で有効確実な輸入ライセンスの価値である。之等のライセンスは来財政年度で支払わねばならないものであり、もし毎年末のこの価値が輸出収入よりの未払総額と大凡、等しいならば予算編成時に之を計上すべきは明らかであるが、もし輸入ライセンスへの支出額と未収入とが食違つていれば、支払義務額の累積を避けるために外貨予算中にこの勘定を設けねばならない。

このために数ヶ国では外貨予算中に偶然準備金即ち、臨時費として「仮勘定」を設けている。之は緊急の支払の必要な時のためのもので蓄積が要求される為替準備とは別勘定で、この丁度中位の量というのには単に些少の目的では普通はイヤマークされぬことになつてゐる。

国際収支上の見えざる勘定上、公定市場への外貨予算の支払見積額は公定市場がこの勘定上のすべての国の支払を済ます場合は老大な仕事となるものであるが全ラテン・アメリカ諸国の場合は二、三の見えざるタイプだけが、公定市場相場として適当であるに過ぎない。見えざる勘定に対する公定市場の支払いが登録された保険や学生の支払い、ある限度迄の銀行支出、医療への支払い等に限定される時は、相当な見積りは過去の割当の呈示が之を遂行してくれる。

資本のために公定市場を通じて支払いがなされる額は法律や契約が上述のようなトランスファーに対して登録された制限（例へば登録価値のパーセント）を示すといえる。又他の場合には行政上の判断は通例としては先述の如き取引についてライセンスを与える場合に適用される。

僅かな例ではあるが、コロンビアでは予算の見積りは登録された外国資本の支払を基礎としている。併し資本の流入を奨励する政策によつて、之等の支払には何の制限もないことは事実である。

複数為替レート組織の下に於いては支払に対しての為替の割当は、為替収入の見積りの論議の際に既に委託された特別発行を増大すると云われる。予算の中に外国通貨区割がある時は各区割毎の支出割当と見積り収入が均衡するような試みが行われ常に準備金の構成は望ましい変化があるものである。兌換通貨区割内では多角的勘定の不足の決済に硬貨を使うことが予め分ることは時によつて必要であり硬貨逼迫の生じている時、複数通貨予算をもつているラテン・アメリカの数ヶ国は形式上、硬貨支払いの多量の支出を軟貨に転換しようとして試みたことがあつた。やはり、予算内容の広汎さや支払の際に通貨に差別をする為替統制の技術は、実際問題として余りにも広範囲すぎて現段階では勿論不可能の分析領域である。

ラテン・アメリカの外貨予算

## 五 豫算の實行

### ◇ 予算統制

外貨予算の固有の統制は為替制度の一層有効な管理であるが、予算の遂行を合理的にするために、多くの国では表を作るカードや、その機械のような特殊設備を装置することが必要となつて来た。この場合、どのカードにも一つの許可取引が為替取引の完全な記録が書かれてあつて（個人名、商品の等級、取引の等級、通貨、数量、日附等）予算の遂行や、改訂、編成のために迅速な知識情報の一覧表を作るのである。

ラテン・アメリカのごく軽度の為替統制を實施中の若干の国ではこの方式が採用（タビュレーターイング方式）されて前述の情報の中央への集中を予算の遂行と予算統制のために試みられている。

大規模の為替統制を行つている国では他部門が統制している色々な為替取引に関係のある型の写しの確保や、公認銀行の他の機関が執行している取引についてもタビュレーターイング制度が弘通しつゝある。為替配分の過程で非常に役立つ重要な記録の型の一つというのは為替有効性に関するものであり、若干のラテン・アメリカの国々ではこのような勘定には現在の為替保有高を含んでいるだけでなく予想為替収入も入れるのである。

記録や予算実行の時期的報告や為替制度の活動についての一覽表制度の今一つの用途は、無論、為替や貿易統制機構や為替

配分に適用される技術の性格如何にかゝつてゐる。いづれにしても予算実行の責任は一つの機関又は一個人、次第であるといふも過言ではない。云う迄もなく有効な外貨予算については厳重な制限の下にある為替予算は主要な負担であろう。

#### ◇為替の配分

外貨予算によつて為替を配分する過程といふのは、為替の有効性とその国の為替の収入と支出の季節的型を考慮することである。

ラテン・アメリカの諸国の如く主要輸出品が農業生産物の場合は季節的変動が大きく一財政年度間の為替収入の流入は不規則なのは当然である。このように変動が季節的であると外貨予算の下でライセンスのある時と支払いとは時季的にズレが生じて来る。借款の場合と、このことから外資の提供者と協議の上、長期借款に切り換えざるを得なくなる。又外国銀行はその国の輸入の融資に対しては地方銀行に迄、短期貸付の線を拡大することになる。

二、三のラテン・アメリカの国では為替の配分に対する外貨予算の規準に伴う諸規則を指定している。その標準はライセンスの磨滅発行で、その量はごく小であるがラテン・アメリカの国々の場合は一〇乃至二五パーセントである。

外貨予算の中に処理が自由に決めることの出来る必需商品とか支払い（為替の分配をするのに）を除けば個人や会社に為替の分配をすることはデリケートな仕事である。国によつて多種

に使つた技術は戦後は漸次ラテン・アメリカ諸国は継続して環境や機構の変更に適応して来ている。

ここでは外貨予算の下で輸入商へのライセンスの発行技術を色々の為替統制の技術として分析することが目的で非常に多種のライセンスの際の実務（輸入商制当 *first come first-served* 法、為替コール、特に之がためのライセンス、若干の公開一般ライセンス）を知ることである。アルゼンチン、パラグアイを含むラテン、アメリカの国々は為替制限制度をもつてゐるがそこでは個人や商社に対するライセンスの許可の詳細は公表されている。

#### ◇予算の改訂

外貨予算といへども普通の一般予算の如く、否、それ以上有効な管理が確保されるためにはその活動が固定的であつてはならず、情勢の変化に応じて迅速に伸縮性をもつて為替活動を改訂せねばならない。

ラテン・アメリカの国々で外貨予算をもつものは一年の財政年度中、大ていは殆んど予算の改訂をするが、その範囲は月毎、四半期毎、半期毎の各段階がある。改訂の度には為替収入の見積りは年次予算の残りの期間を過大に見積り勝ちであるのに、当初の見積りと狂いの生じた時は「仮勘定」によつて処理している。之が予算執行の調整作用ともいふべきものである。

殆んどラテン・アメリカ諸国の為替組織に於いても為替の地位、外国為替の受取と支出の変動、輸出入ライセンス発行の状態については毎日又は毎週報告を提出せねばならないが、こ

の報告が為替情勢を改善し、ひいては経済発展に役立つのである。為替の状態が好転する際の貨幣、信用政策は今迄にラテン・アメリカ諸国ではその有効なことは均しく認められているが借款制限の形を拡大する場合もあつた。

#### ◇複數為替相場

複數為替相場制度をもつてゐる国に於ける外貨予算の実行の過程では、為替の發展ということは複數為替相場構造の変動を必要としているのである。

複數為替相場の変動は外貨予算の改訂を余儀なくさせ、この過程では外貨予算に対する複數相場の貨幣的効果を再詳細するのが常である(例えば地方通貨の損益は異つた売買相場に於ける取引の重要さの結果として予想する)。

複數為替相場又は複數通貨の変化は主体としての経済に対しても又、一部門に対しても重要性をもち、複數為替相場や複數通貨の効果が表れる迄に注意深い考慮が払われるのが常である。

外貨予算を通じて制限制度の作用を統制しようとしているラテン・アメリカ諸国では全為替に対する複數相場の変動と他の関連政策との関連はよく理解されている。

併し、ある国の複數輸入相場は外貨予算内の制限の緩和に役立ち現在、非常に複雑な複數相場構造が存在することは又、外貨予算の困難を適用することになるかも知れないのである。

若干の国では為替相場の安定を一層増大させようとする計画の一部分としてその国の複數相場に変化を生ぜしめることが、

#### ラテン・アメリカの外貨予算

もし為替相場構造の単一化を計画しないならば有利であることが認識されるに至つた。

## 六 結 び

以上、吾々はラテン・アメリカに於ける外貨予算についてその性格、編成実行面での特長をマアテッラー氏の所論(Exchange Budgets in Latin America; by Albert A. Mattara. Staff Papers, Feb. 1955.)を中心として観察したのであるが最大の問題は外貨予算と諸政策決定の関係である。

例えば世界貿易と為替変動の問題にしても一応、實質的には一国の政策外のこととして属しているが多辺的な経済政策に広汎に結びつくものとして把握せねばならない

ラテン・アメリカに於ける外貨予算のとり上げ方は経済安定のため一般的努力として精力的に考慮されているのであり、経済安定を目標とするからこそ、政策として貨幣信用政策を利用するに際しても数カ国では為替制度の過度の利用を要求しないでインフレ圧力の問題の解決を図つて行こうとするのである。予算の改訂にしても為替制限を指向し、国内インフレにより必要となつた複數為替相場の修正を経過することである。

又国際価格に対する国内の調整には根本的方法として為替平價切下げ、複數為替相場の単一化、正当な関税検査等が必要になることは当然である。

この外にはラテン・アメリカの外貨予算に関連する種々の諸



問題が考えられるが、それらは全く純粹に技術的問題たるに過ぎない。

即ち、見積りの準備、為替活動の性格に対する予算構造の聯関、貿易の季節的変動の考慮、等々を挙げる事が出来、更に予算の実行に関しては為替の分配により生ずる他の技術的問題——ライセンスの磨滅に対する為替配分を含む技術上の問題、予算時期と重複するライセンス活動の取扱いがある。

そして、之等の技術的諸問題の解決に有効な援助を与える要素と考えられるものは云う迄もなく経験と技術的援助なのである。

又、この外には制度上の変革を必要とする問題も勿論指を屈せねばならないであろう。為替統制法施行機関の不調和や予算執行の政府機関と出先の不協同と民間機関との争刻等が速かに除去されねばならない。

色々の困難な諸問題をもつ外貨予算を複雑な組織の中で均しくとり上げている後進国たるラテン・アメリカ諸国の致々たる営みの窮極の目的は一刻も速く経済的自立を達成し安定せる経済基盤の上に近代国家を成就することである。独立へ↓眞の独立へと不断的努力をする此等の若い国家と国民は必ずその従屬性を止揚し了えるであらう。

# アルゼンチンにおける工業化

山 本 泰 督

- 一、工業化の背景
- 二、一九三十年代及第二次大戦中の工業発展
- 三、産業構造の変化
- 四、第一次五ヶ年計画

## 一、工業化の背景

アルゼンチンは十八世紀中葉より農業国として発展し、  
 工業国への農産物供給国として重要な地位を占めていた。  
 アルゼンチンの経済発展は一九二九年に始まる大恐慌迄農業及牧畜業を中心として進展したけれども、大恐慌以降は世界経済の擾乱に基く農産物の輸出困難及農業生産の停滞と共に工業が著しく発展する。

アルゼンチンの工業に関する統計は一九三五年以前は欠除しており僅かに一九一四年のセンサスによつて工業全体の状態を

アルゼンチンにおける工業化

うかがう事が出来るに過ぎない。従つて便宜上先ず一九一四年センサスによつて此の国の工業及全体としての経済構造を眺める事とする。

このセンサスに基く工業統計(表一)は鉄道及倉庫業の如き本来工業とは見做し得ぬ業種をも含んでおり(その他の項目中に入つてゐる)正確な数値ではないが、工業及手工業の一企業平均被雇傭者数は八人強、使用動力は十三馬力強に過ぎない。

(表1) 1913年業種別工業及手工業

業 種	企業数	資本金 (千ペソ)	生産額 (千ペソ)	動 力 (千馬力)	使用者数
食 品	18,983	763,773	990,469	165	134,842
衣 服	7,081	100,178	160,326	6	57,764
建 設	8,582	216,182	229,636	45	87,317
家具車両	4,441	62,638	87,058	9	29,007
金属加工	3,275	107,620	94,296	18	29,327
化学製品	567	38,013	56,303	5	9,986
印 刷	1,439	32,982	39,662	3	13,286
織 維 品	2,458	34,423	40,246	10	15,560
そ の 他	1,953	431,852	163,794	418	33,112
計	48,779	1,787,662	1,861,790	679	410,201

(Source) 1914年センサス

The Economic Development of the Argentine Republic in the last fifty years. (Ernest Tornquist & Co.) 1919 p. 37.

又鉄道が含まれている「其の他」の項目を除けば使用動力は五、六馬力に減少する。企業を被雇傭者数或は動力の大きさに依つて分類した統計を利用する事が出来ないもので、若干の危険はあるにしても、第一次大戦前における此の国の工業は多数の手工業が存在しており、工場制度をとる企業もその規模が極めて小さいと考えられる。全工業企業四八、七七九中、工業制工業の範疇に入るものは二四、一〇三のみであり、frigorificos（肉冷凍工場）精糖、製粉工場の如き農業牧畜業と密接に関連した業種が主要なものであると云われている。<sup>(1)</sup>

註(一) *Wythe: Industry in Latin America, 2nd ed. 1949, p. 83.*

各種工業中、食品加工工業が企業数、資本金、生産額使用動力被雇傭者数の何れにおいても第一位にあり、建設工業がそれに次いでいるが概して食品工業を中心とする軽工業の比重が圧倒的に高い。各工業がどの程度国内需要を満したかは判然としないけれども、一九三九年に於て国内需要をほぼ完全に満した業種は食品工業を除けば繊維品其他若干の業種に過ぎない。しかも大恐慌を契機として著しい工業発展が行われたのであるから（後出参照）第一次大戦前には工業製品に対する需要を国内工業は満しえず海外輸入に依存していたものと考えられる。尚この点は輸入品目を見る事によつて確かめられる。

他面此の国の農業生産は海外市場に大きく依存している。アルゼンチンは一九世紀末頃から農産物輸出国として世界市場に登場したのであつて国内需要を満すのみでなく穀物及亜麻仁を

輸出しており、生産量に対する輸出品の比率が最も低い小麦ですら生産量の五七、五%を輸出しており亜麻仁に至つてはその八四、八%を輸出している。牧畜業も同様に海外市場に大きく依存している。（表二）

(表 2 A) 第 1 次大戦前主要農産物輸出依存度

	生産量 A	輸出品 B (1000 トン)	$\frac{B}{A}$ (%)
小麦	4,532.5	2,609.0	57.5
亜麻仁	765.6	649.3	84.8
玉蜀黍	4,406.3	3,255.8	73.9
燕麥	929.8	765.7	82.4

生産量は 1910~11 年—1912~13 年平均

輸出品は 1911~13 年平均

生産量輸出品は Tornquist, op. cit. p. 26, pp. 30-31 より算出

(表 2 B) 肉類輸出依存度 (1914 年)

	生産量 A	輸出品 B (トン)	$\frac{B}{A}$ (%)
牛肉	511,296	444,533	86.9
羊肉	73,811	68,582	92.9
豚肉	791	299	37.8

(Source) *Estadística Agrícola, Tornquist, op. cit. p. 111.*

アルゼンチンの貿易構造は歐洲諸国への農産物、牧畜産物を主体とする食料及原材料輸出、歐洲諸国からの各種雑多な工業製品輸入という典型的な後進国のそれである。輸出品目中、肉類は輸出総額の三二%、穀物及原材料は五六%を占めており、この両者のみで輸出総額の八八%に当る。農牧産物輸出額は全体の九六%に当り輸出品の加工度が極めて低い事（牧産加工品

(表3) 1913年主要輸出入品 (実質価額 1,000 金ペソ)

輸 出			輸 入		
1. 牧畜産物		%	1. 食料, 飲料, 煙草	85,835	17%
家畜	9,787	2	2. 繊維, 同製品	103,985	21
肉	167,012	32	3. 油 脂	17,642	4
牧産物加工品	21,612	4	4. 化学及医薬品	21,989	4
その他	2,467	...	5. 木 材	29,076	6
小計	200,878	38	6. 紙, 紙製品	9,625	2
2. 農産物			7. 皮革, 同製品	5,734	1
穀物原材料	288,520	56	8. 鉄, 同製品	82,836	17
農産物加工品	7,744	1	9. その他金属, 同製品	14,843	3
野菜その他	5,567	1	10. 農業機械	15,704	3
小計	301,832	58	11. 石材, セメント, ガラス	59,381	12
3. 林産物	10,618	2	12. 電気器具	18,117	4
4. 鉱産物	195	...	13. その他	29,460	6
5. 漁産物	1,367	...			
6. その他	4,266	1			
計	519,156	100	計	496,227	100

(Source) Intercambio Económico de la República en 1910-1917.  
Tornquist, op. cit. pp. 150-151. より算出

アルゼンチンにおける工業化

は輸出総額の四%農産物加工品は一%)は注目に値する。

以上を概略すれば第一次大戦前におけるアルゼンチンの経済構造を次の如く云いうるであろう。アルゼンチンは農業及牧畜業を主要産業とし、工業は殆ど発達していない。工場制度を採用している業種は主に食品工業でその他の業種は重要性を有さず手工業が広汎に残存している。又この国の貿易は食料原料輸出、工業製品輸入という形をとっており、しかも輸出入品目の貿易依存度は極めて高く、アルゼンチンの経済循環にとつて外国貿易は不可欠の一環となつてゐる。

かゝる第一次大戦前のアルゼンチンの経済構造は恐慌前に於ても基本的な変化は生じなかつたと考えられる。恐慌前迄、耕地面積、農産物生産額、輸出額は増大を続ける反面、工業は第一次大戦中の歐洲諸国の輸出制限、及船舶不足による工業製品の輸入減少の刺戟を受けて繊維工業、石油工業其他国内原料を加工する工業が発展している。が之等の工業発展は国内需要を満しうるものではなく、農産物輸出、工業製品輸入という外国貿易が経済循環中に占める重要性は変化していない。(表十二、十三参照)

註 第一次大戦前より恐慌前に至る工業発展はその具体的な指標を示すことが出来ないが、一九一四年及一九三五年の工業センサスを比較すれば被雇傭者数はこの二十一年間に三二%増加しているのに対し、一九三五年から一九四一年の短期間に被雇傭者数は五四%の増大を示している。この点からみれば第一次大戦から大恐慌迄の工業発展は比較的発展の速度が遅かつた事がうかがわれる。

## アルゼンチンにおける工業化

大恐慌はアルゼンチンの輸出額を一九二八年の一〇億五四五  
一萬金ペソから一九三二年の五億六六六二萬金ペソに、五四、  
二%縮小せしめ、輸入額も八億三六七一萬金ペソから三億六七  
九六萬金ペソ、即ち五二、八%減少せしめた。一九二六年を百と  
するアルゼンチンの農産物価格指数は一九三三年には五六・七  
に下落している。<sup>(2)</sup> (一九二八年の指数は一〇九・八であつた)。

註(2) International Yearbook of Agricultural Statistics に依る。

この様な恐慌期における輸出縮小がアルゼンチンに及ぼす影響  
は二重である。単に輸出額の縮小に伴つて、必要とする工業製  
品の輸入に充てらるべきファンドが減少するのみならず、農産  
物と工業製品間の価格差の拡大により交易条件は著しく悪化し  
た。従つてアルゼンチンが必要とする工業製品の輸入は著しく  
困難となる訳である。アルゼンチンの経済構造が有する欠陥は  
恐慌時に顕在化したのである。

右に見た経済構造の欠陥を修正する為にアルゼンチン政府は  
積極的な経済政策を採用した。<sup>(3)</sup> 一九三一年以降に実施された経  
済政策は農業牧畜業の生産維持、輸出増大によつて輸出額の回  
復に努力すると共に輸入減少、資本逃避の防止によつて国際収  
支の改善を図つた。他面国内工業の保護育成に依つて工業製品  
についての輸入依存度の減少を図り、経済構造の欠点修正に努  
めている。

註(3) 経済政策に関しては Wythe, op. cit. pp. 84-5, pp. 122-127.

L. J. Hughlett; Industrialization of Latin America, 1946, pp. 15-20

に依る。

国際収支は入超を続けたから一九三一年に四回に亙り輸入関  
税を引上げ、十%の附加関税が殆ど全ての輸入品に課せられた。  
一九三一年十月には為替管理を実施して全ゆる外国為替操作は  
為替管理委員会の管理下に置かれ、二年後には全面的な経済統  
制計画の為に再組織されている。政府は輸入許可制及差別的為  
替レートをを用いて輸入品目及数量を統制し、双務貿易の傾向を  
強めた。一九三三年及三六年の英ア貿易協定はその代表的なも  
のである。

この貿易政策は主要輸出商品の価格支持、生産奨励と結合し  
て推進された。一九三三年十月国家食肉局の設立による輸出管  
理、食肉加工工場の組織化、同年十一月の穀物統制局の設立は  
の主要なものである。穀物統制局は一定期間固定された支持価  
そ格を以て農民から小麦、玉蜀黍、亜麻仁の全生産量を購入し  
て農業生産及価格の維持を図つた。買入品目は後には他の農牧  
産物にも拡大された。アルゼンチンは農産物買上げに依つて国  
民の購買力を維持したのである。

他面政府は輸入関税引上げ、輸入許可制によつて国内工業に  
対する輸入品の競争を防遏する措置を講ずると共に、工業生産  
に必要な燃料及原料に対しては関税引下げを行い、一九三五年  
の銀行制度の整備によつて金融の組織化を図つて国内工業の保  
護育成に努めている。かゝる国内工業の間接的な育成策と共に、  
政府は直接的に工業生産に関与して行つた。従来政府が直接に

經濟活動に關係していたものとしては国有鉄道、州有の Banco de la Nación Argentina、政府所有の石油会社（Y P F）国有電信組織に限局されていたが、殺虫剤、殺菌剤工場、浄水施設、硫酸工場、羊毛洗淨工場に直接関与するに至つた。政府の製造工業への関与に際しては、私企業との合弁会社が多く形成されている。例えば一九三五年鉱業法改正法は鉱業部門における公私合弁事業の設立を許可し、後には一九四一年に国有軍事工場が私企業との合弁会社を設立する事を許可している。かゝる合弁会社は硫黄、鉄及鉄鋼、カーバイト、クローム、非鉄金屬、石油、木炭、綿袋、電信に及んだ。

政府が恐慌時にとつた政策は恐慌が回復した後に於ても緩和される事なく、輸入制限は農産物輸出が回復した後においても継続して実施された。要するに恐慌が回復した後においても国内工業保護育成政策は変更される事がなかつた。

第二次大戦は此の国の工業化を阻害する事なく戦時中も工業發展が継続した。大戦中アルゼンチンは中立国として戦争に参加せず終戦直前に枢軸國に宣戦したに過ぎず、従つて戦争に依る直接的な被害を蒙る事はなかつた、又戦争中農産物輸出は枢軸國市場は喪失したけれども此の国の農産物の最大輸入國たる英國を含む連合國の共同購入及輸送制度によつて戦前より縮小された規模ながら比較的安定して輸出は維持され、余剰農産物は政府が恐慌時同様買上げている。他面輸入額は戦時中戦前の約半分に減少した。これは燃料及資本財の輸入減少という難点

#### アルゼンチンにおける工業化

は有しながらも、国内購買力の維持と相俟つて国内工業の生産拡大に対する刺激を与えた。又交戦國からの避難民が工業生産についての経験を有し、生産設備を国内に持込んだ事も工業發展に役立つたと云われている。

#### 二、一九三十年代及第二次大戦中の工業發展

大恐慌以後の工業發展は著しい。一九三五年から四一年にかけて労働者数は五四・五%モーター馬力数は購入電力及自家発電に依るものを合せて八三%生産額は八三%増加している。(表四)一九四三年の工業統計は五人及それ以上の企業についての報告であるのでそれ以前の年との工業全体としての比較は出来ないが、五人及それ以上の企業について一九三五年と比較すれば企業数七七%労働者数九三%事務労働者数七九%使用原材料一五七%、生産額は一四六%増大している。(表五)

工業企業をその規模によつてみれば一九三五年においては使用労働者数四人以下の企業が全企業の六九・七%を占めている。(表六)かゝる企業の被雇用者(労働者及事務労働者)は平均して三人弱であり、この中に家族労働者が含まれているか否かは判断としないけれども、極めて零細な模の企業が多数存在している事が知られる。かゝる企業は総生産額の九・六%を生産しているに過ぎない。又、一九四一年では使用労働者数が五人以下の企業は約六万の全企業数の七〇%を占めていると云われる。<sup>(1)</sup>かゝる零細工場が多数存在する事は注目に値する。

(表4) 1935年, 1937年, 1939年, 1941年工業統計

	1935	1937	1939	1941	1935年から 1941年への 増加率
企業数	40,606	49,375	53,927	57,940	42.3
所有者	51,384	55,718	59,527	64,976	26.5
事務労働者	64,069	74,486	81,222	95,257	48.7
労働者	474,420	582,934	622,064	733,068	54.5
家族労働者	.....	21,005	22,222	22,949	.....
原動機(馬力)	2,035,812	2,176,284	2,327,578	2,405,511	18.2
購入電力によるモーター(馬力)	516,889	630,993	729,668	842,384	63.0
自家発電によるモーター(馬力)	197,043	241,017	313,140	354,546	79.9
賃金及給料(百万ペソ)	782	1,001	1,123	1,285	63.7
使用原材料(〃)	1,964	2,881	3,002	3,856	96.1
使用燃料(〃)	84	106	128	208	147.6
購入電力(〃)	32	37	42	58	81.3
生産額(〃)	3,458	4,709	5,127	6,337	83.0

アルゼンチンにおける工業化

(Source) Argentina, Ministerio de Hacienda, Dirección General de Estadística de la Nación, Wythe op. cit. p. 85.  
増加率は筆者算出

(表5) 五人及五人以上の工業企業に関する  
1935年, 1943年比較

	1935	1943	増加率(%)
企業数	12,316	21,807	77
事務労働者	48,803	87,465	79
労働者	417,877	805,411	93
使用原料(百万ペソ)	1,798	4,622	157
生産額(〃)	3,126	7,712	146

(Source) Dirección Nacional de Investigaciones, Estadística y Censos, Dirección general de Estadística y Censos.  
Wythe op. cit. p. 86. 増加率は筆者算出

(表6) 規模別工業企業比較 (1935年)

	労働者 1~4人	(%)	労働者 5人以上	(%)
企業数	28,290	69.7	12,316	30.3
労働者数	56,543	11.9	417,877	88.1
生産額 (百万ペソ)	332	9.6	3,126	90.4

表5.6より算出

註(一) U. N. E. C. L. A. Economic Survey of Latin America 1949  
p. 179

工業企業の組織形態は一九三五年の企業数四〇、六一三中、株式会社 *sociiedades anonimas* が二、二九四(全体の五・六%)、資本調達が割当によつて行われる有限責任会社が二二九(〇・七%)、協同組合一一三、公共企業体二七三、その他の形態三七、六三五(九二・七%)である。その他の形態とは殆どが個人企業であると云われている。又一九四三年では六五、八〇三の企

(表7) 業種別工業 1939年

アルゼンチンにおける工業化

	企業数	(%)	労働者	(%)	生産額 (100万ペソ)	(%)
食料, 飲料及煙草	13,742	25.5	127,676	20.6	1,740	33.9
繊維及同製品	7,052	13.1	96,372	15.5	724	14.1
林産物及同製品	4,932	9.1	41,447	6.7	162	3.2
紙及同製品	271	0.5	9,545	1.5	60	0.1
印刷	2,496	4.6	24,267	3.9	191	3.7
化学薬品及植物油	1,199	2.2	17,766	2.9	202	3.9
石油, 石炭及副産物	68	0.1	4,337	0.7	196	3.8
ゴム製品	59	0.1	6,407	1.0	47	0.9
皮及同製品	1,358	2.5	20,682	3.3	144	2.8
石材, セメント, ガラス	2,993	5.5	26,256	4.2	124	2.4
鉄及同製品(機械を除く)	4,367	8.1	52,219	8.4	330	6.4
機械及車両	8,593	15.9	65,157	10.5	416	8.1
電燈及動力	946	1.8	11,982	1.9	248	4.8
建築	2,749	5.1	47,939	7.7	300	5.9
鉄業	309	0.6	16,006	2.6	83	1.6
その他	2,770	5.1	51,663	8.3	160	3.1
計	53,927	100.0	619,721	100.0	5,127	100

(Source) Argentina, Ministerio de Hacienda, Dirección General de Estadística de la Nación  
P. V. Horn & H. E. Bice; Latin-American Trade & Economics p. 296 比率は筆者算定

(表8A) 1945年度の国内需要を一部のみ満すに過ぎぬ業種

	単 位	1939年生産		1945年生産	
		生産量	消費量に対する比率 (%)	生産量	1939年生産量に対する増加率(%)
(戦前に存した業種)					
人絹糸	メートル・トン	3,100	48	4,200	35
製紙用パルプ	〃	23,100	25	52,000	125
紙及板紙	〃	115,000	66	146,000	27
麦稈帽	ダース	65,000	55	43,000	43
樽	1,000	630	53	1,100	75
塩干魚	メートル・トン	4,500	36	7,100	58
苛性ソーダ	〃	7,300	25	12,000	64
アンモニア及同化合物	〃	400	20	800	100
オイルコック	〃	140	14	620	343
薄板鉄, 鋼板	〃	11,000	2	124,000	629
鉄及鋼管	〃	27,500	29	35,500	29
電動機	台	1,700	3	26,500	460
自転機車	台	2,700	2	20,000	640
鉄及鋼線	メートル・トン	9,500	12	20,000	111
(新業種)					
ベニヤ板	メートル・トン			18,000	
カルシウム, カーバイド	〃			2,500	
枸橼酸	〃			150	
硫化亜鉛	〃			1,600	
バリウム化合物	〃			630	
ベニヤ先	グロス			100,000	
電気時計	台			20,000	
旋盤	〃			500	

(Source) Banco de Crédito Industrial, Wythe op. cit., pp. 87-9



アルゼンチンにおける工業化

業中、株式会社二、八七九（四・四％）有限責任会社二、四一五（三・七％）協同組合三二八、公共企業体四八七、その他五九、六九四（九〇・七％）である。労働者及事務労働者数でみれば株式会社及有限責任会社が一九三五年では全体の三九・九％、一九四三年では四六・七％を占めている。この点から見れば株式会社及有限責任会社の重要性が漸次増大しつつある事が判明するが、零細な個人企業が依然多数に上つてゐる。

註(2) Wylie, op. cit. p. 105.

業種別に見れば一九三九年度には労働者数及生産額の両方において食料品及煙草が主位にあり、繊維工業がそれに次ぐ。更にそれに次いで機械及車両金属及金属製品が続いている。(表七)一九三十年代の工業発展は機械車両製造業、金属工業の如き重工業の発展をもたらしてはいるものの、依然として軽工業がアルゼンチン工業中の主要な位置を占める点においては変りなく、軽工業中に於ても農牧産物を主とする此の国の産出原料の加工工業が重要である。

工業のかゝる著しい発展度はしかし未だ軽工業部門においても此の国の製品需要を完全に満しうるものではなく、重工業製品のみならず軽工業製品も輸入依存より脱却する事は出来なかつた。アルゼンチン工業信用銀行の調査によれば一九三九年度において国内需要を完全に満しうる業種は食品工業のみであり、食品工業に次ぐ繊維工業は毛糸が国内消費量の七〇％毛織物七九％綿糸四八％綿布五三％人絹糸四八％を夫々満しているに過

(表8B) 1945年の国内需要を完全に又は殆ど完全に満した業種

	単 位	1939年生産		1945年生産	
		生産量	消費量に対する比率(%)	生産量	1939年生産量に対する増加率(%)
毛織物	メートル・トン	11,100	70	20,800	87
綿糸	〃	13,650	79	19,000	39
綿布	〃	31,200	48	63,600	104
綿絨	〃	32,600	53	62,700	92
セーター	〃	250	35	800	220
ナイロン	1,000リットル	135	51	241	79
ナイロン	〃	3,390	81	10,900	221
銅管	1,000台	4,590	36	15,000	203
銅管	メートル・トン	25,600	73	32,000	25
硫酸	〃	1,000	67	3,000	200
硫酸	〃	...	...	700	...
硫酸	〃	...	...	111	...
硫酸	〃	...	...	500	...

(表8C) 正常時の国内需要を十分に満している業種

	単 位	1937~39平均	1945年	戦前に対する増加率(%)
煙草	100万箱	942	1,265	34
ビール	100万リットル	146	266	82
小麦	1000メートルトン	43.8	80.9	85
小麦	〃	31.7	43.5	37
小麦	〃	1,494	1,906	28
電力	雇傭指数	100	123	23
電力	百万キロワット	2,138	2,794	31

ぎない。一九三九年の国内消費量の五〇%以上を満している他の重要品目を挙げれば紙及板紙(六六%) 衡(七三%) 真鍮及銅管(六七%)であつて、薄板鉄及鋼板は消費量の二%鉄及鋼管は二九%、モーターは三%を自給しているに過ぎない。

しかしながら第二次大戦中の工業発展によつて国内の消費財製品に対する需要をほと満しうるに至り、若干の金属及化学製品も国内需要を満す迄発展している事が知られる。(表八)又戦時中の工業発展は国内産出原料を製造工業が加工する比率の増大として現われている。(表九)

(表9) アルゼンチン工業の国内産出原料の消費比率の増大

業 種	1939年(%)	1943年(%)
食料, 飲料, 煙草	93.5	95.6
織 維, 同 製 品	62.2	80.2
林産物, 同製品	51.2	56.5
紙, 板紙, 同製品	55.6	71.0
印 刷	33.9	41.3
化 学 製 品	69.5	73.4
石 油	63.4	90.9
ゴム, ゴム製品	29.0	46.6
皮 革, 同 製 品	94.1	96.8
石材, ガラス, セメント	64.1	78.8
金属及同製品	31.7	59.1
機 械 及 車 両	25.8	56.8
計	71.6	83.4

(Source) Dirección Nacional de Estadística y Censos E. C. L. A. Economic Survey of Latin America 1949 p. 175

一九三十年代から戦争中にかけての工業発展はアルゼンチンにおける軽工業の確立をもたらしたといえるが重工業部門はアルゼンチンにおける工業化

未だその発展は初期の段階に止つている。アルゼンチンの金属及機械車両工業は一九三九年代を通じて最も発展が著しかった業種であると云われているけれども、重工業部門の基幹をなす鉄鋼業では銑鉄製造が行われておらず専ら層鉄を利用して圧延製品を製造していたに過ぎない。即ち一九〇八年に例外的な事情の下で設立された工場及一九三七年アルゼンチン陸軍によつて設立された *Fabrica Militar de Aceros* の圧延工場が存するに過ぎず、その平炉生産能力は夫々九トン及十二トンであつた。一九四〇年に更にシューメンス・マーチン炉(二〇トン)が二基建設され、アルゼンチンの鋼材生産は一九三九年の一万八千トンから一九四四年には一五万トンに増大している。その大半は建築材料である。

アルゼンチンの鉄鋼消費量は戦前において約百万トンと推定され、その内圧延製品はその五〇%を占めていたが、戦時中の鉄鋼第二次製品の生産額増大は此の需要を満しうるものではなく、更に戦争中の工業発展に伴う需要増大を考慮に入れば尚更である。

銑鉄生産は一九四五年より採鉱が開始された *Zafra* 地区の銑石を利用して、採算を無視して陸軍製造工業総管理局 (*Dirección General de Fabricaciones Militares*) が建設した熔銑炉(年間生産能力は銑鉄二万五千トンと云われるが実際には二万トンとみられている)によつて戦後漸く開始されたのであつて、実験工場と見做されている通り小規模であつてもとより国内需要の一

### アルゼンチンにおける工業化

部を満しうるに過ぎない。<sup>(3)</sup>

註(3) 鉄鋼業に関しては U. N. E. C. I. A. Economic Survey of Latin America 1949, pp. 179-184 及び 192。

機械製造工業は第二次大戦開始時には簡単な機械製作修理、部分品製造を行っていたが戦時中に繊維機械、モーター(三十馬力迄)旋盤の製造が開始されている。少数ながら旋盤の製造が可能となつた事は機械製造工業の一応の確立を示すものであるが、戦後の機械輸入の増大からうかがえる様に大部分の機械は輸入に依存せねばならない。

又化学工業はその製造品目は主として家庭において消費される品目、石鹼、マッチ、染料塗料であり、一九三〇年代に硫酸、苛性ソーダ、其他各種工業原料の生産が発展したが国内で製造される基礎的な化学製品中比較的重要であるのは硫酸のみで他は国内消費量の大部分が輸入に依存していた。<sup>(4)</sup>

要するに第二次大戦終結時迄の工業発展は此の国の重工業の十分な発達をもたらすに至らなかつたのである。

註(4) U. N. E. C. I. A. op. cit. pp. 188-190.

### 三、産業構造の変化

一九三〇年代以降の著しい工業発展と共に農業にも著しい変化が生じた。即ち恐慌を契機として農耕地面積の増大は頭打ちとなり四十年代以降はむしろ減少的傾向が現われて来ている。

全耕地面積の変化は知る事が出来ないけれども、穀物及飼料作

物播種面積は一九二五—二八年には今世紀初の二倍以上の二二〇七千ヘクタールに増大しているのに対して、一九三五—三八年には二五九八千ヘクタール、即ち約四百万ヘクタールの増大を見たに過ぎず、一九四五—四七年には二四〇〇一千ヘクタールと逆に減少している。<sup>(1)</sup>

註(1) cf. E. C. I. A. Economic Survey of Latin America 1949, pp. 90-91.

作物別にみれば重要輸出品であつた小麦、とうもろこし、亜麻仁の播種面積は第二次大戦後何れも減少し、それに反して飼料作物たる燕麥、大麦、ライ麦、及び棉花、ひまわり、落花生其他工業原料作物の耕作面積は著しい増大を示しており、<sup>(2)</sup> 耕作面積の変化に伴つて生産量も同一の傾向を辿つている。<sup>(3)</sup> 牧産物は恐慌後も更に戦後も増大を続けている。<sup>(3)</sup>

註(2)(3) cf. E. C. I. A. Economic Survey of Latin America 1949, pp. 126-140.

農業及牧畜業の以上の如き変化は国内需要の増大と輸出の減退に依つてもたらされたものである。この事は次の事実に依つて明らかとなる。一九三七年価額で表示した恐慌前、一九三〇年代後半、及戦後の三時期における農牧産物及農産物の生産、輸出、国内消費額についてみれば(表十参照)

農牧産物の生産額は第二次大戦前後を通じて微細ながら増大しているが、この増大は輸出額の減少にも拘らず国内消費額の著しい増加によつて支えられているものである。又農牧産物と

(表10A) 農産物生産、輸出、消費 (1937年価額100万ペソ)

1925-28年=100とする指数

			1925-28	1935-38	1945-48	1935-38	1945-48
農牧産物	生消費	産	2,953.4	3,091.8	3,179.5	104.7	107.7
		費	1,086.3	1,378.8	1,990.9	126.9	183.3
		輸	1,847.8	1,714.6	1,342.2	92.8	72.6
農産物	生消費	産	1,855.7	1,991.9	1,787.7	107.3	96.4
		費	580.7	800.4	1,287.0	137.8	221.6
		輸	1,255.7	1,443.2	654.3	114.9	52.1

(Source) E. C. L. A. Economic Survey, 1949, p. 140 より算出

(表10B) 生産額に対する輸出額、消費額の比率

			1925-28	1935-38	1945-48
農牧産物	生消費	産	100.0	100.0	100.0
		費	36.8	44.6	62.6
		輸	62.6	55.5	42.2
農産物	生消費	産	100.0	100.0	100.0
		費	31.3	40.2	72.0
		輸	67.7	72.5	36.6

上表より算出、尚、ストック量の存在により、消費額と輸出額の和が生産額とは必ずしも一致しない。

農産物を比較する事によつて農産物の生産減少は牧畜業の生産増大によつてカバーされており農牧産物輸出減少は農産物の輸出減少が大きく作用している事が判明する。農牧産物の生産額中に占める輸出額と消費額の比率は恐慌前と第二次大戦後では完全に逆転し、恐慌前に於ては輸出額が生産額の半ば以上を占めていたのに対し戦後は輸出額は消費額よりも減少している。此の事実は農産物のみについてみれば一層明瞭である。

即ちアルゼンチンの農業は恐慌以後、その半ば以上を輸出していた主要農産物は世界的な過剰生産傾向によつて、その輸出額が減少し始め之が農業の全体的な停滞乃至衰退の基本的原因である。が同時に国内工業化に伴う工業原料作物の生産量増大及牧畜農業の発展に伴う飼料作物の栽培増大に依つてその衰退は比較的軽微なものに止められた。又牧畜業の発達も国内需要の増大が大きな役割を果している。

農業牧畜業は恐慌前と異り作物の分化と共に輸出依存度が減少し世界経済の変動に依つて受ける影響は比較的減少した。しかし農牧産物の輸出額は戦後も生産額の四二・四%を占めており景気変動が此の国農業に与える影響を無視する事は出来ない。

工業の発展と農業の停滞的傾向は此の国の経済構造にどのような変化を生ぜしめたであろうか。一九三五年及一九四五年の生産国民所得を比較すれば、一九三五年においては農業生産の国民所得中に占める比率は二八・三%製造工業一七・五%であつ

たものが一九四五年には農業は二四・〇%製造工業二一・二%に変化している。(表十一) 農業が此の国の最も重要な産業たる事情は変化してないけれども、漸次此の国の農業牧畜業に偏倚していた産業構造が修正されつつあると考えられる。

(表11) 1935年1945年生産国民所得比較  
(純産額100万ペソ)

	1935年	%	1945年	%
農業	2,022	(28.3)	3,610	(24.0)
鉱業	102	(1.4)	265	(1.8)
製造業	1,251	(17.5)	3,200	(21.2)
建築業	175	(2.4)	550	(3.7)
運輸通信業 公益事業	884	(12.4)	1,355	(9.0)
商業	1,401	(19.6)	3,300	(21.9)
その他サービス業	1,320	(18.4)	2,775	(18.4)
計	7,155	(100.0)	15,055	(100.0)

(Source) Banco Central de la República Argentina,  
U. N. National Income Statistics 1938-47.

外国貿易がアルゼンチンの経済構造中に於て占める地位の变化を見る為に輸出比率、輸入比率及貿易比率を示せば、恐慌前に於て五三・四%であった輸出比率は第二次大戦前に三六・四戦後二三・二%に迄減少しており輸入比率も恐慌前の五四・八が第二次大戦後には三〇・二%迄減少して来ている。経済循環

(表12) 輸出比率、輸入比率、貿易比率変化  
(生産、輸出、輸入、総供給財額は1935年  
価格で表示100万ペソ)

	1925-28	1936-38	1946-48
A 生産額	3,094	3,780	5,304
B 輸出額	1,652	1,377	1,233
C 輸入額	1,751	1,437	1,761
D 総供給財額	3,193	3,840	5,832
$\frac{B}{A}$ 輸出比率	53.4	36.4	23.3
$\frac{C}{D}$ 輸入比率	54.8	37.4	30.2
$\frac{B+C}{A}$ 貿易比率	110.0	74.4	56.4

(Source) 生産額、輸出入額 U. N. E. C. L. A.  
Economic Survey of Latin America 1949. p.  
107. より算出。

に當つて外国貿易が不可欠の一環であつた恐慌前の事情は著しく緩和されている事が明らかである。(表十二)

アルゼンチンの輸出品目の構成を大恐慌前、第二次大戦前後と比較すれば(表十三A) 農産物及牧産物の比率は漸次減少し始めるが、戦後においても所謂第一次産業の産出物が全輸出額の七九・三を占めている。此の比率は恐慌前の一九二七―二八年の九二・六%より減少したものでその比率減少は戦後、植物油輸出が増大している事及若干ながらも近隣諸国への繊維及化学薬品を輸出し始めた事によるのである。戦後製造品輸出が輸出総額の一八・九%を占める迄に至つた事は明らかにアルゼンチンの工業化の反映であるが、皮革、羊毛の工業原料輸出が一

(表13A) 輸出品目の変化

	1927-28	1938	1947-48
1. 牧 産 物	30.8	43.8	31.9
肉	13.3	22.0	11.5
皮 革	7.9	7.2	7.0
羊 毛	7.4	11.0	6.7
その他牧産物	2.2	3.6	6.7
2. 農 産 物	59.9	46.3	45.1
穀 物	46.8	42.1	41.6
小 麦		13.1	21.9
とうもろこし		12.9	13.6
亜 麻 仁	12.0	...	—
その他農産物	1.1	4.2	3.5
3. 鉱, 漁, 林産物	1.9	4.7	2.3
4. 製 造 品	1.3	3.0	18.9
植物油及副産物	—	1.0	13.1
乳製品及肉加工	1.3	1.8	4.6
品 織 維 及 化 学 薬 品	—	0.2	1.2
5. そ の 他	6.1	2.2	1.8
計	100.0	100.0	100.0

(Source) 1927-28年: League of Nations; Foreign Trade Statistics, 1938年及1947-48: U. N. Yearbook of International Trade Statistics より算出

(表13B) 輸入品目の変化

	1927-28	1938	1947-48
食料・飲料・煙草	9.3	8.0	4.9
織 維 ・ 同 製 品	20.4	20.3	12.5
化 学 薬 品	...	6.2	5.8
紙・木材・パルプ	5.5	8.2	9.0
鉄 ・ 同 製 品	11.2	9.1	13.0
非鉄金属・及同製品	3.4	4.6	5.1
機 械	5.6	7.3	14.3
車 両 鉄 道 資 材 其 他	6.7	8.7	13.0
輸 送 設 備			
燃 料	16.9	16.1	9.4
ゴ ム ・ 同 製 品	2.3	2.6	1.8
セメント・ガラス・	2.7	3.2	2.5
石 材			
そ の 他	16.0	5.7	8.7
計	100.0	100.0	100.0

(Source) 1927-28年League of Nations; Foreign Trade Statistics 1938年及1947-48年; U. N.; Yearbook of International Trade Statistics より算出

三・七%を占めており、国内原料を使用する工業の発展は未だ自国産出原料の完全な利用に迄至つてない事を物語るものにならない。又農牧産物の輸出依存度が減少したといつても先に見た如く、依然としてその半ば近くを輸出しているのである。輸入品目は、食料品繊維製品及燃料の全輸入額中に占める比率減少、機械及輸送設備の比率の増大が知られる(表十三B)もとより、かゝる比率の増減は直接に輸出入品目数量の増減を

アルゼンチンにおける工業化

物語るものではないにせよ、農業の作物の多面化、軽工業の発達、加うるに工業化に伴う資本財輸入増大の傾向を明らかにするものと考えてよいであろう。又具体的に表示しなかつたけれども一般に半製品輸入が増大している事は工業化に伴う輸入品目の変化として注目される。

ECLAの調査によれば一九二五—二九年と一九四五—四七年の比較において減少した輸入品は繊維、食料、皮革他で増加

## アルゼンチンにおける工業化

した品目はパルプ及紙、化学製品、ゴム及ゴム製品及金属となつてゐる。又此の比較では燃料の輸入は減少しているが、四七年のみを一九二五—二九年と比較すれば増大している事が明らかにされてゐる。耐久財は同じ時期の比較において資本財及その他の耐久財は共に減少しているが、四七年のみを見れば共に一九二五—二九年より増大している事が知られる。<sup>(註)</sup>

<sup>(註)(\*)</sup> U. N. E. C. I. A. Economic Survey of Latin America 1949, pp. 143-155 & p. 115.

かくてアルゼンチンの貿易はかつての食料及び工業原料輸出、工業製品輸入という典型的な後進国のそれから、少数品目の工業製品輸出を含む農牧産物輸出、資本財及国内工業が自給するに至らぬ消費財輸入と云う型に変化して来た事が知られる。

要するにアルゼンチンは工業化と共に産業構造は修正され、貿易依存度も減少して来た。が農業が海外市場に対して依存している点に於ては変りなく、又工業も国内農産物を加工する食品工業を初め軽工業乃至は消費財生産工業がその主体をなしているのであつて、かゝる点を考慮すればアルゼンチンは戦後に於ても依然として所謂後進国と見做されねばならないであろう。

## 四、第一次五ヶ年計画

戦後二度に互つて行われてゐる五ヶ年計画(第一次、一九四七—五一年、第二次、一九五三—五七年)はアルゼンチンにおける重工業の建設及工業化の前提たる動力部門の開発に重点が

置かれてゐる。此の五ヶ年計画はアルゼンチンの工業化を更に促進せしめんとする意図を有するものである。

<sup>(註)</sup> 第二次五ヶ年計画については、海外貿易振興会が第二次五ヶ年計画の概要を紹介している故、こゝでは第一次五ヶ年計画のみを取上げる。

第一次五ヶ年計画 (Plan de Gobierno 1947 to 1951)<sup>(註)</sup> は単に経済発展計画たるに止らず政治行政面の改革をも含んでおり、経済計画中にも公共事業其他を含む広汎な内容を有している。計画は多数の個別の法律から成立つてゐるが此処では工業化に関する部面のみ限定して取上げる。

<sup>(註)(一)</sup> 第一次五ヶ年計画については U. N. Industrial Development in selected Countries 1949 による。

この計画は動力資源の開発、道路鉄道等の輸送組織の発展、即ち工業発展の為の基本的条件の整備に多額の投資を予定している。(表十四)五ヶ年計画はかゝる工業化の基本的条件の整備と共に、従来発達して来た国内工業の保護及重工業部門の建設に努力を払つてゐる。

### 1、動力資源の開発

<sup>(註)</sup> アルゼンチンは常に使用動力を海外に依存している。戦前における燃料輸入量は一九三七年で全消費量の四二%を占めていた。一九三五年の使用動力は石油が全消費量の三九・四%、石炭・コークス二二・二%、木材三三・一%、ガス五・一%で水力電気は殆ど無視しうる程度のものである。工業の発展及生活水準の向上に依つて動力消費量は増大するが、国内動力生産量は常にそれを下廻り、又石油は国内で産出するが石炭は殆ど産出せず、動力源の開発はアルゼ

(表14) 第1次五カ年計画投資目標  
(百万ペソ)

• 動力		2,235
石ガ	油ス	620
固形	燃料	271
植物性	燃料	163
水電	力気	56
		640
		485
• 公共事業及輸送		3,510
衛生施設		600
港灣		600
公共建築		670
公道		555
鉄道及商船隊		900
国立公園及旅行者貿易		65
国立空港		120
• 移民及移住		200
• 保健		625
• 生産		60
漁業		10
農業実験調査		40
国内工業発展		10
総計		6,630

(Source) Plan de Gobierno 1947 to 1951  
U. N. Economic Development in Selected  
Countries, 1947 p. 19

従つてこの計画の主要部分は水力電気開発に向けられているが、計画は土地灌漑をも併せて意図している。開発される水力発電は五カ年間に現存の電力資源に百九万五千キロワットを追加する事になっており、この量は一九四七年の水力発電量四万五千キロワットを遙かに上廻るものである。

計画期間中に開発される地点としてウルグアイ河の Salto Grande 地域及 Upper Parana の Aripe 瀑布の開発を挙げている。此の地域の開発は隣接しているブラジル及ウルグアイ両国と共に国際委員会を構成して行うものであり、ウルグアイとは水力発電協定を一九四六年に締結している。更にアンデス諸州の

Mendoza 及び San Juan 於ても電源開発を予定しているが、此の地域は現存の工業中心地へ電力を経済的に供給しうるので重要視されている。

この電力開発計画は十五カ年にわたる長期計画の一部であり、その完成時には発電量の著しい増大と、四千五百キロに達する送電線の完成を予定している。その暁には各地方の電力制度は相互に関連し合う国家制度の下に統合される事になつてゐる。

石油生産は、国有の Yacimientos Petroliferos Fiscales により生産された二二八万立方メートルから三五七、五万立方メートル迄、即約

ンテンの経済発展にとつて重要な問題として意識されてきた。工業化に当り潤滑し易く且つ又輸入に依存せねばならぬ石炭及石油を動力とする事には難点があり、且つ又水力利用が可能な地域は工業生産地又消費地たる海岸地域から極めて遠隔地にあり、この事が従来は水力発電の開発を阻害して来た。 cf. U. N. E. C. L. A. op. cit. pp. 155-170

国家動力法は五カ年計画中の経済部門の中核をなすものでありその最重要部分は電力生産を取扱つてゐる。電力開発の為に支出は発電所建設四億八千五百万アルゼンチンペソ(約一億二千万米ドル)ダム建設三億四千五百万ペソと推定されてゐる。

アルゼンチンにおける工業化



五七%迄五カ年内に増大せしめようとした。この数値は相対的な比重は減少しつつあるにしても依然重要性を有する私企業による原油生産量を考慮に入れていない。石油生産の為の投資は油田二億五千万ペソ、石油精製二億四千八百万ペソの外、石油輸送施設への投資を予定している。尚この投資は石油精製能力を約二百五十万立方米即四七年度能力を約 $\frac{1}{2}$ 増大する事となる。

石炭生産は戦前には存せず、戦後年間約十万吨産するに過ぎない。この国は平時年間二五〇—三〇〇万トンの石炭を必要としその全額を輸入しているが必要な量を出来るだけ多く産出して輸入量を減少せしめんとしている。計画にはアンデス山脈に沿つた諸炭田及鉱物性燃料鉱床の調査及利用を含んでいるが、最も有望な炭田は Rio Turbio で一九五一年迄に三十万トンを産出するものと予期された。投資総額は一億三千六百万ペソである。

その他に木材を主とする植物性燃料の不適當な使用が戦時中より増大し林産資源を荒廃せしめる危険があるので、木材乾溜工場製炭工場の建設により、植物性燃料の利用度の高度化を図つた。その投資額は五千六百万ペソで此の中には自動車用アルコール(ガソリンにエチルアルコールを混入してガソリン消費減少を図るもの)製造工場も含んでいる。その他天然ガス開発に二億三千六百万ペソを充当している。

五ヶ年計画中の動力開発を遂行する為に計画機関たる国家動力委員会と計画施行機関たる国家動力管理局が設立されている。

動力資源開発の為の投資は国家動力基金より行われる。基金に対する分担金は(a)国庫予算より毎年割当てられる一千万ペソ以上の額、(b)独占税他(c)採油業者、石油精製業者、石油輸入及販売業者が事業遂行に當つて支払う超過利潤税の全額、(d)国家動力管理局へ支払わらるべき検査料及統制税、(e)半官自治団体が受取る債権利子或は株式配当よりの収入(f)基金のその他収入である。基金の収入は次の割合で国家動力管理局の監督下にある各種団体に分配される。Y P F 30%、水、電力総管理局30%、ガス国家管理局、固型鉱物燃料総管理局15%、植物性燃料及派生物総管理局10%。石油及水力発電が基金の主要関心事である事が明白である。又その重要性は計画における投資をみても強調されており石油には全体の $\frac{1}{4}$ 以上水力には $\frac{1}{2}$ が割当てられている。

さてこの様に發展せしめられる動力と諸工業鉱業灌漑及鉄道輸送による有用化とを結合する詳細な計画は發表されておらず、又動力資源とそれを利用する諸工業の立地との関連も不明である。動力資源は何れも現在の工業中心とは遠隔地にあり、従つて輸送費用は莫大であるので、動力資源と結合した新しい工業中心を建設するより仕方がない之は電力石炭に於て著しい。

計画の重要な特質はアルゼンチンの動力源を永続的に確保する事に重点が置かれていた点にあり、従つて水力発電が強調される、一方涸渇し易い燃料資源は第二義的に考えられている。この関連に於て戦前の正常の石油石炭の輸入量は年間四百万トン

近くであり、一億乃至一億五千万ドルを要した事を留意する必要がある。

## 2、製造工業

一九三〇年代に諸工業の発展を見て農業牧畜業の全体中に占める相対的な比重は減少したが、国内工業は未だ十分の発達をみるには至っていない。国内製造工業の拡張、工業発展率を高める為に一九四三年後半から一連の諸方策を講じ、之は五ヶ年計画に於てその儘生かされている。その諸方策は次の事を意図したものであつた。

(a) この国の輸入品に対する依存度減少に役立つ諸工業活動を促進する。

(b) 現段階に於ては殆ど未発展の状態にある一定の基礎的重工業を發展せしめる。

(c) 輸出に先立つてこの国の主要輸出品の加工度を高め、新しい輸出品目を作り出す。

(d) 工業化計画の規模及其の目的を規定する政府の権利を強化する。

(e) キイ産業を政府が所有する。若くは少くともそれに強い規制を行い関与する。

此の政策の一般の方針に従いつつ計画は工業發展を育成する為に二つの主要活動方針を考慮している。即ち1、現存諸工業の保護、2、新工業の發展。

最初の項目の下で考慮されている諸工業は次のものである。

### アルゼンチンにおける工業化

毛糸及綿糸、特に高級品。繊維。紙。材木。化学藥品。金属及機械類。電気装置、ケーブル、ワイヤーその他。諸工業。

發展せしむべき新工業は三つの主要グループに分類される。

(i) 輸入品に代替せんとするもの。諸繊維。亜麻糸。印刷用紙。化学工業としてはナトリウム及カリウム水酸化物、ナトリウム及カリウム炭酸塩、硫化銅、電極、殺虫剤、合成ゴム、プラスチック、植物抽出物、精油精鍊業としては鉄、鉄鋼、亜鉛、アルミニウム。銅及合金。錫板。その他機械及自動車。

(ii) 新輸出品を製造すると予期されている諸工業。植物油、皮なめし、動物及植物纖維、羊毛洗淨及紡績、腺抽出物、亜鉛、タンゲステン及アンチモニー精鍊。

(iii) 国家防衛方策を強化する事を主たる意図とするもの。これに關しては不明である。

上に述べた諸工業發展を育成する為に政府は以下の諸方策を行う準備をしている。

現存諸工業の為に關稅、輸入許可制、輸入割当、補助金、輸入原料に対する關稅の引下げ、特別クレジット、原材料の運賃引下げ。

輸入品にとつて代るべき新工業の為には、計画に於て設定された諸目的の達成の為に關稅を調整する事、国内製品をより広汎に使用する事の実施。動力の低廉な供給。国内に於て製造されぬ機械購入の為の機關設立、補助金、技術援助、国家鉄鋼計画、割当制、許可制、差別為替レート、等。

## アルゼンチンにおける工業化

新輸出品を造り出すべき新工業の爲には、原料輸出規制。完成品の爲に差別的為替レート。港に製品を貯蔵して商業活動の容易化を図る。又海運会社への特権の許可。海外販売の組織化、貿易促進協会（I A P I）の活動<sup>(2)</sup>。商業協定。

註(2) 貿易促進協会 (Instituto Argentino de Producción e Intercambio, I. A. P. I.) は一九四四年に設立された政府機関であつて、アルゼンチンの外国貿易殊に輸出を殆ど完全に独占している。

計画は以上の如く輸出品製造工業を含む各種工業の發展を促進する事を明らかにしているが、計画を議会に提出した際の大統領声明及解説、関連法文によれば、当面の主要課題は国内需要を満す事が出来る新旧工業の推進にある<sup>(3)</sup>。かくする事によつて計画は相当量の外国為替を使用せずに済ませ、之を以て製造工業に又全体としての経済制度に不可欠な原材料及設備の購入を行わんとしている。

註(3) 輸出用として特記されている少数の諸工業（前出参照）は一般にこれらの製品は何れも多量の外国為替の余剰を取得する事が出来ぬと推定されている。

尚五ヶ年計画中には鉄鋼業の發達を図る為特に鉄鋼計画が含まれている。この計画は鉄鋼製品の相当程度の自給を達成する事を目的とするもので、基本的には三つの部面から成つてゐる。その第一は国内に熔鋳炉を建設する事で国内原料のみの利用を目的とする熔鋳炉はアルゼンチン北端の Patagonia に建設を予定され、他に輸入原料に依存する熔鋳炉の海岸地帯に建設する事を考慮している。銑鉄生産は政府が行う事になつてゐる。

第二の部面は国産及輸入銑鉄を鉄鋼半製品に加工する設備を設ける為合弁会社を設立し、政府がその資本金の五一%を保有する事を定めている。此の会社に対して政府は二十年間に互り補助金を与え、生産費と市場価格の差額を負担する事を規定している。第三の部面は半製品（鋼塊）の加工によつて一般に使用される品目の生産を行う事にあるが、計画の此の部分は主に私企業に委ね、政府が適当な援助を与える事となつてゐる。第二、第三段階の生産目標は夫々製品三二万五千トンである。

### 3、第一次産業の生産促進に関して

五ヶ年計画は農産物及牧産物を加工する諸種工業に対して特別の保護を与えているにも拘らず、農業牧畜業の生産増大に関する方策若しくは農業の機械化、近代化に関しては全然顧慮を与えなかつた。唯一の例外は国家農業牧畜調査センターの創設のみである。この機関は天然動植物資源、土壌の有用化、農業牧畜産物の加工工業に関して、調査を遂行するものであつて、この機関の爲に五ヶ年間に四千万アルゼンチンペソが予定され、農業省通常予算から支出される。

その他二億ペソの費用を以て二五万人の移住を行わしめる措置がある。

### 4、計画に対する金融

先に述べた如く経済的性格を有する計画の完成のために必要とされる総資金は五年間で六十億ペソに達する。この額は軍事的意義を有する業種及諸工業への政府の直接投資は除外されてい

る。

五ヶ年計画金融法によれば資金は中央銀行によつて統制される銀行制度に従いその制度を規制する規則の範囲内で、又必要と認められる範囲内での公債発行によつて調達される事になつていた。此の目的の為に銀行制度の改革により中央銀行は経済活動に対する統制権を賦与されており、全金融機関に対する統制を通じて必要な融資が可能となつてゐる。政府が必要な資金は従つて、ボンド及ドルでの外国為替保有額、貿易促進協会を通じて政府が独占している輸出面での商業活動より得た利潤、中央銀行が行う諸操作、工業信用銀行からの融資、国有及州有企業の収益及準備金、政府が行う再保険から得る利益から得られる。

### 5、五ヶ年計画の遂行

五ヶ年計画がどの程度に遂行されたかについて包括的な報告が行われていない様である。従つて極く部分的にしかその遂行率が判明しているものを挙げる事が出来ない。尚その遂行に當つて生じた問題も部分的にしか判明しない。五ヶ年計画中の工業化に關するものに限定してみれば大体次の通りである。

動力開発、電力生産量は五ヶ年間に一一億四二百万キロワット時増大している。一九五二年末の設備能力は一五〇万キロワットと推定され、一九四六年よりほと二〇万キロワット増大している。この中十萬六千キロワットはブエノスアイレス州の私企業によつて供給され残余が五ヶ年計画によつて建設された発

アルゼンチンにおける工業化

電所によつて供給されたものと見られている<sup>(4)</sup>。即ち約九万四千

(表15) 電力生産  
(一般工場内での生産を含まず)

	百万キロワット時	年間増加率(%)
1947	3,576	9.6
1948	3,911	9.4
1949	4,121	5.4
1950	4,430	7.5
1951	4,718	6.5

(Source) Sintesis Estadística Mensual

キロワットが第一次五ヶ年計画による増大量で、予定された百九万五千キロワットを遙かに下廻るものである。

増大する電力需要を発電所によつて満す事が出来ぬので各工場が自家発電装置を設けており一九五一年末の自家発電を含む総発電量は五五億キロワットである。又この中水力発電は僅か二

・七%にしか当らない事は、水力電気開発によつて動力不足を補おうとした計画の不成功を示している。

註(4)(5) U. N. E. C. L. A. Economic Survey of Latin America 1951-2, p. 208.

石油生産目標は国有事業の YPF のみで三五七、五万立方メートルであったが、一九五一年の実際生産量は二九五、一万立方メートル・六%の達成率を示している。しかし私企業を含む国内生産は、私企業の生産量減少のため、全体としては四〇、九万立方メートルの増大を見たに過ぎない。尚石油精製量は一九四三年を一一〇〇とする指数において一九四七年の一一九・三から一九五一

アルゼンチンにおける工業化

年には一七〇・九%迄増大している。

石炭及植物性燃料の開発がどの程度進行したか不明である。

アルゼンチンの動力消費量は電力に換算して計画開始時の一九〇億キロワット時が一九五一年には約二六三億キロワット時に増大しているが、その間に国内産出動力源の総消費量中に占める比率が減少している(表十七)この消費量推定は植物性燃料及天然ガスを含まないで若干の相異はあるにしても国内消費量増大に比例的に動力生産が増大しなかつた事は明らかである。殊に消費動力構成をみれば石油が総消費量の八二・八八%を占め、水力電気は1%以下に過ぎずしかもその比率は年々減少して来ている。かゝる事情より判断すれば涸渇し易い石油及石炭利用から水力発電開発に重点を置き又燃料輸入を減少せしめんとした五ヶ年計画の目的は達成されなかつたものと考えられる。五ヶ年間に全工業生産は若干の増大をみた。即ち一九四三年を一〇〇とする工業生産指数は全工業では一九四七年の一四三・五から一九五一年の一五〇・八に増大している。概して計画期間の五年間に各業種の生産量は増大しているが殊に石油精製、ゴム、金属電気機器に於てはその生産増大は著しい。しかしながら耐久財の生産指数は減少している之は車輛及機械生産の著しい生産減少に基くものである。

又殆ど全業種を通じて一九四九年の生産指数はその前年より低く、生産の一般的な増大傾向が此の年に攪乱された事が認められる。

(表17) アルゼンチン動力消費

	総消費量 (百万キロワット時)	年間増加率 (%)	消費構成 (%)			消費量中に占める国内生産量比率 (%)
			水力電気	石炭	石油及石油精製物	
1947	19,026	9.7	0.9	12.0	87.1	41.9
1948	23,098	21.4	0.9	17.1	82.0	36.8
1949	20,296	-12.1	0.8	12.3	86.9	40.4
1950	23,365	15.1	0.7	11.3	88.0	36.3
1951	26,282	12.5	0.6	14.7	84.7	33.5

(Source) E. C. L. A. Economic Survey of Latin America 1951-2. p. 207

(註) 総消費量は植物性燃料及天然ガスを含まない。

(表16) 原油産出量 (千立方メートル)

	Y P F	私企業	計
1947	2,426	1,048	3,474
1948	2,646	1,046	3,692
1949	2,580	1,011	3,591
1950	2,755	975	3,730
1951	2,951	932	3,883

(Source) Sintesis Estadística Mensual

五ヶ年計画中で具体的な生産達成目標額を挙げているものの中、政府統計により五一年度の生産量が判明するものを表出したが、もとよりこの様な部分的な結果から工業に関する計画の成果を云々することは出来ない。

しかし五ヶ年計画立案に当つて此の国の経済構造を無視した事が計画遂行の阻害因と

(表18) 工業生産指数

(1943=100)

アルゼンチンにおける工業化

	1947	1948	1949	1950	1951
全工業	143.5	146.2	141.8	146.7	150.8
抽出工業	88.3	88.2	85.3	86.8	91.5
製造工業	148.4	150.3	144.8	149.2	152.9
耐久財	187.1	179.6	162.3	165.9	177.2
非耐久財	131.7	137.5	137.2	141.9	142.3
食料	114.3	108.4	109.6	112.1	108.1
繊維	136.8	151.1	157.1	152.7	151.4
紙及板紙	114.1	120.8	118.3	136.1	148.8
印刷出版	144.2	155.9	144.1	164.5	140.0
化学製品	124.8	123.2	122.9	134.9	139.8
石油精製	119.3	138.3	139.1	172.3	170.9
ゴム	618.4	600.4	539.1	496.5	710.7
皮革	103.8	111.8	102.9	103.3	100.3
石材, セメント, ガラス	124.9	124.8	131.5	138.7	135.8
金属(機械を除く)	180.4	198.4	201.2	215.5	226.5
車両及機械(電気機器を除く)	233.6	186.2	139.4	128.2	147.1
電気機器	193.9	272.2	275.9	316.3	353.8

(Source) Sintesis Estadística Mensual

(表19) 品目別計画達成率

品目	目標額 (トン)	1951年度生産量 (トン)	計画達成率 (%)
綿糸	80,000	91,322	114
人絹糸	8,000	7,450	93
印刷用紙其他紙	190,000	141,446	74
洗浄羊毛(千トン)	100	36.4	36
苛性ソーダ(千トン)	40	31.1	78
鉛	24,000	24,040	100
亜鉛	6,000	15,478	258
インゴット(千トン)	315	850	270

(Source) 目標額 Plan de Gobierno 1947 to 1951.

U. N.: Economic Development of Selected Countries p. 16.

生産額 Sintesis Estadística Mensual.

但し、此の統計では1951年度は、指数しか表出していないので、前年度の生産量及生産指数と比較して算出した。

インゴットは E. C. L. A. Economic Survey of Latin America 1953 p. 206.

なつた事情が次の事によつてうかがわれる。即ち農業生産の軽視及び経済循環にあつて減少したとは云え、依然重要な意義を有する外国貿易中に占める農産物輸出の重要性の無視である。

先に五ヶ年計画遂行に當つて農業牧畜業に殆どその發展策を講じなかつた事を見た。しかも農牧産物輸出は国営貿易機関 I A P I を通じて行われるのであるが、農産物買上価格と海外販売価格との開きは大きく、又設定された農産物買上価格は往々にして農業生産費をカバーせぬものであり、この為農業生産者の生産意欲を減退せしめる役割を果すと共に、海外販売価格は第二次大戦後の農業過剰生産傾向を無視した高価格であつたと伝えられる。<sup>6)</sup>

註(6) 外務省調査局第二課ラテンアメリカ主要国最近の経済情勢、昭和二五年、一一頁 尚買上価格が極めて低く設定されたものである事は、小麦のトン当り商業価格は一九四七年一月で三六五ペソであるのに政府の定めた基本公式価格は一七〇ペソ、玉蜀黍では夫々一八二ペソ及一四五ペソである。cf. U. N.: Industrial Development in Selected Countries 1947, p. 46.

かゝる事情のため農業生産の停滞及海外市场での農産物の販売縮少が発生する。五ヶ年計画遂行に当り必要とされる資本財の輸入は、戦時中に蓄積された金及外貨の保有額(一九四六年末で十七億二一九〇万ドル)及農産物輸出に依つて行われねばならぬが、輸出不振は予定された資金の獲得を困難とし、金及外貨の保有量を以て輸入を行わねばならなかつた。その結果、外債の償却及外国企業の買収と相俟つて一九四八年には金及外貨の保有量は六億六百万ドルに減少している。しかも保有外貨

は主として戦時中の農産物輸出に依り得たボンドであり、主としてアメリカ合衆国から輸入していた資本財輸入が困難となつて来た。資本財入手困難、労働力不足によるインフレにより五ヶ年計画の遂行は困難となり一九四九年には五ヶ年計画の再調整を行つている。

この意味において五ヶ年計画は此の国の最重要産業たる位置を失つていない農業牧畜業を犠牲としての工業發展計画であると共に、此の国の経済循環に當つて外国貿易が有する重要性を看過したものであつた。

一九四九年に実施された五ヶ年計画の再調整は急速な経済建設の結果生じたインフレーション抑制と共にかゝる農業軽視の欠点を修正せんが為に行われたものである。即ちアルゼンチン政府が一九四九年中頃に定めた新経済政策の基本方針の一つに、工業化第一主義を暫定的に棚上げにして五ヶ年計画実施以来等閑に附された傾向にある農業生産の増大を図る事、これがため I A P I の生産価格を是正して生産費の高騰に依つて低下した農業生産を増産の方向に戻すと共に、I A P I の輸出価格を引下げて農産物の輸出市場の拡充を図ることを定めている。<sup>7)</sup> 又一九五三年以降実施された第二次五ヶ年計画が重工業建設に重点を置きつつも農業生産拡大に努力するに至つたのも同様の動きと云えるであらう。

しかし農業生産の拡大、海外市场の拡充も世界的な農業の過剰生産傾向の中にあつて極めて難しく、五ヶ年計画に於てとられた工業化方式は問題が多い事を指摘しておかねばならない。

註(7) 外務省調査局第二課前掲書三四—七頁。

# 事業要録

## 専門委員会

### 一、アジア経済専門委員会

日本商品の市場として、また、原料の供給源として日本経済再建に重大なる意義をもつアジア諸国の経済情勢の理論的ならびに実証的研究を進めている当研究所アジア経済専門委員会は昭和二十五年九月十一日設立以来、研究報告会二十七回、研究成果の発展をみたるもの主要論文のみ三十数篇、叢書二冊を数え、中国経済情報（香港大公報紙、天津大公報紙、人民日報、台湾中央日報より取材、月一回発行）を刊行している。年報Ⅴ所載後の研究報告会は次の通りである。

#### 一、研究報告会

昭和二十九年十月十六日

Problems of Mapping Manufacturing in Japan

フルブライト交換教授

J・H・トンプソン氏

昭和二十九年十二月四日

事業要録

中共の政治経済事情について

今 富 正 己氏

昭和三十年七月四日

戦後西独の学界事情

慶応大学教授

山 本 登氏

### 二、中南米研究専門委員会

中南米諸国の政治経済情勢、移民問題などを研究する目的をもつて当研究所専門委員会の規定により、中南米研究専門委員会が、昭和二十六年十一月設立され、爾来研究報告会在伯邦人帰朝懇談会、駐日外交官、外務省、民間研究家を交え懇談会等の開催、研究成果刊行等を行つてきた。なお、神戸大学学生等の研究団体「南米研究会」を指導し南米研究第三号を発行せんとしている。年報Ⅴ所載後の研究報告会は次の通りである。

#### 一、研究報告会

昭和二十九年十二月二十日

ドメ・アッスーの胡椒栽培について

南拓貿易株式会社

白 井 牧 之 助氏

(報告要旨)

アマゾンで昔から日本人村といえはパラ州アカラ郡トゴ・アッスー植民地(旧名アカラ植民地)である。こゝは今から



昭和三十年六月十六日

## アルゼンチンの金融制度について

委員 藤田正寛

後進国、特に農業国であるアルゼンチンは急速に近代国家を形成しようとして嘗々たる歩みをつづけている。

ペロンによる一九四六年以後の独裁政権は最近に至つて動揺を見せつゝあると雖も、第一次、第二次五ヶ年計画の立案とその施行を通じて国内体制は前進を見せている。

アルゼンチンは永らくスペインの支配下に呻吟した關係上、通貨制度も金融制度も全く植民地的隷屬を強いられて来たのであり、二重通貨制と帝國主義的資本輸出の対象として一途に銀行制度も本国諸銀行の出先機関が横杆を把握していた。

抑々、後進国では中央集権的色彩が強く統制機能の強い行政機関が存在するのが常で金融制度を觀察しても（就中、銀行制度の実情は）（一）割引銀行たる職能をもつものを中央銀行とするもの、（二）総合銀行である特色をもつ中央銀行、（三）近代的中央銀行、（四）之等のどの分類にも属せず中央銀行のないものの四種に各国の実情を類別出来るがアルゼンチン中央銀行は一九三五年に、さきに同国を訪れて経済事情及び金融事

廿五年前鐘紡重役であつた福原八郎氏を社長とする南米拓植会社が開設した植民地で、現在ベレン市から直線距離にして南方へ一五〇キロ河航で十七・八時間（交通機関は船便）實際距離二〇〇キロの地点にあるジャングル内の日本人村である。開設当時は熱帯地開拓の経験に乏しく、また衛生施設や医薬にも不十分であつたため悪性マラリアで五十余名の犠牲者を出し、入植した二千六百人の植民者も大部分は気候のよい南伯に転住し、せつかく四百万円（戦前）の巨費を投じて造られた植民地に十年後は残存者四十家族という状態であつた。それが二十五年後の今日、在伯日本人植民地中最繁榮の植民地となり、昭和二十八年度は胡椒收穫価格の一家族平均は一千コントス（一コントスは千クルゼイロ、一クルゼイロは公定十九円四十五銭）に達した。現在七十家族（他に新移民七十家族）に達するトメ・アッサーの植民者は七、八町歩から十余町歩の土地を有し、コシヨウ栽培に従事している。栽培面積は二万町歩であり六十万町歩は未開墾の儘である。アマゾン中流で日本人が栽培しているジュート（コーヒー用袋の材料）がインド原産、この植民地の特産物コシヨウがマレー原産と日本人はこの二つの作物に成功して、アマゾン開発は必ずしも不可能でないということを実証したわけである。（以下略）（藤田記）

昭和三十年三月十日

## アルゼンチン經濟の總合報告

情を視察したケンメラ―使節団の勧告を基として設立され、一九四六年、ペロン政府の樹立という強力な統制時代に入ると共に国有化の方向へ一步を踏み出した。

アルゼンチン中央銀行は中央発券銀行であると共に所謂、全アルゼンチンの金融体系の中心であり総裁は大蔵大臣が之に当り大蔵次官が副総裁であるという国家の権力の絶大な背景をもつている。

アルゼンチンでは大蔵大臣が銀行の総本山であり産業銀行（国内開発の長期資金を供給する）や貿易促進機構や金融会社等の理事長や総裁を兼ねて居り、民間商業銀行の活動範囲はごく小規模に限定されている。近代的中央銀行の性格をもつアルゼンチン中央銀行はその理事会が最高の意思決定機関であり、すべて官選理事であるがその機構はアメリカの連邦準備理事会や日本銀行政策委員会に似ている。そして之は之等よりもつと強力で、ある面ではソ連のゴス・バンクの評議員会（ゴス・バンクの場合は評議員会の下部組織としてゴス・バンクの理事会があり前者は財務人民委員に直結）よりも権限が大である。

この外にアルゼンチンの金融を動かしているものに保険会社があり又、外国銀行の投資活動もあるが、この報告では特に中央銀行に限定して分析を行った。（諸統計略）

本報告以後の成果は国際経済研究年報Ⅵ所載の拙稿「アルゼンチンの金融制度」を参照。

昭和三十年七月十四日

## アルゼンチンの工業化について

委員 山本泰督

報告要旨（本号別掲資料アルゼンチン工業化について参照）

昭和三十年八月九日

## アルゼンチンの産業構造と貿易構造

委員 片野彦一

アルゼンチンにおける産業構造と貿易構造がどのように結びつけられているかを見るのがこの報告の第一の目的である。

産業構造はまず、その国の再生産の行われ方により決定される。この再生産の行われ方は、この国がどのようにして資本制に介入したか、そして現在どのような歴史的位位置にあるかと判れば明らかになる。ある国が資本制に介入すれば、この国は遅かれ早かれ、外国と貿易を始める。貿易の構造は、この国の産業構造の上に立つて規定されるが、更にそれを通して生産性を高めようとする、貿易構造により産業構造は規定される。これらの事情はアルゼンチンにおいてどのように発生しているだろうか。

最近数十年に渉る複雑な資料によつてさえ、アルゼンチンの産業構造及びその貿易構造その関連は次の如くみられる。

第一に、アルゼンチンの、第二次世界大戦前の産業構造は、農

業生産を中心とする低次軽工業で以て構成され、それに基く貿易構造は、農産物を中心とする輸出品に対し、低次軽工業用資材の輸入を行う。こゝではまだ、重工業建設の気運はみられない。

これに対し、第二次世界大戦後、特に、ペロン政権の確立後に行なわれた五ヶ年計画を契機として、重工業化（二次生産）への傾向が現われる。これに従つて、重工業建設の為の資材の輸入に重点がおかれるようになり、貿易構造は、この線に沿つて再編成されて来る。

（資料略）

昭和三十年十月三日

## ラテン・アメリカをめぐる

兼松株式会社社長 沖 豊 治

中南米諸国を旅行された帰朝報告であるが学界人や新聞人に見られない直截明快な現地の分析で感銘が深かつた。

ブラジルについては経済的情勢は困窮の度は日本以上で国民生活は日本よりも低位であり為替相場の如きは公定の一米ドルは一七クルゼイロであるに不拘、現実には一ドルは八〇クルゼイロであるのは輸出商品の対外競争力の劣弱性や農業国であることのみにあるのでなく政治の貧困に由来すると思われる。

在伯日本人移民の現状はその数は約四〇万人であり、成功者

は非常に多くブラジルの経済の重要な要素に迄、進出しているが戦争終結迄は所謂出稼移民の型に属する一世が中軸であつたが戦後は日本国内の事情（特に経済条件の悪化）に鑑み成功帰国という理想を放棄してブラジルに定住する方向に進んでいる。

さきにブラジル移民等の促進、所謂、国土の永久的進出という意味で政界、財界の推進により海外移住会社（米借款を主要資金とし日本の商社出資七〇〇万円、日本政府出資一億円）で設立されたのは国家的に事業進出を図ろうとする証拠であり、この円滑な進行のためにも日伯親善関係の永続性が昨年の大統領の更迭（親日家として著名）等、ブラジル国内の政局の変転により些か懸念されることは否定出来ない。

当ブラジルの経済界への邦人の実力向上にという面では南米銀行が中堅クラスにランクされ三菱系の小規模な銀行も活動しており、更にブラジル東京銀行が開店を見ている。

アルゼンチンに於いてはペロンの強力な独裁政治が崩壊したその原因は（一）極端な国粹主義の芸術（音楽、絵画、文学、放送、映画）や言論への強圧、（二）極端な有産階級への圧迫と労働者保護（日本以上の徹底的な農地改革を実施し土地は国家が無償没収、富豪等資産家住宅の労働者への開放、労働者への高級住宅の建設）（三）強力な輸入統制（徹底的な消費商品の輸入抑制）（四）国民の経済的消費生活の内容の統制（飲食店等に迄国粹主義的統制が及ぶ）（五）政治的独裁の深さは野党の存在はあるが法案提出権、政府政策の批判は禁止されていたこと（ソ連のゲ・ベ・ウ

式組織による政治家への圧力は想像を絶する)(六)更に最も大きい原因は南米に圧倒的宗教であるカトリックとの抗争である(将来国政と宗教を一切分離する改憲宣言、カトリック教徒及び神父追放、学校に於ける宗教教育の追放、私生子の認知と離婚を認める法の公布等が相次いでペロンの命令するところとなり故エヴァ夫人に聖者の称号をローマ法王庁へ申請して之を拒否されて以来はカソリックへの迫害は熾烈を加えた)等とあるが直接的にはカソリック教徒の中に多い革命分子と労働者の最低賃銀を二倍にする法令に不満をもつた軍部の合同勢力がペロンを遂に失脚させることになつたと見られる。

アルゼンチンの為替相場は公定が一ドル対五ペソであるが市中相場は二八ペソから二九ペソである。このことは強力な統制を布いていても(経済五カ年計画をもっているが)民衆の協力的なき政治の貧困と国策の貧困さが経済的劣弱を決定づけている。

尚アルゼンチンでは邦人の活躍も著しく東京銀行アルゼンチン支店が存在する。ペロン政府は日本に対しては貿易取引の上からも非常に好意的であつたので(ペロンは国内産業育成のためにも特に著目していた)勢い日本商社も多く、現地での販売戦は激烈である。ペロンの退陣により、その反動として日亜関係に小変化があるまいかを懸念している。

その他、ボリビア、チリー等についてはボリビアでは邦人は約三〇〇人で富士山よりも高いラパスで定住しているが人絹織布工場、靴下工場を営んでいる小森氏は名手領事であり日本人

のために万丈の気を吐いている。

ボリビアの為替相場は一ドルは一九〇クルゼイロであるが市中では二四五〇―三〇〇クルゼイロである。

チリーでは公定相場の半になつて居り(チリーでは殊に関心をひいたのはカソリック国であるのでその迫害者であるペロン打倒の気溢れ、ペロン政権を仮想敵国として軍事教練を実施中であつた)、ペロンのみが公定相場たる一ドル・一九ペソを維持しているに過ぎない。

之を要するにラテン諸国は均しく政治の貧困さと国策の貧困さにより経済的困窮が見られ、或はインフレ(ブラジル、アルゼンチン)となつて現れ、或は為替相場の劣勢(ボリビア)となつて現れていて、ここに盲点が存在し外国資本の投入の意義があると云わねばならない。

尚、ドイツ人、スペイン人等の海外進出は愛国心を伴うものがあり、むしろ之を基としているが(移民地には必ず彼等自身の教育機関あり又言語も母国語を重んずる)邦人の場合は、この点遺憾の点のあるのは重要なことである。(藤田記)

## 部門研究会

### 一、神戸貿易研究会

神戸貿易研究会は学界と業界の知識の交流により我国貿易の振興策樹立の目的をもつて当研究所長柴田銀次郎主査となり昭和二十六年四月神戸商工会議所において結成されたもので爾来毎月一回定期研究会を開き、回を重ねること三十回を数え会員も増し、いよいよ活潑に発展しつつある。年報V所載後の研究会報告会および報告要旨は次の通りである。

第二十七回（昭和二十九年十二月十七日）

### 我が國とビルマとの經濟協力に關する諸協定について

神戸大学經濟経営研究所助手

藤田正寛

ビルマに対する平和条約に並んで賠償及び經濟協力協定は一九五四年十二月五日ラングーンで調印されたが平和条約は大抵インドと日本の平和条約にかたどつて作られ（それは兩國共サンフランシスコ平和条約を不満として平和會議に参加しなかつた国であるからである）ているがビルマは戦火の下に大きな損害を蒙つた

だけにインド平和条約が無賠償、在印日本財産の返還を規定しているのに対し、ビルマ平和条約は賠償と在ビルマ日本財産の没収を定めている点が相違である。

この賠償規定は「日本の存立可能な經濟」を破壊しないというような点でサンフランシスコ平和条約第十四条と全く同じであるが生産物も提供する点ではサンフランシスコ条約の役務賠償の原則をふみ越えている。このことは賠償請求国たるビルマの強い要求に日本が譲歩したからである。

その他、著しいことはインドとの平和条約と違つている点であるが、それは第三条の通商航海条約に關する条項で、インド及びサンフランシスコの平和条約は通商航海条約を結ぶ迄の暫定的な最惠国待遇の規定を設けているがビルマはその暫定規定の全面的削除を要求し日本も之を譲つた形である。

今回のビルマとの協定で本来、賠償と全然異質の經濟協力が一個の協定に入れられた点は大きな特色である。

それは經濟協力、換言すれば日本、ビルマ合弁会社への日本の投資は民間同士のことであり、しかも将来返済される筈のものである。之は賠償額についての日本とビルマの要求を調整させるためのクッションの役割をもつものである。ビルマでは二億ドルの賠償以外に五千万ドルの日本資本を導入すればそれだけ今進められている国家建設經濟計画（ピラウタ計画）が進捗するのでビルマの得る利益は膨脹するし、一方日本としては純支出を二億ドルに止めという効果がある訳である。

尚、日本ビルマ合併事業に於ける日本の出資分は全資本の四〇%以下でビルマ側が残りの六〇%を出せぬ場合は日本側は経済協力として提供する年額十八億円(五百万ドル)のうちから七億二千万円(二百万ドル)をビルマに貸付けビルマがそれで日本から資本財を買い所定の六〇%にした上で合併事業が開始されることが定められている。

このように賠償二億ドル(十年払いで年払二千万ドルで日本人の役務及び日本の出産物で支払う)、経済協力五千万ドル(十年払いで年払五百万ドルで日本人の役務及び日本の生産物で支払う)計二億五千万ドルが決定されているがここで問題として提起したいのは次の諸点である。即ち

(一) 民間との合併事業といつても現在のデフレ下の日本では民間企業に投資する余裕のある会社は少いのでこの資金は勢い輸出銀行から民間に融資する方針で、輸出入銀行の現在の資金では賄い切れず増資をするより外に手はなく特別に予算を作つて増資するとなると現行の黒字財政を破ることになるので輸銀では資金を米国の余剰農産物の円資金の借入により賄おうとしているが之亦難しいことで波及するところ大である。

(二) 経済協力の支出をするとこの外にインドネシア、フィリッピンの賠償も加わり明年度からは現在の平和關係処理費一五〇億円は段々膨脹する傾向を辿り、果てはインフレ原因となることは必之である。

第一次大戦の後の賠償は所謂先進国相互間のものであつたが今次大戦後の賠償は所謂中進国が先進国と後進国(特に後者へのウェイト強)に対するものである点に特徴がある。

## 第二十八回 (昭和三十年六月七日)

### 中國の經濟建設に關する諸問題

神戸市立外国語大学教授

久重 福三郎

この報告は、中国における經濟建設の中軸である工業建設が、重工業建設に重点をおきながら、どのように進展しているかを見るのが目的である。

その為にとられる視点は、(1)資材面、(2)技術面、及び(3)消費財生産部門の三つである。

#### (1) 資材面

生産財の資本主義国よりの輸入は、朝鮮動亂の開始を契機として制限され(戰略物資輸入の断絶)、その後は、ソ同盟を主とする社会主義諸国よりの輸入に重点が移動しつゝあることが第一に認められる。その内、ソ同盟よりの輸入の九五%以上は工業建設資材で占められている。この輸入は、一部はソ同盟よりの借款により、残りはバーターにより賄なわれている。このバーター輸出の品目内容は主として農産物及び特殊非鉄金属である。ところで、この貿易に當つては、ソ同盟側における中国品に対する需要限度のあること、及びソ同盟の生産資材が規格品であることに因る買付上の困難、等の制約がみられる。

#### (2) 技術面

五億八千万の人口をかゝえる中国も、その大部分は農村人口

であつて、肉体労働は多く得られるが、頭脳労働は人口に比して僅少であり、その補充には種々の努力が試みられている。その対策としては、教育の普及、実習、外国への委託教育、等々の方法がとられている。

(3) 消費財生産部門

産業の中心として特に重工業を推進している中国においては、軽工業は重工業に比べると遙かに遅れた発展段階にある。絶対水準において消費財の生産も上昇してはいるが、それ以上に都市・農村の購買力が上昇しているために常に不足状態が続けられている。これは、消費財の価格を騰起せしめ、インフレを導く。従つて、これより、資本主義勢力が再び擡頭するのではなかと危惧されている。

以上三点よりみても判るように、中国の経済建設は、まだ前途に多くの困難をもつている。その打開の一助として、(1)資本主義諸国よりの輸入の促進、及び(2)友好国よりの輸入の促進が強く望まれる。(片野記)

第二十九回 (昭和三十年七月二十五日)

自由港制度の原理と實際

神戸大学経済経営研究所教授

柴田銀次郎

自由港の設置された動機は歴史的に見ると次のようになる。

(一) 開港場の意味で設けられた自由港

自由港は十六世紀の中葉にイタリーのリヴォルノに設けられたのが歴史上最初のものであるというのが定説であるが、この時代の自由港はその港での積卸貨物に諸税を免除するということも一つの便益であつたけれども、免税の点よりは寧ろその港を一般の外国船及び外国人に開放するということが重大であつて、従つて近代に於ける自由港の設置の動機とは異り、「開港場」という意味の方が當つている。即ち、この時代には港を自由にすることは、開港場として指定し、自国民のみならず外国人にも自由に利用させることが重大な意義があつた。

(二) 近接港と競争する意味で設けられた自由港

或る港に自由港が設けられると、近接している港はその繁栄を奪われるから、競つて自由港たらんことを希望し、領主から自由港たる指定を得た時代があつた。イタリー、スペインなどはその港の殆ど全部に自由港たる資格を与えた。

(三) 十九世紀の初頭に国家統一の気運に乗じ、自由市は解体されたが、自由市の特権であつた港に於ける関税免除の点だけを残して、自然に出来上つた自由港。

ドイツのハンザ諸港やイタリーのレグホン、ゼノアなどの自由港はこれである。

(四) 高関税下に外国貿易を振興させるべく設けられた自由港  
これは仲継貿易の振興を目的としたものであつて、近世に於

ける自由港の多くはこれに属する。

(五) 自由貿易主義に基づいて設けられた自由港。

イギリスが十九世紀の半にその植民地に設けた自由港がこれに当る。本国は自由貿易制であるから特に自由港を設ける必要がない。しかし、遠隔の地にある植民地であつて、高関税である外国の領土に接続している地域にある場合には、その港又は植民地全体を自由港又は自由地域として維持することが、本国の自由貿易政策に合致する所以でもあり、その植民地の福祉及び繁栄ともなる。尤も、これには対外政略上の理由も加わつていたけれども。ホンコン、シンガポール、アデンなどはこれである。

(六) 政治的理由から国際的中立地帯の意味で設けられた自由港

国際的紛争の種になるような港や地域を数カ国の条約により中立地帯として一般開放する意味で設けられた自由港であつて、サロニカ、トリエステ、大連などはこれに属する。

## 二

世界に現存する自由港はその数凡そ八十であるが、これが持つている自由性はそれぞれの規則によつて著しく異つてゐる。これを系統的に分類すると次の六種となる。

(一) 周囲を遮断して関税を免除し、且つ簡単な処理作業だけを許している自由港

ドイツの自由地域、メキシコ以外の自由地域、イタリーの公

共倉庫、スペインの自由倉庫、ステチン自由港などがこれに属する。

(二) 右の上に更に、貨物の搬出入、蔵置に対し税関の監督がなく、且つ貨物に対し、仕分、組合せ、改装、ラベル貼付等の簡単な処理の外に、混合、混和、品名を変えない程度の加工を許す自由港

自由港区、ハンブルグ以外のドイツの自由港地域、旧法によるアメリカ外国貿易地帯など。

(三) 右の上に、製造工業を許す自由港

コーペンハーゲン自由港がこれに属する。

(四) 右の上に、商品展示を許し、見本市場の設置を許す自由港

ハンブルグ自由港、アメリカ外国貿易地帯、メキシコの自由港などがこれに属する。

(五) 出入船舶に対し関税港と區別して或る程度の自由を許し、公安衛生の立場からする以外の監督を行わず、又港税を免除する自由港

この種の自由港はコーペンハーゲン自由港だけである。

(六) 周囲を遮断することなく、港と市街との連絡が自由であつて、しかも(一)―(四)各項の自由性を認めている自由港

ドイツの免税地域、ホンコンなどの自由貿易港、メキシコの自由地帯などがこれに属する。



三

自由港の歴史的発展段階から考え、又世界に現存する自由港の活動状態から考えて、現代に於ける自由港は次のような五つの経済的機能を持つていえる。

- (一) 仲継貿易及び再輸出貿易の振興施設としての機能  
再輸出貿易振興施設としての意義はホンコン、シンガポール等のような所謂自由貿易港に関する機能である。
- (二) 外国産物資を以つてする加工製造工業地帯としての機能

(三) 国際商品市場としての機能

商品の展示と取引とを許せば市場が形成される。ニューヨーク外国貿易地帯やハンブルグ自由港は現にこの機能を果しつつある。

(四) 貿易船の誘致施設としての機能

外国品の積卸、蔵置、引取に特典が与えられているから、自ら貿易船を誘致することになるけれども、この上に入港、碇泊につき関税港よりも優遇している自由港では一層にこの機能を發揮出来る。

(五) 国際経済上の中立地帯としての機能

陸揚地に政治及び経済的不安定がある場合や一九三〇年頃から世界的風潮となつてゐる為替統制、輸入の数量的制限に対処して輸出促進と輸入の待機とのために自由港を利用することは賢明である。今次大戦中のニューヨーク外国貿易地帯の繁昌や、

ホンコンの繁栄などはこの機能によるものである。

この(五)の機能を世界的に十分に生かすことは、その自由港を持つ国の問題というよりは国際的問題であつて、このため自由港は国際的存在であるべきだといえる。その上、自由港をしてその所屬国の支配から離して、完全に国際的中立地帯とするならば、国家間の紛争にも巻き込まれず、独善的な国内法にも拘束されず、世界の福祉のために偉大なる機能を果し得るところとなる。自由港の将来に於ける意義はかゝるところに認めべきであらう。

第三十回 (昭和三十年九月二十七日)

貿易用語について

神戸市立外国語大学講師

中井省三

貿易用語 (Trade Terms) に関する従来の研究は FOB、CIF に集中し、この方面に関する研究は十分尽されているが、Ex Ship 又は Delivered Terms の研究は極めて不十分であり、又在来の貿易用語に関する研究は国際統一的な規則を基礎とする公式論的な説明に止まり現実の貿易取引より生じた特殊な慣習を無視する嫌いがあつた。

従来 CIF 系を別として Ex Terms, Franco (Free) Terms に依つて貿易用語を分類しようとする動きがあるが、これは二

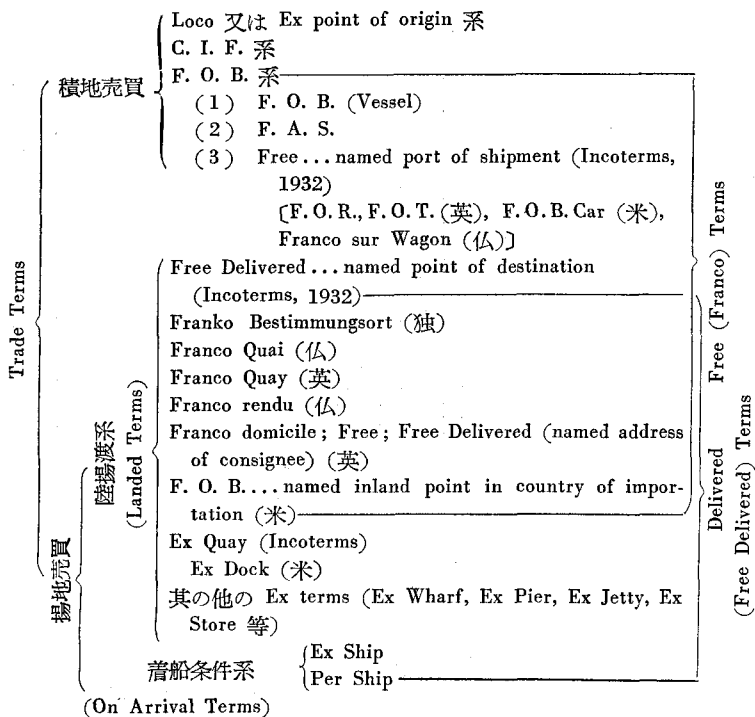
者の関係差異を明確にしなかつた所から生じた臆見である。元来 ex と free とは同一の Terms の楯の半面を各々表したものに過ぎない。即ち契約品の受渡しに關して売主と買主との責任の分岐点を設けて、そこから売主が買主に引渡すとの観点から Ex Terms が生じ、同時にこの分岐点を以て費用分担の限界とし、売主はそれ迄の費用を売買値段中に含めておく事とし、従つて買主はそれ迄の費用が一切 free であると定めた事から Free Terms の用語が生じた。受渡場所が原点 (Loco) と終点 (terminal) との間で異なるにつれて、各種の Ex Terms とそれに対応する Free Terms がある。例えば Franco Quay と Incoterms における Ex Quay (duty paid) とは事実上同一内容であり、また Ex Ship と Free over Ship's side と同一である。従つて Ex 系と Franco 系による分類は意味がないばかりでなく、却つて混乱を招く恐れがある。

現在 Delivered Terms による取引を具現せる主要文献である Incorporated Oil Seed Association の契約書式の分析を行えば、Ex Ship Terms は Delivered Terms の基本的典型的な形態である事が判明する。Ex Ship が当然の Arrival Terms であるか否かにつき異論があるが、現代の Ex Ship 契約では船積告知の特約が定例となつていたので実際には問題とならない。

又通俗に云う Franco Terms は一般に Hooper & Graham の俗説を受継ぎ、買主の工場、店舗又は倉庫迄持込む事を条件とする如く考えられていたが、輸入品の国内取引でない限り必ず

事業要録

しもその如く限定されておらず、要はその売買契約に依り定められた仕向地における指定場所が約定品の引渡場所である。また従来 Franco Terms 即ち Delivered Terms とし、これを漠然と Free Delivered Terms と称していたようであるが正しくない。いま Trade Terms を積地売買と揚地売買に分ち、



その内容を表解すれば右の如くなる。

(山本記)

## 二、金融研究会

金融研究会はその前身たる神戸経済大学経済研究所金融調査室研究報告会を引継ぎ新庄教授主査となり金融問題を理論と實際の両方面から研究する目的をもつて再発足したものである。研究会員は神戸大学金融関係教官を中心とした学界側と京阪神地方に本店を有する銀行調査部関係の人々を集めた業界側とより成り立っている。

昭和二十二年四月以来毎月定期研究会を開催しているが、昭和二十九年九月以降の研究報告題目および要旨は次の通りである。

### 第五十九回 (昭和二十九年九月二十七日)

#### アメリカ銀行業に於ける

#### 貸付取引の實情について

神戸銀行

佐野 幸 政

さきに、渡米の上、米国の商業銀行事情について詳しく視察の上、帰朝され、池田氏と共にこの研究会に於いて米国の商業銀行の機能について報告されたが今回は商業銀行の貸付について特に member bank の事業貸付について説明があつた。

一九四六年十一月二十日に於ける加盟銀行の証券による貸付

についての表示が出されたが非保証貸付の量は、七三億二二〇万ドル、(五五・三%) 貸付の数は二三万九〇〇〇(三五・六%)、保証貸付量は五七億九九〇〇万ドル(四三・八%)、数は四二万(六一・一%)、何等報告のない貸付は量に於いて一億一六〇〇万ドル(〇・九%)、数は二万二〇〇〇となつて居る。之の詳しい内容は保証貸付では資産 (inventories) 貸付が最大で量的には一一億九五〇〇万ドル(二〇・六%)にのぼるに不拘、その貸付数は三万五〇〇〇(八・六%)となつており株券、債券、抵当貸付(米政府証券、上場株)が一〇億七五〇〇万ドル(一八・五%)でその数が四万六〇〇〇(一一・三%)で以下、不動産貸付、設備貸付(貸付数が非常に多いため一口当りの貸付費は従つて小)連帯保証貸付、その他種々の倉庫貸付がある。保証貸付の特異なものとしては各銀行の受取勘定、生命保険証書、クレーム等があげられているが米国の金融市場に於ける投資が大企業優先であることはほとんどこの一つの例を以つても窺うことが出来る。

市中銀行には専門化が著るしく例えば化学工業銀行がある。

この銀行の貸付総量は三億ドルで条件貸一億七五〇〇万ドル、要求貸付二二〇〇万ドル、手形割引七九〇〇万ドル、コール・ローン六百万ドル、ブローカーによる条件貸付二〇〇万ドル、となつて居り商品貸付 (commodity loan) は一五〇〇万ドルという実情である。

因みに貸付の場合の証券のマージンであるが米國財務省のも

のは五% (但し長期の場合は一〇%) であるが以下、U. S. Treasury Certificates and Notes 一〇%、Good grade Municipal Bonds 一〇—一五%、other Municipals Bonds 一五%、Good grade Listed Bonds 一五%、Inactive Stocks and Low grade Bonds 四〇—五〇%、out-of-town Bank Stocks 五〇—一〇〇%、Good Listed Stocks (but undiversified) 五〇—一〇〇% となつてゐる。

船舶に対する貸付は例へばノルウェーの会社になされ保証人は Den Norske Creditbank であり、チリ硝石金融はチリ硝石販売会社が借入人で Guarantee Trust Co., National City Bank of N. Y., Chase National Bank of N. Y. City, Manufacturers Trust Co., Chemical Bank が協調融資をしてその供給資金量は二〇〇〇万ドル迄で担保は B/L 及 L/C である。

更に国防生産のための特別貸付も市中銀行が担つてゐるが (National City Bank of N. Y., Chase National Bank City of N. Y., Manufacturer Trust Co., Guarantee Trust Co., Irving Trust Co., Bankers Trust Co., Chemical Bank, Henry Shufolder Banking Corp., J. P. Morgan Co., N. Y. Trust Co.) 保証人は米海軍省で (一〇〇%保証) 銀行以外の融資機関としてフィラデルフィア連動準備銀行が政府の代理機関としての役割をしてこの場合は四〇〇〇万ドル迄、海軍省が金額保証で金利  $1\frac{3}{4}$ % 以下である。

産業貸付 (主として車輛貸付) は Wabush 鉄道線路会社が借入人で製造人は Vullman Standard Car Manufacturing Co., で車

輛が銀行の所有となり利率は三・二五%である。

又売掛債権貸付の形式もあり之は一種の回転基金で利率は三・六%であるが、この外には生命保険貸付がある。之はマーヂンが  $\frac{1}{3}$  33% で保険証券担保の金利三・一一%の個人金融である。米国の保険会社は契約者に貸付もするということが知られる。

このような銀行の貸付の種類がある上にこの貸付には申込証その他複雑な書式による必要書類が交されねばならないことも金融制度の老大化と共に必要となるのである。尚、本報告の詳細は参考の書式や統計が中心であるが之等は紙幅の都合上、省略した。(藤田記)

第六十回 (昭和二十九年十二月七日)

## 明治初期のわが國金融制度

神戸大学 大野喜久之輔

本報告は共同研究「日本における資本制経済の発達と貨幣金融制度の発達との相关性に関する歴史的・実証的研究」のうち明治維新より日本銀行設立に至るまでを第一期となして担当せる研究の中間報告である。

この期の金融制度は、明治絶対主義政權が、世界情勢におされてわが国における資本主義的發展を温室的に助長し、高度に発達した資本主義をわが国に導入・移植するための資本の保護政策の一環として創設・展開されたものとして特徴づけられること

ができる。

(一) 絶対主義政権そのものの確立のために。

幕藩体制を崩壊せしめ、資本制的発展のためのより自由な地盤を切り拓く、しかも上から行うためには、幕末に成熟してきた革命的勢力を尊王攘夷の旗印のもとに巧みに結集し到用することが必要であつたが、このことは維新政権がある時には武断的に強行な措置を講ずると共に、またある時は柔軟な政策を講ずることによつて可能となつた。強行策をとるにしても柔軟策をとるにしても、維新政府の成立の当初から最も困難な問題はその財政的基礎の問題であつた。すでに大政奉還がなされたとはいへ、維新政府は租税調達の機構をその手に握つていなかつた。三岡八郎の建議を容れて政府紙幣を發行するようになったのは明治元年（一八六八年）潤四月のことである。政府紙幣は安易な方法として五年末までに約七千三百三十三万円發行され、それが初期の最大の財源として維新政府の確立のために果たしたところは大きい。同時にそれはインフレーションによる物価騰貴・貿易逆調・貴金属流出をもたらし、わが国本位制度確立のために困難な問題——紙幣整理を残した。

紙幣發行とならんで前期的商業資本・高利貸資本からの借入金金の制度があげられる。二年末までに約四百九十五万円。この制度により三井組・小野組等と政府との結びつきが親密になつてゆく。（なお東洋銀行などを通じての外国債の發行もあるがここでは省く）

(二) 前期的殖産興業政策の一環として。

通商会社を設立して（二年）全国の物産交流ならびに外国貿易をさかんならしめようと、それに金融すべく、政府は貸下金の援助を与えて為替会社を設立せしめた（二年）。しかるに通商会社は流通過程の担当者たるに止まり生産過程の資本主義化という本来の資本家的政策によつてやがてとつて替られるべきものであつた。為替会社はこの通商会社と運命を共にし、一時隆盛の兆しはあつたが、監督庁たる通商司の廃止（四年）により保護政策の庇護がなくなつては事業振わず、殆んどが解社となり、僅かに横浜為替会社のみが国立銀行へ転生した。

(三) 商業・高利貸資本、地主が産業資本に転化するために。  
国立銀行、官營事業、官業払下、西南インフレーション（十一—四年）、松方デフレーション（十五—八年）。

国立銀行条例公布（五年）の主なる意図は紙幣整理にあつたというべきであるが、国立銀行設立に當つた發起人の顔ぶれは主として商業・高利貸資本家・地主であり、紙幣整理と一石二鳥で彼らを近代の銀行資本家に仕立てようとしたことは明らかである。だが、この時期の国立銀行は生産過程の全面的な資本主義化に立脚していなかつたため、近代の銀行として發展してゆくべき地盤をもつていなかつた。加うるに、政府紙幣の増発があり貴金属の流出にあつて、国立銀行は経営上の危機に直面している（八一—九年）。

維新政府は直接先進資本主義国の生産方法を導入することに

手をつけている。その主なものの一は権力機構を裏付けるべき兵器生産、造船を中心とする重工業であり、一は紡績、織物業である。いずれも幕府がすでに着手したものの接収・継承であり拡大強化であるか、各藩でおこなわれていた近代化政策の藩閥政府における集中的表現である。これらの工場では外人技師が指導して、近代的労働者としての規律を技術と共に労働者に習得せしめた。デフレ政策と平行しておこなわれた官業払下は、わが国の産業資本確立のための直接の前段階をなしている。

(四) 半封建的地主制を温存・助長するために。

地租改正(六年)。西南インフレ、松方デフレ。

土地に対する近代的な所有権を認めながらも、封建賃租にも等しい地租を課し、更に寄生地主制を全面的に容認したばかりでなく、西南インフレを通じて寄生地主に大きな利益を与えた。また、松方デフレは大土地所有者の土地兼併を促進した。

(五) 士族の解体。

士農工商の身分の廃止、家祿制度の徹廃と同時に、士族に対して秩祿公債・金祿公債を交付し、身分関係を貨幣的關係でおきかえたが、交付金額には上下の隔り甚だしく、加うるに西南インフレにより下層士族の没落は早められ、彼らは小作人・賃労働者となった。また、上層に対しては巨額の公債の価格下落を防ぐため、国立銀行条例の正貨準備の項を廃して紙幣準備にし、銀行資本家になる道をひらいた。

(六) 産業資本確立のために。

## 事業要録

明治初年以來、一方では政府紙幣・不換銀行券の発行を通じて、他方では政府自ら事業を興すことによつて、強行的に資本主義化の道をおし進めてきたが、それは半面インフレとなつて民間における資本制的發展の阻害要因ともなつた。官業の民間への払下げにより狭い基盤の上であるとはいえ産業資本の運動が起らねばならぬこととなつた。このため一方では紙幣整理の必要と、他方では従来までの政府の直接的保護主義にかわるに、銀行・財政を通じての間接的保護政策へと体制替えの必要が生じた。

紙幣整理を通じて一応銀本位制の確立にまでこぎつけると共に、銀行制度を中央集権的ならしめるため日本銀行を設立して(十五年) 兌換銀行券の制度を打立てた(十八年)。このように、この時期は産業資本確立の直接的段階をなす編成替えの時期であつたが、同時にそれは急激な物価下落にともなう下層農民層の没落、小作人・自由な賃労働者の強力な創出過程でもあつた。

(紙幅の都合上統計数字は省略しました)。

第六十一回 (昭和三十年四月二十六日)

## 明治中期の貨幣金融制度の發展について

神戸大学 藤田正寛

本報告は共同研究「日本に於ける資本制經濟の發展と貨幣、金融制

度の発達との相関性に関する歴史的・実証的研究」の年代分担の明治十五年より大正三年に至る部分の研究の一端である。

明治中期の日本資本主義の段階は官業払下げと地租改正を楨杵とする明治初期よりの産業資本の確立の時代に入るが日本資本主義の成立を明治二十二年八幡製鉄所の開業に求め、以後金本位制度が日清戦争の賠償金を基礎とする金本位制の確立と共に産業資本の形成は活潑化し遂に日露戦争を境として対外資本輸出が表面化しそのために特殊銀行が発足したのである。

(一) 産業資本の確立期では近代工業と銀行資本との関係の代表は紡績金融であつたが資本制経済の高度化時代になると電気事業金融が之に代つた。

電気事業金融に於いては固定資本の圧倒的地位、集積集中の高度化・銀行資本と産業資本との関係の一層緊密化、恒等化業々の事情の下に資本制経済高度化時代を特徴づける諸様相が集中的に表現された。

(二) 製絲業に於いても資本の集積集中と共に漸く或程度の「近代的産業金融」の様相が出て来た。

(三) 又織物業に於ける商業資本の金融制覇という前資本制の様相が衰退の機運に向つた。

(四) 農業では、その近代化は不十分で近代的農業金融は発達を見ていない。信用組合の発達は漸く著しいものがあつたが近代的生産に対応する近代的金融というよりも政府の支持奨励の下に協同主義により前資本制的金融の弊害の排除を或程度迄実現するという功績をもつていたに過ぎない。

このような事情の下にあつて(一)重工業部門(鉄等)へは直接に

国家資本が投下され、当初よりこの部門では政府及び少数財閥たる三井、三菱、住友、藤田、古河の諸社が独占。(二)軽工業部門へも銀行資本が投下され、紡績、洋紙、麦酒醸造業、精糖業、人造肥料の如き従来、我国に手工業として全然見られなかつたものや又はその発達の比較的不完全であつたものは割合、大規模の工場制生産方式をとつた。併し之等の企業は設立の当初から少数の企業に集中して発達した。工場制生産によつて経営されたので大部分は会社組織、特に株式会社組織で経営され之等の企業の大部分は激烈な外国商品との競争に直面したので、之等への資金調達には特に重要であつた。このためには民間銀行のみでは到底資金需要をみたすことは出来なかつたので、特別銀行による融資が必要であつた。外国商品と競争をせねばならなかつた関係から、之等の工業の大部分は発達のはじめからカルテル又はトラストという独占形態をとつた(製紙連合会は価格協定、労働者の使用、雇用協定をもち、紡績連合会は販路拡張、輸入抑制、職工対策の協定をもち、麦酒は三社でい立をやめて大日本麦酒株式会社を設立、製麻でも三社を合併して日本製麻株式会社を設立した)。

国立銀行は明治二十九年三月、国立銀行営業満期前特別処分法の公布により私立銀行に転換し、他方、明治九年の三井銀行設立後、著しく増加し種々雑多なものもあつたので明治二十三年銀行条例を制定し、先進国に於ける商業銀行の機能を担当させようとするものであつた。特に、この銀行条例の主眼とするところは不良金融業者の排除と信用の確実化による銀行の健全な発達と国立銀行の私立銀行への転化促進とにあつた。

産業革命を経過した日本経済は、工場制生産の急激な拡大近代産業の異常な発展となつて現れ、市場の需要を超過する生産力をもつようになり所謂過剰生産状態となつたが三十年には

その反動が襲来した。好況時に簇生した中小銀行はその信用を極度に利用し種々投機を行い、又「機関」銀行として一定の企業との結びつきを深めていたので、それだけ恐慌の発生は直ちに銀行の動揺の原因となり、銀行の損害は甚大であつた。併しこの場合は政府の公債買入れや勸業銀行の救済融資により一応危機を克服したのである。

併し以後三十三年に至り九州の地方銀行の破綻に、その端を發した銀行恐慌は全国的に深刻化し、政府は日本銀行の救済資金を放出して、その対策に苦慮したが銀行恐慌の幅は意外に広く中小銀行資本の立直りは至難となつた点から政府は小銀行資本の合併政策をとるに至つた。

ここに金融資本の系列化が實質的にはじまつたのであるが日露役後は機械生産の全面的成長と重工部門の確立と共に急速な生産及び資本の集中が伴なわねばならず、之に相應する金融組織の拡大が必要となり金融資本による産業支配が現実化したのである。その後、四十年の恐慌等の下降的段階を経る毎に大銀行への集中化が強まり所謂、金融寡頭支配は鞏固の度を加え財閥資本の確立（財閥銀行による日本經濟の征服—金融資本の絶対的支配と産業資本への癒着）となり巨大銀行の絶対力は国債整理（四十三年に五分利附公債を四分利附公債に借替える）の際にも威力を發揮し、シ団として引受をした。尚銀行恐慌によつて弱小銀行が整理されると必然的に庶民金融機関としての郵便貯金の意義は大となつた。

## 事業 焔 銀

之を要するに（一）明治中期では國民の個人の資本蓄積力は極めて貧弱であり、國民經濟は總體的に極めて永い間、資本不足に悩まねばならなかつたし（二）國民の大半は經濟知識に貧困で近代の經濟組織への理解は乏しく、（三）我國の資本制經濟の後進性から当初では産業、商業資金は共に予貯金の範圍では不足し、商業銀行は中央銀行の信用創造に依存していたが、中期以後は金融制度の整備確立により予金銀行と長期債券發行銀行との機能的区別が明らかになり、前者は商業金融を、後者は國家的な金融を担当するようになったのである。

國家的長期貸付金融機関としての初期の勸業銀行は明治中期の恐慌に際して救済融資を政府の命令の下に行い、その後は市街地担保金融を担当する不動産銀行として債券發行により資金を調達し、日本興業銀行は三十五年設立で純粹な重工業部門への長期金融機関であり、産業資本主義興隆へ向う日本資本主義の推進の強力な役割を演じ、帝國主義段階でも尚、有力に活動する。この際は対外資本輸出機関として朝鮮銀行、台灣銀行が植民地支配をかため、第一銀行、特に横浜正金銀行は為替専門金融機関として世界の主要地に店舗をもち日本の対外投資の直接的担当者としての活動にのみ従つたのである。（紙幅の都合上諸統計は省略した）



第六十二回（昭和三十年七月二十二日）

## 海運・造船金融について

神戸銀行調査部長 武本清 一

戦争によつて海運は保有船舶の量より見れば非常な打撃をうけ、戦後、復興金融金庫による選別融資や、傾斜生産方式による重点融資や見返資金による方式から最近の開発銀行や日本長期信用銀行等による国家の保護的融資により保有船舶も造船工業の牛歩乍ら本格的立直り（朝鮮動乱による特需ブームのもたらした造船景気は別として）から戦前最高の半分に迄漕ぎつけた。造船業の遅々たる復興の理由は

(一) 船舶所有者への戦災補償が現実には金部取消しとなつたことであるが抑々海運部門の自営は最近迄はGHQにより全面的に禁止されていたこと。

(二) 計画造船が国家施策の基本線であつたこと。

によるが現在は第十一次造船に入つている。戦後の計画造船は第一次―第四次は中小型船舶の建造、第五次以降は外航運航船舶の建造を目標としている。

この造船金融は国策を担つているので国家資金が重要性をもち見返資金、開銀のものは計一〇〇億で市中銀行は一〇五五億でその比は第四次迄は六対四、第五次―第九次迄は五対五、七次、八次は朝鮮事変の関係で非常なブームで四対六と国家資

金と市中銀行は主客その処を逆にし第十次は九対一と圧倒的に国家資金で賄われ第十一次は八対二と市銀の力は弱い。

最近では国内造船の外に造船輸出（一〇〇万トン）が表面化して来ている。過去はリンク制の形で造船輸出が行われていたが今日では正常化の方向をとつて来ている（輸出船の採算はトシ当り一三〇ドル、国内の場合は二〇〇―一九〇ドル程度である）。

次に金利は政府資金の場合は三分五厘、市中銀行の場合は五分となつてはいるが、ここで問題となるのは市銀は五分では採算がとれぬことである。一般貸出は現在は九分（市銀は日歩三分即ち一割一分迄認められている）であるから差引三分の利子補給が必要となり之は認められているが、この存廢をめぐつて議論は百出している。又配当制限は八分である。

輸出造船の場合は輸出入銀行の金利は四分であるが建造代金の受取は契約と同時に1-4、起工で1-4、進水で1-4、竣工と共に1-4である（上の場合は計画造船であるが輸出船の時はその割合は契約と共に一割、起工一割、進水一割五分、竣工一割五分、延払五割とされている）。

尚、海運業の現況を見るならば、一九五五年八月以降運賃はアメリカ航路は嘗つて六ドルを割つていたが一ドルで日米間の輸送ライン（小麦の場合）は原価―hire base 四ドル二〇セント、運賃は七ドル、利潤―charter base が二ドル七〇セントとなるが一万吨級（五四〇万トン）の場合、利潤一ドル五〇セントであるので今迄は十一ヶ月で赤字が約六〇〇〇万である

が十二ドルの運賃で計算すれば Hire base 四ドル二〇セント Charter base 五ドル九〇セントでその差益は一ドル七〇セントとなり六三〇万トンで十一ヶ月の運賃赤字は約七〇〇万となる。輸出船ではタンカーは一三〇ドル、貨物船一九〇ドルであるが十次の場合は契約トン当り一〇万円、原価七万円である。

海運業の経理の不健全は利子補給を中心として、かの造船疑獄迄発展したがそれは借入金の大と償却不足の累増によるものと云わねばならない。

第十一次計画にはもつとリアルな立場からの理解が基盤となることが是非必要である。

紙幅の都合上参考統計資料はすべて割愛の止むなきに至つた。

(藤田記)

執筆者紹介 (執筆順)

柴田 銀次郎……教授・経済経営研究所長・海事経済部門  
国際貿易部門

川田 富久雄……教授・国際貿易部門

佐々木 誠治……助教授・海事経済部門

藤田 正寛……助手・国際金融部門

片野 彦二……助手・国際貿易部門

山本 泰督……助手・海事経済部門

## R É S U M É

### **Transition in the American Commercial Policies**

The present paper is an attempt to present a brief survey of the transition of the foreign commercial policy of the United States.

The first part refers to the most-favored-nation clause in the commercial treaties between the United States and other countries and describes how and why the United States has insisted on the conditional most-favored-nation principle since 1778 when the United States concluded a commercial treaty with France, excepting the Fordney-McCumber Tariff Act in 1922 whereby the non-conditional most-favored-nation treaties were concluded with Brazil and Germany.

In the second part, the tariff policy of the United States is dealt with historically, presenting the circumstances and effects of every tariff act enacted hitherto. In particular, relating to the Hawley-Smoot Tariff Act, the circumstance of the enactment and its repercussion on the general international economic and political relations of the United States are explained in detail.

In the last part, the Reciprocal Trade Agreement Act of 1934 and its effect on the international economy are treated. As the result of the agreements with many countries the gradual reductions in the import duties have been made, and now the average rate has been lowered to a level in other principal countries in the world.

But a question is raised among the other countries why the United States still leaves the 1930 Tariff Act only dormant now that the tariff rate has been lowered generally by the reciprocal trade agreements, and they entertain misgivings that at some future time if the Trade Agreement Act be not extended by the Congress through a parliamentary whimsicality the 1930 Tariff Act would revive its power and high tariff rate would become effective again.

*Ginjiro Shibata*

*Professor and Director of the Research Institute  
for Economics and Business Administration,  
Kobe University*

### **A Study on the Economic Development of Argentina**

The economic development of Argentina since the last quarter of the nineteenth century may be divided by the world crisis of 1930's into two periods. The first is the period of outward growth, while the second is the period of inward growth.

During the first period, Argentina made rapid progress in every field of economic activities. The rapid expansion of railways made the fertile land accessible, where large numbers of immigrants developed agriculture, increasing exports rapidly. The inflow of foreign capital was also remarkable. Thus an undeveloped pastral community was transformed into an important agricultural country.

This rapid rate of growth, however, tended to slow down before the world crisis, and after the great depression the stagnation set in. During the 1930's, exports showed a diminishing trend for the first time. The terms of trade turned unfavourable. The capacity to import declined. The inflow of foreign capital decreased considerably. A policy of industrialization was adopted in order to maintain the equilibrium in the balance of payments. The industrialization of Argentina, which became evident at the end of the 1930's, continued to advance during the Second World War.

The development programs which have been put into practice since the end of the Second World War took up industrialization as one of the chief objectives. There are, however, many difficult problems standing in the way of industrial development. One of the most difficult problems is the shortage of fuel and power. Domestic production of coal is negligible, (about 120,000 tons in 1953). Petroleum produced in the country amounting to 3 million tons annually is only sufficient to meet 30 or 40% of the total demand. The hydro-electricity production is only less than 10% in the total production of electricity. More than 90% of electricity is supplied by the thermo-electric plants consuming imported fuels.

It is also noteworthy that the ambitious investment program for industrialization may be one of the chief causes of the present inflation and the disequilibrium in the international balance of payments in Argentina.

*Fukuo Kawata*  
*Professor of International Trade*  
*Kobe University*

### **A Study on the Several Groups of the "Shagaisen" (Tramps) and Their Development in Japan**

(1)

Since 1884 when the Osaka Shosen Kaisha was established, and 1885 when the Mitsubishi Kaisha and the Kyodo-unyu Kaisha merged themselves and started a company under the new name, "Nippon Yusen Kaisha", the Japanese shipping industry, especially the steamer-companies, have begun their progress toward the present prosperity. The N. Y. K. and the O. S. K. enjoyed the exclusive support and financial aid of the Japanese Government and came to be ranked at the highest among all the firms engaged in the shipping industry. In the ordinary books of history of the Japanese shipping, the development of these two companies are described as the development of Japanese shipping. However, there were already many other shipping firms when these two companies came into existence, and they increased in number and enlarged their scales in the succeeding years. Around the 25th year of Meiji (1892), the vessels of the two aforesaid companies came to be called "Shasen", and the vessels owned by these other firms were called "Shagaisen". Although the strength of their business is apt to be underestimated, the "Shagaisen" as a whole was

indeed powerful and important. They actually contributed to the development of Japanese shipping, and exercised a great influence in its development. And above all, their characteristic process of growth is worth studying.

Firstly it must be recognized that from the Middle of the Meiji era to the Second World War there had been a privileged class represented by the N. Y. K. and the O. S. K. on the one side and a non-privileged class represented by many owners of the "Shagaisen" on the other, and the competition between these two classes had always been the motivating power in the progress of Japanese shipping all through this period. Secondly, it must be emphasized that the "Shagaisen" developed themselves under this competitive process from private carrier to common (or public) carrier, which was quite a natural progress for the modern shipping industry. In this article the writer will chiefly try to consider the development of the "Shagaisen" from the latter standpoint.

The "Shagaisen" or their owners were actually composed of several groups. In the writer's opinion, they were composed of eight groups as:—

- 1) Kitamaesen Group.
- 2) Higaki and Taru Kaisen Group.
- 3) Kyushū and Setouchi Group.
- 4) Kanto Group. (including Hokkaido)
- 5) Zaibatsu Shosha Group. (the family trade combines)
- 6) General Traders Group.
- 7) Public (or Common) Carrier Group.
- 8) Others.

The writer selects some outstanding members, out of 1) 2) and 5) groups, and considers their beginnings and developments in the following manner:—

## (2) Kitamaesen Group

From around 1818, Kitamaesen group started their business by engaging in the service of transporting the marine products from Hokkaido to the Hokuriku area and then they furthered their service to the transportation of rice from Hokuriku to the Osaka area. The Kitamaesen had been one of the most outstanding shipping-interests in the early days and they took the leadership in the development of Shagaisen together with the shipping department of the Mitsui Bussan Kaisha. The owners of the Kitamaesen group have used the steamship prior to the owners of the Taru and Higaki Kaisen group, which started historically earlier than Kitamaesen and showed themselves pioneer of the most important development — the first liner business in this country — in the feudalistic economy, and excelled the latter in number of the steamers. Chief members in this group were Nisaburo Hiroumi, Shichihei Ooya, Yasaburo Hamanaka, Gonsaemon Ukon, Michihisa Baba, etc.

— The writer will explain in this article only how these ship-owners, of Kitamaesen origin, came to utilize the steamers and will not have space to treat their activity

and development any further, for it will be more exactly described in succeeding article.

### (3) Taru and Higaki Kaisen Group

The development of the steamship companies, which were led by the N. Y. K., gave a great impetus immediately and directly to the owners of the sailing-vessels, especially to the descendants of the Taru and Higaki Kaisen, which had long served in the route from Tokyo and Yokohama to Osaka and Kobe. In their transition from the old "Yamatobune" (Japanese type sailing-vessels) to the modern western type sailing vessels, they had somewhat changed their business structure from a private carrier to a semi-common carrier, as well as in the further progress from sailing vessels to steamers. But on the other hand these old shipowners stuck to their tradition and "good will," and still continued to use the sailing-vessels. Even when some of them began to use the steamers, they were engaged chiefly in the transportation of their own cargos ("Sake"-Japanese wine in Taru Kaisen). "Dainippon Domei Fuhansen Kumiai" and "Nada Seiko Kaisha", which were established as the passive method of self-protection against the invasion of the steamers, were the typical examples of the owners who persisted to use the sailing-vessels and "Sesshu Nada Shuka Kogyo Kaisha" (established in 1888) was the outstanding firm which carried "Sake" and other private cargos by their newly adopted steamers.

"Sesshu Nada Kogyo Kaisha" (the above mentioned "Sesshu Nada Shuka Kogyo Kaisha" changed its name one year later) and "Nada Seiko Kaisha" united themselves and started a company under the name of "Settsu Kogyo Kaisha" in 1897 and further changed its name to "Tatsuma Shokai" in 1903 and to "Tatsuma Kisen Goshi Kaisha" in 1910. In this process their business gradually developed toward the common carrier. The present "Shin Nihon Kisen Kaisha" is their descendant.

### (4) The Shipping department of the Mitsui Bussan Kaisha

The vessels, owned either by Mitsui or Mitsubishi, were sometimes called the "Jogaisen" which means the neutral position between "Shasen" and "Shagaisen". However, the "Shipping Department of the Mitsui Bussan Kaisha" was in every sense the center of Shagaisen circle. It took the most important leadership in the development of the Shagaisen and exercised a great influence on their growth, so that it was distinctly recognized as "Shagaisen" in the latter period. And in the process of their progress the Mitsui shipping developed from private carrier to common carrier. Since the reopening of the world wide liner services of the Japanese shipping after the world war II, the discussion has arisen as to whether or not the "Mitsui Steamship Company" is an industrial carrier. But after the analysis of its historical progress, it will be well understood, that the Mitsui Line had no longer remained as a private or industrial carrier. In this short essay, the writer will only endeavor to indicate with sufficient evidences how did the Shipping Department of the Mitsui

Bussan Kaisha progress toward “semi-common carrier” right at the end of World War I.

*Seiji Sasaki*

*Assistant Professor of Marine Economics*

*Kobe University*

### **The Banking System in Argentina**

The countries of Latin America as underdeveloped countries inherited their first monetary system from the former Spanish administration, gold and silver moneys circulated side by side, with the difficulties inherent in a bimetallic standard (so to speak, the double currency) until the end of the first half of the nineteenth century. After 1873, silver metal declined sharply in value, and most Latin American countries gradually discarded bimetalism in favor of the gold standard. Under both regimes, the regulation of the money supply was left, at least in principle, to the automatic mechanisms associated with the operations of national mints.

On the other hand, there developed, especially in the second half of the nineteenth century, a fiduciary circulation in the form of bank deposits and paper money, the latter was issued either by the treasury or by private banking institutions and would, in times of difficulty, be granted the privilege of inconvertibility. Such periods of inconvertible paper money usually ended with the institution of an exchange office — *caja, oficina, fond, or junta de conversion or de cambios*.

In favourable years, the exchange office followed the rules of the game religiously and expanded the domestic money supply through the purchase of foreign exchange balances. In an inflationary situation, the balance of payments would become strongly unfavorable, and ensuing sales of foreign exchange by the office would withdraw local currency from the public, enforcing a sharp deflation in monetary circulation.

However, the breaking point would then be reached, and the pressure of public opinion or of special groups, coupled with insufficient reserves in the exchange office, would lead to suspension of the system and a return to inconvertible paper.

Thus, the rigidity of the exchange office system of currency management finally led to its decline and to the adoption of central banking throughout most of Latin America. The central banks of Latin America, however, present the most diverse pattern from country to country, far more diverse than is the case, for example, on the European continent.

We may classify four types on their remarkable character.

- (a) The discount banks: Bolivia, Chile, Colombia, Ecuador, Peru, El Salvador, Venezuela.
- (b) Modern central banks: Argentina, Mexico.
- (c) The all-purpose banks: Guatemala, Paraguay, Haiti, Uruguay, Costa Rica,

Nicaragua.

(d) Absence of central banking : Brazil, Cuba, Panama, Dominican, Honduras.

In Argentina, there were many foreign banks since the days of Spanish dependency, and remarkable was the Anglo-American capital export or imperialistic capital invasion.

But, the Argentine legislation was prepared by Sir Otto Niemeyer of the Bank of England, whose draft was adopted in 1935 with relatively few modifications (it remains true to tradition and is even stricter than Kemmerer laws in outstanding direct relations with the public) and the central Bank of Argentina was established in 1935 by the law of the central Bank.

After a few modifications on the institutional points, the central Bank of Argentina was reorganized and started in 1946 as a modern central bank and as one plan of the powerfully controlled policies of Perón dictatorship. Its features existed in its strong nationalistic colour — the Governor of this bank is the minister of Finance.

The Argentina Government intends to establish the modern nation by performing the first and second five year economic plans. Thus, nationalism on the economic policy is strong above all, in the money and banking system.

The Socialization or Nationalization of banking system must be a heavy task for this country.

In this article, we attempt to study the banking system by the following plan.

1. Argentina as an underdeveloped country.
2. The process of establishment and development of banking in Argentina.
3. The Central Bank of Argentina.
4. The Industrial Credit Bank and other national specialized bank.
5. Concluding notes.

*Masahiro Fujita*

*Assistant in International Finance Section*

*Kobe University*

### **International Division of Labor and International Exchange**

In this article, the author attempts (1) to show how fallacious is the international trade theory based upon the preference theory, (2) to reconstruct the international trade theory based on the labor theory of value for the restoration of the fault, and (3) to find the significances of the international trade theory based on the labor theory of value.

1. The preference theory, in the broadest sense, is the one which investigates the most effective way to reach at some particular ends under constant conditions. However, this theory is a formal logic in the sense that this does not investigate all contents of the conditions and ends. And this is decidedly a subjective theory, because this gives us some objective conclusions about some objectives in spite of the fact that this theory deals only with the way to prefer the best instruments to reach at some



particular ends under constant conditions. On these grounds, the logic of the preference theory is unscientific.

Aside from such a unscientific phase of the international trade theory based on the preference theory, this theory has a fatal defect, which is about existent condition of the international trade. International trade is caused only by some difference of comparative costs among several countries. However, in the international trade theory based on the preference theory since Viner-Harberler, the unit of measurement of the cost is not equal. And present-day representative difference of comparative costs is, in most cases, difference of relative prices. This is not correct. Because difference of relative prices is zero in the equilibrium. In the equilibrium, the existence of international trade can not be proved theoretically. What should we do to overcome such a paradox? We must solve this paradox by reconstructing the international trade theory based on the labor theory of value going back to pre-Viner-Harberler tradition.

2. As the labor theory of value is always developed in close connection with the reproduction processes of society, this theory is not off the foundation like the preference theory, and is scientific.

The international trade theory based on the labor theory of value must be started from the theory of value. Values of all goods in each countries are measured by the socially necessary labor in each country, and are decided by the conditions of production in some specialized industries in each country. These values are transformed into prices. These prices are relative values based on the value of money goods, which is called "price in value". However, actual prices differ from the prices in value.

Next, in what way is the international value mechanism produced? Only the price in value in international relations may be taken up, because the socially necessary labors are qualitatively different in each country. Such an international price in value is decided by the mutual demand through a material reproduction processes in each country. Contrarily, an international price is decided by the mutual demand through exchanges to be mediated by money.

On what foundation do these international price in value and international price formulate? It is obvious that the difference of comparative cost opens an international trade. The difference of prices in value must be taken as a difference of comparative cost. In this case, when an international trade reaches an equilibrium and a difference of relative prices is eliminated, there may still be a constant difference of prices in value so far as all conditions of production in each country are constant. Therefore, the paradox in the international trade theory based on the preference theory may be overcome by the international trade theory based on the labor theory of value.

*Hikoji Katano*  
*Assistant in International Trade Section*  
*Kobe University*

# 雑誌文献目録

- 1 収録範囲 1954年7月から1955年9月までに當所に収録された定期刊行物より収録した。
- 2 排列 同項目内は発行順に排列した。
- 3 記載順序 論題, 執筆者, 誌名, 巻號, (發行年月), 所載頁

雑誌  
文献  
目録

## 項目

国際経済・貿易	国際金融・為替	海事経済
1. 貿易理論	1. 一般	1. 理論・政策
2. 貿易政策	2. 国際通貨	2. 各国海運造船事情
3. 貿易統計	3. 為替	3. 港灣
4. 世界貿易	4. 国際資本移動	4. 海法及海上保険
5. 東西貿易	5. 国際投資	
6. 各国貿易事情	6. 国際決済制度	
7. 後進国開発問題	7. 国際收支	
8. MSA・対外援助	8. 各国金融為替事情	

## 国際経済・貿易

1. 貿易理論
- 貿易差額の経済効果  
藤井 茂 国民経済雑誌 (神戸大)  
90-1 (1954.7) p. 1-34
- 再生産と貿易 一構造理論への試み—  
土屋 六郎 経済学季報 (立正大)  
8 (1954.7) p. 24-71
- 貿易乗数における被乗数について  
土屋 六郎 国際経済 (国際経済学会)  
5 (1954.8) p. 16-34
- 貿易乗数理論の一考察  
谷口 重吉 国際経済 (国際経済学会)  
5 (1954.8) p. 1-15
- 国際価値論の基本的問題点  
山本二三丸 国際経済 (国際経済学会)  
5 (1954.8) p. 45-59
- 国際貿易の均衡条件 一遞増生産費下のノーマル, ケース—  
小島 清 経済研究 (一橋大)  
6-3 (1955.7) p. 188-199
- J. S. ミルの国際均衡論  
小島 清 国際経済 (国際経済学会)  
5 (1954.8) p. 35-44
- 貿易利益の再吟味 一麻田助教授の展開に関連して—  
小島 清 一橋論叢 (一橋大)  
32-2 (1954.8) p. 21-43
- リカード貿易理論とマルクス 一マルクスの  
リカード研究ノートに拠つて—  
名和 統一 経済学雑誌 (大阪市大)  
31-½ (1954.8) p. 1-34
- 日本貿易の現状と資本蓄積の問題  
北川 一雄 国際経済 (国際経済学会)  
5 (1954.8) p. 97-108
- 日本貿易のあり方  
赤松 要 国際経済 (国際経済学会)  
5 (1954.8) p. 150-155
- 貿易と国民所得の分配 (2) 一要素価格均等化  
命題を中心に—  
木村 保重 神戸大論叢 5-3 (1954.9)  
p. 38-60
- 本来的独占, 帝国主義, 最大限利潤  
平瀬巳之吉 経済評論 3-10 (1954.10)  
p. 58-64
- 日本経済の構造的不均衡と世界貿易の構造  
経済分析 (通産省) 16 (1954.10) p. 1-20
- 経済の成長と国際貿易  
渡辺 太郎 経済学 (大阪大)  
4-½ (1954.10) p. 142-164
- 国際分業について  
片野 彦二 国際経済研究年報 (神戸大)  
5 (1954.10) p. 221-236
- 国際価値の決定機構について  
前田 豊昭 工業経営 (広島大)  
4-2 (1954.10) p. 77-95
- ロックの国家論とイギリス重商主義 一ヒュー  
ムの所説との対比—  
羽鳥 卓也 一橋論叢

- 32-5 (1954.11) p.23-48  
 過剰人口と国際貿易  
 渡辺 太郎 経済学 (大阪大) 4-3 (1954.12) p.37-54  
 生産性の上昇, 所得, 価格の趨勢および貿易収支  
 (The Economic Journal, Sept. 1954 訳)  
 Harry G. Johnson 調査月報 (大蔵省) 43-12 (1954.12) p.1-14  
 日本経済の発展と貿易  
 大沢 悦治 一橋研究 1 (1955.2) p.4-14  
 経済発展と貿易の構造変動 (1) (2) (3) (4) (5) (6, 完)  
 東京銀行月報 6-6 (1954.6) p.34-45  
 6-7 (1954.7) p.9-17  
 6-9 (1954.9) p.29-39  
 6-10 (1954.10) p.45-55  
 6-12 (1954.12) p.13-27  
 7-3 (1955.3) p.29-41  
 投入産出分析と国際貿易  
 嘉治 元郎 社会科学紀要 (東大) 4 (1955.3) p.23-31  
 重商主義は生きている  
 傍島 省三 経済学 (大阪大) 4-4 (1955.3) p.43-63  
 (座談会) 最近の国際経済学界の展望  
 山田勇, 青山秀夫, 水谷一雄, 坂本彌三郎, 館稔, 赤松要  
 季刊理論経済学 5-¾ (1955.3) p.164-189  
 国民経済と世界経済  
 副島馬苳男 松商論叢 (松商短大) 2 (1955.3) p.1-14  
 多角貿易乗数について — ドイツ経済の復興に関連して —  
 赤松 要 一橋論叢 33-4 (1955.4) p.1-11  
 英米国際経済学の潮流  
 小島 清 国際経済 6 (1955.5) p.79-102  
 貿易の経済効果  
 藤井 茂 国際経済 6 (1955.5) p.33-48  
 輸出入成長率についての断想  
 入江猪太郎 国民経済雑誌 (神戸大) 91-5 (1955.5) p.34-51  
 経済拡大と外国貿易  
 金森 久雄 経済評論 5-5 (1955.5) p.5-11  
 イギリス東インド会社 (1657-1708年), その機構の展開と貿易の発展 — 「英, 印貿易小史」前期, 第二期  
 阪部長二郎 経済学年報 (大阪市大) 5 (1955.5) p.79-221  
 日本貿易の構造  
 吉村 正晴 経済評論 5-5 (1955.5) p.115-127  
 日本経済の長期動態と貿易理論

- 篠原三代平 国際経済 6 (1955.5) p.60-78  
 植民期アメリカ毛織工業と英国重商主義との関係について  
 豊原 治郎 大分大学経済論集 7-1 (1955.6) p.59-85  
 貿易構造中心点の変遷  
 調査時報 (富士銀行) 88 (1955.7) p.4-20  
 A short history of Ambergris by the Arabs and Chinese in the Indian Ocean. (竜涎香を通じて見たアラビア人と中国人のインド洋における通商史的研究)  
 山田憲太郎 商経学叢 (近畿大) 4-1 (1955.7) p.1-26  
 戦後インドの輸入需要  
 川田富久雄 国民経済雑誌 (神戸大) 92-1 (1955.7) p.67-70  
 日本経済の発展と輸入依存度の推移 (上) (下)  
 吉岡 雄一 外国為替 124 (1955.8.15) p.9-11  
 125 (1955.9.1) p.13-15  
 最近に於ける日米貿易業態について (1)  
 原 猛雄 同志社商学 7-3 (1955.8) p.1-22  
 リカードオ理論の体系の一駒として見たる外国貿易論の一解釈  
 中村 一雄 六甲台論集 (神戸大) 1-3 (1955.8) p.1-15  
**2. 貿易政策**  
 アメリカ植民地に於ける航海条例以前のイギリス貿易政策  
 岡本 広作 商経学叢 (近畿大) 4-1 (1955.7) p.127-151  
 ハミルトンとリスト — 後進国における貿易政策 —  
 松浦 茂治 国際経済 5 (1954.8) p.60-80  
 ダンピングについて  
 平岡謹之助 同志社商学 6-4 (1954.10) p.85-102  
 各国におけるプラント輸出助成策の現状  
 投資月報 (日興証券) 7-9 (1955.9) p.27-38  
 戦前のリンク制と戦後のリンク制の異同  
 中井 省三 神戸貿易 (神戸貿易協会) 46 (1954.8) p.2-8  
 正常貿易と特殊貿易 — 輸出入リンク制度の沿革と戦後における復活及びその発展を中心として —  
 中井 省三 神戸外大論叢 5-3 (1954.9) p.61-128  
 輸入の許可前引取制度の意義とその沿革について

税関調査月報 (大蔵省) 7-11 (1954. 11) p. 1-6

我国の双務主義貿易の一考察 —オープン勘定方式について—  
東京銀行月報 7-1 (1955. 1) p. 17-40

双務主義貿易論 (1) (2) (3)  
森本清文, 小川治男  
外国為替 124 (1955. 8. 15) p. 19-21  
125 (1955. 9. 1) p. 19-21  
126 (1955. 9. 15) p.

日本の貿易政策と貿易産業  
加藤 廉平 名城商学 (名城大)  
4-3 (1955. 3) p. 1-22

資本蓄積と輸出促進のための税制の役割について  
大倉 真隆 財政経済弘報 493 (1955. 3. 14) p. 1-5

輸出の振興と租税措置について  
谷川 寛三 会計 67-5 (1955. 5) p. 67-87

アメリカ関税政策の動向  
田中 喜助 早稲田商学 111 (1954. 7) p. 91-105

互恵通商法とその延長の意義  
調査時報 (富士銀行) 77 (1954. 8) p. 33-44

アメリカ貿易政策の基調としての互恵通商協定法  
柴田銀次郎 国民経済雑誌 (神戸大)  
91-1 (1955. 1) p. 1-14

アメリカ合衆国における関税政策と保護貿易論 (上) (下)  
税関調査月報 (大蔵省)  
7-12 (1954. 12) p. 1-21  
8-1 (1955. 1) p. 1-22

アメリカ通商政策の動き  
東京銀行月報 7-2 (1955. 2) p. 4-10

アメリカにおける互恵・自由貿易主義の基調とその限界  
経済情勢 (三菱経研) 308 (1955. 5) p. 25-38

アメリカの貿易政策とカット  
吉田 道夫 国民経済雑誌 (神戸大)  
91-5 (1955. 5) p. 67-70

混迷する米国対外通商政策  
エコノミスト 33-19 (1955. 5. 7) p. 28-32

米国の1955年通商協定延長法について  
税関調査月報 8-6 (1955. 7) p. 28-38

アメリカ互恵通商法の延長  
世界週報 35-19 (1955. 7. 1) p. 62-71

法律案から見た米国対外通商政策の行方  
貿易と関税 3-8 (1955. 8) p. 19-20

ソ連貿易政策  
松井 英一 ソ連研究 3-9 (1954-9) p. 4-15

人民民主主義国家における外国貿易補給金の諸問題 (ドイツの「Der Aussenhandel mit Aussenhandelsnachrichten」Berlin 1954. 3. 2. 所収)

ハンス・シュトローベール  
経済評論 3-9 (1954. 9) p. 96-107

イタリアの輸出振興策の概要  
経済と外交 176 (1954. 8. 9) p. 1-3

関税の輸出入に及ぼす効果  
調査月報 (大蔵省) 44-2 (1955. 2) p. 1-13

中小企業における保税工場制度利用の実態について  
税関調査月報 7-10 (1954. 10) p. 1-6

税関における担保の種類と金額について  
税関調査月報 (大蔵省) 8-2 (1955. 2) p. 12-17

関税効果の分析  
海老沢道進 外国為替 116 (1955. 4. 15) p. 20-23

各国の輸入関税率等に関する要望調査  
経済資料 (経済団体連合会) 145 (1955. 5) p. 2-47

「原産地」の解釈について  
税関調査月報 8-5 (1955. 6) p. 1-7

税関関係諸条約の変遷について (4) (5) (6)  
税関調査月報 (大蔵省)  
8-2 (1955. 2) p. 18-23  
8-4 (1955. 5) p. 19-27  
8-5 (1955. 6) p. 8-18

3. 貿易統計  
R. G. D. アレン, J. エドワード・エリー共編「国際貿易統計」第一部第八章訳  
国家の (貿易) 統計の刊行とその利用  
税関調査月報 (大蔵省) 7-11 (1954. 11) p. 7-23

貿易の数量指数と価格指数  
R. G. D. アレン 税関調査月報 (大蔵省)  
8-1 (1955. 1) p. 23-39

大蔵省の新貿易数量指数 (試算)  
東洋経済統計月報 15-3 (1955. 3) p. 9-11

4. 世界貿易  
世界貿易憲章の生成 (続)  
大鳥居 蕃 松山商大論叢 4-34 (1953. 12) p. 67-86

国際経済同盟形成の政策原理 (上) (中) (下)  
永森 正治 富山大学紀要経済部論集  
4 (1954. 8) p. 1-12  
5 (1955. 1) p. 71-82  
6 (1955. 3) p. 33-44

国際商品協定に寄せて  
駒井 秀次 世界経済 9-10 (1954. 11) p. 28-36

“Incoterms 1953”について  
橋本 英三 名城商学(名城大)  
4-1/2 (1955.1) p. 89-105

C. I. F. Terms の新国際規則の研究 —国際  
商業会議所制定「1953年インコタームス」に  
拠る—  
上坂酉三 早稲田商学 116 (1955.5) p. 1-28

1953年の国際貿易 (ガット事務局の第2回年次  
報告書)  
税関調査月報 7-7 (1954.7) p. 8-13

1952年の世界貿易網と最近の貿易動向 (Board  
of Trade Journal, May 29, 1954) (訳)  
調査月報 (大蔵省) 43-7 (1954.7) p. 92-101

自由貿易政策促進に関する諸問題 —ITO と  
GATT を中心として—  
福田 省三 経済論集 (大分大)  
6-2 (1954.9) p. 1-33

岐路に立つ貿易自由化 —EPU の輸入自由化を  
中心として—  
片山 謙二 通商産業研究 2-10 (1954.10)  
p. 52-57

ドル不足と農業貿易  
逸見 謙三 農業総合研究 (農業総合研究所)  
8-4 (1954.10) p. 1-44

社会主義経済と外国市場  
ヴェ・ペー, ディヤチェンコ  
経済評論 3-10 (1954.10) p. 106-109

世界市場と経済の軍事化  
小椋 広勝 経済評論 3-12 (1954.11)  
p. 27-40

アメリカ支配の崩壊と国際市場  
神野璋一郎 経済評論 3-12 (1954.11)  
p. 41-51

米国の景気後退と世界貿易への影響  
片山 謙二 エコノミスト  
32-47 (1954.11.20) p. 13-16

世界貿易の構造変動と国際收支  
阿部 統 エコノミスト  
32-47 (1954.11.20) p. 16-19

単一国際市場の復活をめざす斗争の諸問題によ  
せて(「外国貿易」誌1954年30. 31. 32号所収)  
ジークフリート・ヴェンガー  
経済評論 4-1 (1955.1) p. 116-126

全般的危機第二段階の理論的諸問題 I. 「平和  
的共存」の基本問題と単一世界市場復活への  
展望 II. 単一世界市場の崩壊と全般的危機  
の深化  
内田穰吉, 岡崎太郎他 経済評論  
4-1 (1955.1) p. 2-110

西欧貿易の現状と問題点  
経済月報 (三和銀行) 217 (1955.1) p. 1-9

プラント輸出における国際競争

鈴木順之助 世界経済 10-2 (1955.2)  
p. 30-36

農・鉱産物の市場不安定性とその対策  
川田富久雄 国民経済雑誌 (神戸大)  
91-3 (1955.3) p. 69-73

世界貿易の構造的変化と方向  
功力喜久男 世界経済 10-4 (1955.4) p. 1-9

新市場をめぐる国際競争  
藤井 正夫 世界経済 10-4 (1955.4)  
p. 26-38

西欧における貿易自由化の進展とその限界  
坂内 富雄 世界経済 10-4 (1955.4)  
p. 10-17

ガット1953年報告(上)(下)  
世界週報 35-32 (1954.11.11) p. 48-58  
35-33 (1954.11.21) p. 50-59

ガットをめぐる世界の動き  
エコノミスト 32-43 (1954.10.23) p. 42-44

最近のガット問題  
石丸 忠富 世界経済 9-10 (1954.11)  
p. 19-27

ガットの動向と日本の立場  
エコノミスト 33-10 (1955.3.5) p. 16-19

新ガット規定全文(英, 日全文)  
税関調査月報 8-3 (1955.4) p. 5-101

ガット第9回締約国団会議の概観  
税関調査月報 8-4 (1955.5) p. 4-9

ガットの規約改正とその炭題点  
片桐 良雄 経団連月報 3-5 (1955.5)  
p. 52-55

ガットとはどういうものか  
第一銀行調査月報 7-5 (1955.5) p. 25-33

日本国のガット正式加入に関する「決定」及び  
「議定書」について  
税関調査月報 8-6 (1955.7) p. 1-17

ガット正式加入について  
小林 茂人 税経通信 10-8 (1955.8)  
p. 20-26

ガットの運営と改正について  
調査月報 (日本銀行) (1955.8) p. 31-99

貿易の自由化とガットの役割  
赤松 要 貿易と関税 3-9 (1955.9)  
p. 12-13

5. 東西貿易  
東西貿易への新しい道 —英国はどう見ている  
か—  
バーナード・トルーマン  
エコノミスト 32-29 (1954.7.17) p. 12-14

最近の東西貿易 (Bulletin of the Oxford  
Univ. Inst. of Statistics. Vol. 15 no. 2, 3)  
A. Maddison 調査月報 (大蔵省)  
43-8 (1954-8) p. 78-89

動き出した東西貿易			
エコノミスト	32-32 (1954. 8. 7)	p. 24-30	
東西貿易と日本			
野々村一雄 改造	35-10 (1954. 10)	p. 143-153	
西独における東西貿易論			
山本 登 エコノミスト	32-42 (1954. 10. 16)	p. 11-13	
経済活動の社会的諸前提 —対共産圏貿易の将来性—			
金子 弘 経済学論究 (関学大)	8-3 (1954. 10)	p. 115-150	
平和的共存と貿易			
松井 清 改造	35-11 (1954. 11)	p. 88-96	
東西貿易の現段階			
池田 頼昭 経済評論	3-12 (1954. 11)	p. 92-98	
明暗交錯する対共産圏貿易			
エコノミスト	33-2 (1955. 1. 8)	p. 20-29	
二つの体制間の貿易関係について			
森田 桐郎 経済論叢 (京都大)	75-2 (1955. 2)	p. 19-38	
東西貿易をめぐる最近の動き			
東京銀行月報	7-3 (1955. 3)	p. 9-28	
東西諸国間の貿易協定の特徴			
アジア経済旬報 (中国研究所)	248 (1955. 4)	p. 9-28	
平和共存と東西貿易			
原 和男 世界経済	10-4 (1955. 4)	p. 18-25	
ソ連圏の経済実力と東西貿易			
エコノミスト	33-17 (1955. 4. 23)	p. 25-27	
アメリカの農業恐慌と東西貿易			
チャールズ・J・クラー	経済評論 5-5 (1955. 5)	p. 73-80	
東西貿易の背景とその動向			
経済情勢 (三菱経研)	311 (1955. 8)	p. 40-47	
東西貿易の商品別構成 —ECE 報告より—			
エコノミスト	33-34 (1955. 8. 20)	p. 52-53	
東西貿易の新段階			
経済評論	4-9 (1955. 9)	p. 113-117	
バトル法第4次報告 (1953年下半年)			
世界週報	35-19 (1954. 7. 1)	p. 44-56	
バトル法に関する第五回報告 (スタッセン報告) (1954年上期) (上) (下)			
世界週報	36-4 (1955. 2. 1)	p. 50-62	
世界週報	36-5 (1955. 2. 11)	p. 62-68	
<b>6. 各国貿易事情</b>			
(日 本)			
明治十年代の内国貿易 (2) (3完)			
山口 和雄 経済学研究 (北海道大)	3 (1953. 3)	p. 1-38	
山口 和雄 経済学研究 (北海道大)	5 (1954. 1)	p. 31-72	
昭和29年上半期の日本貿易の概況			

税関調査月報	7-7 (1954. 7)	p. 1-7	
昭和29年の日本貿易の概況 (上) (下)			
税関調査月報 (大蔵省)	8-2 (1955. 2)	p. 1-11	
税関調査月報 (大蔵省)	8-4 (1955. 5)	p. 10-18	
我国貿易の現状と問題点			
経済月報 (住友銀行)	70 (1954. 9)	p. 21-28	
貿易の現状と問題点			
経済月報 (三和銀行)	216 (1954. 12)	p. 1-9	
1955年の「通商白書」批判			
小段 文一 経済理論 (和歌山大)	27 (1955. 9)	p. 55-81	
我国の対外通商協定の現況			
柏木 雄介 財政経済弘報	478 (1954. 12. 20)	p. 1-4	
戦前戦後の輸出入組合			
東京銀行月報	6-8 (1954. 8)	p. 28-41	
大阪の対外経済交流機構の諸問題			
大阪経済の動き (大阪府立商工経済研究所)	26 (1954. 8)	p. 42-72	
輸出入取引法の改正と問題点			
エコノミスト	33-30 (1955. 7. 23)	p. 53-56	
輸出入取引法			
稲脇修一郎 ジュリスト	87 (1955. 8. 1)	p. 22-27	
改正輸出入取引法の解説			
今井 博 財政経済弘報	521 (1955. 8. 6)	p. 1-3	
輸出入取引法の改正について (下)			
坂井 清志 外国為替	126 (1955. 9. 15)	p. 26-28	
現行輸出入手続について—現行貿易及び為替金融制度			
財政金融統計月報	55 (1955. 6)	p. 28-36	
新輸出振興計画とその問題点			
エコノミスト	32-33 (1954. 8. 14)	p. 26-31	
新輸出計画の検討			
金融情報 (日本勧業銀行)	7-9 (1954. 9)	p. 2-44	
輸出競争の激化にそなえて —20億ドル輸出への道—			
今井 博 通商産業研究	2-10 (1954. 10)	p. 2-13	
新輸出計画とその実施上の問題点			
今井 博 経団連月報	2-11 (1954. 11)	p. 36-39	
プラント輸出の近況と問題点			
経団連月報	3-9 (1955. 9)	p. 45-49	
プラント輸出の現状と問題点			
貿易と関税	3-7 (1955. 7)	p. 25-27	
前途多難なプラント輸出			
エコノミスト	33-13 (1955. 3. 26)	p. 40-44	
大阪輸出貿易の現状			

	会議所月報(大阪商工会議所) 57 (1954.10)	p. 22-31	
雑 誌 文 献 目 録	輸入食糧のからくりを衝く エコノミスト 32-41 (1954.10.9)	p. 38-42	
	わが国機械輸出の現状 林 信太郎 関税 17 (1954.8)	p. 29-31	
	出血輸出の実態を衝く エコノミスト 33-7 (1955.2.12)	p. 17-21	
	羊毛製品の輸出貿易事情 調査時報(大日本紡) 42 (1955.9)	p.	
	商品別にみた貿易産業構造 一紡績— 貿易と関税 3-6 (1955.6)	p. 19-23	
	木材貿易の現状 第一銀行調査月報 6-10 (1954.10)	p. 49-54	
	繊維輸出に関する統計的研究 東洋紡経済研究所月報 54 (1955.1)	p. 9-45	
	陶磁器輸出の現状について 調査月報(東海銀行) 98 (1955.9)	p. 16-23	
	貿易業界の実態とその底流 調査月報(神戸銀行) 143 (1954.7)	p. 64-76	
	商社強化について 調査(三菱銀行) 12 (1954.8)	p. 11-29	
	商社再編成とその効果 ダイヤモンド 42-35 (1954.9.1)	p. 12-20	
	現下における貿易商社の地位(上)(下) 一再 編成過程にある貿易商社の基本動向— 公正取引委員会 金融財政事情 219 (1954.10.18)	p. 30-39	
		221 (1954.11.1)	p. 26-29
	貿易商社の在外支店について 森 泰吉郎 横浜大学論叢別冊(横浜市大)	(1954.12) p. 15-35	
	貿易商社における集中強化 エコノミスト 32-48 (1954.11.27)	p. 40-44	
	貿易商社の経営分析 一貿易業態調査から— 通商産業研究 3-8 (1955.8)	p. 89-92	
	貿易商社の現状とその動向 証券 74 (1955.8)	p. 27-31	
	日本貿易と外商 日本経済のうごき 21 (1955.5)	p. 12-55	
	在日外国商社の最近三カ年の活動状況 三宅 竜夫 金融財政事情 264 (1955.9.19)	p. 23-26	
	岐路に立つオープン・アカウント 大藪 英夫 通商産業研究 3-8 (1955.8)	p. 60-66	
	双務協定の現況及び考察 柏木 雄介 財政経済弘報	520 (1955.8.1) p. 1-5	
	整理期にきた双務協定貿易 エコノミスト 33-38 (1955.9.17)	p. 42-46	
	通商航海条約の現状と問題点		

貿易と関税 3-8 (1955.8)	p. 44-45
ガット加盟と日本の貿易 佐葉 清一 世界週報 36-20 (1955.7.11)	p. 44-49
開かれたガット正式加入への道 エコノミスト 32-35 (1954.8.28)	p. 28-31
我国のガット仮加入の期限延長について 税関調査月報 8-4 (1955.5)	p. 1-3
日本の対東南アジア貿易 一回顧と展望— 川田富久雄 国際経済(国際経済学会)	5 (1954.8) p. 140-150
東南アジア貿易について 調査(三菱銀行) 22 (1955.7)	p. 2-15
日中貿易に関する若干の考察 宮下 忠雄 太平洋問題(日本太平洋問題調 査会) 特別号 (1954.8)	p. 1-17
中国貿易の現状と問題点 名古屋商工 10-8 (1954.8)	p. 17-23
対中共貿易の決済方式について 日本貿易ニューズ 249 (1954.9.10)	p. 1-8
疏安の中国貿易と台湾 日本経済のうごき(政治経済研究所)	13 (1954.9) p. 1-11
日中、日ソ貿易の新展開 中国資料月報 80 (1954.10)	p. 43
「経済新政策」と対中共貿易 若菜 正義 世界経済 9-10 (1954.11)	p. 37-44
日中貿易をめぐる諸問題 経済調査(大和銀行) 82 (1954.11)	p. 42-52
日中貿易を軌道にのせるために 西原 文夫 中央公論 70-4 (1955.4)	p. 170-185
日中貿易協定の動向 徳永 清行 同志社商学 7-1 (1955.4)	p. 1-21
日中貿易の諸問題 天沼紳一郎 経済学季報(立正大)	10 (1955.5) p. 32-58
日中貿易協定の意義 エコノミスト 33-20 (1955.5.14)	p. 20-23
日中貿易について 名古屋商工 11-5 (1955.6)	p. 7-15
日中貿易協定とその問題点 中国資料月報 87 (1955.6)	p. 1-45
日中貿易の推移と問題点 第一銀行調査月報 7-6 (1955.6)	p. 15-22
中共経済建設中の難点と日中貿易 久重福三郎 太平洋問題 15 (1955.6)	p. 1-5
国際環境と日中貿易の前途 エコノミスト 33-31 (1955.7.30)	p. 24-39

進展する日ソ貿易				
エコノミスト	32-29 (1954.7.17)	p. 40-41		
日ソ貿易の問題点				
片岡 長冬	ソ連研究 3-9 (1954.9)	p. 16-22		
東西貿易, 日ソ貿易とその必然性				
平竹 伝三	早稲田商学 113 (1954.11)			
		p. 35-46		
展開難の日ソ貿易商談				
エコノミスト	33-23 (1955.6.4)	p. 42-46		
対共産圏貿易で日本経済はどうなる				
ダイヤモンド	42-33 (1954.8.11)	p. 14-22		
進む対共産圏貿易商談				
茂森 唯士	エコノミスト			
	32-33 (1954.8.14)	p. 12-17		
対共産圏貿易の新展開				
東洋経済新報	2641 (1954.9.4)	p. 30-34		
政治色濃厚な日台貿易				
エコノミスト	33-20 (1955.5.14)	p. 26-30		
日韓貿易の現状と展望				
エコノミスト	32-43 (1954.10.23)	p. 38-41		
インドネシア貿易と海運				
海事資料	3-16 (1954.8.25)	p. 6-10		
対インドネシア経済断交の危機				
エコノミスト	32-32 (1954.8.7)	p. 34-39		
対インドネシア貿易の問題点				
今井 博	経団連月報 2-9 (1954.9)			
		p. 32-35		
西阿貿易の現状 (下)				
尾形 昌夫	海運 329 (1955.2)	p. 25-28		
ブラジル貿易の現状—日伯貿易を中心として—				
海事資料	3-21 (1954.12.10)	p. 9-16		
通商に関する日本国とカナダとの間の協定について				
税関調査月報	7-8 (1954.8)	p. 1-10		
	(中国)			
中共の西欧貿易に対する関心				
ハロルド・ウイルソン				
エコノミスト	32-29 (1954.7.17)	p. 15-16		
中共の貿易事情				
調査月報 (日本銀行)	(1954.10)	p. 33-70		
今日の中国貿易				
(Britith-Council for the Promotion of International Trade 発行 “China's Foreign Trade” 訳)				
世界週報	35-30 (1954.10.21)	p. 22-32		
中共貿易五ヶ年の回顧と展望				
(人民日報 1954.10.5 号所収)				
季 哲人	エコノミスト			
	32-48 (1954.11.27)	p. 50-51		
中共貿易の研究 —イギリス国際貿易促進協議会報告—				
織維経済	31 (1954.12)	p. 37-49		
中国対外貿易の現況とその特質				
町田 実	早稲田商学 114 (1955.1)			
		p. 23-56		
中国と東南アジア諸国との貿易				
陳 明	人民中国 (1955.8)	p. 12-13		雑誌
台湾の貿易事情 (1) (2) (3)				文
滋賀 啓	企業経済 7-3 (1955.3)	p. 36-45		献
	7-4 (1955.4)	p. 28-38		目
	7-5 (1955.5)	p. 28-38		録
(東南アジア諸国)				
東南アジアの貿易構造と戦後の変化形態				
原 覚天	国際経済 (国際経済学会)			
	5 (1954.8)	p. 130-139		
東南アジア諸国の貿易構造の変化 —主としてその経済的独立を再検討する見地から—				
川田富久雄	世界経済 9-8 (1954.9)			
		p. 7-20		
戦前及び戦後の東南アジア貿易				
川田富久雄	国際経済研究年報 (神戸大)			
	5 (1954.10)	p. 83-140		
貿易市場としての東南アジア				
古畑 建	通商産業研究 3-2 (1955.2)			
		p. 19-16		
香港貿易の過去と現状				
東京銀行月報	7-4 (1955.4)	p. 14-24		
香港の産業と貿易 —香港綿業について—				
経済調査 (大和銀行)	90 (1955.7)	p. 26-30		
インドネシアの貿易構造				
アジア問題研究会	アジア問題			
	2-6 (1955.6)	p. 76-83		
ビルマの貿易				
調査時報 (富士銀行)	84 (1955.3)	p. 95-102		
	(米 国)			
アメリカの1954年農産物貿易促進及び援助法				
調査月報 (大蔵省)	43-8 (1954.8)	p. 96-108		
最近におけるアメリカの関税引上問題について				
日本貿易ニュース	250 (1954.9.20)	p. 1-5		
アメリカ外国貿易の諸矛盾				
—今日のブルジョア経済学者の諸見解の批判— (「外国貿易」1954年第2号訳)				
ア・フルムキン	経済評論 3-12 (1954.11)			
		p. 121-132		
戦後アメリカの対外貿易と貿易政策の動向と矛盾 (上) (中) (下)				
二見 昭	経済理論 (和歌山大)			
	25 (1955.5)	p. 29-58		
	26 (1955.7)	p. 41-66		
	27 (1955.9)	p. 25-54		
1954年の米国輸出貿易の増進				
(フォーリン・コンマース 1955.4.11号)				
調査時報 (富士銀行)	89 (1955.8)	p. 76-82		
1954年の米国海外市場の拡大				



(フォーリン・コンマース 1955.5.9号)  
 調査時報(富士銀行) 89 (1955.8) p.83-89  
 (英 国)

英独の輸出競争  
 調査時報(富士銀行) 88 (1955.7) p.21-33  
 スターリング地域の貿易概況(1954年)  
 調査月報(大蔵省) 44-8 (1955.8) p.74-93  
 英国の輸出振興策  
 金融情報(勸銀) 8-8 (1955.8) p.2-41  
 (西ドイツ)

西独の対ソ貿易  
 海外市場月報 47 (1955.9) p.35-36  
 西ドイツの中共貿易  
 エコノミスト 32-39 (1954.9.29) p.45-47  
 西独貿易の発展とその問題  
 調査時報(富士銀行) 79 (1954.10) p.19-27  
 西独の輸出振興と帝国主義の復活  
 (ドイツ経済研究所所報1954年第5報訳)  
 経済評論 3-12 (1954.11) p.110-120  
 西独のアジア進出とその協力態勢について  
 内田 勝敏 アジア問題(アジア協会)  
 2-3 (1955.3) p.55-71  
 西ドイツにおける税制上の輸出促進策  
 調査月報(大蔵省) 43-10 (1954-10) p.1-36  
 西ドイツの輸出振興策  
 世界経済 10-6 (1955.6) p.70-72  
 西独の輸出振興策  
 金融情報(勸銀) 8-7 (1955.7) p.2-33  
 (ソ 連)

ソ連圏諸国の貿易国家独占過程  
 (「外国貿易」誌所収訳)  
 ベ・ヴァガノフ ソ連研究 3-12 (1954.12)  
 p.40-44  
 イー・ドゥディンスキー:平和と進歩に寄与す  
 るソ同盟の外国貿易(資料)  
 海道 進 国民経済雑誌(神戸大)  
 91-6 (1955.6) p.70-75  
 ソ連圏諸国の貿易  
 経済情勢(三菱経研) 310 (1955.7) p.18-24  
 ソ連の外国貿易機構の概要  
 外国為替 124 (1955.8.15) p.23-25  
 (その他欧州諸国及アフリカ)

ユーゴとオーストリアの貿易  
 海外市場月報 46 (1955.8) p.46-51  
 今日の中東市場(イギリス使節団調査報告)(上)  
 (下)  
 世界週報 35-20 (1954.7.11) p.44-53  
 35-21 (1954-7.21) p.56-65  
 1953年度カナダ貿易の概況  
 経済と外交 186 (1954.10.18) p.11-16  
 (中南米諸国)

中南米と東南アジア —その貿易構造をめぐつ

て—  
 川田富久雄 南米研究(神戸大) 2 (1955.1)  
 p.38-48

中南米諸国の貿易及び支払協定の動向  
 (Staff Paper. Sept. 1954 訳)  
 川田富久雄 国民経済雑誌(神戸大)  
 91-2 (1955.2) p.71-74

競争の焦点, 中南米市場  
 エコノミスト 33-30 (1955.7.23) p.40-41  
 貿易の推移からみたアルゼンチン市場  
 通商産業研究 3-7 (1955.7) p.83-87  
 亜国産業経済の動向と貿易政策  
 海外市場月報 47 (1955.9) p.37-41

7. 後進国開発問題  
 後進国開発に関する二つの理論  
 藤沢 正也 金融経済 28 (1954.10) p.1-23  
 (文献) 後進国経済開発理論  
 アジア問題(アジア協会) 1-3 (1954.11)  
 p.111-113

国連の後進国開発理論  
 村田 浩 アジア問題(アジア協会)  
 1-3 (1954.11) p.95-103  
 後進地域経済開発の政治的社会的背景  
 山口辰六郎 —R. エマーソンの所説—  
 アジア問題(アジア協会) 1-3 (1954.11)  
 p.90-94

後進国の政治的経済的帰趨とアメリカ  
 村松 祐次 —E. スターレイ「後進諸国の  
 将来」(1954年)を中心に—  
 アジア問題(アジア協会) 1-3 (1954.11)  
 p.82-89

生物学的開発理論 —ハーバート・フランケル  
 の学説—  
 西野照太郎 アジア問題(アジア協会)  
 1-3 (1954.11) p.70-76

経済的後進性の意義 —H. ミントの見解—  
 逸見 謙三 アジア問題(アジア協会)  
 1-3 (1954.11) p.63-67

後進国経済発展の機構 —H. W. シンガーの見  
 解—  
 深沢 八郎 アジア問題(アジア協会)  
 1-3 (1954.11) p.56-62

J. ヴァイナーの後進国開発問題に関する見解  
 大来佐武郎 アジア問題(アジア協会)  
 1-3 (1954.11) p.49-55

R. ヌルクセの後進国経済開発理論  
 川野 重任 アジア問題(アジア協会)  
 1-3 (1954.11) p.40-48

後進国開発理論と開発計画との関係  
 原 覚天 アジア問題(アジア協会)  
 1-3 (1954.11) p.22-35

後進国開発理論の問題状況

- 板垣 与一 アジア問題 (アジア協会)  
1-3 (1954.11) p.10-21
- 後進諸国のモノカルチュア経済  
梶谷 善久 経済評論 3-12 (1954.11)  
p.52-62
- 後進国開発計画と経済理論  
置塩 信雄 国民経済雑誌 (神戸大)  
90-6 (1954.12) p.72-76
- 経済開発と技術移民 —旧仏印における日本人  
移民の検討—  
アジア問題研究会 アジア問題  
1-4 (1954.12) p.118-129
- (紹介) E. スティラー「未開発国の将来」  
世界経済 9-11 (1954.12) p.55-59
- 後進国の経済発展に関する覚書 —国連の見方  
を中心に—  
深沢 八郎 農業総合研究 9-1 (1955.1)  
p.305.312
- 後進国開発理論の問題意識  
板垣 与一 一橋論叢 33-2 (1955.2)  
p.38-69
- 後進低開発国における資本蓄積の理論  
北川 一雄 経済科学 (名古屋大)  
3-3 (1955.3) p.1-35
- 経済協力における東西二類型  
藤瀬 五郎 アジア問題 (アジア協会)  
2-3 (1955.3) p.10-17)
- 後進国の経済発展モデル —H. W. シンガー氏  
のモデルに関する批判的覚え書き—  
岡崎不二男 法経論集 (愛知大学)  
12 (1955.3) p.115-146
- Underdeveloped Countries の理論  
—R. ヌルクセの所論を中心に—  
佐藤豊三郎 季刊理論経済学  
5-3/4 (1955.3) p.105-111
- 後進国開発における資本調達  
—シンガーとヌルクセ—  
松浦 茂治 中部経済学界 2 (1955.6)  
p.12-25
- 後進諸国の経済的発展に関する若干の基本的考  
察 (2.完)  
福田 省三 大分大学経済論集 7-1 (1955.6)  
p.1-18
- 合弁等の提携による対後進国貿易  
世界経済 10-6 (1955.6) p.73-75
- 反植民主義の政治的経済的側面  
岡倉古志郎 中央公論 70-7 (1955.7)  
p.56-62
- 後進国経済開発の問題点  
東京銀行月報 7-8 (1955.8) p.10-24
- アジアの独立と開発 —総論的国際関係的考察—  
柳父徳太郎 世界経済 9-8 (1954.9) p.33-41
- アジア経済開発の問題点 —M. ジンキンの見  
解—  
横山 辰夫 アジア問題 (アジア協会)  
1-3 (1954.11) p.77-81
- 東南アジア開発計画の政治的, 経済的条件  
大来佐武郎 アジア問題 (アジア協会)  
1-4 (1954.12) p.10-20
- 開発計画の規模と経済発展の速度  
藤井 茂 アジア問題 (アジア協会)  
1-4 (1954.12) p.21-31
- アジア諸国経済開発の現段階  
原 覚天 アジア問題 (アジア協会)  
1-4 (1954.12) p.34-43
- アジア経済の計画化と社会化  
栗本 弘 アジア問題 (アジア協会)  
2-1 (1955.1) p.88-96
- 国連のアジア援助方策の現状  
村田 浩 アジア問題 (アジア協会)  
2-3 (1955.3) p.32-43
- 東南ア開発計画の現状と日本  
エコノミスト 33-19 (1955.5.7) p.19-25
- 東南アジアにおける経済開発の方式  
経済調査 (大和銀行) 89 (1955.6) p.14-27
- 米・アジア援助の新方向  
秋岡 家栄 世界経済 10-7 (1955.7)  
p.37-45
- 中ソと東南アジア諸国  
池田 頼昭 中央公論 70-7 (1955.7)  
p.70-75
- コロンボ・プラン  
東京銀行月報 6-11 (1954.11) p.4-14
- コロンボ・プラン第三回年次報告書  
世界週報 36-3 (1955.1.21) p.56-63
- 日本参加に決定したコロンボプランについて  
経済と外交 186 (1954.10.18) p.1-5
- コロンボ計画の新発展と問題点  
水野不二夫 アジア問題 (アジア協会)  
1-3 (1954.11) p.116-122
- コロンボ計画の実施と資本財需給構造  
菅原 藤也 アジア問題 3-1 (1955.7)  
p.94-110
- コロンボ, プランにおける資金動員と援助  
村野 孝 アジア問題 3-1 (1955.7)  
p.84-93
- コロンボ計画における技術協力  
村田 浩 アジア問題 3-1 (1955.7)  
p.72-83
- コロンボ・プランの実績  
吉田 長雄 アジア問題 3-1 (1955.7)  
p.54-71
- シムラ会議と今後の課題  
原 覚天 アジア問題 3-1 (1955.7)

p. 36-47  
 コモンウェルス経済とコロポ計画  
 片山 謙二 アジア問題 3-1 (1955.7)  
 p. 23-35  
 コロポ計画の世界経済的意義  
 山本 登 アジア問題 3-1 (1955.7)  
 p. 10-21  
 印度の経済発展に関する国際的諸問題  
 (D. T. Lakdawala: International Aspects  
 of Indian Eco. Developments 1951)  
 三宅 武雄 金融経済 31 (1955.4) p. 61-68  
**8. MSA : 対外援助**  
 米国の対外経済援助  
 中川 富彌 政経論叢 (明治大学)  
 23-¾ (1954.11) p. 387-416  
 アメリカの対外援助計画の経済効果  
 Joseph Berolzheimar 調査月報 (大蔵省)  
 43-12 (1954.12) p. 15-37  
 アメリカの対外援助計画  
 —1955年7月-56年6月—  
 世界週報 36-18 (1955.6.21) p. 30-35  
 アメリカの過剰農産物と対外援助計画  
 滝川 勉 農業総合研究  
 9-3 (1955.7) p. 301-312  
 米国の対日援助と日本農業  
 エコノミスト 35-51 (1954.12.18) p. 40-44

西ドイツの戦後経済復興過程とアメリカ援助の  
 成果 (1) (2) (3) (4)  
 (西ドイツ連邦マーシャルプラン省報告書訳)  
 調査月報 (大蔵省)  
 43-11 (1954.11) p. 69-113  
 44-1 (1955.1) p. 35-76  
 44-5 (1955.5) p. 40-59  
 44-7 (1955.7) p. 1-37  
 アメリカの1955年度安全保障計画及相互安全保  
 障法 (全文)  
 調査月報 (大蔵省) 43-11 (1954.11)  
 p. 1-62  
 1954年MSAの特性  
 入江啓四郎 世界週報 35-21 (1954.7.21)  
 p. 44-49  
 1954年下半年MSA実施報告 (上) (下)  
 (低開発地域援助の進展)  
 世界週報 36-11 (1955.4.11) p. 54-63  
 36-12 (1955.4.21) p. 66-73  
 アジア諸国に対する外国の援助の概要  
 政経月誌 24 (1954.10) p. 32-39  
 米国対外援助の動向とアジア開発  
 経済月報 (住友銀行) 79 (1955.6) p. 20-25  
 アメリカのアジア援助の問題点  
 秋岡 家栄 中央公論 70-7 (1955.7)  
 p. 63-69

国際金融・為替

1. 一般
2. 国際通貨
3. 為替
4. 国際資本移動
5. 国際投資
6. 国際決済制度
7. 国際収支
8. 各国金融為替事情

1. 一般  
(貨幣)

紙幣流通の法則と貨幣数量説  
 —インフレ、デフレンの本質確認のために—  
 岡橋 保 経済学研究 (九州大)  
 18-3 (1953.1) p. 1-33  
 経済変動に於ける貨幣の作用  
 安田 信一 経済論集 (関西大)  
 3-3 (1953.10) p. 1-22  
 貨幣資本の遊離と拘束について  
 高木 暢哉 バンキング 76 (1954.7)  
 p. 22-28  
 貨幣の概念規定としての社会通念説  
 橋爪 勝次 研究季報 (奈良短大)  
 2-1 (1954.7) p. 59-72

貨幣数量説と貨幣観  
 三上 隆三 経済理論 (和歌山大)  
 20 (1954.7) p. 131-155  
 ケインズの総供給函数  
 矢尾 次郎 バンキング 77 (1954.8)  
 p. 20-29  
 (紹介)L.W. ミンツ「競争社会のための貨幣政策」  
 Lloyd W. Mints "Monetary Policy for a  
 Competitive Society" N. Y. McGraw-Hill  
 1950 pp ix+236  
 大野喜久之輔 国民経済雑誌 (神戸大)  
 90-2 (1954.8) p. 82-87  
 イ・トラハテンベルグ「インフレーションと資  
 本主義的再生産過程」(軍事インフレーション  
 経済) (経済の諸問題誌 1954.3)  
 荒井 正夫 経済論集 (中央大) 57 (1954.9)  
 p. 104-111  
 貨幣循環図と乗数理論  
 小寺武四郎 経済学論究 (関学大)  
 8-3 (1954.10) p. 89-114  
 経済循環と「マネー・フロー」分析  
 三宅 武雄 金融経済 28 (1954.10) p. 24-37  
 商品準備通貨制と経済安定

- 川口 慎二 経済学(大阪大)  
4-1/2 (1954.10) p.236-260
- 貨幣資本と余剰価値  
正井 敬次 バンキング 79 (1954.10)  
p.22-31
- 貨幣数量説の命題と交換方程式の世界  
—もしくは数量説は二つの舞台で述べられた  
ということについて—  
堀家文吉郎 早稲田政治経済学雑誌  
129 (1954.11) p.55-78
- 成長理論と貨幣要因 —金融論への接近の基礎  
として—  
原 正彦 明大商学論叢 38-3 (1954.11)  
p.60-86
- ジョン・ロックの貨幣論(続)  
—1695年の改鋳論争におけるロックの立場—  
種 瀬 茂 一橋論叢 32-5 (1954.11)  
p.84-107
- 世界貨幣政策の一歴史  
—リフレーションの歩み—  
矢島 保男 早稲田商学 113 (1954.11)  
p.23-34
- 貨幣理論における金本位時代と現代  
高橋 泰蔵 一橋論叢 32-6 (1954.12)  
p.1-18
- 「銀行主義」の研究(1)(2) —フラートンの貨  
幣信用理論—  
稲生 晴 松山商大論叢  
4-3/4 (1953.12) p.39-66  
5-3/4 (1954.12) p.143-164
- 貨幣の必然性 —資本論における「交換過程」  
の理解をめぐって—  
小野 朝男 経済理論(和歌山大)  
22 (1954.12) p.103-120
- (紹介) 近世貨幣思想史の一節  
—三善庸礼の紙幣論—  
作道洋太郎 経済学(大阪大)  
4-3 (1954.12) p.123-140
- 貨幣の価値と社会通念説  
橋爪 勝次 研究季報(奈良短大)  
2-2 (1955.1) p.59-68
- 貨幣の必然性 —中山博士の計算貨幣論—  
伊藤 岩 法経論集(新潟大)  
4-2 (1955.2) p.1-11
- マルクス「貨幣論」の方法について(4)  
佐々木 晃 経済集志(日本大)  
24-9 (1955.2) p.56-96
- ピーダーセン「貨幣の概念」  
大野喜久之輔 国民経済雑誌(神戸大)  
91-2 (1955.2) p.75-79
- 貨幣と価格 —「古典派体系」を中心として—  
山部 徳雄 バンキング 84 (1955.3)  
p.61-68
- 貨幣数量説の批判に託して  
傍島 省三 企業経済 7-3 (1955.3) p.10-16
- リカード貨幣論研究序説 —英国の貨幣金融制  
度の研究—  
一泉 知永 明大商学論叢 38-5/6 (1955.4)  
p.12-30
- 貨幣の価値尺度機能  
矢尾 次郎 国民経済雑誌(神戸大)  
91-4 (1955.4) p.18-33
- 貨幣政策の経済性と技術性  
—ケインズ政策論の一考察—  
三上 隆三 バンキング 87 (1955.6)  
p.22-32
- 新貨幣理論に関する一試論  
橋爪 勝次 バンキング 87 (1955.6)  
p.34-46
- 数量説から所得説へ  
傍島 省三 経済学(大阪大) 5-1 (1955.6)  
p.1-22
- 貨幣面から見た世界主要国の経済進歩  
三宅 武雄 金融経済 32 (1955.6) p.8-22
- 貨幣の機能に関する一考察 —職能と本質の関  
係—  
橋爪 勝次 研究季報(奈良短大)  
3-1 (1955.7) p.33-45
- ヴィクセルにおける実物要因と貨幣要因  
安田 充 バンキング 88 (1955.7)  
p.23-32
- 価値尺度か交換手段か  
中谷 実 バンキング 76 (1954.7)  
p.10-20
- 流動性選好説についての覚書  
川口 弘 バンキング 88 (1955.7)  
p.34-44
- ソヴェート貨幣論争について  
浜野俊一郎 経済評論 4-7 (1955.7)  
p.53-63
- 貨幣の循環図式  
小泉 明 一橋論叢 34-2 (1955.8)  
p.37-72
- 貨幣数量説と「一般化された貨幣数量説」  
堀家文吉郎 早稲田政治経済学雑誌  
134 (1955.8) p.41-62
- ケインズの「貨幣論」と利率決定の流動性選  
好理論について  
長沢 惟恭 バンキング 89 (1955.8)  
p.35-48
- 擬制資本について  
川合 一郎 バンキング 89 (1955.8)  
p.50-59
- 貿易乗数理論と国際均衡

樋口 午郎 *パンキング* 89 (1955.8)  
p. 10-21

国際均衡と成長率  
木村 滋 *六甲台論集* (神戸大)  
1-3 (1955.8) p. 89-96

貨幣流通の法則について —インフレ・デフレ  
の基礎構造 (1) (2)  
森 七郎 *金融経済*  
27 (1954.8) p. 7-22  
33 (1955.8) p. 31-55

国民所得と有効需要 —ケインズ理論を中心と  
して—  
新庄 博 *国民経済雑誌* (神戸大)  
92-3 (1955.9) p. 1-17

極東における貨幣制度の研究 (1) (2)  
森本 憲夫 *愛媛大学紀要*  
1-3 (1952.12) p. 215-236  
1-4 (1953.12) p. 305-324

明治以来の通貨流通速度の研究  
三宅 武雄 *経済研究* (一橋大経研)  
5-3 (1954.7) p. 223-226

明治初年における幣制改革の一考察  
作道洋太郎 *経済学* (大阪大)  
4-1/2 (1954.10) p. 261-287

第二次大戦における日本の貨幣信用制度 (1)  
田代 正夫 *社会労働研究* (法政大)  
3 (1955.3) p. 75-81

幕末期における貨幣流通の展開 —長沢所用の  
産物手形について—  
作道洋太郎 *経済学* (大阪大)  
4-4 (1955.3) p. 84-106

江戸幕府元文の貨幣改鑄  
伊藤多三郎 *史林* (京都大) 38-3 (1955.5)  
p. 24-45

中国貨幣史の特質  
穂積 文雄 *経済論叢* (京都大)  
74-4 (1954.10) p. 11-34

中共通貨と伝統通貨  
越智 元治 *一橋論叢* (一橋大)  
32-4 (1954.10) p. 84-95

北宋仁宗朝の貨幣史上の意義  
市古 尚三 *拓殖大学論集* 7/8 (1955.2)  
p. 37-58

(金 融)  
アメリカにおけるトラスト金融  
—主としてトラスト・プロモーターについ  
て—  
鎌田 正三 *経済学研究* (北海道大)  
4 (1953.9) p. 29-59

不均衡経済における金利の問題  
山口 茂 *ビジネスレビュー*  
1-4 (1954.3) p. 1-8

利子の研究  
武田 鼎一 *研究季報* (奈良短大)  
2-1 (1954.7) p. 37-58

売掛債権を担保とする金融について  
—アメリカ中小企業金融の一形態として—  
岩田 巖雄 *パンキング* 76 (1954.7)  
p. 51-60

行政権による金融機構の統制  
中村 一彦 *パンキング* 76 (1954.7)  
p. 62-87

アメリカ金融資本形成の一過程  
—鉄道業における独占形成と投資金融— (2)  
越後 和典 *経済論叢* (京都大)  
74-1 (1954.7) p. 47-64

英国金融資本の構造的特質 —類案の金融的側  
面—  
生川 栄治 *国際経済* 5 (1954.8)  
p. 176-186

世界金融の性格からみた19世紀と20世紀  
山口 茂 *パンキング* 77 (1954.8)  
p. 10-18

通貨政策と資金政策  
新庄 博 *国民経済雑誌* (神戸大)  
90-2 (1954.8) p. 1-16

資金計画と適正通貨量  
高橋長太郎 *金融経済* 27 (1954.8)  
p. 1-6

信用創造論と乗数理論  
—乗数的思考様式の一批判—  
川合 一郎 *パンキング* 77 (1954.8)  
p. 40-51

物価の動向に関する若干の考察  
田中 金司 *企業経済* 6-8 (1954.8)  
p. 10-13

貯蓄は利子率の函数か  
大石 泰彦 *パンキング* 77 (1954.8)  
p. 31-38

景気変動における投資態度  
村田 安雄 *六甲台論集* (神戸大)  
1 (1954.8) p. 89-94

信用と恐慌  
岡部 寛之 *経済評論* 3-9 (1954.9)  
p. 19-28

利子率と経済構造  
安田 信一 *パンキング* 78 (1954.9)  
p. 31-41

利子うみ資本について  
—その貸付形態の問題—  
竹村 脩一 *経済論集* (大分大)  
6-2 (1954.9) p. 34-52

二つの利子論の対立  
—谷藤一郎 *パンキング* 78 (1954.9)

景気変動論に関する一考察 p. 17-29  
 岩田 耕作 バンキング 79 (1954. 10) p. 42-53  
 デフレーションの論理 後藤蒼之助 経済評論 臨時増刊号 (1954. 10) p. 2-22  
 利子生み資本の実存形態としての擬制資本 深井善太郎 バンキング 79 (1954. 10) p. 68-79  
 利子論の一考察 平山 玄 同志社商学 6-4 (1954. 10) p. 1-18  
 割引市場について 東京銀行月報 6-10 (1954. 10) p. 29-44  
 (紹介) 現代経済における貯蓄 —貯蓄の概念・測定及び動機— W. W. Heller, F. M. Boddy (ed): Savings in the modern economy. A symposium. (Nelson) 1953 金融経済 28 (1954. 10) p. 58-67  
 軍事インフレーションと恐慌 堀江 忠男 経済評論 3-12 (1954. 11) p. 2-13  
 信用の基礎的体系について (1) (2) 原 司郎 商経法論叢 (神奈川大) 5-1 (1954. 7) p. 65-78  
 5-2 (1954. 11) p. 101-127  
 デフレ政策を支える理論 —国民所得と輸入及び物価の関係について— 新庄 博 企業経済 6-12 (1954. 12) p. 10-14  
 金本位制度とリフレーション 矢島 保男 バンキング 81 (1954. 12) p. 23-31  
 金融取引約款論 中村 一彦 バンキング 81 (1954. 12) p. 53-70  
 「独特な商品」としての利子つき資本 飯田 繁 バンキング 81 (1954. 12) p. 10-21  
 地金報告と金融制度 —ソートンとホーナーの見解を中心として— 玉野井昌夫 学習院大学政経学部研究年報 2 (1954. 12) p. 181-226  
 1954年の国際金融市場 (The Economist. Nov. 20. 1954) 調査月報 (大蔵省) 43-12 (1954. 12) p. 84-97  
 戦後恐慌の特質にかんする一考察 西原 文夫 経済評論 4-1 (1955. 1) p. 162-176

金融制度の二形態 吉川 光治 横浜大学論叢 (横浜市大) 6-2 (1954. 12) p. 105-124  
 景気理論における貨幣的不均衡説の吟味 戸田 正志 アカデミア (南山大) 9 (1955. 1) p. 25-48  
 財政と金融との関係 三宅 武雄 金融経済 30 (1955. 2) p. 17-25  
 現代における企業の金融支配について 今村 成男 名城商学 (名城大) 4-3 (1955. 3) p. 23-36  
 (資料) 1825年恐慌と一銀行家の娘の私信 宮崎 厚一 政経論叢 (国学院大) 3-4 (1955. 3) p. 109-126  
 支払準備制度 永田 鉄三 金沢大学法文学部論集法経篇 2 (1955. 3) p. 146-156  
 ビーダーセン「インフレーションの理論」 則武 保夫 国民経済雑誌 (神戸大) 91-4 (1955. 4) p. 76-80  
 資本不足と投資 —資本蓄積論への覚書— 吉田 義三 バンキング 85 (1955. 4) p. 21-32  
 国内市場と国際市場の考え方 山口 茂 バンキング 86 (1955. 5) p. 24-34  
 仮定資本について —利子うみ資本の変容— 竹村 脩一 大分大学経済論集 7-1 (1955. 6) p. 19-41  
 信用形態の端緒 高木 暢哉 バンキング 87 (1955. 6) p. 10-20  
 預金通貨に関する方法論的問題 新庄 博 金融 99 (1955. 6) p. 5-8  
 産業構造の変化と金融 川北 禎一 世界経済 10-7 (1955. 7) p. 20-29  
 ケインズの利子論における利子源泉の問題について 長沢 惟恭 一橋論叢 34-2 (1955. 8) p. 73-100  
 投機について 川合 一郎 インヴェストメント 8-8 (1955. 8) p. 1-20  
 信用と産業構造 泉 三義 金融経済 33 (1955. 8) p. 1-19  
 信用用役と信用管理 福田敬太郎 バンキング 89 (1955. 8) p. 23-33  
 計画経済と通貨政策

雑誌  
 文献  
 目録

吉野 俊彦 バンキング 90 (1955.9) p. 27-37

信用供与と証券市場 一米上院の株式市場調査  
に関連して—  
高橋 弘 バンキング 90 (1955.9) p. 68-78

(銀行)

銀行の独占的地位  
荒井 寿一 バンキング 76 (1954.7) p. 36-49

銀行流動性に関する転嫁性理論  
伊藤 俊夫 経済学研究 (北海道大) 6 (1954.8) p. 1-22

資本前期の銀行形態  
稲岡 重行 バンキング 78 (1954.9) p. 43-48

米国銀行業の特殊性とその動向  
(バンカー誌 1954.4月号抄訳)  
経済調査 (大和銀行) 80 (1954.9) p. 35-39

「銀行主義」の再評価  
田中 金司 経済学論究 (関学大) 8-3 (1954.10) p. 67-88

独自の範疇としての銀行資本 (1) (2)  
(講座, 金融資本論 (10) (11))  
林 要 経済評論 3-9 (1954.9) p. 153-164  
3-10 (1954.10) p. 131-143

銀行資金の集中度と預金吸収の限界  
沖中 恒幸 バンキング 79 (1954.10) p. 10-20

短期利率と長期利率の決定  
一谷藤一郎 経済学 (大阪大) 4-1/2 (1954.10) p. 22-43

信用取引日歩制度とその改革案  
藤田国之助 バンキング 79 (1954.10) p. 33-40

銀行小切手制度成立の経緯について  
山下 宇一 松山商大論集 5-3/4 (1954.12) p. 37-54

アメリカ銀行制度についての一覚書  
—理論的解釈への手懸りとして—  
高橋 泰蔵 バンキング 82 (1955.1) p. 10-19

銀行の信用創造とその限界の問題について  
河本 博介 経営と経済 (長崎大) 34-2 (1955.2) p. 101-120

銀行の貸出拡張現実量 一貨幣供給量と利子の  
本質の一考察—  
長尾 義三 バンキング 83 (1955.2) p. 37-42

英蘭銀行以前の銀行形態 (1)  
飯田 正義 経済学研究 (九州大)

20-3/4 (1955.3) p. 95-122

第一次大戦後における中央銀行の動き  
三宅 武雄 金融経済 31 (1955.4) p. 19-27

英蘭銀行利率と産業の近代化  
G. L. S. シャックル バンキング 85 (1955.4) p. 98-101

銀行流動性理論の新傾向  
—米国における期待所得理論の提唱について—  
川口 慎二 経済学 (大阪大) 5-1 (1955.6) p. 124-132

銀行の経常収支をめぐる問題  
野呂 茂 バンキング 87 (1955.6) p. 48-67

日本における地方銀行の発展  
—地方銀行の創生記—  
荒井 正夫 経商論纂 (中央大) 62 (1955.7) p. 62-86

米国における銀行の準備と準備政策  
矢島 保男 バンキング 90 (1955.9) p. 57-66

2. 国際通貨  
(一般)

ハイエク教授と国際本位制度  
川口 慎二 バンキング 79 (1954.10) p. 55-66

国際通貨基金 (1954年) 第九回年次報告 一交  
換性回復と貿易の自由化—  
世界週報 35-31 (1954.11.1) p. 42-49

国際通貨基金の一側面  
和田 正康 世界経済 9-11 (1954.12) p. 2-11

世界貿易自由化の動向 一西欧通貨の交換性回  
復問題を中心として—  
エコノミスト 32-29 (1954.7.17) p. 32-37

紛糾する欧州の通貨問題  
ドイツ産業経済時報 2 (1954.7) p. 11-18

ドイツ・マルクの自由交換性  
ドイツ産業経済時報 2 (1954.7) p. 24-28

西欧通貨自由交換はどうか  
ダイヤモンド 42-34 (1954.8.21) p. 22-27

通貨自由化の実現はいつか  
東洋経済新報 2638 (1954.8.14) p. 38-42

自由交換をめざす欧州通貨協定  
エコノミスト 33-36 (1955.9.3) p. 48-50

西欧通貨自由化への動きと交換性回復のわが国  
への影響  
調査時報 (大日本紡) 35 (1954.9) p. 1-48

世界通貨政策にみる米英対立 一西欧通貨の交  
換性回復—  
エコノミスト 32-38 (1954.9.15) p. 38-42

交換性回復の機運とその諸問題  
尾崎 英二 経団連月報 2-9 (1954.9)  
p. 40-43

西欧通貨の自由交換問題と世界貿易の見透し  
経済月報 (住友銀行) 70 (1954.9) p. 28-32

欧州通貨自由交換の問題  
調査時報 (富士銀行) 77 (1954.8) p. 25-32

自由交換性についての覚書  
阪口伸六郎 商学討究 (小樽商大)  
5-2 (1954.10) p. 93-116

西欧諸国通貨の交換性回復をめぐる諸問題  
金融 (全国銀行協会連合会) 91 (1954.10)  
p. 24-27

通貨交換性に関する主要国代表の演説  
(IMF 及び IBRD 第9回年次総会において)  
調査月報 (大蔵省) 43-11 (1954.11)  
p. 114-121

通貨の交換性  
Gottfried Haberler 調査月報 (大蔵省)  
43-11 (1954.11) p. 122-141

交換性回復に向うドイツ・マルク 一封印マルク  
の終焉—  
東京銀行月報 6-12 (1954.12) p. 4-12

西欧諸通貨の自由化をめぐる  
(The Economist 誌 1954, 11, 20所収)  
経済調査 (大和銀行) 84 (1955.1) p. 17-26

通貨交換性回復への動向と若干の考察  
山崎 清 経済情勢 (三菱経研)  
305 (1955.2) p. 17-29

交換性をめぐる諸問題 (パンカーズ・マガジン  
所載訳)  
ロイ・ハロッド バンキング 85 (1955.4)  
p. 89-98

通貨の交換性回復の問題  
一谷藤一郎 バンキング 86 (1955.5)  
p. 10-22

各国通貨の動向とその背景  
財界観測 11-12 (1955.6.15) p. 16-23

交換性回復態勢を整えたベルギー・フラン  
東京銀行月報 7-8 (1955.8) p. 25-40  
(金及び金政策)

金問題の現実的展開  
三輪梯三 国際経済 (国際経済学会)  
5 (1954.8) p. 160-169

金の民間保有とその移動状況  
エコノミスト 32-45 (1954.11.6) p. 50-51

ニュー・ディールの通貨政策 一金政策を中心  
として—  
松村善太郎 バンキング 80 (1954.11)  
p. 21-32

ニュー・ディール金政策と国際収支

松村善太郎 バンキング 81 (1954.12)  
p. 33-40

金の民間需要 1931-53  
(Federal Reserve Bulletin, Sept 1954訳) 雑誌  
研究季報 (奈良短大) 2-2 (1955.1) p. 97-110

金の自由市場価格について 一為替レート引上  
論によせて—  
岡橋 保 バンキング 83 (1955.2)  
p. 10-24

最近における金の私的取引  
東京銀行月報 7-6 (1955.6) p. 11-21

戦後における金問題の推移  
波多野 真 金融財政事情 215 (1955.6.13)  
p. 38-41

(ドル)

キンドルバーガーの「ドル不足論」について  
中西 市郎 経営と経済 (長崎大)  
34-2 (1955.2) p. 217-232

キンドルバーガーのドル不足論をめぐる  
片山 貞雄 六甲台論集 (神戸大)  
1-3 (1955.8) p. 16-43

ハーバラーの弗不足論  
片山 貞雄 六甲台論集 (神戸大)  
2 (1955.4) p. 116-129

ドル不足と生産力発展における不均等  
F. Machlup 調査月報 (大蔵省)  
44-6 (1955.6) p. 127-137

スターリング地域のドル・プール制  
東京銀行月報 7-1 (1955.1) p. 41-55

スターリングの中央プール制度の再検討につ  
いて (資料)  
藤田 正寛 国民経済雑誌 (神戸大)  
92-2 (1955.8) p. 66-72

スターリング地域の中央ドル・プール  
(The American Economic Review Sept.  
1954 訳)  
Kenneth M. Wright 調査月報 (大蔵省)  
43-12 (1954.12) p. 38-50

(ポンド)

ポンドの交換性について  
ハロッド, ロイ 東京銀行月報  
6-8 (1954.8) p. 4-9

ポンド自由交換の可能性  
調査月報 (東海銀行) 85 (1954.8) p. 22-32

ポンドの交換性回復と日本に与える影響  
尾上 利治 金融財政事情 213 (1954.9.27)  
p. 26-28

ポンド交換性回復への動きを繞る諸情勢  
調査時報 (富士銀行)  
79 (1954.10) p. 4-18

ポンドの交換性回復問題 一歴史的観点より—  
東京銀行月報 6-10 (1954.10) p. 4-8



	ポンドの自由交換性回復について 経済調査 (大和銀行) 82 (1954.11)	p. 23-32
雑	ポンドの交換性回復をめぐる米英の対立 片山 謙二 経済評論 3-12 (1954.11)	p. 72-91
誌	ポンドとドルの強度の関連について 藤田 正寛 国民経済雑誌 (神戸大)	91-1 (1955.1) p. 69-73
文	ポンド相場は回復するか —英国新為替政策の 背景と問題点— エコノミスト 33-11 (1955.3.12)	p. 40-42
献	ポンドに関する覚書 —昨夏来の軟化傾向をめぐつて— 調査時報 (富士銀行) 85 (1955.4)	p. 4-17
目	イギリスのポンド政策に関する一論 —歴史的 観点より— 村野 孝 国際経済 6 (1955.5)	p. 49-59
録		
	<b>3. 為 替</b> (理 論)	
	利子附資本と為替相場 小野 朝男 経済理論 (和歌山大)	20 (1954.7) p. 113-138
	最近の為替相場の安定性に関する諸模型につい て 木村 滋 六甲台論集 (神戸大)	1 (1954.8) p. 17-30
	外国為替理論についての一試論 —外国為替理論へ接近のための基礎として— 柴田 政利 明大商学論叢 38-1 (1954.9)	p. 42-68
	国際価値論と為替理論 樋口 午郎 バンキング 82 (1955.1)	p. 34-44
	為替相場理論に現われた「えせ」マルクス主義 —マルクス主義的為替相場理論の展望— 小野 朝男 経済評論 4-3 (1955.3)	p. 127-137
	銀行為替業務の成立過程 山下 宇一 松山商大論集 6-1 (1955.3)	p. 95-104
	為替相場について —小野朝男氏にお答えする— 川合 一郎 経済評論 4-7 (1955.7)	p. 78-88
	外国為替及び外国貿易管理法規とその渉外的効 力について 名本 公洲 国際法外交雑誌	54-4 (1955.5) p. 47-83
	外貨需給曲線と適限為替相場 田中 金司 一橋論叢 34-2 (1955.8)	p. 1-14

	資本主義世界市場の経済関係における為替相場 の役割について ア. エヴレイスコフ 経済評論 4-8 (1955.8)	p. 145-163
	内国為替集中決済制度制定の経緯 福田 昇 金融 102 (1955.9)	p. 34-40
	(政 策)	
	外国為替取引正常化の背景 経済調査 (大和銀行) 78 (1954.7)	p. 10-18
	為替レート切下をめぐる問題点 経済月報 (三和銀行) 211 (1954.7)	p. 1-11
	第一次世界大戦とわが国外国為替 東京銀行月報 6-9 (1954.9)	p. 12-28
	為替制限に関する国際通貨基金第5年次報告 税関調査月報 7-10 (1954.10)	p. 14-23
	「為替安定基金」の考察 東京銀行月報 6-12 (1954.12)	p. 28-51
	経済の基礎的不均衡と為替レート切下げ問題 (1) (2) 呉羽紡績月報 57 (1954.9)	p. 3-13
	58 (1954.10)	p. 3-15
	海外のレート切下げは成功か失敗か —英, ギ リシャ, メキシコの場合— 東洋経済新報 2649 (1954.10.30)	p. 30-37
	多数国体系における為替レート機構の安定性 J. J. Polak, Ta-Chung Liu. 調査月報 (大 蔵省) 44-1 (1955.1)	p. 9-26
	為替レートの均衡と安定をめぐる 調査月報 (富士銀行) 83 (1955.2)	p. 4-16
	金為替本位制と外為会計 堀山 武雄 銀行論叢 49-4 (1955.4)	p. 1-13
	我国の外国為替相場の変動 阪口伸六郎 銀行論叢 49-4 (1955.4)	p. 14-27
	外国為替相場建て方の簡素化 東京銀行月報 7-4 (1955.4)	p. 30-37
	戦前における双務的為替清算制度 東京銀行月報 7-5 (1955.5)	p. 11-23
	外国為替専門銀行の発足と運営上の諸問題 堀江 薫雄 金融財政事情 212 (1954.8.30)	p. 20-22
	外国為替資金特別会計について 調査 (三菱銀行) 23 (1955.8)	p. 2-9
	屈伸為替相場をめぐつて 東京銀行月報 7-8 (1955.7)	p. 4-9
	(貿易金融)	
	自国通貨による輸入保証金制度について 調査月報 (日本銀行) (1954.6)	p. 1-19

長期貿易金融機関について —輸出入銀行について—  
黒川 芳藏 同志社商学 6-3 (1954.8)  
p. 81—103

輸入金融の引締めをめぐつて  
調査時報 (富士銀行) 77 (1954.8) p. 4-24

戦後におけるユーザンス制の推移と今後の展望  
金融財政事情 213 (1954.9.6) p. 16-19

日本輸出入銀行について  
金融財政事情 225 (1954.11.29) p. 29-35

日本輸出入銀行について  
金融問題調査委員会 金融 93 (1954.12)  
p. 5-18

輸出信用決済合理化の問題 —国際売買の理念より観たる—  
高井 真 商学論究 (関学大) 9 (1954.12) p. 277-298

海外貿易金融と米銀行の役割  
調査 (三菱銀行) 21 (1955.6) p. 20-36

アメリカの銀行と貿易金融  
(Federal Reserve Bulletin. 1955.4)  
金融経済 32 (1955.6) p. 57-70

合衆国の銀行と外国貿易  
(F. R. B. 月報四月号)  
調査時報 (富士銀行) 88 (1955.7) p. 51-62

アメリカ合衆国の銀行と貿易金融  
(F. R. B. 1955.4)  
調査月報 (大蔵省) 44-7 (1955.7) p. 38-45

ドル・ユーザンスの実施について  
東京銀行月報 7-1 (1955.1) p. 69-78

外国為替貿易金融機構について  
黒川 芳藏 同志社商学 7-1 (1955.4)  
p. 61-76

貿易金融と外資の論理  
天谷 直弘 外国為替 117 (1955.5.1)  
p. 22-25

**4. 国際資本移動**

最近における金及びドルの国際的移動  
川田富久雄 国民経済雑誌 (神戸大) 90-3 (1954.9) p. 72-79

国際流動性準備変動の地域的研究 (1)  
藤田 正寛 国際経済研究年報 (神戸大) 5 (1954.10) p. 179-220

国際資本移動理論の一考察  
藤田 正寛 国民経済雑誌 (神戸大) 90-5 (1954.11) p. 52-69

第二次世界大戦後 (1946-1952年) における民間資本の国際移動 (U. N.: The International flow of Private capital 1946-1952)  
調査月報 (大蔵省) 44-5 (1955.5) p. 60-106

1954年の国際的・ドルの動き  
調査時報 (富士銀行) 86 (1955.5) p. 62-67

1954年の国際金・ドル移動  
世界経済 10-7 (1955.7) p. 67-70

戦後の国際経済における資本移動について (1)  
(2)  
アーサー・ブルームフィールド  
外国為替 125 (1955.9.1) p. 16-18  
126 (1955.9.15) p. 23-25

**5. 国際投資**

開発計画における外国投資の役割と問題  
藤井 正夫 世界経済 9-8 (1954-9)  
p. 21-32

国際投資の動向について  
傍島 省三 経済学 (大阪大) 4-1/2 (1954.10) p. 70-88

戦後における国際短資移動のメカニズム  
東京銀行月報 6-11 (1954.11) p. 27-34

世界銀行について (資料)  
調査時報 (富士銀行) 79 (1954.10) p. 49-64

国際復興開発銀行第9回年次報告 (1953-54年度)  
世界週報 35-32 (1954.11.11) p. 30-33

国際復興開発銀行の機能と活動  
江見 洋甫 世界経済 9-11 (1954.12)  
p. 12-22

1953年の米国の対外贈与と信用供与  
(米商務省月報4月号)  
調査時報 (富士銀行) 76 (1954.7) p. 45-57

米国の対外投資 (米商務省月報1954.5月号訳)  
調査時報 (富士銀行) 79 (1954.10) p. 31-42

戦後におけるアメリカの民間対外投資の概況  
調査月報 (東海銀行) 96 (1955.7) p. 2-13

アメリカの対アジア投資政策とその問題点  
高木祐一郎 アジア問題 (アジア協会) 2-2 (1955.2) p. 118-124

アジアにおける資本形成の二類型 —G. C. アレンの所説—  
アジア問題研究会 アジア問題 (アジア協会) 1-3 (1954.11) p. 123-131

アジア経済の発展と外国資本の役割  
樋口 午郎 アジア問題 (アジア協会) 2-2 (1955.2) p. 10-21

アジア諸国における外資導入法の比較検討  
—各国の外資導入方針について—  
河村 捷郎 アジア問題 (アジア協会) 2-2 (1955.2) p. 100-109

民族資本の生成と外国権益の変遷 (インド)  
藤井 正夫 アジア問題 (アジア協会) 2-1 (1955.1) p. 106-115

インドにおける外国資本と民族資本  
狭間 源三 アジア問題 (アジア協会) 2-2 (1955.2) p. 70-81

インドにおける企業経営組織の特質とその動向

	一経営代理制度と資本形成について— 金田 近二 アジア問題 (アジア協会) 2-2 (1955. 2) p. 92-99
雑	インドネシアの外国資本 —その性格の史的変 遷について— 西野照太郎 アジア問題 (アジア協会) 2-2 (1955. 2) p. 82-91
誌	ビルマの外国資本 田路 健一 アジア問題 2-4 (1955. 4) p. 80-89
文	フィリッピンにおける華僑の投資活動 須山 卓 アジア問題 2-5 (1955. 5) p. 61-69
献	英国の対連邦開発投資の方向と目的 藤井 正夫 アジア問題 2-3 (1955. 3) p. 72-81
目	ソ連邦の対外経済援助と投資形態 副島 種典 アジア問題 2-2 (1955. 2) p. 110-117
録	(紹介) 西独企業にたいする外国資本の侵入 経済評論 4-4 (1955. 4) p. 115-126 戦後の海外投資について (上) (下) 久光 重平 財政経済弘報 469 (1954. 11. 1) 470 (1954. 11. 8) p. 4-5
	<b>6. 国際決済制度</b>
	国際決済銀行第24年次報告 (1953-54) 世界週報 35-25 (1954. 9. 1) p. 30-41
	国際決済銀行第25回年報 (1954-1955) 世界週報 36-21 (1955. 7. 21) p. 58-70 36-22 (1955. 8. 1) p. 54-67 36-24 (1955. 8. 21) p. 58-69
	スキッチ・トレードについて 東京銀行月報 7-5 (1955. 5) p. 24-28
	EPUの発展と現状 調査 (三菱銀行) 11 (1954. 7) p. 2-25
	欧州支払同盟 (EPU) の更新 経済と外交 180 (1954. 9. 6) p. 14-16
	欧州支払同盟の回顧と展望 石井 甫 世界経済 9-11 (1954. 12) p. 23-31
	アジア決済同盟は可能か エコノミスト 32-32 (1954. 8. 7) p. 40-43
	「アジア決済同盟」論について 経済情勢 302 (1954. 11) p. 20-28
	アジア決済同盟の意義と可能性 栗本 弘 世界経済 9-11 (1954. 12) p. 32-40
	アジア決済同盟 尾上 利治 外国為替 116 (1955. 4. 15) p. 35-39

	<b>7. 国際収支</b>
	ホオトレイの国際収支均衡論 酒井 一夫 経済学研究 (北海道大) 3 (1953. 3) p. 75-93
	国際収支に関する価格効果と所得効果 柴田 裕 富山大学紀要経済学部論集 4 (1954. 8) p. 13-28
	多数国間貿易における国際収支—価格効果と 所得効果を回つて— 柴田 裕 富山大学紀要経済学部論集 5 (1955. 1) p. 13-28
	金の価格と国際収支 松村善太郎 経済理論 (和歌山大) 24 (1955. 3) p. 49-65
	国際収支の構造的不均衡 —日本経済の自立を 妨げるもの— 喜多村 浩 国際経済 6 (1955. 5) p. 1-32
	国際収支の弾力性と交易条件 田中 金司 バンキング 90 (1955. 9) p. 10-25
	国際収支の現状と見直し 調査 (三菱銀行) 15 (1954. 12) p. 2-13
	国際収支の危機は去つたか エコノミスト 32-50 (1954. 12. 11) p. 24-29
	昭和29年国際収支の概観 財政金融統計月報 55 (1955. 6) p. 3-7
	昭和25年度以降の国際収支概観 財政金融統計月報 55 (1955. 6) p. 8-22
	世界経済の再建とアメリカの国際収支 小原 敬士 金融経済 31 (1955. 4) p. 1-18
	イギリスの1955-56年度予算案と関係文書 (経 済白書, 国際収支白書, 国民所得白書) 調査月報 (大蔵省) 44-6 (1955. 6) p. 1-126
	イギリス国際収支の自立化過程 松村善太郎 バンキング 90 (1955. 9) p. 39-55
	フランス国際収支の問題点 東京銀行月報 6-9 (1954. 9) p. 4-11
	イタリーの国際収支 (ローマ銀行評論54年3月号) 調査時報 (富士銀行) 78 (1954. 9) p. 46-52
	ラテン・アメリカ諸国における国際収支の動勢 (Federal Reserve Bank. Monthly Review. Nov. 1954) 金融経済 31 (1955. 4) p. 52-60
	ラテン・アメリカ諸国の最近の国際収支 (ニュ ーヨーク F. R. B 月報 1954. 11月) 調査時報 (富士銀行) 82 (1955. 1) p. 72-78

8. 各国金融為替事情  
(日 本)

金解禁下の財政金融事情について  
調査月報(日本銀行)(1954.6) p.20-173

金融制度調査準備委員会の回顧 一 明石照男氏  
を囲んで—  
調査月報(日本銀行)(1955.6) p.29-74

戦時戦後経済と金融 一 富山県における実証的  
研究—(中)(中の二)  
植村 元覚 富山大学経済学部論集  
4(1954.8) p.47-58  
5(1955.1) p.49-58

戦中戦後の金融体制の変遷について(1)(2)  
森 垣 淑 金融経済 32(1955.6) p.36-56  
33(1955.8) p.56-68

生命保険会社の金融資本の性格 一 戦後金融資  
本系列復活に関連して—  
笠原 長寿 明大商学論叢 38-5/6(1955.4)  
p.31-94

創生期における横浜正金銀行  
東京銀行月報 7-1(1955.1) p.56-68

日本金融の性格(4)  
三宅 武雄 金融経済(金融経済研究所)  
27(1954.8) p.32-49

デフレ政策下における銀行預金、貸出金動向の  
分析  
金融情報(勸業銀行)7-10(1954.10) p.2-29

28年下期における各地域別預貸金の状況  
金融 92(1954.11) p.9-17

戦後の国民貯蓄の問題について  
金融 93(1954.12) p.19-24

八大銀行の主要大企業に対する融資関係の現況  
とその推移  
金融財政事情 227(1954.12.17) p.30-38

金融機関の金融債投資について  
金融 95(1955.2) p.5-16

産業資金面からみた金融制度  
西川 元彦 通商産業研究 3-5(1955.5)  
p.10-17

金融と独占禁止法  
北原 道貫 通商産業研究 3-6(1955.6)  
p.26-32

貯蓄意欲の向上と銀行預金の伸びについて  
経済月報(三和銀行)222(1955.6) p.1-6

上場銀行29年上期の経営実績  
証券(東京証券取引所)66(1955.1) p.3-8

終戦後における我国市中銀行のオーバーローン  
について  
吉野 俊彦 経済研究(一橋大経研)  
5-3(1954.7) p.179-189

通産省オーバー・ボロウイング解消案の内容と

問題点  
金融情報(勸銀)8-3(1955.3) p.38-47

資本蓄積の現状とオーバー・ローン、オーバー・  
ボロウイングの発生過程(1)(2完) 雑誌  
呉羽紡績月報 66(1955.6) p.8-24  
67(1955.7) p.3-18

経済同友会の提唱する「オーバー・ボロウイン  
グ解消策」の意義 文献  
西野嘉一郎 税経通信 10-6(1955.6)  
p.5-17

経済同友会「オーバー・ボロウイング解消策」  
批判 文献  
山下 勝治 税経通信 10-6(1955.6)  
p.18-25

わが国におけるコール取引の沿革と現状  
東京銀行月報 6-8(1954.8) p.10-27

コール資金の流通について  
金融 89(1954.8) p.18-31

名古屋における不渡手形の動向  
調査月報(東海銀行)95(1955.6) p.2-11

昭和30年度総合資金需給見込について  
金融情報(勸銀)8-6(1955.6) p.2-27

戦後の我国における起債市場の動向  
証券(東京証券取引所)63(1954.10) p.3-7

昭和28年下半期の起債市場  
産業金融時報(興業銀行)73(1954.6)  
p.40-58

昭和29年上半期の起債市場  
産業金融時報(興銀)78(1955.2) p.44-65

資金統制をめぐる問題点  
調査時報(富士銀行)90(1955.9) p.4-33

デフレ経済下の産業資金供給状況  
金融 102(1955.9) p.16-21

産業資金の調達ならびに供給と民間金融機関(1)  
金融 102(1955.9) p.5-12

公社債流通市場再開をめぐる問題  
経済月報(三和銀行)225(1955.9) p.1-9

財閥再編と銀行資本の役割 一 系列融資と株式  
保有をめぐるつて—(上)(下)  
証券(東京証券取引所)61(1954.8) p.10-24  
62(1954.9) p.9-21

戦前における普通銀行の考察  
金融財政事情 216(1954.9.27) p.32-42

戦前における普通銀行の考察  
金融問題調査委員会 金融(全国銀行協会連  
合会)91(1954.10) p.5-23

戦後における普通銀行の考察  
金融 98(1955.5) p.5-24

戦後における普通銀行の考察(上)(下)  
全国銀行協会連合会 金融財政事情  
249(1955.5.30) p.30-37  
250(1955.6.6) p.32-37

相互銀行と企業者革新  
荒井 寿一 バンキング 80 (1954.11) p. 46-59

相互銀行について  
金融問題調査委員会 金融 94 (1955.1) p. 9-29

相互銀行の概況  
金融情報 (勸銀) 8-4 (1955. 4) p. 2-32

相互銀行界の現状 (1)  
経済調査 (大和銀行) 91 (1955. 8) p. 15-19

労働金庫の概況  
金融情報 (勸銀) 7-11 (1954.11) p. 2-23

在日外国銀行の最近の業況  
金融財政事情 264 (1955. 9. 19) p. 26-29

支払準備制度をわが国に導入することの可否について  
全国銀行協会連合会 金融財政事情 210 (1954. 8. 9) p. 31-36

支払準備制度をわが国に導入することの可否について  
金融問題調査委員会 金融 90 (1954. 9) p. 19-27

最近の通貨情勢  
調査月報 (日本銀行) (1954. 5) p. 1-67

昭和29年の金融回顧  
金融 94 (1955. 1) p. 30-40

昭和4~6年におけるデフレ政策の回顧  
金融情報 (勸銀) 7-7 (1954. 7) p. 2-22

デフレ政策と通産政策  
今井 博 通商産業研究 2-7 (1954. 7) p. 20-32

デフレ経済克服への道  
千種 義人 通商産業研究 2-7 (1954. 7) p. 2-9

デフレと恐慌  
宇佐美誠次郎 改造 35-8 (1954. 8) p. 57-69

デフレ政策とその影響 —— 一般経済と特に繊維業について ——  
調査時報 (大日本紡) 35 (1954. 9) p. 49-112

金融引締政策の金融面に及ぼした影響  
林 比呂志 バンキング 78 (1954. 9) p. 50-70

銀行の預貸金から見た金融引締の影響  
金融 90 (1954. 9) p. 35-40

金融政策を基軸とする日本経済の現状  
日本金融研究会 経済評論 臨時増刊号 (1954. 10) p. 70-93

金融引締政策の限界  
紅林 茂夫 経済評論 臨時増刊号 (1954. 10) p. 23-36

金融引締政策の一ケ年

エコノミスト 32-40 (1954. 10. 2) p. 24-31

金融引締め政策について  
吉野 俊彦 バンキング 82 (1955. 1) p. 22-32

金融引締め政策 (下村理論)  
下村 治 金融財政事情 6-1 (1955. 1) p. 50-61

金融引締め政策下の消費需要の動向  
調査月報 (日本銀行) (1955. 3) p. 1-49

わが国の金融を正常化する方策  
向江 久夫 金融 96 (1955. 3) p. 5-11

金融引締政策の意義と基調  
阿部 統 銀行論叢 49-7 (1955. 7) p. 1-9

金融引締めに関する覚書 —— 引締め政策の推移と効果, ことに国際収支と金利を中心として ——  
鶴岡 義一 早稲田政治経済学雑誌 134 (1955. 8) p. 87-110

金融引締め政策批判に就いて  
関根 太郎 金融 101 (1955. 8) p. 5-8

金融緩和の意味  
高木 暢哉 銀行論叢 49-9 (1955. 9) p. 1-9

金融デフレ恐慌と中小企業  
谷口 吉彦 バンキング 78 (1954. 9) p. 10-15

緊縮政策下の中小企業金融の動向  
金融財政事情 223 (1954. 11. 15) p. 24-27

中小企業金融対策の現況  
中小企業金融 (中小企業庁) 75 (1954. 12) p. 1-17

金利の問題  
調査 (三菱銀行) 20 (1955. 5) p. 2-14

貸出金利の現況と企業の金利負担  
財政経済弘報 508 (1955. 5. 31) p. 9-11

金利引下問題の周辺  
調査時報 (富士銀行) 87 (1955. 6.) p. 4-11

産業の見地から見た金利引下げの必要性について  
通産省企業局 金融財政事情 252 (1955. 6. 20) p. 49-56

我が国の金利を繞つて  
調査月報 (神戸銀行) 155 (1955. 7) p. 68-76

並手形一厘引下げについての覚書  
上野 耕一 銀行論叢 49-7 (1955. 7) p. 11-22

日本銀行金利と普通銀行金利との関係について  
金融問題調査委員会 金融 100 (1955. 7) p. 18-27

日本銀行金利と普通銀行金利との関係について  
金融財政事情 261 (1955. 8. 29) p. 27-33

金利体系是正について  
梶山 武雄 銀行論叢 49-8 (1955. 8)

		p. 1-13	
金利規制方式の検討			
金融 (全国銀行協会連合会)	89 (1954-8)		
		p. 5-11	
金利と為替の「伸縮性」			
河内 適	金融 102 (1955.9)	p. 13-15	
企業の金利負担調査 (昭和28年上期)			
金融	88 (1954.7)	p. 28-33	
企業の金利負担調査 (昭和28年下期)			
金融	92 (1954.11)	p. 18-23	
購買力平価と円の実勢			
東洋経済統計月報	14-7 (1954.7)	p. 6-8	
ポンド残高について			
経済調査 (大和銀行)	81 (1954.10)	p. 11-15	
外為資金撒揚超の処理			
調査月報 (大蔵省)	44-1 (1955.1)	p. 1-8	
外国為替資金特別会計について			
東京銀行月報	7-2 (1955.2)	p. 11-36	
外為会計をめぐる諸問題			
菱沼 貞雄	金融 98 (1955.5)	p. 25-28	
独占下の経済と経営—外資導入を中心として—			
田 杉 競	経済評論 3-7 (1954.7)	p. 14-24	
問題をました最近の外資導入			
日本経済のうごき (政治経済研究所)			
	13 (1954.9)	p. 29-40	
外資に圧迫される中小企業			
エコノミスト	32-39 (1954.9.29)	p. 38-41	
外資導入と企業支配			
岡村 正人	同志社商学 6-4 (1954.10)	p. 71-84	
外資導入の促進を図れ			
ダイヤモンド	42-47 (1954.11.21)	p. 32-37	
外資・借款・援助の諸問題			
経済調査 (大和銀行)	82 (1954.11)	p. 33-41	
戦後の外資導入とその問題点			
東洋経済新報	2650 (1954.11.6)	p. 40-42	
戦後外国資本流入の諸問題			
森 垣 淑	金融経済 29 (1954.12)	p. 35-52	
外資導入の功罪を衝く			
エコノミスト	32-49 (1954.12.4)	p. 22-27	
(アメリカ)			
米国資本市場の変貌			
産業金融時報 (興業銀行)	73 (1954.6)	p. 1-39	
ニューヨークの手形交換			
得能 次郎	金融 88 (1954.7)	p. 22-27	
アメリカ合衆国における販売金融会社			
深見 義一	一橋論叢 34-2 (1955.8)	p. 15-36	
戦後に於ける連邦準備政策の推移			
安井 孝治	バンキング 77 (1954.8)	p. 65-71	

ニューディールを中心としてみた企業金融			
鎌田 正三	経済学 (東北大) 33 (1954.9)	p. 13-54	
米国における国債管理と金融の動向			
金融 (全国銀行協会連合会)	91 (1954.10)	p. 28-30	
米国における支払準備制度の運用状況			
調査月報 (日本銀行)	(1954.11)	p. 1-88	
米国における住宅金融			
調査月報 (日本銀行)	(1955.5)	p. 1-58	
(英 国)			
イギリスの資本発行統計			
調査月報 (大蔵省)	43-7 (1954.7)	p. 69-80	
イギリス最近の国内・国際金融事情			
調査月報 (大蔵省)	43-7 (1954.7)	p. 81-91	
戦後英国の金融政策の推移			
調査月報 (日本銀行)	(1954.7)	p. 1-55	
イギリス植民地における金融制度について			
今田 治彌	金融経済 29 (1954.12)	p. 1-22	
イギリスの金融市場について			
調査月報 (東海銀行)	90 (1955.1)	p. 26-35	
英蘭銀行最近の公定歩合引上げとその背景			
調査月報 (大蔵省)	44-2 (1955.2)	p. 34-57	
(紹介) Ashton, T. S. & Sayers, R. S.: Papers in English Monetary History. 1953			
経済学論叢 (同志社大)	6-1 (1955.2)	p. 98-101	
英国の金利体系に就いて			
経済月報 (住友銀行)	77 (1955.4)	p. 21-28	
英国五大銀行会長の株主総会報告			
調査 (三菱銀行)	19 (1955.4)	p. 2-25	
イギリス経済の変調 —ポンドの軟化とその対策—			
世界週報	36-10 (1955.4.1)	p. 63-73	
英国の金ドル準備と金融政策の推移			
金融 (全銀協連)	97 (1955.4)	p. 10-14	
英国経済の動向と当面の金融財政措置			
調査月報 (東海銀行)	95 (1955.6)	p. 12-27	
ヤッフエ著「イギリスの金融制度」(1)-(5)			
—Edgar Jaffe: Das englische Bankwesen, 1909—			
三輪 悌三(訳) 金融経済(金融経済研究所)			
	27 (1954.8)	p. 50-71	
	28 (1954.10)	p. 38-57	
	30 (1955.2)	p. 26-47	
	31 (1955.4)	p. 28-51	
	32 (1955.6)	p. 23-34	
ポンド強化の途			
ロイ・ハロッド	東京銀行月報		
	7-8 (1955.8)	p. 5-9	
イギリスの民間投資統計の整備について			
調査月報 (大蔵省)	44-8 (1955.8)	p. 94-98	

雑 誌 文 献 目 録	英国における個人貯蓄の調査と伸張について 金融 101 (1955.8) p.13-15
	英国の金・ドル準備と外国短期資本 (The Banker. 1955.6訳) 経済調査(大和銀行) 92 (1955.9) p.32-39
	英国の為替管理 (1)-(3) 東京銀行月報 7-7 (1955.7) p.13-23
	7-8 (1955.8) p.41-55
	7-9 (1955.9) p.24-38
	(西ドイツ)
	西ドイツの支払準備制度 調査月報(日本銀行) (1954.5) p.68-124
	ドイツ・マルクを繞る諸問題(下) 東京銀行月報 6-7 (1954.7) p.18-32
	最近における西ドイツの資本市場の状況と税制 改革 調査月報(日本銀行) (1954.8) p.1-56
	西ドイツ・レンダーバンクの信用準則 調査月報(日本銀行) (1954.9) p.1-58
	西ドイツの金利政策について(6) 東京銀行月報 6-10 (1954.10) p.9-28
	動乱以後の西独金融引締政策 調査月報(東海銀行) 88 (1954.11) p.35-42
	西ドイツの中央銀行制度改革論を繞つて 大蔵省銀行局 金融財政事情 235 (1955.2.21) p.30-31
	西ドイツの金融制度(上)(中)(下) (B.H.Beckhart 著 Banking Systems訳) 調査時報(富士銀行) 86 (1955.5) p.42-53
	87 (1955.6) p.37-54
	88 (1955.7) p.34-50
	戦後ドイツにおける貨幣政策 1948年—1954年 三木谷良一 国民経済雑誌(神戸大) 92-2 (1955.8) p.72-77
	(ソ 連)
	ソヴェト・ブロックにおける通貨改革 Edward Ames (The American Economic Review, June 1954訳) 世界経済 9-9 (1954.10) p.53-60
	ソヴェト同盟の銀行制度 野々村一雄 経済評論 4-1 (1955.1) p.202-211
	ソヴェト信用の特質とその諸形態 大崎平八郎 經理知識 4-5/6 (1955.6) p.14-31

ソヴェトの国際金融関係と外国貿易 (M.V. Condoide 著 The Soviet Financial System 第五章訳) 調査月報(大蔵省) 44-7 (1955.7) p.100-113
(其他諸国)
新中国に於ける金融制度に付いて(1) —その 歴史的意義— 三木 毅 経済学研究(北海道大) 3 (1953.3) p.143-172
新中国の金融制度 宮下 忠雄 国民経済雑誌(神戸大) 90-3 (1954.9) p.1-19
中共の通貨改革とその背景 エコノミスト 33-10 (1955.3.5) p.30-31
中国の通貨改革 アジア経済旬報(中国研究所) 245 (1955.3.10) p.1-11
インドの銀行制度とその現状 三宅 武雄 金融経済 29 (1954.12) p.23-34
インド金融組織の特質と欠陥 調査時報(富士銀行) 82 (1955.1) p.32-69
北欧三国の経済困難と伸縮的通貨政策 東京銀行月報 7-7 (1955.7) p.4-12
フランスの銀行制度(上)(中) 調査時報(富士銀行) 89 (1955.8) p.52-75
90 (1955.9) p.47-63
戦後のイタリア金融制度(ローマ銀行月報195 4年, 5月, 7月号所収) 調査時報(富士銀行) 81 (1954.12) p.21-50
カナダ・ドルの動きとその背景 東京銀行月報 6-11 (1954.11) p.35-39
最近におけるカナダの銀行法の改正とカナダの 銀行制度(Federal Reserve Bank of N. Y. Monthly Review. Dec. 1954) 三宅 武雄 金融経済 30 (1955.2) p.64-71
カナダの金融制度(ニューヨーク連邦銀行月報 1954年12月号訳) 調査時報(富士銀行) 85 (1955.4) p.69-78
ブラジル経済金融情勢 調査時報(富士銀行) 84 (1955.3) p.90-94
チリーのインフレーション 経済調査(大和銀行) 88 (1955.5) p.12-26
南米各国の為替管理の概要(1) 東京銀行月報 7-9 (1955.9) p.10-22

## 海 事 經 済

1. 理論・政策
2. 各国海運造船事情
3. 港 灣
4. 海法・海上保険

1. 理論・政策
- 古代経済と海運活動 —エジプト・フェニキヤ・  
ギリシヤ及びローマの海運—  
佐々木誠治 国際経済研究年報(神戸大)

5 (1954.10) p.141-178  
 海上旅客形態の変遷  
 野村寅三郎 国民経済雑誌 90-6 (1954.12)  
 p.17-33  
 運賃と傭船料との関係  
 前田 義信 甲南論集 (甲南大)  
 5 (1954.12) p.25-50  
 (紹介) ダニエル・マークス著「国際海運カル  
 テル」  
 Daniel Marx, J.R.: International Shipping  
 Cartels. 1953. pp. xiii+323  
 経商論纂 (中央大) 59 (1954.12) p.92-99  
 英国の船員常置制度について  
 海事資料 4-2 (1955.1.25) p.8-13  
 契約運賃制のゆくえ (1) (2) (3)  
 岩田 弘文 海運 325 (1954.10) p.21-24  
 326 (1954.11) p.7-9  
 328 (1955.1)  
 331 (1955.4) p.40-43  
 1955年世界不定期船市況の見通し  
 W. G. ウェストン 海運調査月報  
 31 (1955.2) p.2-3  
 米国船主有限責任法の形成 (1)  
 戸田 修三 海事研究 21 (1955.4) p.1-11  
 海運合理化の一般的原因  
 麻生平八郎 明大商学論叢 38-5/6 (1955.4)  
 p.1-11  
 海運における競争 —海運市場の性格—  
 加地 照義 運輸と経済 15-4 (1955.4)  
 p.23-30  
 海運企業の諸経営 (1)  
 佐藤 光威 経商論纂 (中央大)  
 61 (1955.5) p.65-90  
 繋船に関する若干の考察 (上) (中) (下)  
 黒田 英雄 海運 332 (1955.5) p.38-41  
 333 (1955.6) p.30-33  
 334 (1955.7) p.13-15  
 海運業における企業の安定  
 地田 知平 一橋論叢 33-6 (1955.6)  
 p.23-48  
 交通経済の基礎 —荷役原理解明のために—  
 塚原俊一郎 運輸と経済 15-8 (1955.8)  
 p.6-11  
 交通生産説についての一考察  
 石井彰次郎 経済理論 (和歌山大)  
 27 (1955.9) p.83-98  
 (紹介) G. F. Hourani 著, 印度洋における  
 アラブ海運  
 佐々木誠治 国民経済雑誌 (神戸大)  
 92-3 (1955.9) p.77-83  
 契約運賃制の新動向 —北大西洋同盟に関する  
 最近の米国 F. M. B の審決をめぐって—

丸山 泰男 海運 322 (1954.7) p.2-6  
 外国法規に見られる水先人の立場について  
 小門和之助 海事研究 22 (1955.7)  
 p.59-68 雑  
 船員の栄養管理  
 西部 徹一 海事研究 22 (1955.7) p.69-78 誌  
 最近における海運市況の推移と展望  
 海事資料 4-8 (1955.6.25) p.2-10 文  
 世界商船隊の現況 —1939~55年度船腹量の比  
 較—  
 海運 335 (1955.8) p.5-7 献  
 2. 各国海運造船事情 目  
 (日 本) 録  
 日本海運における整理統合問題 (下)  
 尾形 昌夫 海運 321 (1954.6) p.7-11  
 内航油槽船の需給について  
 今成秀三郎 海運 321 (1954.6) p.40-42  
 我が海運界の現況と再編成  
 証券 (東京証券取引所) 62 (1954.9) p.3-8  
 本邦周辺における海運競争と日本海運の立場  
 海運 324 (1954.9) p.23-28  
 日本海運の世界的発展策 (下)  
 西川 勇 海運 324 (1954.9) p.10-19  
 戦後における海運造船政策 (1) (2)  
 蔵 園 進 政経月誌 (政治経済研究所)  
 22 (1954.8) p.1-11  
 24 (1954.10) p.1-11  
 昭和25年—28年度三国間輸送の現状解析 —29  
 年以降34年迄の邦船積三国間輸送の見通し—  
 海事資料 3-18 (1954.10.10) p.9-13  
 本邦海運の立場より見た中国配船の重要性  
 海運 326 (1954.11) p.15-21  
 日本—西阿貿易の現状と西阿航路の将来  
 海事資料 3-21 (1954.11.10) p.6-14  
 米国・日本及び東南ア貿易 —北米航路の問題  
 点への一考察—  
 海事資料 3-21 (1954.12.10) p.2-8  
 本邦遠洋定期航路の発達 (4)  
 世界海運 33 (1954.12) p.1-34  
 航路補助小史  
 横山 恒雄 海運 326 (1954.11) p.2-6  
 海運業をめぐる国際環境  
 経済調査 (大和銀行) 82 (1954.11) p.75-82  
 日本海運の世界的発展策 (1) (2)  
 横田 熟 海運 325 (1954.10) p.2-6  
 327 (1954.12) p.2-7  
 近海汽船の回顧と展望  
 今成秀三郎 海運 328 (1955.1) p.12-19  
 日本海運の国際競争力  
 白井 孝 世界経済 10-2 (1955.2)  
 p.20-29  
 総合経済六カ年計画の構想と海運



蒲 章 海運 330 (1955.3)	p. 2-7
現下日本海運の問題点	
加地 照義 海運 331 (1955.4)	p. 2-5
日本及び中国の前近代的海運 (上)	
(京都大学 Economic Review 23-2 (oct. 1953) 訳)	
C. D. Sheldon (谷山新良訳)	
海運 331 (1955.4)	p. 13-16
昭和海運小史 (1) (2) (3) (4)	
海事資料 4-5 (1955.4.10)	p. 2-8
4-7 (1955.5.25)	p. 6-10
4-8 (1955.6.25)	p. 12-16
4-9 (1955.7.10)	p. 6-10
東南アジア貿易と日本海運 (上) (中) (下)	
植竹 信義 海運 332 (1955.5)	p. 7-10
333 (1955.6)	p. 26-29
336 (1955.9)	p. 50-54
第一次世界大戦時における社外船経営の発展と容貌	
佐々木誠治 国民経済雑誌 (神戸大)	
91-5 (1955.5)	p. 52-66
海運同盟の国家的基盤と戦後わが国における定期船至上主義政策 (上)	
佐々木誠治 海運 336 (1955.9)	p. 30-33
海運金融機関の構想	
岡庭 博 運輸と経済 15-4 (1955.4)	p. 31-36
海運による外貨獲得目標とその達成方策	
岡田 良一 海運 332 (1955.5)	p. 2-6
第一次大戦後の日本海運とその発展基盤	
産業金融時報 (興銀) 81 (1955.7)	p. 1-73
建設性のない海運白書 一白書に対する若干の批判一	
海事資料 4-9 (1955.7.10)	p. 2-5
戦後海運政策の流れ 一外航商船隊の再建補助一	
佐々木誠治 運輸と経済 15-8 (1955.8)	p. 35-47
わが国連絡輸送の重要性 一貨車航送と自動車航送について一	
植村 福七 運輸と経済 15-2 (1955.2)	p. 19-28
運賃市況の好転とわが国海運業	
証券月報 (山一証券) 79 (1955.3)	p. 18-21
輸入船に関する考察 (上) (下)	
横田 熟 海運 333 (1955.6)	p. 11-13
336 (1955.9)	p. 65-67
外国貿易船について	
川崎周三郎 海運 336 (1955.9)	p. 34-38
海運経営に対する用船の効果	
池田 知平 ビジネスレビュー	
2-2 (1954.9)	p. 47-70

海運業経営分析 一昭和28年度下期分一	
海事資料 3-18 (1954.9.25)	p. 2-10
海運企業財務諸表準則について	
調査月報 (神戸銀行) 151 (1955.3)	p. 77-87
海運・造船金融について	
調査月報 (神戸銀行) 156 (1955.8)	p. 89-103
転機に立つ海運業界	
証券月報 (山一証券) 84 (1955.8)	p. 23-27
盟外船対策と公取の警告	
海事資料 3-20 (1954.10.25)	p. 2-6
欧州航路の同盟・盟外死斗の混乱	
海運 326 (1954.11)	p. 34-44
欧州航路のゆくえ 一海運同盟問題を中心として一	
海事資料 4-1 (1955.1)	p. 11-15
欧州航路上における競争の一問題点	
佐々木誠治 海運 328 (1955.1)	p. 23-27
海運同盟と半他人運送船	
佐波 宣平 海事研究 20 (1955.2)	p. 1-18
海運同盟に関する研究 (2) 一特に米国合衆国を中心として一	
高村 忠也 経営と経済 (長崎大)	
34-2 (1955.2)	p. 69-100
国際海運と不正競争	
丸山 泰男 海運 329 (1955.2)	p. 2-6
太平洋岸一欧州同盟と盟外配船	
海事資料 4-4 (1955.3.10)	p. 2-6
海運同盟の実態 一いわゆる盟外配船問題解明のために一	
調査 (三菱銀行) 20 (1955.5)	p. 25-55
海運政策としての計画造船について	
末武 文重 研究季報 (奈良短大)	
2-1 (1954.7)	p. 73-92
日本造船業発達史ノート (1) 一近代造船業の基礎確立過程一	
中村 忠一 甲南論集 (甲南大)	
5 (1954.12)	p. 76-98
造船業に於ける下請中小企業の諸問題 一M造船所下請企業の実態調査に依る一	
前川 忠良 経営と経済 (長崎大)	
34-2 (1955.2)	p. 185-215
船腹需給の諸問題と造船業 (上) (下)	
金子 栄一 海運 325 (1954.10)	p. 7-12
326 (1954.11)	p. 10-14
造船関連工業近代化の一施策	
池部仁太郎 海運 325 (1954.10)	p. 26-27
日本造船工業の世界的発展を目指して (上下)	
松尾 進 海運調査月報 (三井船舶)	

	28 (1954.11)	p. 2-8
	29 (1954.12)	p. 2-7
造船工業の動向 — 計画造船, 輸出船問題をめぐって—		
調査 (三菱銀行) 16 (1955.1)		p. 38-51
本年度における輸出船の見透し (上) (下)		
金子 栄一 海運 329 (1955.2)		p. 7-10
	331 (1955.4)	p. 29-31
粗糖リング廃止後の船舶輸出対策		
海事資料 4-3 (1955.2.10)		p. 2-5
第十次計画造船について (2)		
海事資料 3-20 (1954.10.25)		p. 7-10
従来の計画造船方式に対する再検討		
海事資料 4-6 (1955.5.10)		p. 2-12
第十次計画造船に関する調査, 研究資料		
末武 文重 研究季報 (奈良短大) 3-1 (1955.7)		p. 115-131
今後の新造船について (上) (下) — 計画造船は必要であるか—		
小金 芳弘 海運 333 (1955.6)		p. 2-6
	334 (1955.7)	p. 2-7
外航船建造方式の検討		
海事資料 4-7 (1955.5.25)		p. 2-5
造船金融方式の再検討 — 海事公社は如何に運営されるべきか—		
海事資料 3-21 (1954.11.10)		p. 2-5
海外における船腹拡充の動向		
海運調査月報 (三井船舶) 33 (1955.4)		p. 2-3
最近の輸出船事情 (上) (下)		
松尾 進 海運調査月報 (三井船舶) 34 (1955.5)		p. 2-3
	35 (1955.6)	p. 5-7
鉄鋼価格と海運・造船		
松尾 進 海運 332 (1955.5)		p. 14-19
不況における世界タンカー船腹の推移 (上) (下)		
海事資料 3-17 (1954.9.10)		p. 2-8
	3-18 (1954.9.25)	p. 15-17
油槽船建造における一つの問題		
蒲 章 海運 324 (1954.9)		p. 2-6
(各 国)		
最近の海外造船事情		
海運調査月報 32 (1955.3)		p. 4-15
主要国の海運・造船助成策		
米田 幸男 海運 333 (1955.6)		p. 7-10
米国海運課税政策 — 代替問題を中心として—		
岩田 弘文 二宮 徹 海事研究 (日本海事振興会) 18 (1954.7)		p. 1-32
アメリカ50—50法とその批判		
松隈 国健 海事研究 22 (1955.7)		p. 1-6
西独における海運金融の推移と我が国に於ける問題点		

海事資料 4-2 (1955.1.25)		p. 2-5
ドイツ海運の最初の動向 — 特に資金問題について—		
下条 哲司 海運 331 (1955.4)		p. 9-12
ドイツの海事金融制度		
海事資料 4-2 (1955.1.25)		p. 14-15
主要海運国の海事金融 — ドイツ—		
海運調査月報 31 (1955.2)		p. 3-4
イギリス造船業の現状		
高井 重寿 海運 322 (1954.7)		p. 13-16
西独海運造船の再興		
星野 瑛 海事研究 20 (1955.2)		p. 19-77
西ドイツ造船業の現況		
海事資料 4-4 (1955.3.10)		p. 8-14
西独の造船と財政援助		
エコノミスト 33-5 (1955.1.29)		p. 49-51
フランス海運・造船の復興		
星野 瑛 海事研究 21 (1955.4)		p. 12-56
イタリア海運の再興		
星野 瑛 海事研究 19 (1954.12)		p. 13-41
スカンディナヴィア三国の海運・造船業概況		
星野 瑛 海事研究 22 (1955.7)		p. 7-50
海外における船腹拡充の動向 (3) (ノルウェー)		
海運調査月報 36 (1955.7)		p. 2-4
印度海運論 — G. A. Master の「独立印度に於ける海上輸送船舶」を中心に—		
木村 清蔵 海運 332 (1955.5)		p. 20-25
サウジアラビア—オナシス独占協定の解析と不況下における世界タンカー市場再編成の動き		
海事資料 3-15 (1954.8.10)		p. 2-12
アラブ連邦における自国商船隊建造と海上輸送権独占への動き		
下野毛土佐男 海運 327 (1954.12)		p. 42-46
海運より見た沖繩の地位		
高梨 正夫 国際法外交雑誌 54-3/1 (1955.4)		p. 209-220
<b>3. 港 湾</b>		
港務局 — 港湾管理の一形態として— (下)		
住田 正次 海運 321 (1954.6)		p. 48-52
欧州及び米国港湾における荷役方法の比較		
ハンス・ニユーマン 海運 321 (1954.6)		p. 43-47
世界に於ける自由港の経営実態		
柴田銀次郎 国際経済研究年報 (神戸大) 5 (1954.10)		p. 3-82
私企業たる港湾管理者は如何にあるべきか?		
菅原 善作 海運 332 (1955.5)		p. 46-48
<b>4. 海法及海上保険</b>		
戦後における我国船舶保険のあゆみ (下)		
熊谷 林作 海運 321 (1954.6)		p. 12-15

	Perils of the Seas を如何に解すべきか (2)	
	木村 治郎 損害保険研究 16-3 (1954.8)	p. 132-153
雑 誌 文 献 目 録	船舶の消耗損害	
	勝 呂 弘 損害保険研究 16-3 (1954.8)	p. 1-12
	1950年ヨーク・アントワープ規則の解釈 (3)	
	(4) (5)	
	今村 有 損害保険研究	
	16-3 (1954.8)	p. 81-112
	17-1 (1955.2)	p. 106-144
	17-2 (1955.5)	p. 63-100
	損害防止費用について	
	勝 呂 弘 国民経済雑誌 (神戸大)	
	90-4 (1954.10)	p. 12-26
	離路と船主責任の制限 —米国の新判決について—	
	久木 久一 商学討究 (小樽商大)	
	5-2 (1954.10)	p. 77-91
	海上評価済保険契約について (1) (2完)	
	小町谷操三 損害保険研究	
	16-4 (1954.11)	p. 1-20
	17-1 (1955.2)	p. 30-49
	損害保険 (特に海上保険) における国際的差別待遇問題	
小池 貞治 損害保険研究 16-4 (1954.11)	p. 53-91	
Forwarding Clause について —Special Charges の意義—		
石川 実 損害保険研究 16-4 (1954.11)	p. 151-175	
Export Credit Insurance		
加藤真勢三郎 明大商学論叢		
38-3 (1954.11)	p. 115-134	
損害貨物賠償額の制限に関する問題		
浜谷 源藏 海運 327 (1954.12)	p. 12-13	
水爆実験と海上保険		
椎名幾三郎 商学論究 (関学大)		
9 (1954.12)	p. 179-195	

水爆実験と海上保険	
椎名幾三郎 損害保険研究 17-2 (1955.5)	p. 1-17
相当因果関係説の解釈について —今村博士の学説批判—	
加藤 由作 損害保険研究 17-1 (1955.2)	p. 1-29
海上保険の包括責任主義について	
二木 愷知 損害保険研究	
17-1 (1955.2)	p. 171-187
ロースレル商法草案における「海上保険法」の構想とその発展 (1)	
青谷 和夫 政経論叢 (国学院大)	
3-4 (1955.3)	p. 75-108
中国人民保険会社の海洋物資運輸保険証券と我国の英文積荷海上保険証券との比較について (1) (2)	
同和火災東京支店調査室 損害保険研究	
17-2 (1955.5)	p. 180-203
17-3 (1955.8)	p. 189-215
我国船舶保険約款における救助費	
石川 実 損害保険研究 17-3 (1955.8)	p. 1-25
船舶保険の戦前との比較	
浜崎 洋至 海運 335 (1955.8)	p. 46-50
初期の戦艦船の保険 (上)	
二木 愷知 海運 335 (1955.8)	p. 40-43
海上保険に於ける代位を論ず	
椎名幾三郎 海運 335 (1955.8)	p. 26-28
海上保険契約の分割	
高田 昌一 海運 335 (1955.8)	p. 36-39
P. I. 保険の担保危険と其危険発生の瀬度	
駒田 行雄 海運 335 (1955.8)	p. 44-45
ICC 東京総会と海上保険の差別待遇問題	
小池 貞治 損害保険研究 17-3 (1955.8)	p. 216-222

## 1949年乃至53年の期間における輸入 弾力性の計測

經濟經營研究所統計室

一、この調査においては、わが国の一九四九年乃至五三年の期間に渉る輸入の弾力性係数の計測を行う。

二、弾力性係数は元來、次の如く定義される無名数である。即ち、 $y=f(x)$  において、

$$\eta = \lim_{\Delta x \rightarrow 0} \frac{\Delta y/y}{\Delta x/x} = \frac{x}{y} \cdot \frac{dy}{dx}$$

なる数を、 $y$  に関するの弾力性と言う。明らかに、弾力性は、 $y$  の相対的増分の  $x$  の相対的増分に対する比率の、 $x$  の増分が零に収斂する時の極限值である。更にこれは無名数であつて、 $x$  及び  $y$  の測度とは無関係に定義される。この様な弾力性は、 $x$  の 1% 増加に対する  $y$  の変化%の値を示す。

三、かゝる弾力性は、従來、予測モデルにおける parametric な変数として扱われて来た。この様な扱い方についての当否の議論はこゝでは問題としない<sup>1)</sup>。しかし、こゝでは、弾力性をこの様に用いることはしないで、一定期間内における經濟の動きの中で、当面する問題の変数が、他の独立変数の単位變動に対して、どの様な大きさの反作用をするかをみる為に用いることにする。弾力性係数利用の目的のかゝる改変は、弾力性計測に当り次の様な変化を必要とする。即ち parametric な変数としての弾力性係数の計測に当つては、比較的長期間に渉る値を求めなければならないのに対し、われわれの使用の目的の為に、弾力性係数は、比較的短期間に渉る値を求めることが望ましい。何故ならば、予測モデルは、過去における数年乃至十数年の経験に基いて将来を予測しようとする為に、その経験の基となる期間の縮少は、その予測の結果を不安定ならしめるからである。(しかし、この場合においても、余りにも長い期間をとることは、經濟構造の變動も大となつてゐる為に注意を要する)。これに対し、われわれの求めている場合には、期間の長さは問題の提起の仕方にもよるが、殆んど短期間における値が求められる。その理由は、こゝにおいては、その弾力性値の裏に潜む「ある何か」の動きを、弾力性値を通して把握しようとする努力があるからである。この目的の為に、長期間に渉る一個の値よりも、短期間に区切られた各期間の値の系列が必要となるからである。例えば、わが国の様に、貿易が政府の手で管理されている場合には、毎年の輸入の価格弾力性値は、表面的には価格 1% の上昇

に対する輸入量の減(増)分%を示しているが、これを通して政府が、当時の価格体系に基いて輸入に対する制限を、どの程度に強く行つていたかを示している。この様な使用の目的の為に、われわれは、こゝでは年々の弾力性値を計測することにする。

(1) こゝで予測モデルと言うのは、広く、過去一定の期間内の経済の構造が、そのまま将来の数ヶ年に涉つても妥当するものと仮定して、その内で最も効率的に目的を充す仕方を示す理論である。これは著しく主観的な理論である。即ち、これに基く結論は、それを考える人々の主観的なものについての主観的解釈に他ならないからである。この様な枠内で考えられる弾力性係数は従つて、例えば、価格の一定の(単位%)の変化は輸入量に特定の変化を齎らすものとする。ところが、それは、そう考える人の目にその様に映るだけであつて、実際には、その様な変化が再び齎されるか否かは不明である。過去に得られた弾力性についての経験は、そのまま客観的な性格をもつものでなく、それを扱う人々の主観的解釈に基く客観性をもつすぎないものである。要するに、予測モデルにおいては、日常的表象をそのまま受とり、それが事実、社会の再生産過程におけるどの様な「からくり」の内からその様に現われているかということには注意していない。

四、まづ第一に、輸入量  $M$  に変動を齎らす可能性を持つものとして、生産量  $X$ ・輸出量  $E$ ・輸出価格  $P_e$ ・輸入価格  $P_m$  及国内価格  $P$  の諸変量をとることとする。そして、仮説としての輸入函数を、その最も簡単な形としての対数線型(ダグラス型)で近似することにする。

$$(1) M = cX^\alpha E^\beta P_e^\gamma P_m^\delta P^\epsilon$$

こゝで、 $\alpha \cdot \beta \cdot \gamma \cdot \delta$  及び  $\epsilon$  は夫々、輸入の生産弾力性・輸出弾力性・輸出価格弾力性・輸入価格弾力性及び国内価格弾力性を示す。問題はこれらの係数を最小自乗法により計測することである。

各変量の対数値は夫々の変数にバーをつけて示すものとする、

$$(2) \bar{M} = \bar{c} + \alpha \bar{X} + \beta \bar{E} + \gamma \bar{P}_e + \delta \bar{P}_m + \epsilon \bar{P}$$

更に、各変量を、それぞれの平均値よりの偏差で示すものとする、

$$(3) \bar{m} = \alpha \bar{x} + \beta \bar{e} + \gamma \bar{p}_e + \delta \bar{p}_m + \epsilon \bar{p}$$

われわれは、この式に基いて各弾力性値を計測する。

五、その前にわれわれは、この式を基として計測を行うことにより、望ましい各弾力性値を計測しうるか否かを調べなければならない。その為には、第一に、この式が multicollinearity を含まないか否か、第二に、この式を基として計測を行つた結果、各変量間の相関が高く保たれているか否かを調べる。

分布函数  $F(x_1, x_2, \dots, x_n)$  に従う確率変数を  $(X_1, X_2, \dots, X_n)$  とするとき、この  $F$  の定義する測度に関し可測な函数  $h(x_1, x_2, \dots, x_n)$  をとり、確率変数  $h(X_1, X_2, \dots, X_n)$  を考える時、平均値  $m$  のまわりの二次の moment は、

$$\sigma_i^2 = E\{(X_i - m_i)^2\} \quad (\sigma_i \geq 0)$$

$$\rho_{ij}\sigma_i\sigma_j = E\{(X_i - m_i)(X_j - m_j)\}$$

と書くことができる。 $\sigma_i^2$ は $X_i$ の分散であり、 $\rho_{ij}\sigma_i\sigma_j$ は $X_i$ と $X_j$ の covariance である。

そこで、

$$\lambda_{ii} = \sigma_i^2, \lambda_{ij} = \rho_{ij}\sigma_i\sigma_j$$

とおくと、任意の実数  $u_1, u_2, \dots, u_n$  に関して、

$$(4) \quad E \left\{ \left( \sum_{i=1}^n u_i (X_i - m_i) \right)^2 \right\} = \sum_{ij=1}^n \lambda_{ij} u_i u_j \geq 0$$

となり、右辺の  $u_1, u_2, \dots, u_n$  の二次形式は正の定符号をもつ。この二次形式の行列

$$(5) \quad \Lambda = \begin{pmatrix} \lambda_{11} & \dots & \lambda_{1n} \\ \vdots & \ddots & \vdots \\ \lambda_{n1} & \dots & \lambda_{nn} \end{pmatrix}$$

を moment 行列という。次に

$$u_i = \frac{v_i}{\sigma_i}$$

とおき (4) 式に代入すると、

$$(6) \quad \sum_{ij=1}^n \lambda_{ij} u_i u_j = \sum_{ij=1}^n \rho_{ij} v_i v_j$$

となり、この右辺の二次形式の行列

$$(7) \quad P = \begin{pmatrix} \rho_{11} & \dots & \rho_{1n} \\ \vdots & \ddots & \vdots \\ \rho_{n1} & \dots & \rho_{nn} \end{pmatrix}$$

を相関行列と言う。このとき

$$\Sigma = \begin{pmatrix} \sigma_1 & & 0 \\ & \sigma_2 & \\ 0 & & \sigma_n \end{pmatrix}$$

とすると、

$$\Lambda = \Sigma P \Sigma$$

となり  $\Lambda$  と  $P$  の階数は一致する。これはまた行列式において

$$|\Lambda| = |P| \prod \sigma_i^2$$

である。

また、 $\Lambda$  も  $P$  も正の定符号をとるから、

$$0 \leq |\Lambda| \leq \lambda_{11} \lambda_{22} \dots \lambda_{nn}$$

$$(8) \quad 0 \leq |P| \leq 1$$

となる。

ここで  $i \neq j$  ならば常に  $\lambda_{ij} = 0$  あるとすれば、 $X_1, X_2, \dots, X_n$  における相関はない。この時は

$$|P| = 1$$

となる。逆に、 $|P|$ が零に近づけば、 $X_1, X_2, \dots, X_n$  における相関は高まる。<sup>(2)</sup>

(2) 松下嘉米男・統計数理の基礎理論、九八—一〇一頁。

Wilks, S. S., *Mathematical Statistics*, 1943.

(小河原正巳訳・数理統計学・四九—五一頁)。

また、上記の相関行列  $P$  において、

$$(9) \quad |P| = 0$$

であり、更に  $(n-1)$  次元の部分系においても

$$(10) \quad |P|_{11} = |P|_{22} = \dots = |P|_{n-1} = 0$$

(逆括弧はその変数の除外を示す) ならば、 $X_1, X_2, \dots, X_n$  は multicollinearity を含む。そして、(9) が成立つて (10) が成立しない場合には、変数系  $(X_1, X_2, \dots, X_n)$  は simply collinear である。猶 (10) の部分系の内の若干が零であるときは、その部分系の逆括弧内の変数は不要との判断が与えられる。この時には原の変数系より構成される線型関係<sup>(3)</sup>において、その変数に関する係数が零となることを意味する。

(3) 青山秀夫, R. Frisch の相関関係理論, 日本統計学会年報第九年。

六、われわれは、上述の公準に基づいて変数系の選択をした後、multicollinearity を含まず、更に、相関度の高い変数系  $(X_1, X_2, \dots, X_m)$  について輸入函数を再構成し、それにより弾力性値を計測する。

こゝでは、問題の解決は単に最小自乗法に委ねられる。即ち、 $X_\mu$  を従属変数、その他の変量を独立変数として、回帰方程式を

$$(11) \quad b_{\mu 1}X_1 + \dots - X_\mu + \dots + b_{\mu m}X_m = 0$$

とすれば、これらの回帰係数  $b_{\mu s}$  は、

$$(12) \quad b_{\mu s} = -\frac{\Lambda_{\mu s}}{\Lambda_{\mu\mu}}$$

$\Lambda_{mn} = \Lambda$  の余因子

により与えられる。

七、前に示した通り、こゝでとり上げられる変量は、生産量・輸出量・輸入量・輸出価格・輸入価格及び国内価格の六種である。元の資料及び数値は第一表に示される。

統計表よりとられたまゝの資料は、基準年度が区々であるので、これを調整する為に、各年度毎の平均値を基準として資料を整理して第二表に示す。これは後の段階の計算に便宜を与える。即ち、各年度の平均を基準(100.0)とする指数は、後に対数に移した場合、平均 2,000,000 とおくことができるから、その後の計算は楽に行える。そこで第二表の数字を対数に移し直す。(第三表)。これは更に、その平均値よりの偏差にひき直して第四表に示す。これが、前に示した回帰方程式(3)を齎らすものと期待される数字である。

ところで、この回帰方程式の含む変数系の相関度が高いか否か、またこの変数系が multicollinearity を含まないか否かを先に調べなければならない。

第四表の数字から、各年度に対応する moment 行列が作られる。これは第五表にて示される。この表においては、各要素の脚数は、 $x=1$ ,  $e=2$ ,  $m=3$ ,  $p_e=4$ ,  $p_m=5$  及び  $p=6$  の順に付けられる。これよりまた、

$$\frac{\lambda_{ij}}{\sqrt{\lambda_{ii}\lambda_{jj}}} = \rho_{ij}$$

により相関行列が導びかれ、第六表にて示される。

そこで、この相関行列を基として、各年度における  $|P|$  及びその部分系の値を求める。第七表においては、当面必要な部分のみを示す。この表によれば、各年度共に、 $|P|$  は零に近い値を示し、この変数系の相関度の高いことを示している。また、その一次元低い部分系  $|P|_{1c}$ ,  $|P|_{2c}$ ,  $|P|_{3c}$ ,  $|P|_{4c}$ ,  $|P|_{5c}$  及び  $|P|_{6c}$  は、何れも  $|P|$  よりは零に遠い値を示しながら、猶、その部分系の変数間の相関度の高さを示している。この場合には、元の変数系 ( $x$ ,  $e$ ,  $m$ ,  $p_e$ ,  $p_m$ ,  $p$ ) の変数間の相関度は高く、更にこれらの変数間には multicollinearity は存在しないものとみてよい。そこで、この変数系について弾力性の計測を行う。この計測の結果は第八表にて示される。

八、以上において、わが国の1949年乃至53年の5年間に渉る輸入の生産弾力性・輸出弾力性・輸出価格弾力性・輸入価格弾力性及び国内価格弾力性を計測し、その結果を得た。それでは、これらの結果は何を意味するか。

こゝでは、輸入に関する主要な弾力性係数として、生産弾力性・輸出弾力性・輸出価値弾力性・輸入価格弾力性及び国内価格弾力性が採られる。これらは、何れも、生産量輸出量・輸出価格・輸入価格及び国内価格の、夫々の正の方向への1%の変化の齎らす変化%の値を示している。例えば、生産量1%の増加に対する輸入量の1.84%増加の如きである。しかしながら、これらの値は、自由貿易の下で示される数値でなく、戦後のわが国における数値である。そこにおいては貿易は、政府の管理下におかれていた。従つて、そこで現われる数値は、第三節で示した様に、特定の期間に渉り、その政府によつて行なわれた政策の反映を示すものとして意味を持つてくる。かくして、こゝで示される諸弾力性値は、何れも、各年間において政府のとつた政策の貿易面における反映である。しかしながら、こゝで扱われている諸量はすべて総体量であり、この様な性質の諸量を基とする弾力性値からは、それらの数値が、如何なる政策に因る如何なる効果を反映するものであるかという事は、詳細に伝えることができない。これらは、単に、その年間における諸量間の関係が、政府の政策の大綱を如何に反映するかを示しているにすぎない。

それでは、求められた結果より、わが国の政府の、これら期間における輸入貿易に対する態度は、生産量・輸出量・輸出価格・輸入価格及び国内価格を通して、どの様に現われ



たであろうか。

まず、輸入の生産弾力性についてみるに、この数値は漸次増加しつつある。このことは生産量の増加に対する輸入の増加が次第に増大しつつあることを意味する。

輸出弾力性は、常に零に近い数値をとり、殆んど変化しない。このことより、輸出の増減は輸入の増減に対して殆んど影響しないものであつたことが結論されうる。

輸出価格弾力性はまた、漸次、その数値を上昇せしめつつある。

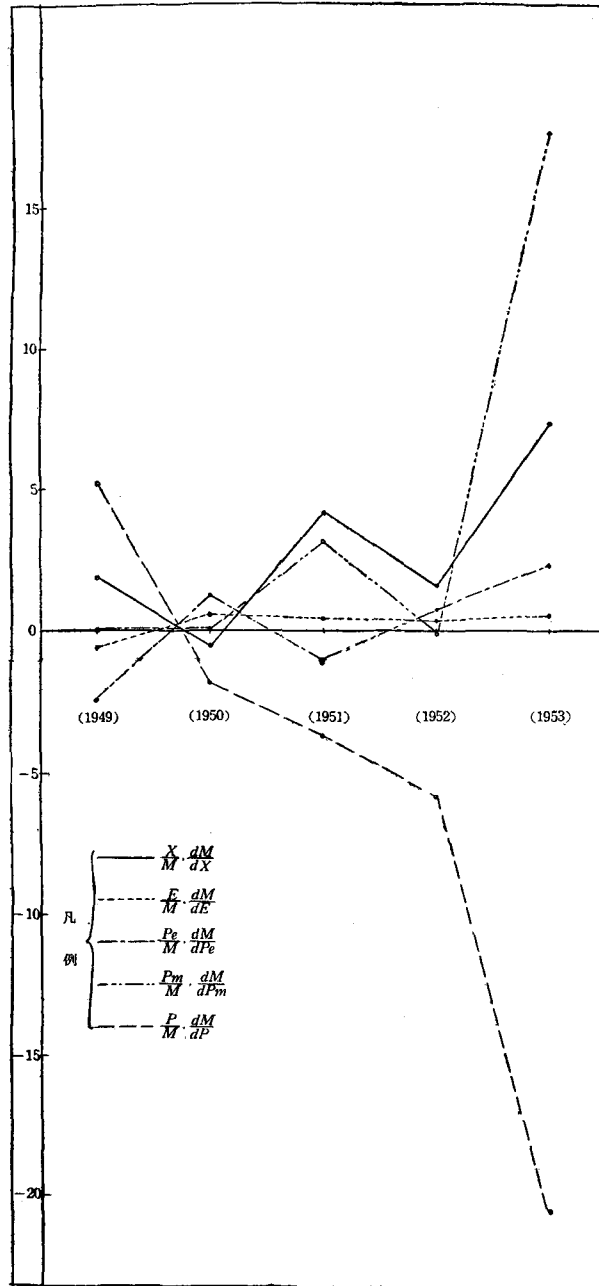
輸入価格弾力性は、通常正常な経済においては、負の領域にあるべきであるが、こゝでは常に正の領域にあり、しかも、1953年においては、輸入価格1%の増加に対し、輸入17.7%の増加を示している。

国内価格弾力性は、年々急激に下落しつつあつた。これは、国内価格の1%増加に対する輸入の変化%を示している。従つて、この急激な下落は、価格の上昇に対する輸入量が漸次下落することを意味する。而も、1953年には、価格1%の上昇に対し、輸入量0.7%の減少を示す。

以上において、輸入に関する諸弾力性値の変化がどの様であつたか、そしてこれらは、どの様な意味を持つものであるかをみた。しかし、これらの変化が、何故に生じ、それがどの様な効果を齎したかについては、より詳細な分析を必要とする。われわれは、今後主要輸入品目別の諸弾力性値を計測することにより、それらを漸次明らかにしてゆくことにする。そうすることにより、わが国の政府が、貿易に対してどの様な努力を示しわが国の経済の構造をどの様に変化せしめる役割を果したかを、解きあかすことにしたい。

(片野担当)

第一図 輸入に関する主要弾性値の変動  
(1949~1953)



一九四九年乃至五三年の期間における輸入弾力性の計測

一九四九年乃至五三年の期間における輸入弾力性の計測

第 1 表

	X	E	M	P <sub>e</sub>	P <sub>m</sub>	P	
1949	1	66.4	158.4	106.0	130.9	102.3	223.3
	2	69.8	152.2	127.5	130.3	183.3	230.6
	3	73.1	200.8	116.3	173.5	141.9	231.6
	4	75.4	175.4	131.1	151.1	158.8	242.2
	5	73.2	222.6	110.4	160.7	274.5	247.0
	6	77.3	183.5	143.2	160.7	183.3	246.1
	7	77.2	153.8	265.8	167.4	300.5	246.4
	8	76.0	177.3	287.1	123.1	259.3	250.5
	9	74.0	229.4	217.5	112.2	160.9	255.0
	10	73.7	116.4	245.7	145.6	300.3	257.5
	11	72.5	178.8	244.2	184.1	292.5	257.6
	12	79.5	172.9	276.2	264.4	280.4	257.3
1950	1	75.5	17.5	28.5	288.5	312.8	268.4
	2	79.8	22.8	33.0	286.2	297.6	266.6
	3	79.3	23.9	36.2	283.3	289.0	267.2
	4	83.4	27.6	40.3	282.9	283.1	268.0
	5	86.6	23.4	32.7	283.9	300.0	269.3
	6	88.1	31.2	32.4	269.0	275.5	270.6
	7	89.7	28.2	26.1	235.2	297.6	286.0
	8	92.4	31.4	30.4	292.5	281.8	299.7
	9	97.1	32.6	32.6	295.8	290.4	306.6
	10	106.1	36.2	32.3	302.8	318.8	317.0
	11	109.2	32.0	31.0	337.2	336.6	328.1
	12	114.0	41.0	35.3	362.6	381.1	334.3
1951	1	106.2	26.8		387.3		353.2
	2	110.8	25.7	37.9	404.8	416.0	372.5
	3	125.8	35.7		446.3		393.5
	4	127.8	31.5	36.9	455.2	443.0	411.7
	5	131.5	37.1	57.8	487.9	469.9	410.7
	6	131.4	30.1	64.4	510.1	464.1	404.1
	7	131.1	28.0	59.4	554.0	462.7	399.6
	8	128.9	23.0	48.3	523.9	483.1	409.4
	9	129.5	23.8	37.5	520.7	471.3	414.8
	10	126.9	25.1	38.0	524.9	453.1	422.8
	11	131.2	28.7	38.1	495.1	409.2	421.8
	12	137.4	43.7	48.7	484.3	405.4	418.8
1952	1	113.5	30.7	39.3	446.6	402.8	420.3
	2	119.5	35.6	42.9	452.7	417.8	420.2
	3	121.3	34.3	57.1	455.6	412.9	414.8
	4	119.7	32.2	50.6	454.9	414.6	410.0
	5	121.1	31.1	53.7	444.9	403.9	409.1
	6	123.0	30.7	54.9	431.8	391.8	408.6
	7	126.6	28.2	55.2	412.1	376.2	411.6
	8	127.6	30.6	51.2	415.7	367.3	409.1
	9	133.2	29.5	58.8	424.8	363.1	409.3
	10	131.8	29.9	58.7	413.0	358.5	408.0
	11	127.2	28.2	57.6	408.2	349.3	403.1
	12	134.2	36.9	69.1	393.5	357.3	402.4
1953	1	124.1	26.9	64.9	377.7	353.4	98.6
	2	129.5	30.9	61.6	355.7	343.0	99.6
	3	146.6	40.0	67.3	367.5	339.4	99.3
	4	147.6	33.2	79.9	369.9	324.7	98.3
	5	147.5	35.4	77.2	404.2	326.8	98.4
	6	149.7	38.8	73.7	381.9	326.8	99.1
	7	148.2	32.6	76.1	397.8	322.4	99.6
	8	149.1	35.4	74.0	400.6	327.6	101.5
	9	154.2	37.6	71.8	393.6	327.7	102.6
	10	162.9	34.8	73.3	395.8	328.3	102.0
	11	160.9	34.5	67.7	394.7	331.6	102.4
	12	169.1	44.1	101.4	404.7	319.2	102.8

第 2 表

	X	E	M	P <sub>e</sub>	P <sub>m</sub>	P	
1949	1	89.9	89.6	56.1	82.3	46.5	91.0
	2	94.3	86.0	67.4	82.1	83.4	94.0
	3	98.8	113.6	61.5	109.3	64.5	94.4
	4	101.8	99.4	69.4	95.3	72.2	98.7
	5	98.9	125.9	58.4	101.3	124.8	100.7
	6	104.4	103.7	75.6	101.3	83.4	100.2
	7	104.3	87.0	140.4	105.5	136.7	100.4
	8	102.7	100.3	151.6	77.6	117.9	102.0
	9	100.0	129.8	114.9	70.7	73.2	103.9
	10	99.6	65.8	129.8	91.8	136.6	104.9
	11	97.9	101.1	129.0	116.1	133.2	105.0
	12	107.4	97.8	145.9	166.7	127.6	104.8
1950	1	82.3	60.4	87.5	97.1	102.5	92.5
	2	87.0	78.7	101.3	96.2	97.5	91.9
	3	86.5	82.5	111.1	95.2	94.7	92.1
	4	90.9	95.2	123.7	95.1	92.8	92.4
	5	94.4	80.7	100.4	95.4	98.3	92.9
	6	96.0	107.6	99.5	90.4	90.3	93.3
	7	97.8	97.3	80.2	95.9	97.5	98.6
	8	100.7	108.3	93.3	98.3	92.2	103.2
	9	105.8	112.5	100.2	99.4	95.0	105.7
	10	115.6	124.9	99.2	101.8	104.3	109.2
	11	118.9	110.4	95.2	113.3	110.2	113.0
	12	124.1	141.5	108.4	121.9	124.7	115.2
1951	1						
	2	88.4	97.8	77.1	82.6	92.8	91.3
	3						
	4	99.0	104.9	117.3	91.3	98.9	100.8
	5	101.9	123.6	119.3	98.1	105.0	100.5
	6	101.8	100.2	133.2	102.7	103.7	98.9
	7	101.7	93.2	122.6	111.8	103.4	97.7
	8	100.0	76.4	99.1	105.5	108.0	100.2
	9	100.4	79.1	76.3	104.9	105.3	101.5
	10	98.4	83.4	77.4	105.9	101.2	103.4
	11	101.8	95.5	77.6	99.7	91.3	103.2
	12	106.6	143.9	100.1	97.5	90.4	102.5
1952	1	90.9	97.6	72.7	104.1	104.8	103.2
	2	95.7	113.1	79.4	105.5	103.7	102.8
	3	97.0	109.0	105.6	106.2	107.4	101.4
	4	95.8	102.2	93.6	105.9	107.7	99.7
	5	97.0	98.7	99.3	103.6	105.0	99.6
	6	98.5	97.5	101.5	100.5	101.8	99.2
	7	101.4	89.6	102.0	95.9	97.8	99.5
	8	102.2	97.1	94.6	96.8	95.5	100.0
	9	106.7	93.7	108.7	98.8	94.4	100.3
	10	105.5	94.9	108.5	96.1	93.2	98.6
	11	101.8	89.5	106.4	95.0	90.8	97.9
	12	107.5	117.1	127.7	91.6	92.9	97.8
1953	1	83.3	76.8	87.2	97.7	106.9	98.3
	2	86.8	88.3	82.8	92.0	103.7	99.3
	3	98.3	114.3	90.4	95.0	102.6	99.0
	4	98.9	94.8	107.2	95.6	98.2	98.0
	5	98.9	101.2	105.6	104.4	98.7	98.0
	6	100.4	110.8	98.9	98.6	98.7	98.8
	7	99.4	93.1	102.1	102.8	97.4	99.2
	8	100.1	101.1	99.3	103.5	99.0	101.1
	9	103.4	95.9	96.4	101.7	99.0	102.2
	10	109.2	99.3	105.1	102.2	99.2	101.7
	11	107.9	98.5	90.9	102.0	100.2	102.0
	12	113.4	125.9	136.1	104.5	96.4	102.4

一九四九年乃至五年の期間における輸入弾力性の計測

第 3 表

		$\bar{X}$	$\bar{E}$	$\bar{M}$	$\bar{F}_0$	$\bar{F}_m$	$\bar{F}$	
1949	1	1.9538474	1.9587424	1.7798714	1.9261649	1.6914784	1.9594888	
	2	1.9745994	1.9409329	1.8595684	1.9251083	1.9451915	1.9735753	
	3	1.9992182	2.0618127	1.8197836	2.0493853	1.8335851	1.9754194	
	4	2.0078355	2.0038208	1.8722680	1.9898580	1.8825626	1.9947646	
	5	1.9952840	2.1064601	1.7973213	2.0163745	2.1202400	2.0034769	
	6	2.0187882	2.0222132	1.9094305	2.0163745	1.9451915	2.0013151	
	7	2.0183720	1.9459538	2.1782756	2.0340176	2.1597939	2.0021811	
	8	2.0116581	2.0077354	2.2116077	1.9006268	2.0953386	2.0090476	
	9	2.0000877	2.1197092	2.0912235	1.8601845	1.9885384	2.0170629	
	10	1.9983470	1.8246604	2.1441832	1.9756078	2.1594760	2.0212229	
	11	1.9908704	2.0111857	2.1444982	2.0755972	2.1483295	2.0216367	
	12	2.0310921	1.9967734	2.1949638	2.2327006	2.1298765	2.0208087	
		24.0000000	24.0000000	24.0000000	24.0000000	24.0000000	24.0000000	
1950	1	1.9189409	1.7914561	1.94444782	1.9886635	2.0124190	1.9676691	
	2	1.9430603	1.9063939	2.0080795	1.9846194	1.9906997	1.9648429	
	3	1.9405571	1.9268731	2.0481842	1.9800812	1.9780451	1.9657870	
	4	1.9621049	1.9890561	2.0948397	1.9796248	1.9692431	1.9671994	
	5	1.9785150	1.9172927	2.0042037	1.9809927	1.9942486	1.9695431	
	6	1.9859122	2.0422315	2.0002931	1.9576127	1.9573829	1.9714090	
	7	1.9938799	1.9985320	1.9066444	1.9832629	1.9664259	1.9954043	
	8	2.0065705	2.0450477	1.9723516	1.9939978	1.9906997	2.0152071	
	9	2.0280267	2.0615716	2.0033377	1.9988307	1.9794186	2.0256024	
	10	2.0664988	2.1069815	1.9989817	2.0091921	2.0199773	2.0397500	
	11	2.0787229	2.0533882	1.9811069	2.0556742	2.0438766	2.0546058	
	12	2.0973128	2.1611756	2.0374993	2.0874480	2.0975615	2.0629799	
		24.0000000	24.0000000	24.0000000	24.0000000	24.0000000	24.0000000	
1951	1	1.9468959	1.9982478	1.8966922	1.9184045	1.9683576	1.9607693	
	2	1.9960788	2.0286844	2.0789358	1.9618953	1.9960059	2.0033280	
	3	2.0086178	2.0999274	2.0862782	1.9930934	2.0219988	2.0024646	
	4	2.0081914	2.0087766	2.1341420	2.0129948	2.0165883	1.9954948	
	5	2.0077646	1.9773248	2.0981283	2.0498662	2.0153300	1.9901930	
	6	2.0004436	1.8910023	2.0057114	2.0246769	2.0342333	2.0011662	
	7	2.0221773	1.9060854	1.8921622	2.0221999	2.0232379	2.0067645	
	8	1.9934386	1.9290750	1.8933787	2.0263204	2.0059900	2.0148190	
	9	2.0081913	1.9879122	1.8994994	2.0001196	1.9612803	2.0129782	
	10	2.0282007	2.1729641	2.0100718	1.9904290	1.9569779	2.0110224	
			20.0000000	20.0000000	20.0000000	20.0000000	20.0000000	20.0000000
	1952	1	1.9590737	1.9909478	1.8657850	2.0179472	2.0212297	2.0137381
2		1.9814217	2.0549606	1.9040711	2.0237490	2.0370979	2.0120515	
3		1.9872815	2.0389245	2.0279145	2.0266209	2.0318727	2.0060964	
4		1.9818753	2.0109489	1.9755264	2.0253924	2.0330841	1.9987536	
5		1.9872815	1.9958152	2.0011998	2.0158562	2.0220577	1.9983177	
6		1.9939460	1.9905026	2.0107166	2.0026625	2.0086162	1.9965701	
7		2.0065477	1.9538066	2.0128508	1.9823150	1.9912073	1.9978815	
8		2.0099606	1.9887171	1.9801417	1.9863718	1.9808718	2.0000584	
9		2.0286741	1.9732375	2.0404801	1.9952533	1.9758403	2.0013593	
10		2.0237622	1.9787641	2.0396803	1.9832198	1.9702842	1.9939352	
11		2.0082575	1.9533209	2.0311922	1.9782200	1.9589541	1.9908410	
12		2.0319182	2.0700548	2.1104415	1.9623919	1.9688840	1.9903972	
		24.0000000	24.0000000	24.0000000	24.0000000	24.0000000	24.0000000	
1953	1	1.9221415	1.8885423	1.9438880	1.9902394	2.0291498	1.9926134	
	2	1.9400162	1.9491418	1.9214018	1.9641326	2.0159509	1.9970091	
	3	1.9940500	2.0612273	1.9595399	1.9780684	2.0113195	1.9956951	
	4	1.9966928	1.9799894	2.0335663	1.9808027	1.9922836	1.9912859	
	5	1.9966928	2.0083616	2.0187313	2.0190453	1.9944892	1.9912859	
	6	2.0032302	2.0477209	1.9985677	1.9942216	1.9944892	1.9948168	
	7	1.9988828	1.9721308	2.0123971	2.0123378	1.9887310	1.9965715	
	8	2.0019305	2.0079322	2.0003206	2.0152850	1.9958072	2.0048110	
	9	2.0160169	1.9849996	1.9874484	2.0076657	1.9958072	2.0095107	
	10	2.0397190	2.0001302	2.0249741	2.0097956	1.9966837	2.0073808	
	11	2.0345178	1.9966172	1.9619353	2.0089449	2.0010397	2.0086600	
	12	2.0561095	2.1032067	2.1372295	2.0194610	1.9842490	2.0103598	
		24.0000000	24.0000000	24.0000000	24.0000000	24.0000000	24.0000000	

第 4 表

	$\bar{x}$	$\bar{y}$	$\bar{m}$	$\bar{p}_e$	$\bar{p}_m$	$\bar{p}$
1949						
1	-0.0461526	-0.0412576	-0.2201286	-0.0738351	-0.3085216	-0.0405112
2	-0.0254006	-0.0590671	-0.1404316	-0.0748917	-0.0548085	-0.0264247
3	-0.0007818	0.0618127	-0.1862164	0.0493853	-0.1664149	-0.0245806
4	0.0078355	0.0038208	-0.1277320	-0.0101420	-0.1174347	-0.0052354
5	-0.0047160	0.1064601	-0.2026787	0.0163745	0.1202400	0.0034769
6	0.0187882	0.0222132	-0.0905697	0.0163745	-0.0548085	0.0013151
7	0.0183720	-0.0540462	0.1782756	0.0340176	0.1597939	0.0021811
8	0.0116581	0.0077354	0.2116077	-0.0993732	0.0955386	0.0090476
9	0.0000877	0.1197092	0.0912285	-0.1398155	-0.1114636	0.0170629
10	-0.0016530	-0.1753396	0.1441832	-0.0263922	0.1594760	0.0212229
11	-0.0091296	0.0111857	0.1414982	0.0755972	0.1485295	0.0216367
12	0.0310921	-0.0032266	0.1949638	0.2327006	0.1298765	0.0208087
	0.0000000	0.0000000	0.0000000	0.0000000	0.0000000	0.0000000
1950						
1	-0.0810591	-0.2085439	-0.0555218	-0.0113365	0.0124190	-0.0323309
2	-0.0569397	-0.0936061	0.0080795	-0.0153806	-0.0093003	-0.0351571
3	-0.0594429	-0.0731269	0.0481842	-0.0199188	-0.0219549	-0.0342130
4	-0.0378951	-0.0109439	0.0948397	-0.0203752	-0.0307569	-0.0328006
5	-0.0214870	-0.0827073	0.0042037	-0.0190073	-0.0057514	-0.0304569
6	-0.0141878	0.0422315	0.0002931	-0.0423873	-0.0426171	-0.0285910
7	-0.0061201	-0.0014680	-0.0933556	-0.0167371	-0.0335741	-0.0045957
8	0.0065705	0.0450477	-0.0276484	-0.0060022	-0.0093003	0.0152071
9	0.0280267	0.0615716	0.0033377	-0.0011693	-0.0205814	0.0236024
10	0.0664988	0.1069315	-0.0010183	0.0091921	0.0199797	0.0397500
11	0.0787229	0.0533882	-0.0188931	0.0556742	0.0438766	0.0546058
12	0.0973128	0.1611756	0.0374993	0.0874480	0.0975615	0.0629799
	0.0000000	0.0000000	0.0000000	0.0000000	0.0000000	0.0000000
1951						
1	-0.0531041	0.0017522	-0.1033078	-0.0815955	-0.0316424	-0.0392307
2						
3						
4	-0.0039212	0.0286844	0.0789358	-0.0381047	-0.0039941	0.0033280
5	0.0086173	0.0999274	0.0862782	-0.0069066	0.0219988	0.0024646
6	0.0081914	0.0087766	0.1341420	0.0129948	0.0165883	-0.0045052
7	0.0077646	-0.0226752	0.0981283	0.0498662	0.0153300	-0.0098070
8	0.0004136	-0.1089977	0.0057114	0.0246769	0.0342333	-0.0011662
9	0.0021773	-0.0939146	-0.1078378	0.0221999	0.0232379	0.0067645
10	-0.0065614	-0.0709250	-0.1016213	0.0263204	0.0059900	0.0148190
11	0.0081913	-0.0120878	-0.1005006	0.0001196	-0.0387197	0.0139782
12	0.0282007	0.1729641	0.0100718	-0.0095710	-0.0430221	0.0110224
	0.0000000	0.0000000	0.0000000	0.0000000	0.0000000	0.0000000
1952						
1	-0.0409263	-0.0090522	-0.1342150	0.0179472	0.0212297	0.0137381
2	-0.0185783	0.0549606	-0.0959289	0.0237490	0.0370979	0.0120575
3	-0.0127185	0.0389245	0.0279145	0.0266209	0.0318727	0.0060964
4	-0.0181247	0.0109489	-0.0244736	0.0253924	0.0330841	-0.0012464
5	-0.0127185	-0.0041848	0.0011998	0.0158562	0.0220577	-0.0016823
6	-0.0060540	-0.0094974	0.0107166	0.0026625	0.0086162	-0.0034299
7	0.0065477	-0.0461940	0.0128508	-0.0176850	-0.0087927	-0.0021185
8	0.0099606	-0.0112829	-0.0198583	-0.0136282	-0.0191282	0.0000584
9	0.0286741	-0.0267625	0.0404801	-0.0047467	-0.0241597	0.0013593
10	0.0237622	-0.0212359	0.0396803	-0.0167802	-0.0297158	-0.0060648
11	0.0082575	-0.0466791	0.0311922	-0.0217800	-0.0410459	-0.0091590
12	0.0319182	0.0700548	0.1104415	-0.0376081	-0.0311160	-0.0096028
	0.0000000	0.0000000	0.0000000	0.0000000	0.0000000	0.0000000
1953						
1	-0.0778585	-0.1114577	-0.0561120	-0.0097606	0.0291498	-0.0073866
2	-0.0599838	-0.0508582	-0.0785982	-0.0358674	0.0159509	-0.0029909
3	-0.0059500	0.0612273	-0.0404601	-0.0219316	0.0113195	-0.0043049
4	-0.0033072	-0.0200106	0.0335663	-0.0191973	-0.0077164	-0.0087141
5	-0.0033072	0.0083616	0.0187313	0.0190453	-0.0055108	-0.0087141
6	0.0032302	0.0477209	0.0014323	-0.0057784	-0.0055108	-0.0051832
7	-0.0011172	-0.0278692	0.0123971	0.0123378	-0.0112690	-0.0034285
8	0.0019305	0.0079322	0.0003206	0.0152850	-0.0041928	0.0048110
9	0.0160169	-0.0150004	-0.0125516	0.0076657	-0.0041928	0.0095107
10	0.0397190	-0.0001302	0.0249741	0.0097956	-0.0033163	0.0073808
11	0.0345178	-0.0033828	-0.0380647	0.0089449	0.0010397	0.0086600
12	0.0561095	0.1032067	0.1372295	0.0194610	-0.0157510	0.0103598
	0.0000000	0.0000000	0.0000000	0.0000000	0.0000000	0.0000000

一九四九年乃至五三年の期間における輸入弾力性の計測

九四九年乃至五三年の期間における輸入弾力性の計測

		第 5 表					
		1	2	3	4	5	6
1949	1	0.0047388	0.0024964	0.0224027	0.0114650	0.0197025	0.0030888
	2		0.0690442	-0.0392445	-0.0020313	-0.0311462	0.0005404
	3			0.3299565	0.0389051	0.2090634	0.0309412
	4				0.1052800	0.0696964	0.0065946
	5					0.2685839	0.0276095
	6						0.0047137
1950	1	0.0364005	0.0572459	0.0000653	0.0182947	0.0165659	0.0228753
	2		0.1124392	0.0099490	0.0229977	0.0174663	0.0331757
	3			0.0257370	0.0014631	0.0013557	-0.0020007
	4				0.0145607	0.0148200	0.0129160
	5					0.0169978	0.0118991
	6						0.0157083
1951	1	0.0039474	0.0057287	0.0076761	0.0045342	0.0006365	0.0023217
	2		0.0671961	0.0302487	-0.0109551	-0.0113748	0.0005173
	3			0.0841609	0.0064260	0.0091201	-0.0005611
	4				0.0126990	0.0054947	0.0029747
	5					0.0061091	0.0003276
	6						0.0022556
1952	1	0.0056246	-0.0010701	0.0130561	-0.0043588	-0.0058747	-0.0012998
	2		0.0153603	0.0006399	0.0022014	0.0049112	0.0007458
	3			0.0456531	-0.0101653	-0.0128162	-0.0043985
	4				0.0051894	0.0064169	0.0013202
	5					0.0090609	0.0016650
	6						0.0006060
1953	1	0.0159064	0.0170424	0.0163003	0.0049519	-0.0043099	0.0021595
	2		0.0332334	0.0213311	0.0034788	-0.0048076	0.0015979
	3			0.0336587	0.0066111	-0.0060739	0.0014912
	4				0.0036266	-0.0015948	0.0007601
	5					0.0017749	-0.0003764
	6						0.0011134

		第 6 表					
		1	2	3	4	5	6
1949	1	1.0000000	0.1379493	0.5672001	0.5137592	0.5528649	0.6540880
	2		1.0000000	-0.2599023	-0.0238235	-0.2289914	0.0299761
	3			1.0000000	0.2088527	0.7023602	0.7859080
	4				1.0000000	0.4150344	0.2961070
	5					1.0000000	0.7747425
	6						1.0000000
1950	1	1.0000000	0.8951175	0.0021344	0.7946720	0.6663784	0.9564652
	2		1.0000000	0.0185067	0.5696251	0.3996545	0.7885664
	3			1.0000000	0.0756550	0.0648518	-0.0995383
	4				1.0000000	0.9429700	0.8535158
	5					1.0000000	0.7282146
	6						1.0000000
1951	1	1.0000000	0.3519117	0.4212799	0.6405956	0.1296545	0.7782321
	2		1.0000000	0.4024226	-0.3750963	-0.5610785	0.0419586
	3			1.0000000	0.1964489	0.4022698	-0.0407063
	4				1.0000000	0.6241566	0.5562370
	5					1.0000000	0.0881877
	6						1.0000000
1952	1	1.0000000	-0.1151909	0.8160063	-0.8066325	-0.8234329	-0.7049189
	2		1.0000000	0.0241687	0.2465864	0.4165635	0.2444284
	3			1.0000000	-0.6603074	-0.6306440	-0.8372514
	4				1.0000000	0.9359949	0.7450339
	5					1.0000000	0.7106274
	6						1.0000000
1953	1	1.0000000	0.7416737	0.7047224	0.6524672	-0.8115961	0.5132989
	2		1.0000000	0.6402524	0.3175681	-0.6258918	0.2626958
	3			1.0000000	0.5985333	-0.7861026	0.2438395
	4				1.0000000	-0.6289387	0.3786490
	5					1.0000000	-0.2675005
	6						1.0000000



一九四九年乃至五三年の期間における輸入弾力性の計測

第 7 表

	1949	1950	1951	1952	1953
12345	0.1627505	0.0042402	0.0266808	0.0066678	0.0232264
12346	0.1124494	0.0021670	0.0311009	0.0143405	0.0612936
12356	0.1147323	0.0043432	0.0402259	0.0207430	0.0256045
12456	0.1214771	0.0002118	0.0187762	0.0083948	0.0469254
12456	0.0528598	0.0014549	0.0342316	0.0024939	0.0446668
23456	0.0818338	0.0057880	0.0600974	0.0076255	0.0958841
123456	0.0336077	0.0001502	0.0065462	0.0007608	0.0109029

第 8 表

	$\frac{X}{M} \cdot \frac{dM}{dX}$	$\frac{E}{M} \cdot \frac{dM}{dE}$	$\frac{P_e}{M} \cdot \frac{dM}{dP_e}$	$\frac{P_m}{M} \cdot \frac{dM}{dP_m}$	$\frac{P}{M} \cdot \frac{dM}{dP}$
1949	1.8429560	-0.6398092	-0.2318830	0.0947509	5.1989287
1950	-0.4633260	0.5720800	1.2623179	0.0683363	-1.7505516
1951	4.1084258	0.4810002	-1.0733706	3.1202342	-3.6250436
1952	1.5949934	0.3369576	0.7564331	-0.0332726	-5.8063980
1953	7.3224614	0.5460167	2.3090968	17.6990067	-20.6680641

(資料)

- X : 経済審議庁, 鉱工業総合生産指数 (1934-36=100)  
E : 1) 1949, 大蔵省税関部試算, 輸出数量指数 (1948=100)  
2) 1950-53, 経済審議庁, 輸出数量指数 (1934-36=100)  
M : 1) 1949, 大蔵省税関部試算, 輸入量指数 (1948=100)  
2) 1950-53, 経済審議庁, 輸入数量指数 (1934-36=100)  
 $P_e$  : 1) 1949, 大蔵省税関部試算, 輸出物価指数 (1948=100)  
2) 1950-53, 経済審議庁, 輸出単価指数 (1934-36=100)  
 $P_m$  : 1) 1949, 大蔵省税関部試算, 輸入物価指数 (1948=100)  
2) 1950-52, 経済審議庁, 輸入単価指数 (1934-36=100)  
P : 1) 1949-52, 日本銀行総計局, 東京卸売物価指数 (1948, 1=100)  
2) 1953, 日本銀行総計局, 東京卸売物価指数 (1952=100)

國際經濟研究(既刊)目次

第一号 昭和二十六年刊

アメリカ合衆国の外国貿易地帯……………柴田銀次郎  
 戦後日本貿易構成の分析……………川田富久雄  
 為替レートの安定性……………新庄博  
 米国における法人の能力の準拠法補講……………川上太郎  
 戦争インフレーションの歴史……………宮田喜代蔵

第二号 昭和二十七年刊

東南アジア諸国の經濟計画と貿易問題……………川田富久雄  
 香港貿易の性格……………柴田銀次郎  
 戦後神戸貿易業の実態……………藤井茂  
 外国仲裁判断の執行に関するジュネーブ条約……………川上太郎  
 所得流通速度の分析……………矢尾次郎  
 欧米における位置地代理論の特徴……………野村寅三郎

第三号 昭和二十八年刊

東南アジア諸国の国際収支……………川田富久雄  
 タイ国の外国貿易とその産業構造……………柴田銀次郎  
 日本綿業の統計的分析について……………家本秀太郎  
 Aftershock of Inflation……………新庄博  
 The Position of Japan in the Asian Economy……………宮田喜代蔵  
 (資料)日本の対アジア貿易……………片野彦二  
 (一九五〇—五一年)……………藤田正寛  
 (紹介)D・B・マーシュ著「世界貿易と投資」……………藤田正寛

第四号 昭和二十九年刊

自由港の起源とその史的発展……………柴田銀次郎  
 東南アジアとラテンアメリカの貿易構造の比較研究……………川田富久雄  
 新中国の經濟制度……………宮下忠雄  
 東南アジアのインフレーション……………矢尾次郎  
 現下世界決済機構の一考察……………藤田正寛  
 戦後の国際収支……………片野彦二  
 日本海運業生成過程における海運競争……………佐々木誠治  
 (資料)日本の政府貿易統計……………片野彦二

第五号 昭和二十九年刊

世界に於ける自由港の經營実態……………柴田銀次郎  
 戦前及び戦後の東南アジア貿易……………川田富久雄  
 古代經濟と海運活動……………佐々木誠治  
 国際流動性準備変動の地域的研究(其の一)……………藤田正寛  
 国際分業について……………片野彦二  
 雑誌文献目録……………資料室

(併刊) 企業經營研究 第VI号目次

基礎在高法研究……………渡辺進  
 經營の地域的分化とその論理……………米花稔  
 社会会計と勘定設計の理論……………能勢信子  
 (研究)エノミツク・アナログ……………木谷秀雄  
 (資料)ジョン・ピアポント・モルガン……………井上忠勝  
 (一八三七—一九一三)……………能勢信子  
 (資料)国民所得の再分配……………上村久雄  
 (資料)デイヴィスの生産性会計……………難波恒治郎  
 (資料)事務の合理化と機械化……………難波恒治郎

THE RESEARCH INSTITUTE FOR  
ECONOMICS & BUSINESS ADMINISTRATION  
KOBE UNIVERSITY

Director : Ginjiro SHIBATA  
Secretary : Toshio HARA

GROUP OF INTERNATIONAL  
ECONOMIC RESEARCH

Ginjiro SHIBATA	Professor of International Trade and Marine Economics
Fukuo KAWATA	Professor of International Trade
Kiyozo MIYATA	Professor of Economics
Hiroshi SHINJO	Professor of International Finance
Torasaburo NOMURA	Professor of Transportation
Taro KAWAKAMI	Professor of Private International Law
Jiro YAO	Professor of International Finance
Seiji SASAKI	Assistant Professor of Marine Economics
Masahiro FUJITA	Assistant in International Finance Section
Hikoji KATANO	Assistant in International Trade Section
Hiromasa YAMAMOTO	Assistant in Marine Economics Section

GROUP OF BUSINESS  
ADMINISTRATION RESEARCH

Susumu WATANABE	Professor of Accounting
Minoru BEIKA	Professor of Plant Location
Yasutaro HIRAI	Professor of Business Administration
Tadakatsu INOUE	Assistant Professor of Business History
Hideo KITANI	Engineer of Business Machinery
Nobuko NOSÉ	Assistant in Social Accounting Section
Hisao KAMIMURA	Assistant in Accounting Section
Tsunejiro NANBA	Assistant in Business Administration Section, Engineer of Business Machinery

Office : The Kanematsu Memorial Hall,  
THE KOBE UNIVERSITY  
ROKKO, KOBE, JAPAN

昭和31年1月10日印刷  
昭和31年1月20日發行

編纂發行所  
神戸市灘區六甲台町  
神戸大學經濟經營研究所  
印刷所  
奈良縣天理市川風城  
天理時報社

KOBE UNIVERSITY  
INTERNATIONAL ECONOMIC  
REVIEW

ANNUAL REPORT

VI

CONTENTS

Transition in the American Commercial Policies	.....Ginjiro SHIBATA
A Study on the Economic Development of Argentina	.....Fukuo KAWATA
A Study on the Several Groups of the "Shagaisen" (Tramps) and Their Development in Japan	.....Seiji SASAKI
The Banking System in Argentina	.....Masahiro FUJITA
International Division of Labor and International Exchange	.....Hikoji KATANO
Résumé ( <i>in English</i> )	

THE RESEARCH INSTITUTE FOR ECONOMICS  
AND BUSINESS ADMINISTRATION  
KOBE UNIVERSITY

1955